

キクジ

紋を上下に印するの差あるのみ、一名二菊小判といふ(三)重三匁一分、模造のものといふ形は、第一より細長く、大なる菊紋を上下に印す(四)重二匁五分、金色中菊小判は、重一匁七分五厘、金色下表に、扇形の内に菊を畫きたるもの上下に、中央に菊のみを印す(金銀圖録)

キクジャク

菊尺

名物物をはかる尺度の名、菊の花の寸をさす物さしなる故にかく名づく○日本曲尺にて六寸餘あり(沿革)世に傳ふ、陶淵明が用ひたる尺なりと、又云晉の尺なりと、又云彭祖の用ひたる物さしにて、漢の尺なりと、然れど詳かならず、若し日本曲尺の六寸を彼の國尺に當つれば、武王八寸の尺にあたり、夏尺の八寸は、日本の六寸四分なり、日本曲尺にて漢の尺をはかれば、八寸八分餘に當れり、然れど證據なきを以て何れとも定め難し(數學類聚、古事類苑稱量部)

キクス井ノモン

菊水紋

紋所の名、菊の花に水を畫きたるもの、楠木氏之家紋となす、諸家系圖纂に據れば、後醍醐天皇正成を召し、御盃を賜はる時、自ら菊花一莢を採り、菊は千載の功ありと詔し、之を盃上に浮べられしに、正成之を飲むと三盃、遂に家紋と爲したるが如し、

キクタノコホリ

菊多郡

所在陸奥國、今は磐城國(沿革)舊常陸國多郡に屬す、養老二年五月之を割きて郡と爲し、石城國に屬す、後小國廢して陸奥に入る、和名抄に、酒(サカキ)河邊(カハノ)山田(ヤマダ)大野(オホノ)の郷あり、明治初年磐城國を置きて之に屬す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

キクチウチ

菊池氏

姓は藤原、太宰權帥隆家より出づ、其孫太宰少監則隆、延久二年肥後菊池郡に居す、因て氏となす、菊池軍記一説、淺羽本系圖

キクチ

共に隆家の子經輔、經輔の子政則、政則の子則隆となす、一世を誤れり、五代隆直に至り、力を平氏に盡し、一を以て、源頼朝の殺す所となる、其より三代能隆、承久の役王事に勤む、北條義時の爲めに邑を奪はる、四代時隆叔父武本と地を争ひ、交刺して死す、子武時元弘中詔を奉じて北條英時を討つ、力戦して節に殉ふ、子孫忠烈を續し、拮据王事に勤む、武重懐良親王を奉じ、南朝に盡す、武政應安七年足利氏に降る、肥後國を安堵せらる、武運其族爲光の爲めに逐はる、後ち歸國す、其子政隆以下一族従はざるもの多く勢なし、惟前永正中阿蘇惟豊に攻められ薩摩に逃る、天文元年武包大友氏に攻められ、肥前高來城にて戦死し、菊池氏滅ぶ○武運の子重爲、肥後米良に居り、菊池を隠し米良と號す、其子孫相繼ぎ、十九代則忠の時、菊池に復す、明治に至り華族に列し男爵を授けらる、其族蕃衍し、西郷、小島、山鹿、合志、追分、兵藤、藤田、村田、長坂、出田、佐野、堀川、八代、片角、大浦、伊倉、小野崎、林原、加江、城、赤星、林、若宮、中山、村山、甲斐、長瀬、重富等諸氏皆其裔たり(吾妻鏡、太平記、武朝申狀、菊池系圖、家譜)

Table with genealogical information for the Kikuchi family, including names like 隆直, 隆定, 隆隆, 隆泰, 武房, 時隆, 武時, 武重, 武士, 武光, 武政, 武朝, 兼朝, 持朝, 爲邦, 重朝, 武運, 政隆, 武經, 惟前, 武包, 重治, 武重, 武國, 武長, 重爲, 國重, 重次, 重種, 重治, 重鑑, 重良, 重隆, 重直, 重季, 則隆.

キクチ

則重 則信 則元 則純 則敦 則順 榮叔 則忠 武臣

キクチサンバ

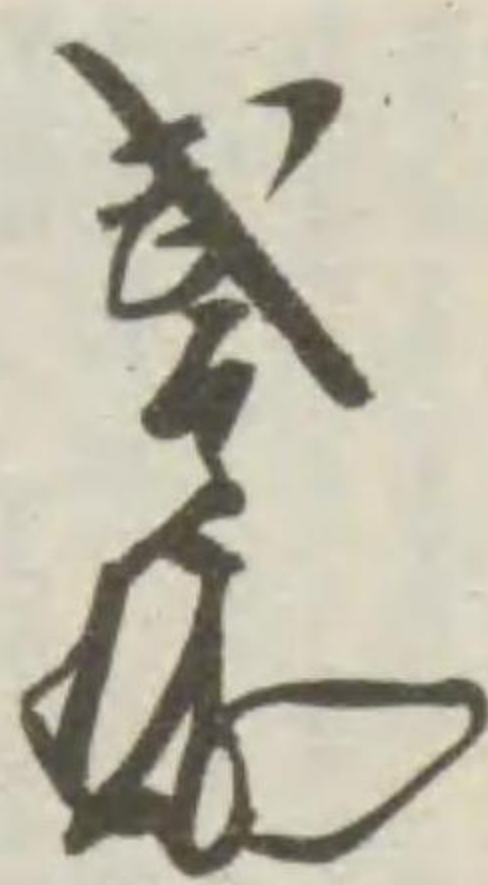
菊池三馬

式亭三馬(シキテイサンバ)を見よ、

キクチタケシゲ

菊池武重

名號二郎と稱す(沿革)武時入道(寂阿)の長子(事蹟)肥後守たり、後ち左京大夫となる、元弘三年父武時北條英時を博多に攻むるや、命を受けて軍中より歸國し、再擧の計をなさしむ、建武二年新田義貞に従ひ足利直義と箱根に戦ふ、先登敵を破る、官軍竹下に敗る、や、武重の爲めに義貞西還することを得たり、延元元年足利尊氏關を犯す、武重義貞に従て大渡に戦ふ利あらず、車駕を護りて延暦寺に至る、又臨屋義助に従て船坂山を攻めて功あり、十月天皇尊氏に給かれて入京す、武重従て拘囚せらる、守者の隙を伺て遁れ還り兵を集む、二年一色範氏來り侵す、武重阿蘇大宮司治惟澄と共に之を破る、いまだ歿年を詳かにせず(大日本史)



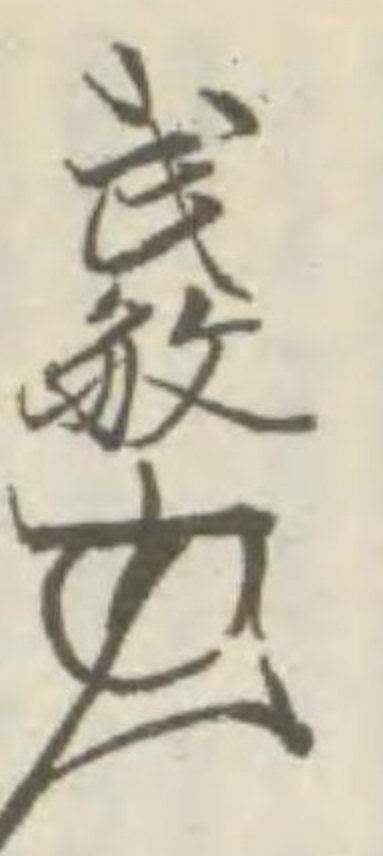
(押花)重武 眞西還することを得たり、延元元年足利尊氏關を犯す、武重義貞に従て大渡に戦ふ利あらず、車駕を護りて延暦寺に至る、又臨屋義助に従て船坂山を攻めて功あり、十月天皇尊氏に給かれて入京す、武重従て拘囚せらる、守者の隙を伺て遁れ還り兵を集む、二年一色範氏來り侵す、武重阿蘇大宮司治惟澄と共に之を破る、いまだ歿年を詳かにせず(大日本史)

キクチタケトキ

菊池武時

名號通稱二郎、剃髮して寂阿といふ(沿革)隆盛の二男、兄時隆の死後家を繼ぐ(事蹟)肥後の人、元弘三年後醍醐天皇隆盛を脱して伯耆國船上山に幸するや、武時は、少貳貞經、大友貞宗等と勤王のことを謀り、密に使を遣はして、これを行在所に奏す、天皇嘉賞し、錦旗を賜うて其義を勵す、時に鎮西探題北條英時博多に在りて其謀を聞き、武時を召す、武時事の洩れたる

阿)の第八子、武重の弟(事蹟)はじめ兄武重弟武士を養ひて子となし、家を譲りしが、武士早く家務を辭せるを以て、武光入りて本宗を襲ひ肥後守となり、又肥前守となる、是より先後醍醐天皇、皇子懐良親王を以て征西將軍と爲し、出で、筑紫を鎮せしむ、興國中に至り、武光、親王を肥後に迎へて之を奉じ、大友氏時、少貳頼尙等と連歳兵を構へ、屢々之に克つ、正平十三年一色直氏、及び其弟範氏を筑前に撃つて之を走らす、茲に於て聲譽大に揚り、九州の諸豪族等來り屬するもの多し、尋で兵五千を率ゐ、島山國久を日向國六笠城に撃ち、また國久の子重隆を三股城に攻めて之を走らす、十四年懐良親王を奉じ、頼尙と筑後川に戦うて大に之を破る(チクゴカハノタカヒ、參看)明年また親王と共に進んで博多に陣し、兵を分ちて松浦黨を香椎に撃つて之を走らす、文中二年十月卒す(大日本史、野史)



(押花)敏武 眞經退いて内山軍を殲す、尋で

キクチ

を覺り、眞經眞宗に應じて援力兵を擧げんとす、眞宗大勢を願望して未だ答へず、眞經もまた玉師慶々京師に敗る、を聞き、疑懼して安せず、遂に武時の使者を斬り、首を英時に送る、武時憤怒し、手兵百五十人を率ゐて英時を博多に圍む、兵皆殊死して戦ふ、英時窘迫將に自盡せんとす、會々眞經眞宗等來りて英時を援ふ、武時克つ能はざるを察し、長子武重に兵五千を分ち、本國に歸りて再擧を圖らしめ、自ら餘兵を督し、奮戦して陣頭に斃る、時に年四十四(大日本史)

キクチタケトシ

菊地武敏

武時の子(事蹟)肥後守に官軍に應ず、延元元年足利尊氏の西走するや、少貳貞經、子頼尙を遣はして之を迎へしむ、武敏偵知し、兵三千を發して之を水木渡に要し、撃つて其後

キクチ

略は平ぐ、即ち懐良親王を奉じ、進んで筑前府に陣す、茲に於て眞世の弟仲秋兵を發して來り攻む、武朝博多に戦うてまた之を破る、三年大内義弘と大に絶打に戦うて利あらず、翌年眞世再び衆を帥ゐて託摩原に至る、武朝敗れて劍を破り、族人戦死せる者多し、會々懐良親王來り援け、遂に眞世を走らす、應永十四年卒す、年四十五(大日本史、野史)

キクチタケマサ

菊池武政

名號幼字二郎、法名悟眞寺忠行(事蹟)武光の子(事蹟)肥後守に任す、左京大夫となる、正平二十一年三月師二萬餘を率ゐ、黒崎より船に乗じて赤間關に到り、進んで長門府に入り、大内弘世と戦うて之を破り、また根を奪うて吉野の朝廷に獻す、建徳元年の秋兵五萬を募り、門司柳浦に到り、東上せんことを圖る、今川眞世の來攻によりて果さず、尋で明年眞世等と肥後國水島臺、及び合志郡に於て戦ひ、みな之を破る、是年征西將軍懐良親王の旨を奉じ、僧如桂を明に遣はす、文中三年三月足利義満兵十七萬を率ゐて來り伐つ、武政即ち泰成親王を奉じて太宰府に次し、弟武敏に兵二萬を授けて之を長門に遣はしめ、連戦皆克つ、義満因りて九州の諸豪族を誘致す、大友、島津、松浦、秋月以下降るもの多く、武政の兵勢日に蹙す、武政衆意敵すべからざるを以て、退いて高長山に次す、義満長驅して豊後に入り、且つ細川頼之の説を用ひ、菊池氏の封境を全くするを條件として和を行はんとし、旨を武政に諭す、武政之に従ふ、天授二年また兵を出して筑後を抄略し、進んで肥豊に入り、更に進取を圖りしが、會々病に罹りて遂に卒す、年三十五(野史)

キクチ

阿)の第八子、武重の弟(事蹟)はじめ兄武重弟武士を養ひて子となし、家を譲りしが、武士早く家務を辭せるを以て、武光入りて本宗を襲ひ肥後守となり、又肥前守となる、是より先後醍醐天皇、皇子懐良親王を以て征西將軍と爲し、出で、筑紫を鎮せしむ、興國中に至り、武光、親王を肥後に迎へて之を奉じ、大友氏時、少貳頼尙等と連歳兵を構へ、屢々之に克つ、正平十三年一色直氏、及び其弟範氏を筑前に撃つて之を走らす、茲に於て聲譽大に揚り、九州の諸豪族等來り屬するもの多し、尋で兵五千を率ゐ、島山國久を日向國六笠城に撃ち、また國久の子重隆を三股城に攻めて之を走らす、十四年懐良親王を奉じ、頼尙と筑後川に戦うて大に之を破る(チクゴカハノタカヒ、參看)明年また親王と共に進んで博多に陣し、兵を分ちて松浦黨を香椎に撃つて之を走らす、文中二年十月卒す(大日本史、野史)

キクチノシンシヤ

菊池神社

所在肥後國菊池郡隈府村(沿革)菊池武時(事蹟)明治三年之を創建し、十一年一月、別格官幣社に列す、祭日五月五日(官國幣社一覽)

キクチ

キクチバ 黄朽葉 蕨の色目の名、表裏共に朽葉色の黄ばみたる色にして、支子に、茜若くは紅を交へて染むと云へり(装束色彙、四季色目)

キクチ

キクチン 麴塵 染色の名、青にして且つ黄なるもの、麴の花始めて生ずる時は皆青にして黄なり、青白様と同じ、桃花葉葉に、青色衣、苜蓿と紫とにあくをさす、又、麴塵云々と見え、或装束抄に麴塵、青色、又、山鳩色云々とあり、飾抄、遺遠院装束抄等に、黄縹染と同じ様にいへど誤りなり、初め天皇、太上皇、皇后、皇太子、攝政、關白、大臣、納言、參議、侍臣、便に隨て着用せしが、後に天皇、太上天皇の着御となる、キクチンゴハツ(参看(装束色考))

キクチンノコハツ 麴塵御袍 麴塵の御袍を云ふ、天皇御の御袍なり、青色御袍、青白様御袍とも稱す、俗に山鳩色の御衣と云ふ、麴塵表は浮線綾練衣にて経朋黄練黄なり、裏は平絹色黄にて表に同じ、紋は竹柄、風凰、或は牡丹に長尾鳥、唐草に鳥等にて、緯糸にて付く、染料は綾一疋に刈安草大九十六斤、紫草六斤、灰三石、薪八百四十斤を要す



(裁所式圖東裝) 付絲緯鳥唐草紋

夏は生衣、冬は練なり、上皇も稀に着御し給ふことあり、臣下は着川するを得ず、獨り六位藏人は拜領の由にて着するを得、枕草子に、六位藏人こそ、なほ

キクチ

めでたけれ、いみじき公達なれども、えしき給はぬにや、織物を心にまかせてきたる、青色姿などいゝとめでたけれ」とあるものは是なり、晴の時は、三人迄着し、路次供奉して庭上まで参内す、堂上にては一人一人を着す(西宮記、飾抄、海人蓬芥、胡曹抄、桃花葉、名目抄、西三條裝束抄、裝束圖式)

キクチヨウサイ

菊地容齋 名は武保、通稱量平、容齋と號す、源氏長子、中興徳川幕府の家人たり、幼より文學に志し、まに深く繪畫を好む、十八歳の時、高田圓乗に就きて狩野派の畫を學ぶ、時に畫は一流にのみ泥むべからずとの師説により、流派の如何を問はず、先哲の遺蹟は悉く模寫修學し、遂に一派を爲す、其畫く處、有職衣冠の人物、南朝の武者、及び官女、遊女、雅俗の人物、山水草木、鳥獸虫魚、或は神社佛閣の畫圖等、みな眞に逼る趣あり、山水に至りては、淺深遠近、高低の位地全備して、幅中に數里の眺望あり、樹木人家の類は、恰も設立せるに異ならずして、泰西の油畫に髣髴たり、而して其筆意は、探幽、隱居、文吳、三傑の雅趣を披き、圖は有職古土佐の風に徹ひて新意を出せり、また我國に於ける名臣節婦等を描きたるものなきを憤慨し、遂に前賢故實を著す、畫中の人物、調度、風俗以下みな正史に基き、悉く本據あり、はじめ之を編せんとし、諸國を遊歴せし時に、大和國に滞在して、後醍醐天皇の御像を寫し奉り、令繪御廟に納めありといふ、後、明治元年前賢故實集成の時に當り、聖上御東幸の折なれば、其一本を天覽に供し、歎感斜ならずとの勅語を賜はる、八年一月二日日本畫士の稱號を賜ひ、同月七日白畫を獻りて恩賜の榮を拜す、九年米國博覽會に奇畫を出品して賞牌を受け、内國勲業博覽會にても亦名譽勲章の賞

め、天皇神泉苑に行幸ありて、乾臨閣にて宴を開かせ給ふなり、キクチウヤツを見よ(内裡式)

キクノマ

菊間

江戸幕府江戸城中表座敷居間の名、襖に雛菊を畫けるに因て名づく、三萬石以下の諸大名、及び諸衆の嫡子、大番頭、兩番頭登城の節詰所と爲す、又同所御帳帳は、諸衆並、同嫡の詰所と爲す、江戸城(エドツヤウ)の附圖を見よ、今左に天保六年度に於ける菊間詰の諸侯を示す(柳營秘鑑、武家格例式)

武藏國郡安部 上野伊勢 酒井 備中庭瀬板倉 三河奥殿松平 備前村田 内藤 和泉伯太渡邊 近江山上稻垣 安房勝山酒井 武藏金澤米倉 下總多古松平 丹後峰山京極 出羽長瀬米津 下野足利戸田 常陸牛久山口 下總高岡井上 駿河小島松平 下野小島内田 安房館山稻葉 大和柳生柳生 大和薪庄永井 美濃大垣戸田 河内丹南高木 常陸下妻井上 三河西木 大岡 越後推谷 堀 上總五井有馬 越前柳山酒井 また左の諸家は、元菊間詰となす 相模秩野山中大久保 上總一宮加納 下總生實藤川 近江三上遠藤 美濃高宮本庄

キクノセツク

菊節句

重陽(キウウヤウ)を見よ

キクノハナノエン

菊花宴

重陽の宴を云ふ、天皇神泉苑に行幸ありて、乾臨閣にて宴を開かせ給ふなり、キクチウヤツを見よ(内裡式)

キクノマ

菊間

江戸幕府江戸城中表座敷居間の名、襖に雛菊を畫けるに因て名づく、三萬石以下の諸大名、及び諸衆の嫡子、大番頭、兩番頭登城の節詰所と爲す、又同所御帳帳は、諸衆並、同嫡の詰所と爲す、江戸城(エドツヤウ)の附圖を見よ、今左に天保六年度に於ける菊間詰の諸侯を示す(柳營秘鑑、武家格例式)

キクノモ

菊紋

紋所の名、菊の花を紋としたるもの、多くは花辨十六枚あるものを用ふ、専ら皇室の御徽章に用ひ給ふ、稀には臣下にも用ふ、源氏物語に早く奈良朝より詩歌に顯はれしも、紋所に用ひられしこと詳かならず、本居宣長は、文應元年八月新院(後深草)御幸記に、赤色御袍、窠文中菊八葉云々とある文によりて、菊紋の起りとな

キクノモノ

菊紋

紋所の名、菊の花を紋としたるもの、多くは花辨十六枚あるものを用ふ、専ら皇室の御徽章に用ひ給ふ、稀には臣下にも用ふ、源氏物語に早く奈良朝より詩歌に顯はれしも、紋所に用ひられしこと詳かならず、本居宣長は、文應元年八月新院(後深草)御幸記に、赤色御袍、窠文中菊八葉云々とある文によりて、菊紋の起りとな

キクノ

き、露にしめりたるを九日に取りて、身にしめし、老を拭ひ捨て、若にかへるなど云ふまじなひに爲せしなり、源氏物語に、隣なりける人の許より、九月九日菊にわたかづけにおこせたりける、つとめて取てやるにつけて、數知らず君が跡をのほへつゝ名たる宿の露とならんといへば、此頃より始まりしならん、然れども、正しき行事にはあらざりしなるべし、蓋し菊は仙境にさける花にて、延年の功能あると云へるより、千歳の祝を延ぶる祝とせしなるべし、古今六帖九日賞之の歌に、ぬれきぬと人にいはすな菊の露よはひのぶとぞわがそぼらつる、賞之集に、延長四年九月二十四日法皇六十賀京極御息所被奉仕時屏風歌、菊、いかでなほ君が千歳は菊の花折つゝ露にぬれんとぞ思ふ」とあり、此外曾根好忠集、中務集等にも見え、紫式部日記にも、寛弘五年九月九日に、菊の綿を兵部のおもとのもて来て、これとのうへのとりわきていとよ老のこひすて給へとのたまはつるとあれば、菊の露分るばかりに袖ぬれて花の主は千世はゆづらんなど見えたり、猶源氏物語、枕草子、辨内侍日記等にも多く見えたり、後世菊を弄ぶの餘、寒霜を防ぐ爲めと云ひ、或は菊の香を綿にうつして賞せしなりと、或は咲ざる菊を咲かしと見えん爲めに、赤白黄の綿を花形に作り、枝に挟みしなりと云へるは誤なり(世説問答、春淡酒話、倭訓栞、松葉葉、古今要略稿)

キクノコホリ

企救郡

豊前國

源氏物語に書紀雄略天皇十八年八月の條に見えたるが、聞に作る、又萬葉集にも聞、企救に作る、續紀天平十二年八月に企救郡始めて見えたり、中世規矩に作る、和名抄に、長野、蒲生の郷あり、元祿圖企救に作る、以後皆之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

キクツ

キクノ

牌を得たり、十一年六月十六日歿す、年九十一、谷中天王寺の共葬墓地に葬る(墓碑、扶桑書人傳)

キクツクリノタチ

菊作太刀

菊花を銘に打たる刀を云ふ、後世菊一文字と呼ぶ、後鳥羽院、則宗貞次等の名高き鍛冶工十二人を撰び、十二月に分ちて、院内に番を勤めさせて刀を作らしめ、院も御手づから作らせ給ひ、其時の御作には十六葉の菊の紋をすみせられしと云ふ、尺素往來に、後鳥羽院番鍛冶御作、以、菊爲、銘云々と見えたり、楠木正成が櫻井驛にて其子正行に訣る時、皆て賜はりし所の太刀を興へしは即ち是の菊作なりと云ふ(承久軍物語、尺素往來、倭訓栞、本朝軍器考、貞丈雜記)

キクテイウチ

菊亭氏

今出川氏(イマダガハツヤ)を見よ

菊亭入道前右大臣 今出川兼季(イマダガハカネスエ)を見よ

キクトウダイ 燈臺(トウダイ)を見よ

キクトウチ 菊綴 素襖、水干、長袴、直垂等の縫目の綻を防ぐ爲めに、組紐を綴り付けて、其餘りを縮めて押し平らめて菊花の如くしたるものを云ふ、蓋し素襖は紋の上に、細き草を結び付けて、後世は全く裝飾のみなり、色糸にて、の形に作り、襷飯にて付くるに至り(貞丈雜記)

キクノエン 菊宴 重陽宴を云ふ、キクチウヤツを見よ

キクノキセワタ 菊被綿 名義九月九日 菊花に綿を被らしめたるをいふ、是は菊の露に身を拭ひ給ふを延ぶる祝とせしなり、若し九日に花咲かざる時は、綿にて菊花を作り、八日の夕に菊にきせ置

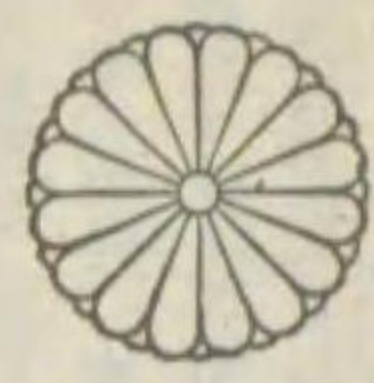
キクノ

キクノ

し、小中村博士、黒川博士は、之によりて太上天皇御袍の文より出でしものと云へり、然れども、是より數十年前後鳥羽上皇は親ら作らせ給へる刀座に、十六の菊花文を彫つけさせ給へりといへば、必ずしも御袍より出でしと云ふべからず、貞丈雜記に、天子の御紋と云ふこと、上古には無之事也、源平合戦の頃より、御幕などに、菊の御紋を付せられしなるべきか、菊は元來に御裝束の織紋なり、それと武家の定紋の如く、御幕にも何も用ひられしなるべし、黄縹染と云ふ御裝束には、桐、竹、風凰、麒麟の織紋あり、赤色の御袍には、窠の中に菊の紋あり云々とあるは、種なる説なるも、源平切に幕に菊を用ひし事、及び御袍の紋に用ひられし例證見えざれば、信じ難し、但し源平武士以後、諸家にて紋章を用ひしより、朝廷にても御紋章を用ふるに至りしは事實なり、案するに菊は、支那にて隱逸なるものとし、仙家の花とも稱し、之にあゆれば跡を延ぶとも云ひて、日出度花なるを以て、御紋章に用ひ給ひしものなるべし、而して後深草上皇以後、上皇法皇共に菊花を用ひさせ給ひし(是より先上皇の御袍には桐竹風凰を用ふ)天皇の用ひ給ふは室町時代よりなるが如し、後花園天皇永享九年十月二十一日室町殿行幸記に、夜御殿裝束の條に、御帳帳(壽輪唐草)御降子之繪(桐竹と風凰)云々と二十五日御輪の條に、次に主上御直衣、紅の御うち衣、紫の御指貫(御文章)切板敷に出御(中略)次飛鳥井中納言御足をしたむ、御具足居三柳宮、責任持三參之、御襦有紋の紫皮、御紋菊八葉縫物也」とあれば、後花園天皇は、既に菊紋を用ひさせ給ひしこと明なり、千代の松根に載せたる延徳元年六月の妙心寺文書に、一菊金之紋付之品々、紫中襦より御寄進の道具に候ゆゑ、

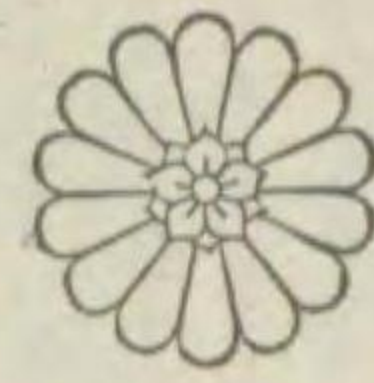
キクノ

後住(相渡者也)と見え、又江就記に、正親町院御即位爲御禮、永祿三年に元就公上洛して御即位料を調進、因に太膳大夫に任じ、菊桐之御紋を拜受也、又毛利系圖にも、同じく菊桐の紋を賜はりしこと見えたり、此頃は既に御紋章と定まりたりしもの、如し、然れども猶臣下の之を用ひし者ありしと見え、文祿三年豊臣秀吉令して、菊桐紋を臣下の紋に用ふるを禁じたり、茲に於て菊桐は全く皇室専有の御紋章となれり、京都桂宮御幸殿の違棚の金具には、二十葉二十葉の菊あり、



(紋菊葉六十)

釘隠の金具には十六葉の菊を用ひたり、御幸殿は寛永中の作なれば、十六葉と定まりしは此より後のことなるべし、明治元年正月、仁和寺宮(北白川宮)を征討大將軍となし、錦旗を賜ひて徳川慶喜を征せしむ、この錦旗には十六葉の御紋章をつけ給へり、これ十六葉の菊御紋章の確定せし時なるべし(是月宮門警衛の諸侯の旗、及び挑燈に菊御紋章を許るし、且つ諸藩出兵の際に一流づ、菊御紋章の旗を下されたり、尋で出征の際のみに下されしことなし給へり)二年二月、親王家并に公卿の菊御紋を用ふることを禁じ、同年八月、親王家の菊御紋は十六葉を用ふるを禁じ、裏菊等を用ひて天皇の御紋章に紛れざらしめ、四年六月、皇族に十四葉一重裏菊を用ふるを許し、皇族の外は由緒の有無にかはらず之を禁じ、紛敷紋章は改めしむ、七年四月官幣社社殿の裝飾、及び社頭の幕挑燈に、菊紋を用ふるを許す、十三年に、菊紋章及び紛敷紋章を、賣品に畫く事を嚴禁したり○江戸時代、公卿諸侯等にて



(紋菊葉)

及義倉兵器數文始述子辨官と見え、賦役令には、一位以下及び百姓雜色の人等、皆戸粟を取て以て義倉と爲さしめ、上々戸は二石、上中戸は一石六斗、上下戸は一石二斗、中上戸は一石、中々戸は八斗、中下戸は六斗、下上戸は四斗、下中戸は二斗、下々戸は一斗を收め、若稻は二斗、大麥は一斗五升、小麦は二斗、大豆は二斗、小豆は一斗を各粟一斗に當て、皆田租と同時に收めよとあり、慶雲三年詔して中下以下を免じ、元明天皇和銅六年二月復九等の戸に課して更に資財を以て其等差を定め、靈龜元年五月更に義倉粟を出す法を定め、和銅の時より率を輕くす、孝謙天皇天平寶字二年五月また中下以下を免す、嵯峨天皇大同四年四月、五位已上義倉に進むるの輩、法に仰て僅に代物を進め未進數多きを以て、封録を留めて將來を懲す、仁明天皇承和九年十月太政官義倉の物を悲田に充て、鴨河の側邊を聚葬せしむ、降りて醍醐天皇延喜の年、式を制して之を定む、民部式に、凡京職正稅義倉穀者、省與三計主稅共知、出納、義倉用度帳、京職毎年三月進、官、即經省下、察と見え、又主計式に、凡輪、義倉穀者、一位五斛、二位四斛、三位三斛、四位二斛、内五位一斛、外五位五斗、上上戸二斛、上中戸一斛六斗、上下戸一斛二斗、中上戸一斛、中中戸八斗、其帳至、察即更造、帳一通(一通中省、一通留、察若有損、去年返却其帳、若應、賜給者、國司熱量、貧乏、人別班給一斛已下一斗已上、總所給用、不得過一年所輸數、若應、過此數、即言上聽、裁)といへり、爾後義倉につきて見る所なし(續紀、令義解、三代格、延喜式、大日本租稅志)

キクフ

キケン

菊紋を用ひたる家々は、即ち十六葉の菊は廣幡、足利、京極、毛利、牧野、大谷、上杉、宗の諸氏、裏菊(菊花を裏よりみせたる形)は常盤井氏、十六八重の裏菊(十六葉の菊の八重になりて、菊形を示せるもの)は、飛鳥井、七條、水無瀬、町尻、櫻井、山井、太秦の諸氏、龜甲内の菊(龜甲の内に菊、そのものは宇津木氏、青山菊俗稱にして、抱、その葉の上に、菊花あるものは青山氏、十六葉を三つ重ねたるものは、秋月氏之を用ひたり(玉勝間、羽倉考、陽春廬雜考、菊桐御章紋考、法令全書)

キクフギヤウ

木具奉行 室町將軍大名の第に赴く時、諸家臨時に置く所の職名、膳部に用ふる器具の事を掌る(武家名目抄)

キクマ

菊間 所在上總國市原郡瀧澤、明治初年水野氏、駿河國沼津より移封、五萬石を領して治す、廢藩の時に至てやむ(明治政覽)

キクマル

菊丸 大納言隆季所持せる室の名、後醍醐天皇に之を進す、樂家録に、近衛基熙所傳に菊丸あり、頭に一重菊を畫くとあれど、同異詳かならず(樂器考)

キクワンチャウ

擬灌頂 東寺仁和寺の勅願結緣灌頂阿闍梨の宣下以後勅仕以前を云ふ、此阿闍梨は三會の講師に准するなり(寺官抄、僧官考)

キケン

議賢 六議の一、大德行あるものをいふ、ギシを見よ、

キケンセツ

紀元節 名義神武天皇の御即位を記念する祝日、天皇の御即位は、陰曆にて正月朔日なれど、大陽曆に換算し、二月十一日を以て、これに宛つて、元始の義なれども、又年號のことに用ふることなれり、此紀元とは神武天皇御即位の元年を、其由て起る所とし、此の紀元の始まる日たり

キケン

キサウ

るを以て紀元節の名とせる者と見えたり(起原論)明治五年に始まれり、同年十一月十五日を以て第一月二十九日神武天皇御即位相當に付祝日を被定、例年御祭典被執行候事と布告せられ、六年三月に、神武天皇御即位日を紀元節と稱すべし旨布告せられ、尋で七年以後二月十一日を祭日と改定、爾後變更なし(法令全書、官報、祝祭日講義)

キケンチャウ

寄見丁 僧侶の役名、御修法の時花を執る役、養和元年後七日法記に、時花(代給)衛士二人(號寄見丁)六衛駕丁結番毎日一人探進(之)とあり、

ギコ

議故 六議の一、天皇に侍して殊に接遇を蒙れるものをいふ、ギシを見よ、

ギコウ

議功 六議の一、大勳功あるものを云ふ、ギシを見よ、

ギコウ

義公 徳川光圀の私諱、トクガハミツクニシを見よ、

キコニチ

歸己日 又歸忌日とも書す、實は歸亡日にて歸りゆくを忌み、又嫁娶等を忌とする日、吾妻鏡に、曆仁元年十二月二十四日乙丑時、御還留遠州亭、今日依爲歸己日也、是無其憚之由、陰陽道雖勸申之、法性寺殿令忌御間、被追御佳例云々と見えたり、

キサイ

後 キサキの音便、同條を見よ、

キサイマチ

后町 大内裡の常寧殿の異名、ソウナイデンを見よ、

キサウ

義倉 名義、窮民を賑救せんが爲めに、田租の外戸粟を收め蓄へある倉、賦役令義解によれば富を分て貧を賑はす、其情義に合へり、故に義倉といふとあり(開原論)神武天皇の頃既に置かれたり、大寶二年二月丙辰の條に、諸國大租、賜起稻、

キサキ

及義倉兵器數文始述子辨官と見え、賦役令には、一位以下及び百姓雜色の人等、皆戸粟を取て以て義倉と爲さしめ、上々戸は二石、上中戸は一石六斗、上下戸は一石二斗、中上戸は一石、中々戸は八斗、中下戸は六斗、下上戸は四斗、下中戸は二斗、下々戸は一斗を收め、若稻は二斗、大麥は一斗五升、小麦は二斗、大豆は二斗、小豆は一斗を各粟一斗に當て、皆田租と同時に收めよとあり、慶雲三年詔して中下以下を免じ、元明天皇和銅六年二月復九等の戸に課して更に資財を以て其等差を定め、靈龜元年五月更に義倉粟を出す法を定め、和銅の時より率を輕くす、孝謙天皇天平寶字二年五月また中下以下を免す、嵯峨天皇大同四年四月、五位已上義倉に進むるの輩、法に仰て僅に代物を進め未進數多きを以て、封録を留めて將來を懲す、仁明天皇承和九年十月太政官義倉の物を悲田に充て、鴨河の側邊を聚葬せしむ、降りて醍醐天皇延喜の年、式を制して之を定む、民部式に、凡京職正稅義倉穀者、省與三計主稅共知、出納、義倉用度帳、京職毎年三月進、官、即經省下、察と見え、又主計式に、凡輪、義倉穀者、一位五斛、二位四斛、三位三斛、四位二斛、内五位一斛、外五位五斗、上上戸二斛、上中戸一斛六斗、上下戸一斛二斗、中上戸一斛、中中戸八斗、其帳至、察即更造、帳一通(一通中省、一通留、察若有損、去年返却其帳、若應、賜給者、國司熱量、貧乏、人別班給一斛已下一斗已上、總所給用、不得過一年所輸數、若應、過此數、即言上聽、裁)といへり、爾後義倉につきて見る所なし(續紀、令義解、三代格、延喜式、大日本租稅志)

キサキ

後、皇后をいふ、キサキといへり、皇后(クラウゴウ)及び嫡后(オホキサキ)の條參看、

キサキエ

蚶氣繪 室の名器、大小二器あり、累代の寶物にて神靈ありと云ふ、大蚶氣繪、下には人形の一寸許なるを刻み、上には鳳凰を彫む、物の形をば竹に残し、其外をば竹の皮をさきとり、帶より下は黒く、上は新しきやうにし、吹けば手より飛落るやうにて、竹の末のほらく、と動けが如し、其帯は二寸許り下りて廻りたるが、吹きしめられれば帯の干竹の首にあがるなり、常の室の如く始の息を荒く吹入つれば、吹息吸息に鼻よりつめたき風にて、吹息つて吹れざるなり、此器崇徳天皇保延四年中大災に罹りたりといふ○小蚶氣繪は、彫刻の大蚶氣繪より疏なるものにて、一條天皇の時、此器一度失せたりしが、御湯殿の下より発見したり、然るに空以て朽ちたるより、其先を切るも、猶其聲美なりと云へり(體源抄、禮樂志)

キサキノミヤ

皇后宮 皇后をいふ、クラウゴウを見よ、

キサシ

歸參 江戸時代、士の罪ありて主人方を逐はれたる者、其罪を赦して復歸せしむるをいふ、

キサシ

喜山 足利義政(アシカカヨシマサ)を見よ、

キサシ

義山 名義字は眞照、自ら信阿と號す(桑田)俗姓三寛氏、宣次の子、山崎山城華頂山の學僧なり、十五歳にして大和の光傳寺に投じて剃髮し、翌年江戸増上寺に遊學し、香譽上人の室に入る、香譽、義山の非凡なるを知り、命じて下野圓通寺開證和尚の令下に赴かしむ、既にして開證武藏岩槻の淨國寺に遷るに及び、また之に従ふ、開證寺器なるを喜び、所學を以て悉く義山に授け、後ち辭謝して京に歸る、時に年三十六、是より縁に従ひて

キサシ

居處定ることなし、後ち洛東華頂山天王神祠の傍に菴居す、四方風を望みて淨徒門に迫る、師道嚴恒に四來の爲めに宗書及び他宗の章疏を講説し、また宗書の誤謬多きを歎じ、普く善本を求めて校正し、印行して初學に便す、水戸光圀、師の徳風を聞き篤く請聘すれども固辭して往かず、正徳五年靈元上皇宮中に召して法要を問ひ、且つ十念を受け給へり、享保二年十一月十三日寂す、年七十、臘五十六、(開原論)光大師行狀翼贊、同開原論、曼荼羅進變記、和語燈錄、日講私記等(續東國高僧傳、佛家人名辭書)

キサラギ

二月 二月の古訓、書紀神代卷に見えたり、古事記序に、夾鐘をよめり、典義抄に、二月は寒して更に衣を着れば、キサラギと云ふを誤れるなりといひ、下學集に、此月餘寒嚴故衣更着也といひ、語意に、久佐伎波里月也、草木の芽を張出すは二月也、其久佐伎の三言の約めは伎なれば、伎とのみ云べくも、又草は略くとすべし、佐良と波里は韻通(り)といひ、平田篤胤は、グミ月にていや生と續くなりしと、跡部光海は、陽氣を更に向ふるを云ふと云ひ、倭訓栞には氣更に來るの義、陽氣の發達する時なりと云ひ、類聚名物考には、此月は玄鳥到と月令に見ゆれば、去年の八月に雁來りしが、又更に來るの意かと云へり、異名に、むめつかさ月、雪消月、梅津月、と云ひ、爲如、如月、仲春、仲陽、孟陽、青帝、青皇など云へり(古今要覽稿)

キサシ

騎士 馬寮(メレカ)の條の職員を見よ、

キサシ

吉士(吉師) 姓の一種、歸化人の品に用ふ、古事記神代卷の條に、百濟入貢の人に阿知吉士、和邇吉師の名見えたり、古事記傳に、此はもと新羅の官、十七等の中の第十四を吉士と云ふ、漢籍(北史)に見えれば、皇國にて、其を取て蕃

キサラ

キサシ

キシウ

人の品に用ひられたり見えて、繼體卷に、吉士老、敏達卷に吉士金子、吉士木蓮子、吉士譯語彦、又安...

キシウケ

紀州家 徳川氏の支族にして紀伊を領せる者、御三家の一、また紀伊家ともいふ、トク...

キシウモン

大内親外郎門の一、西面の中門ともいふ、又右衛門の陣ともいふ、拾芥抄、宮の西の御使門といふ、内郭の陰明門に相對し、...

ギシウモン

宜秋門院 名譽藤原任子、法名清淨智願、月輪關白兼實の第一女、母は季行の女...

キシキ

に於て製出せる磁器也、創業詳かに知り難し、蓋し二百年來の事なるべし、磁器を製す、京都の陶工十世善五郎了全、曾て紀伊侯に聘せられ邸中...

キシキ

儀式 朝廷にて節會、或は祭事の時行ふ式をいふ、延喜の制大中小となす、即位及び番客使表を受くるを大儀、正月元日七日の節會、十七日...

キシコマ

岸駒 名譽名に駒、字は眞然、華陽、同功館、可觀堂、鳩巢樓、虎頭館等の號あり、...

キシツ

記室 藤原朝臣基忠、岸駒の創めたる繪畫の流派、其傳統左の如し、キシコマを參看(日本繪畫史)...

キシハ

- 岸派 岸駒の創めたる繪畫の流派、其傳統左の如し、キシコマを參看(日本繪畫史)
岸駒 岸駒
岸良 木田華堂
岸文進 岸竹堂
河村文鳳
村上松堂
横山華山
望月玉川
森 鳳州
清水天民
白井華陽

キシバシモン

雉子橋門 江戸城門の一、一橋門と清水門との間に在り、見聞集に、關東へ御うち入の以後、から國の帝王より日本へ勅使たり、...

キシフンコ

雉子文庫(木地文庫) 名譽文庫の一種、板を織物にてはり、下の板に二所宛緒を通すやうにして、上の板の面にて結ぶ、緒は葉村瀧の平組なり、又板文庫、小板敷とも云ふ、

キシジ



(藏所御館物博室帝京東)

へて山水をつくれり、住僧佛然として喜ばず、明日に至り岸駒なることをきき、喜び來りて厚く謝せしといふ、其落なる大概かくの如し、其子卓堂(俗)其義子連山(文進)其婿畫雲(良)等みなその薰陶をうけて、書をよくし世に用ひらる、岸駒應舉吳春の間に介して、岸派の一格をいだし、其書を乞ふもの多かりしといへり、またことに其門より河村文鳳、横山華山、望月玉川、森鳳洲の如きものいふべし、維新後圓山派に對して、連山の義子竹堂、一種の秀麗なる筆を揮うて、頗る斬新なる意匠の圖をつくりしかば、これが爲めに岸派をして、再び振起せしめたる觀ありき、岸派(キシハ)參看(野史、日本繪畫史)

ギシウユウ

擬侍從 天皇即位の時、或は節會などの時、親王又は公卿などの假に任ぜらる、侍從をいふ、その日一日、しかるべき人を選びて侍從の代とするによりてかくは名づく、又侍從代ともいふ、御代始抄に、御即位の日時は、上卿着陣して辨に仰せて、是を勸(申さしむ)又擬侍從の事は、上卿例文視等なめして、參議をして是を書かしむ云々、左右に各二人あり、一人は三位、一人は四位の人を用ふ、或は親王を以て三位の侍從に用ふる事もありしなり云々といへり、毎年十二月十三日翌年元日朝賀の擬侍從を選定す、之を擬侍從と云ふ、延喜大政

キシマノコ

肥前國 肥前國 起原治苗 書紀景行天皇十八年七月の條に、始めて見たり、和名抄に、多岐、杵島(キシマ)能伊(ノイ)鳥見(シマミ)の郷あり、地誌提要、キシマと訓めり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

キシマヒ

吉志舞 名譽舞の一種、歌舞品目に、櫛節舞と同じといへど誤なり、櫛節舞其始め詳かならず、神功皇后三轉を征して凱旋せらる、や、適々大嘗祭に會す、因て安倍氏の祖先舞樂を奏す、之を吉志舞といふ、是が爲め安倍氏世々之を掌る、降りて聖武天皇天平六年三月難波宮に行幸し、攝津職吉志部舞を奏す、清和天皇貞觀元年十一月大嘗會の時、天皇豐樂殿廣廂に宴し、安倍氏吉志舞を奏す、爾後得て知るべからず(禮樂志、歌舞音樂史)

キシマ

祈親 七歳父を喪ひ、十三にして興福寺に投じて相宗を學ぶ、聰慧の譽あり、後高野山金剛峰寺の廢壞せらるを見て、身を修營に委ね、幾子ならずして成る、金剛峯寺の再興せらば、實に祈親の力なり(元亨釋書)

キシマ

儀宸 皇太子の居所をいふ(節用集)云ふ、キシマを見よ、

キシマ

儀宸 皇太子の居所をいふ(節用集)云ふ、キシマを見よ、

キシマ

Table with 3 columns: Rank (元日大極殿擬侍從, 左, 右), Name, and Title. Includes names like 藤原朝臣基忠, 源朝臣道真, 藤原朝臣保實, etc.

キシツ

キシマ

キシマ

キシマ

キシマ

キシマ

キシマ

キシマ

ギンシヤウ 義尋 足利義親(アシカガヨシミ)を
見よ、
ギンシヤウ 寄進狀 動産、又は不動産
を寄進する趣を記して、神社佛閣に納むる文書を云
ふ、即ち國家の安泰ならんことを祈り、一族一家の
繁昌ならんことを祈る爲め、田島或は神馬太刀等を
獻せし時の書狀なり、今左に、寶簡集所收北畠親房
の寄進狀を示す、

可以安親國海田庄北頭職便補高野山
薄花赤院勸學科所事
右為代祖考及息歸從一位右大臣等可
於當山建立一院始置進善勤行由年未
素意心中之預念也而如問者當院學業
殆為一山傳法之惠命料所結也及
學頭學家之依估一向如無、今思此事
不勝嘆息然乃暫開彼發願欲便補
件關分仍以當庄北頭職可先料所情
業物理既新進寺院始置勤行不加徒欲
純之錢與致廢之學 高祖能見此志
可感者已現得遂其理不疑故但料所復
本學家安堵者且應乘望且迴恩惠返可
計沙汰有勸勸狀發白如件
享七年四月一日准三宮一品沙門の啓

キシンリウ 機迅流 依田新八郎秀復の創
めたる劍術の流派。秀復、神保忠昭についで機流の
名を以て上と爲せども、少納言外記東端を以て上
と爲す(拾芥抄、大内親圖考證)
キシヤウウキ 起請繼 紙を糊にて綴ぐに、
左まへに重ぬるを云ふ、起請文を書くに、白紙に前
書をして後に牛王の裏に誓詞を書く定なり、白紙と
牛王とを疊ぎ合するに、牛王の方を上に乗ぬる故に
起請繼と云ふ(貞丈雜記)



兵學を學び、又浦上淺右衛門に従つて寶藏院流の槍
術を研め、共に其流典を極め、終に自ら刀術を工夫し
て一流を創む(武家流祖錄)
キシモジン 鬼子母神 佛經にて女相の佛
の名、詞利帝母と云ふ、曾て印度大花國中に在りて
千子を生む、最小を愛奴と名づけ、尤も寵愛す、鬼
子母常に人の子を取て其子を養育す、佛之を懲さん
として、愛奴を鉢中に藏す、鬼子母大に悲み之
を求むれども得ず、終に佛に歸伏し、吾れ千人
の内一子 無きも悲し、今 子供者を殺さず
返りて之を守らんと誓ふ、故に其子皆鬼王とな
りて、數萬の鬼衆を總べ、五百人は、天上にあ
りて諸天を護り、五百人は世間において人民を
護ると云ふ、我國にて兒女の守とし、又は子な
きもの、及び兒女の疾病を祈るは、これが爲めな
り(寶物集、佛傳圖彙、佛教いろは辭典)
キシヤ 騎射 名義馬上にて弓射る式
をいふ、歩射に對しての稱、また「ウマユミ」と
訓す、或は馬射に作る「騎射」の儀として最
も著はれたるは、朝廷にては五月五日の騎射、駒
牽、左右近衛府の荒手結、真手結、帶刀騎射等な
り、武家には、流鏑馬、犬追物、笠掛、江戸時代の
騎射等に、詳しくは各條に就きて見るべし、貞丈雜
記に、江戸時代の記して云、其の式は小笠原平兵衛

キシヤ

キシヤ

に下し給りて彼家にて司り諸士に教ふる事に成りた
り、其の式流鏑馬に似たり、地にさぐりを掘りて其の
中を馬を馳せて射る、うす板のはさみ物を的に立つ
るなり、的間さぐりより三杖(はづし弓づえなり)也、
其の藝の上達に隨ひて或は五杖七杖にもなるなり、
上達の者は行儀を御免にてはくくなり、射標は鞍の上
を立てすかさずして、居鞍にて前へ身をふせ、むれよ
り上をそらして三所藤のゆり弓、神頭にて射るなり、
馬場本より馬場末に至る迄さげぶごとくに聲をかけ
つりて射る事なり、矢所はいつもおしもちりばか
りを射るなり、古の流鏑馬笠懸犬追物などは皆鞍の
上を立てすかさずして射るなり、聲をかくる事なし、行儀
は御免の沙汰もなく誰々もばさし物なり、矢所はお
しもちりに限らず、能がとおもふ通りにて射るなり、
少弓さおくれたる時はおしもちりをも射るなり、
起原(其の始め詳かならず、史に見えたるは、
天武天皇八年大山位以下の馬を觀、命じて騎射せし
めしことあるを始めとす(世或は雄略天皇の時に
始まると爲すものあれども、書紀に據りて考ふる
に、單に騎馬して狩獵せしに過ぎざれば、之を以て
其起原と見るは附會に近しといふべし)、文武天皇
大寶元年五月五日、群臣五位以上をして走馬を獻せ
しむ、四年南野樹に御騎射を觀る、其後屢々行は
る、桓武天皇延暦十四年以後、馬場殿に於て觀覽、
平城天皇大同二年北野新塔を作りて、騎射に備ふ、
嵯峨天皇の御宇、馬場殿を復し、弘仁九年より武德
殿に於て行ふ、相門權を專にするに及びても、尙ほ
絶えず行はる、武家起るに及び家人等をして騎射を
行はしめし事書要鏡に見えたり、後醍醐天皇の中興
の時、馬場殿を作り屢々武人を召し騎射を試みらる、
江戸時代に至り、吉宗將軍享保の初め、一種の騎射

式を起し、射取を習はさしむ(儀訓采、貞丈雜記、兵
志、古事類苑武技部)
キシヤウ 祈禱 祈禱(キヤウ)を見よ、
キシヤウタウ 暉章堂 大内親八書院十二
堂の一、次の東堂ともいふ、卯酉の堂なり、明徳堂
の西六丈、康樂堂の北九丈五尺、修式堂の東十一丈
に在り、長さ七間、朝堂の座者は、少納言、左右辨官に
て中を以て上と爲せども、少納言外記東端を以て上
と爲す(拾芥抄、大内親圖考證)
キシヤウウキ 起請繼 紙を糊にて綴ぐに、
左まへに重ぬるを云ふ、起請文を書くに、白紙に前
書をして後に牛王の裏に誓詞を書く定なり、白紙と
牛王とを疊ぎ合するに、牛王の方を上に乗ぬる故に
起請繼と云ふ(貞丈雜記)

起請文 名義古くは事を
發起して、主上に奏請する表文をいひ、後には佛
神を勸請して赤心を表したる誓詞をいふ、貞丈雜記
に、起請文といふことは事を發起して主君に請ひ奉
る狀のことなり、誓詞を述べたる起請文も、神佛へ對
し、神對佛對を請ひ奉る文なりとあるは、其大義を
盡したるものとす(後漢書劉盆子の傳に、其不不知
書起請之と見えたり(原注)前者は、其史に
見えたるは、三代實錄貞觀十二年二月二十四日の條
に、對馬島守小野春風の起請二事を進めたることとあ
るを初めと爲す、其二事とは、保呂衣千領と、納禰帶
袋千枚とを造らんことを請ひたるものなりき、此種
の起請文は、鎌倉時代まで行はれ、其以後は、専ら
誓詞としての起請文のみ行はれしものとし、故
に前者に關しては省略に従ひ、務めて後者のそれに
就きて詳説せんとす、按ずるに、吾國に於て誓約を
爲すことは、上代よりの古俗にして、早く「ウケヒ」

起因が、茲に存することば争ふべからず、特に所謂
神文(誓文)と稱する部分(佛神を勸請して誓約したる
文詞のある部分の稱)が、右の様式を學びたるものな
ることば、一目して瞭然たるべし、なほ又起請文な
る文字の古籍に見えたるは、古今著聞集に、賀綠阿
闍梨と聞えし人、何事の意趣ありけん、慈惠僧正を
濫行肉食の人たるよし、不實利口を申したりけるを、
僧正聞いて憤りて、起請文を書いて三塔に披露せら
れけり、其詞に云、若謂令破戒無惡之僧、住持天台
坐主者、恐貽疑於先賢、方致狼藉於後輩、者歟、因
茲令對三寶、披陳此事、戒律の人にそらこと申付
けたる報いとて、くるひありきけることとあるを
初見と爲す、大師に對しての誓詞なるがゆゑに、之
を大師勸請の起請と稱したり、またや下りては、
安樂寺の僧が、大治年間北野廟に納めたる起請文あり、
吾妻鏡文治二年六月の條に載せたり、これは貴
所の威を以て安樂寺の別當職を濫望するを停止せん
ことを請ひたるものにして、其末尾に、伏願靈廟、明
垂冥察、自今以後、有、我、爾、氏、人之許否、暗以、豪貴
之權威、不測、涯分、若致、濫望、之輩、高振、靈威、
立與、冥對、內則天神必加、呵責之誠、外亦氏永斷、親
族之義、云々とあり、之と前に掲げたる聖武天皇の
願文とを比較するに非常に類似せることを認むべ
し、而して右に述べたる起請文は、皆佛神を勸請して
誓約したるものなりと雖も、後世のそれは多少異
なれる所あり、即ち安樂寺の僧の起請文は、もし非望
を抱きたる者あらば、其者に對して冥對を下さん、
とを望みたるものにして、冥對を加ふるの對者は、
第三者なれども、下りては佛神が第三者の地位に立
つものとし、換言すれば、兩者相互間にて誓約を爲
す場合に、第三者たる佛神を勸請し、違約の際には、

キシヤ

キシヤ

キシヤ

キシヤ

冥府を誓約違犯の當人に下さんことを祈請したるものなり、かくの如き起請にして史に見えたるは、平清盛が嚴島に於て、高倉院に起請をかゝせ參らせしこと、源平盛衰記にあるを初見とすれども、其文は載せず、また同書に、土佐坊昌俊が、源義經に起請を呈したることを述べて、昌俊其邊より熊野の牛王尋ね出して、其裏に、上天下界の神祇動請し奉りて、起請文書き、灰に焼きて吞み云々」とあれども、同じく詳しき事は明かならず、但し神佛を動請したること、熊野牛王を用ひたることは、之を以て知るを得べきなり、なほ此事は、後世の書なれども義經記の中にも「熊野の牛王七枚にかゝせ、三枚は八幡宮に納め、一枚は熊野に納め、三枚は土佐坊が五體に納め云々」と見ゆ、貞丈雜記には、之を以て、七枚起請といふものゝ史に見えたるは、はじめなりといへり、尋て吾妻鏡遠久四年八月の條に、源範賴が、兄頼朝に呈したる起請文を載せ、(下に擧ぐ)また貞永式目には、其末段に北條泰時以下の連署せる起請文を載せたり、後世の起請文は多く様式をこれらに法とりたるが如くなれども、人により場合に異なりたる時代によりて一様ならざることは下に擧げた文例によりて推測すべし、而して其用紙は古くは牛王(牛王寶印なる文字を捺したるが故に、名づく)を用ひず、普通の紙上に認められたるも、次第に牛王に書するの風を生じ、既に昌俊のごときもこれに認めたること前に述べたるがごとし、而して場合に異なり牛王に認め、其他は白紙に認め合せてたるが如きことありき、なほ其牛王も、熊野社に限らず、同じく高野山中にても、御影堂あり、其他東大寺二月堂、大佛堂、法隆寺太子堂、手向山八幡宮、東寺大業、勢田、

キシヤ

富士、白山の如き、皆其社寺における牛王ありて廣く用ひられしも、後世に及びては、熊野社の牛王に書すること流行し、牛王といへば、殆ど熊野に限るがごとき大勢力を占むるに至れり、(起請文は主として其牛王の裏に書し、また其表に書したるもあり)牛王の多くは印刷したるものなれども、また書きたるものもあり(附圖參看)共に種類甚だ多し、これ其牛王を出したる御師の家によりて差異を生じたるものなるべしといへり、又血判を爲すには、華押の下に施したると、單に姓名の下に施したるとの別ありて、其法は室町時代なる應永前後の際よりして行はれ、爾來武士間には必ず之を行ひたれども、庶人間に於ては必ずしも然らず、花押筆押略押等にも血判を用ひたるもあり、また署名のみに留り、花押等をも略したるもありき、上述のごとく後世の起請文は多く牛王に認むるゝに及びては、牛王其物もまた非常に神聖視せられ、遂に文詞を省略するの風をも生じ、單に神文のみを認めたるもあり、蓋しきは僅に誓約當事者の姓名のみを認するもあり(附圖參看)其様式の多きこと、一々枚舉するに遑あらず、なほ左に擧げたる例文並に附圖を參看すべし(大日本古文书)

キシヤ

建久四年八月 参河守源範賴 (吾妻鏡)
このふみ候ぬあまかきたるものに候はずまいらせて候は、こそは候は、かへす、あままし候、もしとして、れい、のさん、どの、にても、すけつ、く、にても、あし、もりの、ゆつ、り、ふみ、まいらせて候は、い、に、ほん、この、かみ、ほと、の、にく、まれ、を、け、の、あ、な、こ、にか、う、ふ、り、候、て、げ、せ、こ、し、や、う、いた、つ、ら、に、て、は、て、候、へ、し、か、つ、ば、こ、の、て、に、こ、ら、ん、し、あ、は、す、べ、く、候、あ、な、か、し、こ、し、
せうきう、三、れん、十、月、廿、八、日、あ、の、う、ち、在、列、
敬白起請文事
右意趣者、近木庄去年(亥歲)年貢之間事、先度預所御方法進目録、米百捌石五升四合、錢捌拾五貫四拾貳文之外、雖、爲、三、錢、不、見、隱、隱、申、候、若、且、者、得、入、之、語、且、者、存、私、撰、肝、曲、申、者、
奉、始、梵、天、帝、釋、四、大、天、王、惣、而、日、本、國、中、大、小、諸、神、殊、別、者、天、野、丹、生、四、所、大、明、神、若、宮、權、現、十、二、王、子、百、二十、件、部、類、眷、屬、之、御、治、野、蒙、面、身、上、八、万、四、千、毛、孔、現、受、白、癩、黑、癩、之、病、患、得、不、交、入、果、報、後、生、隨、無、間、地、獄、之、底、永、不、可、有、出、期、仍、起、請、文、狀、如、件、
公文代是光(華押)
中番刀禰代定盛(華押)
馬郡番刀禰惠尊(華押)
神前番刀禰道圓(華押)
上番刀禰代澄惠(華押)
(高野山古文书)
なほ江戸時代、將軍代毎に、諸大名をして誓書を上らしめしものは左のごとし、

キシヤ

起請文前書
一就 御代替 彌奉 重
公儀 被 仰出 候御法度堅相守可申事
御一門方并諸大名様謹 爲 親類 對
御爲 邪儀之一味仕間敷事
一御爲 大切奉 存及 心候程御奉公可申上 二事 右之條々 謹 爲 二 事 於 相 背 者
梵天帝釋 四 大 天 王 惣 而 日 本 國 中 六 十 餘 州 大 小 神 祇 殊 伊 豆 箱 根 兩 所 權 現 三 島 大 明 神 八 幡 大 菩 薩 天 滿 大 白 在 天 神 部 類 眷 屬 神 祇 冥 罰 各 可 罷 蒙 者 也 依 起 請 如 件
年號幾千支年月日
大 老
老 中 連 名 殿
之は國持大名とも皆老中の宅に於て行ふなり、上包には、誓詞と書し、箱(寸法一尺二寸八分、幅二寸七分五厘、深さ外の一尺二寸二分、印籠ぶた)に入れ、箱の上包は、淺黄羽二重單服紗なりといふ、且又當時代には耶蘇教を嚴禁し、宗門改に關して非常の注意を拂ひしが、其一法として、其教徒にあらざるの誓詞を一般の人民に課して之を呈せしめたり、誓詞に二種あり、一、本邦の神祇に誓はしめたるものにして日本誓詞といひ、一は外神に誓はしめたるものにして南蠻誓詞といふ、前者は佛敎徒に施し、後者は耶蘇教より改宗したる者に施せり、蓋し改宗者に對しては、本邦百神佛の名を羅列して誓はしむるは、其功力なきがゆゑに、彼等の歸依したる宗教上の神に誓はしめたるなり、其文體一定せずと雖も、寛永十二年に所司代板倉重宗より告示せる案文は左の如し、吉利支丹、ろひ申しゆらめんと(誓詞)の事

キシヤ

一我々は何年より何年まで、きりしたんにて御座候へ共、何年の御法度より、ころび(改宗のこと)申事疑ひ無之候、今程なりの宗體にて御座候、一吉利支丹宗旨に成此前方れがひ申候事、今に後悔にて御座候、後々末代、きりしたんに立歸る事仕間敷候、同妻子眷族他人へも、其すゝめ仕間敷候、自然何方より伴天連參り、こひさん(懺悔)のすゝめと云共、此書物列を致し申上候儀、かつて以妄念にもおこし、取あつかう事に同心致すまじ候、もとのきりしたんに立ち歸るに於ては、しゆらめんと起請文以て、之をてつするものなり、
一上には天公てうす(神)さんた、まりや(聖母)をはじめ奉り、もろく(の)あんじよ(天使)の蒙、御許、死てはいん(へる)野(地獄)といふ於、獄所、諸天狗の手に渡り、永々五寒三熱の苦みを請、重而又現在にては追付らざる(癩病)になり、人に白癩黒癩とよばるべきもの也、仍おそろしきしゆらめんと如件、
寛永十二年 何々村 ころび
十月 誰 判
妻 子 判
右の文中葡語を多く用ひたるは尤も注意すべき事と爲す、今葡語の語彙を括弧を以て示せり(徳川幕府吉利支丹宗門改考)
キシヤノセツ 騎射節 五月五日の節をいふ、此日天皇射殿に御して近衛兵衛の騎射を御覽する故に名づく、又馬射節とも云ふ、
キシユンラク 喜春樂 黄鐘調二十一曲中の一、一名壽心樂、又弄殿喜春樂と稱す、古樂にて中曲〇序三帖各十二拍子、破七帖各十四拍子、舞者四人、舞女六人、思原國清陳書與公が作といふ、

キシヤ

又大安寺僧安操が作とも稱す、清和天皇の時、僧行教、石清水宮を祀りて、之を改作す、以後神社遷宮、或は東宮の冠禮などに奏することなれり(禮樂志)
ギシヨ 議所 叙位除目の時、諸卿相議する所を云ふ、日華門の北、宣陽殿の東南角、東西二間南北一間を其所となす、又下名所とも、宜所とも、議場とも云ふ、又此處にて勸査あり、西宮記(攝政)曰、於議所、行除目、有時於宿所、行、之、又曰(除目)大臣以下自陳者、議所(以內暨前)立大臣後壁)又曰(叙位)大臣以下着議所云々と見えたり、春除目抄に座席の事見えたり(左經記、長秋記、小右記、大内古圖、江次第抄、世俗淺深抄)
キシロチノカハ 黄白地革 白革に紋を黃に出したるを云ふ(貞丈雜記)
キシワタジヤウ 岸和田城 所傳和泉國泉南郡岸和田町(地原)天正十年中村一氏始めて之を築く(譜)天正十三年一氏水口城に移り、小出秀政之に代り、六重石を食む、孫吉英元和五年但馬出石に移り、松平康重之に代る、寛永十七年九月岡部宣勝(六萬石)封せられてより、子孫世襲して明治維新に至る(泉州志、武鑑、徳川加除封録)
キシワタリウ 岸和田流 太田新之允が創めたる砲術の流派〇新之允は下總佐倉の人、始め助之允と號す、砲術に達す、萬治中其術を以て水戸家に仕ふ、子新之允亦精巧、其術を繼ぐ(武術流觀錄)
キセイクワン 歸正館 舊小野藩の學校(所傳)播磨國加東郡小野(地原)天保十三年八月始めて建置し歸正館と號す、弘化二年六月、舊領内へ六諭衍義(書名)を興ふ、三年七月正式をして領内各村を巡廻し、六諭衍義の講釋をなさしめたり、學事隆盛に赴く(所傳)講堂は屋根瓦葺四方庇にして、玄

キシヤ

ギセイ - ギセツ

關於平屋木造、門長屋、生徒寮は屋根瓦葺二階造、地坪三百坪、講堂建坪三十五坪、生徒寮建坪三十二坪、演武場建坪四拾坪(日本教育史資料)

議政官 關西明治初年の職制、上下二局に之を分け、上局に議定、參與を置き政體を創立し、法制を造作し、職務を定決して、三等官以上を登衡し、賞罰を明かにし、條約を定め、和親を宣する等の事を掌る、下局に議長議員を置き、上局の命を受けて議する所の條件租税及び驛遞の章程、貨幣を作り、權量を定め、外國との新條約、内外通商の章程、開拓、宣戰、媾和、水陸捕拿、招兵、聚糧、兵賦を定め、城砦或は武庫を築き、彼藩此藩との争訟等を議せしめ、全く立法の權を執るの官となす

ギセイタイトク 基聖大徳 權真利をいふ、宇多天皇の近臣、出家して寛運といふ、延喜十三年、基式を作るに因て此名ありといふ、又著の上手なる者なり、倭訓に、抱朴子に、世人以人所謂尤長者、不及び者、假謂之聖、故善、基之無比者、則謂之基聖、と見えたり、源氏物語にも、かの御基といつよりかりし云々、きせいといふことになりて云々あり

ギセツ 義絶 武家時代、武家の父子師弟等の關係を絶つをいふ、勲當とは異なる、香妻鏡遠久元年七月二十日の條に、左々木盛綱、于息信實を永く義絶せしめ、立針の地を譲るべからざる由言上の愚見えたるは、初見となすべし、貞永式目、讓與所

ギセト - ギセナ

領於女子後、依り有不和議、其親悔返事、若男女之號雖異、父母之恩惟同、爰法家之倫、雖有申言女子則猶下、悔返之文、不可憚、不孝之罪、業、父母亦察及、敵對之論、不可讓、所領於女子、歟、親子義絶之起、既教令違犯之基也云々とあり、地方凡例條に、義絶とは、百姓町人にはなし、武家ばかりなり、百姓町人にては、舊離(キヤリ)、武家にては、義絶といふ、仕方は舊離同前、義絶も同上の者、且つ分家より本家を義絶は不成は勿論、他人を義絶といふ事はなし、隣家等親類同然心なく致したる所、何歟仔細有之、不和に成り、互に出入は不致とも夫迄には義絶と申筋には無之、舊離は、目上の親類不和には難成れば共、義絶は從弟同土にても、本家末家の差別なく義絶いたし、相互に、頭支配へ屈相濟み、雙方勤仕の身分にても致義絶事有之也といへり

ギセト 黄瀬戸 名義尾張國春日井郡瀬戸村にて製出せる瀬戸焼の一種也 關西原産關西仁、文明の頃二代藤四郎某、陶器に黄色釉を施すことを發明し、始めて瀬戸窯に於て淡黄色の茶壺、香爐、花瓶、茶碗等を製す、是より先瀬戸の陶器は皆茶褐色の釉のみを施せり、茲に至り始めて黄色の釉を施す、因て此の名あり、二代藤四郎の遺る黄瀬戸茶碗に伯庵と名づくるものあり、寛永年間幕府の醫員曾谷伯庵といふ者あり、之を珍蔵す、故に時人之を賞稱して伯庵といふ、而して其類似の器も亦伯庵と名づくる、因て同時の作を稱して伯庵といふ、燒物(ヤキモノ)参看(古今閑談改、工藝志料)

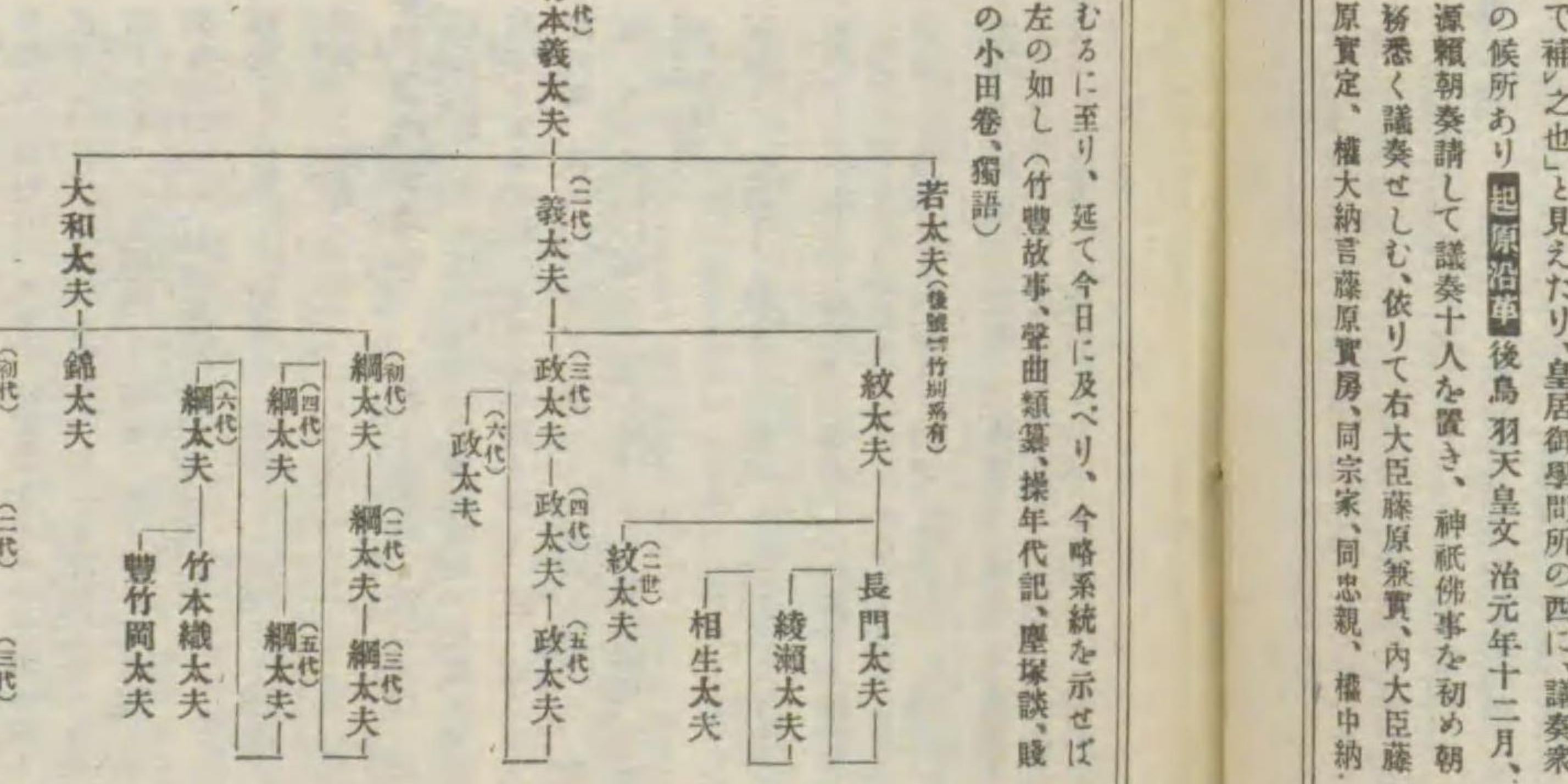
ギセナガ 著長(著春) 鐵を云ふ、貞丈雜記に、鐵を著長といふは、鐵は寶藏富麗丸などより、草すり長き故なり、又著春とも書く、是れは腹巻腹常などは、背の方に合する故、腹の方より富むるに至り、延て今日に及べり、今略系統を示せば左の如し(竹叢故事、聲曲類纂、操年代記、塵塚談、賤の小田巻、獨語)

キリノミヤ 木曾宮 北陸國、ホクノミヤをいふ、キリヒカリ 競驅 藥籠(クスリガリ)を見よ、キリヨシナカ 木曾義仲 源義仲(ミナモトノヨシナカ)を見よ、キタ 段(分、常) 物のき、又はきざみをいふ、寸咫の義なるべし、書紀神代紀に、分の字をも、キダとよめり、是れ分別の義にて、段の字も同意に用ひたるなり、又文武紀に布一帯とも見えたり、キタイフフシ 喜太夫節 淨瑠璃節の一種、虎屋喜太夫の創めたる所なるを以て名づく、喜太夫は、虎屋源太夫につきて薩摩節の曲を學び、遂に一派を立て、明暦三年京に出て之を語る、東海道名所記に、喜太夫といふもの、上總掾となりて太平記を語る、其曲節平家とも舞とも知れぬ島ものなりと見えたり、子孫傳へて享保の頃に至る(聲曲類纂)キタイフフシ 義太夫節 名義淨瑠璃節の一種、竹本義太夫の創めたるを以て名づく、關西諸藩義太夫初め井上播磨の門人清水理兵衛に就きて、播磨節の典義を學び、清水理太夫と稱して之を語りしが、當時宇治嘉太夫の名聲あるを聞き、更に其門に入りて嘉太夫節の秘典を研め、二派の長を折衷して終に名を竹本義太夫と改め、貞享二年大阪に於て興行す、尋て近松門左衛門を聘して新に語物を作り、以て之を興行し、名聲大に揚る、元禄十四年、豊竹若太夫別に豊竹座を設け、竹本座に拮抗するに至り、豊竹(豊竹)西(竹本)の二に分る、享保十九年豊竹肥前江戸に下り此の節を弘めしかば、大人人情に適し、豊後節と共に盛行して、終に淨瑠璃は義太夫、義太夫は淨瑠璃なりとの感人を人に抱かし

ギセン - ギソウ

て着るなり、鐵は脊の方より著る故なり、著長とは大将の鐵を云ふ、平士の鐵を云ふも誤にあらず、後三年記に、我著たるきせながをぬき、のり馬ともを國府へやるとあり、是れ諸卒の鐵の事を云へるべしと見えたり、ギセン 喜撰 關西桓武天皇の後裔關西宇治山に住し、密呪を持し、長生を求め、敵を避け餌を脱す、一日雲に乗りて去り、終る所を知らず、喜撰歌を善くし勳を奉じて、和歌式を撰す、自ら詠する所の歌、唯一首のみ世に傳ふ(元亨釋書)されど、この事も確ならず、ギセンヤド 木賃宿 木賃宿(キケンヤド)を見よ、ギソウ 議奏 名義政治の善惡を議して奏聞するを云ふ、集議開奏の意なり關西鎌倉時代に、單に政治の善惡を議することを掌りしが、江戸時代には常に天皇に近侍し、親しく口勳を受けて、公卿以下に傳へ、或は天皇へ事柄を申し上げることをも掌る、又傳奏の取締らざる用をも議し、關白へも申奏を爲す、故實拾要に、是議奏とは、天子の近習に侍て、諸の御用を辨す、武家の老中職に似たり、傳奏より奏する事も、先達議奏、議奏是を天子に奏す、其事に依て、傳奏、又直に奏する事もあり、此外都て奏する事も、先達議奏也、天子の御口づから御用、議奏奉之也、議奏は四人或は五人也、此の中必清華一人加之也、自餘は羽林家の中、可憐人を撰で補之也と見えたり、皇居御學問所の西に、議奏衆の候所あり關西關西後鳥羽天皇文治元年十二月、源賴朝奏請して議奏十人を置き、神祇佛事を初め朝務悉く議奏せしむ、依りて右大臣藤原兼實、内大臣藤原實定、權大納言藤原實房、同宗家、同忠親、權中納

若太夫 後藤竹本義太夫



キソウ - キソノ

言藤原實家、同源通親、藤原經房、參議雅長、同源兼光を以て之に補す、頼朝薨る後、鎌倉時代には、其名屢々見えたるも、議奏任補のこと日記記録に所見稀なるを見れば、餘り重ぜられざりしものならん、降りて靈元天皇貞享三年、年寄衆御側衆を改めて議奏と稱し、大納言轉法輪實通、前大納言勳修寺經度中納言東園基量、參議愛宕通福を以て之に補す、爾後四人又は五人の時ありて、明治維新の時に至る、役料は現米四十石、一人扶持を給す(玉葉、吾妻鏡、議奏、新公家要覽、光台一覽)

キソウ - キソノ

義絶 義仲 義基 義茂 基家 家仲 家敷 家通 家頼 家親 親豐 信道 豊方 家方 家豊 義元 義在 義康 義昌 義利 義長

キソウ - キソノ

祈禱 名義冥助を蒙らんことを神

キタウ

明は希願するをいふ、祈禱、祈念、祈禱、祈願などいふも同じ、祈禱はイノル又コヒとも訓ず。『源氏物語』太上天皇の天岩窟に幽居し給ふや、群神天安河に會して、禱り奉るべき事を語り、天兒屋根命太玉命の二神をして大神の出で給はんことを祈禱せしむ。是祈禱の事實が史に見えたるはじめとす、崇神天皇の御代疫病天下に行はれ、凶歳頻繁なりしを以て、天皇沐浴齋戒して神祇に祈り、神功皇后の三韓を征討し給はんとするや、また親ら神主となりて神祇を祭り、彼國を征服せんことを祈り、皇極天皇は南淵の河上に幸して雨を祈り給ひし事書紀に見え、桓武天皇は幣を五畿七道の名神に奉りて國家の安寧を祈られし事類聚國史に見え、清和天皇貞觀八年七月三日祈雨せられし三代實錄に見え、後一條天皇萬壽三年閏五月二十八日三條后妍子の安産を祈りしこと左經記に見えたり、此他人毎に子孫の繁榮を祈り、或は富貴を祈り、材藝の上達、航海旅行の安全を祈り、雨を祈り、五穀の豊穰を祈るが如き、其類實に多し、又毎月毎日神社に参詣して、己の所思を祈る者あり、之を月詣又は日詣といふ、百度或は百日神社に詣りて祈るもの、之を百度詣百日詣といふ、皆其幸福を求め、災禍を禳ふに外ならず、又參籠も祈禱の方なり、古今異なることなし(古事類苑神祇部)。

キタウ 儀刀 儀式の時に用ふる刀、威儀の爲めに用ふるなり、又儀仗とも云ふ、仗は兵具を云ふ、「アガリマチ」とも訓めり(貞丈雜記)。

キタウ 義堂 周信(シウシン)を見よ、

キタウフギヤウ 祈禱奉行 關西室町幕府の職名、歳首の祈始より、平常恒例の祈禱の事務を掌る。『源氏物語』千秋氏の世職なり、其祈禱の業は安倍實茂二氏の世業なり(臨時の祈禱には、別に所職を命ぜらる、此を御祈奉行と稱す(年中恒例記、武家名目抄)。

キタウ

らる、此を御祈奉行と稱す(年中恒例記、武家名目抄)。

キタウリウ 起倒流 寺田勘右衛門正重が、福野流柔法を學び、其藝奥を研めて開きたる流派をいふ(武術流祖録)。

キタウカノハカ 北岡墓 山背大兄皇子の墓、大和國生駒郡平群川の西に在り。○光城三町南北二町、墓戸二烟を置き、延喜の制、殯幣の例に入らず(延喜式、陵墓一覽)。

キタウノワウジヤウ井 北尾往生院 三結寺の舊名、サンコジを見よ、

キタカハウタマロ 喜多川歌麿 名號 幼名市太郎、通稱勇助、紫屋と號す。『源氏物語』寶曆三年江戸に生る、其畫風は狩野家より出で、後に鳥山石燕の門に入り、別に一格を創意して、専ら浮世繪に力を盡せり、蓋し錦繪が精華の域に進みしは、此時を以てはじめとすべし、當時俳優の繪繪盛行はれ、歌川豊國は其妙を極むと稱せられ、名聲歌麿の右に出づ、かく俳優の繪繪の流行に従ひ、繪師も此趨勢に追はれて、俳優の外、別に畫題なきもの、如く考へ、一向に人氣に媚ぶることのみ勉めしが、歌麿は天資剛強にして一見識を備へ、終身俳優の似顔を描かざりき、最も美人を描くに妙を得て、世人の歎賞を博し、書名頓に擧る、また秘畫に於ては、西川祐信に亞ぐの妙技を有せりといへり、其手に成りしもの、内、重なるものは、繪本江戸雀、詞の花、數奇屋燈、二十四孝、花の雲、銀世界、美人競、百千鳥、駿河舞、吉原年中行事等とす、吉原年中行事は一九の作にして、挿畫は歌麿なりしが、非常に好評を得て、一時人口に噴々たり、而して歌麿は、これを描く處の挿畫の巧妙なるに因ると稱し、一九は我文章の力なりと稱し、各々自負して遂に争を生ずる

キタコ

に至りしも、調停する者ありて漸く和解したり、尋で文化元年五月に太閤の前に、石田三成が兒子歸にて目見えの手を取りたる處、長柄の侍女袖をおほひたる形、また加藤清正甲冑酒宴の傍に、朝鮮の妓婦三絃引きたる形を繪繪に描きて出版したるに、端なく官の咎にあひ、直ちに呼び出されて吟味中入牢を命ぜられ、出牢の上手鎖の刑に處せられしが、之が爲め大に氣力を害し、翌二年五月二日歿す、年五十三(浮世畫人傳)。

キタコウチウチ 北小路氏 姓は藤原、權大納言柳原實明十三世三室戸從三位誠光の二男正三位德光の後なり、光香の時享保十八年十二月申絶を再興し、北小路の號を賜ひ、柳原家庶流たるべき由仰下さる、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(知譜拙記、諸家傳、華族譜)。

○德光 實福 光香 光教 祥光 師光

キタコウチウチ 北小路氏 姓は大江、中納言匡房の孫式部少輔維光の男從四位下右京大夫匡範第十五世後祇に至り北小路と稱す、後に從三位大江俊常、嘉永元年堂上に加へられ昇殿を聽さる、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(知譜拙記、諸家傳、華族譜)。

○匡房 維順 維光 匡範 周房 信房

重房 信俊 維房 照房 匡重 俊宣

俊泰 俊永 俊直 慶忠 快俊 俊祇

俊眞 俊包 俊民 俊盛 俊名 俊幹

俊周 俊常 俊方 俊堅 俊久 俊長

キタコ

キタコウチド 北小路殿 山城國京都室町通今出川の南、北小路町に在り。○足利氏の邸宅、又後土御門天皇の皇居となりしことあり、親長卿記に、文明十一年十二月遷幸土御門殿とあるは、同年七月北小路殿上せしを以てなり、長興僧記に云く、文明八年九月十一日、今日室町殿御室御母儀(號北小路殿)叙從三位、又云く同年十一月十四日辰刻、主上自小川御所一行幸北小路殿(三位禪尼御所也)至北小路室町四願(入御)とありて、足利氏の第宅なりしなり(山城名勝志、平安通志)。

キタシヒメ 堅鹽媛 蘇我稻目の女。『源氏物語』秋明天皇の妃となり、後皇太后夫人となりて薨す、推古天皇の二十年二月改めて懷德大陵に葬る(大日本史)。

キタジマウチ 北島氏 天穗日命より出づ、その後十八代を宮向といふ、反正天皇四年國造と爲り、始めて出雲臣の姓を賜ふ、五十六代國造出雲臣貞孝に至り、北島を以て氏となす、爾來連綿として出雲國造と稱し、千家氏と共に出雲大社に奉仕す、明治五年七十五代全孝に至り、國造世襲の職を解き、華族に列せられ、後年男爵を授けらる(華族譜)。

○貞孝 實孝 幸孝 高孝 利孝 雅孝

秀孝 久孝 廣孝 晴孝 恒孝 兼孝

道孝 直孝 惟孝 明孝 宣孝 起孝

從孝 全孝 簡孝 齊孝

キタシラカハド 北白河殿 近衛道經(コノエミチツネ)を見よ、

キタシ

キタシラカハノ井 北白河院 名號 藤原隆子、法名如律、藤原基家の女、藤原後高倉天皇の妃、後堀河天皇の母君、貞應元年四月從三位に叙す、年五十五、同日准三宮となり剃髮す、七年院號を賜はる、嘉祿四年十月三日崩す、六十六(女院小傳)。

キタシラカハノ井 北白河院 藤子内親王、邦長親王の女、母は尾張局(門院傳)。

キタシラカハノミササキ 北白河院 後二條天皇の御陵、山城國愛宕郡白河村に在り(陵墓一覽)○山陵志に、後二條陵見存焉、呼ば福塚、冷泉院西而左丘隅面吉田、右日輪川、一代表記皇代記並云、葬北白河殿、北白河昔時此間總名也、據古圖山陵有此と見ゆ、

キタシラカハノミヤ 北白川宮 伏見宮邦家親王の王子智成親王より出づ、明治元年正月聖護院宮入道雄仁親王(伏見宮貞敬親王の王子)復辟を仰付けられ、照高院宮と稱し、修驗道に於ては、管領宮と稱せしむ、同八月薨去に依て智成親王其後を繼ぎ給ふ、三年十一月北白川宮と改稱す(法令全書、親王系圖)。

○智成親王 能仁親王 成久王

キタチ 木刀(木太刀) 古くは木にて作りし太刀を云ひ、後世は眞の太刀にて、柄鞘に花飾を加へず、木地のまゝなる太刀を云ふ、崇神紀に、先是、兄竊作木刀形、似眞刀、當時自佩之」と見えしは木作刀にて、太平記青砥左衛門條に、出仕の時は木鞘卷の刀を差し、木太刀を持せけるが、叙爵後は此太刀に弦袋を付たりける、云々」とあるは眞太刀なり(武家名目抄)。

キタノオヘヤ 北御部屋 江戸將軍家大奥

キタノ

の居間の名、溜間の北に庭を隔て、此間あり、御座所と爲す、御座所及びお中藤原氏五月より此部屋に住み換へを爲す、此の部屋の周邊に數部屋あり、障師御見舞人などの詰所と爲し、御次間は總て産婦附の女中之に詰め、又は御用具を納るゝ所なりといふ、此間は十疊敷にて西に床あり、板疊を敷き黒塗の框を拵む、床柱は檜の糸柱にて透欄は楓のヤメ塗なり、南東北に絶て切る、襖の模様は地白に金泥の松葉なり、又天井及小壁の貼付は地白に銀泥にて笹唐草の模様なり、江戸城(エドジョウ)の挿繪大奥の部を參看すべし(千代田城大奥)。

キタノカタ 北方 貴人の妻を云ふ、二判間答に、室家稱北方事、自大臣至殿上人、室家通稱歎と見え、倭訓栞に、元住法師の説に、北は陰なり、故に女を北方と云ふ、北堂などの意に通へり」と、貞丈雜記に、貴人の妻を北の方とも云、北の政所とも云事、男は陽也、女は陰也、南は陽也、北は陰也、表は陽也、裏は陰也、女は奥に引こもり居て、内所の諸事を取らからふゆゑ北の方とも、北の政所とも云也」とあり、

キタノコホリ 喜多郡 伊豫國 起原清和天皇貞觀八年十一月、宇和郡を割きて始めて之を置く(源朝和名抄に、矢野(ヤノ)久米(クメ)新屋(ニヒヤ)の郷あり、後に矢野郷は、宇和郡に屬す、爾後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)。

キタノシヤウ 北莊(北庄) 越前國 沿津城郭は、福井城の南郭、初足利高經の居城なりしが、朝倉氏の時、同族頼景此に住し子孫相繼ぐ、天正元年八月景行戦死、信長明智光秀等をして成らしむ、二年正月一向宗徒之を逐ひ下間氏を置く、天正三年柴田勝家之を亡し功を以て城を賜ふ、十一年豊

キタノ

臣秀吉之を滅し、其後丹羽長秀此に住す、子長重移封後、堀秀政及び秀治在城す、轉封の後山口正弘、青木秀以、保科正光等在城、慶長六年、徳川家康、第二子結城秀康に與ふ、秀康之を毀ち福井城を築き、當城廢す、フクキツヤヲ參看(越前國誌)

キタノチン

北陣 朔平門を云ふ、内裡北方の門なる故に名づく、サタヘイモン參看(拾芥抄)

キタノノジン

北野神社 所在山城國京都市上京區馬喰町○天滿宮天神、天滿大自在天神、天滿天神の號あり、現今官幣中社に列す、祭神菅原道真、東に中將殿、西に北方吉祥女を合祀す、**沿革**醍醐天皇延喜中、屢々雷電霹靂の變禍あるを以て、勅して火雷天神の號を賜ふ、朱雀天皇天慶五年七月、右京七條坊の人多治比奇子に神託して、神殿を右近馬場に造れ、我今既に天神の號を得て國を鎮むるの思あり、故彼處に住給はんと言ひ給ひしかど、假に小祠を家邊に設て祭ること凡五年、村上天皇天曆元年六月に之を北野神社に遷す、村上天皇天德三年二月忠平の子、藤原師輔神屋舎を増築し、神寶諸物を奉る、一條天皇永延元年神殿を改造す、八月五日敕して北野祭を行ひ、内藏寮官幣に預らしむ、北野祭(キタノノマツリ)參看此に始まる、正曆五年四月、中臣氏を宣命使として幣帛を奉り、疾疫等の事を祈り、寛弘元年十月行幸ありて幣帛を捧ぐ、北野行幸此に始まる、七年二月明年三合の厄に當るを以て神寶東遊を奉る、初本社二十二社の列たりしより世々に奉幣絶る事なし、後冷泉天皇永承元年八月四日北野祭を行ふ、此後八月四日を恒例祭日とし、鳥羽天皇永久元年十月行幸して神馬を奉るの後、東遊萬歲樂延喜樂龍王納蘇利の舞あり、四條天皇文曆

元年二月神殿及び禮殿廻廊火災あるを以て、假殿遷宮を行ひ、氏長者菅原爲長に長門國を賜ひて神社造營の事を命ず、伏見天皇正應三年七月始めて臨時祭を行ひ、毎年祭日に東遊走馬神を奉る事を定む、降りて嘉吉四年四月、文明七年二月、延徳二年三月、孰も火災に罹る、徳川氏に至り大に修築を加へ、現今に至り、拜殿、樂ノ間、石ノ間、本殿を合せての八棟造は、特別保護建造物となる、明治六年官幣中社に列せらる○寶物の中、舞樂圖絹本着色衝立障子一基、紙本着色北野天神緣起九卷、同北野天神繪卷二卷等は國寶たり○攝社に、宰相殿、天神三世の孫輔正朝臣を祀る、和泉殿、天神五世孫定義朝臣を祭る、並に本社に傍に在り(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部、國寶目録)

キタノノシンワウ

北野親王 人康親王(ヒトナカシンワウ)を見よ、

キタノノテンジン

北野天神 北野神社(キタノノテンジン)を見よ、

キタノノマツリ

北野祭 山城國葛野郡北野神社にて行ふ祭をいふ、祭日八月四日、**起原沿革**二十二社註式には、一條院永延元年八月五日、始祭預言幣とあり、公事根源には、一條院の御時より始まる、官幣など祇園に同じとあり、北野緣起には、村上天皇の御時より始るとなり、祭日は毎年八月五日なりしが、後冷泉天皇永承元年八月より四日に定めらる、伏見天皇の正應三年永く東遊走馬等を奉る事を定めり(古事類苑神祇部)

キタノノリンジサイ

北野臨時祭 社註式に、一條院治十八年、寛弘二年八月四日始被奉神寶と見えたるを始めとす、伏見院正應三年

七月十八日東遊走馬十列を進めらる、後花園天皇の文安四年十二月二十六日臨時祭の行はれしこと康富記に在り(古事類苑神祇部)

キタノ

北邊大臣 源信をいふ、京都北邊の亭に住みしを以て名づく、今昔物語に、北邊の左大臣と申す人御座けり、名をば信といひ、一條の北邊に住給けるに依て、北邊の大臣とは申すなり、萬の事止事なく御座ける云々とあり、ミナモトノマコト參看、

キタノベノサダイジン

北邊左大臣 源信(ミナモトノマコト)を見よ、

キタノマチアキヤウシヨ

北町奉行所 江戸町奉行所の一、エトマチアキヤウシヨを見よ、

キタノマツリ

北祭 賀茂臨時祭の異名、カモノマツリを見よ、

キタノマンドコロ

北政所 攝政關白家の妻室を云ふ、女は陰なれば北と云ふ、政所は政所を置きし故に名づく、もとは大臣以上へのみ稱せしが、後には大中納言の妻室をも稱したり、後世は他家にても宣言を蒙りて北政所と稱す、役所に後所、侍所、藏人所等ありて家司職事を補し、又兵神等の勅祭に、奉幣使を立つること、一に攝政關白に同じ、玉葉治承三年十二月十日の條に、兵部卿入道信範來(中略)此次語云、御一家習、大臣之後、雖攝籙以前、(入室)稱北政所、延久元永例也、補家司、供備供云々、此事未知、尤有與二判問答に、後成恩寺殿下記曰、御當職之時、被迎申候、必北政所と申候歟、御職已後者、不申候歟、承度候、宣下など候歟、雖當職以前、有婚姻之禮者、可稱北政所候、延久元永等如然候、近代大略攝籙之後、始儀式に補家司供備供候、不申及宣下沙汰、候也、大中納言女をも、北政所申

キタノ

七月十八日東遊走馬十列を進めらる、後花園天皇の文安四年十二月二十六日臨時祭の行はれしこと康富記に在り(古事類苑神祇部)

キタノベノオトド

北邊大臣 源信をいふ、京都北邊の亭に住みしを以て名づく、今昔物語に、北邊の左大臣と申す人御座けり、名をば信といひ、一條の北邊に住給けるに依て、北邊の大臣とは申すなり、萬の事止事なく御座ける云々とあり、ミナモトノマコト參看、

キタノマチアキヤウシヨ

北町奉行所 江戸町奉行所の一、エトマチアキヤウシヨを見よ、

キタノマツリ

北祭 賀茂臨時祭の異名、カモノマツリを見よ、

キタノマンドコロ

北政所 攝政關白家の妻室を云ふ、女は陰なれば北と云ふ、政所は政所を置きし故に名づく、もとは大臣以上へのみ稱せしが、後には大中納言の妻室をも稱したり、後世は他家にても宣言を蒙りて北政所と稱す、役所に後所、侍所、藏人所等ありて家司職事を補し、又兵神等の勅祭に、奉幣使を立つること、一に攝政關白に同じ、玉葉治承三年十二月十日の條に、兵部卿入道信範來(中略)此次語云、御一家習、大臣之後、雖攝籙以前、(入室)稱北政所、延久元永例也、補家司、供備供云々、此事未知、尤有與二判問答に、後成恩寺殿下記曰、御當職之時、被迎申候、必北政所と申候歟、御職已後者、不申候歟、承度候、宣下など候歟、雖當職以前、有婚姻之禮者、可稱北政所候、延久元永等如然候、近代大略攝籙之後、始儀式に補家司供備供候、不申及宣下沙汰、候也、大中納言女をも、北政所申

キタバ

候歟、必非大臣女者、不可申候歟、六條攝政、後京極攝政等例如然歟、於有婚姻之禮者、不背道理歟、近代不_レ及_二婚禮沙汰_一、以_二大中納言女_一被稱北政所歟、不可然者歟と見えたり、光源院御元服記天文十五年十二月二十二日の條に、女御座敷次第相伴北政所殿(權大納言足利義晴の妻)并定頼内室也とあり、又秀吉任官記天正十三年三月十日秀吉を内大臣に任せし條に、其後大坂立_二勅使_一、以_二御臺所_一任北政所と見えたり、攝政關白の後、北政所役所の事始を北政所始と云ふ、其儀は、侍所藏人所の所役家司を補し、年預等を定め、吉書を行ふ、最終りて響應あり、玉葉文治二年の條に委しく見えたり、就て參看すべし、

キタバタケアキイヘ

北畠顯家 親房の長子 顯元應嘉暦の間從五位上に叙し兼侍從左近衛少將に累進す、元弘元年參議に任じ、左近衛中將となる、時に年十四、三年陸奥守と爲り、義貞親王を奉じて陸奥出羽を鎮す、建武元年功を以て從二位に叙し、二年鎮守府將軍を兼ね、延元元年足利尊氏を討んとて鎌倉に至れば既に四上す、因て晝夜兼行してその後を追ひ、近江に至りて諸城を攻め、粟田口より火を放て進む、尊氏自ら之に當り戦ふ、遂に之を敗りて尊氏を走らす、顯家新田義貞と京師に振旅す、右衛門督檢非違使別當を兼ね、時に尊氏の黨四方に蜂起す、茲に於て顯家また陸奥に行き、常陸下野の二國を併管す、上書して鎮守府大將軍と爲り、尋で權中納言を拜す、二年顯家勅を奉じ兵を率ゐて四上し、足利義隆を鎌倉に攻めて走らせ、三年京師に赴く、沿



(顯家) 花押

して攻めしむ、顯家險に據り能く拒ぐ、敵軍城を圍み、接路を絶つ、顯家城を出で、戦ふ、大敗す、仍て圍を突き吉野に奔らんとし、親ら接戦遂に陣に歿す、年二十一、天皇痛惜して從一位右大臣を贈らる(太平記、公卿補任、大日本史)

キタバタケアキノア

北畠顯信 春日少將と稱す、春日の地に住するを以て名づく

キタバタケアキノア

北畠顯信 春日少將と稱す、春日の地に住するを以て名づく



(顯信) 花押

在に還られ帝位に即き給ふ、後村上天皇と稱す、天皇顯信に敕し帳帳を圖らしめらる、興國四年宇津峰宮



陸奥の

キタバ

キタバ

を奉じて陸奥に留まる、正平二年結城顯朝來り攻め、顯信敗走す、後遂に吉野に還る、正平十四年征西大將軍懷良親王に從て少貳頼尙を筑前大原に討ち戰歿す、官中納言に至る(太平記、大日本史)

キタバタケアキヤス

北畠顯泰 法藏資樹院弘覺常教 顯元准三宮親房の孫、右大臣顯能の子、顯弘和三年七月顯能薨じて國司を襲ぎ、伊勢伊賀志摩の三國を撫綏す、弘和四年從二位に進み、七年右近衛大將を兼ね正二位に陞る、明德四年後龜山天皇位を禪らる、顯泰謙泰すれど聽かれず、足利義滿南北和を講せんとす、顯泰聽かず、後小松天皇及び義滿盟書を遂て約を固む、遂に和を講ず、義滿に謁し、伊勢及び和泉、志摩の舊領を全有す、應永九年十月薨す(野史)

キタバタケアキヨシ

北畠顯能 親房の三男、或は云源貞卓の子にて親房養子となす

顯能の國司と爲り壹志郡多勢に治す、故に多勢御所と號す、延元元年兄顯家に從ひ、足利氏を伐つて功あり、時年十六、正平三年正月踐行宮を襲ふと聞き、兵を率ゐて大和桶寺に至る、行宮既に火擧るを見、賀名生の皇居に候して國に還り、匠材を輸し皇居を造る、天皇賞して從三位に陞す、秋高師秋を矢田城に攻めて之を都く、七年伊賀伊勢の兵を率ゐ四天王寺の行營に至り、楠木和田等と共に大に足利義隆を破りて京師を復し、崇光院を幽閉し、父に從ひ入京し、諸務を參決す、從二位に叙し中納言に任ず、尋で義隆大舉して來り攻む、顯能防戦利なし、遂に天皇に從て吉野に還り、尋で伊勢に還る、十五年義隆大軍を以て行宮を襲ふ、顯能大和伊勢の國境に陣し、敵の糧道を絶つ、建徳元年特に勅して淳和并學兩院別當氏長者と爲す、その後屢々土岐及び仁

キタバ

本等と戦て之を敗る、弘和三年七月病て薨す、官累進して従一位右大臣に至り三宮に准せらる(太平記、大日本史、野史)

キタバタケウチ

北畠氏 村上天皇の皇子中務卿具平親王より出づ、具平の子、右大臣師房後一條天皇の寛仁中始めて源朝臣の姓を賜はる、顯房を生む、顯房の子雅實太政大臣となり、久我太政大臣と號す、久我氏の祖なり、其子右大臣雅定、雅雅通を養うて子となす、雅通通親を生む、通親丹後局と結び、後鳥羽上皇を助けて、王政恢復を謀る、中院家の祖なり、通親、通光通方を生み、通方、大納言通成雅家を生む、雅家萬里小路又は北畠と號す、子孫依りて氏となす、雅家師親を生む、師親師重を生む、雅家より後三世并に權大納言となる、師重、准大臣親房を生む、親房、顯家顯信顯能の三子を生む、顯家權大納言鎮守府大將軍となり、顯信中納言に至り、顯能右大臣伊勢國司となる、建武中興の時に當り、親房父子王事に盡力し、百折不撓以て恢復を圖る、然れども竟に志を得ず、顯家和泉の石津に戦死し、顯信筑前大原に戦死す、親房後村上天皇を輔け、國の元老たり、顯能の裔世々伊勢國司たり、其族に木造、田丸、大河、坂内、岩内、藤方、大坂、阿坂、波瀾、八下等の氏あり、顯信の子大納言守親陸奥國司たり、子孫世々其職を襲ぐ、久ふして絶えず、世に波瀾御所と稱す、(尊卑分脈、北畠系圖、關城書畫書、歴名土代、諸家知譜拙記)

○雅家 師親 師重 親房

顯家 顯成 親成
顯信 守親 親能
顯能 顯俊 俊通

キタバ

顯泰 俊泰 持康 教親
顯雄 房雄

キタバタケジユゴウ

北畠准后 北畠親房(キタバタケウチカフサ)を見よ、

キタバタケチカフサ

北畠親房

親房(キタバタケウチカフサ)を見よ、
北畠准后と稱す、其家を北畠
また中院といへり、(系圖)姓は村上源氏、師重の子
衛中將左中辨を経て參議に任じ、元應元年中納言に
遷り、正二位に叙す、元亨三年また大納言に陞り、
世良親王の傳となる、元徳二年親王薨するや、痛悼
を罷めて退居するに及び、天下之を惜む、元弘元年
後醍醐天皇降岐より遷幸し、建武中興の政を布くに
際し、再び出でて仕ふ、因て従一位に叙し准大臣と
なる、同年の冬親房の子顯家陸奥守となり、義真親
王を奉じて奥羽を鎮するや、親房之を輔く、後ち京
師に歸る、延元元年足利尊氏叛て京師を犯す、天
皇之を叡山に遷く、親房また駕に從ふ、既にして天
皇尊氏之降を納れて京師に還り給ふに及び、出でて、
伊勢に赴く、三年顯家の弟顯能陸奥守となり、義真
親王を奉じて奥羽を鎮するに至り、再び之を輔け、
海路任地に赴かんとせしが、會々大風に遇つて、親
王及び顯能と相失し、親房の乗船常陸に漂着す、即
ち小田池久據る所の小田城に入り、東北諸國を招得



(押花房親) 親朝遂に 聽かず、

して賊軍に當る、既にして天皇崩じ、後村上天皇立ち
給ふ、興國二年陸奥親王を城中に迎へて之を奉ず、既
にして高師直大兵を率ゐて來り圍む、親房援を結城
親朝に乞ふ、親朝款を尊氏に通じ其請を却く、幾干も
なくして治久また師直に降る、茲に於て親房退いて
關城を保ち、重ねて援を親朝に求め、且つ順逆を論
じて曉諭
而して城重圍に陥りて策の施すべきなきを以て、已
むを得ず城を棄て、吉野に走る、正平五年足利直義
降を乞ふに至り、朝議其許否に就きて容易に決せず、
親房權宜を以て之を納るべきを建言し、議漸く定ま
る、此年勅して三宮に准じ、警車宮中に入るを許す、
七年天皇崩山に幸し、兵を遣はして足利義隆を討ち
て之を走らす、即ち親房顯能の父子をして、まづ京師
に入りて諸事を總決せしむ、九年賀名生に薨す、親房
博治にして吏務に通ず、世に藤原宣房、源定房と並
稱して後ちの三房といふ、(諸家知譜、神皇正統記、職原鈔、
元々集、二十一社記等(大日本史))
キタバタケトモノリ 北畠具教 (名號)
法號寂光院心祖不智、(諸家知譜)具の子、顯父の封を
襲ぎ、權中納言正三位に至る、具教庸劣感望振はず、
永祿初年國內亂る、九年三月三好氏大和を歴て伊勢
に侵入せんとす、具教衆を率へ之が備を爲す、十年
織田信長瀧川一益をして來り攻めしむ、互に攻守勝
敗を決せざるに數年、十二年十月遂に和を結び信
長の一子信雄を養子と爲す、十二月三瀧城に退居す、
元龜元年五月薨す、天正四年信長と隙を構ふ、十月

キタバ

して賊軍に當る、既にして天皇崩じ、後村上天皇立ち給ふ、興國二年陸奥親王を城中に迎へて之を奉ず、既にして高師直大兵を率ゐて來り圍む、親房援を結城親朝に乞ふ、親朝款を尊氏に通じ其請を却く、幾干もなくして治久また師直に降る、茲に於て親房退いて關城を保ち、重ねて援を親朝に求め、且つ順逆を論じて曉諭

キタバ キタム

具教病を内山里に養ふ、侍衛多からず、その隙に乘じて顯ふ、具教樓に上り自殺す、年四十九、具教曾て顯法を塚原卜傳に學び、その奥旨を受く(野史)
キタバタケミツマサ 北畠滿雅 (名號)
法號長福院祐山常滿、顯泰の子、(諸家知譜)永九年父薨して封を繼ぐ、二十一年九月小倉皇子禪を受けざるを憤り、兵を伊賀伊勢志摩和泉に募り、自ら阿射賀城に據り諸將をして木造大河内津野田丸等の諸城を守らしめ、阿曾逸見等を先鋒として京師に入らんとす、二十二年四月足利義持、諸將を遣はし諸城を攻め抜き、阿射賀城を圍む、滿雅險に據り守備し善く防禦す、敵陷るること能はず、八月和を講じ兵を收む、正長元年七月小倉皇子竊に嵯峨を出で伊勢に至り滿雅に憑り、南統を復せんことを謀る、滿雅旨に應じ兵を擧げ近國を攻略す、永享元年九月足利義教、滿雅の兵を擧ぐると聞き、仁木一色山名赤松等を以て來り攻めしむ、滿雅善く禦き敵を破ると雖も衆寡敵せず、遂に和を結び、皇子嵯峨に歸居す、永享十二年七月薨す、年六十四(野史)
キタムラキギン 北村季吟 (名號)通稱久助、七松子、拾穗軒、呂庵、湖月齋、再昌院等の號あり、(系圖)正元(宗圓と號す)の子、(諸家知譜)近江國北村の人、幼より和學に志し深くこれに通ず、後ち京師に出で玉津島神社の祠官となる、元祿二年十二月、子湖春と共に幕府の召に應じて江戸に來り、醫師に准じて二百俵を賜ひ、翌年また三百俵を加ふ、四年法眼に叙し、七年更に三百俵の加増あり、十一年地方に直され、十四年再び二百石を加へ、法印に叙し、再昌院と稱す、此時よりして幕府の歌學方となり、子孫これを世襲せり、寶永二年薨す、年八十二、下谷池端茅町正慶寺に葬る、季吟和歌を飛鳥井雅章、

キタバ

清水谷實業に、俳諧を安原貞室、松永貞徳に學び、並に其道に達す、また尤も古書の註釋に意を用ひ、特に源氏物語湖月抄、枕草子春曙抄の如きは、引證博洽にして學者の尊重する所なり、子湖春、孫湖元、六代の孫李文等また能く家學を傳へて名聲あり、門人にては山岡元隆尤も著はる、(諸家知譜)源氏物語湖月抄、枕草子春曙抄、土佐日記抄、百人一首拾穂抄、伊勢物語拾穂抄、大和物語抄、萬葉集拾穂抄、八代集抄、徒然草文段抄等四方の硯、瀧田問答、諸家人物誌續編、徳川實紀、古學小傳、國學者傳記集成)
キタヤマサ 北山院 (名號)藤原康子、小松天皇の准母後ち宮を出で足利義滿の室となる、(諸家知譜)某年從二位に叙し、應永十三年十二月二十七日、三宮に准す、十四年三月五日院號宣下、二十六年十一月十一日崩す(門院傳、皇親系)
キタヤマドノ 北山殿 足利義滿を云ふ、山城國葛野郡衣笠村大字北山(今の鹿苑寺境内)に別業を建て、應永四年四月移徙す、因て時人北山殿と稱す、山城名勝志に、西園寺地、今爲鹿苑寺、北山殿第在其東、築垣址存乎今、又境内甚廣、惣門在紙屋川西北小路地蔵院傍、礎石尙在、御所號芳徳、在今方丈東、北至三石不動堂、又金閣四周皆池、金閣芳徳間架、反橋、云々とあり、アシカゴヨシツシ參看、
キタヤマノミササキ 北山院 三條天皇の御陵、山城國葛野郡衣笠村大字北山に在り(陵墓一覽)山院志に、三條院、日本紀略大鏡裏書榮花物語並云、火三石院、編年集成卷三於舟岡西邊、即西院也、皇代記編年記並云、藏骨於北山小寺、小寺亦或在三石院地、矣といへり、初め御陵地詳ならずしを、近年此を確定せらる

キタリ キチジ

祇陀林寺 (所)山城國京都中御門京極の東、(地)此もと廣幡院と稱し、顯光左大臣の家なりしが、長保二年四月、僧仁康河原院の大佛を此に移し佛閣と爲す、寺號は、須達長者祇園精舍を如來に施與す、今の左大臣此地を仁康に與へる事相似たるより、源信僧部名とせりと云ふ、治承三年三月燒亡、仁治元年六月、祇陀林内新造塔供養の事百鍊抄に、また延元元年正月、祇陀林寺の地藏堂に於て、上杉憲房以下自害の事南方紀傳に見えたり(續古事談、山城名勝志)
キチカウ 桔梗 襲の色目の名、キキヤツに同じ、同條を見よ、
キチジャウ 吉上(吉祥) 衛士の常語の者にて、近衛兵衛の下役を云ふ、又吉祥とも書す、名の義はよく上番してある者の意と云ふ、貞丈雜記に、吉祥又吉上とも書なり、是は皆假字也、愚按には責任なるべし、黄色は無位の者の服の色也、杜丁はめしつかはるゝ者の事なり、無位にて黄色の狩衣着る下部の者の事なるべしと云へり、古今著聞集十七に、近衛左兵衛の陣の吉上皆之を聞けり云々と見え、萩原隨筆に、吉上は馬部(メア)の長上なり、今にて謂ふときは、衛門府の使部にあたり、西宮記開門吉上とあり、兵衛の使部にて御門を守るなりといへり、
キチジャウサキ 吉祥院 (所)山城國紀伊郡吉祥院村大字吉祥院、(神)御靈ともいふ、(名)淨土宗、本尊吉祥天女、(傳)源朝臣傳に云、此地菅原氏、代々の領所にして、元慶中菅原道眞の創建する所と、拾芥抄に、吉祥天、菅家御願、四塚羅城門(註)西南四五町許、歷代編年集成に、元慶四年參議從三位行刑部卿菅原朝臣是善養、式部少輔文章博士菅原朝臣

キチシヤウ

供養吉祥院とあり、道真左遷の後、其夫人此寺に
住したることありといふ、後世道真の靈廟を此に建
つ、因て天神御霊とも稱す(山城名勝志)

キチシヤウジ

吉祥寺 所在武藏國江戸
駒込○山城諏訪山 曹洞宗、江戸檀林の一、因
て旗檀林と號す、本尊釋迦如來、起原清原開山を青
巖周陽禪師と爲す、長祿中太田持實江戸城を營みし
頃、かしこに井を掘しに土中より吉祥増上の文字あ
る銅印を得、依て吉瑞なりとて一字を建て吉祥庵と
名づく、是其始めなり、其後北條氏の臣遠山丹波守
之を中興す、天正中江戸城造營の時、神田臺に地を
賜ひ、寺領等を附せられ、明暦三年今の地に移る、地
衆の僧七百餘人、衆寮三十二軒、末寺十九箇寺あり、
寺領は五十石を有す、(江戸名所圖會)

キチシヤウテン

吉祥天 佛經にて女相の
佛の名、功德女と稱す、又吉祥天如と云ふ、衆生に
功德を授く、父は徳又迦(圓滿と譯す)母は鬼子母神



にて、毘沙門天の妹なりと云ふ、梵語に室利摩訶
毘訶と云ふ、威徳成就衆事大功徳と名づく、左手に
寶珠を持し、右手に與願の印を結ぶ(尊容抄、佛教
の辭典、佛像圖彙)

キチトクモン井

吉徳門院 名蹟
原榮子、阿茶局と稱す、系統參議萬里小路資房の女
也、後醍醐天皇の妃、正親町天皇の御母、大永二

キチマ

年十月十日薨す、院號を追贈す、永祿元年九月二十
六日皇太后を贈る(門院傳、皇親系)

キチマイ

吉米 良米をいふ、一地方の方言
なり、長曾我部元親制狀に、年貢は總て播磨の米、
太吉は地面の立毛に従ふべし、但太吉地に作るは
堅く停止すべし、若し此旨に背かば、實物は吉を收
むべしとみえ、吉とは吉米をいふ、太とはフトマイ
の事にて、良からぬ米なり(大日本租稅志)

キチンヤド

木賃宿 一の旅宿にて、旅
人薪炭の代のみを出し、自から炊きて宿泊すべき所
ないふ、木賃宿ともいふ、慶長十九年十月令して
は、旅人驛家に投じて、驛家の柴薪を用ふれば、
其木賃宿三文を出し、若し其を用ひざれば出す、
と勿れ、元和三年五月東海道路次領主代官に令し
て、木賃は京錢四文、馬一匹八文とし、其旅舎の薪
柴を用ひざるものは其半を減せしむ、萬治二年十二
月旅舎の宿賃柴薪共に錢十文とし、其以上を食する者
は三十日の繫獄を命す、寛文五年十月、中山道各驛
の木賃を増し、主人十六文、馬十文、下僕六文と爲す、
延寶三年正月各驛の木賃宿賃を増し、主人三十二文、
從僕十六文と爲す、慶應三年公用旅行輩の木賃米代
宿泊を廢し、主従の別なく一人七百文、午飯三百文
と爲す(徳川實紀、驛遞史稿)

キチヤウ

几帳 名義座の側に立て、内外
を遮る具の名、几に帷ある故に名づく、通常は三尺
の几帳なれども、廂の間母屋等に簾のつらに立つる
は四尺の几帳なり、製作几帳の高は土居より上を云
ふ、三尺几帳の几は檜にて、土居長一尺五寸、寸六
二分、厚三寸五分、手の長三尺六寸、寸七分にて、帷
は四幅にて長五尺三寸五分、表は通常杉木形にて夏
は白生平絹、冬は濃打物又は黒打にて、輪別に中組の

キチヤ

如くにして之を付く、裏と紐とは平絹の定めにて、紐
の縫ひ様は壁代に同じ、又臨時には綾織物に紫糸を
以て縫ひ、金繕にて紋を爲し、紐赤色等を用ふる事
あり、四尺の几帳も大概同じ、但土居、高さ手長等
の相違あり、帷は長六尺にて五幅或は六幅なり、猶
委しきことは類聚雜要抄に就て見るべし、桃花葉葉
に、建久二年五月二十七日最勝講第二日の條に南面
者筋違て、立三尺几帳一基(薄青二重織物、唯蒔繪
乎)副南簾立四尺几帳(六幅表白大文の薄物、中
重白生絹、裏單文薄物、以紺青綠青、畫几帳竹桐蝶
小鳥等、黒紐大文薄物、染織物次桐枝立野蔭小車蝶小
鳥)と見えたり、附圖參看すべし、

ギチヤウ

議定 公卿等、禁中、院、殿上等に
て政事を議ひ定むるを云ふ、又公議とも云ふ、議す
る時には最末の人より發言して上卿に至り、定め終
る後又之を評定し、目錄を取て奏上するなり、委し
く玉葉文治二年十一月十八日、二年二月八日の條等
に見えたり、

ギチヤウシヨ

議定所 名義朝廷にて政
を議定する所也、醍醐天皇元亨中(中之を置
く、續史愚抄元亨四年の條に、正月九日丙申有議定
始こと見え、増鏡秋のみ山の段親政の事の文に、院
の文殿議定所にうつされ、評定衆など少々代るもあ
り云々)と見えたり、

ギチヤムスビ

吉彌結 婦人の帯の結方の
一種、俳優上村吉彌之を結ひ出したるより此名あり、
結び方は、都風俗鑑に見えたるが、吉彌結とて唐犬
の耳たれたる如く、二つ結の兩端をだらりと下ぐる
なり、帯屋どもは心得、尺長きを拵へ、吉彌結は、
れ、と直段一きは高しと云ふ、延寶年間上村吉彌
と云ふ歌舞伎役者、東洞院の浮世結屋の娘、すかた

キツカ

のお春と云へる名取の妾をうつつて、一丈二尺の大
巾帯、くげ目の角に鉛のしづみかけるより始めれ
り、爾後此風京都附近に流行せりと云ふ(五元集、四
越大鑑、近世奇蹟考、都風俗化統傳)

キツカハウチ

吉川氏(周防岩國) 姓は藤
原、木工助爲憲の四世、右馬大夫維清男入江權守清
定の曾孫吉香三郎經義駿河國吉川邑に住す、依て氏
となす、其子小次郎友兼、梶原景茂を討捕り、孫左
衛門尉經光承久三年宇治川に軍功あり、依て安藝國
大朝木庄を賜ひて移住す、六世駿河守經信、嘉吉元
年赤松満祐の亂に、兵を擧げに出し、攻めて勝たず
戦死す、經信六世の孫治部少輔與經の子千法師、早
世して子なし、毛利元就の子、少輔次郎元春を養子
となす、豊臣秀吉九州征討の時、先鋒となりて大功
あり、秀吉賞して筑前國を賜ふ、其子駿河守元長、天
正十五年三月秀吉島津征服の時、日向薩摩境高城を
攻む半にして卒す、弟又次郎經言養子となり遺領を
繼ぐ、十六年七月上京秀吉に謁し、羽柴氏を賜ひ、
桐の紋を與へらる、後文祿慶長兩度征韓の役に從
ひ特功あり、關ヶ原の戦に際して、密に款を徳川氏
に通す、毛利氏が長防の二國を領有するに至りしも
の、實に其力與りて多きに居る、因りて周防岩國に
移りて、六萬石を領し、居城を横山に築き、爾來毛
利氏の家臣となりて明治維新に至り、華族に列し子
爵を授けらる(吉川家譜、徳川加除封録、華族譜)

〇清定

景兼 景義 經義 經信 經方 經盛 經秋 經見
經信 之經 經基 國經 元經 興經
元春 元長 廣家 廣正 廣嘉 廣純

キツカ

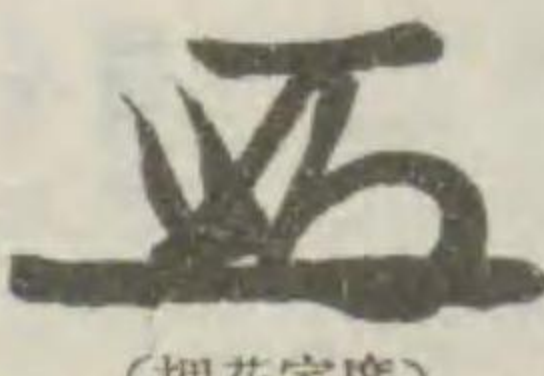
廣達 經永 經倫 經忠 經賢 經禮
經章 經幹 經建
部大輔と稱す、國興經の從父弟也、天正九年伯
耆國鳥取の諸豪族、吉川元春(興經の養子)に主將を
得んことを乞ふ、元春即ち經家を遣はす、同年七月豊
臣秀吉大軍を率ゐて鳥取城を圍む、經家防戦する努
めしと雖も、城内糧食に乏して、遂に敵する能はざ
るに至れるを以
て、急を毛利輝元
に告げて救を乞
ふ、茲に於て元春
兵六千を具して伯
耆に入り後軍の來るを俟つ、超えて十月輝元、小早
川隆景と共にまた富田に至る、時に城中糧既に盡き、
困窮日に登る、秀吉因て堀尾吉晴を遣はし、降を勸
む、經家聽かすして自盡す、秀吉狀を具して首を安
土に送る、織田信長其義死を感し、厚く之を葬る(野
史)



吉川廣家 名義幼
字又二郎、初名經言、晩年如兼と稱す、法名全光院中
嚴如兼、元春の三子、兄元長の後を繼ぐ、
天正三年八月父に従うて鳥取城を攻む、時に年十五、
十一年實となりて京師に往く、豊臣秀吉命じて藏人
と稱せしむ、十四年父兄と共に征薩の軍に從ふ、攻
戰の時、既にして元長また卒して嗣なし、即
ち其の後を受けて家を繼ぐ、十六年毛利輝元に従う
て京師に赴き秀吉に謁す、因りて從五位下に叙し侍
從に任じ、尋て從四位に移り、民部大輔に轉じ、藏

キツカハヒロイ

吉川廣家 名義幼
字又二郎、初名經言、晩年如兼と稱す、法名全光院中
嚴如兼、元春の三子、兄元長の後を繼ぐ、
天正三年八月父に従うて鳥取城を攻む、時に年十五、
十一年實となりて京師に往く、豊臣秀吉命じて藏人
と稱せしむ、十四年父兄と共に征薩の軍に從ふ、攻
戰の時、既にして元長また卒して嗣なし、即
ち其の後を受けて家を繼ぐ、十六年毛利輝元に従う
て京師に赴き秀吉に謁す、因りて從五位下に叙し侍
從に任じ、尋て從四位に移り、民部大輔に轉じ、藏



廣家 名義幼
字又二郎、初名經言、晩年如兼と稱す、法名全光院中
嚴如兼、元春の三子、兄元長の後を繼ぐ、
天正三年八月父に従うて鳥取城を攻む、時に年十五、
十一年實となりて京師に往く、豊臣秀吉命じて藏人
と稱せしむ、十四年父兄と共に征薩の軍に從ふ、攻
戰の時、既にして元長また卒して嗣なし、即
ち其の後を受けて家を繼ぐ、十六年毛利輝元に従う
て京師に赴き秀吉に謁す、因りて從五位下に叙し侍
從に任じ、尋て從四位に移り、民部大輔に轉じ、藏

キツカハモトハル

吉川元春 名義幼
字少輔二郎、法名洞泉院海印正惠、毛利元就の
二子、吉川興隆の養子、天文十年正月元就に從
うて尼子氏を討つ、時に年僅に十二、十七年三月興
隆に養はれて吉川氏を冒す、既にして興隆密に異圖
を抱き、毛利氏を亡ぼさんとす、元就因りて之を殺
し、元春をして其祀を存せしむ、弘治二年四月元春
石見に入りて郡邑を徇へ、尾高、黒岩の二城を築き、
以て尼子氏に備ふ、永祿元年元就と共に石見を襲ひ、
小笠原真雄を温泉城に攻めて之を抜く、八年從四位
下に叙し、駿河守と稱す、十二年尼子勝久出雲を犯
し、大内輝弘また山口に入りて亂を爲す、元春時に

キツカ

キツカ



(押花春元)

九州にあり、變を聞きて歸り、子元長と共に兵一萬を率ゐて、輝弘を討ちて其首級を得、元龜元年更に毛利輝元と共に、二萬餘兵を以て勝久を出雲に征し、連戦皆克つ、翌年六月元就病あり、輝元等師を班へすに及び、元春歩騎六千を領して出雲に駐り勝久を壓す、尋で元就の卒するや、勝久部將山中幸盛と四出抄略、勢頗る猖獗なり、元春即ち勝久を燈して先考の靈を慰めんと言言し、幸盛を伯耆に攻めて之を降し、更にまた出雲新山城に勝久を討ちて大勝を得、勝久は隱岐に走る、茲に於て伯雲の地悉く平ぐ、天正六年勝久幸盛等、織田信長の後援を得、播磨國上月城に據りて兵を擧ぐ、元春弟隆景と共に之を征して城を屠る、勝久自殺し、幸盛もまた敗死す、此時に當り信長山陽を向ふる志あり、豊臣秀吉を遣はして、頻りに播磨美作の地を侵さしむ、元春常に之と對抗し、奮戦頗る勉む、十年秀吉高松城を圍むや、元春隆景と共に輝元を奉じて之を援けんとし、兵を率ゐて備中に入る、兩軍相持していまだ戦はず、而して高松城早く陥る、茲に於て、輝元秀吉と和を講じて兵を收む、既にして秀吉志を得るに及び、深く其



(押花春元)

下風に立つたを馳ち、早く家を子元長に譲りて老、後ち征薩の役に當り、秀吉元春を起して渡海せしめんとす、元春病と稱して出でず、輝元之を強ひ、元春已むを得ずして遂に上りしが、之が爲め快々として

キツカ—キツキ

樂まず、憂鬱病を生じ痘背に發す、即ち小倉に駐りて療養せしと雖も遂に愈えず、天正十四年十一月陣中に卒す、年五十七、元春人と爲り豪邁にして尤も戦に長ず、世に隆景と並べ稱して兩川といふ、元就の卒後輝元を輔けて家聲を落さるもの、蓋し其力與りて多きに居る(野史)

キツカフノモン

龜甲紋 紋所の名、龜の甲の形を、紋としたものなり、諸家の紋所には多く、其中に小なる花を畫きたるものを用ふ、別圖の如し、之を家紋に用ふる家は、相馬、奥田、米倉、片桐、遠藤の諸氏にて、松前氏は「丸の内」に、龜甲を上一つ、下二つに重ねたるもの(龜甲を上一つ、下二つに重ねたるもの)千家氏は、龜甲花菱にて、尙ほ聞



見諸家紋によれば、湯淺氏は、龜甲の上に大の字あるものを用ふ(武鑑、諸家紋)

キツカフヤリ

龜甲槍 槍の一種、槍の穂先五ツまたになりたるものにて、鎧槍の類なり、

キツキ

吉記 卷四 寫本二十一冊 藤原經房の日記、原名を吉御記と稱す、本書據る所は舊風山御文庫本にして、承安二年より四年、安元二年、治承四年より文治元年に至る凡十一年間の記なり、されど吉部訛訓抄に據つて考ふれば、仁安元年より建久四年迄二十八年間の記事ありしに似たり、今傳はらず(歴世記録考)

キツキシヤウ

杵築城 所在 豐後國速見郡杵築町○又勝山城とも稱す 建長中大夫の支族木付親重、始めて木田村壺山に築く、木付氏世々此に居る、天正十五年、薩摩の將新納忠元來り攻む、木付親重之を擊退し、武威益々振ふ、文祿二年鎮直自殺し木付氏亡ぶ、次で杉原長房此に居りしが、

キツキ—ギツシ

慶長四年福原直高之に代り、五年細川忠興に之を給ひ、寛永九年小笠原忠矩(四萬石)を此に封じ、正保二年三月松平英親之に代り居城す、正徳中杵築町に地を相して之を改作し居城となす、子孫相繼ぎ、明治維新に至る(豐後國志、武鑑、徳川加除封録)

キツキノオホヤシロ

杵築大社 出雲大社(イヅモノオホヤシロ)を見よ、

キツサウ

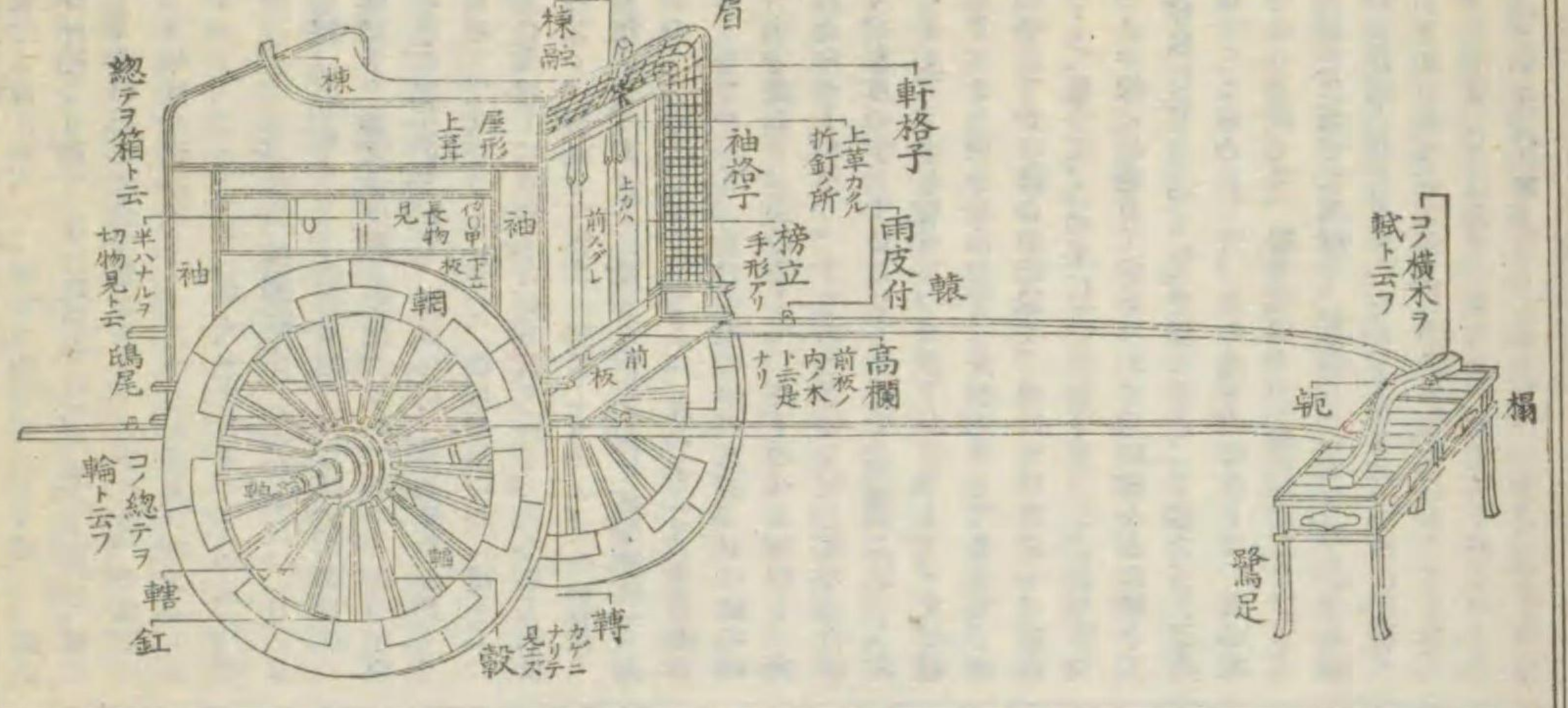
吉相 吉事ある兆、吉兆、吉左右、吉祥などに同じ、大鏡に、大宮のいまだなをさなくおはしましける時、北の政所々し奉らせ給ひて春日に參らせ奉りけるに、御前の物どものまゐらせ居たりけるを、俄につじ風の吹まはいて、東大寺の大佛殿の御前に落したりけるを、春日の御前なるもの、源氏の兵寺にとられたるを、よからぬ事にやと、是をもそのなり、世の人申しかど、ながく御末繼がせ給ふは、吉相にこそはありけれとておほへ侍ると見えたり、

ギツシヤ

牛車 名義 牛をつけて牽かしむる屋形車をいふ、備前牛車は官位により乗用制限種々あり、今種類のみを擧ぐ、委しき事は毎條に就て見るべし、唐底車(唐車とも云ふ)兩眉車、檳榔底車、檳榔毛車、青絲毛車、紫絲毛車、赤絲毛車、半部車、網代底車、網代車、八葉車、金作車、飾車、黒蓮車等なり

名所 車蓋、車の屋形を云ふ、轆、車蓋の上縁を云ふ、轆、車の箱を云ふ、轆、車の前の横木、轆、車の後の横木、轆、車前の長き木、ナガエと云ふ長柄の義、俗に轆、牛の領にあたる所、クビキと云ふ、轆、轆を持つる細き木、ヨコガミと云ふ、轆、車下の索なり、床縛と云ふ、轆、車脚の轉進する所、轆、車輪の郭曲木なり、オホヤと云ふ、轆、轆の淺る所、コシキと稱す、俗

ギツシ



に筒とも云ふ、轆、輪と轆との間の細木、夜と云ふ、矢の義か、轆にて作る、轆の端の轆を云ふ、クサビと云ふ、紅、轆口の轆、カリモと云ふ、轆、車の脂角なり、乗泥、車の土拂、轆、車中坐する所トコと云ふ、文柄とも書す、轆の臺、シヤと云ふ、轆圖を見て其體を知るべし、牛車の構造は委しく延喜内匠式に見えたり、原注 古くより車のこと見えたれども盛に乗物用として用ひたるは延暦十三年平安遷都以後に在り、而して遂に車を金銀にて飾り華美に流るゝを以て、宇多天皇寛平六年一時乗車を禁する、とあり、後盛に行はれ、華美を競ふを以て屢々令して華美を停めたり、鎌倉時代の頃より漸々廢れ、應仁の亂後殆ど跡を絶つに至る、後陽成天皇天正十六年樂樂第の時亦用ひたることあれども、駕籠の行はれし、上落のこと絶えてより又廢絶す、仁孝天皇弘化三年皇女將軍家入輿の時一時用ひられしことあり○牛車を立て並ぶる順序は、古へより非常に嚴重の故實あることにて、之を車の立機と稱したり、三條山口口傳に、其立て方を記して、陣頭に立車事、所々皆可存、陽明門儀也、公卿車は、彼門の北に、轆を東にて南上に立之、宰相車は、公卿の車に相對して、轆を長にて立之、藏人頭車は、大路中央に、相當額間、轆を東にて立之、殿上人車は、自宮東傍、近衛大路の北、轆を北にて、四上に立之、といへり、また上卿故實(車立機事)曰、北山鈔(備忘)裏書云、陽明門前立車儀(依三故源相府御記注之)、一大臣車、當陽明門第四間、立(出入間也、謂執柄人、未破解牛車轆車間也)、次大臣車、當第三間、立(次大臣雖有三人、此二間中可立之、不及北一間云云)、一大納言車、過三間前橋北間柱、立(北第一間也、以下納言車、

ギツシ

次第北行立之(以上以轆向東)、參議車、當陽明門南頭、四上立之(以轆向南)、非參議三位車、當陽明門亞東頭、四上立之(以轆向北)、殿上人、湯東以中爲上、南北相並立之(以轆向北)門室相承有職抄曰、二品親王御車は、殿下より上に可立、無品親王ならば、殿下より下に可立、太政大臣より上也、但於陽明門者、雖二品親王、御車より下に可立、陽明門の中間の北に、殿下御車は立也、御室御車は、南に可立、於自餘所者、御室御車を北に可立也、凡東西向所は以北爲上、南北向の所は、以東爲上、上などあるにて其大要を知るべし(箋註和名抄、輿車圖考、乗物考)猶附圖參看すべし、

ギツシヤノセシ

牛車宣言 牛車に乗りて宮門を出入するを許さる宣言を云ふ、親王攝關宿老の大臣僧綱等の内之を許さる、宮門に入る儀は、門室有職抄に、牛車宣言事、年駕車自上海門入、二町西行、土御門と壬生の角にて下車云々、已上宣言は攝政關白被許之、或親王宿老之大臣又許之云々と見えたり、日本紀略、寛弘八年八月廿三日甲子の條に、召檢非違使、仰云、左大臣道長、乘牛車可聽、出入待賢上東兩門、今鏡、がねのみりの巻に、大御室とておほしまし、仁和寺の宮(性信)御でし(行禮)僧綱になり我が身も牛車など蒙りたまひきとあり、

ギツシヨ

吉書 吉日良辰を撰びて、始めて奏聞する文書を云ふ、年の始、政始、徙移の後、任官の後、内覽始、着陣始、除服の後等物毎のあらたまりたる後、始めて奏覽するものを云ふなり、尙ほ吉書奏(ギツシヨノソウ)を見よ、

ギツシヨノソウ

吉書奏 名義 年始并に政始の時、文書を奏する儀式を云ふ、吉日に奏する文

ギツシ

キツシ

書なる故に名づく、年始は辨官藏人より奏し、政始は外記より奏す、後世院廳東宮始め等にも用ひ、轉じて、事の始めに總て用ひらるゝに至れり、今便宜により年始の儀を示して、政始の吉書奏は政始(マツリゴトハツメ)の條に述べ、就て見るべし(中右記、台記、玉葉、公事根源)開式建武年中行事に、二日三日の間、辨官藏人など、吉書奏聞すれば、晝の御座にて御覽す、辨官若し藏人文杖に挿みて奏す、先づ年中行事の障子の下にて、天氣を伺ふ、御氣色を見て、稱唯してまびさしに進む、御座の南の間に跪きて、殿のなげしに膝行しながら奏す、此を取て御前に置く、辨退きて孫庇に膝折して侍ふ、文を御覽す、其作法先づ文は下に置きながら、かけ紙を抜けて、先かみ、次に下のつまをひきて、左の手にて、かけ紙のおくをひかへて、右の手して中の文を、かけ紙の端へ引き渡して、左の手して、先下のつまを引きて、次に上のつまを引く、さて右の手の下なる文をもたげて、左右の手してひろげて御覽す、御覽ははいて、左の手して、半卷寄せて、右の手をばつして、文の端を左さまに引きおほひて、左右の手して巻きて、左の手にてかけ紙の奥に置く、地につけながら、左の手にて巻きて、右の手にてはしなとらへてもたげて、さきの様に巻終りて御前におく、辨杖を左に置いて(横様に持たりつるを、立様に置く、ならすべからず)膝行して進みよりて、文の先を左の手して、文の本をとりまはして、持ちて退く、本座にてかたれ申す、御氣色に隨ひて稱唯す、おきさまに文をまくなり(辨官は作法きびしく文をならすなり)文を杖に取添へてまかり出づ、(文の上に立様に杖を加ふるなり)横さまにも置く)とあり、以て其一斑を知るべし、

キツシヨハジメ

吉書始 天皇上皇御移

キツシ

徒、院廳、及び殿上始、又は諸官衛諸政所の始め、任官後等總て事の始めに吉書を覽するを云ふ、吉日に文書を覽する故に名づく、玉葉には、吉書には多く神事の文書を覽すと云へり、後には武家にも用ふるに至れり、今公武二の例を示す、玉葉文治二年正月九日の條に、此日被下(内覽宣旨)之後、始所見(吉書)也、吾妻鏡元暦元年十月六日の條に、新造公文所吉書始也)と見えたり、

キツシヨフキヤウ

吉書奉行 吉書奉行

キツシ井井

吉水院 所屬大和國吉野郡吉野、金峰山寺の南凡三町(金峰山寺の僧坊)

キツセ

造りし庵室は、即ち是なりといふ、源平兵亂の時、源義經密に此寺に入り、吉野法師の攻圍により、佐藤忠信を遣して落ち退くといへり、降りて後醍醐天皇の時、京都を逃れ暫く此寺に潛幸ありて行宮となし給へることあり、天皇此院の床を御枕として、諒み給ひし御製に、花にれてよしや吉野のよし水の枕の下に石はしる音とあり、明治七年改めて神社と爲し、吉水神社と稱せしめ、後醍醐天皇を祭り、南朝祭の靈場と爲す、ヨシミツツシヤル参看(三十三所圖會、大和志)

ギツチヤウ

毬打 正月兒童の弄び物にして、和漢共に武事の遊戯なり、一に毬杖、及打、木丁とも書くは共に借字なり、古へ行はれし打毬の變風なるべし、ギツチヤウともいふ○其技をなす様は、凡そ十間或は十二三間を離れて、中央の地上に線をはきて限とし、男兒雙方に別れて、玉を地上に投げめぐらすを、一方より推して打留るなり、留め得ずして、限の筋よりさきへ玉のめぐり越したるを、投げたる方の勝とす、雙方敵回打合て勝負を決す、京都には近世迄玉打と云ひて名殘を留めたる由なれども、毬打の推は用ひず、竹杖或は竹箒の類にて玉を打とむるのみといふ(起原諸國打毬樂の打毬より變じたるものなれども、一の遊戯となりしは、何れの時代なるか詳かならず、其名古くは宇津保物語祭使の巻に、あるじの大臣大なる玉を舍人どもが中へ投げ出し給ふ、舍人ども、さう杖を持て遊びて、うちかちては舞ひ遊ぶ云々)とあり、略て源平盛衰記に、法師の首を造て、毬打の玉を打つが如く、杖を以てあち打、こち打、蹴たり踏たり様々にしけり云々と

見えたるも、これ等は打毬樂にて、毬打の状を云ひしのみ、後世の如く定りたるものにはあらず、正月の遊戯となりしは、袖中抄に、十節録黃帝云々、取(蚩尤頭)毬之、取(眼射)之云々、毬杖是也云々、以(彼例)漢土年始用(特事)國中無(凶事)仍(日本國學)其例(年始打)毬杖云々(本書の作者願昭は後鳥羽院の御宇の人なり、當時既に年始に毬杖を打ちしとあれば、正月の遊にせしも、古きことならん、爾來都鄙共に正月流行せし由は當時の書に記載せるにて明かなり、江戸時代に至り、其初期は盛に行はれたれども、中ごろに至りては、此技も廢れ、只年始の祝の飾物として此名を傳へたり、今京都の俗に小兒生れて初の正月母方の親里より毬打と稱する飾物を送りて祝儀となす、是何の所用もなく飾り置きて小兒の目を喜ばしむるのみなり、又滑稽雜談に當代は古來の模様に變じて二三歳の幼兒に少き毬打を紙上又は蒲板に貼し鶴龜松竹など造る云々とあり、此書は正徳三三年頃のものなり、されば當時既に今の制の如くなりしにや、尙考ふべし(和漢三才圖會、事物紀原、袖中抄、日本歲時記、世説問答、滑稽雜談、骨董集)

キツツケ

切付 馬具の名、下鞍に同じ、シメケラを見よ、

キツテハンガシラ

切手番頭 江戸幕府の職名、切手通用御門を支配し、非常を守衛する事を掌る、留守居の支配にて、高四百俵、焼火の間詰とす、御規式の定ありて、申の刻以後は出入せしめず、手形なくば女中上下共一切通行を許さず、若し年寄女中衆の手形あらば、通行を許すなり、又長持、櫛、葛籠等は十貫迄は蓋を取らず、其上は蓋を明け改る事となす、同心十九人宛之に附屬す(明良帝録)

キツトシカリ

急度叱 江戸幕府の刑名、叱より重くして、之を庶人のみに科す、制定書百萬條に據れば、江戸十里四方并に御留場の外關八州にて隠座所持の村方及び他所より來りて打ちし者の村方名主組頭急度叱、また三笠附博奕打、取退無盡等を町内の名主五人組訴出づれば、地主は急度叱、喧嘩口論にて當座人を殺し者や立退かしめし者急度叱の由見えたり、

キツネガウシ

狐格子 宮殿、社寺、家屋等の屋根の棟風懸魚の下に用ふる格子、縦横正方に組む、キツネド、キツネマドともいふ、内より外見え、外より内見えればかく名づくとも云ふ、古今著聞集に、夜更けしつまるほどに、鬼丸丸究竟のものにて狐より入りて、頼光の寝たるうへの天井にあり云云と見えたり、貞丈雜記に、狐戸主殿の屋作にあり、狐戸といふは今云ふ狐格子の事なり、狐格子とは屋根のはふの、こうしを云ふなり、格子にてはふの内をへたて、狐など入る事なきゆゑにやきつれかうしと云ふなるべし、狐戸といふ事土岐家問書に見えたり、三好享回駕記に云く、西立三衛門、用二被風狐戸云々とあり、

キツネド

狐戸 狐格子(キツネガウシ)を見よ、

キツネモトシジャウ

狐尻城 關西越後國東蒲原郡津川城とも云(關西越後國東蒲原郡津川城とも云、建長二年、某名氏の一族藤倉盛弘之に築き居る、其形麒麟に似たる山にて、狐も過ぐる、と能はざる故に、この名ありといふ、子孫相繼ぎて十四代盛備の時に至り、天正十七年磨上の役に死す、慶長二年上杉景勝、其士を遣はし之を守り、元和元年に廢城となる(温故拾要抄、北越軍記)

キツネヤ

狐矢 流矢を云ふ、源平盛衰記に、扇をば射たれども、武者をばえいす、されば狐矢にこそあれといはんも本意なれば、只射よと云ふ者多し云々とあり、

キツフヒクンセウ

吉部秘訓抄 舊本三册(内吉部記の殘せざる頃、書中有職故實に係る諸條を抄出し、事目を標し、年月に従ひて之を排列す、第一册は仁安元年九月より承元元年十二月、第四册は文治二年正月より建久二年七月、第五册は建久二年八月より四年十二月に至る、第二、第三册は缺佚して傳はらず(歴世記録考)

キツルバミ

黄楸 染色の名、黒くあかばみたる色にて、木蘭に同じ、

キツレガハウチ

喜連川氏 姓は清和源氏、關東鎌倉公方足利基氏の九代古河公方義氏の子國朝より出づ、初め義氏、北條氏康に援けられて鎌倉西谷に住す、永祿三年四月下野國古河に遷り、天正十年卒す、十八年九月豐臣秀吉小田原北條を征する時、其舊家たるを以て、小弓御所賴純の長男國朝を、義氏の女に配し、三千五百石を給して其後を繼がしむ、國朝下野國鹽谷郡木連川に徙り居す、子孫依て氏とす、國朝子なし、弟頼氏後を繼ぐ、慶長六年下野國芳賀郡の内高千石を加賜す、子孫世々五千石を食み無位無官たり、然れど江戸幕府は、四品十萬石以上の資格を以て取扱ひたりき、明治に至り足利と復姓し(アシカカウチ)參看)華族に列し子爵を授けらる(續藩翰譜、武鑑、華族譜家傳、華族譜)

キツツ

切手番頭 江戸幕府の職名、切手通用御門を支配し、非常を守衛する事を掌る、留守居の支配にて、高四百俵、焼火の間詰とす、御規式の定ありて、申の刻以後は出入せしめず、手形なくば女中上下共一切通行を許さず、若し年寄女中衆の手形あらば、通行を許すなり、又長持、櫛、葛籠等は十貫迄は蓋を取らず、其上は蓋を明け改る事となす、同心十九人宛之に附屬す(明良帝録)

キツネ

狐格子 宮殿、社寺、家屋等の屋根の棟風懸魚の下に用ふる格子、縦横正方に組む、キツネド、キツネマドともいふ、内より外見え、外より内見えればかく名づくとも云ふ、古今著聞集に、夜更けしつまるほどに、鬼丸丸究竟のものにて狐より入りて、頼光の寝たるうへの天井にあり云云と見えたり、貞丈雜記に、狐戸主殿の屋作にあり、狐戸といふは今云ふ狐格子の事なり、狐格子とは屋根のはふの、こうしを云ふなり、格子にてはふの内をへたて、狐など入る事なきゆゑにやきつれかうしと云ふなるべし、狐戸といふ事土岐家問書に見えたり、三好享回駕記に云く、西立三衛門、用二被風狐戸云々とあり、

キツネ

於菟丸

キツツ

切手番頭 江戸幕府の職名、切手通用御門を支配し、非常を守衛する事を掌る、留守居の支配にて、高四百俵、焼火の間詰とす、御規式の定ありて、申の刻以後は出入せしめず、手形なくば女中上下共一切通行を許さず、若し年寄女中衆の手形あらば、通行を許すなり、又長持、櫛、葛籠等は十貫迄は蓋を取らず、其上は蓋を明け改る事となす、同心十九人宛之に附屬す(明良帝録)

キツネ

狐格子 宮殿、社寺、家屋等の屋根の棟風懸魚の下に用ふる格子、縦横正方に組む、キツネド、キツネマドともいふ、内より外見え、外より内見えればかく名づくとも云ふ、古今著聞集に、夜更けしつまるほどに、鬼丸丸究竟のものにて狐より入りて、頼光の寝たるうへの天井にあり云云と見えたり、貞丈雜記に、狐戸主殿の屋作にあり、狐戸といふは今云ふ狐格子の事なり、狐格子とは屋根のはふの、こうしを云ふなり、格子にてはふの内をへたて、狐など入る事なきゆゑにやきつれかうしと云ふなるべし、狐戸といふ事土岐家問書に見えたり、三好享回駕記に云く、西立三衛門、用二被風狐戸云々とあり、

キツネ

狐格子 宮殿、社寺、家屋等の屋根の棟風懸魚の下に用ふる格子、縦横正方に組む、キツネド、キツネマドともいふ、内より外見え、外より内見えればかく名づくとも云ふ、古今著聞集に、夜更けしつまるほどに、鬼丸丸究竟のものにて狐より入りて、頼光の寝たるうへの天井にあり云云と見えたり、貞丈雜記に、狐戸主殿の屋作にあり、狐戸といふは今云ふ狐格子の事なり、狐格子とは屋根のはふの、こうしを云ふなり、格子にてはふの内をへたて、狐など入る事なきゆゑにやきつれかうしと云ふなるべし、狐戸といふ事土岐家問書に見えたり、三好享回駕記に云く、西立三衛門、用二被風狐戸云々とあり、

キツネ

於菟丸

キツツ

切手番頭 江戸幕府の職名、切手通用御門を支配し、非常を守衛する事を掌る、留守居の支配にて、高四百俵、焼火の間詰とす、御規式の定ありて、申の刻以後は出入せしめず、手形なくば女中上下共一切通行を許さず、若し年寄女中衆の手形あらば、通行を許すなり、又長持、櫛、葛籠等は十貫迄は蓋を取らず、其上は蓋を明け改る事となす、同心十九人宛之に附屬す(明良帝録)

キツネ

狐格子 宮殿、社寺、家屋等の屋根の棟風懸魚の下に用ふる格子、縦横正方に組む、キツネド、キツネマドともいふ、内より外見え、外より内見えればかく名づくとも云ふ、古今著聞集に、夜更けしつまるほどに、鬼丸丸究竟のものにて狐より入りて、頼光の寝たるうへの天井にあり云云と見えたり、貞丈雜記に、狐戸主殿の屋作にあり、狐戸といふは今云ふ狐格子の事なり、狐格子とは屋根のはふの、こうしを云ふなり、格子にてはふの内をへたて、狐など入る事なきゆゑにやきつれかうしと云ふなるべし、狐戸といふ事土岐家問書に見えたり、三好享回駕記に云く、西立三衛門、用二被風狐戸云々とあり、

キツネ

狐格子 宮殿、社寺、家屋等の屋根の棟風懸魚の下に用ふる格子、縦横正方に組む、キツネド、キツネマドともいふ、内より外見え、外より内見えればかく名づくとも云ふ、古今著聞集に、夜更けしつまるほどに、鬼丸丸究竟のものにて狐より入りて、頼光の寝たるうへの天井にあり云云と見えたり、貞丈雜記に、狐戸主殿の屋作にあり、狐戸といふは今云ふ狐格子の事なり、狐格子とは屋根のはふの、こうしを云ふなり、格子にてはふの内をへたて、狐など入る事なきゆゑにやきつれかうしと云ふなるべし、狐戸といふ事土岐家問書に見えたり、三好享回駕記に云く、西立三衛門、用二被風狐戸云々とあり、

キツネ

於菟丸

キテン

キテンクワン 徴典館 江戸幕府領内の學校、一般に之を甲府學問所と稱す。所在甲斐國甲府城追手門の南三町程の所(今の四山梨郡錦町)天保十四年之を追手門前に移す。開館後寛政年間(1799-1800)に創建す。當時甲府城勤番與力富田富五郎と云者、教授方を勤む。天保十四年、甲府勤番支配淺野申務少輔酒井安房守、幕命を奉じ、學館を再築し、規模始めて定まる。爾後江戸湯島學問所教授方の内二名(目見以上一名目見以下一名)各年交代して學頭を勤む。館内一部を區劃し、醫學所を設け、勤番醫士町村醫、日を期して來會し醫學を講ずる所とす。明治元年三月に至りて交代停む、而して幕府の瓦解に際したるを以て生徒四散し、其跡絶えんとす。鎮撫使柳原前光之を惜み、徴典館發會の旨を布令す。同年末育英寮を同館内に設く、五年學制頒布に及て從前の支那學を廢し、變則英學を置く。開館地坪大凡千坪建坪百七十坪。開館合計六百五十六部、内經書類百二十五部、史類百五十八部、子類四十八部、集類三百二十七部(日本教育史資料)

キテンクワン

徴典館 舊館藩(もと松前)の學校。所在蝦夷函館(今北海道)舊福山城外郭内杉村傳五郎及び平沼藩平の二人を登庸して學制を掌らしむ。文化八年の頃一時幕府の直轄たりし日に當りて、倡教館なる學館を建設して子弟を教導せしが、願ふに此の徴典館なるものは、直に倡教館を引續きしものならんか、今詳かならず、降て明治元年十一月兵燹に罹り、書籍文書に至る迄悉く灰燼に歸す。出版に孝經の木製活版一組あり(日本教育史資料)

キテン

義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キテンタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キテン

皇皇后名臣等につきて一々其傳をしるし列ぬるも、支那に起りたる史體にして、本邦の史家も之を用ひしもの尠ならず、大日本史の如きは其一例なり、キテンダウ 紀傳道 名義 歴史を修むる學科を云ふ、専ら史記漢書後漢書の三史を研む、後に文選を加ふ。開館後桓武天皇延暦二十四年六月始めて之を置く、皇代曆に、記傳儒者始めとあり、平城天皇大同三年二月始めて博士一人を置き、官位を直講と同じくせしむ、仁明天皇承和元年四月勅して紀傳博士及び紀傳得業生徒を停め、文章博士一人を加へ置く、是より紀傳道は文章博士の業となり、後世文章博士を稱して紀傳博士といへり、延喜式に、諸道白讀者、名以て得業生一人、爲て試博士、其紀傳者、又聽て以て文章生、爲て試博士とあり、後に紀傳生を置く、同式に、凡諸講經生者三經、傳生者三史云云とあり、文章博士は紀傳博士より擧出する事職原抄に見えたり、紀傳は四道中最も重を置かれたる學科にして、此道より大臣に登りし者菅原道真、粟田有衛等あり、後世日野實原二氏代々博士を世襲して日野氏は納言に、菅氏は參議に任ぜらる(類聚國史、延喜式、皇代曆、職原抄)

キテンハカセ

紀傳博士 王朝時代、紀傳道の教授を掌る、キテンダウを見よ、キテラノミヤ 木寺宮(喜寺宮) 後二條天皇の第一皇子邦真親王山城國葛野郡木寺に居するを以て名づく、其子孫皆木寺宮と稱す、五代靜覺法親王に至りて絶ゆ、邦真親王は、文保二年三月九日元服、立て太子となる、正中二年三月二十日薨す、母は參議宗親卿の女(皇胤紹運孫、山城名勝志)

ギトウサンシ

儀同三司 准大臣を云ふ、藤原伊周始めて之を稱す、唐六典に、凡叙階二十九、從一品曰開府儀同三司とあり、蓋し唐の制正一品は三公の位にて、之に次ぐは尙書令にて正二品なり、故に從一位に進める人は其儀三公に同じきなり、三公を三司と云へるは、事類全書に、漢文帝元年用宋昌爲衛將軍、位亞三司、章帝建初三年使車騎將軍馬防班同三司、三司之名始此と見え、儀同の稱は同書に、漢帝延平元年鄧禹爲車騎將軍儀同三司、儀同之名始此とあり、開府の稱は、六典の註に、魏黃初三年黃權爲車騎將軍開府儀同三司、開府之名自始也とあり、開府とは、古へ三公は私家に府を開き僚官を置たりしに、隋の文帝より三公府僚を停めしが、唐には舊名を存し開府儀同三司と稱せしなり、されば我國の准大臣は儀同三司に當らざれども、暫く其名を借りて名目とせしものなるべし(標注職原抄校本)類聚名物考に、藤原伊周公を儀同三司といひし事は、公の官稱にはあらず、自ら私にかくの給ひしなり(中略)また唐にも開府儀同三司の名ありて又散官の第一なり、是は從一位に當る、是は封封はなくて官のみなり、後漢の制と同じからず、通典考等に此事委しく考有り、さて此方の伊周公はそれと同じからず、それに思ひあて、自らいれし名なり、散官の意なり、准大臣故に大臣の勳に同じきと反對なり、准大臣とは、今江戸の制に老中格また

ギトウ

康仁親王 邦恒王 世平王 邦康親王 靜覺法親王 邦世親王 寬圓 僧弘覺 寬法 深守法親王 仁惠 辯子内親王 壽命

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キトク

キトク 義天 支那(ゲンセウ)を見よ、キトクタイ 紀傳體 歴史記述の一體、天

キヌ

之を貢獻せしむ、製絹の質、柔にて美、天皇賞して
姓波多公を賜ふ、允恭天皇の世、漢之速日命十二世
の孫麻羅宿禰に姓服部連を賜ひ、絹を織る工を總領
せしむ、雄略天皇の世、大に蠶業進み、貢獻の絹帛
朝廷に滿つ、顯宗天皇の時、百濟の人麻利及び其弟
爾和に勅し、絹織の様を作りて獻せしめ、之を諸國
に頒ちて其製に倣はしむ、大化元年孝德天皇、織工
を織部司の所轄と爲し、絹等を製する國は、其を調
買と定め、長さ四丈、幅二尺五寸を以て匹と爲さし
む、茲に於て絹を織る業盛となる、文武天皇大寶元
年令を制し、長さ五丈二尺、幅二尺二寸を匹と爲し、
又織部司の管する所の河内の廣絹を織る戸數を三百
五十戸と定む、爾後東國にても織り出して之を調買
す、延暦の頃盛に好絹を織らしめ、其最良なるを「ハ
クノキヌ」といひ、其輕薄なる者を「カトリ」といふ、
又「ウスモノ」といふ、延喜五年制して絹織を調買す
べき國々を定め、甚だ盛なりき、承平天慶の亂後、業
衰へ、他物を以て調買に代ふるに至る、承久の變以
來織部司漸く衰へ、絹を製すること少く、加賀、丹
後、尾張等の數國に過ぎず、正平年間、大内弘世京
師の織工を招き、周防にて蠶業を起す、元中年間、
和泉堺に機場を開き、應仁の亂後、京師の織工居を
白雲の原野に占めて營業す、是を新在家と稱す、天
正年間豊臣秀吉、白雲村の織工を、今の新在家の地
に移し絹帛を織らしむ、是より蠶業盛となる、寛文
五年、徳川家綱令して、長さ二丈六尺を以て一端と
爲さしむ、此時、京都及び堺より製出の絹、佳なる
ものを以て人稱して羽二重といひ、美濃、加賀、丹後より
のものを選絲といふ、又筑前、上野、下野、越前、越中、
但馬等に於て製出するに至る、享保年間、上野の日
野及び桐生、伊勢等に於て織出すこと盛なり、此時、

キヌガ

京都、江戸、大阪等の商賈、之を買ひ、所在店を設くる
に至る、元文三年京師の織工桐生に於て好絹の製法
を傳ふ、之を抄綾絹といふ、天保初年桐生の織工一
種の好絹を製す、之を里字文絹といふ、爾後諸國の
織工業を傳へて今日に至る(工藝志料)

キヌガキ

絹垣 王稱時代、朝廷及び諸紳家
等にて、襖障子などの代りに隔てとなすもの、地質
の絹なるを絹垣、綾なるを綾垣と云ふ(貞丈雜記)

キヌガサ

蓋 絹を以て作りたる長柄の傘、
もと傘も「キヌガサ」と云ひしが、後世は「カラカ
サ」とよみて蓋と區別したり、天皇親王公卿等の貴族
之を用ひ、また神輿の御幸する時にも用ふ、傍より
さしかけて覆ふなり、萬葉集に「久方のあめゆく月を
つなにして我大君はきぬかさにせり」とあるもの、こ
れなり、大寶の令制には、凡蓋、皇太子紫表、蘇芳裏、
頂及四角覆、錦垂、親王紫大纒、一位深綠、三位
以上紺、四位標并朱裏、總用同色」と見えたり、古
今要覽稿に「大蓋(屏蔽)は今の日傘なるべく思は
る、其形狀は親しく見るものなられば、委しくは辨
じ難し、されども大方はかの伊勢物語に、富士の山
をなりはしほじりのやうに
なんありける」とあるを、朱
雀院の繪御本には、此山
うへはせべく、下は廣く
大笠のやうになん有けると
あるにて、凡は其さま知ら
れたり、但日傘といへる名は、宗五大神紙に見え
る外に、古くはまた見當らず、されども延喜式に、
腰裏一具屏蔽二枚と見え、和名抄服具條に、唐令云、
腰裏一、次大蓋四、本朝式(按に延喜式なるべし)云
屏蔽と記され、又唐書儀衛志に云、天子出大蓋二、



大蓋のやうになん有けるとあるにて、凡は其さま知られたり、但日傘といへる名は、宗五大神紙に見え

キヌガサシヤウ

衣笠城

浦郡衣笠村の中央の山上○麓より登る三町餘頂上に
金峯藏王権現あり、之を本城の跡と稱す、南に稍々
下りて平地あり、二の丸跡と云ふ、東面を大手口と云
ふ(肥前國志)三浦氏累世の居城、康平年間三浦平大
夫爲通初めて之に居城す、其子爲繼其子義明共に之
に居す、義明大介と稱し勢ひあり、治承四年八月源
賴朝兵を擧ぐるや、一族と共に之に應ず、時に平氏の
屬島山重忠河越重頼江戶重長等此城に迫り攻撃す、
城兵能く防ぎ戦ひしも衆寡敵せず、義明の子義澄以
下一族郎黨城を出で、逃れ、義明獨り城に止り戦死
す、廢絶の年詳かならず、城跡の東方に古墳あり、上
に五輪堂四基あり、相傳へて義明一家の墓なりと云
ふ(吾妻鏡、源平盛衰記、廢城考、新編相模風土記稿)
キヌガサド 衣笠殿 山城國葛野郡衣笠
に在り、後嵯峨天皇の皇女體子内親王の住み給ひし
所、永仁六年七月伏見天皇此行幸し、安元年九月後
宇多法皇衣笠殿に於て、如法經十種供養の事を行は
れたり、廢絶詳かならず(增鏡、帝王編年記、山城名勝

キヌガ

執者騎橫行、居衙門後、と見えたるなど、昔日傘な
るべく思はる、雨天の料に較れば殊の外華麗なるも
のなり、多く絹にて張たるかと云ひ、傘笠考に大
笠、和名抄に笠字をおほかさとよみて、史記音義を引
て笠に有る柄也と註さる、主殿式正月元日の下に二
人紫蓋、三人紫蓋、二人菅蓋、三人菅蓋と見えたる菅
蓋は大神宮御神寶に見えたる菅大笠なるべし、敬は
笠のかり字にてあるべしとあれば、大笠も同じく
蓋なるべし、而して兩者の區別は蓋は佛具の天蓋に
似たるものにて柄の外にあるものにて、大蓋は後世
の傘の如く、内に柄あるものなるべしと傘笠考に云
へり、

キヌガ

キネン

志) **キヌガサノサキノナイタイジン** 衣笠
前内大臣 藤原家良を云ふ、家良仁治中山城國
葛野郡衣笠の地に居住せしを以て名づく、フデハラ
ノイ(ヨシ)を見よ、
キヌカヅキ 衣被 官女の中の一階級の名
稱、又高貴の婦人外出の時用ふる服の名、略して「カ
ヅキ」といふ、被衣(カヅキ)を見よ、
キヌケバリ 絹配布 王朝時代朝廷に於て
正月初子の日、衣裳を賜はるをいふ(倭訓栞)
キヌサ 絹座 鎌倉時代、絹物を賣る所をい
ふ(庭訓抄)
キヌヌヒ 衣縫部 王朝時代、裁縫の事
を職とし、朝廷に奉仕せる部族をいふ、大和の飛鳥
と、伊勢とに在り、此部は歸化人の子孫にして、雄
略天皇の朝漢國吳國等より歸化せる漢織、吳織の織
工及び縫工に此地を給ひ、世々織縫を業とせしむ、
衣縫部造之を統率す、
キヌヤ 絹屋 朝廷又は諸紳家等にて、奏樂
の爲めに、一時設けたる場所、唄の類をいふ、尋問
抄に、延久二年歟、三月三日宇治一切經會、中略、舞
入樂人等に、明日可有御遊、各罷留て可吹之由、
次日大膳大夫仲範承て小松殿南の庭に絹屋つくりて
云々と見えたり(歌舞品目)
キネ 幾彌 巫と同じ、倭訓栞に、祈念の音を
もて名づくといひ、神樂歌入綾には、神をいぐ人を、
直に彌宜といへば、伎彌と云ふ、禱部の約れるなる
べしといへり、詳しくは「カムナギ」の條を見よ、
キネンコクノホウヘイ 祈年穀奉幣
名義持に二十二社へ幣使をたてられて、旱水風損
の憂なく、五穀の不熟なからんことを祈り奉る祭を
いふ、祭月は、凡二月七月の兩度にて、祭日は吉日を
撰び行ふ、祈年祭と其義同じ、唯其名を變じ、祈年
祭は神名帳に載せたる諸神を悉く祭り、是は大神宮
及び近京有名之二十二社に奉幣するの別に過ぎず
【備】奉幣使を發遣するに、兼日先づ奉幣定あり、
上卿以下陣につき、日時を勘文、幣使の差文、及び
宣命の事等を議定して奏聞す、後世は當日に之を行
ひたり、祭日には、八省院を裝飾し、内侍以下女官
來て幣帛を裝ふ、上卿以下各々入りて其座につき、
伊勢使以下諸社の幣使を召して、順次宣命を授けて
各々其社に發向せしむ、伊勢使を發遣したる後、天皇
紫宸殿に於て御拜の儀あり、御物忌の時は、石灰壇
にて行はる、又天皇八省院に行幸の時は、伊勢使の發
遣を待ち給ひて後に還御あり、伊勢の幣使は特に諸
王一人を卜定し、中臣忌部をして之に従はしめ、其他
賀茂、松尾、平野は各々參議及び五位、石清水稻荷は
各々四位、丹生、貴布禰は各々神祇官の六位、自餘は
各々五位を任す、但し石清水は源氏、春日日吉は藤
原氏、梅宮は橘氏、北野は菅原氏を選定する列なり
【肥前國志】公事根源に、文武天皇四年正月を始め
なせども、正史に見えたるは日本紀略に、醍醐天皇
延喜二年を始めとす、村上天皇の天德三年七月には、
伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大
神、石上、大和、廣瀬、龍田、住吉、丹生、貴船の十六社
に奉幣あり、一條天皇正暦二年八月の奉幣には吉田
廣田、北野、梅宮を加へて二十社とし、長保二年二月
の奉幣には、祇園を加へて二十一社とし、寛弘六年
二月には更に日吉を加へて二十二社とす、されど後
に日吉社は時によりて或は除くともありしが、白
河天皇の永保元年より祈年穀に必ず二十二社に奉
幣する事と定む、後世幣使の懈怠、幣料の不足等に

キネン

いふ、祭月は、凡二月七月の兩度にて、祭日は吉日を
撰び行ふ、祈年祭と其義同じ、唯其名を變じ、祈年
祭は神名帳に載せたる諸神を悉く祭り、是は大神宮
及び近京有名之二十二社に奉幣するの別に過ぎず
【備】奉幣使を發遣するに、兼日先づ奉幣定あり、
上卿以下陣につき、日時を勘文、幣使の差文、及び
宣命の事等を議定して奏聞す、後世は當日に之を行
ひたり、祭日には、八省院を裝飾し、内侍以下女官
來て幣帛を裝ふ、上卿以下各々入りて其座につき、
伊勢使以下諸社の幣使を召して、順次宣命を授けて
各々其社に發向せしむ、伊勢使を發遣したる後、天皇
紫宸殿に於て御拜の儀あり、御物忌の時は、石灰壇
にて行はる、又天皇八省院に行幸の時は、伊勢使の發
遣を待ち給ひて後に還御あり、伊勢の幣使は特に諸
王一人を卜定し、中臣忌部をして之に従はしめ、其他
賀茂、松尾、平野は各々參議及び五位、石清水稻荷は
各々四位、丹生、貴布禰は各々神祇官の六位、自餘は
各々五位を任す、但し石清水は源氏、春日日吉は藤
原氏、梅宮は橘氏、北野は菅原氏を選定する列なり
【肥前國志】公事根源に、文武天皇四年正月を始め
なせども、正史に見えたるは日本紀略に、醍醐天皇
延喜二年を始めとす、村上天皇の天德三年七月には、
伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大
神、石上、大和、廣瀬、龍田、住吉、丹生、貴船の十六社
に奉幣あり、一條天皇正暦二年八月の奉幣には吉田
廣田、北野、梅宮を加へて二十社とし、長保二年二月
の奉幣には、祇園を加へて二十一社とし、寛弘六年
二月には更に日吉を加へて二十二社とす、されど後
に日吉社は時によりて或は除くともありしが、白
河天皇の永保元年より祈年穀に必ず二十二社に奉
幣する事と定む、後世幣使の懈怠、幣料の不足等に

キネン

りて春時の奉幣を七月に、秋時を十二月に延引せし
事あり、後漸く衰頽に趨き、中絶せしが、後花園天皇
の文安元年武家の執奏により、再び行はるること、
なれり、されど久しからずして戰亂の世となり、朝
威益々衰へしかば、祈年祭と共に廢絶せり(古事類苑
神祇部)
キネンサイ 祈年祭 名義陰曆二月四日
風雨の災害なく、年穀豐熟せんことを神祇に祈請す
る祭を云ふ、神祇官及び國司廳に於て祭る、「トシヨ
ヒノマツリ」と訓む、年とは稻の事をいふ、【肥前國志】當日
幣物を神祇官の齋院に陳じ、神祇官人は御巫等を率
ゐて西廳の座に就き、大臣以下は北廳の座につき、
式部亦群官を率ゐて南廳の座に就く、既にして大臣
以下官人所司共に降りて廳前の座に就き、中臣進み
て祝詞を宣す、大臣以下諸司拍手兩段、然る後各々
本座に復す、次に忌部は神祇伯の命によりて幣帛を
頒ち、事畢りて大臣以下諸司各々退出するを例とす、
諸國にても祈年を行ふ、其日天皇は南殿にて御拜あ
り、たつみの間に異にむけて御座をしく、蓮二枚半
帖、れいの御座に同じ、御帳に帷をかけて、額間東
一間の格子をあぐ、大宋御屏風、御座の傍にたつ、
御飯御笏など常の如し、伊勢神宮を拜し給ふ、祭に
前つこと十五日、忌部及び木工をして供神の調度を
作らしめ、又當日には京畿より白鷄一隻、近江國よ
り白猪一頭を買し、左右馬寮は各々被馬十一匹を進
む、鷄猪は御歳神に奠する所、神馬は伊勢兩宮を始
め御歳神等總て二十二社に獻する所たり、齋戒は散
齋三日致齋一日なり、詳しくは清和天皇の貞觀儀式、
延喜式を見るべし【肥前國志】古語拾遺は、御歳神に
白猪白鷄白馬を獻じたる條を起原とし、二十二社註
式、年中行事抄抄、公事根源には、文武天皇白風四

キノシ—キノツ

浦霞沼、服部寛齋、向井三省、三宅觀瀾、南部景術等名ありて木門の十哲と稱す。...

キノシタチヤウセウ

木下長嘯

名、初字大藏、名を勝後といふ、長嘯子、天哉翁等の號あり。...

キノシタリウ

木下流

木下流路守利富が創めたる槍術の流派。...

キノソウ

議奏

疑はしき事を公卿に下して議せしめ、公卿等之を議定して奏するを云ふ。...

キノツラユキ

紀貫之

紀貫之の子

キノト—キノナ

事、延喜中御所預となり、越前權少掾、内膳典膳、少内記を歴て大内記に轉じ、...

キノトモノリ

紀友則

有友の子、貫之の姪、和歌に長じ、貫之と名を齊くす。...

キノナイジ

紀内侍

事、和歌を善くす、村上天皇の時清涼殿の梅樹枯る、帝人をして他の梅樹にして移し植うるに足るものを探めしむ、...

キノミドキヤウ

季御讀經

養老二年二月八月の春秋二季、日を定めて四箇日間、...

キノヒロズミ

紀廣純

左衛門督宇美の子、廣純、寶字中北陸道に使用の孫、...

キバイツキ

騎馬一騎

四國九州邊にて二百石の諸士をいふ、騎馬一騎と侍二人、口取一人、...

キバウツボ

騎馬空穂

毛皮かけたるうつぼを云ふ、又細空穂とも云ふ。...

キハチマン

黄八幡

北條左衛門大夫綱成の異名、綱成曾て北條氏康の命により、地黃四方の旗に、八幡の二字を書して紋となし、...

キノナ—キノハ

侍の家なり、帝大に之を悔ゆ。...

キノナツ井

紀夏井

美の孫、讀書を小野室に學び、尤も謀書を能くす、...

キノハセテ

紀長谷雄

名、雄、字は寛、世に紀納言、又は紀家と稱す、父を貞範といふ、...

未だ名を知られず、島田忠臣獨りその詩を賞し、...

キノヒ—キノマ

木丸殿 丸木のまゝにて作りたる殿舎をいふ、十訓抄に、天智天皇世についし

キノミ—キハチ

キハチ

キバト—キビツ

キビツ

キバトモ

騎馬供

江月時代、乘馬にて行列の供を爲す者なれば、國主、准國主、...

キビツノジンジャ

吉備津神社

備中國賀陽郡真金村、(被倉川の東宮内村吉備中山に在り)...

後小松天皇明徳元年、再興の爲め建築し、三十六年を経て應永三十二年に成る、...

キビツ

社の神裔なり(神祇志料、官國幣社一覽、國寶目録)
キビツヒコ 吉備津彦 名號名は彦五十狹芹彦、吉備津彦は又の名なり...

キビノクニ

吉備國 備前、美作、備中、備後地方の古稱、神代記に、次生吉備子洲...

キビノタサ

吉備田狹 名號吉備上道田狹ともいふ、武彦命の後裔、田狹の妻稚媛...

キビノマミ

吉備真備 名號真備また眞吉備に作る、國體の子孫、天智二年二十四歳...

キヒレ

行曆經、大衍曆立成、測影殿尺、銅律管等を携へ來り、これを朝廷に獻す、尋で正六位下に叙し大學助に任じ...

キヒレノコホリ

給黎郡 薩摩國 國體の子孫、延喜式に始めて郡名見たり、和名抄に、給黎の郷あり...

キフ

行曆經、大衍曆立成、測影殿尺、銅律管等を携へ來り、これを朝廷に獻す、尋で正六位下に叙し大學助に任じ...

キフシクワン

汲深館 舊泉藩の學校 藩主本多越中守藩工衣笠潛藏に命じて設立の事務に従はしむ...

ギフジヤウ

岐阜城 所在美濃國厚見郡岐阜市稻葉山、古くは稻葉山城といへり、原連仁中二階堂行政始めて之を築く...

ギフシヤウ

義部省 今副の刑部省を改めたる稱、天平寶字二年藤原仲麻呂の議を納れて、改稱...

キフデ

す、其時の詔に、刑部省窮職定罪、要須用義、改爲義部省云々、同八年仲麻呂の歿後、令制に復す(撰紀)

キフネ

城國愛宕郡鞍馬村貴船山 貴船神社 國體の子孫、延喜式に始めて郡名見たり、和名抄に、給黎の郷あり...

キヘイ

兵奉行(キヘイギヤウ)を見よ、兵奉行(キヘイギヤウ)を見よ、兵奉行(キヘイギヤウ)を見よ...

キフテンハタ 給田島 鎌倉時代本家又は領主より公文、下司、地頭職等に給する田島を云ふ、又人給田とも云ふ...

キフネノジンジャ 貴船神社 國體の子孫、延喜式に始めて郡名見たり、和名抄に、給黎の郷あり...

キヘイイシウ 紀平洲 細井德民(ホソキトクミン)を見よ、兵奉行(キヘイギヤウ)を見よ...

キフネジャウ 木舟城 所在越中國西瀨波郡絲岡郷木舟村、起原詳かならず、石黒太郎光弘の後裔數世此城に居る...

キヘイ 義兵 仁義の爲めに動かしたる兵をいふ、吳子に、救亂誅暴謂之義兵と見え、始皇本紀に、陸下興義兵、誅賊賊平定天下とあり...

キヘイシ 黄表紙 江戸時代に行はれたる草冊子の一稱、表紙の色黄なるを以て此の名あり、赤本(アカホン)と看す...

キベハ—キボク

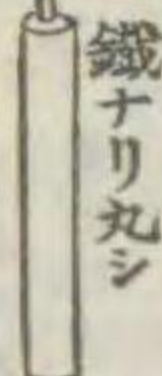
キベハ 木邊派 錦織寺を本山とせる眞宗の一派、錦織寺は近江國野洲郡木部村に在るを以て名づく、嘉禎元年宗祖自ら之を創す、四條天皇曆仁元年天神護法錦織之寺の勅額を賜ひ、勅願所とす、第三世に至るまで傳燈は本願寺に同じ、四世光光(存覺)別其徒を統べ、一派をなす、六世眞昭に至り、文化十一年門跡を允さる、是れ木邊派の起りなり(佛敎各宗綱要)

キヘリ

キヘリ 黄端 疊の縁の名、縁の色黄なるを以て名づく、

キボウ

キボウ 木棒 武器の一種、鐵にて作る、木の棒の如き故に名づく、後には鐵棒を略して木にて作るもあり、或説に木録と書くは誤なり、其形は左圖の如くにして、先の如くにして、先



鐵ナリ丸シ

は平なり、長短太さは弓の力によるべし、應仁記に、神保宗右衛門尉安富民部が許へ使者を遣し、今朝矢負の夫河原より落失せて著陣せず候間、木棒を少し合方候へと申しける云々」とあり、貞丈雜記に、きぼうは木の棒の如く丸くして、さきを平に切りたる物にて、甲冑などに透らす、透らぬ故あたる勢よくして、敵を射倒すなり、木にて作りたる物は、鐵の木棒を略したる物なり」と云へり、

ギホウレキ

ギホウレキ 儀鳳曆 曆の一種、高宗宗廟徳二年、李淳風の作る所にして、高宗の儀鳳中即ち吾が天武天皇の五年頃、渡來せるものなるを以て此名あり、持統天皇四年十一月元嘉曆と共に施行せらる、行ばるゝこと七十三年間、淳仁天皇寶字七年に廢せらる、(ヨコミ)參看、

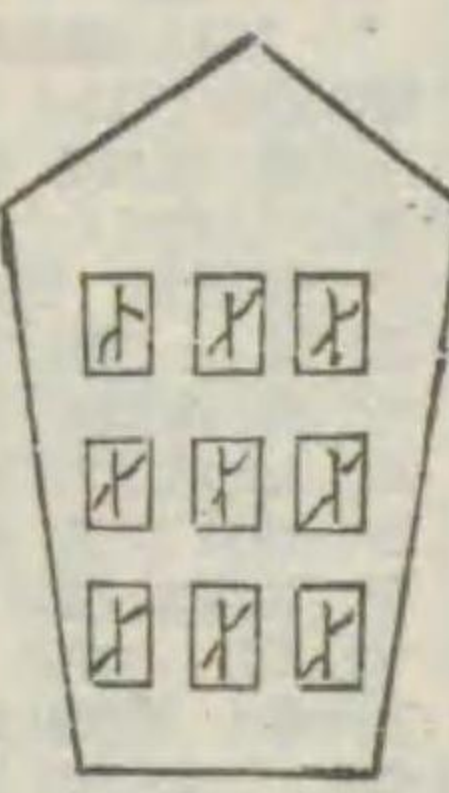
キボク

キボク 龜卜 龜甲を燒き、その割れ方によりて、吉凶禍福を判斷する卜法をいふ、(龜)

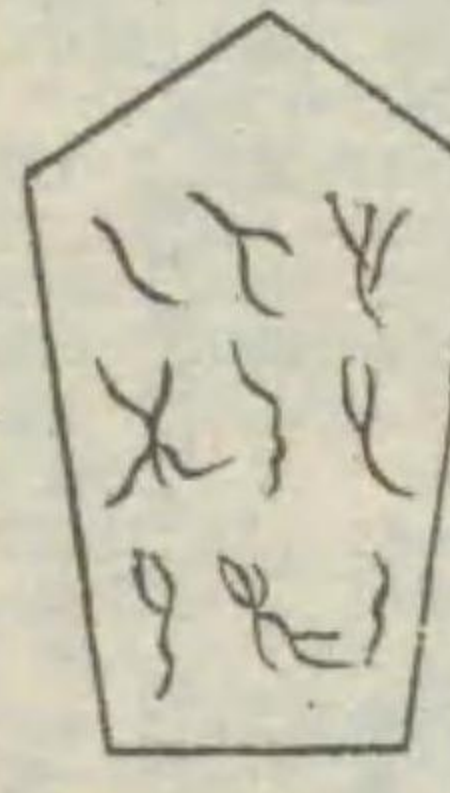
キボク

トを行はんとする前、數日間齋戒して卜庭の神を祀り、當日祝詞を讀み、次に神降詞を讀む、次に能く曝したる五六寸の龜甲を、第二圖の如く斷たるをよよく摩り、サマシ竹と云へる五本の竹を、水の鉢上に並べたるに懸け置く、龜甲は豫て裏を斧にて削り、荒砥にておろし、二分斗の厚とす、表をあげせ砥にて磨きて鏡の如くし、甲裏に五六分四方程の空を、幾所にも彫て其内に縦横に「」の如き形を墨に蓄く(或は小刀の先にて名を付るとも云ふ)此を町を付くると云ふ、次に火爐に火を備へ、波

(表)圖一第



(裏)圖二第



圖三第

波迦と云ふ木の枝に火を點じ、線香を取扱ふ如くにして、龜甲の裏の町形の所々を灼けば、甲の裂れ目表れ透て、文を爲すこと第三圖の如し、次に兆竹をもて、龜甲の表の頭より、三度水をそそぎ懸けて、其火垢の光を能く見、占書によりて判斷す、先づ其町形の所々に、ホ、エ、トの如くホ、カミ、エミ、タメの符號を定め置き、其處の裂目云々なれば凶と云へるが如く、判斷を定むるなり、占書は吉田家對馬卜部家及び古き神社の神官の家に傳へたるものありて一定せずと云ふ、(龜)

キホヒ

神功皇后の時、中臣鳥賊津使主はじめて韓土より此法を傳ふ、これより朝廷の大事ある毎に龜卜の法を行ひしが、後に吉田家の家業となり、武家時代に入りては、陰陽師、宿禰師、算置師等世に用ひられ、龜卜の法從ひて衰ふ、されど明治のはじめ大嘗會卜定の時には、なほ神祇官の庭にて、吉田良義をして、此法を行はしめしことありき(正卜考、陽春廬雜考)

キホヒウマ

競馬 競馬(ケイバ)を見よ、

キマス

木樹 物を量る樹の一種、木にて造る、方九寸七分、深三寸七分、今の樹にて五升三合七勺零一撮とす、おびさしの箱にて、ふちに竹打であり、法隆寺の所藏にて、聖德太子時代のものなりといふ、(マ)參看(古量考)

キミ

君 敬義あり(一)は土地人民を領有する者を、其臣下より稱する詞(二)は同輩間に於て相互に稱する二人稱(三)は大臣の子孫をいひ(四)は遊女を指して爾かいふ(五)は古代にありて主上を稱し奉る、令義解に、君謂天子とあり、皇代紀には、元首、古事記には天子に、キミと訓じたるにて知るべし、後世は廣く、臣下より其主を指して、此稱を用ひたり(二)は古歌に、其禮多く見え、一々枚舉するに遑あらず、後世に及びてもまた然り(三)は中右記に、大臣之子孫謂之君と見ゆされば攝家等にありて、童名に何君と君字を附して呼びたるも之が爲めなりとす(三)は早く吾妻鏡に見えられたれば、古くよりの稱なるを知るべく、近代に及びても、なほ君領域などと稱しなほ此語を用ひたり(六)倭訓集、(倭言集)キミ 公 名義戸の一種、舊は君と書たり、天平寶字三年十月改めて公となす、諸國處々に在りて、其地に長官とし治めし人を云へり、故を以て歴

キミ

キミサハガタ

君澤形 名義(一)江戶時代軍艦の一形式(二)同幕府軍艦の名、伊豆國君澤郡戸田村に於て、製造せるものに係るがゆゑに名づく、(原)安政元年十一月東海道及び四國の沿海大海嘯あり、伊豆國下田殊に甚しく、會々同港に碇船中なりし露國軍艦また之が爲めに大破を生じたるを以て、幕府の允許を得、修理の爲め同國戸田、浦々同航の途、遂に沈没せしかば、露人は更に戸田浦に於てスクーオル形二艘を製造し、之に乗じて去りしかば、此の時よりして西洋造船の諸法を會得せること甚だ多く、爲めに造船術に關して非常の進歩を

紀三井寺

所在紀伊國海草

キミコ

吉彌候部氏 皇別、左京に貫す、崇神天皇の皇子、豐城入彦命の裔奈良君より出づ、初め君子部に作る、孝謙天皇の時今の字に改む、其族中世陸奥に居るもの多し、源賴義奥州責任を征する時、出羽の人吉彦秀武吉美候部武忠等あり、秀武荒川太郎と稱す、武忠班目四郎と稱す、皆是族なり(姓氏錄、陸奥話記、氏族志)

キミ

斤 物をはかる量の名、令制定の時唐法に據り、十六兩を一斤と爲す、今一匁を二銖四釐として權衡を起せば、一斤は今の百六十匁にて、十一萬五百黍(義解云、以三和黍中者百黍重爲銖、二十四銖爲兩)なり、然れど是れ大兩にて、小兩の時、今の五十三匁三分三厘三毛餘、大の三分の一なり(令義解、度量權衡考)○今量の種類によりて、斤の差異を示せば左表の如し、

種類	量數	用	量名
英一斤(ポンド)	百二十目	肉、西洋菓實、野菜、咖啡、砂糖類	
唐一斤	百六十匁	煙草、雲母、天麻、川芎、小人參、片腦類	
當歸一斤	百八十目	當歸、其他藥種類	
白目一斤(大)	二百三十目	甘草、黃耆、肉桂、胡椒、檳榔子、胡椒	
平野目	二百二十匁	木綿類	
分銅目	三百匁	丹波地方に用ふ	

キミ

代の諸皇子にして諸國に宰たる者、多く此姓を負ひ、氏は概して其住したる地名を稱したり、古事記を按するに、同書中に散見せる君姓の者三十九氏、皆地名を以て氏と爲す、要するに此姓を有せる氏族は、孰れも、其國にありて殊に權勢あり、(古事記)古事記に屢々散見せり、崇神天皇の皇子豐城入彦命の子孫、上毛野君下毛野君となりて東國を治め、蝦夷を服す、筑紫には筑紫君、石井君あり、其勢強大なりし有様繼體紀に見えたり、なほ按するに公姓は蓋し官名より轉じたるものならんか、降りて天武天皇の時八色の姓を定むるに及び、公姓は制度上より亡び、從來君姓のものには、眞人朝臣等の姓を賜ひしが、猶其以後と雖も時として君姓を賜ひしことなきにあらず、即ち天平神護二年二月桑原公、大寶元年垂水君、天平勝寶二年三月上毛野君、寶龜十一年三月三井公、貞觀八年十月和氣公を賜ひし事見えたり、蓋し古習の容易に改め難かりしに由るなるべし、(族類)左の如し(姓序考、氏族志、姓名錄抄、拾芥抄)

安那 辛義 岡屋 羽咋 酒部 別 三井 荒々 辛佐 佐自勞 市往 三間名 鏡師 壬生部 息長 竹原 石邊 稻城王生 車持 輕孫 吳堅井 佐代 川俣 豐階 豆長 佐々貴山 垂水 阿閉門人山 廣幡 廣津 原 首 下養 多々良 川原 榛原 王生 丸子 角山 牟禮 肥氣多 石生別 金 堅井 乘 大綱 稻城 氣多 荒 吳 服

二百目一斤	二百目	紀州及陸州茶に用ふ、
茶目一斤	二百五十匁 及百六十匁	
口目一斤	二百匁	
沈香目一斤	二百十匁	

キンアラタメヤク 金改役 江戸時代金

座の役名、鑄造の金貨を改め検査することを掌る、後藤氏世々之を襲ぐ、

キン井 金位 金の品位をいふ、金座に在る手

本金と、位札の金とを石につけて見競へたる後に、位を定むるものとす、金位の最上を四十四匁位と唱へり、夫より位劣れば、目方却て昇るといふ、(永野家記、金位井金吹方手續書)

キン井 銀位 銀の品位をいふ、銀の位、一割

入(イチロリイ)を參看)を上銀と定め、夫より劣れるを歩入(アイリ)と唱へ、或は釣替とも唱へ、又至て不品を歩引之位(アヒキノクラキ)といふ、詳しくは各條を見るべし(銀位井銀吹方手續書)

キン井ノウタイジン 近院右大臣

源能有(ミナモトノヨシアリ)を見よ、

キンエフワカシフ 金葉和歌集 卷數

十卷内啓勅撰集の一、白河院の院宣に依て集めたる歌集、異本井蛙抄鶴鳴等々に云、金葉集を仁賢突集といへり、ふせ集といふにや云々、又無名抄に、金葉集はわざとおかしからんとして軽なる歌多かり、といへり、詳書一覽に、天治元年崇徳天皇の御代に承りて大治二年に上奏す、奏覽する所に兩度返却あり、第三度のたび中書の草案を以て奏覽する

キンエーキンカ

に件の本左右なく納り畢め、仍て撰者の元に此本なし云々、件の本は故待賢門院にあり、然るに今の前相國實行申出して之を書寫云々、此本には兼盛能宣が歌并に玄々集拾遺集の歌等之を入、拾遺には柄になして彌重置せんゆしにて之を入るなり、此本は世に披露なし、世間流布の本は第二度の本なり、近代の人の歌等也云々といへり、歌数は、八雲御抄に六百四十九首、連歌袋草子に六百五十四首、此外連歌十九首といへど、その實七百七十六首なり(源朝源俊賴)

キンエン 禁厭 「マツナヒ」を見よ、

キンガイ 錦鞋 綵を以て作りたる沓、形ち

皮履の如し、延喜式に、縫造錦鞋三兩(中宮祈、雜給錦鞋五兩)とあり、また西宮記裝束の條に、節會時、内侍女藏人等所用也」と見えたり、

キンカイクワウミヤウジ 金戒光明寺

所在山城國京都上京區岡崎町○紫雲山と號す、又黒谷堂とも稱す(源朝源俊賴)浄土宗鎮西派、四箇本山の一(起原清華)この地は舊栗原の岡と稱す、浄土宗宗祖法然、比叡山黒谷より此に移り、草庵を結び住せしより、新黒谷と稱す、弘安中二尊院湛空(法然の高弟)の弟子惠尊、大伽藍を創立す、後世豐臣徳川兩氏の信仰を得て寺院の廢れたるを起し、益々盛大となり、今も境内五萬四千餘坪、塔頭三十一坊、庵室十八を有し、洛東の大伽藍にして一勝地たり○本堂、中央に在り、南向なり、本尊法然木像を安す、寺記に、此堂以前法然自作の像ありしが、失火の際之を救はんとして、抱きたるまゝ焼死す、徳川家康之を憐み、諸國に自作の像を尋ね、安藝瀬戸田にありしを移ましめたるものなりと云ふ、方丈に親鸞の座像を安す○山門は、本堂の南石壇下に在り、樓門にて十六羅

キンカ

漢を安す○阿彌陀堂は、本堂の前東側に在り、西向なり、阿彌陀佛(傳惠心僧都作)を安す、乙の如來と云ふ○經藏は堂前にあり、寶冠釋迦等を安す○觀音堂は藏前に在り、吉田寺の額を掲ぐ、本尊千手觀音、行基の作と傳ふ、膳壇に吉備眞備の像あり○熊谷堂、本堂より東方の低處に在り、熊谷出家後の住房なり、本尊阿彌陀佛、脇に法然自作の母衣絹影像、蓮生(熊谷)自作の像等あり○勢至堂は、熊谷堂の東高處に在り、法然の廟所にして、堂前に熊谷直實平教盛の塔あり○文殊塔同處より石階數十級を昇る山の半腹に在り、三層塔にして寛永十年徳川家光の作る所と云ふ、本尊文殊菩薩、丹後の切戸、大和の安倍と並に日本三文殊と稱し、世に著名なり○西雲院、文殊塔の北に在り、萬日寺と云ふ、開基は心譽宗殿なり、もと朝鮮人なりしが、豐太閤征韓の時處となりて來る、天賦關なる故に、諸侯伯に仕へ關人となり、後ち智恩院滿譽に從て僧となる、公方家の御茶局資料を出して本院を建立す、是より歸化人死する時は、此院に葬りしと云ふ○本寺の什寶に彌陀像及び極樂圖は惠心僧都筆と傳ふるものにて、絹本着色三折の屏風なり、今國寶となる、其他彌陀三尊像(傳惠心筆)釋迦文殊普賢像(傳兆殿司筆)十六羅漢(傳巨勢金剛筆)等優等のもの少からず(山城名勝志、京華要誌、京都名勝志)

キンカク 金閣 所在山城國葛野郡衣笠村

鹿苑寺境内○柱壁等に金箔を塗り作りたるを以て名づく(起原清華)足利義滿應永四年四圍寺家の領を得て、山莊を衣笠山の麓に營みて、四月十六日上棟の式を行ひ、尋でこれに移す、柱壁戸障子皆金箔を施せるを以て世に金閣と稱し、其地北山に在るを以て之を北山亭と名づく、臥雲日伴義文安五年八月十

キンカク 金閣 所在山城國葛野郡衣笠村

鹿苑寺境内○柱壁等に金箔を塗り作りたるを以て名づく(起原清華)足利義滿應永四年四圍寺家の領を得て、山莊を衣笠山の麓に營みて、四月十六日上棟の式を行ひ、尋でこれに移す、柱壁戸障子皆金箔を施せるを以て世に金閣と稱し、其地北山に在るを以て之を北山亭と名づく、臥雲日伴義文安五年八月十

九日の條に、問、鹿苑院殿於此移宅之事、曰、創基恐在三州合戦之前一兩年、歟、初命諸大名之士役、于土木、獨大内義弘曰、吾士以弓矢爲業而已、不可役土木、即義弘逆約旨、之濫觴也、經營未畢時、令考其費、則三十八萬貫也、然則至三子畢功、則殆百萬貫乎、云々と見え、また春の夜の夢に、應永四年正月の中旬より、北山の麓四圍寺の領地を、前相國義滿入道義別業に、新たに館を構ふ、西園寺殿には、河内國にして領地を進いせらる、其造營の奉行十人、下司二十人を定められ、大和河内和泉三ヶ國の御家人、此役をつとむる人夫京師に來り集り群集す、唐の大和の珍らしき材木を集め、色々の工みを盡して營み、黄金を以てちりばめ美を盡せり、されば人皆之を金閣とないひけるとあるを以て、其費用の莫大なりしと、美を盡したるの有様とを想見するに足るべし、庭園また規模廣大を極め、池を鏡湖と稱し、池中また中島を築き、銀河泉、龍門瀑等背後の山に懸り、加ふるに衣笠山を利用して自然の美を集め、交ふるに奇石怪松、名花異草を以てす、閣は三層四阿の棟葺にして、第一を法水觀、第二を湖音閣、第三を究竟項といふ、僧宜竹が翰林蒔蘿集に於て、築黄金臺、鏡風翔于上、架拱北樓、長虹橫于空、といへるもの即ち、これなり、應永十五年義滿聖駕を茲に迎へて宴を開くこと敷日、世に北山殿行幸を榮樂亭行幸と相並べて、今なほ其盛を稱す、義滿の薨後、遺命により、淨捨として寺となし、鹿苑寺と名づけ、夢窓國師を以て開基たらしむ、今俗に金閣寺といふ、雍州府志に、所謂八景とは、法水觀、湖音閣、究竟項、鏡湖池、龍門瀑、安民澤、岩下水、銀河泉をいふなりと見えたり、圖は建築の附圖に收めれば就きて見るべし(樗葉記、在盛廻記、北山殿行

キンカ

キンカーキンキ

幸記、山城名勝志、園藝考) **キンカク** 銀閣 所在山城國愛宕郡洛東淨土寺町の北慈照寺の境内○柱壁戸障子銀箔を施せるが故に名づく(起原清華)文明十二年將軍足利義政山莊を東山に營み、邸内に銀閣を構へ、北山の金閣に倣ひて、柱壁戸障子以下みな金箔を貼せんとせしが、いまだ成るに及ばずして薨せり、閣は、四阿檜皮葺にして、下層を湖音閣といひ、上層を心空殿といふ、全部の構造高麗奇古にして、閣上より眺望すれば、東月待山の形勝より、林泉の景趣悉く眸中に集まる、林泉は相阿彌の作になり、當時諸侯伯より物を寄めて築營したるものにして、一草一木皆名品を撰び、一石一竹も亦來歴あり、徑に沿ひて歩を移せば、到る處に光景を轉じ、歩々變化を生ず、橋に分界、迎仙、瀟瀟、臥雲、龍背、仙袖、仙桂等あり、石に龍蟠、蟠虎、點頭、落星、濯濯、欄柯、天柱、回雁峰、香爐峯あり、東山麓に瀑布あり、洗月といふ、又白沙を積み壇を作り、向月台、銀沙灘と名づく、其他謝公場、落照阿、釣月台、仙人洲、白鶴島、臨湖台、仙草壇等一々枚擧するに遑あらず、樹石皆古蹟し、白沙蒼苔相映帯して、其妙を極め、優に園藝の模範となすに足るものあり、義政の薨後遺命により淨捨して寺と爲し、慈照院と稱す(雍州府志、平安通志) **キンガクシヨ** 勤學所 舊成羽藩の學校 所在備中國川上郡成羽(起原清華)明和申より既に在りて、創立の年代詳かならず、天保申藩主山崎主税助儒生を辭し、學事頗る擴張す(日本教育史資料) **キンキ** 錦旗 「ニシキノミハタ」を見よ、 **キンキウ** 勤奮 禪宗にて頭首知事の退職を云ふ、都寺は山門の世務を勤む、故に勤と云ひ、已に職を退、故に舊と云ふなり、多くは一寮に五六人な

キンキ

リと云ふ(釋林象器箋) **キンギンクワ** 金銀貨 名義金又は銀にて作りたる貨幣、金にて作りたるを金貨、銀にて作りたるを銀貨と稱す、共に實買交易の用を爲すものとす(起原清華)金銀貨の種類は大判(オホバン)、小判(コバン)、一分判(イチブマン)、二分判(ニブマン)、一朱金銀(イツシユキン)、二朱金銀(ニシユキン)、一朱(チヤウキン)、豆板銀(マメイタキン)等にして、鑄造の時に因り、慶長金銀、元祿金銀と稱し、各々其名を附するものとす、慶長大判、慶長小判、慶長一分判の類なり、詳しくは各條を參看すべし、又古金の名目に、沙金、鍊金、延金、板金、筋金、竿金、竹流金、碁石金、金丸、ヒルモ金等あれど、未だ貨幣とし見るべきものにあらず○金銀貨を計るに、兩分朱の目あり、兩は斤の十六分の一、分は兩の四分の一、朱は兩の二十四分の一にして、共に斤兩の名なるを轉じて、其直の名となす、朱は後に兩の十六分の一(即分の四分の一)となれり、此外匹と稱するものあり、錢の匹より起れり、即ち四貫文を一兩となし、時の舊に由り、一分を百匹とするなり、又百文の錢を十匹と爲し、二百文の錢を二十匹と爲し、が如きは、頗る均一を缺くに似たり、又小判に六十匁の稱あり、即ち金一兩を銀六十匁に當つるものにて、是又計算上に稱する所なり、京都以西に在ては、必ずしも此の法に依らざりき、又千兩を一箱と云ひ、百兩を一包と云ふは、民間の私稱なり、又一兩を一圓と云ひ、一分を一方と云ふが如きは、江戸時代、漢學書生間の通語なり(起原清華)上世の通貨は、錢のみなりしを以て、金銀貨の用未だ起らず、時に之を朝廷に貢し、臣下に賜ひて、實買貿易の資と爲し、事あれど、未だ之を通貨となしにはあらず、近衛天皇の御字銀を鍊

キンク

りて擬と爲し、南廷或は南録と稱し、又沙金も粒若し、塊と爲して、之を贈遺の用に供したり、金銀貨の用、是に於てか萌芽す、室町時代の季、大小版金行はる、豊臣秀吉海内を統一するに當り、盛に鑄造の業を興し、大判小判花降銀等の金銀貨あり、江戸幕府に至り、大小諸種の貨幣を鑄造し、金銀貨始めて海内に遍し、是より以後時に盛衰なきにあらざると雖も、終に人世必須の物となれり、又諸國に於てもその鑄造を見る、甲州金銀、佐州金銀、石州金銀、加州金銀等の類あり、貨幣(クアヘイ)の條及び其附圖參看(金銀圖録、大日本貨幣史、古事類苑泉貨部)

キンクワサン

金花山 陶器の一種、永仁年間第三世藤次郎、美濃國金花山の土を取て瀬戸の地に於て製する所の者なり、第一世藤四郎の法に倣ひ茶褐色の釉を施し、其上に斑に黒色釉を施す、而して黄色釉のものなし、其造る所のものは茶壺多くして雜器也(工藝志料)

キンクワン

錦冠 孝徳天皇大化三年に定めし位階の名、第四に當る、大小の錦冠あり、位階(キカシ)參看

キンケイノマ

金鶏間 京都皇居内の居間の名

キンケツ

禁闕 皇宮の門をいふ、禁門に同じ、後ち轉じて天皇の御在所、即ち内裡をいふに至る、禁闕とは、天皇の侍御にあらざれば、出入を禁するを以てなり(有職中抄)

キンコ

禁錮 明治時代の刑名、もと士族以上に科する罰刑の一、一室内に鎖縛せしめ、限滿て猶收用せらるゝなり、總て閉門の刑に同じきとす、明治三年の新律綱領に、士族罪を犯し、徒刑に該る者を此刑に處し、其罪の輕重により一年、一年半、二

キンコ

年、二年中、三年禁錮せらる、六年の改定律令に、謹慎、閉門、邊戍、自裁等に處するものを改め、一に此刑に處することとなり、明治十三年の刑法に、正刑となり、重、輕の禁錮に分ち、禁錮は禁錮場に留置し、重禁錮は、定役に服し、輕禁錮は、定役に服せず、十一日以上十五年以下の間に據りて禁錮することとなり、輕罪を犯せし者の本刑となせり(法令全書)

キンゴ

金鼓 鉦を云ふ、喧を靜むる戰具、和名抄に、鉦鼓は俗に常古と云ふ、兼名苑に、鉦一に鐘と名づく、金鼓なりと見えたり(起原沿革) 神功皇后三韓征伐の時之を用ふ、源平時代には見えず、多くは鐘を鳴らす、熊野那智新宮の大衆等源氏に心合せて軍を起し、戦ひて貝鐘を鳴らし、時の聲を造りし事、三井寺合戦に三院の大衆會合する時、貝鐘を鳴らしたる事等源平盛衰記に見えたり(和名抄、本朝軍器考)

キンゴ

金吾 衛門府の唐名、唐書に、左右金吾上將軍各一人、大將軍各一人、將軍各二人、掌宮中京城巡警烽候道路水草之宜と見え、後漢書應劭の注に、吾、禦也、曰金吾執金革、以禦非常云々、顏師古云、金吾鳥名、主辟不祥、天子出行、職主先導、以備非常、故執此鳥之象、因以名官也とあり、

キンゴク

禁國 封戸の制分三とし、一分は繩を輪す國と、二分は布を輪す國とす、但し伊賀、伊勢、美濃、近江、美濃、越中、石見、備前、周防、長門、紀伊、阿波等は封を充つるを得ず、之を禁國と云ふ、

キンゴク

禁獄 江戸幕府の時、入牢又は籠舎と稱し、多くは刑名にあらず、犯人を五十日乃至百日囚禁せしめて、誅むるの刑、別に苦役に従ふことなし、明治十三年の刑法に始めて重、輕の禁獄あり

キンサウ

勤操 姓は秦氏、大和高市郡の人、天寶二年に生る、十二歳、大安寺信靈を師となす、後ち善議法師に就きて、三論の學を專く、弘仁中、大極殿に於て、宸勝王經を講ず、延暦十五年、母の忌に當り、四日二座講席を設く、毎歲缺けず、石淵八講と名づく、諸寺相敬ひて修す、十講三十講相次いで出づ、皆操に基く、天長四年五月七日四寺北院に入寂、年七十、手度の弟子に空海あり(元亨釋書)

ギンサスチヤク

銀座筋役 江戸幕府の時、銀座の役名、大算役より出來の丁銀三十枚宛銅盆に並べし數を改め、數取一枚置きしを帳面に一を引き、次第に數増し、玉の文字にして數を取り、何百枚出來丁銀と記す事を掌る、銀座の人之を勤む(金銀吹替次第)

キンサツ

禁札 禁止の條々を掲げたる建札をいふ、即ち制札なり、セイサツを見よ、

キンサツ

金札 紙幣(シヘイ)を見よ、

ギンサツ

銀札 紙幣(シヘイ)を見よ、

ギンサトシヨリヤク

銀座年寄役 江戶時代、銀座の總務を掌る、座員中より之を選任す、將軍に目見を得(起原沿革)慶長六年、銀座創設の頃よりあり、十人を選定し、爾後其座の職

キンサ

印を打たる小判の表裏を川砂にて磨き滑ならしむる所、色附場(小判の色を出さしむる所)、荒造場(荒切一分判の形状を作る所)、延金場、大吹所(金銀を吹分る所)、燒金場、棹金掛改所、寄吹床(少量の金を溶解する所)、小判荒造場、清造場、種目場、端打場(小判を重れ木槌にて打ち、種目の寸法を定むる所)、極印打所、金屑を棹金に再造の所、古金引換所、小判鑑定所、銅氣改場、地金組合所、金位改所、包金所、出來金掛改所、出來金改所、延金位改所、色改場、分棹切場、荒切場、分棹掛改所、荒切掛改所、延金掛改所、採物場(荒切小判一分判を再び秤量して目方を定むる所)、金座役人極印所等ありと見えて、之を圖に現せり(貨幣秘録、大日本貨幣史)

キンサ

中、十五人を召返され、舊弊を除き、改革を遂げられて今に至れり、同年十二月、長崎の銀座を廢す、明治二年二月造幣局新設に因て銀座總て廢せらる(起原沿革) 寄役(座員より十員を選定して之に充て、萬事を取扱はしむ)、常是、上納銀改役、奥番役、酢頭役、鈍役、極印役、銀座筋役、大算役、撥役、中働、湯揚役、吹子差、湯入役、火土前手傳役、立會筋役手代等あり(金銀吹替次第、貨幣秘録)

キンサ

員より累遷す、五次の佳節、月次の儀式には、魁斗目を著して將軍に謁す、慶長以來天和二年に至る間は、帶刀せしが三年商賈にして平常帶刀することか停止してより、唯旅行の日、及び失火の際にのみ帶刀することとなり(貨幣秘録)

キンサ

金釵兩臂垂 玉樹 後庭花(ギョクツユコテイイグワ)を見よ、

キンコ

りて、禁獄は内地の獄に入れて定役に服せず、重禁獄は九年以上十一年以下、輕禁獄は、六年以上八年以下と爲し、重罪を犯せし者の本刑となせり(法令全書)

キンコジノカウフリ

金巾子冠 天子御内々の時着用せらる、冠、御幘の冠の如く、纏を後より巾子の上を引、折返して、前にて上に折返し、又は上へ折返さす後へ纏の先を上へ立ておくもあり、扱て檀紙を合せて両面ともに金箔にだみて、巾を切りさきて、巾子を入れて纏を巾子に挟み置くなり、近世は御幘の冠を用ひられず、重に此冠を用ひられしと云ふ(貞丈雜記)

キンサ

金座 名義 江戸幕府の時、金貨を鑄造する所(起原沿革) 文祿の頃、後藤庄三郎光次、徳川家康に仕へ、金銀の監定を掌りしも未だ一定の金座なし、元祿八年貨幣改鑄の時、始めて江戸本郷靈雲寺側に改鑄局を設けしに、世人之を金座といふ、是れ其始めなり、元祿十一年正月本町一丁目に金座を移し、爾後後藤氏の管理する所となる、文化七年八月、十一代庄三郎の時、不正の事現はれ家断絶す、年寄役後藤三右衛門御金改役に命ぜられ、二十人扶持を賜ひ、手當として常盤橋門外八百坪を役所地として下し賜ふ、弘化二年十二月其子三右衛門弼あり、御腰物奉行支配四郎兵衛後藤吉五郎其後を繼ぐ、明治二年二月造幣局新設に因て廢せらる(大日本貨幣史金座圖部)に據れば、職人出勤の時、各鑑札を改め、衣服を役服に著替して後職に従事し、歸宅の時、裸體になして頭髪より以下身體を檢査し、竹をまたがらして歸らしむ、また場内には、磨場(極

キンシキ

禁色 名義 禁色に三種あり(一)は當色以外の色を着るを禁じたるをいひ(二)は特種の色を限りて其着用を聽るをいひ(三)は有文の綾織物を服用するを禁じたるをいふ、而して普通禁色と稱する場合には、第二第三を指すものとす(起原沿革) 禁色は右の如く三種あるが故に、便宜上順を追うて之を述べし、まづ第一よりいはん、令制によるに、位階によりて各々服色の規定あり、之を犯し當色以外の色を着ることは、其禁する處なりき、例へば一位の服色たる深紫色は二位以下の禁色、二三位の淺紫色は四位以下の禁色たるが如し、また第二なる特種の色とは大別して(一)支子色(二)黄丹色(三)赤色(四)青色(五)深紫色(六)深緋色(七)深蘇芳色の七種と爲す、之を得、支子色は、其色淺黄丹に赤るがゆゑに、黄丹色は儲君以下無品親王の、赤色は太上天皇の、青色は天皇の、深紫色は太上天皇及び一位の袍の色なるが故に、並に禁色とせられたるなり、而して第三なる有文の綾織物を禁じたることは、筋抄半臂の條に、冬禁色之人、福羅(薄物)身濃打、夏大文黒半臂(中略)不聽禁色之人、冬平絹云々と見え、表袴の條にて、夏冬無差別、禁色人有文(中略)聽禁色之人殿上人、五位六位藏人等、着三嚴窠文、又晴時浮文、常者堅文、但近年五位六位藏人等、隨所存着之、不可例事也、不然之人平絹



巾子紙

キンジ

云々しと見えたるにて知るべし、なほ右にもあるが如く、藏人に限りて特に聽されて之を着用したるものにして、枕草子にも、六位の藏人こそめでたけれ、いみじき公達なども、えしも着給はぬ綾織物を心にまかせて着たる青色姿のいとめでたきなり、など見えたり、なほ此禁色の禁は、衣服を初め、其附屬品全體に通じたるものにて、袍、直衣、表袴、下襲、大帷、裙等より、魚帯、靴に至るまで皆然り、故に非色の人は右の類悉く、前に列擧したる七種の色、並に綾織物を用すること能はざりき、また此事は男子のみに限らず、女子にも存したること、故實拾要十二單の條に、右十二單、女官之裝束也、被聽禁色、女房着用之ことあるにて明かなるべし、而して右の諸禁を用することあるに禁色を聽るさるといひ、略しては色聽るともいふ、其宣言を禁色の宣言と稱す(藏人は此宣言に依らずして、着用すること前に述べたるが如し)禁色の宣言は、攝關の家にては、多くは元服の日、他は四位もしくは五位の時に下さるゝの例なりき

(舊宣之色也)

是日勅、内親王及内外命婦服色有限、不得借差、比來所司寛容、曾不禁止、至三關開肆廣、恣着禁色、既無貴賤之別、亦虧等差之序、自今以後宜嚴禁、斷云云とあるを初見とす、爾來屢々諸書に散見し、一々枚擧するに遑あらず、沿革に就きては別に語るべきことなし、なほ終りに臨み、禁色を犯したるものに對する罰則を考ふるに、三代實錄貞觀十二年十二月十日

キンジ

九日の條に、又着禁色、皆從破却、但五位以上、錄名奏聞、僧尼着禁色、仍法苦使、律師以上、錄名奏聞、と見え、延喜正式にも凡禁色者、惣從破却、但五位已上、律師已上、錄名奏聞、僧尼依法苦使、とあり、法曹至要抄卷中紅染の條にも、案之、件色雖破、聽禁色、之輩、依此制、尚以不着用、而不賴之類、不知憲法、恣着用、猶從破却、可處三十科、宜決、放之、と見えたるにて、其大要を知るべし(禁色考)

キンジキノセシ

禁色宣言 禁色を着用する事を聽さるゝ宣言を云ふ、普通は四位五位の時に蒙る、攝關の子孫は、多くは元服の日なり、今左に宣言を示す、

宣旨

藏人頭權右中辨從四位上平朝臣信範、仰宜聽着禁色、右 宣旨早可被下知之狀如件、

仁安二 二月十四日

奉 大外記殿

權中納言實家

(論旨抄)

キンジ

とを得、又近火の時、難を避くることを得、明治維新、新律綱領を定むるや開刑の一となり、士族罪を犯し、本罪答刑に該る者を此の刑に處し、輕重に因り十日、二十日、三十日、四十日、五十日の謹慎を受けしむ、六年に至り此刑律を改め、一體に禁錮に處することとなり(御定書百箇條、法令全書)

キンジャウ

今上 現今の天皇を稱す、東大寺獻物帳に、厨子壹口、右件厨子、中略、後太上天皇(聖武)傳、賜今上(孝謙)、今上謹獻、盧舍那佛、と見え、三代實錄清和天皇貞觀元年三月十九日の條に、當於今上降誕之日、度之とあり、

キンシャジャウ

金砂城 關西常陸國久

キンジキノヒト

禁色人 禁色を許されし人を云ふ、キンジキを見よ、

キンシリン

謹慎 江戸幕府の刑名、士人以上を閉鎖して人の出入を許さず、但し已むを得ざる場合或は病氣の時などは醫師を招き、親族の集まるこ

慈郡上宮河内村西金砂山上、起原詳かならず、治承四年源頼朝佐竹冠者秀義を討んとす、秀義此城に引籠り土肥和田等の兵と戦ふ、城固くして容易く拔けず、然るに秀義の叔父義季利に迷ひ、平廣常の兵を導きて城背に出で激し攻めければ城陥り秀義亦奔り逃る(新編常陸國誌)

キンジ

近習 主君の側近く侍り仕ふる役、甘露寺親長稱記、文明十七年五月二十三日の條に、近習之輩打寄、方々一番衆、五番衆、二番衆、三番衆、打寄四番衆、今度不二一摸、と見え、長享三年三月三十日の條に、大樹自江州歸、御先陣衆近習一二番衆、次御小袖評定衆供奉云々、と見え、天和三年七月二十五日の條に御條目近習井諸奉行云と見えたり、

キンジユツトウニ

近習出頭人 江戸時代若年寄、又は御側用人の初名、マカドシヨリ、ツバヨウニを見よ、

キンジユバン

近習番 鎌倉幕府の職名、昵近侍候を掌る、賴經將軍の時、貞應二年十月、結番を定む、三人を以て一番とす、六番あり(官制沿革略史)

キンシヨ

禁書

名義 江戸幕府、西教を禁過せんが爲めに、其宗教に關する經典圖書を禁じたるをいふ、起原詳かならず、寛永七年、始めて標準を立て之を禁ず、其標準は、一を教化(純粹なる宗教書にして、教義を稱揚し、世人を誘導するの意を保つもの)、一を名目及び噂(名目と噂とは、其書の性質如何を論ぜず、耶蘇天主若くは西洋利瑪竇等の文字あるもの、及び其文字なきも西教の事に言及する者いふ)と稱せり、寛永に禁せられたる書、次の諸種とす、西學凡、崎人十論、交友論、二十五言、天主實義、天主實義續編、辨學遺蹟、七克、靈言靈句、職方外記、泰西水法、渾蓋通圖說、幾何原本、表度說、天問略、簡平儀記、同文算指前編、同文算指通編、圍容較義、測量法義、測量法義異同、勾股義、唐景教碑、三山論學記、教要解略、聖記百言、萬物真源、十愆、濬明正記、彌撒祭義、代疑篇、況義、濬平儀記(以上の外、誠齋雜記五月兩抄

キンシ

に、計開、十歴の二種を載す)、其後貞享元祿寶永の頃(二千三百四十年代より、二千三百六十年代に至る)に焚棄塗抹せられたるもの亦尠からず、其書は、實有詮、天經或問後集、地緯、福建通志、帝京景物略、理主十論、西堂全書集、方程論、有學集、通鑑明記全載、定例成案、新例、本朝測例類編、増定廣輿記、三才發秘、增補山海經廣注、檀雪齋集、性理大中、譚友夏合集、願學集、西湖志、西湖志後集、禪真逸史、名家詩觀、明詩彙、疑嘯、蘇州府志、仁和縣志、丹徒縣志、瓊山縣志、瓊雲縣志、新鄉縣志、諸羅縣志、南成縣志、延年縣志等なり、其他西書に至りては、一切之を嚴禁せり、然るに吉宗將軍の時、力を天文法律の事に用ひられ、新學術の專精にして實用に適するを以て、終に教法に關する典籍を除く外、天文、地理、算數書の禁を解けり、實に享保五年なり、此時解禁の書は、名目、噂の種類に屬するものにして、天問略、幾何原本、交友論、泰西水法、職方外記、簡平儀記、勾股義、同文算指前編、同通編、圍容較義、渾蓋通圖說、測量法義、同異同、其外増定廣輿記、名家詩觀等なり、夫の教化に屬する西學凡、崎人、二十五言、天主實義の如きは依然として之を禁ぜり、(寛政享和の頃、昌平堂にて禁書と稱する者十四種あり、天主實義、辨學遺蹟、崎人十論、十友論、二十五言、七克、西學凡、聖像略說、唐景教碑、紀檢同文記、三山論學記、泰西水法、十解略略なりしと云ふ、又蘭書も幾干もなくして譯官西善三郎吉雄幸作等の稟請により其禁を解く(好書故事、太平年表、祝齋草、誠齋雜記、西教史、蘭學事始、吉利支丹宗門改考)

キンシヨクジ

錦織寺 所在近江國野洲郡木部〇山號、遍照山、天神護法院錦織寺と稱す、又「ニシゴリテラ」とも訓す(因眞宗、錦織寺派の

キンシ

とを得、又近火の時、難を避くることを得、明治維新、新律綱領を定むるや開刑の一となり、士族罪を犯し、本罪答刑に該る者を此の刑に處し、輕重に因り十日、二十日、三十日、四十日、五十日の謹慎を受けしむ、六年に至り此刑律を改め、一體に禁錮に處することとなり(御定書百箇條、法令全書)

キンセ

本山、起原詳かならず、慈覺大師此に一字を建て、多開天の像を安んず、天安堂と稱と云ふ、嘉禎中一向宗の開祖親鸞、東國より歸洛の時、堂前に宿し、靈夢に感ずる所ありて阿彌陀佛を安置し、專修念佛の道場となす、時の領主石鼻民部深く信仰し、堂宇を營み之を迎ふ、曆仁元年七月夜天女降り來り錦を織る、名づけて紫香錦といふ、四條天皇之を聞き給ひ、天神護法錦織之寺の勅額を賜はり勅願所と爲さる(二十四輩圖會、京華要誌)

キンセン

京錢 錢貨の一種、解釋一定せず、中古治亂記に、錢貨の中に錢錢を名づけていふといひ、會津四家合考に、歴代の雜錢なりといひ、實貨事略に、異朝代々の古錢なりといひ、昆陽漫錄に、室町殿の頃より西土曆代の錢を精錢といふ、關東にては之を京錢といへりといふ、何時頃よりありしか詳かならざれど、建武式目追加に、せいせんといふ、京錢うちひらめをのぞく云々とあるを初見となす、されば永正の頃より行はるゝか、慶長十四年七月金銀錢の相場定に、金子一兩に京錢四貫文たるべしと見え、元和三年に、路次筋木錢の儀一人京錢四貫文一匹八文の積宿買相濟すべしと東海道領主の輩に觸れたり、此稱高治の頃までもいひたるが如し、

キンセン

金錢 名義、貨幣の一種、金にて造りたる錢、起原詳かならず、淳仁天皇天平寶字四年三月始めて金錢を鑄造し、開基勝寶と稱し、一を以て銀錢の十に當てしむ、これ本朝黄金を寶貨として通用せし始めなり、降りて高倉天皇治承二年平重盛金錢九十九文を皇子に獻す、天正の頃銀錢と共に、軍役賞賜の用に備ふ、又當時永樂通寶(エイラクツウハウ)の金錢あり、爾後大判小判等の鑄造等ありし以來、遂に鑄造を見ず、詳しくは各條并に貨幣(クワヘイ)

キンセ

とを得、又近火の時、難を避くることを得、明治維新、新律綱領を定むるや開刑の一となり、士族罪を犯し、本罪答刑に該る者を此の刑に處し、輕重に因り十日、二十日、三十日、四十日、五十日の謹慎を受けしむ、六年に至り此刑律を改め、一體に禁錮に處することとなり(御定書百箇條、法令全書)

の附圖參看(大日本貨幣史)
銀錢 貨幣の一種、銀にて造りたる錢也。原語、書紀に顯宗天皇二年、天下安平、民無徭役、歲比登稔、百姓殷富、稻斛銀錢一文とありて、史に始めて見えたれど、是れ書紀の訛文なり、天武天皇十二年四月自今銅錢を用ひ、銀錢の使用を停め、尋復之を行ふ、元明天皇和銅元年五月始めて銀錢を行ひ、和同開珍錢といふ、二年三月物價四文已上には銀錢を三文已下に銅錢を用ひしめ、私に鑄造を禁ず、尋て八月銀錢を廢す、元正天皇養老五年正月、令して銀錢一を以て銅錢二十五に、銀一兩を以て一百錢に當て、通用せしむ、尋て錢二百錢に當つ、淳仁天皇天平寶字四年三月勅して、錢貨を鑄造し銀錢の文を天平元寶と稱し、一を以て新錢の十に當らしむ、降りて天正文祿の頃、豐臣秀吉を始め諸侯に於て褒賞の用として之を行ひしことあり、又當時永樂通寶の銀錢あり、文祿元年鑄造す、其後慶長十一年、元和三年に鑄造を見る、爾後丁銀、豆板銀等の鑄造以來銀錢の鑄造なし、今便利の爲に、左に表を以て示す、詳しくは各條并に貨幣(クワヘイ)の附圖參看(大日本貨幣史)

名 稱 鑄造の時代
無 文 顯宗天皇御代(?)
和同開珍 和銅元年七月
天平元寶 天平寶字四年春
天正通寶 天正十五年
永樂通寶 天正年間
文祿通寶 文祿元年
慶長通寶 慶長十一年
元和通寶 元和三年
錦臺 京都の皇居中に在る亭の名、

キンダ

常御殿の長位、禁池の東、假山楓林の中に在り、清楚なる小亭にして、觀楓に宜し、故に此名あり、其南に接し小御所の林泉御覽の物見所あり(平安通志)

キンダチ

公達 攝家及び清華(セイカワ)參看の子息をいひ、又清華の家を指してもしかひ(台記、官職秘抄、職原抄通考、増注職原抄)

キンチャウ

金打 誓約の表證として、刀の刃、或は鐔などを打ち合するをいふ、カネウチともいふ、嬉遊笑覽に、伊勢安齋、人の問に答て云、古書に所見なし、信長秀吉の頃以來武士の大小を帶する風俗となりしより、其事あるが、古代のことなく、又漢土にもなき事なれば可然文字もなし、兩刀を打合することなれば金打と書なり、其意もし誓約に違はし、此のごとく大小刀を打折て二度大小を帶せざる身となるべしと誓ふなりといへり、この説頗るの非なり、是はもと佛に誓ひてかれ打事なり、舊本今昔物語(十六)、ある者、雙六に打負て渡すべき物なく、只貯へたる物とは、清水へ二千度詣たることなんある、そを渡さんといへば、勝たる者はをうけとらんと約束する所に、觀音の御前にして事の由を申、慥におのれ渡す由の證文を書て、金打て渡さば請取む、負侍いとよき事なりと契りて、それより精進を始めて三日といふ日云々、勝侍のいふに隨て、渡由の文を書て觀音の御前にして、師の僧を呼て金打の事の由を申させて、其二千度參りたる事、慥にそこに雙方に打入つと書て與へたり、(中略)、鴉合職物語に、祇園林には、一探知音の衆みな死出立を、曼陀羅を著、今度中鳴をせめおとさすは生てかへらじと金打をし、神水を呑てその名幾人突る、(中略)、姫小松、子日の遊のおやすが鏡のさんちやうの類は、また一轉したる也(さんちやうと音にて云こともある

キンチ

まじきことなり、夏山雜談、何にても仕馴たる業をふつとやむることを鐘うつといふ諺あり云々と見えたり、

キンチャウ

銀錠 銀にて作りたる鑰をいふ、江戸時代大名の奥方の乗物に銀の錠をおろす也といふ(俚言集覽)

キンチャク

巾著 金錢藥などを納れて携帯する小袋、布、革などにて作る、嬉遊笑覽に、巾著は燈袋の名殘也、燈袋は、古事記日本武尊の御、と見えたり、後世佩刀に是をつく、古書にも多くみゆ、漢土にも宋代武官五品以上の佩刀に、火打袋を帶ることあり、古へ旅行には必持しもの也、後撰拾遺等の集に見ゆ、又太平記に、青砥左衛門これに錢を入て持しとあるは、今の巾著を用るといひし、巾著を漢土には、荷包といふ、是はもと竹籠を用るやうに、荷包もて物を包しが始なるべし、其形、皆圓く、口の處に繫積多くあり、三角なるは後の製なり云々と見えたり、(ヒウチアブクロ)參看、

キンチュウ

禁中 宮城内を云ふ、初めは大極殿豐樂殿をいふ、宮衛令に、凡應入宮閣門者、本司具記官位姓名、送中務省付、衛府各從便門者、籍とありて、大極殿豐樂殿に入るには、着籍の人の外は入るを禁せし故に、禁中と云ひしが、後には押ひろめて一般に宮城内の汎稱となれり(標注職原抄別記)

キンチュウオモリシユウ

禁中御守衆 禁裏附を云ふ、キンリゾキを見よ、

キンツクリノクルマ

金作車 車的一種、飾抄に、檳榔に金物を用ふるなり、青藤下(藤)連着輪、自餘は常の如しと見えたり、權記長保六年十二月の條に、此車、金造車各一、檳榔車十と見え、

左經記長元四年十月の條にも、六日、齋院長官以康朝臣持來、留置野宮雜物勅文、(御與一具、米毛御車一具、金作車二具)云々とあり、

キンナフ

金納 江戸時代、年貢を金にて納むるをいふ、日本租稅志に、金納とは、本来金を以て租稅を納むるなり、即ち島永冥加金、糶多煙亡の田租金等にして、直に金庫に納むるものとす、其單に金納と稱するは、金を本位とし、銀錢皆之に改算するを以てなりといへり、

ギンノカフト

銀兜 銀にて包みし冑を云ふ、今昔物語源賴義對安倍貞任一語に、賴時が聖散位藤原經清平永衡等も皆冑を背て守隨ふ、而るに永衡銀の冑を着て軍にあり、云々と見えたり、

ギンノタチ

銀劔 銀作の太刀を云ふ、貞丈雜記に、上古禮式の進物には、太刀銀劔をつかひしなり、東鑑源平盛衰記平家物語鎌倉年中行事等に見えたり、正月御初射の射手、又矢開の時餅食たる人にも銀劔給はる由、東山殿年中行事矢開の記等にも見えたり、今も將軍家御代始に、大和國多武峯總代銀劔を獻上す、然れどもそれは白木鞘の刀にて、實の銀劔にはあらず、其名ばかりなり、古は銀劔にて有りしを、今は略してかく白木鞘のみ、獻する事に成りしなるべし、又式正の時かく白太刀と(白太刀條々圖書に見ゆ)銀劔とは同物にあらずと見えたり、

ギンノツバ

銀鐔 銅にて造り、銀を燒き付たる鐔(貞丈雜記)

キンノマルカセ

金丸 古金の名、重量三分、金銀圖錄に、相傳ふ、昔時沙金の散失し易きを以て吹て頭塊と爲すものなりと、疑くは即ち碁石金ならんか、又按に、和漢三才圖會に、飯、一名餅金、俗云、金丸也、用沙金、安於鹽上、積炭燒之、則金

キンナ

キンバ

キンビ

沙徐集爲玉而生文理と、是所謂金丸なるもの歟、また金山にて吹目といふもの則是なり、今藥金に砂金と呼ぶものも又是を用ふるなりと見えたり、

キンバウ

銀榜 皇太子のことを見よ、東宮の一種なり(節用集)

キンバン

勤番 地方に駐在して勤務番衛する意、在番に同じ、

キンヒラジャウリ

金平淨瑠璃 坂田金時の子金平の事蹟をつづりたる語り物なるを以て名づく、又金平節とも稱す(起原沿革文延寶の頃、櫻井丹波操平正信の語り初めしものにして、作者は岡清兵衛なり、譚海に、和泉太夫(丹波操の初名)は、式部太夫が親と同時代なり、坂田金平の淨瑠璃ばかり語りて、和泉太夫節とて土佐節に似て、夫れより荒々しく聞ゆるなり、殊の外小供好みて流行したるものなり云々)と見えたり、當時殺伐なる江戸兒の氣風に投じ、大に歡迎せられたりしかば、當にもかき人形にも作り、草紙にも作るに至り、金平の名は三才の童子も知らざるものなきに至れり、今彼れが語りし淨瑠璃の内、尤も著るしきは、金平法問論、金平天狗問答、金平兜論、金平黒熊、金平千人切、金平大酒論、金平最後、金平化粧問答等なり、金平最後とて金平の地獄廻りを語り出ししより、頓に評判衰へたりしかば、更に金平蘇生と作り直して一時恢復したるも、又昔日の觀にあらず、元祿以降遂に衰ふ、享保に及て殆ど絶ゆ○丹波操即ち和泉太夫は、江戸甚屋町の人、大薩摩淨雲の門より出づ、初め和泉太夫と稱し、後ち受領して丹波少摺と號す、性強勇にして大力、好て淨雲の門弟となり、遂に名人となれり、性質弱き事を嫌ひし由は、代々(貞佐作享保十一年撰)に、丹波ばかりめに

キンフク

金覆輪鞍 前輪後輪を金にて覆ひし鞍を云ふ、多くは大將之用を、平治物語源氏物語の條に、奥州のもと平が六郡一の馬とて、ひさうしけるを院、まゐらせける也、くらき馬のふとくたくましが八寸あまりなるに、いかげ地の金ふくりんのくら置て、左近のさくら木の下に東頭引立たり云々と見えしを始めとし、平家物語、源平盛衰記等に屢々見えたり、

キンフセ

金峯山寺 關西大和國吉野郡吉野山○藏王權現堂とも、單に藏王堂とも云ふ、

キンボ

もと金輪王寺とも云ふ。天台真言兩派なりしが、今は天台宗延暦寺末となる。...

キンボ

の墓、所謂八墓なり。藤原清和天皇貞觀の初め、藤原鎌足多武峯墓、同冬嗣子治基、及び妻藤原氏次子治基、外祖母源氏愛宕墓の四墓を近墓と定む。...

キンミ

愛宕の二墓を除き、外祖總繼拜志墓及び妻藤原氏八坂墓を置く。醍醐天皇延喜の制、冬嗣子治基、藤原氏深草墓を除き、宇多天皇の外祖仲野親王高島墓、及び妃富宗氏河島墓、藤原基經後宇治墓、外祖高藤小野墓、及び妻富道氏後小野墓を増置して近墓八と爲す。...

キンミウカガヒシヨ

吟味伺書 江戸幕府訴訟上の文書の名、裁判終結の時、主任の官衙より、上司に裁許を請ふことあるものを云ふ。...

キンミチユウテジヤウ

吟味中手鎖 江戸時代、裁判中犯罪者に手鎖を施すをいふ。...

キンメイテンワウ

欽明天皇 名號。天國排開廣庭天皇と稱す。...

キンラシゲナリ

木村重成 名號。長門守と稱す。...

キンモ

す、天皇即ち佛像を稻目に授け試みに禮拜せしむ、茲に於て稻目向ヶ原の家を淨捨して寺と爲し、之を奉安す。...

キンモン

金紋 江戸時代、大名行列の袂箱の蓋などに、金箔にて家紋を現はしたるものをいふ。...

キンヤ

禁野 天皇遊獵の地を云ふ。普通人の遊獵を禁ぜし故にかく云ふ。...

キムラゴウ

黄紫紺 紋所の名、三浦家の紋にて、三ツ引の中、上は黄色、中は紫、下は紺色に色どりたる紋なり。...

キンリウジ

金龍寺 攝津國島上郡(今三島)勢手村大字成合村の山腹に初め安満寺と云ふ。...

キンリツキ

禁裏附 江戸幕府の職名、京都御大工頭とも云ふ。...

キンライ

氏の諸將皆之を稱す、翌年夏の陣再び起るや、重成兵四千七百を率ゐて若江に出て、藤堂高虎の前隊藤堂藤七等と戦つて之を破り藤七を得、勝に乗じて玉越門の堤に迫る。...

キンリ

禁裏御料 皇室御領(タラウシツコリヤウ)を見よ。...

キンリ

名、京都に駐在して禁裏の守衛、及び用度を担当する事を掌る。...

キムレ

の母后、嵯峨天皇の母后の十陵を近陵と爲し、其餘は皆遠と爲す、貞觀十四年大枝陵を除きて、後山階陵を置く、光孝天皇即位後、田原陵を除き中尾陵を置く、醍醐天皇延喜の制、後山階、楊梅の二陵を除き、後田邑、小野の二陵を加ふ、朱雀天皇の世、田邑陵を除き、後山階陵を置き、村上天皇の世、中尾、長岡、楊梅の三陵を除き、宇治の三陵を置く、後に宇治は歴世母后の陵なるを以て、その親疎に因て廢置す、その後加除一ならずと雖も、山階、後田原、柏原、八島、深草、後田邑、後山階は歴世除かれず(禮樂志)

キムレジャウ

水郡下出水村大字江内(國治)文治二年、島津忠久薩隅日三國の地頭に補せられ、家臣本田貞親を下す、貞親城を築き遷て忠久に告ぐ、建久七年忠久下りて當城に入る、其後五代まで此に居りしが、六代氏久に至り東福寺城に移り、一族忠氏當城に入る、文和四年守久の時、官方の軍之を攻め、却て敗れ退く、應永中守久宗家に叛き、二十九年島津久豊之を伐ち走らせ、當城を收む、其後の事詳かならず(地理纂考)

キンレンジ

金蓮寺 所在 山城國京都下京區中の町○山號錦綾山(時宗、四條派の本山、本尊阿彌陀佛)延慶元年、後伏見天皇勅して寺を四條京極に建てしむ、僧淨阿を開基とす、花園天皇宸筆の額を賜り、錦綾山太平興國金蓮寺と號し、四條道場と稱す、延文中、佐々木道譽邸地を寺に附す、其後屢々火災に罹り隆替一ならず、天文中後奈良天皇四脚門を建つるの勅許あり、もと子院十八坊ありしが、天明の大火に寺院殿堂悉く燒失す、文政八年再建す、子院僅に二寺を存す(山城名勝志、平安通志)

キンワウ

勤王 王室の事に勤むるをいふ、左傳の僖二十五年に、秦伯師于河上、將納王、狐偃言、於晉侯曰、求諸侯、莫如勤王、とありて、註に王を納るゝを勤むるなりと見えたり、

キメンジ

箕面寺 瀧安寺(ロウアンジ)を見よ、

キモイリ

肝煎 すべて事を幹旋するをいふ、又職名となる、江戸時代高家寄合等にもその重立を肝煎といひ、又名主庄屋の類にて村長をいふ、肝煎と猶意を刻すといふ類にて、何角苦心するをいふなるべし、岩城志曰、天正年間古文書に、走り廻り肝煎を可被入と云へるあり、是に據れば、肝煎を辛き、念を入れ、身引受世話することと思はれたり、何時頃より始まりしか詳かならず、天正の頃よりありたるが如し、慶長元和の古文書に、肝煎百姓とあるもの多く見えたり、其後他にて、名主の事を奥州には肝煎と云ひ來りしが、近世多く名主と稱するに至れり(農政史考)

キモツキノコホリ

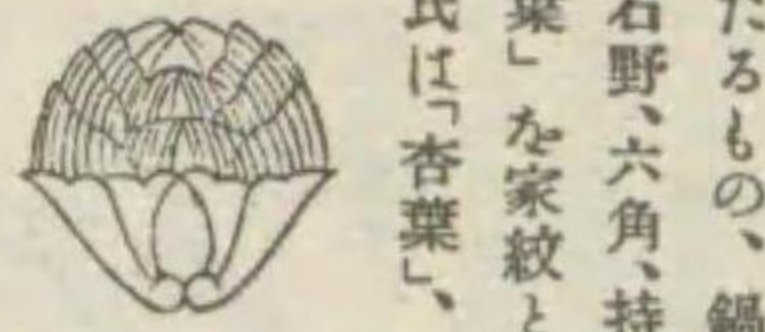
肝煎郡 所在 大隅國(起原)續紀に、肝煎、肝坏に作り、文武天皇四年六月及び和銅六年四月に見えたり、中世肝付に作る、和名抄に、桑原(クハラ)鷹屋(タカヤ)川上(カハカミ)雁麻(カリマ)の郷あり、元祿圖、始羅郡を合して肝煎に作る、以後皆之に仍る、地誌提婆肝付に作り、郡區編制また肝煎に作る、明治二十九年南大隅郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

キモミチ

黃紅葉 襲の色目の名、敷説あり、胡曹抄及び物具抄には、表は黄色にて裏は黄なりといひ、雁衣抄は、裏は黄なりとし、藻野草は、裏は青なりとし、雜事抄には、濃き黄色なりといふ、按ずるに、表裏裏黄なりと云ふもの義に近し、なほ袴衣、中袴、衣等に

(付)杏葉(參議右近權中將經定和鞍、唐鞍、鞍(付)杏葉)云々に見えたり、今飾抄所收の圖を前に示す、

ギヤウエフノモン



杏葉紋(堯葉) 紋所の名、杏葉二つを左右より抱き合せたる形にみえたるもの、鍋島氏は「杏葉」(第一圖)及び「花杏葉」(石野、六角、持明院、中園、藪の諸氏は、丸の内花杏葉)を家紋とし、命は諸家紋に據れば、大友、田村氏は「杏葉」、堺和氏は「丸内花杏葉」、目賀田氏は、「三ツ重花杏葉」、殿島、大野、温科の諸氏は、「九曜花杏葉」を用ひたるなり○秋聲問語に、藪、中園、高丘の三家に付給ふは、俗間に用ふる、メツカに似て、葉中に花葉數點あり、武門にて鍋島藪の紋とする是なり、園家に付給ふは、飾抄のいに似たるが、元來此紋、杏の葉にてはなし、古來通文といふ物あり、花にては唐花、葉にては此紋なり、たれが着しても苦しからぬ由にて、むだ紋、たれ紋など云是なり、云々といへり、

ギヤウエン

竟宴 名義古(禁中にて博士等日本紀物語類等を進講の終り、又勅撰和歌集の功終りし時に行ふ祝宴を云ふ)起原(通志)三代實錄貞觀二年十二月の條に、二十日乙丑、先是從五位上行大學博士大春日朝臣雄繼、以御注孝經奉授皇帝、今日有(事)竟宴云々とあるを初見とす、十八年七月顏氏家訓を近侍に教授し竟宴を賜ひ、元慶六年日本紀進講の竟宴ありし事共に同書に見え、醍醐天皇寬平元年十月九日周易を御講し、三年六月十三日講華り竟宴を賜はりしこと、田氏家集に見えたり、勅撰和歌集の竟宴を行ひしは、明月記に、土御門天皇元久二年三月二十日別當(源通具)消息云、新古今竟宴、凝(風情)可(豫)參(由)蒙(備)此(事)如何、竟宴事先例不

ギヤウ

キモン

も用ひ、秋季着用す(裝束色巻)

キモン

鬼門 佛家陰陽家等にて、東北の隅を云ふ、萬事に忌み嫌ふ方角なり、本朝傳言に、鬼門はもと漢書神異經に、東北有鬼星石室三百戶、共一門、曰曰鬼門云々、又事文類聚云、交趾有鬼門、其南多瘴病、去者罕得生還云々、韻府云、若度鬼門關、十去九不還云々とあるを、我國にて聞き誤りて東北を鬼門と云ひしならん」と云へり、名稱の史に見えたるは、吾妻鏡嘉祿元年正月二十一日五大堂建立の條に、相(當)幕府鬼門方(有)此地云々とあるを始めとす、室町時代を経て江戸時代には、盛に此事行はれ、今日と雖も民間にては大に忌避せり(玉勝間、安齋隨筆、本朝傳言、燕石雜志)

ギモンジャウセイ

擬文章生 寮試に及第せしものを云ふ、二十人を定めとす、レウシシを見よ、

ギヤウ

卿 八省の長官を云ふ、中務省は四品以上の親王を以て補し、其外は正四位下の官、増注職原抄に、卿也、言爲人所(卿)也、又卿章也、章(善)明(理)也、白虎通曰、以其章(明)臣道、故曰之卿也」と云へり、

ギヤウエフ

杏葉 鞍の飾に用ふる物、其形杏の葉に似たるより名づく、云ふ、或は銀杏の葉に似たるなりと、後世鑑甲審紋等にあるは是より轉ぜしなり、和名抄に、辨色立成云、杏葉和名傳良、俗云(行)衣布と見え、飾抄に、天養元九八西河御、因幡守藤原信輔、長門守源師行、越中守源貴賢、土佐守高階盛景、名和鞍



密、答、竟宴事不(存)知、延喜古今、天曆後播磨管見之所及、不見(竟)宴事、只所(見)日本紀竟宴計也云々とあるを初見とす、其後勅撰和歌集には屢々竟宴を行ひしこと見えたり、進講竟宴につきては見ゆる所なし、

ギヤウエン

鏡園 名義通義と號す、一名は淨光、後醍醐天皇特に普照大光國師の號を賜ふ(事)蹟幼より出家し、初め講肆に遊ぶ、後禪に歸し下野の雲巖寺に至りて高峯和尚に依る、又筑前の崇福寺に往きて南浦禪師に參し、晨夕參究し、遂に印記を受く、後草庵を洛西に結びて居る、花園天皇勅して萬壽寺に出世せしむ、後醍醐天皇勅して南禪寺に住せしめ、時々召して法要を詢ふ、元亨四年正月二十一日、延曆園城東寺南都の諸講師を清涼殿に召して、圓と宗を對辨せしむ、圓會々風疾に罹る、病を強めて宗峰と共に昇殿す、諸講師其語を聞きて稽首服罪す、同年正月二十七日遷化す、壽六十八(本朝高僧傳)

ギヤウオウ

響應 響(ギヤウ)をいふ、見よ、

ギヤウカ

狂歌 短歌の一種にして、滑稽諧謔を主とする歌、古は之を俳諧歌、戲笑歌と稱す、又夷曲(書紀)夷歌(古今集)狂言歌(同上)狂歌(夷曲集)、佐禮歌、戲歌(西行詞書)興歌(純全意)等の名あり、燕石雜志に、狂歌は夷曲の曲の字を狂に誤り、それを亦狂に誤り、夷の字を脱して狂歌と唱ふるといへり、興歌考に、狂歌の狂は世俗の狂人狂婦などの狂といたく異なれり、狂字をくるふと思ふは誤なり、狂はマハレウタの意なり」と云へり(起原)通志後撰夷曲集に、狂歌は神代より傳りたりといひ、興歌考に、萬葉集の戲笑歌、古今集の俳諧

ギヤウ

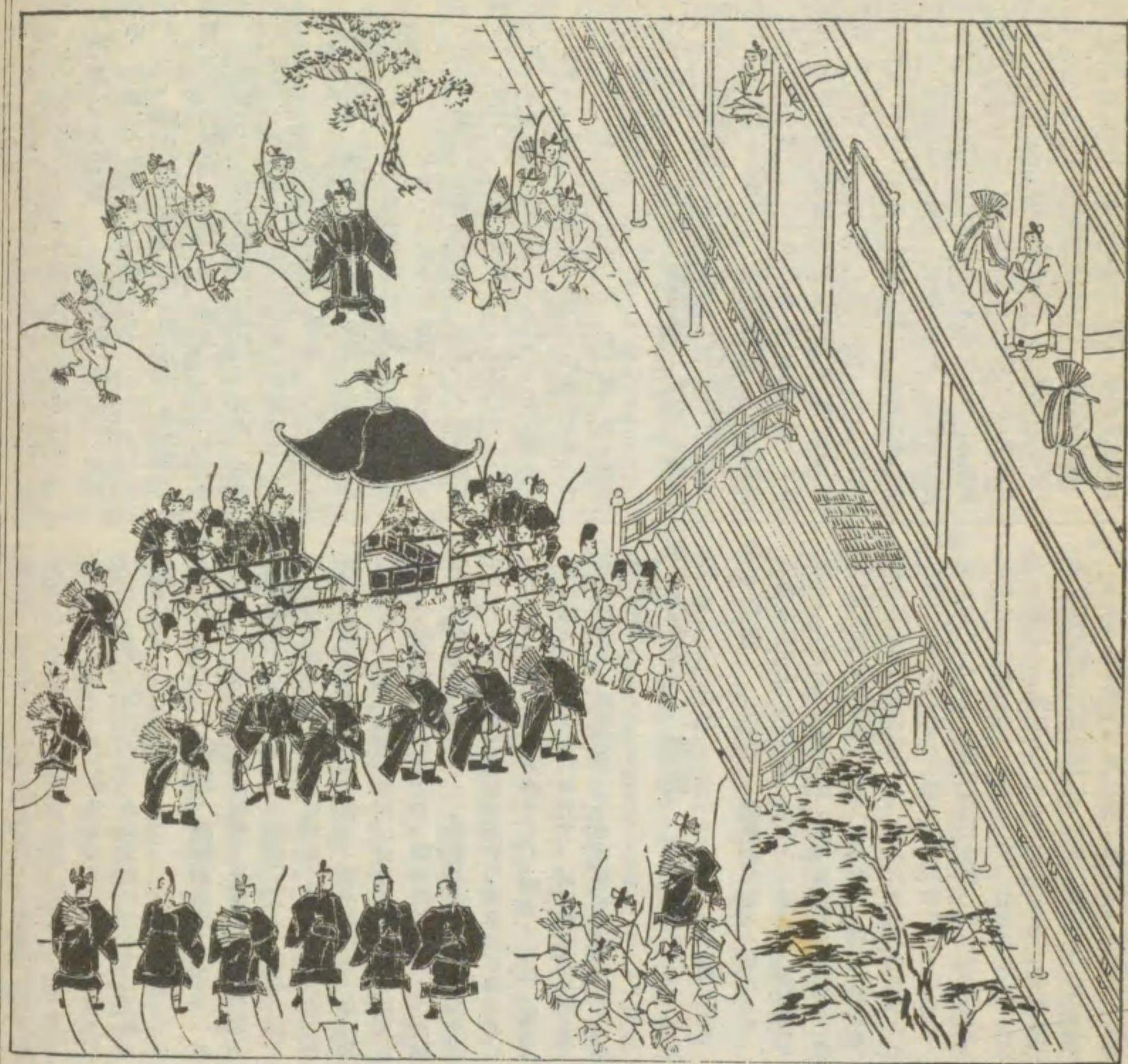
歌をこれが父母なりとし、其名目の起原は不明なりとせり、後鳥羽天皇の建久二年十二月四日有(當)座狂歌等と明月記に見えたるは、書に見えし始めなり、是によれば、歌人が時に臨み戯に誦じて興を遣るに過ぎざりしが、永正の頃には狂歌合あるに至り、後世正親町天皇の天正頃より、狂歌を弄ぶもの漸く多く、江戸時代に至り、和歌も狂句川柳の影響を受け、市井間に行はれて目に一丁字なき輩、なほ之を能くせり、八幡山信海、生台庵行風、石田未得、牛井ト義、永田貞柳等相踵いで出で、専ら之を鼓吹せしかば、此道益々盛にして、遂には狂歌師と稱して之を職業とするものあるに至る、享和和頃には、大屋裏住、酒上然葉、大根太木、狂歌堂木阿彌、濱邊黒人、朱樂菅江、小島橋洲等の有名なる狂歌師出で、殊に文化文政の頃太田草、石川雅望等の如き名家出づるに及びて其盛を極め、門人數百人の多きに至れり、鹿部部眞直は狂歌堂と號す、今日世にてもはやさる、梅の春の俗曲は、この人の作なりと傳ふ、その他橋庵田鶴丸、加茂季鷹の徒猶多しと雖も、多くは見るに足らず○狂歌の集には堀川百首、狂歌集三冊、八百集、古今夷曲集三冊、行風撰、後撰夷曲集七冊、吾吟我集二冊等あり(閑意瑣談、嬉遊笑覽、興歌考、燕石雜志、狂歌百人一首)

ギヤウカウ

行幸 天皇の皇居を出で、他所に臨御せらるること、イアマシ、又は「ミユキ」とも訓み、單に幸、御幸(後には上皇に限る)臨幸とも書す、蔡邕獨斷に、天子車駕所至、臣民被(其)德澤、以爲(僥)倖、故曰(幸)也」と見えたり、行幸の次第を圖簿といひ、一所に止まらざる行幸をば巡幸と書き、メグリイアマシ」と訓めり○行幸には、古來より種々の名目あり、京中行幸、京外行幸、神泉苑行幸、遊覽行

ギヤウ

ギヤウ



ギヤウ

幸、遊獵行幸、野行幸、觀風行幸、溫泉行幸、方違行幸、離宮行幸、院宮行幸、朝觀行幸等ありて、行幸の目的に因り其名目あり、書紀神武天皇三十一年の條に、皇興巡幸の文字見え、又景行天皇紀に、四年二月、天皇幸美濃、とも見えたり、爾後歴々史に見えたりども、其法式等は知ることを得ず、大寶令の時に至りて、始めて制を定めらる、令義解儀制令に、車駕、謂乘輿行幸之時名、謂之車駕也」と見え、又宮衛令に、凡車駕出行、兵衛衛士先按行、及道邊隱映檢、察非常、前後呵叱、觀人大言、登高者使下、若有所幸、皆先防禁門、駈斥所不當留者、凡車駕内不得横入云々、凡車駕有所臨幸、若夜行部隊主帥、各相辨識、雖是侍臣、從外來者、非勅不得入、など見えて、近衛衛士の路次を按檢し、行人の幽濼を横越することを禁するの制見ゆ、延喜式に至りては、其制整ひ、先づ所司日時を擇び、遣行宮使、裝束司、前後次第司を任じ、供奉及び留守の官を命じ、沿道の社寺に奉幣誦經し、岡司郡司に諒を賜ひ、窮民若くは老年者、又從駕の官人に物を賜ふの制を定め、後世其儀變更なきにあらざれども、概ね舊制を斟酌せるもの、如し、武家執政以後其儀大に衰へ終に廢絶したりしが、文久三年、加茂、石清水に行幸ありて二百年來の廢典を再興せらる、今年中行幸繪卷所載の行幸圖を示す(古事類苑帝王部)

ギヤウカウ 行香 香を僧衆に配り渡すを云ふ、朝廷の大法會には必ず殿上人此の役を勤む、和久良牛の御法に、さて朝座既に果てしかば、行香あり、この濫賜を思へばもろこしに奉饒興王佛事を修せられる時、天人八人あまくだりて、僧衆に香をくばりける、是によりて行香とは、香をくばるとよみ侍となり、其を我朝にも損せられて、着座の公卿、

ギヤウ

上より八人僧衆に香をくばり給ふ、去ながら武官の輩、これをぞかる、たゞし凡僧は受香せず、云々と見えたり、

ギヤウキ 行基 系譜姓は高志氏、百濟國王の胤、和泉大島郡の人、天智天皇七年に生る、十五歳出家し、藥師寺に居る、瑜伽唯識等の論を新羅の慧基に學び、又義淵に從つて學ぶ、二十四歳具足戒を徳光法師に受く、基行化を事とし、過ぐる所險難に遇へば、橋を架し路を修む、某地の耕墾すべきを指し、某水の灌漑すべきを點し、渠池を穿ち、堤塘を築く、計畫功績日ならずして成る、人民後世に至るまで之に頼る、王畿の内精舎を建つること四十九、其他諸州にも往々建立す、私に沙彌を度する罪を以て獄に入らる、後赦に逢ふ、聖武天皇之を敬重す、天平十七年、大僧正と爲る、大僧正任官の始めなり、二十一年正月、皇帝菩薩戒を受く、依て大菩薩の號を賜ふ、二月二日、菅原寺東南院に寂す、年八十二(元亨釋書)

ギヤウギヤキ 行基燒 素燒の陶器、雨田次筆に、世に行基燒とて尻のすばらぬ壺あり、席に居る用にあたらぬは、茶毘の骨を納る物なれば也として、釘にかけて花を挿料などに用ふるを誦る人あり、しかるに此比ある人話す、陸奥鹽釜明神の神寶に如形の壺あり、古へ神酒を奉る器なりといへり、是に酒をいれて奉る時、新に清き砂子をおまへに敷きそこを壺で此壺を居るなり、尻の居らぬやうにこしらへたるは外の用に充たる證なりといへり、手按するに壺蓋の残れる歟、萬葉集の長歌に壺戸をいばひほりすといへるも砂を敷て、それをほりてすゑるにてよくなへり、しからば行基燒も此壺歟、若骨も又壺へ入て土中に埋むればすばらぬ器を用る理は

ギヤウ

ひとしきや、されど大かた其形も酒器にちかしといへり、按ずるにこれ所謂説部なり、イハヒレハ參看、

ギヤウク 狂句 滑稽諧謔を主とせる俳句の一體、連歌が江戸時代に至りて俳諧となり、また一轉して狂句川柳となり、共に單に俳句の變體ともいふべく、専ら市井の間に行はれて野蠻なる中に、よく世人の願を解かしむるものも少しとせす、

ギヤウクタリフギヨウ 京下奉行 關東鎌倉幕府の職名、京下執筆とも稱す、職掌詳かならず、蓋し京都の官人、訴訟により下向せるか、又鎌倉より呼下したる類の、訴訟を處分する事を掌りしならん、武家職官考に據れば、當時京人の、鎌倉及び他所に往く者を京下、諸國より京に至るを京上と云ふ、京人鎌倉に至り事を訴ふ、故に此名あるなりといへり、思久明親王將軍の時に之を置く、永仁四年十月宗宣を京下奉行とせしを初めとす、蓋し北條氏の末、紀綱弛み、獄訟に壅滯有りし故なるべし、其後嘉元三年照時を之に補す、元弘三年幕府滅亡と共に廢す(北條九代記、武家名目抄、官制沿革略史)

ギヤウクヤウ 經供養 經を書寫して終て後佛事を行ふを云ふ、即ち經を供養する義、供養とは佛僧の三寶に物を奉るを云ふ、

ギヤウクワウテンワウ 慶光天皇 典仁親皇(スケヒトシノウ)をいふ、

ギヤウクワン 京官 在京の諸司を云ふ、又内官とも云ふ(令義解)

ギヤウグワンジ 行願寺 所在山城國上京區行願寺門前町○草堂と稱す(古言天台宗起源) 沿道一條天皇寬弘元年、僧行圓之を創建す、行圓

ギヤウ

頭に佛像を戴き、身に草服を着たるを以て人呼びて草上人と呼び、寺を草堂と稱せり、元久元年正月、後鳥羽上皇の御幸あり、寬喜興國の年、二回の災に罹り、殿堂燒亡し、唯阿彌陀堂の一字を存す、爾後盛衰沿革詳かならず、天正中、一條北油小路より今の地に移り、天明中火災に罹り、悉く烏有に歸し、後ち再建す(山城名勝志、平安通志)

ギヤウケ 京家 藤原氏四家の一、不比等の子麻呂の子孫を云ふ、麻呂左京大夫を兼ね、故に京家と稱す、曾孫冬緒最も顯れる(尊卑分脈)、イフナハラウケを見よ、

ギヤウケイ 行啓 名義皇太后、皇后、中宮、皇太子等の他に行き給ふを云ふ、又「イデマシ」とも云ふ、(儀禮)期に先だちて、所司供奉官の名を錄奏し、外記命を其官人に傳ふ、之を召仰と云ふ、其儀衛絲毛の御車にて、女官騎馬にて之に從ひ、大夫亮は前に、近衛次將二人は左右に、進等は後に列す、還御の時、諸司名謁し、或は饗祿を賜ふ、元永二年二月、及び三月の方違行啓に、唐車を用ひ、治承四年四月、院に行啓の時も、亦唐車を用ひられしは異例なり、長承年間に、宇治行啓の時、女騎を停めて、布衣のものを以て之に替へ、後世遂に女騎をば廢せらる○行啓の類別は、父帝を訪ひ、子女を訪ひ、親族を訪ひ、遊覽方違等にして、上皇御幸と、大同小異なり(古事類苑帝王部)

ギヤウケン 狂言 名義能樂の間に狂言戲劇、諧謔のことを演ずるなり、元來狂言綺語、又は興言利口ともつゞけて、所謂サルカサ言をいへるが、後には、サルカサ言の事としたり、これを業とする人を狂言師、この脚本を狂言文といふ(源流)初め詳かならず、或は云ふ、太古細女令の俳優は、

キヤウ

キヤウゴクタメサダ

京極爲定 系統 權大納言爲世の孫、爲道の子、叔父爲藤に養はる

キヤウゴクタメフチ

京極爲藤 系統 權大納言爲世の子、初め後醍醐天皇爲世に勅して和歌を撰ばしむ、時に爲世新後撰和歌集、續千載和歌集の兩集を奉進するを以て、爲藤に代はらしめんと請ふ、聽され、未だ成るに及ばずして正中元年七月薨す、その子爲定後を繼ぎて歌集成る、後拾遺和歌集といふ、官中納言正二位に至る(大日本史)

キヤウゴクタメヨ

京極爲世 名諡法 名明輝 系統 權大納言爲世の子、母は教定の女、御子左家、稱す 事 國歌人、建長三年正月、七年十二月從五位上に任じ、爾後累進して正應四年正二位に叙し、翌五年權大納言に進む、後宇多上皇の勅を奉じて正安三年に新後撰和歌集を、文保二年に千載和歌集を撰ぶ、撰集の時、客に對する毎に秀句を求む、曾て爲兼が玉葉集を撰ぶや、爲世の歌撰に入るもの少なく、且つ得意の歌を收めざりしを見てその誤れるを難じ、尙ほ刑餘の身にて勸撰を爲したるを攻撃し、定家の正統にあらざるを論ず、爲兼また爲世の無學を誹り、定家の正傳なくして、飛鳥井雅有に就きて學びたりと論じ、互に爭論攻撃す、嘉曆四年八月薨す、延元三年八月五日高野山蓮花谷に薨す、年八十九(公卿補任、大日本史)

キヤウゴクテウナゴン

京極中納言 藤原定家(フナハラノサダイ)を見よ、キヤウゴクツチミカドノ 京極土御

キヤウ

門殿

藤原道長の第宅、後一條後朱雀後冷泉三天皇及び道長の女四皇后の誕生所にて、後朱雀天皇の假皇居、京都土御門の南京橋の西に在り(京極殿、御堂殿ともいふ、南北二町東西一町の構域を有し、壯麗秀美冠絶す、紫式部日記に、土御門のありさま言はんかたなくおかし、池のわたり木すまふども、遺水の邊の草もらを各がし、宮つきたり云々)と見えたり、長久元年に焼亡す(拾芥抄、山城名勝志)

キヤウゴクドノ

京極殿 藤原師實(フナハラノモロサネ)を見よ、キヤウゴクノミヤ 京極宮 文仁親王(フナヒトシノミヤ)を見よ、

キヤウゴヨミ

京曆 曆の一種、陰陽寮にて造りし曆をいふ、伊勢曆、會津曆などの如き地方に於て作りたる曆に對しての稱、京曆に、眞名曆と、信名曆との二種あり、眞名曆は具註曆の類を謂ふ、詳しくは各條及び曆(ヨヨミ)の條を見よ、

キヤウジ

行事 専ら事を執り行ふ人をいふ、朝廷の公事等は多く辨官勤むるが故に行事辨などいふ(神社にもあり、總大行事、大行事、修理行事、小行事等の名あり、神領の中に犯人を追捕して處分し、或は儀式等の事を掌る、常陸鹿島、安藝嚴島社等に此等の役あり)寺院には、諸佛法を修する時、又灌頂の時等にあり、通常は侍法師等を勤む、大法には大行事、中行事、小行事あり、又法事には會行事あり(江戸時代、商人の組合其他に限らず、専ら事を執り行ふ人をいふ、月行事、年行事の名ありて、其年番、或は月番に當りて事を執行するをいふ(濠洲抄、百練抄、鹿島神官補任記、嚴島圖會、寺官抄、徳川施政大意)

キヤウ

キヤウシキ

京職 名 職、ミサトノツカサとよむ、左京職を「ヒダリノミサトノツカサ」、右を「ミギリノミサトノツカサ」と云ふ、唐名、京兆、又は「海陽」所在の二京あり、朱雀大路の東は左京職、西を右京職にて之を管す、左京の官舎は朱雀の東、三條坊門の南、右京は朱雀の西、三條坊門の南に在り(圖)左右にて京中を分管し、戸口、田宅、租稅、商業、道路、橋梁、及び訴訟等司法警察の事を掌る、被官に東西市司あり(圖)大夫、左右各一人、正五位上四位以上公卿の兼官、亮各一人、從五位下五位の諸大夫及び六位之に任ず、大進各二人、從六位下、小進各一人、正七位下、大屬各一人、正八位下、少屬各二人、從八位上、史生、使部、防令各十二人(圖)文武天皇大寶元年始めて制定す、弘仁十二年大夫の位を改めて從四位下となす、後には有名無實となり、其權全く檢非違使に移る、後世權大夫一人を置く、其時を詳かにせず、多くは四位殿上人諸大夫之に任ず(令義解、延喜式、職原抄、職官志)

キヤウシン

行眞 後白河天皇の法諱、ヨシラカハテンラツカサを見よ、

キヤウシンメイチリウ

鏡新明知流 桃井八郎左衛門直由が創めたる劍術の流派、此流は勝負を専とし、跡をも詰てきびく打ち合ふ流なりといふ(直由幼より武藝を好み、無邊流の槍術、及び月田流、柳生流、堀内等の刀術を學びて其奥秘を研め、遂に一流を建つ、柳澤家に仕へ、後致仕す、文政三年死す、年七十一、其子春藏直一其藝を傳ふ(武術流祖錄)

キヤウシヤ

行者 佛教の一派なる修驗道にて行を修するものを云ふ、アンシヤともいふ、アンシヤと參看、

キヤウ

キヤウジヤウ

鏡常 私年號、敏達天皇十年に相當し、凡四年間繼續せり、諸國記には、鏡當に作る(古代年號、逸年號考)

キヤウシヤク

景迹 狀跡の意、景は像、迹は跡をいふ、考謀令に、凡官人景迹功課應附考者皆須實錄(云々)令抄に、景迹、讀云、爾雅景大也、謂人所履行善惡大迹耳とあり、書紀天武天皇十一年八月の詔に、檢其族姓及景迹と見えたり、後世は其事の顯然なる事に用ふ、

キヤウシユン

慶俊 系統 姓は藤井氏、河内の人、道慈に從て三論宗を學ぶ、大安法華等の諸寺に居る、曾て愛宕山を開きて其第一世たり、天應元年僧部となる、性慈悲を懷き、好んで貧病に施す(元亨釋書)

キヤウセイクワン

行政官 明治 初年の職名、輔相辨事等を置き、輔相は議定官より兼任し、天皇を輔佐し、議事を奏宣し、國內の事務を督し、官中の庶務を總判するを掌り、全く行政を執るの官となし、神祇會計、軍務、外國の四官も此行政官の中に在り(圖)明治元年四月、總裁局を分つて、議政行政の二官を置き、二年八月官制の新定より之を罷め、太政官と稱して太政を統理する所と爲す(法令全書、明治政覽)

キヤウセン

京錢 「キンセン」と呼びたり、同條を見よ、

キヤウリウリウ

京僧流 京僧安太夫の創めたる劍術の流派(安太夫は、堀尾吉晴に仕へ、槍法を好みて其妙旨を研む、門人鳥山榮庵其宗を得、推して京僧流といふ(武術流祖錄)

キヤウリン

行符 泰統參議源基平の子、建永十二年、園城寺明行に投じて出家す、性頭陀を

キヤウ



(載所會圖家訓倫人)

好み年十七、潛に園城寺を出で一第一笠、四方の名勝を遍歴す、永久四年園城寺長吏に補せられ、保安四年延曆寺座主に任ぜらる、長承三年勅して衆僧上座となす、四年二月五日入滅す、年七十九、性畫を好み、曾て柿本人麿衣冠に凭りて詠吟するを夢み、後自ら寫す、圖甚だ生意あり、人麿を畫く此を以て始めとす、從來畫家以て粉本とす(元亨釋書、東國高僧傳、皇朝名畫拾葉)

キヤウ

キヤウタウ

鏡當 私年號、鏡常(キヤウジヤウ)を見よ、

キヤウタウ

鏡堂 覺圓(カクエン)を見よ、行道 大法會の時、經を誦し文を唱へて、佛邊を廻り歩む式を云ふ、法華經方便品に、我始坐道場、觀樹而經行とあるより出づ、釋氏要覽に、遶佛又云遶樹、此方稱行道、西域記云、西天隨所、宗事、禮後皆須遶樹、蓋歸敬之至也、唯佛法右遶、法苑云、順天行也、若匠數則不定、若三匝表三業也、七匝表七支、如經云、百千匝無數匝、但以多爲數、表敬之極也、賢者五戒經云、旋塔三匝表敬三導、爲滅三毒之故、提謂經同散華、燒香、燃燈、禮拜是爲供養、旋遶得何等福、佛言有五福、一後世得端正好色、二好聲、三得生、四生王侯家、五得泥洹道、三千威儀經云、旋遶有五事、一低頭視地、二不得陷虫、三不得左右視、四不得唾地、五不得與人語話とあり、行道の有權和久真中の御法に委しく見えたり、

キヤウテキ

羌笛 羌國の樂器にて、笛の一種、文選馬融長笛賦李善が註に、風俗通曰、笛元

キヤウ

莠出、又有莠苗、然莠苗與莠二器不同、長於古... キヤウテン 競田 私墾田、私墾田の類互に...

キヤウテン

京傳 岩瀬京傳(イハセキヤウテン)を見よ、

ギヤウテン

宜陽殿 大内裡紫宸殿の東、綾綺殿の南、春興殿の北に在り、類聚國史、儀陽殿...

キヤウ

京都 名國平安城、帝都、皇都、帝城、帝京、帝居、京、洛陽、華洛、西京等と稱す...

キヤウ

鴨川其東に流れ、桂川其西に通じ、雄莊重固、天下の要地たり... キヤウトクシ 行徳寺 所在上總國上埴...

キヤウ

が、幾程もなくして其勢を挽回し、道路の改修、疏水工事の落成、鐵道の貫通等により、運輸便利交通...

キヤウ

京御入用取調役 江戶幕府の職名、禁裏御入用取調役ともいふ、京都に駐在して禁裏の費用を檢査すること等を掌る...

キヤウ

享徳 名義後花園天皇御宇の年號、寶徳四年七月二十五日改元、三合併堀堀に依りてなり...

キヤウ

行徳寺 所在上總國上埴生郡五郷村大字中善寺○山城大東明山○天台宗、中本寺、本尊阿彌陀如來...

キヤウ

京都郡代 京都代官(キヤウトクダイクワン)を見よ、京都五山 京都に在る禪宗の五山をいふ、南禪(五山の上位)、天龍、相國、建仁、東福、萬壽の五箇寺をいふ、五山(ゴサン)參看、

キヤウ

京都守護 京都守護(キヤウシュゴ)參看、府の職名、京都警衛の任に當り、洛中及び近畿を守護す、

キヤウ

垣長溝ありて之を繞る、城中に東西堀川、東西大宮川、西洞院川等あり、其道路は東西に、九條の大路、二十六の小路を開き、南北は朱雀大路を中心とす、

キヤウ

護し、兼れて政務を掌る、源賴朝壽永二年平氏京都を去り、義仲又亡びてより以來、文治元年十月迄源義經自ら警衛の任となる、十一月義經都を去るの後、源賴朝北條時政を上して京畿の兵馬政治の權を執らしむ、然れども未だ守護の名なし、二年三月時政鎌倉に還るに及び、賴朝の妹婿藤原保保をして京都守護の任となす、

キヤウ

おつる涙はの歌を見ても、其荒涼を想見すべし、應仁より永祿に至る凡百年の間は、平安京の最も衰微せし時といふべし、正親町天皇の時、立入宗繼の密奏により、恢復の密勅を織田信長に賜ひ、永祿十一年信長兵を擧げて京都に入り、十二年廢祿せし皇居を造營し、退轉の公卿を復し、離散の市人を聚め、

キヤウ

おつる涙はの歌を見ても、其荒涼を想見すべし、應仁より永祿に至る凡百年の間は、平安京の最も衰微せし時といふべし、正親町天皇の時、立入宗繼の密奏により、恢復の密勅を織田信長に賜ひ、永祿十一年信長兵を擧げて京都に入り、十二年廢祿せし皇居を造營し、退轉の公卿を復し、離散の市人を聚め、

キヤウ

國とあるに據る、菅原長義之を勅申す(鑿居)
キヤウホイチフキン 享保一分金
名義 金貨の一種、享保の年に作りたるを以て名づく。...

キヤウホオホバン

享保大判 名義 金貨の一種、新金大判ともいふ、享保の年に作りたるを以て此名あり。...

キヤウホコバン

享保小判 名義 金貨の一種、享保の年に作りたるを以て此名あり。...

キヤウ

(イ)參看(大日本貨幣史)
キヤウホサシ 享保尺 尺の一種、江戸時代享保中に之を製せしが故に此名あり。...

キヤウホサジセニ

享保佐字錢 寛永通寶錢の一種、銅質黄色、徑八分強、重八分、此錢背に...

キヤウホシフセイ

享保集成 名義 五卷の書、享保十年(一七二七)に著せしもの、天保集成の巻首に云、...

キヤウ

キヤウホセンジセニ 享保仙字錢 名義 寛永通寶錢の一種、銅質紅褐及び紫褐の二品あり、...

キヤウホチヤウギン

享保丁銀 名義 銀貨の一種、正徳の年に作りたれども、享保の年盛に鑄造せるを以て此名あり。...

キヤウホノキキン

享保餞儀 享保の年、諸國に饗應ありたるをいふ、一語一言に、享保十七王子の歳、...

ギヤウホフ

行法 佛修行を行ふ云ふ、又天台眞言兩宗にて密教の事を行ふ時に四度の行法あり、...

キヤウ

十八道行法、胎藏界行法、金剛界行法、護摩の行法あり、...

キヤウホマメイタギン

享保豆板銀 名義 銀貨の一種、享保の年に作りたるを以て名づく。...

キヤウマ

京間 京都にて使用する間敷、普通一間は六尺なるが、京都にては六尺五寸を一間となして、...

キヤウマス

京枡 名義 枡の一種、京都にて造れるが故に名づく、京枡ともいふ、京の字を極印とせるを以てなり。...

キヤウ

キヤウ

の枡量と京枡とを比較して左に之を示す(成形圖説、好古小録、古今要覽稿、古事類苑稱量部)
種 類 京 枡
延久宣旨枡(一斗) 六升二合六勺五才餘
法隆寺大斗 五升三合
長保十三合枡 一升二合六勺一才
天正十合枡 八合二勺餘
法隆寺銅斗 六斗四升
伏見枡 九合六勺八才有奇
甲州枡(一斗入) 三升
甲州一配枡(二合五勺) 七合五勺
甲州半枡(一合二勺五) 三合七勺五才
甲州小半枡 一合八勺七才五
春日目代米納枡 七合四才有奇
子真館供用枡 八合二勺有奇
同上小辨 一合二勺四才有奇
一升二合八勺有奇
一升〇五勺二才有奇
春日神供枡 六合七勺三才有奇
二宮神社宮枡 二升二合五勺
藥師寺反錢枡 八合〇五才有奇
南氏枡 七合五勺有奇

キヤウ

京目 物をはかる目方の一種、甲斐國志に、秤子、古へ秤に、京目田舎目と云ふ事あり、斤兩の數今未詳、淺野右京、文祿五年正月二十八日、與野中新兵衛、印書、金一兩者京目(五十枚出目)、金四兩二分一朱爲中目(二百枚出目)、合五兩二分二朱一厘五なりは爲中目、延引請候也、とあり、按之京目方強しと知るべし、但是は本州に限る名には非ず、とあり、古今要覽稿に、京目は砂金と練金との交易より起りたるものなるべしといひ、柏木實一郎は學

キヤウ

藝志林にて、大和法華寺廢址より發見したる奈良朝銀金銀の重量を以て京目田舎目の基因する所といはれたれど、詳かならず。
キヤウヤキ 京焼 名義 京都にて製出せる陶器也。...

キヤウ

を製す、頗る美なり、他の一派は清水の磁器はなり、是より先着羽屋九郎兵衛といふ者あり、寶曆年間清水に移り磁器を製す、清水焼といふ、文化年間に至りて高橋道八、和氣龜亭、水越與兵衛等肥前有田の法に倣ひ、始めて青花磁器を製す、多くは指頭を以て造り模用を用ひず、畫法も亦甚だ巧なり、爾來其工輩出ず、京焼は粟田焼、清水焼の二種殊に名聲あり、世人これを賞す、寛永年間に入りてより今に至りて其の業益盛なり、此の他京焼と稱する者あり、樂焼、乾山焼、永樂焼はなり、ラクヤキ、ケンザンヤキ、「エイラクヤキ」及び焼物(ヤキモノ)參看(古今陶藝攷、工藝志料)

キヤウユウ

行勇 名義退耕と號す、相模酒匂の人、或は曰く、京師の人と、少にして落髮し、密乘を習ひ、聲名あり、鎌倉八幡宮の住僧となり、永福、大慈の二院を兼め、二位尼(政子)男に從ひて戒を受く、後ち榮西禪師に參し、隨侍すること久し、遂に法源に達す、二位尼高野山に金剛三昧院を建て、居らしむ、後ち建仁寺に遷る、再び三昧院に歸りて建仁寺の寺規に準じて台密禪の三宗を置く、延應元年、鎌倉壽福寺に遷る、北條泰時、淨妙、東勝の二刹を建て、勇を請して開祖となす、仁治二年七月五日示寂す、壽七十九(本朝高僧傳)

キヤウリウ

京流 劍術の流派、昔の京八流の一なりといふ、近江佐々木六角家の家人荒井治部少輔此流に達し、北條氏に仕へて頗る名あり、又山本勘介晴幸入道道鬼も亦此流に達し名を得、遂に道鬼流を始むといふ(擊劍叢談)

キヤウレイ

饗禮 名義客を招待して飲食を饗應する儀、古くはアルジ、アルシマウケト云ひ、武家時代より、アルマヒ、或は馳走と云ひ、降ては酒

キヤクシユ

逆修 生前預しめ佛事を修するを云ふ、又預修とも云ふ、灌頂十方淨土經に、普賢菩薩後白佛言、若四輩男女、善解法戒、知身如幻、精勤修習、行菩提道、未終之時、逆修三七、然燈續明、懸三繩幡蓋、請召衆僧、轉讀經、修諸福業、得福多不、佛言普賢其福無量不可度量と見えたり、百練抄に、正曆五年十月二日關白(道隆)於東三條行逆修佛事云々とあり、是れ逆修の史に見えたる始めなり、

キヤクテン

客殿 今の應接間といふに同じ、古くは客亭又賓亭といふ、母屋の一室に此間を設く、一説に客殿は所謂出居といへり、中古以來公卿紳家には皆之を設く、又武家にも之を設けたり、小右記に參齋院(客殿云々)と見え、吉部祕訓抄に、文治二正十云々、大夫史廣房入來、先立中門外、予出客殿とあり、眞言院、長者坊の古圖、母屋の内をわかつて客亭とせると、るあり、後世はもつぱら僧家にのみ此の稱殘れり(家屋雜考、眞丈雜記)

キヤクリヨク

キヤナギ

キヤハン

キヤク

キヤハ

キヤ

キヤウ

宴、酒盛など稱す、古今により場合により貴賤によりて千差萬殊なりと雖も、今は只王朝時代のそれにして讀史上參考となるべきもののみを左に記すべし、凡そ往昔朝廷の節會、臣下の大饗等に、宴座、禮座の區別ありて、始めは宴座に就きて獻酬し、更に禮座につきて絲竹管絃の興を添へて、主客十分の歡を盡すを例とす、又謝座謝酒の儀あり、謝座と受くる時再拜するを云ふ、又一獻三獻の儀あり、一獻とは一盃にて三度の酒を伴ふを云ふ、祝義の時は大體一獻三獻なり、後世三々九度と稱するは即ち三獻の儀なり、而して宴席にては盃を列座に廻し呑むことあり、之を巡酒と云ひ、酒着を進むるを勸盃と稱す、又貴人より盃を下置に賜ふことあり、下置より貴人に奉ることあり、これに獻盃、賜盃、天盃、天酌等のことあり、通常の宴會には行酒と稱して、酌取瓶子をとり酒を巡酌し、陪膳、役送、手長等ありて酒盃膳部を送供す、中古以後宴會にも種々の制を生じ、新名目又種々出來たり、即ち關巡とは開宴の際座の人ある時は其來るを待ちて、連飲せしめ、以て其關を稱はしむるを云ひ、又尊客の來らざる時勸盃するを待油と云ふ、又宴席の末座に居る者、終宴の際に三盃を連飲せしむることあり、之を盞酒と云ふ、此他上海唱平野酒等あり、而して上壽、唱平とは共に爵を尊者に獻する時、其爵を祝する義なりとも云ひ、或は酒を強ふるの意なりとも云ふ、爵酒とは多く賭弓の際負者に酒を買はせることを云ふ、後には負者に吞ましむるをも云へり、又宴席に連參せる者、或は歌會詩會などの節吟吟し能はざる者にも之を行ひたり、其爵にも一連二連三連等の差あり、要するに饗禮には、古來より種々の式ありて、

キヤラ

伽羅 香の一種、伽南、奇藍、伽藍といへるは、一言の轉訛なるべし、伽羅は梵語の黒、陀羅尼集經に、伽羅樹、華嚴經に黒沈香と見ゆ、同じ木ながら、蠟の集りて香を結ぶたるにて、其性沈香と相反し、沈木は降り、伽藍は升るといへり、漢土にて伽羅は嶺南を下とし、蠻國を上とす、本邦には嶺南の伽羅わたらず、交趾暹羅より來るよしなり(辯遊笑覽)

キヤラアフラ

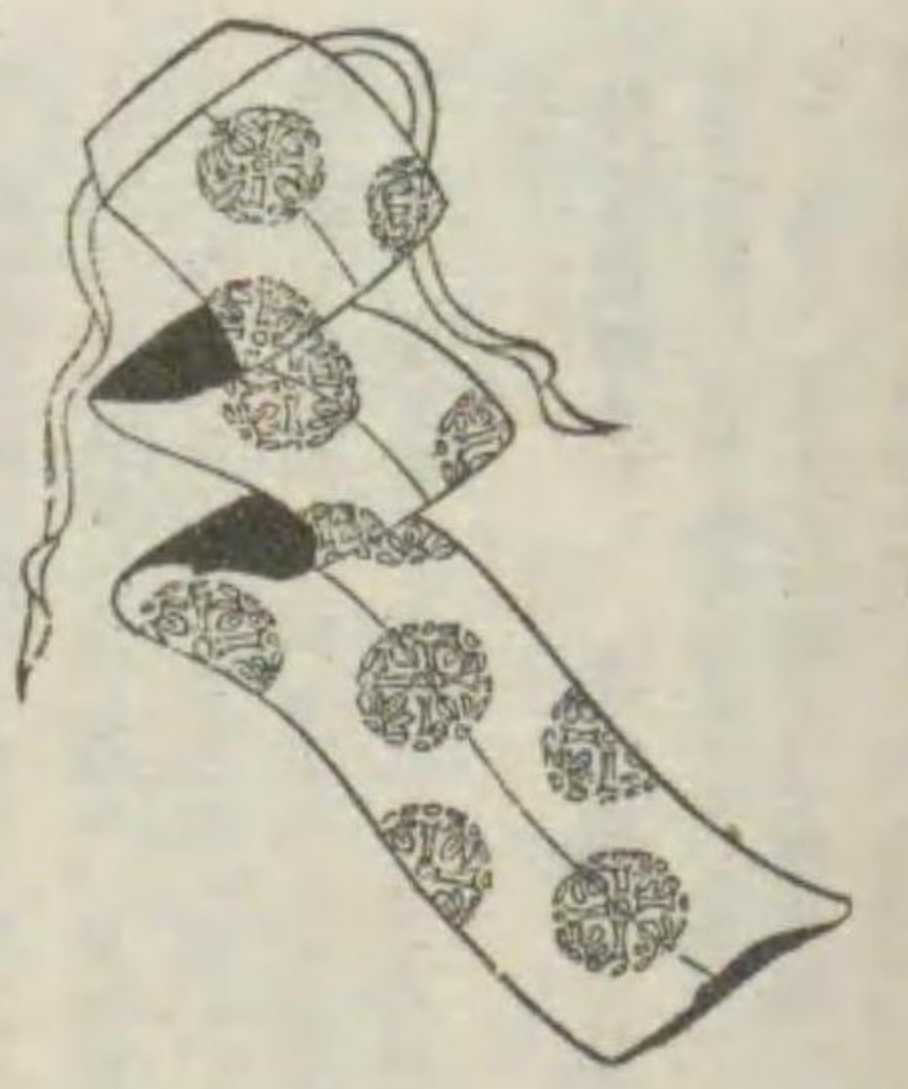
伽羅油 伽羅香を調合したる煉油を云ふ、正保、慶安の頃京都室町區の久吉賣始む、其後三條の市宇賀繩手の五十嵐之を製す、江戸にては芝の大好庵背虫喜右衛門始めなり、其後寛文の頃日本橋室町一丁目若衆方中村かつま伽羅油店を出せし由我衣に見えたり、此頃より用ひ初めしものにて(世事談、我衣、賢女化粧、落穂集)

キヨ

裾 名義東帯の下襞の後、長く垂れたるもの、故に「コロモノスリ」又「キノノスリ」と云ふ、後世煩あるより之を切り、全く別物となし、石帯の上手に紐めて附くることなれり、下圖に示せるもの即ち是なり、製作地紋官位及び季節によりて異れり、元は下襞の尻なれば一として下襞にかはることなかりしも、後世別物となるに至りて、四位以下、冬より春まで、表白平絹白粉帳、裏平絹漉打なり、但し四位五位の人と雖も、禁色を聽されたるは公卿と同じく、冬より春までは、表白浮線綾之丸、裏濃色、文遠縹縹板引を用ふ、夏より秋までは四位以下縹無文或は生平絹、色は二藍或は淺黄を用ふ、禁色を許されし人は、設遠菱文、蘇芳を以て之を染む、裏は何れも菱形を用ふ、但し攝家は立菱、諸家は横菱なり、其長短又官位時代に依りて、一定せず、村上天皇の天曆中には、下襞の長さ、親王は袍の襷

キヤ

より出だすこと一尺五寸、大臣は一尺、納言は八寸、參議は六寸なり、後長くなりて、後一條天皇の御宇には、大臣七尺、納言六尺、參議五尺となり、順德天皇の建曆二年には、大臣一丈、大納言九尺、中納言八尺、參議七尺と定められ、後堀河天皇の寛喜三年に建曆の制より二尺をつめて、大臣の八尺となし、他も之に准じて縮む、然るに其後又長きを尊ぶに至り、大臣は一丈五尺、大納言一丈三尺、中納言一丈、參議、實首、内藏頭、八尺、四位七尺、五位職事六尺、六位五尺となる、此長けは何れも踵より引く長さなり、爾後數度の變遷ありて近世は四位以上腰より九尺、五位以下は六尺を通常となすに至れり、常用衣文意章訓に、或は下襞、或大帷子の後にあて、前にて諸鈎に結ぶべし、禁裏御裝束記に、裾石帯掛襪の事縫目左へなし右へ折る、四品よりは中ほどをとり、二重に懸る、裾のすそ中に見るなり、五位は一重懸る、合せめ右にあり、公卿裾は左手に持す、三折襪事左の裾を左に持ち、左の方のみみてを、二尺餘り折たむ、内うちへ、又みつそへ、重て、二折、着人の左方の袖よりまはしゆひに持す、又御幸の供奉、或は手に物を持つ時は、石帯に公卿も懸るなり、太にも懸る、口傳ありと見えたり(極華裝束、飾抄、當代裝束抄、四位五位裝束抄、裝束温故抄、裝束圖式)



御宇には、大臣七尺、納言六尺、參議五尺となり、順德天皇の建曆二年には、大臣一丈、大納言九尺、中納言八尺、參議七尺と定められ、後堀河天皇の寛喜三年に建曆の制より二尺をつめて、大臣の八尺となし、他も之に准じて縮む、然るに其後又長きを尊ぶに至り、大臣は一丈五尺、大納言一丈三尺、中納言一丈、參議、實首、内藏頭、八尺、四位七尺、五位職事六尺、六位五尺となる、此長けは何れも踵より引く長さなり、爾後數度の變遷ありて近世は四位以上腰より九尺、五位以下は六尺を通常となすに至れり、常用衣文意章訓に、或は下襞、或大帷子の後にあて、前にて諸鈎に結ぶべし、禁裏御裝束記に、裾石帯掛襪の事縫目左へなし右へ折る、四品よりは中ほどをとり、二重に懸る、裾のすそ中に見るなり、五位は一重懸る、合せめ右にあり、公卿裾は左手に持す、三折襪事左の裾を左に持ち、左の方のみみてを、二尺餘り折たむ、内うちへ、又みつそへ、重て、二折、着人の左方の袖よりまはしゆひに持す、又御幸の供奉、或は手に物を持つ時は、石帯に公卿も懸るなり、太にも懸る、口傳ありと見えたり(極華裝束、飾抄、當代裝束抄、四位五位裝束抄、裝束温故抄、裝束圖式)

キヤウ

古今の相違諸家の法異等なりて、一々記載すること能はざれば、今は只其大略を記するのみ(古事類苑禮式部)

キヤウロク

享祿 名義後奈良天皇御宇の年號、大承八年八月二十日改元代始に依てなり、四年を経て天文と改む、開闢周易大畜卦彖程傳註に、居天位、享天祿也、國家養賢之者、得行其道也、とあるに據る、文章博士菅原長淳勸進(本朝年號譜)キヤウウ 享和 光格天皇御宇の年號、寛政十三年二月五日改元、三年を経て文化と改む、

キヤク

格 名義王朝時代、制度法律等に關して發布せられたる臨時の勅令及び官符、轉じて之を集めたる書籍をもいふ、原田實備尼令に、凡備尼有犯、准格律云々、また斷獄律に、斷罪須引律令格式正文とあるを初見とす、みな臨時の勅令をいへること、備尼令の義解に、謂格者臨時詔勅也とあるにて之を知るべし、而して之を書籍に編すること、嵯峨天皇弘仁十一年に、大納言藤原冬嗣等勅を奉じ、大寶元年より弘仁十年に至るまでの詔勅官符にして、後世の法となるべきを集め、格十卷を撰す、弘仁格と稱す、尋で清和天皇貞觀十一年に、大納言藤原氏宗等勅を奉じ、弘仁十一年より、貞觀十年までの格を集め十二卷を撰す、貞觀格と稱す、醍醐天皇の延喜元年左大臣藤原時平等、また勅を奉じて、延喜格十卷を撰びしが、七年更に撰びて、貞觀十一年より、延喜七年までの格を收む、而して弘仁貞觀延喜三代の格は、官に隨ひて類を分ち、神祇、中務、式部、治部等と叙てたるを、後に類聚三代格の撰ありて、右三代の格を事によりて分類し三十卷となす(令義解、三代格、古事類苑法律部)

キヤクアシラヒ

客會釋 江戸幕府典女中

キヤク

キヤハ

キヤ

キヤ

キヤ

キヤ

キヤ

キヤ

キヤ

キヤ

の役名、將軍大奥へ御成りありし時、接待を爲し、又は御家門方の登城せし時、總て客向きの待遇を掌る、客會釋は、一旦年寄役を勤めし者、年老いて其勢に堪へずとて、自ら願ひ此の役となるもの多く、一の隱居役なり、祿高五十石、十人扶持、合力金八十兩、一ヶ月、薪十三束、炭八束、盆暮時服拜領す(千代田城大奥)

キヤラ 伽羅 香の一種、伽南、奇藍、伽藍といへるは、一言の轉訛なるべし、伽羅は梵語の黒、陀羅尼集經に、伽羅樹、華嚴經に黒沈香と見ゆ、同じ木ながら、蠟の集りて香を結ぶたるにて、其性沈香と相反し、沈木は降り、伽藍は升るといへり、漢土にて伽羅は嶺南を下とし、蠻國を上とす、本邦には嶺南の伽羅わたらず、交趾暹羅より來るよしなり(辯遊笑覽)

より出だすこと一尺五寸、大臣は一尺、納言は八寸、參議は六寸なり、後長くなりて、後一條天皇の御宇には、大臣七尺、納言六尺、參議五尺となり、順德天皇の建曆二年には、大臣一丈、大納言九尺、中納言八尺、參議七尺と定められ、後堀河天皇の寛喜三年に建曆の制より二尺をつめて、大臣の八尺となし、他も之に准じて縮む、然るに其後又長きを尊ぶに至り、大臣は一丈五尺、大納言一丈三尺、中納言一丈、參議、實首、内藏頭、八尺、四位七尺、五位職事六尺、六位五尺となる、此長けは何れも踵より引く長さなり、爾後數度の變遷ありて近世は四位以上腰より九尺、五位以下は六尺を通常となすに至れり、常用衣文意章訓に、或は下襞、或大帷子の後にあて、前にて諸鈎に結ぶべし、禁裏御裝束記に、裾石帯掛襪の事縫目左へなし右へ折る、四品よりは中ほどをとり、二重に懸る、裾のすそ中に見るなり、五位は一重懸る、合せめ右にあり、公卿裾は左手に持す、三折襪事左の裾を左に持ち、左の方のみみてを、二尺餘り折たむ、内うちへ、又みつそへ、重て、二折、着人の左方の袖よりまはしゆひに持す、又御幸の供奉、或は手に物を持つ時は、石帯に公卿も懸るなり、太にも懸る、口傳ありと見えたり(極華裝束、飾抄、當代裝束抄、四位五位裝束抄、裝束温故抄、裝束圖式)

ギヨイ キヨウ

ギヨイ 御遊 禁裏、院御所等にて行ふ管絃の遊事を云ふ、歌遊、樂遊ともいふ、普通は音にて稱す、御遊は、朝觀行幸の日、御賀の日、御賀試樂の後、清涼堂御神樂の後、立后の日、后宮、女御御産の五夜、或は七夜、皇子皇女の誕辰後五十日或は百日、東宮及び皇子皇女の御着袴、大臣大卿等の時必ず之を行ふといふ、猶詳しきことは御遊抄を見よ、有暇小説體源抄に、其儀を記して、御遊儀、數召人座於階下、(黃端帖、掃部寮數)之、召人著座、賜御重(或は不給之)、召堪事侍臣、置管絃具(殿上五位役之)、笛篳篥(納笙、篳篥)、琵琶、篳篥、先地、置便宜所(假令於三殿殿)有御遊時、置長押上等(中略)、吹三調子、歌、呂薩馬樂、發樂、歌、律薩馬樂、發樂云々といへり、

ギヨウ 御宇

ギヨウ 御宇 「アメガシマシロシメス」と訓む、御代と云ふ意、天皇の天下を統御したまふを云ふ、職原抄の増註に、御統也、治也、天子所止謂之御前、書曰御書、服曰御服、皆取統御四海之義、字釋名曰羽也、如鳥翼自覆蔽也、又大也、戶子曰、天地四方曰宇、又屋四方垂曰宇、言統御天子四方也といへり、

ギヨウク 恐懼

ギヨウク 恐懼 御勅を蒙りて召籠られ、又城外に出され仕を停めらるるを云ふ、禁秘抄に、師類爲頭之時、與藏人定伴、伺見五節帳蓋(于時無出御)有沙汰、師類恐懼三十日許籠居、爲頭入勅事不聞事也、公卿補任嘉祿二年の條に、非參議從三位源雅行八月日恐懼、被出雅州外依者、子息親行一罪也、同藤長季六月六日恐懼、以尊隆爲任權律師也といへり、

ギヨウシキクワン

ギヨウシキクワン 於式館 舊沼津藩の學校、河國駿東郡沼津城外池地町、

ギヨウ

化中水野忠成の時、城内二の丸に創立す、文政天保の際、京師皆川淇園の門人醫員島津逸齋教授を兼任せり、尋て胸留醫齋今井虎介之に代る、安政後今の地に移し、文久の初水野忠誠校稱を明新館と更め、文武校となし、大に藩風を振起す、明治元年上總國菊間に移封し、三年同國市原郡菊間村大蔵村入會地に新築し、同名を用ふ、四年廢す(日本教育史資料)

ギヨウケシヤ

ギヨウケシヤ 凝花舎 大内裡五舎の一、梅壺ともいふ、庭に梅を植ふるを以て此名あり、(關西)大内裡の西北、飛香舎の北、(關東)飛香舎と同く弘仁の時未だ見えず、其已後の増築にかゝると雖も年代詳かならず、廣き五間二面(廂を入れず)、四方に廂と簀子とあり、南面は、東西に渡廊ありて飛香舎に通ず、其前庭は、築垣を以て飛香舎と塙し、梅樹あり、東は、廂の外に、孫廂ありて中央に香殿あり、其庭に亦梅あり、北は、西端に渡廊ありて藝芳舎に接續す(大内裡圖考證)

ギヨウトク井ノサキノナイダイジン

恭徳院前内大臣 二條齊通(ニテウツリミチ)を見よ、

ギヨウネン

疑然 名號示觀と號す、伊豫高橋郡の人、姓は藤原、仁治元年三月生る、年十五、戒壇院の圓照に事へて剃髮す、後ち證玄、淨因の講席に遊びて律論を問ひ、密灌を聖守に受け、華嚴を宗性に慕ひ、兼れて三論、法相の玄致を窮め、又京師に遊びて佛心宗に參し、歸りて圓照に侍する、十餘年、諸宗を括すると雖も、華嚴を家に命ず、弘安の初、講を大佛殿に開く、圓照の後、戒壇院に住して、講經說戒四時、(一)となし、正應四年、大經を大和金剛山寺に講敷す、四衆稱集す、後ち多上皇、南部に遷幸して、疑然に就きて菩薩戒を受く、其後宮に召

ギヨウ キヨヲ

して五教章を講ぜしむ、國師の號を賜ふ、元亨元年九月五日入滅す、壽八十二、僧臘六十三、著述するところ甚だ多く、凡て一千一百餘卷あり(本朝高僧傳)

ギヨウヨウマス

供用樹 神社樹の一種、外宮子真館に用ふる樹の名、古今要覽稿に、子真館の供用樹、方四寸八分、深二寸三分、此積五十二寸九分二あり、今の京樹にて、八合二勺九四五有奇をいふ、此供用樹の小辨といふものあり、方二寸四分、深一寸四分、此積八千零六十四分あり、今の京樹にて、一合二勺四撮九二六四有奇をいふと見えたり、(マヌ)參看、

ギヨウレイモン

恭禮門 大内裡樂殿の北廂より東階を下る所に二門あり、北を恭禮門と稱し、綾綺殿等に至る口とす、南を内衛門と稱し、宜陽殿に至る口とす、北山抄に、上廂起座、出自宣仁門、入自左青環門、於恭禮門下、取奏、付藏人奏、之と見え、江次第(廳覽内文)に、内侍出於南殿長角階上(恭禮門内)少納言入自恭禮門付内案、内侍進御所奏之とあり(大内裡圖考證)

ギヨウレイモン

恭禮門院 藤原富子(藤原)准后一條兼香の女、(藤原)桃圓天皇の妃、後桃圓天皇の御母、寛保二年二月生れ、寶曆五年十月二十九日從三位に叙す、同年十一月二十六日入内、九年三月二十一日三宮に准じ、明和八年五月九日皇后宮となる、同七月九日院號宣下、寛政七年十一月十三日崩す、同月二十九日泉涌寺に葬る(門院傳)

ギヨラカウチ

清岡氏 姓は菅原、權大納言五條爲庸の次男長時始めて氏を稱す、長時參議從二位に至り、享保三年薨す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(知譜記、華族譜家傳)

ギヨクシヤ

曲赦 一地方を限りて罪人を宥免するを云ふ、(續記)に、文武天皇三年三月甲子、河内國獻白鳩、詔赦畿内徒罪已下、元明天皇和銅六年十二月乙巳、近江國貢、慶雲見、丹波國獻白雉、仍曲二國、聖武天皇天平六年十月辛卯、曲赦京中犯罪と見えたり、

ギヨクシユキヨクシ

玉樹曲子 玉樹後庭花(ギヨクシユキヨクシ)を見よ、

ギヨクシユゴテイクワ

玉樹後庭花 陳樂、壹越調二十五曲中の一、常に後庭花の三字を略す、一名玉樹曲子、又金釵兩臂垂、又雲裳羽衣、或は陳宮怨、又壹越婆羅門と稱す、新樂にて中曲なり、拍子十四、(關西)陳の後主の作る所なり、遣唐使掃部頭藤原真敏、唐の靡承武に從て之を傳ふ、隋氏舊文に曰く、至武德九年正月十日、始命玉樹少卿祖孝孫、考正雅樂、貞觀二年六月十日樂成奏之、但亡國之音在之、仍止之、と見えたり、堀河天皇嘗て元興寺に玉樹裝束を藏有する、ことを聞食し、左大辨大江匡房を遣はして之を檢せしめしこと、續教訓抄體源鈔などに見えたり(禮樂志、歌舞音樂略史)

ギヨクス井

玉葉 關西本十冊、(關西)藤原道家の日記、本書承元三年より建曆二年に至り、承久二、三年安貞二年、寛喜元年嘉祿元年より暦仁元年に至る迄二十二年の紀事あり、末に亦仁治三年の記を附す、本書紀事すべて詳密、公私の儀節一々曲折を細寫す(歴史記考)

ギヨクス井ノエン

曲水宴 「ゴクスキノエン」を見よ、

華族譜) ○長時 致長 長香 輝忠 長規 長材 長照 長説 長延 長言

ギヨカウ 御幸

ギヨカウ 御幸 「ゴカウ」といふを正しとす、同條を見よ、

ギヨカンシユウ

御簡衆 鎌倉幕府にて、小侍所番衆の中、昵近を許されし人を云ふ(武家名目抄)

ギヨキノカモン

御忌勘文 遊年、禱書、絶命、鬼吏、生氣、養者小哀、大厄、衰日、哀時等を載する勘文を云ふ、「カモン」參看(江次第抄)

ギヨクエイリウ

玉影流 高木伊勢守守富が創めたる劍術の流派、(守富幼より刀術を好み、一心流、一宮流、信心流、直心影流の五流を極めて之を組合して一派を創む、天保五年に死す(武術流祖録))

ギヨクエフ

玉葉 卷數は不定、秘閣本は六十八冊あり、(關西)世上流布皆玉葉と稱す、九條家本玉葉とす、舊の名は玉葉なりしが、後に二條真基改めて玉葉と名づく、二條家は世々足利將軍の顧問となり、世上の信用厚かりし故に、玉葉の名一般に廣まりしならん、(關西)長寛二年仁安元年より正治元年に至る三十六年間の日記、日常の行事、朝堂の政務儀式、朝廷の事變、盜賊、戦亂、争訴、典章、廟議、建言、訛傳等一々詳記す、就中平清盛の専横、源賴朝の擧兵、木曾の亂逆、平氏の敗亡悉く首尾を具し異常の事故は情實を探り、曲折を究め、往々意見を附して得失を論斷す、義仲横暴處分、頼朝追討宣を諷むるが如き、又後鳥羽天皇親征なくして、即位の禮を行ふを論ずるが如きは、國家の大計にして、亦

ギヨカ キヨク

ギヨク

萬世亂賊の爲めに大防を立つと云ふべし、此他、播磨渡領の如き、記録所建立古例を詳記せしが如き、外交、文書記録に關するが如き、又本書により吾妻鏡の誤脱多きを糾すが如き、他の日記と異にして史學上貴重必須の材料なり(關西)關白太政大臣藤原兼實(玉葉、歴史記考)

ギヨクエフワカシヤ

玉葉和歌集 萬葉集二十卷、(關西)勅撰集の一、花園天皇正和二年、伏見院の勅に依て集めたる歌集、三光院に、集にて歌の惡きは玉葉集云々といへるを以て其如何を知るべし、歌歌拾芥抄に二千八百三首といへど、その實二千七百八十七首、(關西)藤原爲兼(玉葉和歌集、詳書一覽)

ギヨククワン

玉冠 金玉を以て飾りたる冠を云ふ、禮服用の時之を用ふ、禮冠なり、當代裝束抄に云、玉冠七寶を以て飾る、纏なく、(子)簪ばかり錢に唐獅子の置紋あり、緒とほしの銃あり、緒は二筋なり、天子玉冠には纏結あり、公卿紫なり云云、幼帝の時日形の天冠を召す、天冠に日の形を金にて打たるものなり、讃岐典侍日記に、日たかくなる程に、行幸なりぬとのしりあひたり、殿原さと人なんと、玉のかうふりし、あるひは、錦のうちかけ云々、とあり、玉冠は位階によりて、かばれり、正一位は、金鑲正出向、玉十一(青五赤六)、珂瓊上碧八、下前後各青十、全用金、正二位は、金鑲正出向、玉十一(白三赤三青五)珂瓊上黄八、下前後各青十、仰全用金、正四位上は、金鑲自左出向、玉十一(赤六青五)珂瓊前白十、後青十、總用金銀、正五位上は、金鑲自左出向、玉十一(白三赤三)珂瓊前黑十、後青十、全用銀等を

ギヨク

キヨク

キヨクテイシ

曲帝子 北庭樂(ホクテイ)

キヨクテイバキン

曲亭馬琴 瀧澤馬琴

キヨクバ

曲馬 名馬馬上に於て種々の藝

を爲すを云ふ、藝苑日涉に、彭公筆記曰、五月五日、文武官走馬、騎子後苑、其制一人騎馬、旗引、於前、二人騎馬、繼出、呈藝於馬上、或上或下、或左或右、騰躡、捷人馬相得云々、又樂山録云、朝鮮國有馬戲一技、每聘使來、予東都、必試其技、以備御覽、耳、俗稱之曲馬云々、本邦にては之を以て一の武技となし、春秋に考試して其巧拙を定む、思原治道起原詳かならず、室町時代關口、大坪など馬術の專門家出で各々其技を極め、一丈二尺の崖を飛下り、或は横一尺五寸の土居の上を早道、或はいつさんに乗り、貫の木通又は板屋の上を乗り、或は葦盤乗りなど人目を驚かすに至り、江戸時代に至りては大に發達し、遂に之を職とする藝人など出来、兩國廣小路に定小屋を建て常に、の技を興行するに至り、享保の頃源太郎と云ふ曲馬師殊に此技に妙を得、大に歡迎されたりとぞ(甲陽軍鑑、嬉遊笑覽)

キヨクハイ

玉佩 禮服用の時に用ふる飾なり、組糸を以て玉を貫き、凡五條、上に銜を以て糸を繋ぎ、中間に金形花を施し、下に銜、牙及び滴子を設く、天子は二流左右に帯び、臣下は一流右に帯び、垂れて背の先に至り、歩行毎に鳴る様にするなり、衣服令に、親王の禮服に、佩玉佩、親王の禮服に、五位以上佩玉、三位以上玉佩、諸臣准此とあり、義解に、謂者被授也、佩帶玉、天子佩白玉、公卿佩赤玉、是也、集解に、或云、綬白帶也、以白色爲之耳、古記云、佩謂帶也、佩也、佩玉佩謂帶二

キヨク

キヨクマヒ

曲舞舞 ヲケマヒを見よ

キヨクム

局務 外記の上首少納言局を兼ねるを云ふ、中原清原の兩氏世襲たり(令義解、職原抄)

キヨクラフ

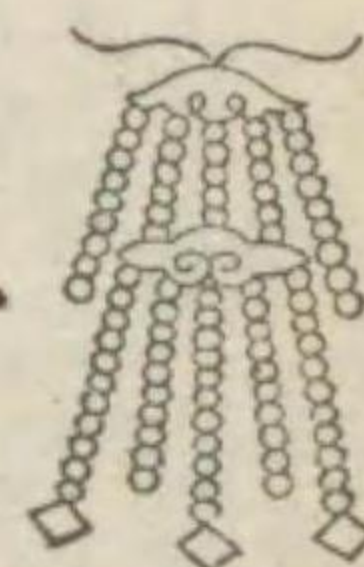
極簡 六位藏人の年齒を積みたる人、即ち第一の人を云ふ、藏人(クラフ)參看、

キヨク

棘路 公卿を云ふ(八雲御抄)源平盛衰記與福壽殿狀に、女子備中宮職、或蒙准后宣兄弟庶子皆歩棘路、其孫彼甥悉削竹符云々と見えたり、秋禮に、秋官朝士、掌建邦外朝之法、左九棘孤卿大夫位焉、群士在其後、右九棘公侯伯子男位焉、群吏在其後、云々、後漢書遠祖傳に、紹上書乞、臣章香之、群賢使三槐九棘、臣臣展云々とあるより出づ、是を訓讀して、オドロノミナト云ふ、新干載集雜上爲道歌に、祈るぞおどろの道の春雨にふりに、代々の同じ暮みな、新拾遺和歌集實明卿歌、位山おどろの道も程近しはの外の峰のししはと見えたり、

キヨゲフゼイ

漁業税 魚漁を業とする者に課する營業税、大日本租稅志に、澁音諸國中男の作物に、魚介海藻等を輸せり、其制廢替し、鎌倉府に及び河海の漁業に稅し、元久元年正月源實朝、山海の狩漁は國衛の所役に従ふべしと令す、然れども諸國の課否一ならず、徳川氏の時に至り、稅法略定より、鰯漁鰯を大漁とし、鯉鰻等を小漁とし、といへり、鰯分一金(イハシナイチキン)、鰯分一金(タケラナイ



物併也、玉佩謂以玉金飾也、朱云、綬與玉佩二色也、諸王禮服條有文、唐韻に、玉佩也、古君子必佩玉、以比德佩帶也と見えたり(四三條裝束抄、裝束圖式、唯心院裝束抄)

キヨケ

キヨケンノヤク

御劔役 行幸の時、書の御座の御劔をとり傳ふる役を云ふ、

キヨサキヤウ

清崎城 越後國絲魚川城の改名、イトイガハシヤウを見よ、

キヨシ

御璽 天皇の御印をいふ、印章(インシヤウ)を見よ、

キヨシタイ

御史臺 彈正臺の唐名、コダシヤウ(カク)を見よ、

キヨシタイフ

御史大夫 天智天武の二朝に置きたる職名、後世の大納言に相當せり、御は統なり、史は掌なり、事を統へ掌るを云ふ、天智天皇十年正月始めて此職を置く、書紀に、以蘇我果安、巨勢人臣、粗大人臣爲御史大夫とあり、天武天皇の御世、大納言と改む、稱徳天皇天平寶字二年八月又御史大夫に復す、八年又大納言となす、委しきことは大納言(タイナゴン)の條を見るべし(續紀、職原抄、職原抄校本、増註職原抄)

キヨシヤウ

舉狀 地頭より、幕府に直訴せんとする者に與ふる添狀を云ふ、鎌倉幕府の制、地頭御家人の外、直訴するを得ず、名主庄官等其所在地頭の舉狀を帶して訴訟するを得るなり、室町時代も亦之に同じ、其狀の體は左の如し、但し年號は之を書せず(沙汰未練書、簡札記、丹州刊書札記) 何國何所某甲何事、以代官令言上候、以此旨可申沙汰候哉とも又可有御披露候哉とも恐々謹言 何月日 某裏判 進上御奉行所

キヨスエ

清末 所屬島門國津浦郡津浦 承應二年、毛利光廣、弟元知に清末の津田一萬石を分

キヨス

キヨタ

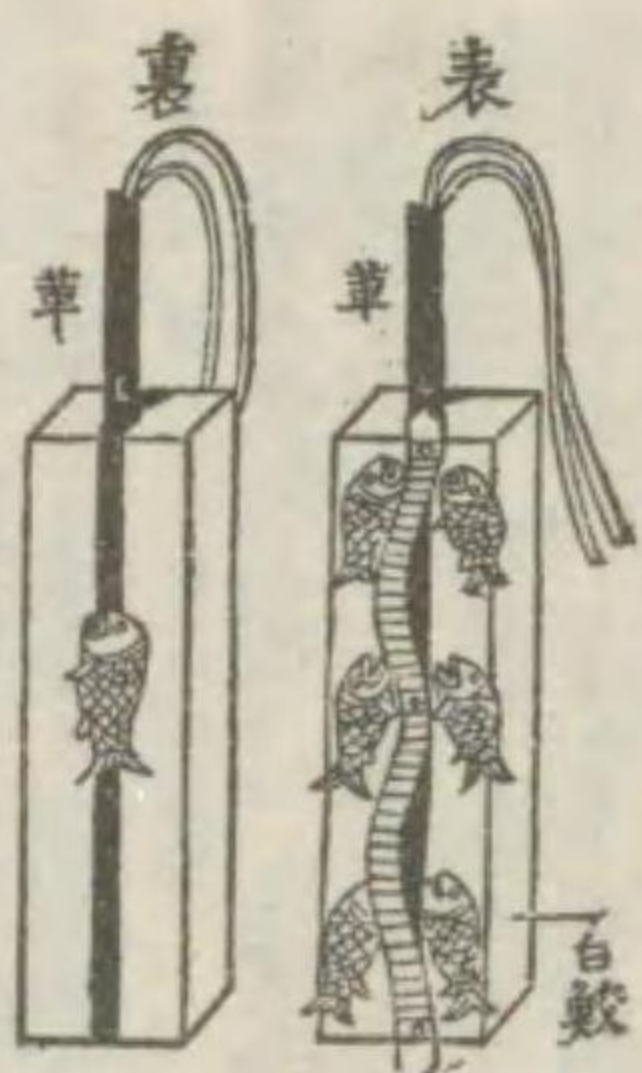
與す、享保三年元平、宗家を繼ぐや清末の家の中絶す、十四年政苗一萬石に封ぜられ之を再興し、陣屋を置きて治す、子孫世襲して明治維新に至る(武鑑、徳川加除封録、明治政覽)

キヨスジャウ

清須城(清洲) 所在尾張國西春日井郡清須町、原足利氏の時、斯波義重始めて之を築き、守護代を置く、清須義重の曾孫義敏の時、同族義康奪うて之に據る、後織田大和守守護代として此に居り、尋で其臣織田信秀入城、信秀古渡城に移り、織田信友當城を守る、其後信友信長と和せず、弘治元年四月信長遂に當城を圍み、信友を殺し自ら移住す、永祿七年八月稻葉山城に移る、天正十年織田信雄田丸城より此に移り、十八年豊臣秀吉之を奪ひ秀次に與ふ、秀次歿後、福島正則入城す、慶長五年冬、徳川家康、正則を廢島に徙し徳川忠吉を封す、十二年三月關原除封、閏四月義直を封じ平岩親吉をして傳たらしむ、十四年正月入城、尋で十五年名古屋城に移り當城廢す(廢城考)

キヨタイ

魚袋 名袋 束帯の時、石帯の右に着けて帯ぶる者、金魚袋銀魚袋の二あり、名の起に唐名による、禮葉考に、魚袋之事、異朝之禮、三代には以革爲之、謂之筭袋、魏易之爲龜、謂之魚袋、唐高祖給隨身魚三品以上其飾金、五品以上其飾銀、故名魚袋、書言位姓名於其魚上、左二右一、割之、以袋盛、而禁門出入合之、左符進上、右符隨身、故謂之隨身符、又名隨身魚、詳大學衍義補、爲見、と云へり、着御會、御禮、内宴、臨時祭使、二宮大饗等に之を着く、諸王及び諸臣の三位以上は金魚袋、四位五位は銀魚袋を着るなり、着様は石帯の第二石の右方に結び、或は第一の石に結び、人の肥瘦によるべし、右の腰に提るなり(製作)



中古の製は詳かならず、袋は墨漆、朱漆の革製にて、紺糸又は紫の四組糸にて付けたる事飾抄に見えたり、後世は長五寸(或三寸或七寸)幅一寸厚五分許の匣を白麩の皮にて四面を張り、金又は銀の魚の形を表に六ツ、背に一ツ着けて紐にて結ぶ様に変化したり、挿圖參看(職原)

唐の魚符の制(魚符の事名義の所にあり)を取りし者なり、公式令にも凡親王及大納言以上、並中務少輔、五衛佐以上、並給隨身符、左二右一、右符隨身、左符進内、其隨身者、以袋盛云々とあるにて明なり、然れども魚袋の名見えず、始めて史に見えたるは、仁明天皇の代とす、三代實錄貞觀元年四月二十三日の條大納言安倍朝臣安仁の傳に、承和元年嵯峨天皇爲院別當、此時賜牙笏、玉帶、金魚袋、并御衣襲とあるものはなり、其後日記記録物語等に多く見えたり、今其一例を示せば、大外記實類記に、仁治三年正月朔日、天晴、午尅、着束帶、筋、用赤滑革裝束有文、帶金魚袋、紺地平緒靴、毛車と見え、大鏡師輔の傳に、正月一日つけさせ給ふべき魚袋のそ、なはれたりければ、つくろはせ給ふほど云々と見えたり、(延喜式、和名抄、飾抄、雅亮裝束抄、四三條裝束抄、桃花葉、裝束圖式、名目抄註釋)

キヨタ

キヨタイノオウラ

御體御卜 名義 天皇の玉體に御つゝしみあらん事を卜ひ奏するを云ふ、(儀式)毎年六月一日、神祇官の中臣氏齋部氏卜部等を率ゐて神祇官に罷りて卜ひ始め、九日に至りて

キヨタ

キヨハ

寛り、十日上稱參内し内侍につきて奏聞す(思原)天武天皇白雉四年之を始む(江次第、年中行事抄、公事根源)

キヨチユウ

居中 名義 嵩山と號す、

キヨタキエ

清瀧會 醍醐寺の櫻會の一名、サクラエを見よ、

キヨドコロ

清所(淨所) 宮中にて兩便所をいふ語、

キヨニン

舉人 學生の大學より推舉する人を云ふ、貢舉(コウコ)を見よ、

キヨハラウチ

清原氏 皇別、真人の姓、天武天皇の皇子舍人親王より出づ、舍人の子御原王小倉王あり、小倉王延暦二十三年六月上表して清原真人姓を賜はらん事を請ふ、之を許す、小倉王の五千清原真人夏野右大臣從二位となり、仁明天皇承和四年薨す、又延暦二十四年藤原王坂合王等五人、天長十年長岡、岡於王等二十七人、左京人六世王豐宗豐方等七人、承和十三年二月從五位下益善王の男與岑忠道等王九人、藤原王の男豐助等王五人、御藤王

キヨハ

の男藤主等三人に清原真人姓を賜ふ、猶六月、七月、十二月、嘉祥二年八月、十一月天安二年、貞觀元年、十三、十四、十五年等に清原姓を賜ひし事見えたり、夏野の子海雄と云ふ、其子孫相繼ぎ、大外記頼業に至り博學を以て著はる、高倉院の侍讀となる、文治五年卒す、子孫世々大外記となる、其後船橋氏と稱す、五代頼元大外記、博士、圖書頭となり、正平二十二年筑前三奈木庄に卒す、頼元の二子其氏、其遺、其遺の子頼治皆南朝に仕へて功あり、子孫筑前に留まり家を五條と稱す、その出羽に居するを武則と云ふ、源頼義に従ひ賊を討て功あり、鎮守府將軍となる、下野に居して宇都宮氏に屬する者を清黨となす、此他豊後に一族蕃衍す(系圖、石島系圖、姓氏錄、氏族志)

○天武天皇 舍人親王 貞代王 有雄 直雄 廣澄 廣澄 房則 業恒 廣澄 頼隆 深養父 顯忠 元輔 清少納言

定滋 定康 祐隆 頼業 其業 頼尙 其季 其枝 宗尙 其兼 宗季 其賢 頼季 頼元 頼清 五世孫

宗業 其宣 宗賢 宣賢 業賢 頼賢 枝賢 國賢 秀相 參孫

キヨハラノイヘヒラ

清原家衛 武貞の次子、眞衡の異母弟、清衡の異父弟、初め眞衡事を以て吉彦秀武と兵を交ゆ、秀武家衛に説きて眞衡を歸はしむ、家衛清衡と共に兵を發し膳澤郡白鳥村を燒く、永保三年源義家陸奥守と爲り來り

キヨハ

鎮す、眞衡之を迎へ、家衛は沼澤に據りて拒ぎ、尋て金澤藩に據る、應徳三年十一月義家義光の合圍する所となり、糧食盡き自ら藩を燒きて逃る、遂に縣小次郎次任の殺す所となる、後三年役(ゴサンネンノエキ)參看(大日本史)

キヨハラノキヨヒラ

清原清衡

權太郎と稱す、陸奥の人、稱して御節といふ、藤原は藤原、鎮守府將軍秀郷七世の孫、秀郷は千時を、千時は千清を、千清は正頼を、正頼は頼遠を、頼遠は、經濟を生む、經濟始めて陸奥に居り互理權大夫と稱す、清衡その子なり、清衡交經濟安倍貞任と共に反し遂に誅せらる、や、清原武貞其妻を納れ、清衡を養うて子と爲す、武貞の子眞衡吉彦秀武と事を構う、秀武清衡に説き兵を發して襲はしむ、永保三年源義家守と爲りて來任するや、清衡之に屬し、遂に家衛及び其叔父武衡を出羽に攻めて滅す、膳澤加賀江刺等の六郡を領し陸奥押領使となる、後に江刺郡豊田より岩井郡平泉に移りて卒す(源平盛衰記、尊卑分脈、大日本史)

キヨハラノタケサダ

清原武貞

荒川太郎と號す、鎮守府將軍武則の子、頼元交に繼ぎて陸奥國の膳澤加賀江刺郡波若手等の六郡を傳領す(後三年軍記、清原系圖)

キヨハラノタケノリ

清原武則

光方の子なりと稱すれども詳かならず、膳澤出羽山北浮田の長たり、源頼義の安部貞任を討するや、累年兵を交へて勝つと能はず、即ち兵を武則及び其兄光頼等に徴して援を請ふ、武則之に應じ、康平五年子弟等一萬餘人を率ゐて頼業に陸奥國栗原郡登岡に會す、頼業大に悦び、武則及び其子武貞、男橋貞頼、頼貞を以て分ちて隊將と爲す、既にして貞任自

キヨハ

ら精兵を將ゐて來襲するや、迎へ討ちて大に之を破り、更に追撃して火を敵營に放つ、頼業の軍火を望見して鼓譟して肉薄す、貞任防ぐ、と能はずして衣川關に退き、尋て厨川藩を保つ、武則また頼業と兵を合せて之を圍み、奮戦して遂に貞任を滅す、六年功によりて從五位に叙し、鎮守府將軍に拜す、清原氏茲に於て盛大となる(大日本史)

キヨハラノタケヒラ

清原武衡

將軍三郎と稱す、鎮守府將軍武則の子、武貞の弟、武貞の異母弟、事を以て異母弟家衛及び藤原清衡等と隙を生ずるや、武衡は家衛、清衡等に與して相争ひ、陸奥國大に亂る、時に源義家陸奥守たり、茲に於て眞衡を助け、寛治元年九月自ら兵數萬を率ゐて武衡等を金澤藩に攻む、武衡固守して、奮戦頗る勉め、屢々義家の軍を惱す、既にして清衡背きて義家に降る、義家即ち其兵を合せ、持久の策を定めて、長圍の陣を張る、糧中もとより糧食に乏しく、日を逐うて窘迫す、武衡因りて義家の弟義光に就きて降を乞ふ、許されず、十一月に至り家衛自から藩を燒きて逃れ、武衡は、池水の中に匿れ、草を以て面を覆ひしが遂に捕へられて斬らる、後三年の役(ゴサンネンノエキ)參看(後三年軍記、大日本史)

キヨハラノナツノ

清原夏野

名繁野、雙岡大臣と稱し、また比大臣ともいふ、藤原三原王の孫、小倉王の第五子、藤原延暦二十三年内舍人となり、尋て清原真人の姓を賜ひて、臣籍に下る、爾來果進して從四位上參議に叙任す、天長中奏して、百姓の荒田を耕作するものは、其身一代の間耕食を賜ふ、六年の後に至りて徵租法の如くせんことを請ふ、勅して之を許す、二年從三位に上り、中納言に任じ、左兵衛督を兼ね、明年また左大將

民部卿に轉す、七年大納言となり、八年正三位に叙し、九年右大臣に上る、はじめ藤原不比等命令を作りにて、傳歴年久しく、當時の學者互に異同の説を作す、乃ち夏野に詔し、纏滯を疏決し、文義を解釋せしむ、夏野、參議南淵弘真、藤原常嗣、文章博士清公等と論辨折衷し、義解十卷を撰し、十年に書成りて之を奏す、此年從二位に陞叙し、承和四年十月薨す、正二位を贈る(公卿補任、大日本史)

キヨハラノマヒラ

清原眞衡

子、父に繼ぎて陸奥國六郡を傳領し、父祖の餘業に資り勢強盛、門族自ら臣僕となり、政私なく境内富む、子なし、成衡を養うて子となす、後ち事を以て姑夫吉彦秀武、眞衡を恨み、兵を擧げて叛す、永保三年源義家陸奥守となる、眞衡因て救を求む、應徳三年秀武等を誅す、後三年の役(ゴサンネンノエキ)參看(後三年軍記、大日本史)

キヨハラノモトスケ

清原元輔

深養父の孫、春光の子、祖父以來和歌に長じ、元輔に至りて尤も著はる、天曆中河内權大掾となり、大中臣能宣等と和歌所寄人となり、萬葉集に訓點し、また後撰和歌集を撰す、應和康保の間中監物に累進し、大藏少丞、民部大丞等を経て、安和中從五位に叙し、河内權守となり、尋て周防守に轉じ、鑄錢の長官を兼ね、天元中正五位下に進み、寛和二年肥後守に任す、正暦元年卒す、年八十二、集あり、世に傳ふ(大日本史)

キヨハラノヨリナリ

清原頼業

頼隆の子、頼隆明經博士にて高倉天皇の侍讀となり、承安二年宋國、法皇に書を遺りて日本國王に賜ふと云ふ、朝儀著たり、頼業其不敬を論じ國辱の甚

キヨハ

きを述べ、安元中、越中權守を兼ね、治承養和の間兵亂あり、平宗盛、策を頼業に謀る、頼業弊政を改革すべきないふ、文治五年死す、年六十八、曾て禮記を讀み解註を試む、既朱熹と暗合する者多し、人奇となす、關白兼實稱して曰く、頼業學博く和漢に通ず、當世雙ぶ者なし、國の大事、道の棟梁と、凡そ朝儀典故咨議ある毎に古今を引證して辨析する、と稱譽、多く用ひらる、子孫祠を建て、祭る、車折明神と云ふ(大日本史)

キヨハラヒ

清祇

清祇は吉田氏の世職となり、神祇提要以依れば、清祇は大祇の略式なりと云へり、今同書によりて清祇の儀式を示せば、先二拜、次着座、次中臣祇、次六根清淨、次讀式目(興上ノ式目)同次神部、命葉柳子奉賦、口傳次天津大祇二十五反、次拍手一、次勸請祭文、次國津大祇三十反、次拍手二、次祝詞、次着生大祇六十四反、次拍手八、次以御祇宮中以下祇淨之、次八方拜、口傳次退下とあり、コハラヒ、オホハラヒ參看、

キヨフノシウシヤク

御府周尺

物をはかる尺の一種、其長さ曲尺にて七寸九分八釐九毫五絲とす、古今要覽稿に、此尺は、高野大師の唐より持ち來る所のものにて、御府に傳はりしを、小倉大納言實起の寫されしものとて、世にも傳はり、律尺考驗にもしるせり、然して其眞の御尺は、寛文元年に燒失せしよしへり、但し周尺といふは用ふるにたらず、唐の准尺なり、尙ほ此尺を梁表尺とし以

キヨハ

て十五等尺を求るは誤れるなるべしと見えたり、
「モノサシ」參看、

キヨミツゼニ

清水鏡

永鏡の一種、圓鏡にて作り、色黃濁を含む、徑八分、重八分、稀に白色のものあり、西園寺元久元年山城國鳥羽大路にて鑄造す(新寫水鏡譜)

キヨミツテラ

清水寺

山科東峰に至る、草庵に行敷あり、觀音像を作り伽藍建立す、も、鎮寶なく長く草庵に住す、延暦十五年田村廣鹿を誦して、こゝに至り懇ふ、鎮の話を聞き、妻と謀りて自宅を移して寺となし、觀音の像を安置すとなせり、元亨釋書之に従ふ、寺傳には、寶龜十一年延鎮建立して北觀音寺と稱せしが、延暦十七年田村廣の信仰を受け、二十四年大政官符を給ひて勸願道場となし、大同二年田村廣の私宅を燒ち堂宇となし、清水寺と號すと云ふ、吾妻鏡以下の説多は

キヨハ

キヨミ

據る所なきにあらざるも、何れも信を置き難し、今東寶記所收の弘仁二年の文書に從て二十四年建立となす...

キヨミ

所と云ふ、後柏原天皇の勅額を掲ぐ、興院は、阿彌陀堂の南に接す、共に掛造りなり、千手觀音、地藏、毘沙門を安す...

キヨリ

はる(聲曲類纂、俗曲沿革考、俗曲の由来、淨瑠璃史) 魚鱗 軍法備立の名、鱗の並びたる如くに兵を列ぬるを云ふ...

キラン

吉良義典(キヨシナカ)を見よ、 儀鸞門 大内裡豐樂院十九門の一、豐樂院南面の内門、豐樂門と相對す、正中五間、月三間、東西の廊各二丈、東廊六間に高陽門、西廊に嘉樂門あり...

キリカ

の夜大石長雄以下四十六士の襲撃に遇ひて遂に殺さる、牛込區築土八幡町萬昌院に葬る、赤穂義士復讐(アカホギシノフクシユウ)參看、徳川實紀、墓所集(覽)...

キリク

切紙の類にやと云へるはいかゝあらん、平戸記寛元三年二月四日に、新年祭に任三大藏省切下文、如三式敷、只今可濟之由、左中辨顯朝臣送御教書、仁安三年十一月三日の人車記に、平野祭幣料、華文所切下文、紀伊丹波有申旨、所遣奏子細之處、已及當日、不諭是非、於今日事、若可辨濟、由、依皇太后宮令旨、遣仰之處、各進請文、同六日の條に明後日三社奉幣料物、付諸國切下文於官掌、即催促、とあり...

キリシ

種之後、已經十三箇年、相繼補任當職之後三十餘年、于茲已任四代之朝廷、及七旬之暮齡、適逢...

キリシタンシユウ

切支丹宗

蘇教をいふ、葡語(Christian)の語訛なり、古くは吉利支丹と書したりしが、延寶八年より、徳川綱吉の名を避けて改めしなりといへり、また其教西方より来れるがゆゑに、之を佛の類なりと思考し、天有主如来と唱へしことあり、なほ切支丹佛法などいへる語も史籍に見ゆ、

キリシ

の衝となりたれば、一時布教を試みたれども、耳を傾けて聴くものなきがゆゑに、ザザエルは幾干もなくして再び山口に赴き、國主大内義隆に謁して、時計並にオルガン等を呈したるに、義隆大に喜び、厚く之を遇して布教の便を與へたり、

キリシ

は金澤に達し、葡萄牙の宣教師よりローマに發したる通信によれば、日本國中にて天主教のいまだ行はれざるは、纔に十四ヶ國のみ、信徒の數約三百萬人に及ぶと見ゆ、この報道の誇大に失したるはいふまでもなけれど、また以て流布の速にして且盛んなりしを想像するに足るべし、

キリシ

處せられしもの二萬五百七十人ありし、其十八、十九の兩年に於て、新たに一萬二千人の信徒を作ることを得たりといふ、而してその前後には耶蘇教を信する者の中に洗禮を受けて法號を用ひ、印章にこれを刻むものあり、刀鐔の飾に羅馬文を鐫るものあり、十字架を以て自家の紋所とするものあり、

キリシ

葡人と力を併せ、幕府を顛覆せんとするの企あり、之に要する艦船及び軍隊を送らん事を請へるものにして、一味同心の大名武士の交名を書添へたり、また之と殆ど同時に我國の教徒より、

キリシ

し、且つ領國の令を布き、爾來代々の法度にて、切支丹廢禁の旨を大書し、津々浦々に高札を立て其由を示したり、而して此時代に於て、外教禁制に伴へる宗門改の機關と方法とは頗る精密を極む、

其蓋勝なるべし、然れどもこれは京都長崎の両地方、に留りしが、鳥原の亂戡定の年、即ち寛永十五年に至り、はじめて、全国及び津々浦々に高札を建て、其旨を掲示せしむ、所謂吉利支丹訴人の制札なり、其文は

一 けてれんの訴人

銀子二百枚

一 いるまんの訴人

同 百枚

一 きりしたんの訴人

同 五十枚

訴人によるべし、右訴人いたし候輩は、たとひおなじ宗門たりといへども、宗旨をころび申出においては、其旨をゆるし、御褒美御書付のごとく可被下之旨被仰出の也、

寛永十五戊寅九月十三日

由之觀之、獨り告發者を誘導するのみならず、四教者其人をして自ら新らたにするの門を開きたるものといふべし、五禁書、四教に關する書籍の賣買誦讀を禁するをいふ、寛永七年はじめて之を禁じ、純粋なる宗教書ののみならず、其書の性質如何を論ぜず、耶蘇、天主または西洋、利瑪竇等の文字あるものまで禁じたれば、天文、地理、數學等、科學に係りたる書籍も、世の擯斥する所となりしが、享保五年徳川吉宗、西洋學術の實用に適するを知り、教法に關したるもの、外、誦讀賣買の禁を解きたり、(キリシヨニ參看) 六、起請文(宗旨證文)、耶蘇教信者にあらざる事を、本邦の神祇もしくは外神に誓ひたるものないふ、佛敎者即ち一般人民には本邦の神祇に誓はせしめ、耶蘇教より改宗したるものには外神に誓はせしめたり、外神に誓はしむるものを南蠻誓約と稱す、(キリシヤウモニ參看) 寛永十二年士民一般に課して隔年に呈

キリシ

キリシ

支丹宗門改考) 吉利支丹寺 所在 肥前國 四彼杵郡長崎○耶蘇宗を奉ずる寺院 肥前國津正 中吉利支丹宗據まり、神社佛寺残りなく破却焼亡し、此宗を張行す、諸郷の地に十一箇所を建つ、天正十六年以來之を嚴禁し、慶長十九年七月、江戸幕府、山口駿河守を下だし、長崎諸郷に在る切支丹寺を悉く破却し、本尊は五箇所の寺中に埋め、僧を本國に追却す、夫より全く衰頽す(地名考)

吉利支丹訴人制札 江戸幕府の時、切支丹教を奉ずる者を告發せしむる懸賞を掲げたる高札をいふ、(キリシヤウニ參看)

切支丹奉行 江戸幕府の時、宗門改の者ないふ、(シユウモンアラマメヤクニ參看)

切支丹類族 切支丹宗(キリシヤウニ參看)

霧島神社 霧島神社 (キリシヤウニ參看)

霧島神社 所在 日向國と大隅國との界なる霧島山の麓に在り、祠はもと、日向國諸縣に屬す、今は大隅國給良郡那岐に在るを本社と定む○霧島峰神社、瀬戸尾神社、霧島中央権現ともいひ、今は霧島神社といふ、官幣大社に列す 霧島神社(天津彦彦火瓊杵尊)肥前國(古老傳に、欽明天皇の御宇、慶長仙人始めて此山を開くといふ、桓武天皇延暦七年震火あり、仁明天皇承和四年八月、官社に興り、清和天皇天安二年十月、從四位下を授く、村上天皇の世、性空上人神殿又僧坊を造る、鳥羽天皇天永三年二月三日、及び六條天皇仁

安二年、山上大に燃て神社其災に罹るといへども、神像恙なく、宮殿造營ありて山上に鐘座ありしが、百二十三年を経て、四條天皇の文暦元年十二月二十八日、震火に罹りて、神社燒亡す、文明十六年島津忠昌、兼慶法師に命じて社を中興させ、百石の社額を寄附す、享保元年九月二十六日、山上また火を發して神社寺院燒亡す、十四年、今の地に宮殿を造營して、同年八月二十七日遷座あり、降りて明治七年二月、霧島神社と改め、官幣大社に列せらる、凡其祭は三月及び十一月の十八日を用ふ(太宰管内志、地理備考、官國幣社一覽)

キリステゴメン

切捨御免 江戸時代の詞、人を切捨つることを差し許された意、武士一般に、町人及び下士の無禮を加へたる時、之を切捨御免なりしといふ、

キリゼニ

切錢 鎌倉幕府の頃、民間にて銅を沸く長く鑄造し、之を切りて錢となし通用せし貨幣をいふ、貨幣史には、猶破錢と云ふが如く輪廓狀缺文字不明の錢のことをいふなるべしといへり、果して如何にか詳かならず、吾妻鏡要目集成に、銅を切て錢に准じ、切錢と唱へ漫に通用せしや難、慮又難と解しといひ、食貨志に、近世有寛字榮字等銀、行子北陸、不知何時所造、厚二分許、長短不一、用之者、大小任意、剪而行之、俗稱鈍切銀、後禁之、本書(吾妻鏡を云ふ)所謂切錢、或亦此類乎、と云ふ、吾妻鏡に、弘長三年九月十日丁亥、切錢事有、其沙汰、近年多以來之由有、其間、自今以後、用切錢、事可停止之、存此旨、普可令下知之、由、被仰左典願等(云々)と見えたり、

キリツへ

切添 江戸時代、古田畑の地續きを切り開きたる新田をいふ(地方凡例錄)

キリス

キリス

安二年、山上大に燃て神社其災に罹るといへども、神像恙なく、宮殿造營ありて山上に鐘座ありしが、百二十三年を経て、四條天皇の文暦元年十二月二十八日、震火に罹りて、神社燒亡す、文明十六年島津忠昌、兼慶法師に命じて社を中興させ、百石の社額を寄附す、享保元年九月二十六日、山上また火を發して神社寺院燒亡す、十四年、今の地に宮殿を造營して、同年八月二十七日遷座あり、降りて明治七年二月、霧島神社と改め、官幣大社に列せらる、凡其祭は三月及び十一月の十八日を用ふ(太宰管内志、地理備考、官國幣社一覽)

せしめしが、天和以後は毎年改めしも、後ち耶蘇教を奉ずるもの殆ど跡を絶つに及び、其必用なきに至りしを以て、之を停めたり、(七切支丹類族改、耶蘇教信者、又は嘗て耶蘇教信者たりしもの、子孫並に眷族を切支丹類族と稱し、其者に對して特に行ふ調査をいふ、貞享四年之をほじむ、其改め方は、轉宗又は棄教後に信仰せる宗旨、類族に關する異動並に耶蘇宗門の者を見せば、速に訴へ出づべき等、各條極めて細密なる按文を附し、各地方より之を徵す、なほ轉宗棄教の者死すれば、檢使を出す等の事ありしに、此時代の申世以後自ら廢絶したり、而して切支丹類族に、切支丹類族、轉切支丹類族の二つあり、前者は終身其教を守りて死に至るまで變ざざりし者、即ち殉敎者の類族をいひ、後者は中途より佛敎に轉宗したるもの、類族をいふ、地方凡例錄に、切支丹を捨て、佛家の諸宗に成たるものを、轉切支丹といふ、其轉じたる者を、本人といふ、其子、父不轉已前出世の男女共、本人同然といふ、其子、本人の孫より類族となる、又父轉じたる後出世の子は、類族に成る、男子の方は、本人より七世の孫まで類族にて、八代目より素人となる、女子の方は、曾孫迄四代に類族切れ、五代目に素人と成る、切支丹類族の方に、常の人をさして素人と稱するは、通稱なりといへたり、以上を其方法の重なるものと爲す、茲に於て、耶蘇の信徒殆ど盡きたりと雖も、九州の一部に至りては、江戸時代を通じて密に之を奉ずるものもありしといへり、維新の際に及び右に述べたる諸方法一切を廢し、默許に附したるより、敎徒漸く多きを加へ、遂に憲法の制定に及びて、信敎の自由を許せしむる、(禁令全解(日本西敎史、外交史稿、徳川五代史、日本風俗史、徳川幕府吉利

キリタイバン

切臺盤 、「ダイベン」を見よ、

キリツマ

切妻 桐壺の切通より寢殿へ入る口をいふ、妻は詰の義にて、端の事なれば、此名あり、永享九年の行幸記に、寢殿の南の簀子を経させ給ひて、中門の切妻をおりさせ給ふなど見え、又同記に中門の切妻にて、御家の賞を行はせられし事なども見えたり(家屋雜考)

キリトウタイ

切燈臺 、「トウダイル」を見よ、

キリヌサ

切麻 紙と桐の葉とを細かにきりて、米とかきませて祝修行の時神前に打散らすもの、左右左とまき、俗に是を伊勢の御祓といふ、又小麻とも手向麻ともいふ、伊勢神宮にては米箱と産箱とにある者を混するのみにてまきことなし、其義は同じ、手向とは、陸路海路を行く時其國其里に入り、其所の大小神祇に麻袋より出して奉る故に名づく(神道名目類聚抄)帟(ヌサ)參看、

キリノモン

桐紋 紋所の名、桐の花葉を紋としたるもの、皇室の御徽章に用ふ、又臣下にも用ふ、五三桐、五七桐の二種あり、黒川博士は、五三は輕事に重事に五七を用ひたるものなるべしと云へり(肥後國志)桐は御袍の紋より出でしものなるべし、黄櫨染の御袍とて、朝賀を受け、諸御會を行ひ給ふ時、着御し給ふ御袍の織紋にして、弘仁の格文に、文梧竹鳳とあるを始めとす、鳳凰、麒麟、

切臺盤 、「ダイベン」を見よ、
切妻 桐壺の切通より寢殿へ入る口をいふ、妻は詰の義にて、端の事なれば、此名あり、永享九年の行幸記に、寢殿の南の簀子を経させ給ひて、中門の切妻をおりさせ給ふなど見え、又同記に中門の切妻にて、御家の賞を行はせられし事なども見えたり(家屋雜考)
切燈臺 、「トウダイル」を見よ、
切麻 紙と桐の葉とを細かにきりて、米とかきませて祝修行の時神前に打散らすもの、左右左とまき、俗に是を伊勢の御祓といふ、又小麻とも手向麻ともいふ、伊勢神宮にては米箱と産箱とにある者を混するのみにてまきことなし、其義は同じ、手向とは、陸路海路を行く時其國其里に入り、其所の大小神祇に麻袋より出して奉る故に名づく(神道名目類聚抄)帟(ヌサ)參看、
桐紋 紋所の名、桐の花葉を紋としたるもの、皇室の御徽章に用ふ、又臣下にも用ふ、五三桐、五七桐の二種あり、黒川博士は、五三は輕事に重事に五七を用ひたるものなるべしと云へり(肥後國志)桐は御袍の紋より出でしものなるべし、黄櫨染の御袍とて、朝賀を受け、諸御會を行ひ給ふ時、着御し給ふ御袍の織紋にして、弘仁の格文に、文梧竹鳳とあるを始めとす、鳳凰、麒麟、

キリノ

キリノ



(三) 功を賞し菊桐紋を賜ひたること見えたり、(紋) 例したれば、後花園天皇以後定まりしものならん、然れども臣下御用ふるものありしと見え、文祿三年

豊臣秀吉令して菊桐紋を臣下の紋に用ふるを禁じたり、茲に於て皇室專有の御紋章となれり、桂宮御幸殿(寛永中作)の金具には桐花の數定まらざれば、五三、五七と定まりしは、これより後の事なるべし○江戸時代、諸侯の家紋とせしもの、五三の桐は、筑後久留米の有馬、出雲松江の松平及び其一族、播磨赤

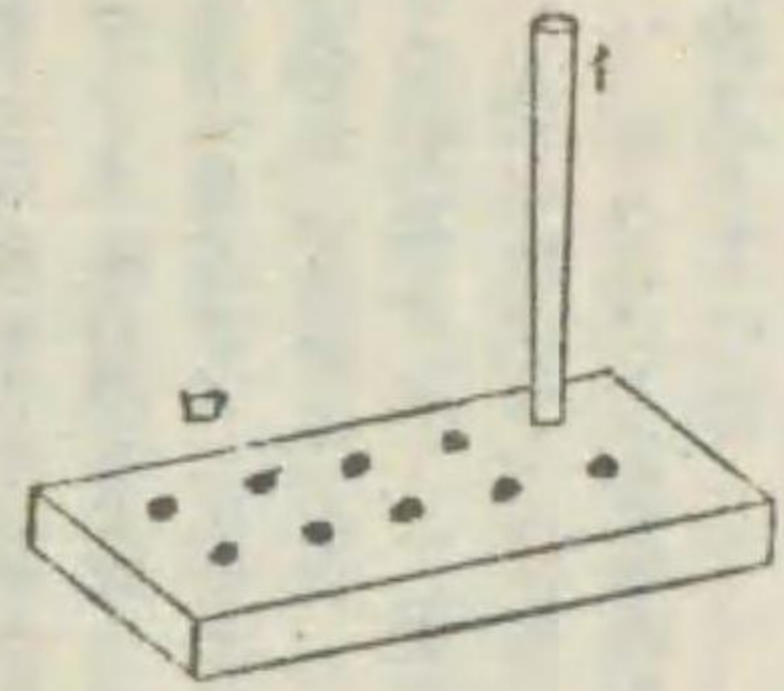


(五) 此を調度に用ひしは、禁秘抄朝餉の條に、堀河院御時時、桐竹(黃時(紋) 歎)とあるを始めとす、然れども未だ全く紋章となりしにあらざる、奈真朝以前にありしものならん、源平武士以後諸族各々其家の徽章として、紋章を用ひしより、朝廷にても終に御紋章となし給ひしものなるべし、御紋章に定まりたる時詳かならず、赤松物語に、康暦元年後園融天皇より、風凰に桐の御紋を賜はりしことを載せられたるも、後の書なれば信じ難し、後花園天皇永享九年十月二十一日行幸記夜寢殿の條に、御障子之繪(桐竹と風凰)云々と見え、中井系圖條明親の條に、桐竹と風凰と見え、

鳥、龍の四靈は各々其族の長なれば、古來支那等にても天子に比し來れり、故を以て黄櫨染の御袍に用ひたるものにして、風凰は梧桐に棲み、竹實を食する故に、桐竹を加へしものなり、蓋しこの御袍は御在位中の御服なれば、後世の御紋章となりしものなるべし、(後には上皇も用ひ給ふ)是より先、小忌の服の摺襖に、桐竹山鳥等あるを見れば、其起原は奈真朝以前にありしものならん、源平武士以後諸族各々其家の徽章として、紋章を用ひしより、朝廷にても終に御紋章となし給ひしものなるべし、御紋章に定まりたる時詳かならず、赤松物語に、康暦元年後園融天皇より、風凰に桐の御紋を賜はりしことを載せられたるも、後の書なれば信じ難し、後花園天皇永享九年十月二十一日行幸記夜寢殿の條に、御障子之繪(桐竹と風凰)云々と見え、中井系圖條明親の條に、桐竹と風凰と見え、
に、毛利元就御即位用途を獻せし功を賞し菊桐紋を賜ひたること見えたり、(紋) 例したれば、後花園天皇以後定まりしものならん、然れども臣下御用ふるものありしと見え、文祿三年

キリフ キリビ

穂の森、播磨三日月の森、備中新見の關、信濃上田の松平、肥後新田の細川、肥後宇土の細川、丹波福智山の朽木、播磨明石の松平、但馬出石の仙石、豊後佐伯の毛利等の諸氏、一色氏、五七の桐は、丹波柏原の織田、薩摩の島津、對馬の宗、攝津三田の九鬼、備中足守の木下、出羽天童の織田、豊前小倉の小笠原及び其一族、出羽米澤の上杉、越後長岡の牧野、大和原本の平野、出羽龜田の岩城、播磨三草の丹羽、下野喜連川の足利、大和高取の植村、但馬豊岡の京極、日向延岡の内藤、陸奥湯長谷の内藤、及び一族、陸奥一ノ關の田村、日向高鍋の秋月、丹波山家の谷、長門の毛利及び其一族、播磨龍野の脇坂、肥前佐賀の鍋島等の諸氏之を用ひて家紋となせり(羽倉考、陽春盧維考、菊桐御紋章考、武鑑)



キリビ

鑽火 樅、檜などの木をすりて、探る火を云ふ、太古の遺風なり、後世火打石にて出したる火をきり火と云ふとは別なり、其法上圖の如く、「イ」の圓柄(樅木などを用ふ)を以て「ロ」の板に錐もみし、其磨擦によりて發火せしむるものとす、(玉葉、松屋筆記)

キリフウジ キリフジャウ

切封 腰文(コシブミ)を見よ 桐生城 所屬上野國山田郡桐生村(原)起原詳かならず、吾妻鏡に、桐生六郎爲顯、足利後綱の首を斬つて鎌倉に獻する、と見え、上野志に、桐生氏祖は、藤原元綱也、文治二年入都桐生小太郎と云ふとあり、永祿元年十一

Table with 5 columns: Rank (従七位 to 少初位), Record (記録所), and other details.

キロク

券契の是非を勘決して記録す、故に又記録莊園券契所とも、莊園記録所とも云ふ、後には其掌所、諸司諸國並に諸人の訴訟をも裁断し、年中式日の公事用途の式數をも勘申せしむ(上)上卿一人、納言以上世務に堪へたる人を撰ぶ、辨、又執權とも勾當とも云ふ、辨官を以て之に補す、二人或は三人の時あり、寄人大外記以下法制に通ぜし人を用ふ、少きは五人多は二十一人の時あり、開闢、職原抄に見えたり、延久天永保元文治共に所見なし、蓋し北朝記録所を置くに及び、寄人の中を以て開闢となす、(起原)延喜以來諸國新立の莊園多くして、國務の妨を爲すもの多きを以て、後三條天皇の即位に及びて、此弊を糾たさんとし、延久元年二月二十三日勅して、新立の莊園を停め、寛德以前と雖も立券の不明明にして、國務の妨となるは悉く之を停止せしむ、開闢十月十一日記録所を太政官の朝所に置き、券契の是非を勘決せしむ、是れ記録所の始めなり、此時上卿、辨及び寄人五人を置く(開闢)後三條天皇崩御の後、記録所廢れ、再び莊園増加したり、故を以て天永二年九月白河法皇の御意により、延久の例に倣ひ上卿、辨、寄人を置き、國司と本家争論の事を檢知せしむ、此時上卿藤原宗忠、辨雅兼、寄人大外記師遠等三人なり、其後又莊園漸く多くなりしを以て之を停めんとし、保元元年五月又記録所を置き、左大將藤原公教を上卿とし、辨三人、寄人十二人(或は二十一人)を置き、

キリマ キリモ

月上杉景虎來り攻むるに及び、相生大炊介直綱降服して其幕下となる、天正元年新田郡金山の城主由良氏の攻め陥る所となり、横瀬、藤井等をして守らしむ、後に小田原北條氏に屬し、天正十八年小田原陷落の時この城陥り、後に廢城となる(上野名跡誌)

キリマイ

切米 扶持米を金錢に切替て渡す事をいふ、室町時代よりありたる由、後調栗に見えたり、官制沿革略史に、徳川氏の切米とは、領地を有せざる旗下の士に、倉廩より糶米を、年三季に切て與ふるなりといへり、即ち春夏には分限高の四分一を渡し、御供米といひ、冬には、其半高を渡し御切米といふ、新規の切米を渡すには、九月晦までは一箇半分、十月朔日以後は半箇半分、總て日數に拘はらずして渡すなり、

キリマイテガタアラタメヤク

切米手形改役 江戸時代の職名、書替奉行とも云ふ、常に淺草倉庫の役所に在りて、諸士より出す所の糶券を、檢査することを掌る、勘定奉行の支配に在りて焼火問詰とす、役料二百俵にて持高なり、其下に手代九人あり(柳營秘鑑、明良帶録、官制沿革略史)

キリミス

切籠 鴨柄より落長押まで垂れず、半分の長の御籠を云ふ、禁秘抄臺盤所の條に、其外號切籠二間懸と見えたり、

キリモノ

切物 權勢ある人を云ふ、俚言集覽に、雜物の義歟、通りのよき物なるべしと云へり、平家物語清水寺煙樓の條に、院中のきり物西光法師

Table with 5 columns: Rank (正一位 to 正七位), Cloth (絹, 布, 紗), and other details.

券契を勘決せしむ、其後源平の争亂となり、勢あるもの土地を兼併す、壽永三年平氏亡び、源頼朝天下を取るに及び、没官領多く、莊園につきての紛争絶えざりしを以て、頼朝上奏して之を置かん事を奏請す、依て文治三年二月二十八日記録所を置き、開闢亭中門の南内侍所の南廊を以て其所となす、其掌る時、券契のみならず、諸司諸國諸人の訴訟、朝廷の公事用途式數等の事を沙汰せしむ、上卿勾當二人寄人十二人を置く、上卿は兼實の子良通、勾當は定長、親經、寄人は大外記頼業、範直等なり、其後記録所を院中に置かれしと見え、百練抄建保二年八月二日の條に、於院御所記録所、勘申清水清閑兩寺相論事、と見えたり、後醍醐天皇元年元年親ら記録所に出御して訴訟理非を裁断せらる、建武一統の後元年五月十八日、寄人十一人を置き、大外記頼元、楠木正成、那和長年等を以て之に補す、翌二年三月十七日二十一人を置き、寄人の結番を定めて事を行はしむ、南北分立の後に至りて、南方の事記事缺けて詳かならず、北方は後光嚴院の時に至りて記録所を置く、貞治年間嚴密に行はれしこと大外記師守記に委しく見えたり、後小松天皇の御世まで行はれしが如し、其後の事詳かならず、續神皇正統記に、後小松の御宇までは記録所の御沙汰も被行侍るとかや云々と見えたり(記録所考)

クウインジ

空印寺

所屬若狹國遠敷郡

クウイ

小濱市後瀬山の下〇建康山と號す(開闢)曹洞宗(開闢)長源寺の舊址にて、武田元光守護たりし時、此處に城を築き、寺を津田に移すと云ふ、京極忠高國主たりし時、此地に創建し、父高次の菩提寺と爲す、酒井忠勝封國後、建康寺と改め、國中曹洞宗の僧録司と爲す、寛文中佛殿を改造し、建康山空印寺と改む、蓋し空印は忠勝の法號なり(若狹郡縣志)弘法大師といふ(開闢)父は佐伯田公、母は阿刀氏(開闢)眞言宗の高祖、讚岐國多度郡の人、寶龜五年六月十五日誕生す、十八歳、京師に遊學す、三教指歸を作る、二十歳、石淵の勸修僧都に從ひて剃染し、二十二歳、東大寺に受具す、既にして四方に遊びて修行し、更に大和高市郡久米の道場に往きて、神龜天平の頃に、無長三藏の持し來れる大毘盧舍那經を披閱するに、深義了解し難き所多きを以て、はじめに入唐求法の志を起す、延暦二十三年、年三十一、遣唐使藤原葛野麿に從ひて入唐し、京城青龍寺慧果和尚に學び、眞言密教兩部の秘奧を相承し、大同元年歸朝し、大に之を弘め、弘仁七年、高野山を開く、十四年、朝廷より鎮護國家の道場として東寺を賜ひ、後醍醐天皇の勅號を賜ふ、乃ち本宗根本道場と爲す、承和二年三月二十一日、高野山に入寂す、年六十二、延喜二十一年十月弘法大師の號號を賜ふ、平城、嵯峨、淳和、仁明の四帝、及び嵯峨皇太后、淳和皇后は受灌し給ひ、高岳(眞如親王)如意尼等弟子となり給ふ、世に伊呂波歌はこの作なりと傳ふ、其他山を開き路を拓く等、殖産興業に與りて力あること甚だ多し(開闢)辨顯密二教論、十住心論、藏寶論、即身義、聲字義、時字義等數部あり(元亨釋書、佛教各宗綱要)

クウカ

グウケー クウシ

グウケ 郡家 郡司の役所をいふ、郡司(ケンシ)を見よ、

グウジ 宮司 諸國神職の一、其社の神に承事し、且つ主として造幣收税等の事を掌る、伊勢神宮には、大宮司、少宮司、權宮司等あり、熱田社、宇佐八幡宗像社、香椎廟、香取社、鹿島社、氣比社、阿蘇宮等には大宮司あり、何れも譜代職にして其社の長官なり、又稀に少宮司、或は權宮司をも置けり、伊勢には大宮司の上に祭主あり、(原)清和天皇の時始めて大神宮に宮司を置く、清和天皇貞觀十二年八月伊勢大神宮大宮司一員正六位上階、小宮司一員正七位上階を制定す、醍醐天皇延喜二年權大司を大司少司の間に置く、以上大司權大司少司を三員、宮司と稱す、宮司は三司の總名、又權大司少司を三員、宮司といふ、其後相續き三司を任せられ、或は少司權司に轉補し、權司より大司に轉任、或は祭主に昇進の例もあり、後醍醐天皇の嘉暦の頃までは、三司とも存せしが、亂後權司少司は絶え、大司一員僅に残り、宇佐は寶龜二年宇佐田廣を大宮司に、同池守を少宮司に任ぜしを始めて、香椎は天慶元年六月に日本紀略に、宗像は天元二年符宣抄に見えしを始めて、其他創置の年代詳かならず、明治維新後は、官國幣社に奉仕せる神職の中、其上位にある者を稱することとなり、なほ伊勢神宮に限りて權宮司あり(三代實錄、延喜式、類聚三代格、宮司系圖沙汰文)

グウジチモク 宮寺 神宮寺(シヅカウジ)を見よ、グウジチモク 宮司除目 立后の時の四宮、即ち太皇太后、皇太后、皇后、中宮等の大夫亮以下を任ずる條目を云ふ(官職雜儀)

グウシユウ 寓宗 成實、俱會、淨土の三宗を云ふ(元亨釋書)

クウヤ 空也 光勝(クワウシヤウ)を見よ、クウヤダウ 空也堂 極樂院(ゴクワウキヤ)を見よ、クウヤネンブツ 空也念佛 鉢敲(ハチキキ)を見よ、クエイデン 公營田 「エイデン」を見よ、クエウ 九曜 星の名、日曜星(太陽)、月曜星(太陰)、火曜星(熒惑)、水曜星(辰星)、木曜星(歲星)、金曜星(太白)、土曜星(鎮星)、計都星、羅喉星を合せていふ稱、和漢三才圖會に、按、日月與五星稱之七政、更加羅計、以爲九曜、陰陽者家流毎用之配入五行、以每年所屬星、告吉凶、特值羅計火三星、則爲凶と見えたり、クエウトモエ 九曜巴 紋所の名、巴九個を九曜紋の如く記したる紋を云ふ、遠江懸川の松平氏、陸奥福島松平氏、備前松山の板倉氏、備中庭瀬の板倉氏、上野安中の板倉氏及び其一族之用ふ、依て一に板倉氏とも稱す(武鑑、諸家紋鑑)

クエウノモン 九曜紋 紋所の名、九曜星にかたどり、大星を中央に置き、其周圍に九つの小星を畫きたるものなり、また一種細川九曜と稱する紋あり、細川一族之用ふ、其形も少く異なれり(別圖參看)、諸家系圖に云、其始め天正十年九月、保科正直箕輪城を攻め三日にして陥る、先是家紋槐葉也、此時九曜星下り旗上に懸る、一同佳瑞となし出兵して大勝を得、依て此紋を家紋となすに至れり」と○此紋使用の諸家は、伊勢鷹野の土方、陸奥八戸の南部、陸奥仙臺の伊達、陸奥盛岡の南部、伊豫宇和島の伊達、下野宇都宮の戸田、伊豫吉

住する四十年、宗風大に振ひ、一山の規模尤も備はる、後世日朝を中興の祖となす、天正以後武田豐臣諸氏の信仰を受け益々旺盛なり、武田信玄最も歸依し、地を寄せ、國中諸末寺をして進退せしめ、豐臣秀吉の姉瑞龍院殿日秀は本宗に歸依し、堂塔を増修す、慶長元和以來蓮華院(御高方)日蓮に歸依ありしを以て、紀伊水戸の徳川氏も、又深く之に歸依し、甲府綱重の母順性院も亦歸依して靈祠を建つ、寛永三年、永代紫衣を許さる、正徳元年御祈願寺となす、爾來星移り物換りて明治維新に至り、百度變革す、明治七年日蓮官命を以て七十三代の法燈を嗣ぐ、時に本山累年の弊風殘留したるを以て、日蓮等と相議し、日蓮日乾等と定めたりし、萬代法式二十一條、西谷檀林萬代法式(檀錄)町中萬代法式二十一條の山規を改め、支院、西谷檀林の廢合を謀り宗風を興起す、十一年日蓮の時宗會の決議を以て總本山と定む、二十年三門本堂寶藏等焼失し、一山の寶物大槪烏有に歸せり、今本堂三門以下再建中に屬す○總門、南方の入口に在り、三門を去る二町、三間半に二間半の黒塗門、開會閣の額を掲ぐ○發願堂、總門内左側に在り、實長と日蓮と始め進ひし處、達島とも云ふ、兩人の像あり、信玄の始めて建つる處と云ふ○極樂橋、又太平橋ともいふ、身延川に架せり、○鏡圓坊、橋より四丁許梅平に在り、實長(日圓)の開山なり、傍に實長の墓あり○三門、綱重の母の本願にて、日蓮の建立する所、身延山の額は日湖の筆、十三間、奥行五間の樓門なり、二王を安ず、運慶の作と傳ふ、慶應元年焼失し、假門なりしが、明治二十年再び焼亡す、二十三年再び假門を建つ、即ち現今のものなり○本堂、方十間、四方椽各九尺南向なり、豐巨秀次の母堂建立する所なり、兩尊四菩薩文殊普

クウヤ クエウ

田の伊達、陸奥中村の相馬、常陸土浦の土屋、陸奥仙臺の伊達、信濃小諸の牧野、下野烏山の久保、丹後田邊の牧野、豐後府内の大給、攝津尼崎の櫻井、大和田原本の平野、周防岩國の吉川、出羽新庄の戸田及び一野小幡の松平、武藏忍の松平、美濃大垣の戸田及び一族、越後高田の榊原の諸氏となす(武鑑、諸家紋鑑)

クランジ 久遠寺 所屬在甲斐國巨摩郡身延村○山號身延山(身延)日蓮宗、舊一致派の總本山也(原)此の地昔は南部御牧波木井郷に屬す、身延は晁夫と稱せしが、日蓮住せし後今の字に改めしと云ふ、寺城東は鹽澤(波木井村)西は追分山(小堀村)南は鷹取山に接し、正嘉元年波木井郷の豪族波木井實長(新羅三郎義光の裔)宗祖日蓮に謁して歸依す、日蓮屢々幕府の命に逆らひ、屢々流される、最後佐渡國に流され、後赦されて歸るや、文永十一年五月實長の請により身延山に入る、今の西谷に草庵を構へて之に居す、弘安四年十一月實長別に十間四面の大伽藍を建立し、身延山久遠寺と云ふ、是れ當寺開基の始めとす、弘安五年武藏國池上本門寺に赴き寂す、寂する前遺命して、骨を身延に埋め塔を作り、六老僧をして輪次塔を守らしむ、依て翌年別に一堂に遺骨を安じ、六老僧各子院を作り、遺命の如くす、同八年日向守塔の時、波木井實長五老僧に告げて、輪次守塔は法の爲め一山の爲め、便ならず、却て荒涼の基たるを以て、輪番の制を廢し、住持を定めんと謀る、諸僧皆之を賛す、獨り日興遺命を固く執りて従はず、實長喜ばず與と文を絶つ、與去て安房國保田妙本寺を建つ、後實長日昭と號し、日向を請して當山第二世となす、以後輪番の制なく、實主暨然として定まる、日朝の時に至り、文明中西谷の地狹隘なるを以て、今の地に移し、大伽藍を起す、日朝

賢菩薩を安置す、明治二十年焼失し、四方十五間の本堂は目下再建中に屬す○祖師堂、境内正面の左側に在り、方十七間、日傳再建したりしが、後焼失し、現今のは十二間に二十間の大字にして明治十四年の建立にかゝる○西谷善學院檀林、西谷に在り、十四世善學院日鏡の隱棲所にして、慶長九年檀林とす、後廢絶せしが、日蓮寛文九年に再興す、明治七年身延檀林と改め、本院に屬す、講堂は九間に七間半、寛文九年安藤重常父の爲めに建つる所、明治八年本院位牌堂同縁につき、之を曳き移す、今の釋迦堂是なり○奥院、身延山を云ふ、又分陀梨峯とも云ふ、本院より北へ五十町、孝東院(又大學院)あり、四間に七間の堂宇、二十八世日鏡の創立、元祿十六年再興し、庫裡は安政二年の再建なり、二王門、鐘樓、御供養、天照太神宮、東照宮、三光堂等あり○七面山、本院より西へ二百八町、永仁五年、日朝の開く所、七面明神社あり、別當所を教眞院と云ふ、講堂は延寶三年の草創にして、隨神鐘樓の外安永天明年間の再興なり、本殿、幣殿、拜殿、天都宮、隨身門、池大神宮等あり○什寶は近代の口宣御内書等の古文書等全くなしと云ふ○歴代を左に示す(甲斐國志、身延鑑、日蓮宗各本山名所圖會、佛家人名辭書)

○日蓮 日向(佐渡阿闍梨) 日蓮(三河阿闍梨) 日善(大法阿闍梨) 日善(鏡圓阿闍梨) 日院(教阿闍梨) 日院(上行院) 日院(行學院) 日學(成就院) 日延(觀行院) 日朝(行學院) 日意(圓教院) 日傳(寶聚院) 日鏡(善學院) 日叙(寶藏院) 日登(琳光院) 日新(慈雲院)

日賢(妙雲院) 日道(法雲院) 日重(一如院) 日乾(寂照院) 日遠(心性院) 日祝(慧眼院) 日要(顯是院) 日深(妙寂院) 日暹(知見院) 日境(通心院) 日冥(妙心院) 日蓮(隆源院) 日通(寂遠院) 日脫(一圓院) 日晝(智寂院) 日享(遠沾院) 日祐(見龍院) 日覺(誠峰院) 日潮(六牙院) 日寬(薩心院) 日蒼(廣演院) 日總(真明院) 日輪(圓通院) 日妙(能治院) 日辰(耐慈院) 日見(理天院) 日寶(潮音院) 日應(寂隆院) 日唱(守信) 日擔(領峰院) 日豐(亮心院) 日源(光漸院) 日地(本義院) 日沾(敬山院) 日全(明靜院) 日盛(堅樹院) 日奏(上妙院) 日善(智渡院) 日運(潮文院) 日晴(大裕院) 日舜(究竟院) 日環(是運院) 日詔(圓中院) 日潤(一雨院) 日心(智了院) 日扇(轉樹院) 日蘭(一乘院) 日仲(不老院) 日桂(善悟院) 日新(示宣院) 日鑑(智鏡院) 日實(慈祥院) 日環(事感院) 日祥(止明院) 日禱(智現院) 日健(彌音院) 日薩(文明院) 日鑑(自厚院) 日修(心妙院) 日阜(春慶院) 日殿(境行院) 日真

クラン

787

クラン

787

クラン

787

クキヨ

十卷のものとありて定まらず、國史大系九、十、十一に
取めたるは、慶長以後を合せ載せ、三冊とし、前篇
は後醍醐天皇建武四年以前、中篇は北朝光明天皇建
武四年より東山天皇寶永六年迄を載せ、後篇は其以
後とす、内篇攝政關白大臣以下參議四位以上公
卿たる人々の官位の補任年月日等を各年に係けて記
す、本書はもと公卿傳と稱し、神武天皇より村上天
皇康保四年に至る、其後代々撰次、今上天皇明治元年
に及び、合せて公卿補任と云ふ、中間後深草天皇寶
治元年及び建長四年より正元元年に至る前後合せて
十年間開く、後深草天皇の條は、水戸光圀一代要記
を以て補す、國史大系本は數本を校合し他書を照對
し、誤謬を正し、關脫を補ひ、最も完備す(公卿補任、
詳書一覽)

クキヨシタカ

九鬼嘉隆 嘉隆定隆の二
男、淨隆の弟、事關祖父泰隆の時より、志摩國加茂
郡内田城に築きて、これに住したりしが、兄淨隆の代
に及び、相差、和具、小鹿、荒島、甲加、濱島、國府等七
島の人、伊勢國司北島氏に依りて兵を合せ來り攻む、
淨隆勇武にして能く防ぎしと雖も、疾を受けて陣中
に歿し、子澄隆嗣ぐ、年幼弱なるを以て嘉隆、これを補
け、防戦して利あらず、即ち城を棄てて遁る、幾干も
なくして再び兵を擧げて内田城を復せしが、澄隆天
逝せるを以て嘉隆家を嗣ぎ、壽を廻らして七島の人
を降し、全く志摩一國を合せ、大隅守と稱し、鳥羽城
に住す、永祿十二年八月織田信長の伊勢に北島具教
を討つや、嘉隆歎を通じて信長に降り、爾來其麾下に
屬す、天正六年信長の命により軍船數十艘を率ゐて
熊野浦に抵り、紀伊國雜賀の賊と戦ひ船三十餘艘を
奪ひ、轉じて堺浦に到り、以て大阪の舟路を梗塞す、
同十一月毛利氏の艦船六百餘艘播磨津に到り、大阪の

ククリ

援勢を爲す、嘉隆軍船を以て迎へ撃ち大にこれを破
る、既にして信長の試せらるゝに及び、豊臣秀吉に
仕へ、四國九州の兩役並に征韓の役等、皆擧げられて
水師の將となり、屢々殊功あり、秀吉薨じて後、慶
長五年の夏、事を以て稻葉通通と争ひ、徳川家康の
策斷を仰ぎしに、家康嘉隆を曲となしたりしかば、
大に不平を抱き、家を子守隆に譲りて老す、五年石
田三成等の兵を擧ぐるや、嘉隆これに與し、子守隆
の鳥羽城を奪ひ、轉じてまた稻葉通通を岩手城に攻
む、守隆時に東國に在りて家康に屬せしが、變を聞
きて國に歸り、鳥羽城を返さんことを請ひしも許さ
ず、遂に父子東西に別れて相戦ふ、尋て關ヶ原の戦
あり、西軍全く破る、に及び、嘉隆紀伊に走る、守隆
戦功を以て父の罪を贖はん事を家康に請ひ許されし
かば、大に喜び人を紀伊に派してこれを告げしめし
に、嘉隆聽かずして自殺す、時に年五十九、或はい
ふ、守隆の家老豊岡某先に鳥羽城を守りしが、嘉隆
に迫られて城を捨てたるを以て、守隆の怒に觸れし
を無念に思ひ、私に紀伊に赴きて嘉隆に會し、歎き
て自盡せしめしなりと、蓋し事實ならんか(藩翰譜、
野史)

ククリシメ

括染 今云シホリ染の事なり、
單に「シホリ」とも、「ククリ」とも云ふ、古くは之を
縮と稱し、遠く推古天皇の御宇より盛に行はれて、
今日に傳へ來れり、江戸時代に至りては、尾張國鳴
海の附近有松より、特産物として多く之を出すに至
り、近代鳴海しほり、有松しほりなど云ふ名あり、カ
ククリシメを看す

ククワンキ

愚管記 卷無卷數十六册
關白近衛道嗣の日記、文和二年三月より永徳
三年に至る迄の事を記す、一名後深心院關白日記、又

ククワ

關白道嗣公記とも云ふ、後深心院は道嗣の號なり、
故に名づく(愚管記)
グクワンセウ 愚管抄 卷七卷、國史
大系十四載、改定史籍集覽三載に收む、初めの
二卷は皇代年代記として神武天皇以來當代順德天皇ま
での御事蹟を略記し、三卷より六卷までは本篇にて
天下治亂の事、武家の起りの事を論じ、末の一巻は
附録なり、二卷の末に承久二年の頃注する由記し、
其後貞應二年七月迄の事蹟見ゆれば書繼せるものに
似たり、但し、書繼も筆法齊しきを思へば、蓋し同
人ならんか、事實正確にして、頼朝並に丹後局が各
其女を宮に入れんとせし如き、北條氏が頼家を謀殺
せしが如き類、他書に見えざるもの多し、假名文の
史籍中史料の價值は、大鏡今鏡増鏡と伯仲の間にあ
り、關白去詳、本朝書目録に、慈鎮和尚の作とせ
り、嘉川春村は斯くして慈鎮の作にあらずとし、皇代
記の卷末なる慈鎮の座主四ヶ度選補の論より始め
て、卷々に慈鎮ならぬ證多し、但し座主の次第を委
しく記せるを、詞遣の高上なるより考へて、山僧の
書ける者なるべしといへり、然るに伴信友はなほ慈
鎮の作と定めたり(愚管抄、碩風漫筆、比古染衣)

クケ

公家 天皇即ち朝廷をいふ、轉じて朝廷
の吏員をいへり、祭花物語に、國の守りけの御定め
よりさしす、みて云々」と見え、古事談に、伊周私修
大元法、件法者非公家、不修法也」と見え、また吾
妻鏡建久二年五月源賴朝の奏狀にも、從賴朝身有
其管、時者、自公家、何無御沙汰、哉云々」といへる
が如き、みな朝廷のことをいへるなり、後轉化し
て堂上籍紳家のことをいへるは、蓋し公家の業の略
稱なり(有職小説、倭訓栞、貞丈雜記)

クケウ

公曉 名義功名は善哉、制契して

クケシ

公曉といふ、源賴朝の第二子、源朝初め頼家の
害に遇ひし時、僅に四歳、政子實朝をして養はしむ、
後に剃髮して圓城寺に入り、公胤に従ひて業を受け、
鶴ヶ岡の別當に補せらる、承久元年正月二日實朝右
大臣に拜せられたる拜賀の禮を鶴ヶ岡に行ふ、公曉
常に實朝及び北條義時を殺して父の仇を報ぜん」と謀
る、仍て此日鶴ヶ岡社前の石階にて實朝を刺殺し(廣
益俗説辨の說によれば、これ北條氏の奸計源氏の統
を斷ち、己れ權を専らにせんと欲して公曉を勸めて
實朝を殺さしめ、其罪として公曉を殺し世を欺きし
なりと)三浦義村に據り助を受けんとす、義村給いて
之を家に迎へんとし、更に義時につく、義時命じて之
を殺さしむ、義村長尾定景を遣はして公曉を殺し首
を幕府に送る、時に年十九(大日本史)

クケタウ

公解 官術に於て出擧の
用に供する稱をいふ、省きて公解とも稱す、公解は
官術にて、稱は即ち本稱なり、之を出擧して其利を
收め、諸國官術及び諸司等の用に供するものなり、
起原諸藩 文武天皇大寶令制定の時、内外諸司に皆
之を給し、其數は式の處分を待ち、本司をして錄せ
しめ、年の終に太政官へ申さしむ、慶雲元年七月、
公解の條を式部省大學散位等の寮に給ふ、聖武天皇
天平十七年十一月、始めて諸國其數を定め、大國は
四十萬束、上國は三十萬束、中國は二十萬束、中に
就て、大隅薩摩の二國は、各四萬束、下國は十萬束、
中に就て、飛騨、隱岐、淡路の三國は、各三萬束、志摩
國、壹岐島は、各一萬束、若し正稅數少く及び民出
擧することを得ざる者あらば、必しも限に滿てず、
其官物欠負未納の類は、之を以て填せしむ、孝謙天
皇天平寶字元年、其處分の法を定む、先づ欠負を補
ひ、次に國儲に割き、其餘を國司の俸給に充つ、長
官六分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分、其
博士醫師は、史生の例に准じ、員外官は、各當色に
准じ之を分配す、光仁天皇寶龜六年八月、太政官奏
して、國毎に公解四分の一を割き取り以て在京の俸
祿に益さんと、之を可す、桓武天皇延暦十七年正月、
諸國司公解處分の際、弊習多きにより、之を停止し
て一に正稅に混じ、正稅の利を割て國儲及び國司の
俸を置く、十九年九月、また舊に依て出擧す、二十
二年二月、公解を割きて國儲を置く數を定む、大國
一萬二千束、上國九千束、中國六千束、下國三千束
と爲す、平城天皇大同三年九月、悉く前例を改めて

クケテン

公解田 名義職分田(又職田と
も云ふ)の一にして、太宰帥諸國守以下史生に至るま
で、其職の差等に隨ひて各職分田を給するものとい
ふ、之を在外諸司職分田ともいふ、不輸租田なり、
但し透授國司公解田は輸地子田なり、令集解に、公解
田と職田と其別如何、答ふ一種なりと、職田と云は
ずして公解田と云は、職田は限あり、公解田は廣し、
若し新任増員等あれば、姑く公解田を以て其職俸に
給す、故に公解田即ち職田と云ふ也、續日本紀延暦
元年十二月の條に未進を辨償する爲に設くと、蓋し
公解は所謂官術なれば、もと官術の費用に充てしが、
後には職田となりしならん」といへり(起原諸藩大
寶令制定の時、其職に應じて職田を定め(シキヤン
テン)參看)交代以前に種みたるは前人に入れ、前人

クケテ

善く衆司に給す、醍醐天皇、延喜式制定の時、諸國
公解稻の出擧に充つべきものを定む、其總額千七百
十七萬七千七百七十九束とす、國司に給する處分法は、
大上國は、長官に六分、次官に四分、判官に三分、主
典に二分、史生に一分、中國に分れば、長官に五
分、下國に分れば、長官に四分、員外の司は、各當員
に准す、其國の博士醫師は史生に准じ、陸奥國の博
士醫師、陰陽師は、並に目に准じ、鎮守府將軍は守に
准じ、軍監は豫に准じ、軍曹は目に准じ、醫師醫師は
史生に准じ、若し國を帶する者は兩ながら給ふべか
らず、其按察使は當國の守に准じ、記事は豫に准じ
しめ、太宰府に於ては、帥に十分、大貳に六分、少貳
に五分、監に三分、典に二分、主神主工博士、明法博
士、音博士に一分半、主城、陰陽師、醫師、筆師、主
船、主廚に一分半、大唐通事に一分半、史生、醫師、
新羅譯語傳使に一分と定めしむ、冷泉天皇康保の年
以後、公解の制明ならず(大日本租稅志)

クサカ

部利貞に連を賜ふ、陽成天皇の時宿禰となす、同時に肥後國合志郡大領日下部辰吉あり、其部族多く但馬に居す、朝來養父等郡領に補す、後世猶國造と稱するあり、衛府官を帯する者、子孫蕃衍し、部族に、朝倉、磯部、糸井、日下、小泉、三方、高田、輕部、土田、八木、山本、連屋、稻津、石和田、太田等あり、朝倉氏後ち越前に移る(氏族志)

クサカベノワウジ

草壁皇子 名諱日並知皇子と號す、追號して長岡天皇、又は岡宮御宇天皇といふ、天智天皇の第一皇子、母は持統天皇

天武天皇に從ひて東國に赴く、九年二月皇太子となり、萬機を攝す、十三年淨廣壹を授けらる、持統天皇三年四月薨す、年二十八、眞弓丘に葬る、皇太子阿閉皇女を娶り、文武元正の二帝等を生む、慶雲四年四月詔して皇太子の忌日を國忌と爲し、天平寶字二年八月追尊して岡宮御宇天皇と稱す(書紀、續紀、皇胤昭運錄、大日本史)

クサキノコホリ

國崎郡 所屬在豊後國

起原風土記に、昔者日向日宮御宇天皇御船從周防國佐渡津發、而度之、遙覽此國、勅曰、彼所見者若國之崎乎因曰、國崎郡と見えたり、(清和)日本紀に、國前又勝崎に作り、古事記、舊事紀に國前、風土記に國崎に作る、延喜式國崎に作りて、クムサキノコホリと訓す、和名抄に武藏(ムサシ)來繩、國前(クニサキ)由染、阿岐(アキ)津守(ツモリ)伊美(イミ)等の郷あり、拾芥抄國崎に作り、古圖之に仍る、寛知集國崎に復し、元祿以後國東に作りて、クニサキノコホリと訓す、明治十三年分て東西二郡とせり(國郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

クサクラ

草鞍 鞍の一種、馬背に當る處に

クササ

設けたる兩箇の楕圓狀は、稻苗或は枯藁にて造り、二箇の堅木に縛付す、此鞍は多く耕作の時の用に供するが故に、草鞍と稱し、又稻苗を以て造るが故に又代作鞍とも名づく(野鞍考)

クサザウシ

草雙紙 名諱江戶時代流行の繪入本の名、主に平假名のみにて記るし、専ら兒女

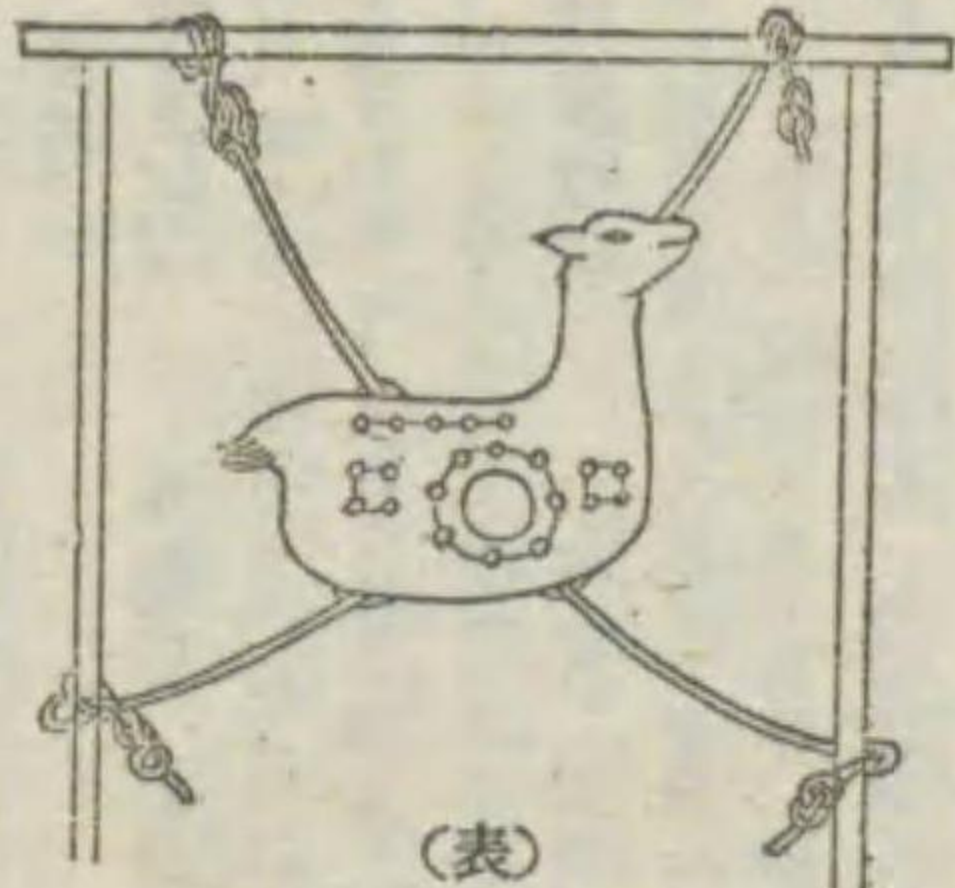
の見るべき様に作れるもの、草假名の雙紙の義、或は標紙に至る迄薄紙の還魂紙を用ひしより、一種の惡臭あるを以て、世俗臭草紙と稱し、又草の蒼々たる義を以て、蒼雙紙とも草雙紙とも云へるとは如何あらん、又一説には種々の草紙とも云へり(起原) 船中も室町時代の御伽草子より脱化したものなれども、性質や異なり、享保頃より流行したる赤本を始めとす、赤本は眞享元祿の頃行はれたる正本、行成標紙などより出でたるものなり、尋で書肆鱗形屋にて、青本を出版し又黒本を發賣す、寛延寶曆の頃黄表紙出でたれども猶青本と稱し、價の廉なる、内容の面白きとにより、赤青黒本を歴し、一時大に流行したり、寶曆十年觀水堂阿の戯作より又一變し、表紙を紅摺となし、巻中の繪も鳥居風を改めて錦繪風となし、舌切雀籠蟹合戦などの童話を旨とす、是より草紙の題號みな紅摺となれども、鱗形屋のみ古風を守る、安永天明の頃戀川春町出づるに及び、體裁内容共に一變し、大人君子も草雙紙を手にするに及び、畫外題も四通の色摺にて華美に流る、寛政度の改革にて質素を主とし、再び化物等のものとなり、享和頃より敵討物語と變じ、文化中より四村屋興八の創意にて合巻物非常に流行し、次で種彦の正本製又一時流行するに至り、爾來滑稽諷刺の事實を止め、専ら物語體に作り出し、十數篇の續き物語を作るに至りしかば、世人從來の短篇物語

クサジ

をすて、續物を歡迎するに至る(起原)赤本、(赤色の表紙を附けたるより名づく)青本、(崩黄の表紙をつけ、それに鳥居風の繪を書したるもの)黒本、(黒表紙とも云ふ、黒色の表紙を装ひたるを以てなり)黄表紙、(黄なる表紙を用ひしより此名あり、一卷を紙五張と定め全二冊を十二文に賣りたりと云ふ)合巻、(三冊物四冊物六冊物を二冊三冊に合巻となしたるものを云ふ)正本製、(挿畫など凡て當時俳優の似顔をつし、器具調度なども芝居の舞臺を寫し、凡て正本に似せて作りたるものを云ふ、柳亭種彦の創意)此他人情本、讀本、洒落本、滑稽本等あり(寛天見聞記、物の本、江戸作者部類、半日閑話、賤の小田卷、嬉遊笑覽)

クサジシ

草鹿 名諱鹿の一種、鹿の形したる鹿の云ふ、大的、圓物と共に歩立の三物と稱す、草中に鹿の立ちたるを射る心なりと云ふ、一説に草を束れて鹿の形を作り、之を射るを木義となすといへども、確ならず



(表)

鹿の形に、其外に大小の星二十三を附す、星は皆白色となし、總體は鹿の毛色即ち栗色に塗る、其寸法は長一尺八寸、廣八寸、首長七寸五分、面の長三寸五分、

クサズ

クサネ

クサネンク

草年貢 江戸時代納税の一種、野年貢と同じく、野方の原野を檢地し、段別をつけ年貢を納むるをいふ、(ノネンク)參看(地方凡例)

クサナギノツルギ

草薙劍 三種神器(サシノツルギ)を見よ、

クサダカ

草高 其土地に於ける米の總上り高につきていふ稱、假令ば、其地全體の實收納二十萬石とせば、それを草高と稱し、領主の有と爲る分のみをば、現石といふ、二十萬石の内、五萬石を租納とせば、それを現石といふなり、この稱は、元龜天正の間に起りたりと雖も、其由て來ること甚だ久し、高(タカ)參看(地方凡例、田圃類説)

クササリ

草摺 鐵の腰に分れて垂れる裾、(ヨロヒ)の名所を見よ、

クサダイ

草代 江戸時代、納税の一種、草役米(クサヤクマイ)參看の類なり、又他村に芝草を刈らしめ、代米或は役米幾程と定めて、公納せしむるをいふ(地方凡例)

クサツツアアラ

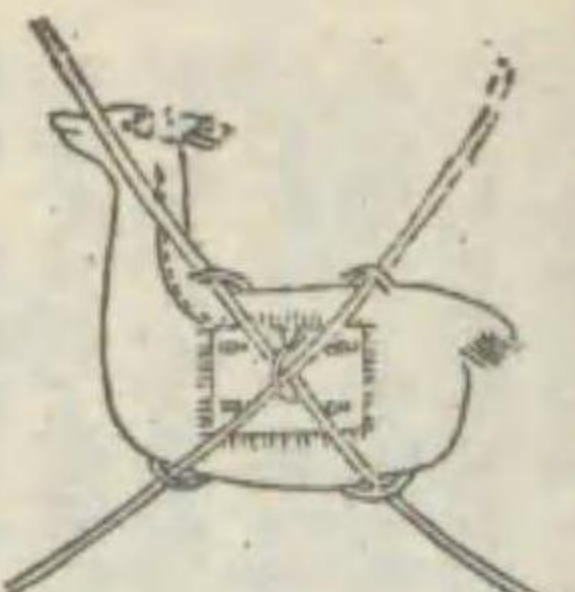
草生津油 今の石油をいふ、地方凡例に、草生津油と云は、越後國蒲原郡の内池有之、池水の上に油うかむを、等にてすくひ取り、段々器に溜め燈油に成す、村方助成にもなる故、公義へ運上を納む云々と見えたり、

クサモチ

草餅 名諱蓬餅を云ふ、三月上巳の祝に之を製す、支那にては、艾染餅又艾糕と稱す、宋史高麗傳云、上巳日以青艾染餅爲之盤踈之冠云々、又蓬越朝鮮賦注云、三月三日取艾葉、雜之糯米、蒸爲餅、謂之艾糕云々(起原)三代實錄に、田野有草、俗名母子草、二月始生、莖葉白脆、三月三日婦女採之、蒸搗爲餅、傳爲歲事云々とあるを初見とす、爾來今日に至る迄此風を存せり(雲錦隨筆、安齋隨筆、世事談)

クサヤクマイ

草役米 江戸時代納税の一種、地方凡例に、段別もなき廣野にて林を刈り、其役米を出すを云、段別も知れず、駄敷も積りがたけ共、前々よりの仕來にて役米の負數を定め定納と



弓場は十三杖にはく、猶委しきこと、本朝軍器考を見よ(起原)建久五年源頼朝の富士野の狩に始まりし由傳へたれども誤なり、是より以前、源平盛衰記石橋山及び衣笠合戦の條に、此名見え、又吾妻鏡建久三年八月の條に、二十日庚申、將軍家渡御御座所、召交母兼備射手等、有草鹿勝負云々と見えれば、其起原當時以前既にあり、室町時代に至りては、歩立の作物或は三物など、稱して、武家間に用ひられたり(法量物丸物草鹿之記、本朝軍器考)

クサノカミ

草神 原野の事を司れる神、書紀神代卷に伊弉諾尊伊弉册尊(中略)於是陰陽始適合爲夫婦(中略)次生草薙草野姫、亦名野姫とあるを始めとす、古事記には、既生國竟(中略)次生野神、名鹿野野比賣神、亦名謂野神神とあり、又野姫者、探五百箇野鳥八十五載云々と、書紀の一書に在り、書紀神武卷に、用汝爲齋主、授以嚴媛之號(中略)草名爲嚴野姫と見え、凡在京野場者(中略)又卜部率郡司以下雜色人等入ト食野、苜草、即祭野神と延喜式に見えたり、

クサヒトカタ

草人形(藪靈) 人形(ヒトカタ)を見よ、

クサフツノアアラ

草生津油 今の石油をいふ、地方凡例に、草生津油と云は、越後國蒲原郡の内池有之、池水の上に油うかむを、等にてすくひ取り、段々器に溜め燈油に成す、村方助成にもなる故、公義へ運上を納む云々と見えたり、

クサモチ

草餅 名諱蓬餅を云ふ、三月上巳の祝に之を製す、支那にては、艾染餅又艾糕と稱す、宋史高麗傳云、上巳日以青艾染餅爲之盤踈之冠云々、又蓬越朝鮮賦注云、三月三日取艾葉、雜之糯米、蒸爲餅、謂之艾糕云々(起原)三代實錄に、田野有草、俗名母子草、二月始生、莖葉白脆、三月三日婦女採之、蒸搗爲餅、傳爲歲事云々とあるを初見とす、爾來今日に至る迄此風を存せり(雲錦隨筆、安齋隨筆、世事談)

クサヤクマイ

草役米 江戸時代納税の一種、地方凡例に、段別もなき廣野にて林を刈り、其役米を出すを云、段別も知れず、駄敷も積りがたけ共、前々よりの仕來にて役米の負數を定め定納と

クサワケ

草分 江戸時代始めて荒蕪の地を拓き、村を取立てしものを稱していふ詞、明治五年其唱を禁止す(法令全書)

クサワケナヌシ

草分名主 自己の開墾して開きたる町々の名主、名主中に於て、尤も威權あるものとす、草分(クサワケ)及び名主(ナヌシ)の條を見よ、

クシ

驅仕 僧侶の役名、御修法等の時走り回して諸僧を集め、又は道具を持運ぶことを沙汰す、或は力者を用ひ或は格勤を用ふ、孔雀經法記に、驅仕格勤散所法師原人後七日難勤に驅仕膳奉仕之佛供等自ニ小行事手ニ請ニ取料米膳致ニ沙汰云々とあり、

クシ

櫛 髮を梳る具、髮を解きけづる故に名づく、歴世女裝考に、櫛は和漢共に木にて作り始めたる物なる故、其字も从木、櫛はあらざし、櫛はと云ふ、篋はすきぐし也、此字のみ从竹よしは齒は竹にて作る故也、唐より始めたる物故今も是を唐

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クサリ

クシ

クシ

櫛といふ云々、といへり。起原清。古事記黄泉及び八俣表呂知の段に、湯津津間櫛の名見えたれば、神代よりありし事知らる。本居宣長は、串と同名、上代の櫛の齒は、稍長かりしかば串と同じと云へり、萬葉集に、滋賀の海人はめかり鹽やさいとまなみ、くしげのをぐしとりも見なく、又、君なくばなぞ身飾らんくしげなるつげのをぐしとらんと思はずとあるを見れば、奈長朝は櫛々盛に行はれし事明なり、延喜式に凡内命婦三位以上服用象牙櫛云々、と見え、類聚雜要抄に、大治五年中宮立后御料具中に象牙の櫛見えたれば、延喜式以後高貴の人々は象牙を用ひ、其他は木櫛等を用ひたるならん、其後青貝櫛あり、落久保物語に、貝すりたるくしと見えたり、鎌倉時代には上流には蒔繪櫛あり、江戸時代は、我衣に上古つげの櫛上品也、甚小振也、其後木の薄櫛はやる、明暦年中迄は大名の奥方ならでは櫛甲は不用、遊女と雖も黄楊の櫛に麻の櫛等にて濟ぬ、元祿の比より世上活達になりて櫛甲もはやあきて蒔繪など書かせ、櫛甲も上品を撰び、價の高下にかいはると雖も、金二兩を極品とす、享保頃より櫛甲の上品五兩七兩となる、依之常體の女求るに不及力、木の櫛に色々の蒔繪切金をかけ、百疋二百疋にて求む、其故寛保年中より細工人に上手出来て、水牛の色よきに櫛甲の黒斑を入れて、上櫛甲のまがひに賣、是も始は二十目ほど致しける、正徳の比厚ムネの木櫛流行、棟に金銀粉にて鑲嵌をしたり、其宜く見えたり、享保に至て木櫛大方薄手に成たり、皆蒔繪有り、元文中泉牙の櫛筭はやる、男女共身の飾り、奢る事は享保以来甚し云々と見えたり、其故を以て寛政元年三月幕府令して奢侈物品賣買を停止し、櫛筭等の華美を禁せり、然れども禁令緩むに従

クシ

て奢侈となり、天保中には金銀の高蒔繪を施し、切金、珊瑚珠、四分一、赤銅等へ象眼等を致すに至る、故に天保九年再び令して嚴禁せり、其後又華奢となり、終に今日に至りては、櫛甲によりて名づくるもの木櫛に、伊須櫛、黄楊櫛、象牙櫛、琥珀櫛、櫛甲櫛、飾によりて名づくるもの、蒔繪櫛、土地によりて名づくるもの唐櫛あり。伊須櫛を以て親子の縁を切るとし、大に之を忌しより、投櫛を以て親子の縁を切るとし、大に之を忌めり、又皇女、齋宮或は齋院となりて、伊勢賀茂に下り給ふ時、天皇親ら櫛を齋宮齋院の額に挿し給ふ、是を別の櫛と名づく(古事記、延喜式、和名抄、雅亮抄、歴世女裝考、我衣、徳川禁令考)

クシ

所不遺、今眞言密家多用爲三昧事、毎字結印、又有護身法五印、而共爲九字護身法、授其印者、軍中及川涉山行修之、今武家具足櫃書、前字以當九字、此九字、亦有據、抱朴子名之六甲詭祝、其九字無三在字、有五行字、爲臨兵闘者皆陣列前行ことあり、此外眞文雜記に、九字と云ふ事、臨兵闘者皆陣列在前と唱へながら、如此なる形を空中に書くなり、是れを九字を切ると云ふなり、一字に一ツ宛印相あり、九字を切る時も劍印とて印を結びて九字を切るなり、是れ皆眞言宗の習事なり、眞言宗の出家より傳を受けざれば用いたらずと云ふなり、此の九字、本は道家の法なり、道家といふは仙術とて仙人の方を行ふ者なり、祈禱などをなすなり、其の道家の書に抱朴子といふ書あり、其の書に九字あり、臨兵闘者皆陣列在前とあり、是れ眞言宗に借り用ふる成るべし、武家に九字を用ふる事もある故記之、と見えたり。

クシ

授けらる(華族諸家傳、華族誌)
○隆憲 隆致 隆朝 隆方 隆胤 隆賢
隆成 隆策 隆秀 隆周 隆器 隆久
隆色 隆起 隆韶 隆義 隆智
クシゲタカヨシ 櫛筒隆賢 名號本名實
隆、後隆慶と改め、終に隆賢と爲す、是足院入道と號す、隆胤隆胤の子、享保八年二月内大臣に累進し、同七月辭す、十三年十二月朔薨、十八年七月十一日薨す、年八十二(公卿補任、大臣補任)

クシガサカケ

米し、然る後櫛の齒を鳴す事三度の後、堺の内へ来る人の言語を聞て古凶を推す云々(歌林拾葉集)
○關笠懸 關を探り敵手を定めて行ふ笠懸をいふ、關は○の如きものにして、之に文字にても繪にても、一對宛作り、竹の筒に入れ置くべし、十騎を定員とせるを以て五つがひたるべし、關の取様は關振の出すを馬場本にて馬上にて受取り、符號ある方を下になして烏帽子の右の手の下に納め、かくして後笠懸を行ひ、射はて、後、關を出し、相くし所持の者と、其中否を比較し以て勝敗果て、後合するもあり、又一度射る毎に之を合する事もあり、何れにても射手の心次第なり、又賭物なども金錢、物品、飲食物など一定の品なし(笠懸記、笠懸禮法)

クシカタ

公事方 勘定奉行(カンヂヤウヤウ)
ギヤウ)及び郡代(アンダイ)を見よ、

クシガタオサタメガキ

公事方御定書
江戸幕府の律令をいふ、上下二巻あり、上巻は令八十一條、下巻は律百三條を収む、世に徳川御定書百箇條と稱するものは、下巻の律百三條をいふ、江戸幕府の律令は、此二巻にて完備大成したるものとす、故に寛保以後の裁断は皆この刑典を遵守し、漫に變改せず、尙ほ、御定書百箇條(オサタメガキニヤウカテウ)參看すべし(古事類苑法律部)

クシキ

舊事紀 刊本十卷五册、國史大系七輯に收む、内卷開闢より推古天皇の御代に至る迄の事を記す、卷首に先代舊事本紀とし、馬子の序文ありて、(前略)太子爲仁、禰次次妹而修撰未竟、太子薨矣、撰錄之事頓而不續、因斯且所撰定、神皇系圖一卷、先代國記、神皇本紀、臣連伴造國造本

クシガ

クシキ

クシキ

クシケ

クシゲ

クシサ

クシキ

十卷、號曰先代舊事本紀、所謂先代舊事本紀者、蓋謂開闢以降當代以往者也、(中略)既修御題目録、錄如左、神皇系圖一卷、先代舊事本紀十卷、第一卷神代本紀、陰陽本紀、第二卷神祇本紀、第三卷天神本紀、第四卷地祇本紀、第五卷天孫本紀、第六卷皇孫本紀、第七卷天皇本紀、第八卷神皇本紀、第九卷帝皇本紀、第十卷國造本紀、とあり、多田義俊は本書は後人の偽作にて國造本紀のみ取るべきものありとし、賀茂眞淵は八百年前の偽作とし、本居宣長は聖徳太子の作にあらずと、偽造せしにあらず、古事記と書紀とを取合せて集め成せしなりと云へり、○評釋に、舊事本紀爲撰考一卷、多田義俊享保十六年の作、舊事本紀別爲一卷、伊勢貞丈の作、共に舊事紀の偽作なる事を論辯す、舊事本紀層考一卷、安藤有益の作、本紀の年代諸考にて年月の缺を補補し、誤謬を正す(舊事紀、舊事紀爲撰考、同別爲、同層考、詳書一覽)

クシキ

櫛巾 泔坏、又は打亂箱の下に敷く巾をいふ、髪を置くに用ふ、織物にて之を作る。

クシケ

櫛筒 櫛を入る、筥を云ふ、

クシケウチ

櫛筒氏 姓は藤原、四條權大納言隆季卿十五世、正四位下左近衛中將隆昌朝臣の男、四條左少將隆憲朝臣男左中將隆致朝臣後四院天皇の外祖にて櫛筒と號す、依て其子權中納言隆朝櫛筒氏と稱す、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し子爵を

クシコ

授けらる(華族諸家傳、華族誌)
○隆憲 隆致 隆朝 隆方 隆胤 隆賢
隆成 隆策 隆秀 隆周 隆器 隆久
隆色 隆起 隆韶 隆義 隆智
クシゲタカヨシ 櫛筒隆賢 名號本名實
隆、後隆慶と改め、終に隆賢と爲す、是足院入道と號す、隆胤隆胤の子、享保八年二月内大臣に累進し、同七月辭す、十三年十二月朔薨、十八年七月十一日薨す、年八十二(公卿補任、大臣補任)

クシ

クシツ

串(鐵或竹にて箸の如く作り、物を貫く用を爲す)に刺し貫きて殺すなり、家忠日記増補に、永祿五年三月十五日、吉田の城主小原肥前守三州の諸士を懲...

クシツツ

關筒 笠懸犬追物等の時に用ふる關を納めたる筒、使用の際には、之より振り出すなり、長は關の長短によりて同じからず、關の長五寸二分なる時は筒の長は六七寸計になす、關十二本入...

クシテヤキ

櫛手焼 大河内黨(オホカサガガマ)を見よ。

クジノコホリ

久慈郡 所在常陸國起原 日本武尊東征の時此地を定む、風土記に、自郡以南、近有小丘、體似、倭武天皇因名久慈と見えたり...

クジノ

以後之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考) 孔子役(關子役) 武家の職名、評定始の時、關を出す人を云ふ、孔子は關の借...

クジノヤク

長壽院之御事也、此三ヶ條右筆祇候令、披露之時、關役是も右筆老若の關を持って廻時、管領評定奉行を爲、始關を取、老關なれば衆中に年之増たる者の、...

クジフデ

櫛筆 關を以て筆者の順を定めてかくことといふ、櫛は關の借字なり、世に、殿島神庫に在る平家納經の願文を櫛筆といへり、殿島名所圖會に、この願文を櫛筆といふこと、その義い詳か...

クジフギヤウニン

公事奉行入 武家の職名、政治に参預し、命令を奉行す、源賴朝府を開くや朝廷の臣文學明法に練達する者を以て之に稱す、詳しくは奉行人(アギヤウニン)を見よ。

クジヤウ

宮掌 伊勢神宮及び熱田神宮の主典の下に在る神職をいふ。

クシヤウジ

久昌寺 所在常陸國久慈郡 春日村大字 新宮○靖定山禪院とも號す...

クシヤク

拘惜 記録文書等に用ふる詞、かかへしむを云ふ、庇護する意、多く鎌倉時代頃に用ふ。

クシヤクノマ

孔雀間 大内裡校書殿東廂

クジフ

に知りたし、春草堂詩鈔に、殿島神庫に觀平家納經詩に、一門貴顯二十四名、齋戒櫛筆各履精の句ありて、その註に卷書曰櫛筆、按二十四人集寫、謂之櫛筆...

クジフミ

公事文 室町幕府以後公方用事の書狀を云ふ(貞丈雜記)

クジフリ

關振 騎射の際關を振りて射手に授け、以て其順序を定むる役、主に晴の犬追物の時に限りて設く、常の犬追物の時にはなし、人員一人、普通の人をつとむ(犬追物の式)

クジマチノカミ

久慈眞智神 京中の座神、左京二條、四條坊門坊城の西に鎮座す○ト座神、占部神ともいふ、桓武天皇平安城遷都の後、京中の座神と爲る、平城天皇大同元年神封九月を寄せ、清和天皇貞觀元年正五位下に叙され、醍醐天皇延喜の制、月次相嘗祈年案上の幣に預り、大社に列る、卜部神(ウラベノカミ)參看(延喜式、神祇志料)

クジマチノミコトノジシヤ

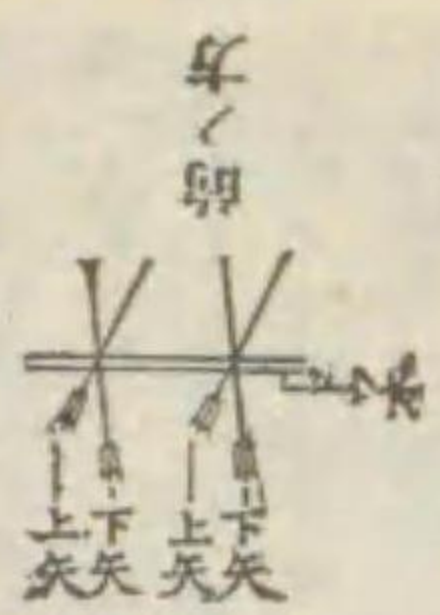
櫛眞知 命神社 所在常陸國北南浦村○

クシマ

ち、當てたる人矢代を振る、兩人當れば上矢の人矢代



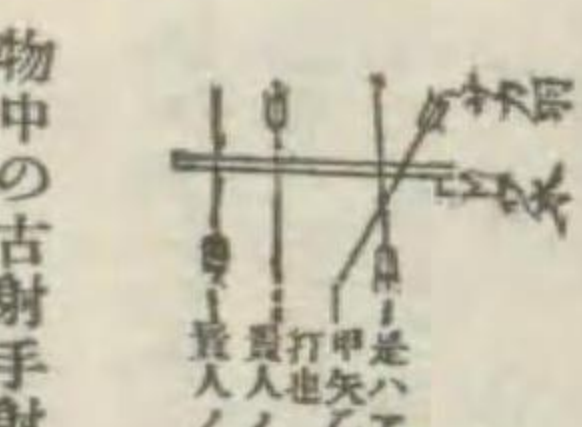
(女弓) 射時二弓立三弓立に射る(弓立とは射手何も一度射て勝負を定むるを云ふ)當る矢あれば其標に逆羽を打つ、即ち矢代の一手じんどう根の方を的に向け...



クジマト

關的 名義矢代を振りて上矢の射手、下矢の射手と別れて賭物を出して射勝負をするを云ふ、又賭的とも云ふ、關は矢代の事なり...

元は大庭等乃知神と云、關神皇産靈尊の子櫛眞乳魂命(太光の卜事を掌る神)也、關神武天皇天神の御訓に依て八十平鏡を造る時、土を香山社中に取り給ふ、蓋し本社なり、大同元年封一月を奉り、貞觀元年從五位上を授け、延喜の制大社に列し、祈年、月次、新嘗の祭に案上幣帛に預る、一條天皇正曆五年四月、中臣氏人を宣命使とし、幣帛を奉て疫疾火災の變を祈らしむ、九月二十四日を祭日となす(神祇志料)



物を古射射すして賭物許出して、其組合の射手賭物を取る時手振りの人も分て取るを云ふ、射すして取る故にネアリと云ふ、是も相手無き故に矢代組合せず只一つ置くなり、關神室町幕府の中世より起る、年中定例記、長祿二年以來申次記等に見ゆ、始めは、賭物に弓矢、弦、ゆかけ、扇子、登紙等なりしが、江戸時代には金銭を出して勝負を争ひ、禮拜に關らざるに至て全く博奕の類となる(弓禮祕傳書、關的問書、關的次第、四季草、貞丈雜記)

クシヤウ

宮掌 伊勢神宮及び熱田神宮の主典の下に在る神職をいふ。

クシヤウジ

久昌寺 所在常陸國久慈郡 春日村大字 新宮○靖定山禪院とも號す...

クシヤク

拘惜 記録文書等に用ふる詞、かかへしむを云ふ、庇護する意、多く鎌倉時代頃に用ふ。

クシヤクノマ

孔雀間 大内裡校書殿東廂

クシヤ

の北に在り、孔雀を飼養する所なり(大内裡朝考證) 扶桑略記に、延喜十一年三月二十六日、有孔雀雌一翼、於右近陣、養之云々と見え、江次第に、大臣云云、退下、出、自青理井無名等門、引香、爲令在孔雀間、史知也とあり、

クシヤ

俱舍宗 名義佛敎の宗派 俱舍論を本論となしたる宗旨を以て名づく(記原) 龍樹釋迦滅して九百年の後、世親菩薩と云者出生し、俱舍論を造る、もと阿毗達磨俱舍論と稱し、對法藏論と譯す、五百羅漢尊者結集の婆娑論より出づ、論の主意は一切諸法實有と説くをその宗と爲し、經部の義なきにあらず、顯意に約れば、唯是有宗、三世實有、法體恒有の旨を説するなり、故に一方に偏せざるなり、印度の學徒は聰明論と稱し、内外の兩道必ず此論を兼學するといふ、此論陳の天嘉四年真諦三藏譯して二十二卷と爲し、唐の高宗永徽二年玄奘三藏譯して三十卷と成し、現今に傳ふ、吾邦傳來は、齊明天皇の御宇南都の智通智達之二法師入唐して之を持ち來れるに始まる(八宗綱要)○和事始に、正統記に云、俱舍成實などいふは小乘也、道慈律師おなじく傳へて流布せられたれども、依學の宗にて別に此宗を立る事なしといへり、

クシロ

具書 訴陳狀に、原被兩造より所進の證文を云ふ(沙汰未練書)吾妻鏡文應元年八月十二日の條に、進、覽問注記具書之時、毎度被、副、追進狀之條、違、傍例、非、沙汰之類、云々とあり、

クシロ

櫛羅 所在大和國南葛城郡大字櫛羅 延喜八年宮津城主永井氏の弟直國、此地一萬石を賜はり、陣屋を建て、治す、子孫相繼ぎて明治維新に至る(大和志、明治政覽)

クス井

緒に貫きて、臂に纏ふもの、和名抄服玩部に、劍、内典云、在、指上、者名、之曰、環、在、臂上、者爲、劍(比知万伎)とありて、和訓ヒナマキとも云し成るべし、上代衣服考に、漢國にては臂上の肌にかく金輪と見え、たれど、我國にては玉或は鈴などを著るものなれば、甚だ違へり、されば臂に纏く所同じければ、劍の字をあてたる成べしといへり、

クス井コ

鼓吹戸

「クスキシ」を見よ、カサ」ともむ、兵部省の被官、軍陣に鼓角を用ふるより、鼓吹戸の民をして常に調習せしむる事を司る、鼓吹戸の人民を毎年九月より此司に召上げ、十月一日より二月三十日迄五ヶ月間鼓角を教習し、三月一日を以て其業を試む、正一人正六位上、佑一人從七位下、大令史一人大初位上、少令史一人大初位下、史生二人、使部十人、直丁一人、鼓吹戸二百十八人、山城、攝津河内に在り、延喜式の時、山城七十五、攝津二、河内二十三に減す、天武天皇十年三月、天皇新居井上居し、試に鼓吹の聲を發し、仍て調習せしめしを始めとす、延暦十五年吹部三十四人を定め置く、雅樂寮雜色生に準じ、其勳籍を聽す、十九年司言す、吹角鉦鼓皆軍旅の用ふる所、今吹角長上三人ありて鉦鼓の師なし、請ふ鉦鼓長上を立て、生徒を教習せしめんと、之を許す、宇多天皇寛平八年廢して兵庫寮に併す(令義解、三代格、官職秘抄後附)

物を云ふ、支那には練命、五色練、靈絲、彩糸、彩索など稱す、簾柱等にかけて、邪氣を避け、不浄を拂ふと云ふ、禁裏にては端午に練所より獻じ、夜御殿の御帳の東の柱にかけらる、九月九日取り換ふと云ふ、又群臣之を賜はりて臂にかけ、又は腰に佩ぶ、之を掛香とも云ふ、幼者は襟にかくと云ふ、
○藥玉之圖
つじの作り花
糸まき作
花は花糸
五

艾、橘などの藥物を花にて飾り、五色の絲にて調たるもの故藥玉と云ふ、今は藥物雜花をも絲にて造る故藥玉を云ふ、今、當時御所に奉るには藥玉を以て、西宮に、五月五日、絲所藥玉二流藏人取之、畫御座母屋南北柱に結び付、又五日節會賜、續命、とあれば、古は絲所より調進して御所にも懸けられ、人にも賜はりたる見ゆ、今は御出入の職人より上る也云々とあるにて明なり、民間に於ても、此日種種の造り花を絲に貫き、或は紙にてはりなどして弄ぶは、これならひたるなり(續後紀、河海抄、江次第、公事根源、古今要覽稿)

クスノキマサシゲ

楠木正成 小字多聞丸、河内の人、元弘元年後醍醐天皇北條高時の兵を避けて笠置寺に幸す、四方勤王の志ある者少なし、天皇願ふ之を憂ひ賜ふ、適々夢に、紫宸殿前庭に一大樹ありて南枝最も榮え、樹下に南面の座を設け百官班列す、時に二童來り馳ぎ普天の下聖體を容るる所なし、唯此座のみと泣奏するを見給ふ、覺めて之を占ひ意ふに楠木と云者ありて、再び朕を南面に王たらしむるか、寺僧快元を召して問ふ、答ふるに正成を以てす、因て召見し天下の事を托せらる、正成城を赤坂に築き兵五百を以て守る、鎌倉の將大佛貞直兵三十萬を以て來り攻む、正成奇計を以て屢々之を敗る、敵軍遂に戦ふべからざるを知り、遠く城を圍みて糧道を斷つ、城中糧盡く、正成城を火きて金副山に逃る、北條仲時其臣湯淺定佛をして赤坂を守らしむ、二年夏正成赤坂を攻めてこれを降す、官軍大に振ふ、尋て金副山に還り、千劍破に城之に據る、三年春北條氏の軍、吉野赤坂を陥れ勢に乘じて逃合來り攻む、正成策を施して拒き戦ふ、敵軍懼れ敢



掛香藥玉之圖

ものなりしが、後には、撫子、あぢさゝ、其他種々の草花を以て飾れる由、新古今集の歌などに見えたり、然るに後世に至りては、専ら華美を競ふに至り、實物を捨て、一切絲花にて作るに至れり、恒例行事略に、五月五日絲にて赤白の杜鵑花并艾蒿蒲を作り、五色の絲をかけたるものなり、又絲にて編みたる橋の實あり、内に藥玉を入らるると云ふ、延喜式に、凡五月五日、藥玉料、菖蒲、艾、雜花、十種とあれば昔は菖蒲、

クスシ

醫師

「イシ」を見よ、沈香一兩、丁香五十粒、甘松一兩、龍腦半兩を玉にして錦の袋に入れ、絲にて飾り、つじ菖蒲艾等を結び、五色の絲を長く八尺、或は一丈一重れ下げたる

クスノキマサツラ

楠木正行 正成の長子、正儀の兄、正成の死せる時年猶幼なり、常に父の遺訓を奉じて南朝の爲めに盡し、且仇を報ぜん事を念し、其遊戯するに際しても、群童を介して敵を斬ると爲し、竹馬を走らして足利尊氏を追ふと爲す、長ずるに及びて、帶刀、檢非違使、左衛門尉となり、河内守を兼ね、既にして、後醍醐天皇の華山院を出で、内山に幸するや、和田次郎等とこれに赴く、後村上天皇踐祚のはじめ、屢々兵を住吉附近に出して以て敵軍を挑む、正行二年兵を發して紀伊河内の諸城を攻め、頼に細川頼氏及び山名時氏等の兵を敗る、尊氏、これを憂ひ、高師直及び其弟師泰に兵六萬を授けて正行を討たしむ、茲に於て正行、龍顏を拜して暇を請ひ、尋て後醍醐天皇の廟に謁す、曰く、梓弓引かへさしと思ふなりなき數に入る名をそ留むると、各々髪を剃りて佛殿に納め、死を決して出づ、天皇中納言四條隆資をして之を援けしむ、明年正月師直河内に入り、兵を分ちて伊駒山の南、及び飯森山、外山、四條坂の四處に陣し、師直餘軍に將として後に居る、隆資兵三千を率ゑ、陽に飯森山に向ふの形勢を示して敵軍を牽制し、正行は兵三千を以て四條坂より進む、飯森山の敵之を望み兵を分ちて遮撃す、正行先鋒を以て之を敗り、後軍四條坂の敵と戦ひ、殺傷相當る、時に飯森山伊

クスノ



(押花成正)

て攻めず持久の計を爲す、正成即ち輩人數十を排列して敵を誘ひ、或は火炬を掲げ油を灌ぎて敵の飛橋を燒き、善く戦ふ、會々近郡の民兵、義貞親王の令旨を奉じ敵の糧道を絶つ、敵兵困み逃亡相繼ぎ、遂に圍を解きて去る、車駕京師に還る、建武元年正成功を以て檢非違使左衛門尉兼河内守を授けられ、攝津河内和泉の守護となり、河内大夫判官と稱す、尋て詔録所寄人となる、二年新田義貞東して足利尊氏を討つや、正成諸將と共に留りて京師を守衛す、延元元年尊氏關を犯す、正成義貞等と防戦して大にこれを破る、尊氏僅に身を以て免れ、弟直冬と共に、海に航して西海に走る、同年の夏尊氏西國の兵を率ゑて播磨土庫來し、海陸並び進んで京師に向ふ、義貞これを兵庫に拒ぐ、正成また詔を奉じて義貞を援け、進んで湊川に陣し、以て尊氏の陸軍に當り、義貞は和田礪に屯して直義の水軍を禦ぐ、既にして尊氏の先鋒細川定輝舟師を率ゑて湊邊に上陸せんとす、義貞軍を抜いて赴き拒ぐ、而して尊氏の全軍既に兵庫に登る、正成望見し、弟正季に謂つて曰く、我軍隔絶し賊前後に滿つ、また智計の施すべきなしと、即ち直義の陣を衝いて縱橫奮撃し、幾ど直義を獲んとしてこれを脱す、尊氏これを見て、六千餘人を遣はして軍後を斷つ、正成回戦する事數次、士卒殲盡し、其身また十餘創を被る、即ち退いて民屋に入り、正季を顧みて曰く、今日死を九泉に送る、吾子何所にか魂を託せんと欲するか、正季笑つて曰く、願はくは七生人間に



(押花行正)

騎山の敵兵前後奔び至り、後軍爲めに敗走す、正行願みず、兵三百を以て進撃し、大に師直の軍を敗り、遂に其幕下に迫る、上山高元爲りて師直と稱し、陣を背して戦死す、其甲連環を鎌む、即ち師直の紋所なり、正行大に喜び首を空中に擲ち手に承くるもの一再、既にして其偽りなるを知り、地に投じて更に奮闘す、此日已より申に至り、戦凡そ三十餘合、正行の從卒死亡殆ど盡く、即ち餘兵五十餘人と盾を貫て伴り走り、以て師直を誘ふ、敵兵之を覺り、支兵三百を遣はして追撃す、正行返し戦ひ五十餘級を斬り、再び進んで師直の陣に迫る、而して正行兄弟の體數箭を受け、兵また重創を蒙りて用ふるべからず、正行即ち呼んで曰く、吾事畢れり、賊の獲る所となる勿れと、正時と交割して斃る、時に年二十三、(正行の年齡につきては史數墨寶考證に三十餘歳なるべしとの説あり、就きて見るべし)、四條坂戦(シテウナハテノタカヒ)參看(大日本史)

クスノキマサノリ

楠木正成 正成の子、正行正時の弟、左衛門尉に任じ、河内守を兼ね、左馬頭に移る、兄正行等の四條坂に戦死せる時、留りて河内に在り、高師泰壘を石川に築き正儀を攻む、尋て畠山國清之に代る、正儀始終固守して風せず、正平五年國清の足利直義に從うて南朝に歸順するや、正儀兵を出して之が聲援を爲す、七年足利義詮歿後村上天皇に送る、天皇陽に之を納れ、私かに機を見て義詮を襲はんと欲し、京師に幸すと宣言して行く、住吉に宿る、時に北畠顯能伊

クスノ

クスノ

クスノ



(押花儀正)

賀伊勢の兵三千を督して丹波路より進み、正儀は和田正忠と共に兵五千を率ゐて夜桂川を渡り、味爽細川頼氏と戦つて之を敗り、更に細川頼春を斬る、義詮は於て近江に走り、車駕男山に駐蹕す、既に正儀正忠等能く以て來り追る、正儀正忠等能く防ぎしと雖も衆寡敵せず、退いて男山に陣す、敵兵來り圍み、而して勤王の軍の赴き救ふものなし、衆議正儀、正忠をして、國に歸り兵を募らしめんとなす、正忠因りて河内に歸りしが、暴に病で歿し、正儀は返挽し、時を以て赴援せず、王師遂に敗績し、義詮再び京師を復す、時人正儀を誇り、楠木氏の家聲を落せるものと爲す、明年正儀、和田正武と共に、中納言藤原隆俊に従ひ、山名時氏と會し、義詮を京師に襲ひて之を走らす、十四年島山國清大舉して西上す、義詮、即ち國清等の諸將を統べて天野の行宮を犯す、天皇避けて觀心寺に幸し、正儀等に命じて防がしむ、正儀赤坂城に據りまた龍泉、龍門、平石、八尾等の砦を築きて固守す、義詮遂に志を得ず兵を收めて歸る、十六年細川清氏の南朝に下るや、正儀之と兵を合せ、進んで京師を復せしと雖も、幾干もなくして義詮の來り追るに及び、官軍また京師を奪つ、遂に左兵衛督に任ず、二十三年天皇崩す、是より先正儀二志を懐く、細川頼之機に乗じてこれを誘ふ、正儀即ち策を決し、明年の春遂に足利義滿に降る、和田楠木一族等大に憤り、屢々兵を發して相戦ひ、河内紛亂を極む、弘和のはじめ再び南朝に歸順す、義滿山名氏清をして之を討たしむ、正儀平尾に於て氏清と戦ひて敗績

クスノ

クスノ

し、宗族家人等死するもの多し、即ち引退して本國に歸り其舊邑を保つ、尋で參議に拜す、元中の年卒す、正儀人と爲り連運、謀を好み、誠信を以て人に接す、敵に臨みては謀を先にし戦を後にす、故に敗れずと雖も、臨機應變は短所となす(大日本史)

事となれり、即ち元日節會の時一獻の後、國柄儀門外に歌笛を奏し御覽を獻す、白馬節會、踏歌、新嘗會皆同じ、國柄十二人笛工五人即ち十七人を定とす、大嘗祭には國柄十二人、檀笛工十二人、並に青摺布彩を着け、朝堂院南左掖門より入り、位に就て奏す、國柄には國柄別當あり、笛工は國柄及び山城綾喜郡にもありて後役正税を免す、天曆中まで國柄人見えしが、其後朝廷の衰微と共に、國柄人の吉野より參奏する事絶えたり、然れども、猶、節會には此風を存し、當日宮廷の樂人、假に國柄人となり、南階の砌下に候し歌笛を奏す、之を國柄の奏と云ふ、公事根源元日節會の條に、今の國柄の奏とて歌をうたり、笛を吹きならすは、吉野より年の始に參りたること云ふ心なり云々とあり(古事記傳、姓氏錄考證、歌舞音樂略史)

クスノコホリ

球珠郡

所産

豐後國

【起原】風土記に、昔者此村有洗樟樹、因曰球珠郡、と見えたり【沿革】延喜式球珠に作る、和名抄に、今已、小田(チダ)水野(チカノ)等の郷あり、拾芥抄球珠に作り、寛知集又球珠に復し、元祿帳球珠に作る、以後之に仍る(諸國郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

クスノソウ

國柄奏

名義

大嘗會、節會の時

時、國柄人參贊して歌笛を奏し、御覽を獻するを云ふ、後世元日、白馬節會のみとなる○國柄は大和國吉野郡の村名、國主、國柄と書し、クズと訓む、土蜘蛛の類にして土蕃の稱、クニメシ、クメシの約なり、姓氏錄大和神別條に、國柄出自石種別神也云々、書紀應仁天皇十九年の條に、夫國棟者、其爲人甚淳朴也、每取山菓、食、亦煮蝦蟇爲上味、名曰毛瀨、其土自京東南之隔山、而居于吉野河上、峯嶺谷深、道路狹峻、故雖不遠於京、本蕃朝來、然自以此儀、屢參赴以獻、土毛云々とあり【起原】書紀應神天皇十九年冬十月朔の條に、幸吉野宮、時國棟來朝之、因以醴酒獻天皇、而歌之云々、歌之既訖則打口以仰吹、今國棟獻土毛(土地産物也)之曰、歌訖即擊口仰吹者、蓋上古之遺制也、古事記同段に、吉野國主大雀命の佩御刀を見、又大御酒を獻せし時に歌ひし事見えたり、此時より以後は年々時々朝廷に參内して、土風の歌笛を奏し、并に土地の産物、栗、菌、年魚など獻せしが、何日しか例となりて、大嘗會其他の節會の日は、必ず參朝して土風を奏する

クスバカマ

葛袴

葛布にてつくりたる指貫、指貫(サシメキ)を見よ。

クスノリ

樟葉宮

名義

應神天皇の皇居

皇居河内國交野郡樟葉村【起原】應神天皇元年正月河内樟葉宮に幸行し、二月帝位に即き給ふ、五年十月箇城に遷都し給ふまで即ち五年間の皇居たり(書紀)

クスノゴフ

九寸五分

鐵通を云ふ、寸を以て名とす、永享記に始めて見えたり、猶、ヨロヒドホシ、カタナシを參看。

クスリイロ

藥色

麴の色目の名、トヒロロに同じ、同條を見よ。

クスリガリ

藥獵

名義

五月五日山野に遊びて藥草を採集するを云ふ、又競走ともいふ、本草に、是日採百種草、陰乾燒灰、和石灰、爲團、硯研傳金瘡、止血、亦傳大咬、又治腫毒及瘰癧已破云云とあり、初めは雄等の類を取りて藥とせしが、佛

クスリベノツカサ

藥部司

喜宮寮十二司の一、サイイケツレツカサを見よ。

クスリマス

藥樹

藥を量るに用ふる樹の名、權量攪亂に、此量、升と稱すと雖も、其實は則一合にて一升の制にあらず、其方作上徑一寸、下徑六分、深さ八分とす、若し、一升樹としての寸度を求むれば、上徑二寸一分五厘四毫四絲有奇、下徑一寸二分九厘二毫六絲有奇、深さ一寸七分二分三厘五絲有奇にて、今の四寸六分六厘有奇に當れり、といひ、本朝醫談に、福田方云、本朝藥樹の定法、大樹者九合の樹なり、公家の藥殿に用之、經二年序畢、天平寶字年中、遣唐使常武所、用は、一丈樹を以て爲二小四樹、侍發出雲宿禰廣貞が勘申所なり、典藥寮の御鏡子は、九合樹の三升納なり、湯藥方に常に所用者大樹なり、小樹者散藥等に用之、又小樹者上徑一寸、下徑六分、深八分是なり、一説云、方圓二寸なり、又先所謂以大樹爲二小樹四升者、所勘者九合樹の二合五勺を小一升にあつるなり、延喜式民部省諸國貢賦、大一升小一升あり、上文によりて考るに、大樹は九合、小樹は二合二勺五才、と見えたり。

クゼウチ

久世氏

姓は村上源氏、久我權大納言敦通朝の二男右少將通式朝臣より出づ、山城國久世邑に居せしを以て號とす、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、家譜)

クセウチ

久世氏

姓は村上源氏、久我權大納言敦通朝の二男右少將通式朝臣より出づ、山城國久世邑に居せしを以て號とす、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、家譜)

教流行するに及び殺生を忌み、唐土の風に倣ひ、百草を採りて、鳥獸獵に代へしなり【起原】書紀推古天皇十九年夏五月五日の條に、藥獵於菟野、取雄鳴時、集于藤原池上云々とあるを初見とす、萬葉集の歌に「かきつばた衣にすりつけますらのきそひ狩する月は來にけり」と見えたり、王朝時代盛行はれ隨從の群臣等衣冠の奢侈を競ひて鮮麗を極めたりき、後世、端午の節會行はるゝに至り、此事廢れたりと雖も、民間に於ては武家時代に至るまで往々藥獵と稱し、四五月の頃山野に遊びたりし由、宗祇の抄などに見えたり(書紀、荆楚歲時記、圓珠庵雜記、倭訓栞)

クセウチ 久世氏 姓は村上源氏、久我權大納言敦通朝の二男右少將通式朝臣より出づ、山城國久世邑に居せしを以て號とす、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、家譜)

永次の女、長享四年高麗死後、孤を携へて同國の住人阿部善九郎正後に再嫁す、孤子成長の後母の望に依りて、久世氏を冒し、平大夫廣長と號す、大永四年五月三河山城攻の時始めて徳川清康に從て軍功を顯はす、男平四郎長宣家康に仕へ、永祿六年十一月一向宗門徒の一擧に與し、針崎に於て討死す、男三四郎廣宣交長宣兇徒に與し、家康の勳氣を蒙り、母大久保四郎右衛門忠吉に再嫁に從ひ、天正四年大須賀五郎左衛門康高に屬し、戦功あり、其後駿河田中城攻、高天神合戦、長久手の役、小田原の役等に従て戦功あり、故を以て家康上總國望陀郡の采地三百石を賜ふ、慶長五年關ヶ原役松平忠正に屬す、十三年故あつて武藏國多摩郡南澤に營居す、同十九年大阪役秀忠に從ひ功あり、采配を賜ふ、元和元年の役隨行、同年秋下總國海上郡に於て三千石を賜ひ、後ち二千石加賜、三年足輕五十人預らる、五年又上總國の地二千石を賜ふ、家康采配及び朱千切對の鎗、金瓢軍馬印を賜ふ、三男三之丞廣之累進して從四位下侍從となり、叙爵せられ大和守と稱す、慶安元年九月側衆に補せられ五千石加賜、寛文二年二月若年寄に、三年八月老中となり壹萬石加賜、九年六月貳萬石を下總國に加賜、關宿城を治む、七年八月三千石を次子平九郎重勝に分封す、天和三年八月出雲守重之備中國に移封し、庭瀨城を治む、貞享三年正月壹萬石を加賜、丹波國に移封し龜山城を治む、元祿十年六月、三河國に移封し吉田城を治む、寶永二年十月若年寄たるの功を以て、下總國に移封し關宿城を治む、享保三年三月老中職の累勳を以て壹萬石加賜、五年八月壘田五千石を次子民部廣壽に分封す、萬延元年閏三月大和守廣周、水城造營を督するの勞を以て壹萬石加賜、前封を併せて六萬貳千貳百石となる、文久

クスリ

クスリ

クセウチ

クセウチ

クセウチ

クセウチ

クスリ ツカサ 藥司 「ヤクシ」を見よ、

クスリ ツカサ 藥司 「ヤクシ」を見よ、

クスリ ツカサ 藥司 「ヤクシ」を見よ、

クスリ ツカサ 藥司 「ヤクシ」を見よ、

クスリ ツカサ 藥司 「ヤクシ」を見よ、

クスリ ツカサ 藥司 「ヤクシ」を見よ、

グリック クタニ

奉行といふ、然れども、常に此職を置かず、旅行中の時のみ設けしが如し、戦國の世に至り、具足預りと稱し、常に此設あり、江戸幕府に至り、寛永十八年三月、始めて一人を置き、杉浦十兵衛を以て之に充つ、後二人二組と爲り、組毎に同心十八人隸屬す、後ち屢々増減あり、文久三年七月、弓矢鎗奉行を併せ武具奉行と改稱す(吏徴、明具帶録、徳川禁令考、官制沿革略史)

武家の祝儀、具足餅は一に饅餅とも云ふ、床上に具足(甲冑)を飾り、其前に供する餅を云ふ、正月十一日之を食して祝賀せしむ、具足餅の祝(或云饅餅祝)と云ふ、江戸幕府にては此日、連歌の催しあり(起原) 吾妻鏡に、院飯矢口餅、齒固の儀は見えたりども、此事なし、室町時代の繪巻物などに此儀式見えたり、室町幕府より起りしものなるべし、鹽尻に、武田氏先祖傳來の饅餅を崇めしより世間の風俗となりしといひ、湯土問答には、織田豊臣の世に始まりしと雖も詳ならず、其期日、古は二十日を用ひしが、承應元年正月家綱將軍二十日は先代の忌辰に當れるを以て十一日行ふことに改め、永代と定めらる(日本歳時記、羅山文集、徳川實紀、年中行事故實考)

其質の磁石あるを開き、臣田村權左衛門に命じて陶窯を開かしむ、其陶質瀬戸焼に似たり、是濠洲となす、點茶家の茶壺、水指今尙存す、利治の男利明の時に至りて遺志を繼ぎ、萬治年間家臣後藤才次郎を肥前の有田に遣はし、磁器彩釉の製法を學ばしめ、九谷村に於て再び製陶せしむ、時に偶京師の有名人なる畫工久隅守景といふ者あり、來て加賀に遊べり、因て之に畫かしめて製する所の者を守景下畫といふ、人之を珍賞す、茲に於て其業大に進歩し盛に製出す、其質たるや白土に彩釉を施し、其製は支那交趾に倣ふ者あり、有田に倣ふ者あり、而して其錦様と稱する者甚だ佳なり、他國の陶器皆これに及ばず、之を通稱して古九谷と云ふ、既にして樂器々衰ふ、文化七年國人吉田屋傳右衛門といふ者あり、九谷村に於て更に窯を設けて其業を再興し、宮本屋理右衛門といふ者をして之を主管せしめ、青緑の彩畫を描し又交趾を模造す、十一年傳右衛門黨を同郡山代村に移し、九谷の土石を運搬して製す、是を吉田屋黨といふ、又同國の人陶畫工飯田屋八郎右衛門といふ者あり、支那の陶畫譜を求め得て發明する所あり、即ち從前の畫風を一變して赤色繪を製出す、其技絶妙なり、稱して八郎畫金襴といふ、皆赤釉に金泥を附著す、是に由て名聲遠近に鳴る、續て大藏清七といふ者、其業を勉勵し壽閑と號し其黨を主とする、其後淺井幸八(相澤亭一庵と號す)といふ者あり、飯田屋八郎右衛門の職せし所の陶畫譜を傳へ、大藏清七と相謀り、大に其業を盛にし益其精巧を極め、終に海外の人をして賞賛せしむるに至れり、安政五年、其地の工人莊三友三等山代村の傍に新窯を開き金襴樣を製す、世人諸黨に於て製する所の者を以て通じて九谷焼といふ、燒物(キキモノ)參看(古今陶藝史、工藝志料)

クダタ クタニ

(類朝花押) 下 周防國伊保庄戸關 矢島柱島等住人 可早停止土肥實平坊、井土人大野七郎遠正不當(從)領家進止事、 右件庄々者、實茂別雷神社御領云々、而土肥實平近日致(押領)之上、土人大野七郎遠正令(減)止庄内之由、依(社)司訴、自(院)所被(仰)下(也)、仍而問(實)平之處、於(兵)根米(者)、免除了、况無(押領)之由所(申)也、何者之謀計乎、兼又遠正令(減)止庄内之條甚以不當也、自今以後、停止彼等之進(行)、可(從)社家進止之狀如(件)、以下、 文治二年九月五日

前右大將家政所下 和泉國御家人等 可早隨(左)衛門尉平義連催促、勤(仕)大内大番事、 右御家人等、隨(彼)義連之催促、無(懈怠)可(勤)仕大内大番役之狀、所(仰)如(件)、以下、 建久七年十一月七日 案(主)清(原) 知(家)事(中)原(原)

令(大)藏(丞)藤(原) 別當兵庫頭中原朝臣 散(位)藤(原)朝(臣) 管(玉)玉(の)一種、上代の裝飾品、其形筒の如し、一に竹玉とも云ふ、これ竹筒に似たる故を以て名づく、何れも寶石を以て之を作る、色は赤、黄、綠などありて一定せず、曲玉(マガタマ)の挿圖參看(古事記傳)

九谷村に於て製出する陶器(起原)瀬戸焼慶安年間加賀國大聖寺の城主前田利治、江沼郡大日山麓九谷村に見て懸念して死せり、故に其臣民皆懸念に歸して益々盛なり依て國を百濟と號し、扶餘を氏とす、其位に即ち高句麗に後る、こと二十年、我紀元六百四十二年也、時に樂浪株楊(株楊は高句麗の北に在り而るに屢々百濟新羅を侵することありしもの其屬地三國の間に介在せしものなるべし)屢々境域を擡すを以て、城を築き柵を設けて之を防ぎしかども、倭暴尙已ます、依て地を漢水の南にトシ、懸念の民戸を移し、城岡を立て、都を漢山(京畿道廣州)に徙し、使を馬韓に遣はして疆域を定む、北は浪河(黃海道平山府猪灘)南は熊川(忠清道公州)西は大海を窮め、東は走瀾を極む、又部落を巡撫して農を勸め頗る心を政事に用ふ、二十七年馬韓王を襲撃し之を亡ぼす(高麗)其後多婁王已婁王を歴て蓋婁王に至る迄の事蹟詳かならず、皆古王以後、或は新羅を侵し、株楊を襲ひて専ら戰國に從事し、古爾王の如きは頗る田獵に耽りしが、又官職服色等の制度を定む、責稽王は領兵の爲めに害せられ、汾西王は樂浪太守の刺客に殺され、比流王の時飢饉荐りに至りて民生を聊せず、契王近宵古王に至りて常に安靜ならず、武王に至りて強を恃み、新羅を侵掠すること殆ど慮慮なし、唐使を遣はし之を諭して兵を戩めしむと雖も從はず、盤樂意傲其欲を逞くし、義慈王之に繼ぎて驕奢活佚國事を恤へず、陳臣を殺し、兵を出して、新羅の邊境を擡すこと連年、又高句麗に結びて新羅唐に朝貢するの路を絶つ、新羅の武烈王金仁問を唐に遣はし、百濟を伐たんことを請ふ、義慈王二十年(唐顯慶五年)唐の高宗蘇定方を行軍大總管とし、水陸の軍を帥めて萊州より海を濟りて之を擊たしむ、武烈王又太子法敏大將軍金夷信等をして之が聲援を爲さしむ、百濟の將軍階伯克たすして死す、唐及び新羅の兵都城を圍む、

百濟衆を悉して之を拒げども、唐の兵鋒に乗じて益々進む、王遂に定方に詣りて降る、定方王以下八十餘人を執へて京師に送り、其國を平ぐ、凡五部三十七郡二百城七十六萬戸ありと云ふ、唐其地を分ちて五部督府(熊津馬韓東明金連德安)を置き、各州縣を統へ、渠長を擢んで、都督刺史縣令とし、劉仁願をして之を理めしむ、百濟茲に於て亡ぶ、始祖溫祚王より茲に至りて凡三十五王六百七十八年にして、我紀元一千三百二十年なり、其後宗室福信等浮屠道琛と、周留城(全羅道全州の西に在り)に據りて兵を起す、是時王子扶餘豐は日本に質たり、迎へ立て、王とし、唐將劉仁願を熊津城に圍む、福信權を專にし豐と腹く相猜ふ、豐之を斬り、使を高句麗及び日本に遣はして師を乞ひ、唐の兵を拒ぐ、然れども新羅と唐と之を攻むること益々急なり、豐遂に逃れて高句麗に奔る、劉仁軌仁願に代りてよく其後を治む、唐又百濟王の子隆をして熊津の都督とし、仁軌及び新羅と同心警はしむ、然れども其他稍々新羅の爲めに併せられて百濟遂に絶つ(次)近宵古王の時、我神功皇后新羅を征服せしより、始めて日本に服屬し、屢々方物を獻じて朝貢絶えず、辰斯王の時其禮を闕く、應神天皇、紀角等を遣はして之を責む、國人王を弑して謝す、紀角等阿花を立て、王とす、阿花王亦朝貢せず、因りて東韓の地を奪ふ、是より王は太子直支を遣はして質と爲し、先王の好を修む、王薨するに及びて直支尙日本に在り、太子の仲弟調解國政を攝して太子の還るを待つ、季弟礫禮調解を殺し自立して王となる、直支其計を聞て痛哭して歸んと請ふ、應神天皇兵を以て直支を送る、既に國界に至る解忠迎へて謂て曰く、大王世を棄て礫禮を殺して自立す、願くは太子早く之が計を爲せと、直支日本の兵

クダタフエ 小角 大角に對して小なるものをいふ、角(カク)の條を見よ、 クタミノカリノミヤ 來田見行宮 豐後國玖珠郡に在る景行天皇の行在所をいふ、天皇土蜘蛛征伐の時、遠見邑より軍を進め、此に屯在し給ふ、昔紀に、留(子)來田見邑、權興(行)宮、居(之)、則(採)海石樹、作(堆)爲(兵)、其處曰(海石)樹市(と)あり、 クタラ 百濟 名(義)魏志三韓傳に百濟とあり、馬韓五十四國の一とす、韓史に皆百濟と書し、好太王の碑文に百濟と記す、殘と濟と通音なり、言海に、舊多羅とし、帝國紀年私案に、百濟又百殘に作る、タサとよむべし、「クサ」クマと音通す、百々クの音に用ひたるは韵を取れるなり、韓にては漢字の音の下を取り、一音に用ふることに、常に在り、諺文の母字にあてたる漢字にて知るべし、「ク」に役を、「ム」に聲を、ツに末を充つる類也」と云ふ、朝鮮古代諸國名稱考に、殘の漢音「ツ」なれば韓國の「ツ」アナなるべきは猶韓の加那を類はし、辰の徐那を類すの類也、「ツ」アナはヤがて「ツ」アナとなり、又轉じて「マナ」となる、之を我國讀に「マラ」となり、百殘の百は「バク」、「ピク」と響くが故に百殘は「バクマナ」又「バクマラ」となる、而して「クマラ」は即ち「バクマラ」の轉化と知るべし云々、と見えたり(起原)百濟王溫祚は高麗王高朱蒙の子、初め朱蒙卒本扶餘に至り、其王の女を娶り二子を生む、長を沸流、次を溫祚といふ、朱蒙北扶餘に在りし時の子類利を立て、太子と爲すに及びて、二子相容れざるを恐れ、烏于馬黎等十人と南行して、沸流は彌鄒忽(京畿道仁川府)に居り、溫祚は河南の慰禮城(忠清道稷山縣)に居る、馬韓王東北百里の地を與ふ、沸流彌鄒の土地卑濕安居するを得ず、慰禮は都邑既に定り人民安堵せるをな

クダニヤキ 九谷焼 加賀國江沼郡九谷村に於て製出する陶器(起原)瀬戸焼慶安年間加賀國大聖寺の城主前田利治、江沼郡大日山麓九谷村に見て懸念して死せり、故に其臣民皆懸念に歸して益々盛なり依て國を百濟と號し、扶餘を氏とす、其位に即ち高句麗に後る、こと二十年、我紀元六百四十二年也、時に樂浪株楊(株楊は高句麗の北に在り而るに屢々百濟新羅を侵することありしもの其屬地三國の間に介在せしものなるべし)屢々境域を擡すを以て、城を築き柵を設けて之を防ぎしかども、倭暴尙已ます、依て地を漢水の南にトシ、懸念の民戸を移し、城岡を立て、都を漢山(京畿道廣州)に徙し、使を馬韓に遣はして疆域を定む、北は浪河(黃海道平山府猪灘)南は熊川(忠清道公州)西は大海を窮め、東は走瀾を極む、又部落を巡撫して農を勸め頗る心を政事に用ふ、二十七年馬韓王を襲撃し之を亡ぼす(高麗)其後多婁王已婁王を歴て蓋婁王に至る迄の事蹟詳かならず、皆古王以後、或は新羅を侵し、株楊を襲ひて専ら戰國に從事し、古爾王の如きは頗る田獵に耽りしが、又官職服色等の制度を定む、責稽王は領兵の爲めに害せられ、汾西王は樂浪太守の刺客に殺され、比流王の時飢饉荐りに至りて民生を聊せず、契王近宵古王に至りて常に安靜ならず、武王に至りて強を恃み、新羅を侵掠すること殆ど慮慮なし、唐使を遣はし之を諭して兵を戩めしむと雖も從はず、盤樂意傲其欲を逞くし、義慈王之に繼ぎて驕奢活佚國事を恤へず、陳臣を殺し、兵を出して、新羅の邊境を擡すこと連年、又高句麗に結びて新羅唐に朝貢するの路を絶つ、新羅の武烈王金仁問を唐に遣はし、百濟を伐たんことを請ふ、義慈王二十年(唐顯慶五年)唐の高宗蘇定方を行軍大總管とし、水陸の軍を帥めて萊州より海を濟りて之を擊たしむ、武烈王又太子法敏大將軍金夷信等をして之が聲援を爲さしむ、百濟の將軍階伯克たすして死す、唐及び新羅の兵都城を圍む、

百濟衆を悉して之を拒げども、唐の兵鋒に乗じて益々進む、王遂に定方に詣りて降る、定方王以下八十餘人を執へて京師に送り、其國を平ぐ、凡五部三十七郡二百城七十六萬戸ありと云ふ、唐其地を分ちて五部督府(熊津馬韓東明金連德安)を置き、各州縣を統へ、渠長を擢んで、都督刺史縣令とし、劉仁願をして之を理めしむ、百濟茲に於て亡ぶ、始祖溫祚王より茲に至りて凡三十五王六百七十八年にして、我紀元一千三百二十年なり、其後宗室福信等浮屠道琛と、周留城(全羅道全州の西に在り)に據りて兵を起す、是時王子扶餘豐は日本に質たり、迎へ立て、王とし、唐將劉仁願を熊津城に圍む、福信權を專にし豐と腹く相猜ふ、豐之を斬り、使を高句麗及び日本に遣はして師を乞ひ、唐の兵を拒ぐ、然れども新羅と唐と之を攻むること益々急なり、豐遂に逃れて高句麗に奔る、劉仁軌仁願に代りてよく其後を治む、唐又百濟王の子隆をして熊津の都督とし、仁軌及び新羅と同心警はしむ、然れども其他稍々新羅の爲めに併せられて百濟遂に絶つ(次)近宵古王の時、我神功皇后新羅を征服せしより、始めて日本に服屬し、屢々方物を獻じて朝貢絶えず、辰斯王の時其禮を闕く、應神天皇、紀角等を遣はして之を責む、國人王を弑して謝す、紀角等阿花を立て、王とす、阿花王亦朝貢せず、因りて東韓の地を奪ふ、是より王は太子直支を遣はして質と爲し、先王の好を修む、王薨するに及びて直支尙日本に在り、太子の仲弟調解國政を攝して太子の還るを待つ、季弟礫禮調解を殺し自立して王となる、直支其計を聞て痛哭して歸んと請ふ、應神天皇兵を以て直支を送る、既に國界に至る解忠迎へて謂て曰く、大王世を棄て礫禮を殺して自立す、願くは太子早く之が計を爲せと、直支日本の兵

クダニ クタラ

クダニヤキ 九谷焼 加賀國江沼郡九谷村に於て製出する陶器(起原)瀬戸焼慶安年間加賀國大聖寺の城主前田利治、江沼郡大日山麓九谷村に見て懸念して死せり、故に其臣民皆懸念に歸して益々盛なり依て國を百濟と號し、扶餘を氏とす、其位に即ち高句麗に後る、こと二十年、我紀元六百四十二年也、時に樂浪株楊(株楊は高句麗の北に在り而るに屢々百濟新羅を侵することありしもの其屬地三國の間に介在せしものなるべし)屢々境域を擡すを以て、城を築き柵を設けて之を防ぎしかども、倭暴尙已ます、依て地を漢水の南にトシ、懸念の民戸を移し、城岡を立て、都を漢山(京畿道廣州)に徙し、使を馬韓に遣はして疆域を定む、北は浪河(黃海道平山府猪灘)南は熊川(忠清道公州)西は大海を窮め、東は走瀾を極む、又部落を巡撫して農を勸め頗る心を政事に用ふ、二十七年馬韓王を襲撃し之を亡ぼす(高麗)其後多婁王已婁王を歴て蓋婁王に至る迄の事蹟詳かならず、皆古王以後、或は新羅を侵し、株楊を襲ひて専ら戰國に從事し、古爾王の如きは頗る田獵に耽りしが、又官職服色等の制度を定む、責稽王は領兵の爲めに害せられ、汾西王は樂浪太守の刺客に殺され、比流王の時飢饉荐りに至りて民生を聊せず、契王近宵古王に至りて常に安靜ならず、武王に至りて強を恃み、新羅を侵掠すること殆ど慮慮なし、唐使を遣はし之を諭して兵を戩めしむと雖も從はず、盤樂意傲其欲を逞くし、義慈王之に繼ぎて驕奢活佚國事を恤へず、陳臣を殺し、兵を出して、新羅の邊境を擡すこと連年、又高句麗に結びて新羅唐に朝貢するの路を絶つ、新羅の武烈王金仁問を唐に遣はし、百濟を伐たんことを請ふ、義慈王二十年(唐顯慶五年)唐の高宗蘇定方を行軍大總管とし、水陸の軍を帥めて萊州より海を濟りて之を擊たしむ、武烈王又太子法敏大將軍金夷信等をして之が聲援を爲さしむ、百濟の將軍階伯克たすして死す、唐及び新羅の兵都城を圍む、

クダラ

百濟衆を悉して之を拒げども、唐の兵鋒に乗じて益々進む、王遂に定方に詣りて降る、定方王以下八十餘人を執へて京師に送り、其國を平ぐ、凡五部三十七郡二百城七十六萬戸ありと云ふ、唐其地を分ちて五部督府(熊津馬韓東明金連德安)を置き、各州縣を統へ、渠長を擢んで、都督刺史縣令とし、劉仁願をして之を理めしむ、百濟茲に於て亡ぶ、始祖溫祚王より茲に至りて凡三十五王六百七十八年にして、我紀元一千三百二十年なり、其後宗室福信等浮屠道琛と、周留城(全羅道全州の西に在り)に據りて兵を起す、是時王子扶餘豐は日本に質たり、迎へ立て、王とし、唐將劉仁願を熊津城に圍む、福信權を專にし豐と腹く相猜ふ、豐之を斬り、使を高句麗及び日本に遣はして師を乞ひ、唐の兵を拒ぐ、然れども新羅と唐と之を攻むること益々急なり、豐遂に逃れて高句麗に奔る、劉仁軌仁願に代りてよく其後を治む、唐又百濟王の子隆をして熊津の都督とし、仁軌及び新羅と同心警はしむ、然れども其他稍々新羅の爲めに併せられて百濟遂に絶つ(次)近宵古王の時、我神功皇后新羅を征服せしより、始めて日本に服屬し、屢々方物を獻じて朝貢絶えず、辰斯王の時其禮を闕く、應神天皇、紀角等を遣はして之を責む、國人王を弑して謝す、紀角等阿花を立て、王とす、阿花王亦朝貢せず、因りて東韓の地を奪ふ、是より王は太子直支を遣はして質と爲し、先王の好を修む、王薨するに及びて直支尙日本に在り、太子の仲弟調解國政を攝して太子の還るを待つ、季弟礫禮調解を殺し自立して王となる、直支其計を聞て痛哭して歸んと請ふ、應神天皇兵を以て直支を送る、既に國界に至る解忠迎へて謂て曰く、大王世を棄て礫禮を殺して自立す、願くは太子早く之が計を爲せと、直支日本の兵

クダラ

百濟衆を悉して之を拒げども、唐の兵鋒に乗じて益々進む、王遂に定方に詣りて降る、定方王以下八十餘人を執へて京師に送り、其國を平ぐ、凡五部三十七郡二百城七十六萬戸ありと云ふ、唐其地を分ちて五部督府(熊津馬韓東明金連德安)を置き、各州縣を統へ、渠長を擢んで、都督刺史縣令とし、劉仁願をして之を理めしむ、百濟茲に於て亡ぶ、始祖溫祚王より茲に至りて凡三十五王六百七十八年にして、我紀元一千三百二十年なり、其後宗室福信等浮屠道琛と、周留城(全羅道全州の西に在り)に據りて兵を起す、是時王子扶餘豐は日本に質たり、迎へ立て、王とし、唐將劉仁願を熊津城に圍む、福信權を專にし豐と腹く相猜ふ、豐之を斬り、使を高句麗及び日本に遣はして師を乞ひ、唐の兵を拒ぐ、然れども新羅と唐と之を攻むること益々急なり、豐遂に逃れて高句麗に奔る、劉仁軌仁願に代りてよく其後を治む、唐又百濟王の子隆をして熊津の都督とし、仁軌及び新羅と同心警はしむ、然れども其他稍々新羅の爲めに併せられて百濟遂に絶つ(次)近宵古王の時、我神功皇后新羅を征服せしより、始めて日本に服屬し、屢々方物を獻じて朝貢絶えず、辰斯王の時其禮を闕く、應神天皇、紀角等を遣はして之を責む、國人王を弑して謝す、紀角等阿花を立て、王とす、阿花王亦朝貢せず、因りて東韓の地を奪ふ、是より王は太子直支を遣はして質と爲し、先王の好を修む、王薨するに及びて直支尙日本に在り、太子の仲弟調解國政を攝して太子の還るを待つ、季弟礫禮調解を殺し自立して王となる、直支其計を聞て痛哭して歸んと請ふ、應神天皇兵を以て直支を送る、既に國界に至る解忠迎へて謂て曰く、大王世を棄て礫禮を殺して自立す、願くは太子早く之が計を爲せと、直支日本の兵

クダラ

を以て自ら衛り、海島に據りて之に備ふ、國人禱禮を殺し迎へ立て、王とす、其後蓋園王は女を送りて婚を爲し、又其弟昆支君を質とす、而して王は終に高句麗の爲めに殺さるゝも、社稷の亡びざるは實に日本に保護に頼ると云ふ、三斤王薨するに及びて、昆支君の第二子平大(日本紀末多に作る)日本より還る、雄略天皇兵士を以て衛送せしむ、位に即く是を東城王とす、王薨後にして試せらる、初め蓋園王の昆支君を質とするや、之に與ふるに其孕婦を以てす、孕婦途にして子を産む、斯摩と云ふ、(書紀嶋君に作る)茲に於て斯摩位を繼ぐ、是を武寧王とす、武寧王以來は屢々諸博士を遣はして交代せしめ、聖王威徳王の時、任那安羅は新羅に侵さるゝを以て、恒に我國の援によりて興復せんと欲し、百方力を盡されたり、又高句麗新羅と戦を交ふるに及びて屢々救を乞ふ、欽明天皇紀男麻呂をして新羅を、大伴旅手彦をして高句麗を伐たしむ、是より使聘往來常に絶えず、武王は又其子豐を遣はして質と爲す、義慈王唐の處となり、社稷亡ぶるに及びて、福信等豐を日本に迎へて立て、王と爲し、且つ救を乞ふ、天智天皇阿曇比羅夫等を遣はして之を救はしめ、唐將劉仁軌と白江口(忠清道錦江なるべし)に戦ひ終に敗績し、豐、高句麗に奔り、將相以下我國に歸化する者頗多し(朝鮮古史考、朝鮮古代諸國名稱考、朝鮮史)○今歴世の系統を左に示す

○蓋園王 一 代 多婁王 二 代 巴婁王 三 代 蓋園王 四 代 武寧王 五 代 聖王 六 代 威徳王 七 代 武寧王 八 代 聖王 九 代 威徳王 十 代 武寧王 十一 代 聖王 十二 代 威徳王 十三 代 武寧王 十四 代 聖王 十五 代 威徳王 十六 代 武寧王 十七 代 聖王 十八 代 威徳王 十九 代 武寧王 二十 代 聖王 二十一 代 威徳王 二十二 代 武寧王 二十三 代 聖王 二十四 代 威徳王 二十五 代 武寧王 二十六 代 聖王 二十七 代 威徳王 二十八 代 武寧王 二十九 代 聖王 三十 代 威徳王 三十一 代 武寧王 三十二 代 聖王 三十三 代 威徳王 三十四 代 武寧王 三十五 代 聖王 三十六 代 威徳王 三十七 代 武寧王 三十八 代 聖王 三十九 代 威徳王 四十 代 武寧王 四十一 代 聖王 四十二 代 威徳王 四十三 代 武寧王 四十四 代 聖王 四十五 代 威徳王 四十六 代 武寧王 四十七 代 聖王 四十八 代 威徳王 四十九 代 武寧王 五十 代 聖王 五十一 代 威徳王 五十二 代 武寧王 五十三 代 聖王 五十四 代 威徳王 五十五 代 武寧王 五十六 代 聖王 五十七 代 威徳王 五十八 代 武寧王 五十九 代 聖王 六十 代 威徳王 六十一 代 武寧王 六十二 代 聖王 六十三 代 威徳王 六十四 代 武寧王 六十五 代 聖王 六十六 代 威徳王 六十七 代 武寧王 六十八 代 聖王 六十九 代 威徳王 七十 代 武寧王 七十一 代 聖王 七十二 代 威徳王 七十三 代 武寧王 七十四 代 聖王 七十五 代 威徳王 七十六 代 武寧王 七十七 代 聖王 七十八 代 威徳王 七十九 代 武寧王 八十 代 聖王 八十一 代 威徳王 八十二 代 武寧王 八十三 代 聖王 八十四 代 威徳王 八十五 代 武寧王 八十六 代 聖王 八十七 代 威徳王 八十八 代 武寧王 八十九 代 聖王 九十 代 威徳王 九十一 代 武寧王 九十二 代 聖王 九十三 代 威徳王 九十四 代 武寧王 九十五 代 聖王 九十六 代 威徳王 九十七 代 武寧王 九十八 代 聖王 九十九 代 威徳王 一百 代 武寧王

クダラ

阿花王 十六代 直支王 十七代 久爾辛王 十八代 毗有王 十九代 蓋園王 二十代 武寧王 二十一代 聖王 二十二代 威徳王 二十三代 武寧王 二十四代 聖王 二十五代 威徳王 二十六代 武寧王 二十七日 聖王 二十八代 威徳王 二十九代 武寧王 三十代 聖王 三十一代 威徳王 三十二代 武寧王 三十三代 聖王 三十四代 威徳王 三十五代 武寧王 三十六代 聖王 三十七代 威徳王 三十八代 武寧王 三十九代 聖王 四十代 威徳王 四十一代 武寧王 四十二代 聖王 四十三代 威徳王 四十四代 武寧王 四十五代 聖王 四十六代 威徳王 四十七代 武寧王 四十八代 聖王 四十九代 威徳王 五十代 武寧王 五十一代 聖王 五十二代 威徳王 五十三代 武寧王 五十四代 聖王 五十五代 威徳王 五十六代 武寧王 五十七代 聖王 五十八代 威徳王 五十九代 武寧王 六十代 聖王 六十一代 威徳王 六十二代 武寧王 六十三代 聖王 六十四代 威徳王 六十五代 武寧王 六十六代 聖王 六十七代 威徳王 六十八代 武寧王 六十九代 聖王 七十代 威徳王 七十一代 武寧王 七十二代 聖王 七十三代 威徳王 七十四代 武寧王 七十五代 聖王 七十六代 威徳王 七十七代 武寧王 七十八代 聖王 七十九代 威徳王 八十代 武寧王 八十一代 聖王 八十二代 威徳王 八十三代 武寧王 八十四代 聖王 八十五代 威徳王 八十六代 武寧王 八十七代 聖王 八十八代 威徳王 八十九代 武寧王 九十代 聖王 九十一代 威徳王 九十二代 武寧王 九十三代 聖王 九十四代 威徳王 九十五代 武寧王 九十六代 聖王 九十七代 威徳王 九十八代 武寧王 九十九代 聖王 一百代 威徳王

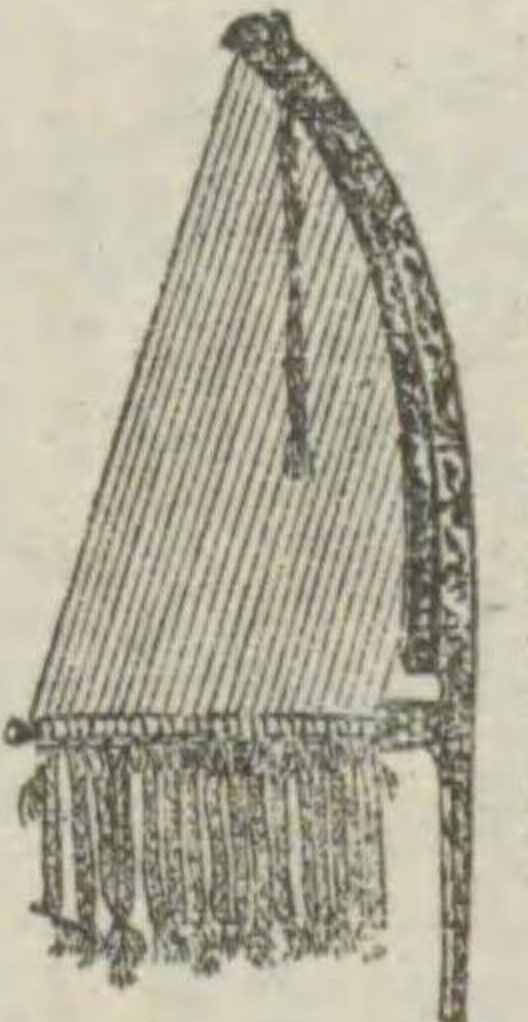
クダラ

永、加賀江沼郡の人正六位上百濟公豊良改めて左京に隸す、豊良の先庚午の年河内大島郡に貫す、乙未年加賀に移り、此に至り京戸に隸す、後右京に貫す、都臺の孫徳佐王に出づ、安宿公は所系詳かならず、稱徳天皇の時外從五位下百濟安宿公奈登麻呂あり(氏族志)

クダラガク 百濟樂 雅樂の一、百濟國より傳來の雅樂なるを以て名づく、舞あり

クダラコト 筧(百濟琴) 樂器の一、絃屬にして支那の樂器なり、百濟より始めて我邦に傳りし故にしか名付しならん、又「クゴ」と云ふ、筧の音、元來は「クウコウ」なれど、轉約して「クゴ」と云へるなり、もとは坎侯と云ふ、風俗通に、筧一名「坎侯」、譚接、武帝記、大山太一后土、令樂人坎侯調依、言「其坎侯」節也、侯以姓冠、章也とあり、蓋し彈琴の坎々より坎とし、作者の姓を取りて侯とし、樂器の名となせしが、後訛りて筧となりしなり、(書紀、令集解)

クダラコト 筧(百濟琴) 樂器の一、絃屬にして支那の樂器なり、百濟より始めて我邦に傳りし故にしか名付しならん、又「クゴ」と云ふ、筧の音、元來は「クウコウ」なれど、轉約して「クゴ」と云へるなり、もとは坎侯と云ふ、風俗通に、筧一名「坎侯」、譚接、武帝記、大山太一后土、令樂人坎侯調依、言「其坎侯」節也、侯以姓冠、章也とあり、蓋し彈琴の坎々より坎とし、作者の姓を取りて侯とし、樂器の名となせしが、後訛りて筧となりしなり、(書紀、令集解)



(東京帝國博物館陳列)

クダラ

どの彩色機あり、棹の本には獅子首又草花の彫文等あり、左の圖を見れば一般を知るべし、然して支那の書によりて見るに、絃の数は二十絃より二十三四絃に至るものあり、是を豎琴と云ふ、又胡琴と云ふ、樂器考には、豎琴を箏篋なりと云へり、箏篋は、延喜式に長さ六尺四寸五分料紙二兩と見えたり、果して同物なりや詳かならず、別に横箏篋あり、横にして彈す、製作詳かならず、(起原沿革)前に引ける風俗通

によれば、漢の武帝樂人侯曜に命じて、作らしめしを始めてなせど、隋の音樂志に、西域より出て、華夏の舊器にあらずとし、通典、文獻備考共に胡琴としたり、支那製のものにあらずして、外國より傳來したるもの明なり、下村三四吉氏は、埃及より傳來せるものならんと云へり、隋唐の時支那に行はれ、尋で朝鮮に渡り、終に百濟より本邦に傳來せしものなり(和名抄、樂器考、下村三四吉氏、箏篋に就て)

クダラテラ 百濟寺 所在 近江國愛智郡角井村○山城釋迦山(起原沿革)聖徳太子の創建にて、百濟の僧惠聰、道欣、觀勒等の住持したるより、其號あり、後勸願所となり七堂伽藍僧坊佛閣等あり、屢々火災に罹り大に衰頽す、佐和山城主堀秀政の時、本堂を再建し、徳川家康寺領百四十石餘を寄附す、寛永十四年五月、明正天皇再建の繪旨を賜ひ、慶安三年に至り、本堂、書院、鐘樓、仁王門等の再建



(被所繪經果因世現去過)

クダラ

成る(近江要地志略、京華要誌、名勝地誌)

クダラノオホホノミヤ 百濟大井宮 所傳 河内國錦部郡大井村 起原沿革 敏達天皇元年四月、百濟大井に都す、四年、譯語田に遷らるゝまで、即ち四年間の皇居たり(書紀)

クダラノオホテラ 百濟大寺 大安寺(ダミアンシ)を見よ、

クダラノガクシ 百濟樂師 百濟樂を學生に教ふる事を掌る、四人あり、雅樂寮(ガカケラ)の條を見よ、

クダラノコホリ 百濟郡 所在 攝津國起原沿革 天長十年四月、以攝津國百濟郡荒廢田二十七町野賜源朝臣勝と見えたり、(起原沿革)延喜式又百濟に作る和名抄に、東部(ヒカガシベ)南部(ミナミ)西部(ニシベ)の郷あり、淳和天皇天長二年三月江南の東生、西成、住吉、百濟、四郡を和泉國に隸せしが、開七月之を止む、天文古文書、圖に作り、或は欠郡にも作る、正保圖以後終に之を廢して住吉、東成二郡に併せ、元祿圖以後住吉郡と稱せしが、今は東成郡に入れり(諸國郡縣考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

クダラノミヤ 百濟宮 所在 舒明天皇の皇居 所在 大和國高市郡飯高村より廣瀬郡百濟村に至る、(起原沿革)舒明天皇十二年十月百濟宮に徙り給ふ、同十三年十月崩御に至る迄二年間の皇居たり(書紀)

クチイレ 口入 「クニフ」を見よ、

クチエイ 口永 口米口永(クナマイクナエイ)を見よ、

クチガキ 口書 江戸幕府訴訟上の文書の名、訴訟關係者の法庭に於ける口供の筆記を云ふ、寺社

クチキ

士人には口上書と云ふ(政事集、聞歌秘鑑)○又罪人の白狀書に爪印を押したるものをいふ、牢獄秘録に、爪判之事、町奉行所にて委細白狀に及び、口書差上候時、爪判致候者有之、又強盜にて委細に不申上候、吟味所にて拷問にあふ事也、右拷問にて委細白狀に及び、彌右之口書は相違無之哉と吟味役より申候時、科人相違無之と申時は、右口書相認め、其末に只今迄御公儀之御仕置を過れんと存、申陳じ候得ども、此度白狀に及候通、少も相違無御座候と書、年月日の下へ名を認め、此下へ爪判(手錠之儘にておやゆびの爪判を押也)押し候事也とあり、

クチキウチ 朽木氏(丹波福智山) 姓は宇多源氏、佐々木近江判官信綱より出づ、信綱朽木庄地頭に補せらる、二男近江二郎左衛門尉高信孫出羽守義綱同國高島郡朽木谷に住す、因て氏となす、十世朽木信濃守元綱、永祿十二年正月三好義隆等將軍義昭を六條本國寺に圍む、義昭遊れて元綱による、元綱義昭を援けて功あり、その後織田信長上洛し士卒の功を褒し元綱の勇名に感ず、元龜元年信長淺井長政を攻めし時先鋒たり、天正十八年冬從五位下河内守となる、慶長六年秋徳川家康の命にて近江勢多橋を架す、翌年春家康上洛の時其功を賞す、此年駿河に下り幕下に侍す、十九年大阪の役、永井右近大夫に屬し、翌年五月再陣の時孔舍衛の坂を守衛す、彌五郎植綱元和四年九月小性に補せられ、千石を賜はる、九年八月叙爵民部少輔と稱す、後數次加賜せらる、寛永十年正月書院番頭に補し五千石加賜、十二年十一月若年寄に補し、五千石加賜、十三年八月壹萬石加賜、下野國に移封して鹿沼を治む、十一月小性組番頭を兼ね、正保四年七月五千石を下野國に加賜、慶安二年二月五千石を故封近江國高島郡に加賜せられ、封

クチキ クチナ

を常陸國に移され、土浦城を治む、萬治二年十二月伊豫守植昌三千石を弟和泉守則綱に分封す、寛文九年六月八日五千石加賜、丹波國に移封、福智山城を治む、寶永五年六月民部少輔植元三千石を弟采女植治に分封す、世々子孫相襲して明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

Table with 2 columns: 氏時 (高信, 高親, 植元, 植治, 支綱, 植昌), 義綱 (義氏, 頼氏), 義綱 (義氏, 頼氏), 義綱 (義氏, 頼氏), 義綱 (義氏, 頼氏), 義綱 (義氏, 頼氏), 義綱 (義氏, 頼氏)

クチキガタ

朽木形 朽ちたる板目形の模様、重に几張の帷に此形を用ふ、禁秘抄清涼殿の條に、四面有九張、帷夏生、以三胡粉、畫花鳥、冬朽木形云々」とあり、朽木形は冬の景にて朽木を畫くなり(安齋隨筆)

クチツキ

口附 織人(クチトリ)を見よ、馬等の口を取りて牽く人を云ふ、響を取るの義、口附ともいふ、和名抄に、唐韵云、馱(盧紅反、馱氏漢語抄云馱馬人、久知止利)乘馬又牽也云々、倭訓栞に、樂府雜錄に、馱馬人と見え、徒然草に、くちつきとも見え、外宮神寶繪文に、白馬形一匹云々、口取一人、高一尺九寸、着冠綫襦布帶紅單衣小綫袴生下袴伊知比屋中等と見え、玉葉文治三年四月十四日の條に、大御覽引馬、又馱馬二人牽之、須引馬一人、人引馬一人可引也」と見えたり、

クチナシ

梔子 梔子の色目の名、やまぶき色

クチバ

表裏すべて黄色なるものをいふ、桃花葉(黄にて裏の黄なるものをいふ、落葉の朽たるに似たる故に名づく、染色には薄紅に黄をまぜたるを云ふ、真順女房衣裝次第に、朽葉色とは堅を赤く染て横を黄に染めたる糸にて織申候」とあり(雁衣抄、裝束色葉、四季色目、貞丈雜記)

クチマイクチエ

口米口水 武家時代、地方役人の給料、及び紙筆墨等の雜用用ふる爲め、租税の外に、年貢米の高に應じて取り立てし入用を云ふ、米にて納むるを口米といひ、金にて納むるを口水といふ、上方より中國西國筋迄の口米は、一石に付三升、銀百匁に付三匁、關東筋奥州邊は三斗五升納にて、計立三斗七升入一俵に付一升宛、口錢は永百匁に付三文、或は金三十二兩に付一兩、永八匁文にて金一分なり(肥後國志)何時頃より始まりしか詳かならず、鎌倉幕府の末、口飯の稱あるを見れば、當時より起りたるもの、如し、後醍醐天皇元徳元年、大神宮領美濃國安東郡富田沙汰、宮中奉納の時、供用の御飯口飯は、二十二俵の内、正供用の御飯は五斛五斗、口飯は一斛一斗たるべしと、應永六年辰振國妙興寺領田四段の年貢は、段別百匁に、口錢は十匁なりとし、正親町天皇正十四年正月十九日、關白豐臣秀吉、うち米は一石に二升たるべし、其外役米一切之あるべからずと令せり、是に據りて見れば、足利豐臣の時代に於ても徴收せるが如し(うち米は、くち米の訛なるべしと大日本租税志にいへり)後陽成天皇慶長三年七月、豐臣秀吉、越前國に令して口米は米一石に二升たるべしと定め、後水尾天皇元和二年七月、徳川秀忠、年貢米一俵に、口米目益とも一升づ、納むべし、錢は永樂百匁に口錢三文を納めしむ、爾後

クチメ

概は是法に従はしむると雖も、諸國に依りて異なるあり、然れど概れ名義の條にいへるもの、如し、後光明天皇正保元年正月二十一日、口米關東は三斗七升一俵に一升、口錢永百匁に三文、上方は一石に三升なり、定限の外取らしめず、中御門天皇享保五年八月、徳川吉宗、畑の口永は永一貫文に三十文餘を取立るものあり、今年より定法の如く永一貫文に三十文を取立つべしと令す、尋で口米永を代官に給與するを止めて、藏納と爲さしめ、支配高に應じ諸入用の米金を給ふこと、なりぬ(地方凡例録、大日本租税志)

グチユウレキ

具注曆 曆(ヨヨミ)を見よ、量二百匁を一斤とす(地方新書)

グチヨセ

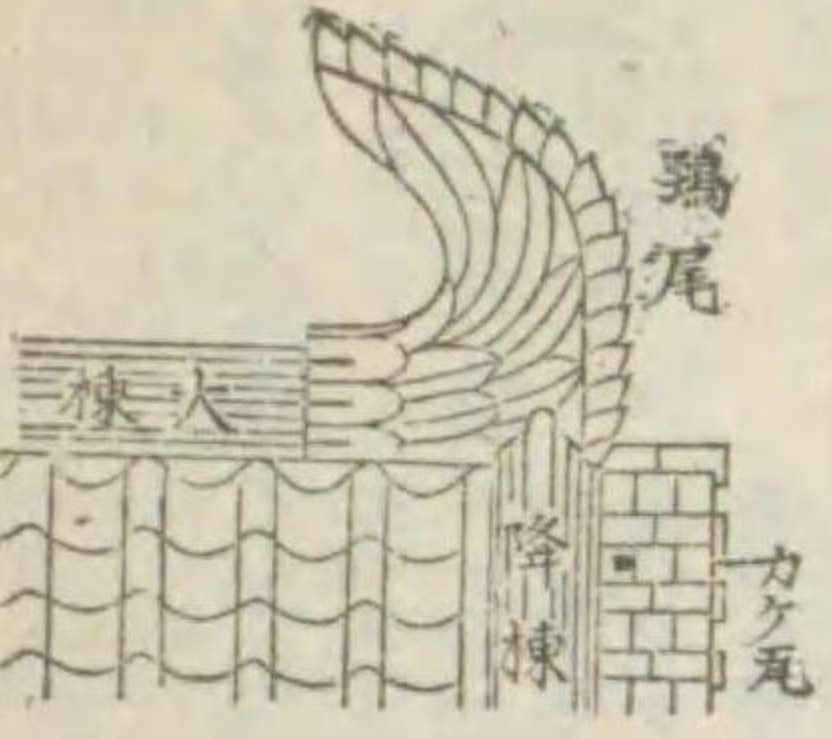
口寄 都子(イナコ)を見よ、尺の一にて、曲尺の一尺二寸五分に當る(舊尺の一尺二寸七分)其鰯魚の鬚を以て製したるが故に、此名あり、後には、竹木を以てつくるもの多くなりしかど、尙ほ其名を存せり、其始め定かならず、永承の鐵尺などをや、始とすべきが、乳母草紙に、クヤラ尺のこと見えたり、曲尺の一尺二寸五分の額尺にはあらず、吳服尺(ゴフクザシ)、度(モノサシ)參看(律原發揮、本朝度量權衡攷)

クチラサシ

鯨分一金 江戸時代、運上の一、鯨漁獵の時課する税、地方落穂集に、鯨分一定法の事、突鯨二十分一、寄鯨三分一、流鯨十分一、右書面の鯨、其處にて相拂候落札金高の内、運上差上候分一定法此の如し、尤も御料私領の差別なく、御料私領入へ高なれば右分一割を以て上るなり(寛文九年の定法に、寄鯨御料私領入組の處へ寄り候へば、御料の方へ、割賦の内にて半分は御料の者

クツ

ホコシなど云ふものも出来しかば、此の鶏の尾の二



にも似たる故の名なるべし、屋棟の兩端、樽風の義經記に、東のとびの尾はやけざりけりなどあるも、此の大瓦のことなり、しかるに後世さまざまのかたちを作りなすこととなりて、「ガニガハラ」コシヤチ

クツ

音(音)麻曰履(音)半曰履(音)季久豆(音)用(音)韜字(音)香(音)原(音)神代既(音)用(音)し(音)事(音)書(音)紀(音)に見えたり、文武天皇大寶元年制して朝廷公事の時皮履を着せしめ、尋常の時草鞋を着す、皇子は烏皮履、内親王命婦は綠寫等を用ひしむ(和名抄)草鞋、烏皮履、綠寫、靴、半履、淺履、深履、鼻切香、雁鼻、絲鞋、錦鞋、麻鞋、毛履、馬上香等あり、各條に述べたれば就て見るべし(令義解、廷喜式、飾抄、裝束抄、名目抄)

クツガタ

鶏尾 宮殿等の大棟の端に取付けたる飾物をいふ、其形状靴を立てたるが如きを以て名づく、又「シビ」、「トビノチ」とも云ふ、蜚尾、鶏尾、蜚吻、鶏吻とも書く(和名抄、倭訓栞、貞丈雜記)家屋雜考に、和名抄に、久部賀太、また是れを字のごとく、「トビノチ」とも云ふ、履の形にも、また鶏の尾にも似たる故の名なるべし、屋棟の兩端、樽風の義經記に、東のとびの尾はやけざりけりなどあるも、此の大瓦のことなり、しかるに後世さまざまのかたちを作りなすこととなりて、「ガニガハラ」コシヤチ

カケ瓦

カケ棟

クツカ

字を「シヤチホコ」、「オニガハラ」などともいふ事となり(今は、蜚吻等々の字をもいふことなり)と見えたり、元慶七年八月大極殿の西鶏尾半折して落ちしこと三代實録に見えたり(鶏尾とは、鶏吻鶏尾の事より出づ、淵鑑類函居處部に、鶏吻(虬尾)墨客揮犀曰、今自有唐以來、寺觀殿宇尙有爲飛魚形、尾指上者不知何時易名爲鶏吻、然狀亦不類、魚尾、唐會要曰、漢相梁殿災、或曰、海中魚、尾似鶏、激浪即降、當作此像於殿堂上、以厭火(魚形、火、墨客揮犀曰、漢以宮室多災、術者云、天上有三魚、尾星爲三、其形冠於室、以厭之)とあり、

クツカフリ

沓冠 歌の一體、折句の一種にして、十音の詞の假名を、短歌の毎句の頭と終りとに、一音づ、おきたるもの、例へば兼好が「よもかかじねさめのかりはたまくらも袖も秋にへだてなきかせ」とみて、米給へ、錢もほしといふ無心を頓阿法師のもとにいひ送りし類なり、續千載集に「小屏風硯箱ををりなり、沓冠におきて」とあり、

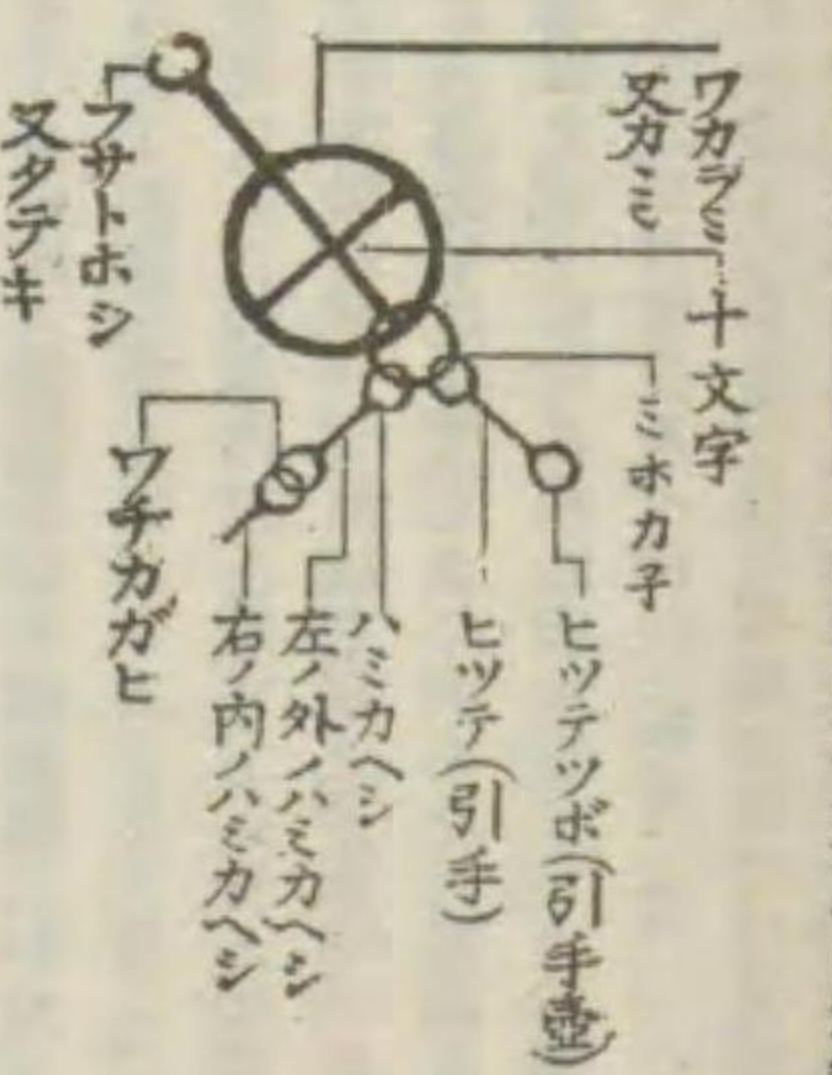
クツケイ

屈繼 鐵(ヨロヒ)の名所を見よ、易からしむる爲めに、据付たる石又は板を云ふ、沓を脱ぎ置く所なる故に名づく、中門より廂へ昇る口に在るを廂沓脱とも、階の沓脱とも云ふ、

クツワ

轡(鑣) 馬の口中に含ましむる具、口輪の轉語、轡にて作り、手綱につけて馬を御する用とす、古名、久都波美、俗に久久美と云ふ、口食、口含の義、本朝軍器考に、轡は倭名抄に兼名苑を引て、轡一名は、鐵、久豆和都良とよむ、俗には久都和と云也、又楊氏漢語抄には轡輕也、一に馬轡と云也と注せり、楊氏が轡と云ひしは惡からず、其餘の説は悉く誤れる也」と云へり(名所馬具寸法記に見えたり)

ば左に示す開用近衛次將平文又は金銅轡を用ひ、



御旅行幸の時、内舎人は散物轡(堅食文)を用ふ、武家は多く白轡にて暗の犬追

クツワノモン

轡紋 紋所の名、丸の内に十文字を書したるものにして、轡の形を爲すが故に名づく、されど是耶蘇十字架を變ぜしものなるべしと云ふ(また一種「内田轡」と稱するあり、其形上圖の如し、下總小見川の内田氏及び其一族の家紋なるが故に此名あ



(圖一第)の形を爲すが故に名づく、されど是耶蘇十字架を變ぜしものなるべしと云ふ(また一種「内田轡」と稱するあり、其形上圖の如し、下總小見川の内田氏及び其一族の家紋なるが故に此名あ

クツワ

リ、海録に、或人の説を載せて、内田家の紋は朝鮮陣の時、分捕の品に付てありしを直に家紋と爲したりとあれど、或は附會の説なるべし、十字架に飾を加へたるものにして、所謂花十字なるべし、



(圖二第)

の堀田氏之を用ふ○また「響くづし」(或はクルス)と稱し第二圖の如き紋あり、中川氏の家紋と爲す、是亦十字架を變形せしものにて、

クツワ

履履 履の中に敷く履、查書の義(倭訓)和名抄履履具條に、履履野青履思協反、和名久都和良、一云久都乃之岐履中薦也云々見えたり、

クデウウチ

九條氏 姓は藤原、五攝家の一、關白太政大臣忠通の男月輪關白太政大臣兼實より出づ、孫道家の長子教實始めて九條と稱す、兼實以來世々九條に居するを以てなり、子孫相襲て攝政關白となり、世々皇妃を出す、明治に至り、華族に列し、公爵を授く、家を陶化坊と云ふ(尊卑分脈、知譜拙記、華族譜)「ゴセツケ」參看、

兼實

長通 道家 教實 忠家 忠教 師教 房實 道教 經教 忠基 滿家 政基 尙經 種通 兼孝 幸家 道房 兼實 兼實 師孝 幸教 種基 尙實

クデウ

道前 輔家 輔嗣 尙忠 幸經 道孝

クデウカネサネ

九條兼實 藤原兼實(フデハラノカネサネ)を見よ、

クデウカネタカ

九條兼孝 名號後月輪入道と號す、法名圓性、二條晴良の男九條種通の後に繼ぐ、

クデウカネハル

九條兼晴 名號後住生院と號す、關白道房の子、

クデウカネハク

九條兼實 名號後住生院と號す、關白道房の子、

クデウカネハク

九條兼實 名號後住生院と號す、關白道房の子、

クデウカネハク

九條兼實 名號後住生院と號す、關白道房の子、

クデウカネハク

九條兼實 名號後住生院と號す、關白道房の子、

クデウカネハク

九條兼實 名號後住生院と號す、關白道房の子、

クデウカネハク

九條兼實 名號後住生院と號す、關白道房の子、

クデウカネハク

九條兼實 名號後住生院と號す、關白道房の子、

クデウ

は定季の女息子(實は家綱の女) 關白寛元二年六月内大臣に進み、左大將元の如し、年十六、同四年右大臣と爲り、建長四年職を辭す、文永十年五月關白に補し、從一位に進み、氏長者、牛車兵仗を聽さる、十一年正月後宇多天皇受禪の日攝政となる、同年六月職を辭す、建治元年五月九日薨す、年四十七(公卿補任、尊卑分脈)

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウタナホ

九條忠教 名號報恩院と號す、法名圓阿、藤原忠家の男、母は公房の女、

クデウ

クデウナホツネ 九條經教 名號後報恩院と號す、法名祐圓、藤原道教の男、母は西園寺季衡の女、

クデウナホツネ

九條經教 名號後報恩院と號す、法名祐圓、藤原道教の男、母は西園寺季衡の女、

クデウナホツネ

九條經教 名號後報恩院と號す、法名祐圓、藤原道教の男、母は西園寺季衡の女、

クデウナホツネ

九條經教 名號後報恩院と號す、法名祐圓、藤原道教の男、母は西園寺季衡の女、

クデウナホツネ

九條經教 名號後報恩院と號す、法名祐圓、藤原道教の男、母は西園寺季衡の女、

クデウナホツネ

九條經教 名號後報恩院と號す、法名祐圓、藤原道教の男、母は西園寺季衡の女、

クデウナホツネ 九條尙經 名號後慈眼院と號す、藤原道基の男、

クデウナホツネ

九條尙經 名號後慈眼院と號す、藤原道基の男、

クデウナホツネ

九條尙經 名號後慈眼院と號す、藤原道基の男、

クデウナホツネ

九條尙經 名號後慈眼院と號す、藤原道基の男、

クデウナホツネ

九條尙經 名號後慈眼院と號す、藤原道基の男、

クデウナホツネ

九條尙經 名號後慈眼院と號す、藤原道基の男、

クデウナホツネ 九條尙經 名號後慈眼院と號す、藤原道基の男、

クデウナホツネ

九條尙經 名號後慈眼院と號す、藤原道基の男、

クデウナホツネ

九條尙經 名號後慈眼院と號す、藤原道基の男、

クデウナホツネ

九條尙經 名號後慈眼院と號す、藤原道基の男、

クデウナホツネ

九條尙經 名號後慈眼院と號す、藤原道基の男、

クデウナホツネ

九條尙經 名號後慈眼院と號す、藤原道基の男、

クデウ

クデウマサモト

九條政基 名譽慧眼院 關白と號す。崇徳滿教の男。應仁二年正月右大臣に至り、文明七年左大臣に轉じ、八年五月關白に補し、氏長者と爲り、牛車兵仗を聽さる。十一年二月職を辭す、同日内覽兵仗元の如く宣下ありて三后に准ず、位從一位に進む、永正十三年四月四日薨す、年七十二(公卿補任、大臣補任、尊卑分脈)

クデウミチサキ

九條道前 名譽盛光院 與實の子。寶曆九年十一月權大納言右大臣より内大臣に任じ、正二位たり、明和六年從一位に進み、翌七年閏六月五日薨す、年二十五(公卿補任、大臣補任)

クデウミチノリ

九條道教 名譽三緣院 與實の子。法名圓惠。房實の男、母は兵部卿守良親王の女。建武四年七月右大臣に累進し、曆應二年十二月左大臣に轉じ、康永元年正月關白に補し、氏長者と爲り、牛車兵仗を聽され、正二位に進む、同十一月職を辭す、貞和二年九月出家、五年七月六日薨す、年三十五(尊卑分脈に貞和四年七月六日薨す、年三十二に作る(公卿補任、尊卑分脈))

クデウミチフサ

九條道房 名譽後淨土寺と號す。幸家の子。應永九年十二月内大臣に至り、十四年隨身兵仗を賜ふ、同年十二月一上と爲る、正保四年正月攝政となり、氏長者、牛車兵仗内覽を聽され、正二位に進む、同年正月十日薨す、年三十九(公卿補任)

クテウミツノリ

九條滿教 名譽滿家といふ、世に後三緣院と號す。應永二年十二月右大臣に任じ、二十五年十二月關白に補し、左大臣に轉ず、隨身兵仗を賜ふ、三十一年職を辭し、文安五年出家、六年五月三日薨す、

クテウ

クテウモロノリ

九條師教 名譽已心院 與實の子。淨土寺殿といふ。崇徳滿教の男、母は四圍寺公相の女。關白永仁元年正月内大臣に累進し、四年十二月右大臣に轉じ、尋で左大臣に進む、嘉元三年四月關白に補し、氏長者と爲り、牛車兵仗を聽さる、延慶元年八月攝政と爲る、同年十一月攝政を止む、元應二年六月七日薨す、年四十四(公卿補任、尊卑分脈)

クテウユキイヘ

九條幸家 名譽初名忠榮、惟付院と號す。兼孝の男、母は藤原永朝の女。應永四年正月十九日生、十八年元服を加へ、正五位下に叙せられ、少將となる、慶長四年權中納言に任じ、累進して十三年十二月關白となり、氏長者、牛車兵仗内覽等を聽さる、慶長十七年關白を辭し、元和五年九月再び關白となる、九年八月職を辭す、寛文五年八月二十一日薨す、年八十八(公卿補任)

クテウヨシツネ

九條良經 藤原良經(フナハラノヨシツネ)を見よ、

クテウヨシミツ

九條良通 藤原良通(フナハラノヨシミツ)を見よ、

クテウヨリツグ

九條頼嗣 藤原頼嗣(フナハラノヨリツグ)を見よ、

クテウヨリツネ

九條頼經 藤原頼經(フナハラノヨリツネ)を見よ、

クテウ

公帖 禪宗の五山派、臨濟派の僧徒、官位に昇る時、時の將軍の許状を云ふ、首座以上に授けらる、足利將軍の時より始まる(貞丈雜記)

クテン

口傳 詞にて、い傳ふることにて、技藝の義を承し、言葉を以て教ふるに、貞丈雜記に、書面に書きあらはしがたく、口上にていられ

クドウ

ばかなはぬ事を口傳にするなり、されども書き様にてか、れぬといふ事はあるまじきなり、書けるほどは随分書き置きて、其の口傳事の絶えうせざる様にしたき者なり、書面にやすくと書かる、事ををしみ、かくして口傳にするはあるまじき事なり、さやうにすれば、口傳を知りたる人死すれば其の事は絶えうせるなり(中略)秘事口傳も、秘書ものぞみせぬ人に、みだりに傳ふるは悪し、ふかくのぞむ人には、誰にもかれにもなしへ傳へて、その事の千萬年の後迄も絶えず傳はるやうにと心かくべしと見えたり、

クドウスケツネ

工藤祐經 名譽功名金石、一萬と稱す。關白伊東祐次の子、伊東祐親の從父兄弟。關白長じて伊豆國伊東庄を食む、後ち入洛して平重盛に謁し左衛門尉となり、京師を宿衛す、時に祐親伊東に在りて悉く祐經の采邑を奪ふ、祐經因りて之を訴ふ、祐親主司に聽せざるを以て、裁決下るに及び、其庄を中分し各々牛を領有せしむ、祐經忿恨し、竊に京師を出で、將に祐親を圖らんとす、祐親之を悟りて京師に告げ、遂に祐經の妻を奪ひ、更に土肥遠平に嫁す、祐經益々憤憤し、間行して伊豆に歸り祐親を殺さん事を圖る、會々源頼朝富士野に歸し、祐親及び其子祐泰等之に復ふ、祐經以て好機と爲し、家僮に命じて之を圖らしめ、祐泰を殺し祐親を傷く、後ち源頼朝に仕へ頼朝の眷遇を蒙る、然れども常に祐泰の二子曾我祐成時致が難を報せん、とを恐れ、頼朝に勸めて之を除かんとし、果さず、建久二年祐經頼朝に従うて富士野に獵し、遂に營中に於て祐成兄弟の爲めに殺さる(大日本史)

クドウモチミツ

工藤茂光 名譽野介と稱す。關白幸家の子。應永二年正月、保元中源

クナイ

クナイシャウ

宮内省 名譽ミナノウチノツカサといふ、唐名工部又司農と云ふ。大内親大政官の東、大炊寮の西。諸國の調物及び春米を出納し、官田及び御食産を知り、内外の膳食の事をはじめ宮中一切の庶務を掌る、被管には、大膳職、木工寮、大炊寮、典藥寮、主殿寮、正親司、造酒司、土工司、官奴司、主水司、内掃部司、内膳司、内膳司、鍛冶司、園池司、采女司、主油司、宮内司の一職四寮十三司あり。職員、卿一人正四位下、大輔一人正五位下、少輔一人正五位下、大丞一人正六位下、少丞二人正六位上、大録一人正七位上、少録二人正八位上、史生十八人、省掌二人、使部六十人、直丁四人。沿華 天武天皇の御代始めて宮内省を置き、卿、大夫等の職あり、文武天皇の朝大寶令を定め、改めて省となし上述の職員を置き、後世大少輔共に權官を置く、明治二年七月官制を改定し、宮内省を置き、職員に卿、大輔、少輔、大丞、權大丞、少丞、權少丞、大録、少録、史生、省掌、使部等あり、十九年官制を定め、尋で二

クナド

クニ

十二年、二十四年の改正を以て六十四條を制定す、而して現今は、省中に大臣官房、内事課、外事課、調査課、侍從課、式部課、皇后宮職、東宮職、内藏寮、御料局、爵位局、大膳職、主殿寮、圖書寮、内匠寮、主馬寮、諸寮寮、侍醫局、主簿局、調度局、帝室會計審査局等の部局を設け事務を分管す(書紀、令義解、延喜式、三代格、官職秘抄、職原抄、職官志、法令全書)

クニ

- 伊勢等の國名見えたり、又彦狹島王を東山道十五ヶ國の都督となす、國郡沿革考は相模、武藏、上野、下野、上總、下總、常陸、陸奥、近江、美濃、飛騨、信濃、伊豆、古志、若狹を稱せしならんと云へり、蓋し多くは追書なるべし、成務天皇の御代國縣を分ち、邑里を定め、各長官を置き、允恭天皇の御代國境の標を造立す、崇峻天皇の御代東山道東北陸道の諸國境を巡視せしむ、推古天皇十二年聖德太子憲法十七條を造る、其内に國司と見えたり、後の國司と等しきや否詳かならず、孝德天皇大化二年の改正に、國郡の制を改め、郡里の大中小を分ち、國司郡領を補す、茲に於て國郡の制大に備はり、國縣の名亦漸く定まる、然れども此時國數明ならず、天武天皇十二年諸國の境界また定まらざるものありしを以て、群臣を遣はして之を正さしむ、茲に至り境界始めて定まる、文武天皇二年使を南島に遣はし、國を寛めしむ、明年諸島人來貢す、尋で多祇島を三島に列す、大寶の制國を分て大國、上國、中國、下國の四等と定め、國司の員數を定む(コクシ、參看)此時國數明ならず、和銅以後分置する所によりて遂推するに五十八國三島ありしが如し、即ち左の如し、
- 【畿内】 大和 河内 攝津(山背)
- 【東海】 伊賀 伊勢 志摩 尾張 美濃 遠江 駿河 伊豆 甲斐 相模 上總 下總 常陸
- 【東山道】 近江 美濃 飛騨 信濃 上野 武藏 下野 陸奥
- 【北陸道】 若狹 越前 越中 越後 佐波
- 【山陰道】 丹波 但馬 因幡 伯耆 出雲 石見 隱岐
- 【山陽道】 播磨 備前 備中 備後 安藝 周防

クニ

長門
 【南海道】 紀伊 阿波 讃岐 伊豫 土佐
 【四海道】 筑前 筑後 豊前 豊後 肥前 肥後
 日向 薩摩 壹岐 對馬

其後の廢置を示せば、和銅五年九月出羽國、六年四月丹波、美作、大隅の三國を置き六十二國となり、養老二年四月和泉監、養老二年五月能登、安房、石城、石背の四國、五年六月諏訪國を置き、六十八國三島となる、天平三年三月諏訪國を廢し、十二年八月和泉監を河内に併す、十三年十二月安房能登二國を廢し、十五年二月佐波を廢し、尋で石城石背を廢し、六十一國三島となる、天平寶字元年五月能登、安房、和泉の三國舊によりて分置し、六十五國となる、弘仁十四年二月越前を割き、加賀國を置き、天長元年九月多氣島を廢す、是より六十六國二島と定まり、明治維新の時に至り、延暦十五年八月勅して諸國地圖を作らしむ、是より先天平十年八月天下諸國に令して國郡圖を作せしめしが、茲に至り重ねて令せしなり、醍醐天皇延喜式を撰するや、國郡名を列記し、其制は大寶の制に依る、亦更に令して二字を用ひ舊名を取らしむ、是より先國郡名は好字を著けしめ風土記を上らしめしが、茲に至り國郡名一定するに至る、今左に四式の載する所の國の大小を示す、

- 【大國】 大和 河内 伊勢 武藏 上總 下總 常陸 近江 上野 陸奥 越前 播磨 肥後
- 【上國】 山城 攝津 尾張 三河 遠江 駿河 甲斐 相模 美濃 信濃 下野 出羽 加賀 越中 越後 丹波 但馬 因幡 伯耆 出雲 美作 備前 備中 備後

クニ

安藝 周防 紀伊 阿波 讃岐 伊豫
 筑前 筑後 豊前 豊後 肥前 肥後
 長門 土佐 日向 大隅 薩摩
 石見 和泉 伊賀 志摩 伊豆 飛騨 隱岐 淡路 壹岐 對馬

また此の時制して、都を基點として、遠近に従て、諸國を近中遠の三等に分ち、防備等によりて、邊要を定む、亦中央政府より國府に至る遠近に従ひ、行程日數の規定あり、今延喜式によりて左に近中遠國の日數を示す、

- 【近國】 山城 大和 河内 伊賀 伊豫 伊勢 志摩 尾張 美濃 近江 丹波 丹後 播磨 因幡 備前 紀伊 淡路 美作 備中 備後 長門 周防
- 【中國】 遠江 駿河 伊豆 伊賀 伊勢 志摩 尾張 美濃 近江 丹波 丹後 播磨 因幡 備前 紀伊 淡路 美作 備中 備後 長門 周防
- 【遠國】 相模 武藏 上總 下總 常陸 近江 上野 陸奥 越前 播磨 肥後 出羽 加賀 越中 越後 丹波 但馬 因幡 備前 紀伊 淡路 美作 備中 備後 長門 周防

クニイ

土佐 筑前 筑後 肥前 肥後 日向 大隅 薩摩 對馬

和名抄は延喜式と大同小異にして、安房は三十四、上野二十九、越後三十四、佐波三十四となせど、誤なるべし、此外遠近中に日數合はざるものあれど、今式に従て示すのみ、

明治元年十二月陸奥を分て、磐城、岩代、陸前、陸中、陸奥の五國とし、出羽を分て羽前羽後の兩國とす、二年八月蝦夷全島を北海道とし、渡島、後志、檜振、石狩、天鹽、日高、十勝、釧路、根室、北見、千島の十一國を創置し、五年九月琉球を以て藩國とし、西海道に附け、八年五月露西亞と約し、樺太を得撫群島と交換し、之を千島に隸す、茲に於て五畿八道八十五國となる、此の外に二十七八年の戦役により臺灣我有となる、然れども道國の制を立てず、中古一國の政廳の在る所を國府と云ふ、コクフの條參看(古事記、書紀、續紀、令義解、延喜式、和名抄、國郡沿革考、法令書)

クニイハ 國家 粟田口氏(アハダクナツケ)を見よ、

クニウツ 國人 室町時代、在國衆を云ふ、書札條々に、宗刑部大輔殿壹岐津島國人也云々と見えたり、

クニカカスノジツケウ 國懸神宮 新在紀伊國海草郡宮村秋月○古來日前神宮と併稱して、日前宮又は國懸宮といひ、或は日前國懸宮といふ、本國の一宮にして、現今官幣大社に列す、國懸大神、即ち天照大神の前御靈の鏡を寄す、國懸國懸大神、天照大神、天石宮に隣り座し、思

クニガ

兼神大神の象を圖造りて招請奉るべしと白して、石凝姥命を治工とし、天香山の金を採て日矛を作らしめ、又真名鹿の皮を全剥に剥て天羽輪を造り、日像鏡を鑄し、初度鑄たる鏡少しく神等の意に合はず、再度に鑄たるもの其狀明麗、故に其鏡を五百箇真坂樹に懸て大神を招出し奉りき、其初度に鑄たる一鏡は、國懸大神に鎮座し、爰に皇御孫命天降り坐す時に、天祖の詔を以てその御靈を護齋鏡として、天璽の神寶と共に副降し賜ふ、蓋し此後世々二神を大殿に寄き奉り、垂仁天皇の御世に及で名草宮に崇奉る、天武天皇朱鳥元年七月、幣を國懸神に奉り、平城天皇大同元年、日前神に神封五十六月、國懸神に六十月を寄せ、文德天皇嘉祥三年十月神財を二柱大神に奉らしむ、清和天皇貞觀元年神寶幣帛を二神に奉り、醍醐天皇延喜の制、日前神國懸神並に名神大社に列り、月次相嘗新嘗の幣に預らしむ、凡名草郡を定めて神郡とするは、蓋日前國懸神坐すを以てなり、四條天皇嘉祿元年五月幣を奉て神殿造替の延引を謝し申さしむ、是より先、日前宮奉幣使は、神祇官人を例とす、茲に至りて紀氏を用ふ、神殿造替の故なり、此後神祇官の中臣氏紀氏を以て幣使とせらる、凡兩社年中祭事極めて多し、正月御嶽山祭、大歲祭、三月御種下祭、四月御田打祭、五月御種祭、九月御種上祭、二十六日流鏑馬祭あり、其相嘗祭日前宮は、十一月十五日、國懸宮は十二月十六日、並に四日の祭を行ふ、凡其祠官、白冠、人母、行事各二人、權行事相見、大内人、火燒、權内人各二人、大案主六人、酒殿守一人、土師、御琴引各二人、案主二十五人、内人六人あり、其長官紀伊國造、世々二柱の大神に仕奉る、實に天孫天道根命の神裔なり(神祇志料、古事類苑神祇部)

申任せられし人の本望にあらずと稱し、任符を受けざるを以て、件の人を更に他國に申任するを云ふ、名替と區別せば、名替は他人を以て同國に任じ、國替は同人を以て他國に轉するなり、其方法は、給主は申文を出し、上卿外記をして下勅せしめ、然る後改任す、三重四五重の國替あり、名替(ナカ)の條を見よ○又任符を給はりたるもの、任じたる國本望ならずとて、件の國の任符を返上したるを、給主の請文を書きて、其典に任符を卷、めり、然る後改任するを任符返上の國替と云ふ(除目抄、同大成抄、年給考)

クニガハ 國替 武家時代諸侯の領地を轉するをいふ、

クニコナイシンワウ 邦子内親王 安嘉門院(アンカモンケン)を見よ、

クニサタ 國貞 歌川國貞(ウタガハクニサタ)を見よ、

クニセンジ 國宣旨 官宣旨の一なる、辨官より諸國へ下したる公文書の時代語、朝野群載等に其名見たり、大抵南北朝の頃までの語なるがごとし、詳しくは、クアンセンジの條を見よ、

クニタイフシ 國太夫節 淨瑠璃節の一種、享保の頃、都一中の門人、國太夫半中が創めしものと云ふ、半中後ち受領して宮古路豊後掾となるに及び、宮古路節、或は豊後節と稱し、國太夫節の稱廢せられたり、アンゴフシを參看、

クニツカミ 國神 國神に二義あり、(一)は大古日本國內にて生れたる神をいひ、(二)は天孫降臨以前既に此國內に土着し、一地方を領せる酋長をいふ、また地神地祇とも書す、(一)は天つ神に對しての稱、令義解に、地祇者、大神、大倭、葛木鳴、出雲大

クニガ

汝神等類是也と見えたるにて之を知るべし、(一)は書紀に、吾是國神、號脚摩乳と見え、古事記に、僕者、國神、名後田見古神とも、また僕者、國神、名謂井冰鹿とも、僕者、國神、大山津見神之子焉とも見え、なほ珍彦の言にも僕者國神とあるにて明かなり、然るを本居宣長は古事記傳に於て、國神とは、たゞ天ツ神に對ふときの稱なり、此も(足名稚手名稚の條を指す)天より降り來ませる神に對ひて申す言なりと説き、なほ令義解の說を疑ひたれども、あながち天ツ神に對したる時のみの用語と解したるは、未だ盡さざる所あるに似たり、紀記を通覽するに、其國神と稱せるものは、皆いづれも、此國土着の神にして、天孫入種渡來前既に早く一部落を爲し、其酋長たりしものなるを以て考ふれば、蓋し一般にこれらの土着をも國神と稱したるものなりと考ふること、決して不當にあらざるをおもふ、また義解の說は、他にこれを證據立つるに足るものなしと雖も、恐らくは當時なほ存したる古傳にして、且其頃の學者間に於て信ぜられしを見れば、明かに非定し得べき證左のなき以上は、これに従はんこと、また當然なるべし、暫く記して疑を存す、

クニツクリノオホガミ 國造大神 大國主神(オホクニヌシノカミ)を見よ、

クニツツミ 國罪 太古の罪名、我國内に於て犯したる罪をいふ、高天原に於て犯したる罪、即ち天ツ罪に對しての稱、大祓の祝詞に、國津罪、生膚斷、死膚斷、白人胡久美、己母犯罪、己子犯罪、母與子犯罪、子與母犯罪、畜犯罪、昆虫ノ災、高津津方災、高津鳥災、畜仆、蟲物爲罪云々とあるにて其概略を知るべし、生膚斷とは生ながら人を殺すこと、死膚斷とは、死體に傷くること、昆虫の災とは、蟲

クニツ

クニモ

在る者、又若干あり、其關東に在る者を呼びて關東家とす、古河の足利、安房の里見、下總の千葉、常陸の佐竹、下野の宇都宮、上野の長尾、陸奥の葛西、出羽の最上の類なり、此輩、必ず皆勤奮ありて封を受けたるにあらざる、或は持起自立し、或は歴世襲業し、歳時に貢獻す、幕府亦此稱を與へて稱するのみ、元龜天正割據の世に至り、足利氏と共に、此稱亦亡ぶ、江戸時代には、また國主ともいひ、一國を領せざる者に及び、其封地は小なるも、舊來其格式を同じくする者をも、合せて國持となし、國持十八家と稱す、即ち左の諸家なり、

加州(前田) 越前(松平) 薩州(島津) 長州(毛利) 仙臺(伊達) 肥後(細川) 四州(池田) 佐賀(鍋島) 筑前(黒田) 藝州(淺野) 備前(池田) 秋田(佐竹) 米澤(上杉) 土佐(山内) 雲州(松平) 津(藤堂) 久留米(有馬) 阿州(蜂須賀)

皆初より四品侍從に任叙す、參觀交替すれば、上使老中を以て之を命す、登營すれば、大廣間に祇候す、殘集柳營、秘鑑によれば、前田、島津、毛利、池田(四幡)、蜂須賀、黒田、淺野、池田(備前)、山内、宗を本國持と稱し、伊達、細川、鍋島、藤堂、有馬、佐竹、上杉、柳澤、松平(越前)松平(出雲)を大身國持と稱したり、准國持は室町時代には、長祿二年に細川成經、佐々木加賀守あり、江戸時代には伊達(宇和島)、立花、丹羽氏あり、又一國を領するも、國持、准國持ならざるものは、壹岐の松浦、若狹の酒井、志摩の稻垣氏等なり(武家名目抄、官制沿革略史、古事類苑官位部)

クニモチシフハツケ 國持十八家 江戸時代、國持の十八家をいふ、クニモチシを見よ、クニヤク 國役 課役の一、宮殿の修造、又は臨時に用途の必要ある時に、其國を定めて賦課する

クニヤ

ものを云ふ、中古以後庄園増加して、國庫の收納減少せしを以て、國役を課すること多かりき、院政以後勅事院事大小國役等益々多くなりしを以て、諸社諸寺等の諸庄園等上奏して之を免るゝもの多し、左に示したる高野山文書の如きは其一例なり、

可早停止高野山大傳法院并密嚴院御庄々國役事

右件兩御願寺、御庄々建立之尅、永停止官物并國役、偏可爲寺領之由被下、院宣已畢、隨則成進願宣、又畢、而近日於件御庄々々々、宛前日前國懸造宮役并種々國役之由、自彼庄家依訴申、於件御庄々々々、不認大小巨細、永可停止一切國役、臨時萬難事之由、重所被宣下、也者、早任院宣之旨、永可停止一切國役之狀、所宣如件、留守所宣、依宣行之以宣、

長承二年九月 日 守藤原朝臣 在判

武家起るに及びて、朝廷に倣ひて同じく諸國に課したりき、吾妻鏡文治二年八月二十日甲午小御所東此程被加修理、今日有御移徙之儀、藤九郎盛長爲上野國役、沙汰此事云々、嵯峨親後記に修理管物要事、爲攝磨備前美作三箇國役、任先例可被進濟之由、可被仰下、也、仍執達如件、天文十一年十一月九日、赤松左京大夫殿一治部河内貞兼給物十貫文赤松殿、一政所方彌四郎給物四貫文備前國藤野保役赤松殿云々とあるに、鎌倉室町幕府の一般を知るべし、江戸幕府にては、國を定め、石高によりて賦課したりき、

クニヤクカタ 國役方 江戸幕府の職名、下勘定所の掛りの一、大土木、其外國役を賦課すべき

クニヨ

地村の高、井に取立方を取扱ふ、國役金割賦、分限帳、國役金納届、井に御勘定仕上等の事を掌るなり(徳川官制)

クニヨシ 國芳 歌川豐芳(ウツカガハクニヨシ)を見よ、

クニヨシヤウ 國吉城 所在若狹國三方郡耳村大字佐柿村原清田武田義統の老臣栗屋勝久、此に居城す、永祿六年八月、朝倉義景來り攻む、爾後歴々攻むれども陥らざる、能はず、勝久意を繼田信長に通ず、信長、丹羽長秀をして若狹を守らしむ、元龜元年四月、信長朝倉を攻めんと當地を過ぐ、勝久之を連ふ、天正十六年以後木村軍人正之を守る、慶長五年京極高次當國に封せらるゝや、加賀越中一萬三千石を領して之に居す、寛永の年、酒井氏の入封以後城を廢して關を置く(若狹郡縣志)

クノウザンリウモンパン 久能山總門番 江戸幕府の職名、駿河久能山東照宮の神廟を守衛す、總門番一人、又御宮番とも稱す、東照公の寵臣榑原照久以來、子孫世襲す、老中の所管にして、世祿の外、役料二百人扶持を給す、與力八騎、同心三十人を隸す、同目代一人、手代五人を附す(官制沿革略史)

クノウジャウ 久能城 所在遠江國周智郡久野西村大字久能原清田久野宗能永正年間此に居城す、天正十八年に至り下總佐倉に移り、松下重綱之に代り、一萬二千石を領す、元和二年北條氏此に居住す、五年久野氏復居城せしが、後伊勢田丸に移され當城廢す(遠江國風土記傳)

クノウシヤウ 久能城 所在駿河國安倍郡久能村原清田永祿十二年武田信玄創りて之を築き、今福澤開父子をして守らしむ、天正十年徳川家

クノウ

康の手に歸せしが、十七年豊臣秀吉其臣松平吉嗣を一萬六千石に封じ此に治せしむ、慶長七年重頼の時移封、十二年家康駿府に居城後、其侍臣榑原清政(康政の兄)に此城を守らしむ、元和二年四月、家康を城頭に葬り、廟社を起し、僧院を置きてより城邊に廢す、清政の子照久山下に第宅を營みて廟舎を衛る、子孫代々其職を繼ぎ、近時に至る(駿河國志)

クノウノカネ 久能金 徳川家康薨去の時尾張、紀伊、水戸の諸家へ各金數を分配し殘餘の分尙ほ三十萬兩ありしかば、之を駿府城の庫に納む、後石忠長駿府に封せらるゝや、更に久能山に納む、是を世に稱して久能の御金といふ(寛元開書、徳川實紀)

クノジゼニ 久字錢 江戸時代錢貨の一種、明和六年より同八年に至る間、常陸國久慈郡木崎村にて鑄造す、徑八分、背文久の字穿上に在り、又久二の錢あり、久二の二字穿の上下に在り、二種とす、明和九年以後の鑄造とす(新寛永錢譜)

クノジノモン 九字紋 紋所の名、白く九の字を記したるもの、丹波の九鬼氏之家紋と爲す、その姓によりてつけたるものなり○丸に九字は、加茂宮家の家紋、又寛永系圖によれば加藤氏も之を用ひたるが如し(武鑑)

クノヘノコホリ 九戸郡 所在陸中國肥前國の時、糠郡を割て之を建つ、南部家語云、文治五年光行陸奥國糠部五郡を賜ふと、按に糠部は後の海上郡にて、其を又二月、三月、九月の三郡に分ちて、共に四郡なり、五郡と云ふ者は、鹿角を加へて追稱せし者なるべし(活實覽知果、元祿帳以下、九戸に作る事皆同じ、明治十三年五月郡區編制の際之を南北に分ち、南九月、北九月の兩郡とせり、二十

九年また合併して九戸郡と爲す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

クハウ 公方 名義古くは朝廷のことをいひ、轉じて將軍家の別稱となる、公家の方の略、下より上を敬ひ尊び云ふ詞、五車輿瑞に公方杜欽傳近諛倭之人而造公方とあり(國朝諸藩前考)者は貞信公記に公方勅文と見えたるに之を知るべし、後世武家の威嚴なるにつれ、僭上して、鎌倉武士は北條氏を尊びて公方と稱す、然れども必ず一人を限りて云ふにあらず、太平記驅籠入道自害の條に、されば御邊は未私の眷養にて、公方の御恩をも蒙られば云々とあるは北條家を指したるものなり、下りて足利義詮以後に至りては將軍を公方と稱するに至る、祇園執行日記抄に、貞和六年十一月六日、去夜周清房舍弟右衛門藏人自公方(義詮)被討了云々と見え、太平記京勢東南方發向條に、其勢都合七千餘騎公方(義詮)の催促をも相待す、我先にて天王寺へぞ向ける云々、と見えたり、また貞丈雜記の中に一説を擧げて、

「貞衡云く、公方と申すは、院の御所と御同座の御位也、院の御所と申すは、帝王の御位をすべり給ふを申す也、古世上の亂しづまり静になりける時、天子より尊氏卿へ公方の號を蒙り候へば甲冑を帶上一統に治らす候、公方の號を蒙り候へば甲冑を帶する事ならず候、世上悉く平になり候迄は公方の號を止められ、將軍號ばかりにてさしなかるべき旨奏聞ありければ、勅諭出で、二たびかへらざる事なれば、公方號は尊氏へあづけ置き給ふし仰せられしにより、尊氏卿は公方號は稱せずして將軍號ばかり也、二代目義詮公の時も同前、三代目義満公に至りて始めて公方號を受けて稱せられし也云々、又或説に、義満公十歳の時御父義詮公におくれ給ひし時、

細川武藏守頼之、貞忠を盡して後見し奉りて、尊氏卿よりこのかた一統せざりし天下を泰平に治め靜謐になれり、頼之の死去の後、義満公おこり心出來て思ひ給ふは、公家には攝家と云ふ棟梁あり、沙門には門跡と云ふ棟梁あり、武家ばかりには棟梁なし、萬事を治むる法、帝王に一等下して、攝家に准じて大納言までをめしつかひ、官位は太政大臣位一位に至りて、武家の棟梁たるべき家を給はり候へと奏聞し給ひければ、公方と云ふ號を下され、望の如く勅許ありて、此の時よりして公方の號は始まりけるとぞ申し傳ふる」といへるは共に誤なり、また公方代の稱あり、同じく將軍家をいふ、嘉良喜隨等に、公方とは禁中ことなり、故に古き記録に公方と有、將軍家のことを上天皇と申してより、もはや禁裏同前とて、それより公方家と云ふ、萬事書の例を用て將軍家禁裏同前のことと多しと見えたり、

クハウニン 公方人 室町時代格勳を云ふ「カクゴ」參看(貞丈雜記)

クハウモノ 公方者 室町幕府にて力者雜色を云ふ(鎌倉年中行事)

クハオロシネキ 鎌下年期 江戸時代人民が地を開墾する時、官より其成效の難易を考察推量し、年を期して納租の高を輕減するをいふ(地方凡例錄、大日本租稅志)

クハガタ 鉞形 胃の前頭に左右に高く差したる立物を云ふ、カブトの名を見よ、

クハダカ 桑高 江戸時代、桑を植ふる田畑に對して納むべき税をいふ、地方凡例錄に、掖地の節、桑畑を高く受るには、桑三尺繩にしして一束を、高三升に積り、若ほき短き時は、二升にも積る、

クハウ

クハウ 公方 名義古くは朝廷のことをいひ、轉じて將軍家の別稱となる、公家の方の略、下より上を敬ひ尊び云ふ詞、五車輿瑞に公方杜欽傳近諛倭之人而造公方とあり(國朝諸藩前考)者は貞信公記に公方勅文と見えたるに之を知るべし、後世武家の威嚴なるにつれ、僭上して、鎌倉武士は北條氏を尊びて公方と稱す、然れども必ず一人を限りて云ふにあらず、太平記驅籠入道自害の條に、されば御邊は未私の眷養にて、公方の御恩をも蒙られば云々とあるは北條家を指したるものなり、下りて足利義詮以後に至りては將軍を公方と稱するに至る、祇園執行日記抄に、貞和六年十一月六日、去夜周清房舍弟右衛門藏人自公方(義詮)被討了云々と見え、太平記京勢東南方發向條に、其勢都合七千餘騎公方(義詮)の催促をも相待す、我先にて天王寺へぞ向ける云々、と見えたり、また貞丈雜記の中に一説を擧げて、

「貞衡云く、公方と申すは、院の御所と御同座の御位也、院の御所と申すは、帝王の御位をすべり給ふを申す也、古世上の亂しづまり静になりける時、天子より尊氏卿へ公方の號を蒙り候へば甲冑を帶上一統に治らす候、公方の號を蒙り候へば甲冑を帶する事ならず候、世上悉く平になり候迄は公方の號を止められ、將軍號ばかりにてさしなかるべき旨奏聞ありければ、勅諭出で、二たびかへらざる事なれば、公方號は尊氏へあづけ置き給ふし仰せられしにより、尊氏卿は公方號は稱せずして將軍號ばかり也、二代目義詮公の時も同前、三代目義満公に至りて始めて公方號を受けて稱せられし也云々、又或説に、義満公十歳の時御父義詮公におくれ給ひし時、

細川武藏守頼之、貞忠を盡して後見し奉りて、尊氏卿よりこのかた一統せざりし天下を泰平に治め靜謐になれり、頼之の死去の後、義満公おこり心出來て思ひ給ふは、公家には攝家と云ふ棟梁あり、沙門には門跡と云ふ棟梁あり、武家ばかりには棟梁なし、萬事を治むる法、帝王に一等下して、攝家に准じて大納言までをめしつかひ、官位は太政大臣位一位に至りて、武家の棟梁たるべき家を給はり候へと奏聞し給ひければ、公方と云ふ號を下され、望の如く勅許ありて、此の時よりして公方の號は始まりけるとぞ申し傳ふる」といへるは共に誤なり、また公方代の稱あり、同じく將軍家をいふ、嘉良喜隨等に、公方とは禁中ことなり、故に古き記録に公方と有、將軍家のことを上天皇と申してより、もはや禁裏同前とて、それより公方家と云ふ、萬事書の例を用て將軍家禁裏同前のことと多しと見えたり、

クハダ クハナ

桑の大木は、葉をこきとる事故、右の東廻に准し見積る事也、桑畑の間に麥作など仕付るもあり、其村と外畑並位付あり、畑へ植付ある桑に、桑高別に結入ては、二重高になるに付、桑高付ざるは勿論、桑の間々の作物は、木陰になり出来形宜しからざる故、接地の節、上畑にても、下畑とも、下々畑とも、位付をなす事也、後年桑高なくなりて、土地の位により石盛をなすに至れり」とあり、

クハダノコホリ

桑田郡

聖徳太子紀垂仁天皇八十七年の條に、昔桑田村の人、桑田八尺瓊勾玉を得とあるは、史に見えし始めなり、延喜式以來桑田に作り、以後之に仍る、和名抄に、小川(チカガハ)桑田(クハダ)漢部(アヤベ)宗我部(ツカベ)川人(カハムト)荒部(アラベ)池邊(イケノベ)弓削(ユゲ)山國(ヤマクニ)横作(ヨコツクリ)佐伯(サヘギ)有頭等の郷あり、郡名考、クハダと稱し、郡銘録、明治沿革帳又、クハダと訓みたるを、地誌提要、クハダと讀み今之に従ふ、明治十三年五月分て南桑田、北桑田の兩郡とせり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

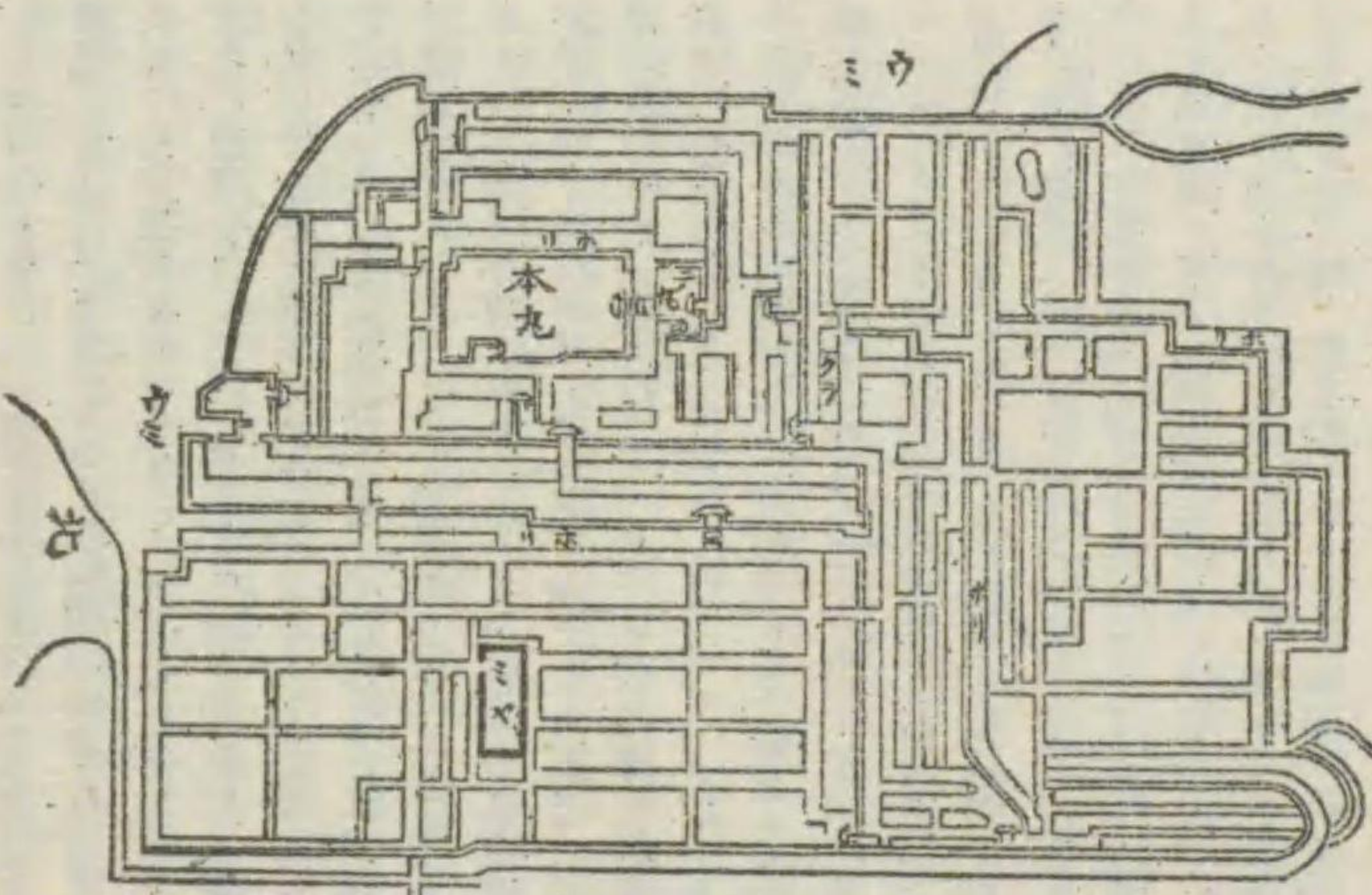
クハナジャウ

桑名城

郡桑名町の東北郡國郡起原詳ならず、古、桑名郷に桑名首居住し、後ち郡家を設けて郡司此に住す、文治中桑名行政此地を管す、永祿中伊勢直之を領し、天正二年織田信長、北畠氏征伐の時、瀧川一益に長島城を守らしめて本城を鎮せしむ、四年城郭を修築す、十一年羽柴秀吉天野景俊に守らしめ、十二年小牧の戦、酒井忠次及び石川數正之を守る、十五年丹羽氏居城す、文祿四年七月氏家行廣封せられ、慶長五年、行廣石田三成に黨せし故を以て除封、本多忠勝來り治す、元和三年忠勝の時播磨に移り久松

クハナ

定勝十四萬石を領し在城す、寛永十一年定行の時、伊豫松山に移り、弟定綱十一萬石にて代りて治す、寶永七年定重越後高田に移封(後ち白川に轉す)松平忠雄福山より入部す、文治六年定永封を白川より桑名に移されて治す、子孫相繼ぎて明治維新に至る、(伊勢名勝志、主圖合誌記、武鑑、徳川加除封録)



クハナノコホリ

桑名郡

聖徳太子紀垂仁天皇元年六月の條に、高市皇子遣使於桑名郡家、九月天皇皇子桑名郡家とあるは史

クハバ

に見えたる始めとす、(諸國和名抄に、野代(ノシロ)桑名(クハナ)額田(ヌカダ)尾部(オシ)熊口(クマグチ)等の郷あり、以後變更なし、明治二十九年に至り周布郡と合併し、周桑郡を置く(諸國郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

クハバラウチ

桑原氏

萬德使主より出づ、宿禰姓、連姓、公姓、直姓、村主姓、史姓等あり、宿禰は、左京に貫し、直は和和に貫し、史は山城攝津に貫す、天武天皇の時侍醫直廣桑原村主調郡に連を賜はる、孝謙天皇の時、大和葛上郡の人桑村史年足等男女九十餘人、同姓近江神崎郡の人人勝等男女一千餘人、臣等の先劉言與等仁德天皇の時高麗より歸化の子孫分れて數姓となる、請ふ史姓を改めて同じく一姓を賜らんことを、乃ち姓桑原直を賜はる、其後左京の人桑原直眞島、右京の人桑原村主足跡、同姓大和の人岡麻呂等四十人、近江淺井郡の人桑原直新麻呂訓志必登等四十餘人并に皆公姓を賜ふ、史戸攝津に貫す、漢城の人韓氏劉德の後に出づ、聖武天皇の朝備中郡守の人史戸置島等あり、醍醐天皇の御代兵部少輔史戸忠則あり(氏族志)

クハバラウチ

桑原氏

大納言爲庸の四男權中納言長義より出づ、長義正二位權中納言となり、元文二年十二月薨す、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系圖) ○長義 適長 長祝 爲彬 忠長 爲顯 順長 爲政 輔長 孝長

クハバラノコホリ

桑原郡

起原詳ならず、思ふに大隅の建國は元明天皇の和銅六年夏四月にして國府此郡にあれば、建國後久

クハム クハヤ

クハムラノコホリ

桑村郡

起原 延喜式に郡名始めて見えたり、(和名抄に、籠田(カコダ)御井(ミキ)津宮(ツミヤ)等の郷あり、爾來桑村と書ること今にかはりなし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

クハヤマウチ

桑山氏

姓は藤原、結城朝光より出づ、朝光十二代の後胤、美濃國土岐郡の住人修理大夫貞久、足利尊氏に與みし、本領桑山の庄を安堵す、(一説に桑山と嶽山に作るといへり)貞久七世の孫以則に至り、尾張國神守の城に居す、于重晴、入道の後宗榮と號し、早くより豊臣秀吉に仕へ、但馬國竹田城二萬石を賜ふ、後ち秀吉の弟なる秀長に仕へ、功によりて紀伊國和歌山城を領し、三萬石を食む、城は宗榮のはじめに築く所なり、文祿四年更に一萬石を加ふ、嫡子一重早世せしを以て、封を折半し、一を孫一晴に附して家を譲り、を次男直晴に分つ、一晴征韓の軍に従ひて功あり、後ち關ヶ原の役起るに及び、徳川家康に與みし、和歌山城を守り、同年封を大和國葛下郡布施城に轉じ、一萬六千石を領す、子なし、第一直嗣ぐ、大阪冬の陣に従ひて功

クハハリヘイ

賦幣

諸神に奉つる幣帛を一に束れ置き、兩段再拜畢て後、束を解きて每座の神に賦り供へ奉るをいふ、

クビイタ

首板

首板を載する板をいふ、軍用記に、首板の事首一つの時は、板の堅横一尺六寸なり、堅足三本付くる、高さ四尺(四十六の數なり、四々を死々の儀にとる歟)、足二本は前一本は後(常に三足の香爐、其の外三足の物を二足を人の方へ向くるを思ひ、此の故なり)なり、板のうらよりおもての方へ長き釘を打ち出して、首の切り口をさすべし、首敷おほき時は板の長さは、くび數相應にすべし、此の時は足は四本四角に打つべし、足は釘にて打つべし、と見えたり、

クビラケ

首桶

首桶に入る、桶をいふ、軍用記に、桶の作り様及び入れ様を記して、首をけのこしらへやう、高さ一尺三寸、口のひるさ八寸、わけ物にしてかぶせぶたなり、蓋の上へ書く文字は、これなり、緒の付けやうは革にても、又おびの類を以て十文字にからぐることもあり、兩様いづれにても用ふべし、首をけにくび入れ様の事、貴人の首な

クビキノコホリ

頸城郡

起原 大寶二年三月、越中の四郡を割て、越後國に併せしより起る、(諸國郡考)起原詳ならず、延喜式以下頸城に作る、和名抄に、沼川(ヌノカハ)郡宇(ツ)栗原(クリハラ)板倉(イタクラ)原木(アラキ)高津(タカツ)物部(モノベ)五公(イキミ)夷守(ヒナモリ)左味(サミ)等の郷あり、明治十三年五月分て頸城、中頸城、西頸城の三郡となす(郡名異同一覽、國郡沿革考)

クビキリ

首切

短少なる刀を云ふ、腰にさす古の腰刀の類、首を切る爲めに用ふる故に名づく、又首取とも首振刀とも云ふ(武家名目抄)

クビゾメノイハヒ

食初祝

小兒誕生後、はじめで食物を含ましむる儀式をいふ、舊くは魚味、祝といひしが、室町時代以後此稱を用ひたり、また箸立、箸そろへ、箸めともいふ、詳しくは、マナノイハヒの條を見よ、

クビタイ

首代

江戸時代、人の身代になるものをいふ、日本橋魚市場又は芝居町などにて、常に養ひ置き、その町に喧嘩ありて、死傷あるときは、多勢に代りて、出で處刑を受け、下手人ともなるものをいふ、右町の外にも、私娼のありし處、又は博徒、男伊達など、仲間なるものには、往々ありしといふ、又吉原町芝居町には數十年前まで尙竊に、これを養ひ置しといへり(舊幕府法令名目)

クビチガヒモン

喰違門

江戸城門の一、或は喰違土橋とも稱す、清水坂より紀州中屋敷へ今の

クバリ クビラ

クビキ クビチ

クビツ

赤阪離宮へゆく噴遊土手の前に在るを以て名付し...

クビツカ

首塚 首を葬りたる地のの上に築きたる塚...

クビツダ

首札 軍陣の時、獲たる首級に付くるしるしの札をいふ...

クワン

クワ 供奉 内供奉の略稱、ナイケラを見よ...

クフツツイ

久夫都々伊 鯨首の種のごとくなりしものをいふ...

クフニソウキ

供奉人總記 鎌倉幕府にて、供奉すべき人々を一人も漏さず書連れたるを...

クワンデン

口分田 名義王朝時代に、國民一般に、各箇人に就きて等分に給與したる田地を...

クボタ

轉じて他境に入り、或は大牙の如く相接せる地は舊に依りて受け、若本郡に受けべき田なきときは、隔郡に受くることを得、田地の崩壊侵食せるあれば、班年に改め給し、或は班年を待たずして乗田を以て給ふ、王事に因り外蕃に殺落して還らざる者の口分田は、五等以上の親同居せるあれば、十年の後を待ち、始めて之を追收す、若身王事に死すれば、子に傳へしむ、戸主逃走して三周年に至るまで獲ざれば、その田を還へす、また戸内の者の逃走したるは、六年を待ちて後に公に還へす...

クボテ

窪手(枚手) 神に、物を盛りて供ふる器物の名、大嘗會新嘗會等に用ひ、又朝廷公事の目五位以上には葉柄を用ひたり...

クボフジ

弘法寺 所在下總國東葛飾郡市川町大字真間村○山城國紀伊郡東九門寺に屬し六門家の一也...

クホンジ

九品寺 所在山城國紀伊郡東九條○成善提院とも稱す宗旨淨土宗、五流の一にして九品寺流の本山也...

クホンジリウ

九品寺流 淨土宗の一派、覺明長西を流祖とす、長西は讚岐の人、世に九品寺の上人と呼ぶ、其教を讚岐に布く、弟子覺信之を繼ぎ、上行、證忍等相次で九品寺に住し、空寂又之を東國に傳ふ、シヤウドシユウカ(參看日本佛教史綱)

クボヤノコホリ

窪屋郡 所在備中國 肥前國 書紀雄略天皇元年三月吉備上道臣女稚媛とあり

クボテ

クボヤ

クマイ

神佛に供ふる米をいふ、單に「クマイ」といふ、書紀に奠の字をよめり、大鏡に、供米三十石、ちやうき毎におかれてたゆることなし、御湯殿記に、今朝内侍所のとじを召て御千度させられて御くまありて御いたさありと見えた

クマイ

神佛に供ふる米をいふ、單に「クマイ」といふ、書紀に奠の字をよめり、大鏡に、供米三十石、ちやうき毎におかれてたゆることなし、御湯殿記に、今朝内侍所のとじを召て御千度させられて御くまありて御いたさありと見えた

クマイ

愚昧記 卷無卷數、秘閣本は、寫本二十三冊あり内密三條實房の日記、原名愚昧御記と稱す、今據る所の本は松山藩本、九條一條兩家本にして、松山藩本は十五冊、乃ち仁安二三年、嘉應二年、承安三四年、安元三年、壽永元年、文治五年の八ヶ年間、兩家本は別記にして八冊、乃ち節會部類、嘉應三年、文治六年正月の御元服記、建久二年守貞親王元服記、仁安元年十月立太子の記、治承元年八月伊勢勅使の記、久安二年檢非違使問注詞記、保延元年注進狀及び給旨院旨書狀等の雜抄とす、實房典故に疎達し、儀節に慣る、故に朝儀に亘るもの多し(群書類一覽、歴世記雜考)

クマイ

九牧笹紋 紋所の名、三枚つられたる笹の葉三つにて圓くしたるものなり、山城淀の稻葉氏、安房館山の稻葉氏、下野佐野

クマイ

クマカ

クマガエガサ

熊谷笠 編笠の一種、蘭を以て造る、天和年間より江戸に流行し、武士など専ら之を冠り、又役者なども、此頃より之を用ひ、大に流行す、享保中より丸き儘にて冠り、醫師武士のみ之を用ふ(我衣、嬉遊笑覽)

クマガエナホサネ

熊谷直實 名義通稱二郎、法名を蓮生といふ、源頼朝直實の子、事頼朝にして父を失ひ、兄直正と共に、姨の夫久下直光の家に養はる、資性慷慨剛直、嘗て直光に代りて京師に番直せる時、等輩代人の故を以てこれを輕侮す、直實憤り、直光に請はすして平知盛に仕ふ、直光怒りて其所領を奪ふ、既にして直實郷に歸る、會々源頼朝兵を起す、直實、大庭景親等と共に之を攻めしが、後頼朝に降る、頼朝の佐竹秀義を攻むるや、直實、平山季重等と共に之に赴き、先登して殊功あり、頼朝深く褒賞し、教書を下して、直光奪ふ所の地を復し、地頭職を世々にせしむ、壽永三年源義経に従ひて源義仲を攻め、一ノ谷の役亦從うて決戦頗る勉め、遂に平教盛を斬る、後頼朝越前に於て流籠馬を觀るの事あり、直實に命じて的を樹てしむ、直實憤志して曰く、射る者は騎馬し、樹つる者は歩す、優秀あるに似たり、臣敢て命を奉ぜずと、頼朝諭して曰く、器を擇みて事に從はしむるのみにして、もとより優秀を別つの意にあらず、且つ的を樹つるは賊役にあらざる、新日吉祭御幸の日に此役を勤めしものは、瀧日本所の衆なり、今其故實を存し、汝拒む事勿れと、直實固く從はず、頼朝怒りて其邑を削る、建久三年久下直光と地界を争ふ、頼朝親しく之を裁決し、詰難數回に及ぶ、直實口訥、自から辯明する事能はず、大に怒りて曰く、梶原景時、直光に黨援して巧言先

クマガ

の細田氏等之を用ふ(武鑑、諸家紋鑑)

クマノ

取石鹿文、別名を川上鼻師といふ、會々親族を集めて宴を開く、尊以て軒機となし、私かに女装して宴に臨み、鼻師の醉へるを見て起て其胸を刺し遂にこれを殺す、餘黨また尋で平ぐ、かくのごとく、二回の征討により、熊襲の勢一時挫折したりしが、仲哀天皇の時に至りてまた叛せり、天皇因りて七年親征の途に就き、八年筑紫熊襲(筑前國那珂郡)に着して行宮を營み、進んで熊襲を討ち給ひしも、皇軍利あらず、九年二月陣中に崩す、是より先、皇后氣長足姫尊(神功皇后)は、熊襲の屬々叛する所以のものは、新羅の後援あるを疑ひ、まづ新羅を征して、然る後熊襲に及ばんことを建議し給ひしも、天皇用ひ給はざりしが、崩御の事あるに際し、皇后は表を被して親征の策を決し、鴨別を留めて熊襲に當らしめ、直に新羅に向ひ、破竹の勢を以てこれを征服せり、かく新羅既に降りしを以て、熊襲もまた自ら平さし事、皇后の豫想し給へるがごとくなりき、是より以後熊襲の事は國史に散見せず、蓋し全然大和民族に同化したるものか、近時沼田頼輔氏は軍人と同人種にして単に名稱を異にせるに過ぎずと爲し、(一)軍人の割據せる地方と熊襲の割據せる地方と、殆ど同一なること、(二)熊襲の名に景行に始まりて仲哀に終りしも、此間に軍人の名稱の同時に見られしを見ず、其後熊襲の名やめて軍人の名見られしも亦此間に熊襲の名の用ひられしを聞かず、即ち熊襲に代りて軍人の名の用ひられしを知るべきこと二理由を以て其説を立て、景行以後は軍人の名によりて呼ばれしなるべしといへり、暫く記し、疑を存す、ハハトト(参考)古事記、日本八種新説、國史探覽稿)

熊延喜式球磨に作る、和名抄に、球攻、久米、人吉、東村(ヒガシムラ)西村(ニシムラ)千脱(中島廣足云今センタイ)等の郷あり、拾芥抄、又球磨に作り、古園球磨、寛知集元祿帖球磨に作りて、和名抄に復せしを、明治沿革帖に至りて求麻に作り、地誌提要又球磨に作る、今之に従ふ、明治五年九月二十三日、球磨郡米真山十四村を日向國兒陽郡に屬せしむ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

クマノゴロウ 熊野牛王 熊野社にて發する牛王寶印をいふ、ゴロウ及び起請文(キシヤウモ)を參看、

クマノサンザン 熊野三山 紀伊國熊野座神社、熊野早玉神社、那智神社をいふ、

クマノサンシヨコング 熊野三所權現 紀伊國に在る熊野座神社、熊野早玉神社、那智神社をいふ、各條參看、

クマノニマスジヤ 熊野座神社 所謂紀伊國半婁郡(今東牟婁郡)本宮村(今熊野本宮)と稱す、熊野早玉神社、那智神社と併せて熊野三所權現と云ふ、又熊野三山とも云ふ(現今國幣中社)祭神に就きては、早く長寛年中より議論ありて、或は伊弉諾尊とし、或は素戔嗚尊としたり、神祇志料は藤原伊通の長寛勅文に從て、出雲國の熊野座神社の素戔嗚尊を遷祭り、之を家都御子大神と云ふと云へり、中古以來僧徒等當宮を掌るに至り、本地垂迹の説を唱へ十二所權現と稱せり、即ち第一殿を護國殿とし、家都御子神(伊弉諾尊、伊弉冊尊)を祭り、第二殿は二御前と稱し、熊野夫須美大神、御子速玉大神を祭り、兩社合殿なり、第三殿を若宮と稱し、天照大神常立尊を祭る、之を上四社(西御前を兩社に數ふ)と云ふ、第四殿は四社の合殿にして忍

クマノ

クマノ

穂耳尊、瓊々杵尊、彦火々出見尊、葦不合尊を祭る、之中四社と云ふ、第五殿は同じく四社の合殿にて軒遇突智命、埴山姫命、國象女命、稚彥彥命を祭る、之を下四社と云ふ、上中下を合せ總稱して十二所權現と稱す、(紀伊國熊野土記稿)寺社元要記には米持金剛、飛夜叉、勸請十五所、十萬、一萬(一萬は十萬に合す)、子守、兒御前、聖御宮、若一王子、護誠殿、中御前、西御前を十二所權現とし、南紀名所志には之に一々伊弉諾尊以下を配して、中御前なく十萬、一萬各を各一社に數へて、十二所權現としたり、猶祭神につきては神祇志料、古事類苑神祇部を見るべし(熊野沿革帖)崇神天皇十六年始めて神社を建つ、熊野本宮是なり、稱徳天皇天武神護二年、早玉神に神封四戸を充て、清和天皇貞觀元年早玉神、熊野座神に從五位上を授け、五年三月早玉神に正二位を賜ひ、醍醐天皇延喜の制、早玉神を大神とし、熊野座神を名神大神とし、七年十月宇多法皇熊野山に幸し、早玉神に從一位、熊野座神に正二位を加ふ、熊野行幸茲に始まる、朱雀天皇天慶三年二座に正一位を授く、白河天皇應徳二年三月、新宮の遷宮に依て、宸筆宣命及び神寶を奉り、又大神宮に准じて御拜あり、堀河天皇寛治四年正月、白河上皇百餘町の地を三山に寄せ、鳥羽天皇元永二年九月、上皇又紀伊阿波讚岐伊豫土佐五國の地各十畑を奉る、此後朝廷此神を崇めしより、鳥羽後鳥羽上皇相繼て屢々本社に詣つ、之を御熊野詣といふ、二條天皇長寛元年四月、勅を諸道に下して國司藤原忠重神領を妨ぐるの罪名を勘へしむ、後深草天皇寛元四年十一月覺仁法親王を以て熊野三山檢校とす、熊野檢校茲に始まる、後龜山天皇天授五年三月、兵亂の御祈りに依て阿波國日置庄を寄せ、元中三年十月敕して新宮の神寶を奉らしむ、初後醍

クマノ

クマノ

クマノ

神天皇の御宇、神官等奏して云ふ、本社神殿凡三十三年に遷宮を行ふ者、往昔以來の例なり、而るに徳治中本殿營作の時、適々火災に罹り給ふを以て、假殿に座し奉れり、是故に建治以後五十餘年の間遷宮の事なし、曾先規に違ふのみならず、實に神慮澗り難し、願くば早く造營を賜へと奏しき、其後遂に成らず、元年に及びて神官京に至りて之を訴へしかば、茲に至り始めて神殿を造り、神寶を奉り、其若殿以下十社の神寶は相繼て獻らしむべく制す、文明年中回廊して、神庫焼亡して古文書神寶悉く灰燼となり、古傳古物一も傳ふるものなし、是より社僧神官各自意見を別にして、神事社法統一なく、舊により佛を守るもの、神を信じ妻帯肉食僧衣を裂き、袂衣を着けて佛を退くものあるに至り、明和申また火災に逢ひて、社殿雜舍悉く烏有に歸す、是に於て神佛混同を歎きし神官等此災を機として、新宮那智と獨立して、唯一の神道風に歸せしめたり、然れども聖護院三寶院門跡、三山檢校職たりしを以て、全く佛の範圍を脱する能はざりき、明治維新の時に至り、始めて佛法の範圍を免れ、四年官幣中社に列す、明治二十二年洪水により、神殿破壊せられたり、爾後殿戸に移し再興す、大正四年、官幣大社に昇格す(神主を和田氏と云ふ、實に熊野連姓なりと云ふ)○神符は、熊野牛王を以て世に著る、委しくは牛王(ゴロウ)の條を見るべし○王子、中古熊野御幸盛に行はれしより、京都より熊野に至る間に、王子社を建て、熊野の神を遙拜し、休息所に充てたり、俗に之を九十九王子と云ふ、定家の建仁元年熊野御幸記并に地誌等によりて見るに、大概その數九十九あるが如し、クマノハヤタマノジンジャ、ナチノジンジャ(参考)神祇志料、紀伊國熊野土記、

古事類苑神祇部)

クマノノコホリ 熊野郡 所在丹後國 起元明天皇和銅六年夏四月丹波の五郡を割て始めて此國を置きしこと續紀に見たり、考證に(五上)一本有「加佐、典、丹波、竹野、熊野、十、字」とあり、以て其起原を推知すべし(熊野和名抄に、田村(タムラ)佐野(サノ)川上(カハカミ)海部(アマヘ)久美(クミ)等の郷あり、延喜式以來熊野と書し以後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

クマノノジンジャ 熊野神社 所謂出雲國八東郡熊野村熊野山(今本國の一宮、現今國幣大社)祭神に就きては、早く長寛勅文に從て、出雲國の熊野座神社の素戔嗚尊を遷祭り、之を家都御子大神と云ふと云へり、中古以來僧徒等當宮を掌るに至り、本地垂迹の説を唱へ十二所權現と稱せり、即ち第一殿を護國殿とし、家都御子神(伊弉諾尊、伊弉冊尊)を祭り、第二殿は二御前と稱し、熊野夫須美大神、御子速玉大神を祭り、兩社合殿なり、第三殿を若宮と稱し、天照大神常立尊を祭る、之を上四社(西御前を兩社に數ふ)と云ふ、第四殿は四社の合殿にして忍

神社 所謂紀伊國半婁郡(今東牟婁郡)新宮町(今新宮)と稱す、本宮、郡智と鼎立して、熊野三山と云ふ(熊野沿革帖)伊弉諾尊の子速玉之男神、故に御子速玉大神と云ふ、中古以來僧徒等掌るに至り十二所權現と稱せり、即ち第一殿を結宮と稱し、伊弉冊尊、事解男命、熊野夫須美大神を祭る、第二殿を速玉宮と稱し、御子速玉大神、伊弉諾尊を祭る、第三殿を護誠殿と稱し、家都御子大神、國常立尊を祭る、第四殿を若宮と稱し、天照大神を祭る、第五殿は四社合殿にて禪地宮に、天忍權耳尊、聖宮に瓊々杵尊、兒宮に彦火々出見尊、子守宮に鶴、草葺不合尊を祭る、第六殿は同じく四社合殿にて、一萬宮に國狹穗尊、十萬宮に豐斟尊、勸請宮に泥土煮尊、飛行宮に大戸之道尊、米持宮に面足尊を祭る、是を十二所權現と稱し、第一殿を西御前、第二殿を中御前、第三殿を護誠殿とし、三所權現と云ふ、第四第五殿を中四社、第六殿を下四社と稱す、奥御前を三神殿と稱し、伊勢、住吉、出雲三大神を祭る、之を併せて新宮十五所權現と云ふ(熊野沿革帖)景行天皇の御世、始めて此地に社殿を造る、稱徳天皇天武神護二年九月神封四戸を充て、清和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、五月從二位を加へ、五年に正二位を賜ふ、醍醐天皇延喜の制、名神大神となす、七年十月宇多法皇熊野山に幸し、從一位を加ふ、熊野行幸茲に始まる、朱雀天皇天慶三年正一位を授け奉る、白河天皇應徳二年三月遷宮に依て勅使權中納言平清盛を遣して宸筆宣命及び神寶を奉り、又大神宮に准じて拜せさせ給ふ、此後朝廷此神を崇めし奉りしより、鳥羽、後鳥羽上皇相繼て屢々本社に詣給ひ、龜山天皇以後廢たり、獨り天皇上帝のみならず、諸臣の參詣するものも多し、世に之を熊野詣と云ふ、中古以來天皇上帝諸臣の信

クマノ

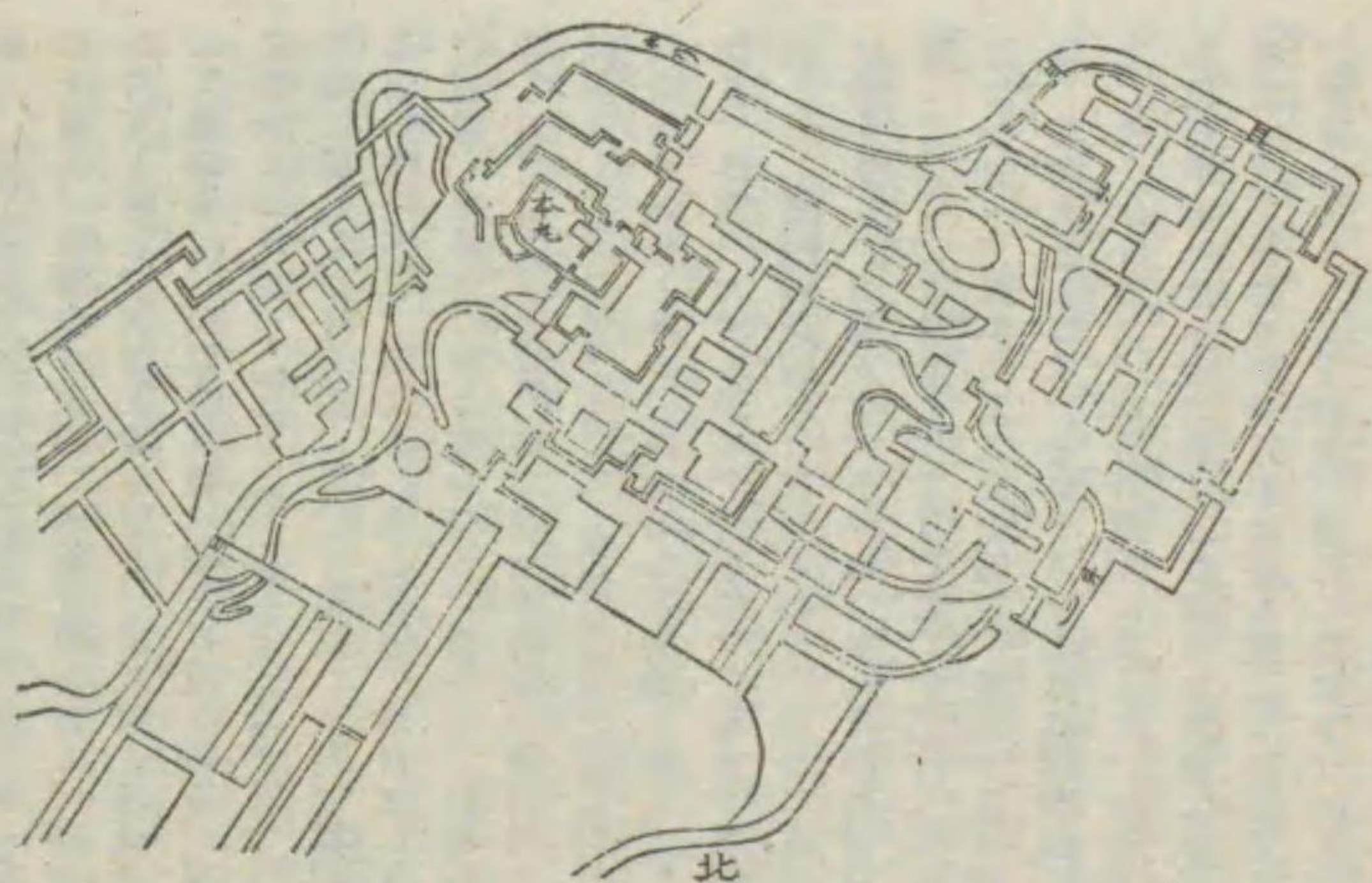
仰厚きを以て、國守重任功第を募りて社殿を造營せしめ、又所領を多く寄せて造營料としたるを以て、諸國に領地多く、別當の勢は盛にして殆ど國守守護の勢ありき、南北朝に至り大に衰へしが、後ち堀内氏新宮に崛起せしを以て、社家の輩皆之に従ひしが、豊臣秀吉に抗せしを以て、社地以下所領悉く没收せられて廢廟せり、慶長中淺野氏所領を寄せ、尋で江戸幕府より破損修理料を寄せ、諸國勸化を許したり、明治十六年火災に逢ひ、一山灰燼となれり、然れども神庫寶藏は幸にして災を逃れたり○祭式は毎年九月十五日十六日には神輿を御船島に渡し、丹塗の諸手船に座乗せしめて祭を行ふ○神主は宇井鈴木榎本三氏ありて、新宮三黨と云ふ○檢校、別當、上古は新宮三黨の祖先神事せしが奈良朝の頃僧永興此地に來りて、垂跡説を唱へしより、僧徒の信仰する所となり、遂に上下諸人の信仰を増したるを以て、三山の權僧徒に移り、檢校別當を置きて、之を掌るに至れり、寛治四年白河上皇御幸の時權大僧都權譽導師となり、功によりて三山檢校に補せらる、是れ檢校の始めとす、その時執行僧長快別當に補し、法橋に叙して、衆徒神官社僧を掌らしむ、是別當の始めなり、熊野山別當次第によるに瀧洞を別當の始めとせり、今左に檢校別當の歴代を示す、クマノニマスツツヤ、ナツツツヤ、參看(神祇志料、紀伊國續風土記、熊野檢校次第、同別當次第)

- 增譽 行尊 覺宗 覺證 實慶 覺實
長殿 定豪 良尊 道度 覺仁 靜仁
行昭 道昭 道倫 道昭 覺助 道昭

クマノ—クマモ

「良慶—良瑜 尊信 仁悟 道意 尊綱
滿意 道興
【熊野山別當】
○禪洞 千如 仲靈 僧雲 殊勝 泰教
快真 永尊 覺真 長快 長範 長憲
法快 行範 範智 法增 行快 範命
法政 琳快 快命 法真 尋快 定湛
靜扶 正湛
別當次第記には僧雲以上の人名なく、別に快慶、慶覺、覺胤、快圓、慶支、長仁、増慶、増皇あり、又覺真の次に宗賢あり、
クマノビクニ 熊野比丘尼 歌比丘尼(ツタビクニ)を見よ、
クマノフスミノジンジャ 熊野夫須美神社 那智神社(ナチノジンジャ)を見よ、
クマノホンゲウ 熊野本宮 熊野座神社(クマノニマスツツヤ)を見よ、
クマモトジャウ 熊本城 所在(肥後國熊本市の中央)肥後國大永享祿の頃、鹿子木親員千葉城に在りしが、城郭狹隘なるを以て、其西南の地即ち今の地に改築す、古城これなり、親員其後故ありて城親冬に城を授け他に移る、親冬の孫久基の時、天正十五年豊臣秀吉西征につき退城し、秀吉之を在々成政に與ふ、十六年成政諒死の後、加藤清正入部し、慶長六年舊城を改築し、從來の隈本の字を改めて熊本となす、十二年落成、寛永九年忠廣の時、改易せられ、細川忠利之に代り、世襲して明治維新に至る、明治初年鎮西を置く、十年鹿兒島の暴徒本城を圍む、少將谷

クミ—クミア



干城よく防ぎ遂に賊兵を却く、此時樓櫓多く焚毀し舊様を失ふ、現今第六師團營所及び司令部を置く(肥後國志、主圖合結記、征西戰記)
クミ 綬(組)「ジュ」を見よ、
クミアヒコフシン 組合小普請 江戸時代、寄合組をいふ、ヨリアヒケヒを見よ、
クミアヒジユウタイ 組合銃隊 江戸幕府の職名、警衛の事を掌る、又城中設置の槍薙刀等の兵器を管す、組合銃隊頭十人、同銃隊改役

クミカ

十四人あり、高二千石の職となし、共に若年寄の所管とす【肥後國】慶應二年八月、之を置く、同年九月組合銃隊頭へ、各銃士一大隊を付屬す、三年四月、銃隊四十八人を西丸支關に、二十人を二の丸支關に、更番警衛せしむ、同月城中設置の槍薙刀等、これを銃隊頭の管掌とす、同年五月、小十人組番所、警衛遊撃隊を罷め、銃隊をしてこれに代らしむ(官制沿革略史)
クミカケ 組掛 紫組の冠の懸緒を云ふ、職の時、冠の落ちざらん爲めにつけたるものなり、本は紙よりを用ひたりしが、承元二年四月、後鳥羽院御輦の時紫組の組系を用ひしより例となる、鞠家飛鳥井家より執奏して勅許あるなり、後世は職の時にあらずと雖も、侍従以上は飛鳥井家より之を聽す、近代武家之にならひ、侍従拜任の後組掛を受けて之を用ひたり(當代裝束抄、衣文墨畫訓、裝束深秘抄、裝束要領抄)
クミガシラ 組頭 江戸幕府時代諸掛に設けたる職名、頭取の下屬官の上、王朝時代職官の判官にあたる、
クミガシラ 組頭 村役人(ムラヤクニン)を見よ、
クミド 久美度 関門のことといへる古語、また隱處をいふ、夫妻隠り寝る所の意、クミはコモリの約、ドは處なり、神代紀に相與又奇御戸と書り、古事記に藤戸に作れり(古事記傳、倭訓栞)
クミヤシキ 組屋敷 江戸時代、奥力同心等の共に列居する宅地をいふ、組の者の住居するを以てこの名あり、
クン 郡 「コホリ」を見よ、

クン

クン 郡 「コホリ」を見よ、
クン井 勳位 名義勳功によりて賜ふ階級、一等より十二等に分つ○位階に勳位と文位との二大別ありて、文位は通常單に位階と稱すれども、勳位と對稱する場合には、文位といひし事、令義解に見えたり【肥後國】元明天皇和銅六年七月、華人を征して功ありし將軍、并に士卒等一千二百八十餘人に、勢に従うて勳位を授けしことあるを、史に敘勳の見えたるはじめと爲す、是より先大寶の令制に於て、勳位文位の相當を定む、即ち左の如し、
勳一等 勳二等 勳三等 勳四等
正三位 從三位 正四位 從四位
勳五等 勳六等 (以上勳授)
正五位 從五位
勳七等 勳八等 勳九等 勳十等
正六位 從六位 正七位 從七位
勳十一等 勳十二等 (以上勳授)
正八位 從八位
而して其勳を叙する次第は、軍防令に、凡叙勳、應加轉者、皆於勳位上加、若無勳位、一轉授十二等、每一轉加一等、六等以上、兩轉加一等、二等以上、三轉加一等、其五位以上、加勳勳位外、仍有餘勳者、聽授父子、如父子身亡、每一轉、賜田兩町、其六位以下及勳位、加至一等、外、有餘勳者、聽授、不在賜田之限とあるにて明なるべし、また續紀神護景雲元年三月稱徳天皇の詔に曰く、近衛將曹從六位下勳六等間人等十九人、風雲に感會して忠勇を奮激し、群に超え衆に抜き、冠を斬り、凶を滅す、朕以て其武節を嘉みし、此高勳を賞す、宜しく美服光榮、容儀標異すべし、自今以後諸々勳六等已上の身、七位有て職事を帯する者は、牙笏を執り、並に銀裝の刀帶等を用ふるを許す、及び元日等の節は、當階

クンガク

の色を着けよと、牙笏銀裝の刀帶共に五位以上の者の用ふる所なり、以て其榮貴を見るべし、又諸國の勳位は、大寶三年八月太宰府請ふ、勳位ある者は番を作りて軍團に直し、考滿る日式部に送り、一に散位に同じく、永く選叙に預らんと、又慶雲元年六月諸國勳七等以下、身官位无き者をして軍團に直し、續考する事を聽す、考滿る年式部に送り、散位の例に同じくあり、これによれば勳位の人の上日ありて考選に預りたる事明なり、而して此勳位たるや早く廢れしと見え、貞觀中以後は神代のみ授くる事見え、人に授けし事所見なし(令義解、續紀、冠位考、勳位の説、官制沿革略史)降りて明治に至り一等より八等の勳位を制定す、勳章(クンシヤウ)の條參看(法令全書)
クン井 郡院 郡司(クンシ)を見よ、
クンカウ 群行 齊王之伊勢に下向せらるるを云ふ、「サイラウ」を見よ、
クンガク 軍學 名義戰術を研究する學問をいふ【肥後國】軍學の我國に生じたるは、もと三傳唐土より傳來したるものに係れり、はじめ天智天皇の時、百濟を救はんが爲めに新羅を伐ち、唐兵と戦ひて大敗したる後、近江國に於て武を講じ、又谷那晋首、木素貴子、憶禮福留、答林春初が兵法に閑るを以て、位階を授けしことあり、並に百濟の人なれば其國の法を參取せるものなるべし、これ史籍に見えたるはじめとす、尋で天武天皇の時、諸國に詔して陣法を習はしめ、持統天皇の時、陣法博士を諸國に遣して陣法を教へしめたり、皆外國の制なりしが如し、下りて淳仁天皇の時、新羅が眞を聞きしを以て朝廷にてこれを征せんと欲し、兵備を整へしに、其比太宰大貳吉備眞備兵法に精かりしかば、人を太宰府に遣して諸葛亮の八陣の法、孫武の九地結營の

ケンカ

法を學ばしめたり、其明年諸國の兵士をして射取を習ひ、兼て五行の陣法に熟せしむ、其制は唐の法を取りしなり、後ち源義家は、大江匡房に就きて兵法を學び、奥州後三年の役に、鳥の飛散するを見て伏兵あるを知り、源義経は能く機變に應じ、寡を以て衆を挫き、終に平氏を滅ぼせるがゆゑに人之を鬼神に比し、後世には義経流と稱する者あるに至る、其法は皆孫吳等の書に基きしなり、武家時代に及びては益々盛にして、殊に戦國の頃には、諸大名争うて兵法家者流を聘し、與ふるに厚祿を以てたりき、而して軍學者と稱し、常に其徒を集めて、攻城野戰の法を説くものあるは、江戸時代の初めよりのことにして、小幡勘兵衛景憲を以て稱首とす、景憲の父祖は、甲斐武田氏の臣なれば、景憲は信玄の兵法を傳へ、家康より家綱に至るまで四世の將軍に仕へ、大名より以下、其門に遊ぶもの二千餘人の多きに及ぶ、是を甲州流の兵法とす、北條安房守正房は景憲の門人にして、是を北條流とす、其門人に山鹿甚五左衛門高祐あり、是を山鹿流とす、高祐は曾て淺野内匠頭長友に仕ふ、長友は五萬石の大名にして、高祐に藤千石を與へたり、其仕を辭せし後、妻妾の奉奴僕の数、五六千石の者も抗すること能はず、其門人と稱する者四千餘人ありて、大石良雄の如きも亦其門人なり、又長沼濤齋あり、世上傳ふる所の武田氏の兵法は、多く小幡景憲が割裂編綴する所に於て、當時の信傳にあらずと爲し、夏股周の三代に原き、孫武吳起の法に參し、明の戚繼光の紀効新書等の書に稽へて兵要録を著し、以て一家言を立てたり、是を長沼流といふ、當時兵學盛行はれて、誠後流、捕流、義経流の數派あり、彼の由比正雪の如きは、正成の傳を得たりと稱したるものにして、所謂捕流

ケンカ

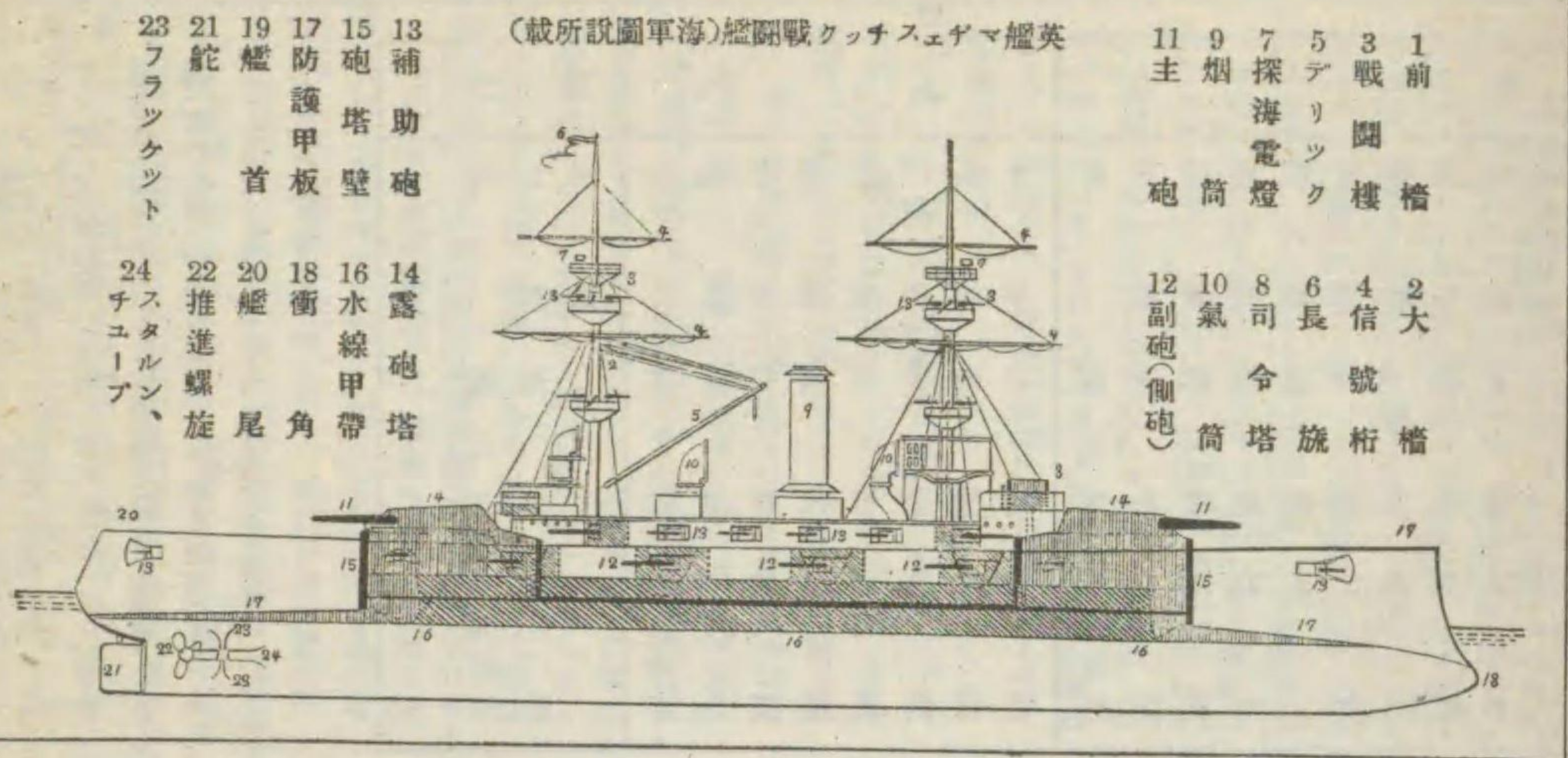
なり、获生徂徠は少時兵法を精習せしかば、其仕途に就くにも必ずしも儒を以てせずして兵學を以てし、又孫子解、鈴鐘を著して盛に兵を説きたり、以て軍學の流行せるを見るべし、故に平家物語、太平記等の書を註するにも、勝敗の迹に就きて、策略の得失を論ぜざる者多し、要するに此學は、我邦戦争の迹を按じ、支那の兵書に據りたる者なれど、其書にも偽書少なからず、言ふ所も迂遠なること多ければ、後には漸く衰へて、西洋の兵學に代るに至れり、西洋の流は、慶安年間北條正房蘭人に就き、攻城の法、及び大砲の用法を問ひて書を著し、木を以て機式を作り、之を幕府に獻せしを以て始めて端緒を開くものとし、後ち百八十餘年を経て、天保年間鈴木春山、三兵活法を著すを以て、西洋兵制を論ずるの始めとし、高島四郎大夫高敷、秋帆、江戸に召されて、西洋流の銃隊を練習するを以て、洋兵操練の始めとす(日本教育史)

ケンカ 軍監 職名、軍國戦時の編制及び鎮守府に置く、ケンカダン或はケンジュフの各條に就て見よ、

ケンカ 軍艦 陸軍に用ふる船をいふ、又「イクサボネ」といふ、和名抄に、四聲字苑云、艦、漢語抄云、以久佐不爾、戰船也云々、書紀に兵馬船と書せり、國語釋名太古より天磐檣船、天鳥船等の船ありしかど其制知り難し、神武天皇崇神天皇の朝既に舟師を率ゐて征討せらるることあれど、また詳かならず、神功皇后三韓征伐の時、船船を集めて兵甲を練ること見えれば、是等を軍艦の始めと云ふべき、されど後世の如く武裝したるものにあらずべし、齊明天皇の御宇、阿部比羅夫船數百艘を以て蝦夷島征伐し、文武天皇大寶の制に太宰府

に艦を備へしむ、朱雀天皇天慶の亂に、博多沖にて海戰あり、これ我國にて海戰ありし始めなり、源平の艦又船軍行はれて船艦を用ふ、室町時代の末支那の船艦を模したるものありと雖も、是又普通船艦を武裝したるが如きものにて、特別の船艦にあらざるが如し、豊臣氏の時、征韓の役に備へんが爲めに、九鬼嘉隆に監督を命じて伊勢の海岸にて數百艘の兵船を造らしめて海軍を組織せり、紀國丸、浪速丸等の軍艦見たり、江戸幕府に至り、慶長十四年諸國に令して五百石以上の兵船を毀廢せしむ、家光の時、寛永七年天地丸に乗船して操練し、漸々其制を見るに至れりと雖も、十三年鎖國政策を執りしより、關船荷船の別なく、五百石以上の船は皆破壊し、新に造る船は鐵骨を用ふること、及び橋は二本以上を備ふることを禁じたり、前には五本橋にて二重底にし、一船に二三百人乗船し得べき造船術に進みたり、故に此時より漸く沿岸を航し得る小船のみとなれり、故に嘉永六年大船製造を許すに至れるまで、江戸時代を通じて、軍艦と稱すべきものなく、只だ伊達氏の黒船(慶長十八年の製造、「ククロボネ」參看)幕府の安宅丸(寛永十年の製造、「アタケマル」參看)水戸家の快風丸(寛文十一年の製造、「クワイフウマル」參看)に過ぎず、天保前後外國の船艦屢々來り、幕府防禦の煩に堪へず、海軍の必要を認め、天保二年舊船天地丸を修繕し、船艦を備へたり、九年水戸の徳川齊昭、歐羅巴式に倣ひ、長二十間、幅六間二尺七寸の軍艦を造り、之を日立丸と名づけて海防の用に備へんとせり、これ我國鎖國後歐羅巴式の船を造りし嚆矢となす、嘉永六年歐洲人渡來後、幕府迷夢を一掃し、同年九月大船の製造を許可し、同時に日本在留の和蘭人に命じて、蒸氣コルベット一艘、コルベット一艘、蒸

ケンカ



英艦マゼマクツ艦圖說圖載(載)

1 前	2 大	3 戰	4 信	5 ア	6 長	7 探	8 司	9 烟	10 氣	11 主	12 副	13 補	14 霧	15 砲	16 水	17 防	18 衝	19 艦	20 艦	21 舵	22 推	23 フ	24 ス	
閣	號	樓	號	ツ	令	電	令	筒	筒	砲	砲	助	砲	線	衝	首	尾	旋	旋	旋	旋	旋	旋	旋
樓	檣	檣	檣	檣	塔	燈	塔	筒	筒	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲	砲

氣船五六艘を持ち來らしめ、また軍艦製造者をも連れ來らしめ、俄に製艦の法を講じ、諸侯に命じてまた促すものあり、これ今日の軍艦の始めなり、安政元年五月浦賀に於て英國船に倣ひ、風丸一艘を作り(長二十二間、幅五間、二本橋の船同時に江戸越中島に於ても起工す、然れど造船の術を知らざりしが、同年十一月露國軍艦伊豆の下田に於て沈没し、爲めに、日本の鍛工船工を役して二艘の「スクーネル」船を造る、此時始めて西洋式の船を造る法を知るに至り、其後これに倣して二三艘の前橋船を造る、之を君澤形と稱す、安政二年和蘭王軍艦を贈る、之を觀光艦と名づく、これ我國に於ける蒸氣船の嚆矢となす、三年長崎に造船所を設け、コッソル船一艘を製造す、萬延元年咸臨艦米國に航海す、これ我が士官外國航海の始めとす、爾後幕府は勿論各藩の諸侯争うて西洋形の船艦を採用せしを以て、數年を出でずして其數幾百艘の多きに及べり、海軍歴史に據れば、幕府の軍艦九艘、同諸船三十六艘、諸藩二十九家九十四艘とす、今幕府軍艦のみを示せば左の如し、

艦名	船形	砲	馬力	長	幅	深	噸數
開陽	内車	二	四〇〇	四〇・〇	六・三	—	—
同天	外車	二	四〇〇	三六・〇	五・五	—	—
富士	同	二	三五〇	三三・〇	五・三	—	—
朝陽	同	二	一〇〇	二七・〇	四・〇	—	—
幡龍	同	四	六〇	三一・一	三・三	—	—
咸臨	内車	二	一〇〇	二七・〇	四・〇	—	—
觀光	外車	六	一五〇	三六・〇	五・〇	—	—

明治時代に至り、其制益々備はり、戦艦(主戦艦若くは甲鐵艦とも云ふ、戦時に於て専ら敵艦を撃つ、砲を破る等攻撃力と防禦力とを具備す、二等ありて、一等は排水量一萬噸以上、二等は一萬噸に達せざるものとす)海防艦(自國海岸防禦を主要の任務とす、喫水淺きを以て能く沿岸の淺水を利用して、敵艦を遊撃するに適す、甲裝と非甲裝の二種ありて二等あり、巡洋艦に同じ)巡洋艦(戦時海洋を巡航して敵の運送船商船を奪ひ、或は其護衛艦を撃破するを主要の任務とす、又偵察通報及び運送船の護衛に従ふ、又甲裝巡洋艦は戦線に出づ、速力の迅きと石炭積量の多きは其特性なり、甲裝と非甲裝とありて、三等あり、一等は排水量七千噸以上、二等は三千五百噸以上、三等は三千五百噸未満のものとし)砲艦(大艦の進航し得ざる所の戦間に適し、船體輕小、運用自在なり、平時は重に領海殖民地及び自國居留地等の警備に任ず、二等あり、一等は排水量一千噸以上、二等は一千噸未満とす)通報艦(戦時敵情偵察、命令傳達等を主要の任務とす)水雷艇母艦(艦隊に隨從する航洋水雷艇に向て、水雷、炭水、糧食等を供給し、且つ其修理を爲すべき準備ある特製の軍艦なり)驅逐艦(敵の水雷艇を驅逐し、或は敵艦を襲撃するを主要の任務となす、水雷艇より更に大にして單獨に遠洋を航海し得べき艦なり)水雷艇(暗夜雨雪煙霧の時に乘じ水雷を以て敵艦を襲撃するを任務とす、薄き鋼板を以て極輕快に造られ、速力の迅きと、運用の自在とは、其特性とす、而して大中小の三等あり、大は航洋水雷艇にて艦隊に隨伴し、中は、港灣防禦に適

ケンカ

グンカ

し、小は艦船に搭載して目的地に運搬し得るものとす。潜水水雷艇等の種類に分たる、船(フネ)參看(工藝志料、海軍歴史、日本帝國海上權力史講義、海軍圖説、法令全書、帝國軍艦帖)今左に明治二年、十年、二十年、二十九年、三十八年に於ける軍艦の名を示せば左表の如し。

Table of ship names categorized by year (年次) and type (艦名). Columns include years like 十, 二, 年, 十, 年, 二, 年次 and ship names like 東, 大, 快, 風, 飛, 士, 山, 千, 代, 田, 形.

グンカ

Table of ship names categorized by year (年次) and type (艦名). Columns include years like 十, 三, 年, 九, 十, 二 and ship names like 富, 士, 八, 島, 千, 代, 田, 形, 八, 島, 千, 代, 田, 形.

グンカ

Table of ship names categorized by year (年次) and type (艦名). Columns include years like 年, 八 and ship names like 海, 門, 豊, 橋, 永, 豊, 天, 城, 東, 北, 鎮, 中, 鎮, 北, 鎮, 中, 鎮, 北, 鎮, 中.

グンカンフギヤウ 軍艦奉行

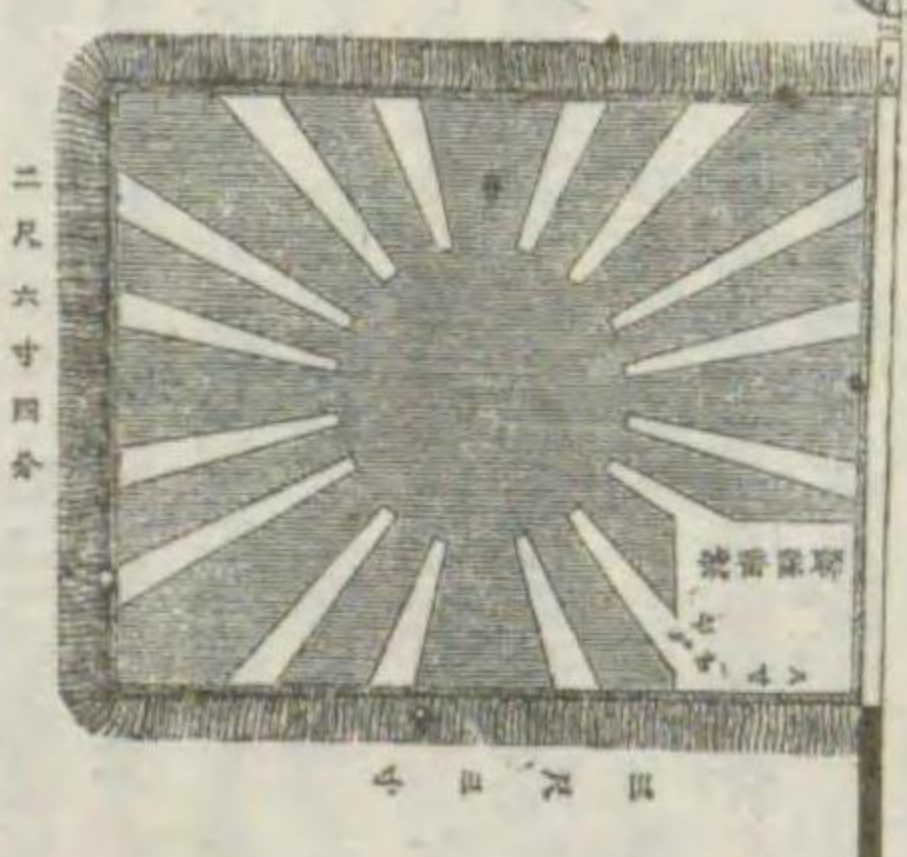
戸幕府の職名、軍艦の操練、及び大小船製造等の事を掌る、高千石の役にて、若年寄の所管に屬す、其下に軍艦取調役組頭ありて、取調役の組を支配し、高千石、目付給役民部少輔をして、外警に備へんが爲めに、軍艦に關する事務を掌らしむ、又同年には、講武所部内、軍艦教授所を設け、頭取一人、教授方出

グンキ

役二十四人、取調方出役十七人、之に隸す、安政六年正月、始めて外國奉行を置き、永井尚志を以て之に充つ、同年三月、軍艦操練所勤番組頭、及び勤番を置き、在職賞給を興ふる事各差あり、萬延元年七月、令して陪臣に至るまで、軍艦操練所に於て修業するを許す、文久二年七月、船手を廢し、従前船手預の船舶、及び船上乗役、同見習、水主同心等、軍艦奉行の所管と爲す、同年十月、軍艦奉行支配組頭を置く、慶應二年七月、軍艦操練所を改めて海軍所と稱す、同三年二月、軍艦役肥田濱五郎、伴鐵太郎を軍艦頭とす、同年七月、澤太郎左衛門を軍艦役並と爲す(官制沿革略史)

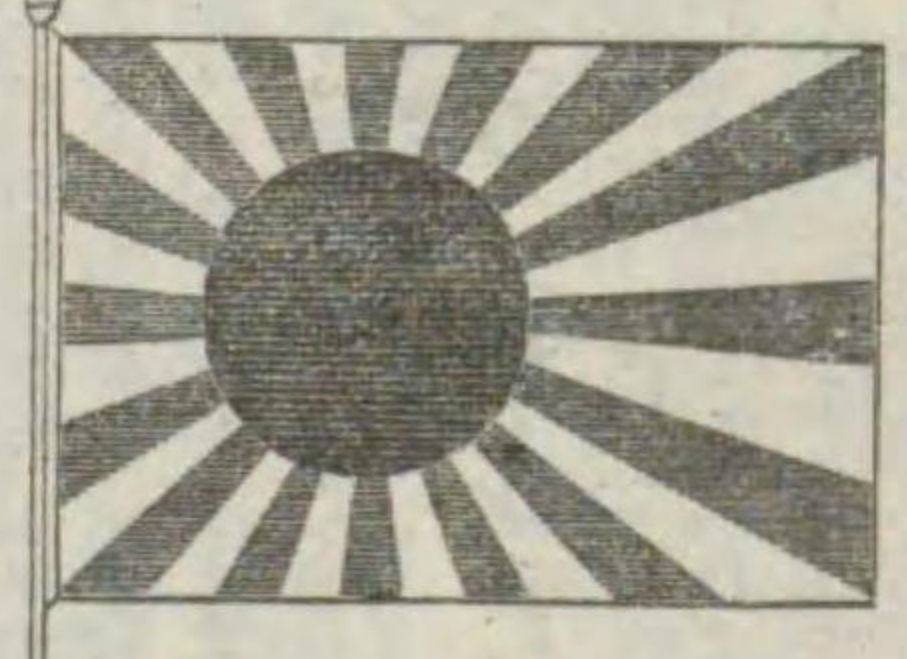
グンキ 軍旗

令制にては幡(旗の總名)と云ふ、將軍の載る所を、軍艦隊長の載る所を隊幡、兵士の載る所を軍幡と云ふ、後世は私に制し、大旗小旗あり、其旗の大小長短によりて名づく、現今は、陸海軍々旗に分る、陸軍には聯隊旗、海軍には軍艦旗を云ふ(原清國)景行天皇熊襲を伐ち給ひし時、周防の婆磨に至りしに、鬼神夏威媛なる者、素幡を船袖に樹て降を乞ひしことあれば、此の頃既に戰陣に旗を用ひし事明なり、神功皇后三韓征伐の時、又軍旗を用ひ給ふ、旗旗日と見えたり、次で齊明天皇の世、蝦夷の酋長に旗旗を賜ひ、天武天皇元年七月戰陣に用ひらる、文武天皇大寶元年に聯隊軍幡の制を定め、延喜以後大寶の制くづれ、天喜中源賴義、安倍賴時責任を征する時、一丈二尺の幡を用ひ、後ち源氏は白旗、平氏は赤旗を用ひたり、文治五年九月頼朝藤原泰衡征伐の時、賴義の幡に倣ひて、一丈二尺の旗を作り、上方に白糸にて伊勢大神宮、八幡大菩薩、下に鳩二羽を縫ひ、絹地に制したる、こと吾妻鏡に見えたり、此時佐竹氏に屬し、月



(旗隊聯)

を以て、政長己が旗に乳つけ、卒にまじたり、時の人皆これに倣ひ、旗の制一變して後世の乃保利と稱する者となる、元龜天正以後には馬標等の物出で來るに至れり、軍旗の制法は委しく軍用記に見えたり、今煩を避けて略す(書紀、令義解、吾妻鏡、平治物語、源平盛衰記、太平記、武家名目抄、軍器考) ○江戸幕府の末年海軍を造設するや、日の丸を以て軍旗と定め、明治維新に至り、三年海陸軍旗を制定せらる、陸軍旗は步兵聯隊、騎兵聯隊に賜はる二種あり、更に常備隊と後備隊とに賜はるものと分る、また大隊旗あり、常備步兵聯隊の軍旗は、



(旗艦軍)

白色の絹地に赤の旭日章を染め、周圍に金モールの縁を取り、三方に紫色の綿をつけ、紫色の緒と乳及び革環に依りて旗竿に附けられ、旗の右下隅に隊號を記す、旗竿は樫材を千段巻にし、黒漆にて塗り、竿頭に金色の三面菊花草をつけ、下には石突を著く、騎兵聯隊旗は、步兵聯隊旗と其形を同じくし、少し小なり、後備聯隊旗は、常備軍旗と同形式にて、三方に附けし縁は赤色なり、軍旗は軍艦の精神にて、即ち聯隊の主腦なり、軍人の之に對するは御眞影に對すると同じく尤も尊崇す、竿頭の菊花は錦旗の紋章を模したるものにて、軍旗は皇室の重器即ち錦旗を意味し、之に對して、生殺與奪の權を有す、軍旗は常に聯隊長室に納め、聯隊長は優秀なる少尉を選抜して旗手とし、保管せしむ、又別に聯隊中より豪膽にして機智あり、且つ學術技藝特に銃槍術(騎兵は銃術)射撃術に長するものを選出して旗護兵として、護衛せしむ、軍旗授與あらせらるは、尤も嚴肅なる儀式にて、多く東京諸隊には陸下練兵場に行幸あらせられ、隊前に御手づから授け給ひ、地方諸隊には旗手を出京せしめ、宮中正殿にて授け給ふと云ふ、明治七年一月廿二日比谷練兵場にて近衛歩兵第一第二聯隊に給ひしを始めとす、海軍旗は、明治三十年十月制定して、幕府の時と同じく國旗を軍艦に立てしむ、即ち白布紅

グンキ

グンキ

グンセ

し、紫輝かるべし、扇に折りて地紙の廣さ一寸二分に...



は白き雲母地に銀の月形を出したるものなりと云ふ...

グンタ

用ひ方も熱をさます事は次になりて、きし引の用具と...

グンダ

地十萬石以上を郡代とし、以下を代官としたり、今...

グンダ

防備を爲す、(十三)新田開發の境を定めるものあれば...

グンダ

たる後、永尋と唱へ、無期の尋方を命ず、(八)久離...

グンダ

席は、新に抱入て巨籍に列し、一代限り仕ふるもの...

グンタ

を専命す、幕末に至り、關東に高級の三郡代を置くに及びて、手附、手代を關東在方役と稱す。○書役、手代の副手をして事務見習を命じ、熟達するに従ひ、勘定所へ何の上書役に命じ、尙進で手代となるなり。○關東取締出役、八州廻とも稱す、關東八ヶ國幕府料地并に諸藩領分の内、水戸領を除く外、旗下の知行所社寺領等の別なく巡廻し、警察逮捕の事を掌る、公事方勘定奉行直接の命令の下に服務すれども、手附手代等より撰補するものにして、郡代代官に附屬せり、人數二十一人なり。○論所地改出役、評定所に出動して、争論地を臨檢し、又は之等に關する事務を掌る、服務撰補附屬は一に取締出役に同じ、人數十人。○地役人、國郡に依り、鐵山堤防米糶其他の兼務を帯る者を總稱して云ふ、郡代代官轉免の時と雖も、手附手代の如く、一時休職又は從伴移轉することなく、各其地に土着し、執務するものなり、役名は下の表に見ゆ。○郡代代官の任地に在る居所を本陣、其公務を取扱ふ處を役所と云ひ、屬吏の寄寓する家屋を小屋、又は長屋と云ふ、之を總稱して、陣屋と稱す、蓋し戰時の名の残れるならん、江戸附近を管する代官は、馬喰町役宅(世俗郡代屋敷)と云ふ、今の日本橋區馬喰町四丁目西の方に在り、邸地八千餘坪にして、代官の住居、及役所の外貸付及鷹野等の事務所あり。に住居し、江戸市街に接する郡村を管す、之を俗に地同と稱し、其役宅に住居せざるを外地同と稱す、稍遠距離の管地にして陣屋なきは、各自府下の私邸に於て執務し、又任地には屬吏のみを移任せしめ、代官は常に江戸に在りて、檢見其他重要の事ある時、任地に赴くものあり、併せて之を在府と云ひ、世襲代官は其任地の陣屋に屬吏と共に在りて執務す、之を在陣と云ふ、任地あるものは任地

を本陣とし、江戸の私邸に支廳を置く、之を留守居役所と稱す、新に郡代代官拜任の時、(馬喰町役宅住居を除く)御役拜借と稱し、所定の金額年賦を以て借下げ、私邸に役所及訴所(人民を出頭せしむる所)假宅(留置所の類)等と設け、屬吏を分置して勘定所を始め、他の諸役所の交渉其他一般の事務を處辨す、陣屋及諸建物の修繕等は、寛延以後は民費とす、其創建に係る建坪貳百參拾坪を越え、及大礎の修繕等は、特に勘定所の裁可を請ふ。○郡代代官の職務に要する手附の手當、手代の給料を始め、諸般の用途に充つる一切の経費を、請入用と云ふ、往古は各郡村の正租米金の額に應じ、口米金と稱し、米は本石壹石に三升、金は本壹貫文(今の一圓)に三拾文(其國により差違あり)を賦課し、之を経費として下附せられたりしを、享保十年より之を廢止し、管轄地の石高に依り、請入用と稱し、別途に支給することゝ爲れり、但諸藩諸家の預り所と唱へ、管轄せしむるものは、舊制を改めず、口米金を下附して経費に充つ、請入用は金と扶持米との兩種を以て支給す、扶持の壹人分は一日五米五合とす、初任五萬石高代官は、同高に對する請入用金五百五拾兩、七拾人扶持とし、管轄高を増加するに従ひ、每一萬石に金五拾兩、拾人扶持を増給す、但し遠近に依りて差等あり。○郡代代官其始め詳かならず、享現日録寛正元年八月十七日の條に、郡代郡小代官等の名見えたるは古く見えたるもの、一なり、大永八年十二月には、三好氏鹽田若狹守を山城郡代とし、武田氏津輕氏最上氏秋田氏等何れも郡代を置きたり、天正十年徳川家康甲斐を略するや、成瀬吉右衛門尉、日下部兵衛門尉をして甲州奉行職とし、平岩七助を甲州郡代と定めたり、天正十八年關東に入るに及びて、伊奈忠次を以て、關

グンタ

グンタ

東の代官とす、是れ後の代官の始めなり、忠次の祖先は三河の人、累世徳川氏に仕へ、牧民の職を盡す、嘗て三河奉行たり、徳川氏關東に入るに及び擧げて此の重職を授けたり、關ヶ原役功を以て備前守に任じ、一萬石を賜はり、甲斐代官を兼ね、忠次精勵疏水壘田に巧にして、常に八州を巡視し、訟獄公平にして、民皆喜ぶ、子忠政亦令名あり、弟忠次亦代官となり同じく令名あり、武州赤山地七千石を受く、其子忠勝伊豆の代官となり、二家の子孫郡代代官となり、代官職を奉ず、寛政の初め忠高罪あり、是より關東郡代は勘定奉行の兼官となりしが、寛政四年郡代の管轄地を、代官五人をして分治せしめ、先に没收せし伊奈邸を郡代屋敷と稱し、三名の代官をして居らしむ、飛騨郡代は金森氏所領を没收せし後を受けて、置きしものなり、西國郡代美濃郡代(美濃奉行の改名)は共に寶曆九年二月置く、幕末に至り關東に三郡代を置き、領内の鎮撫を謀れり、今次頁に慶應三年の調に掛る郡代を表にして示す、猶支配高の事は、天領(テンリヤウ)の條に述べたれば、就て見るべし(武家名目抄、舊幕府治要略)

グンタ 郡代 陣代(サンダイ)に同じ、
グンタイキン 郡代金 江戸時代、馬喰町御用屋敷の貸付金をいふ、郡代(グンダイ)の條參看すべし、

グンタク 郡稻 王朝時代官稻の一種、田租を割き置きて諸國の郡費雜用に充つ、故に雜稻とも、雜色官稻とも云ふ、諸國の貢獻物なる金、銀、珠玉、皮革、羽毛、錦、蜀、紗、絨、香藥、彩色、眼色、器用及び諸珍異の類は皆此稻を用ひて辨す、大寶令に、「凡士毛臨時賦用者、並准當國時價、價用郡稻」と見え、元明天皇和銅五年大政官處分して、諸國の

グンタ

郡代	名	兼	役	職	高	支配地	役所所在地	支配役人数	地	役人
關東代官	今川 要作	大森町打場	大森町打場	百五拾俵(三百俵)	武藏 相模	江戶馬喰町	品川貫目改所一、		浦賀藏番一、	
伊豆代官	江川 太郎左衛門	鐵炮方	鐵炮方	百五拾俵	武藏 相模	伊豆 相模	江戶詰二十二、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
甲斐代官	増田 安兵衛	鐵炮方	鐵炮方	百五拾俵	甲斐 相模	伊豆 相模	江戶詰十六、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
甲斐代官	安藤 傳藏	鐵炮方	鐵炮方	百五拾俵	甲斐 相模	伊豆 相模	江戶詰十二、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
駿府代官	中山 誠一郎	駿府藏番	駿府藏番	二百二拾八俵貳斗	駿河 遠江	駿府藏番	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
遠江代官	田上 寛藏	駿府藏番	駿府藏番	二百二拾八俵貳斗	遠江 三河	駿府藏番	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
美濃郡代	岩田 鉄三郎	美濃郡代	美濃郡代	四百俵	美濃 伊勢	美濃郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
近江代官	多羅尾 主税	近江郡代	近江郡代	千五百石	近江 大和	近江郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
近江代官	石原 清一郎	近江郡代	近江郡代	二百俵	近江 大和	近江郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
大坂代官	齋藤 六藏	大坂郡代	大坂郡代	百五拾俵	大坂 河内	大坂郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	角倉 伊織	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	木村 宗右衛門	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	角倉 與一	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	中村 勘兵衛	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	齋藤 六藏	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	内海 多次郎	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	石原 清一郎	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	多羅尾 主税	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	岩田 鉄三郎	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	田上 寛藏	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	中山 誠一郎	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	小笠原 甫三郎	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	安藤 傳藏	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	増田 安兵衛	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	江川 太郎左衛門	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	
京都代官	今川 要作	京都郡代	京都郡代	二百俵	京都 河内	京都郡代	江戶詰十四、		鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、	

グンタ

郡代	代官	兼役	職	支配地	役所所在地	支配役人数	地役人
關東代官	佐々井半十郎	本所深川道敷掛 市川、小岩、關所 小菅納屋野掛 千住貫目改所	二百俵(貳拾人扶持)	武藏下總	江戶馬喰町	江戶詰二十二、 千住貫目改所一、	金町、松戸、小岩、市川關所番十、 小菅納屋野掛一、
關東代官	松村忠四郎	板橋貫目改所	百五拾俵(三百俵)	武藏	在府	江戶詰二十二、 板橋貫目改所一、	房川渡、中田關所番四人、
關東代官	大竹左馬太郎	房川渡、中田關所	百五拾俵(貳拾人扶持)	武藏下總	江戶馬喰町	江戶詰十九、	
關東代官	木村甲斐守	鷹野掛	二千石	武藏上野	上野岩鼻	江戶詰十一、	
關東代官	河津伊豆守	下總小金牧場掛	二千石	安房上總	同足尾銅山	江戶詰十五、	
關東代官	小栗下總守	房州讚岡	二千石	下總常陸	下總布佐	江戶詰十八、	
關東代官	福田所左衛門		百五拾俵	下總常陸	在府	江戶詰二十二、	
關東代官	北條平次郎		百五拾俵	下野	在府	江戶詰十七、	
關東代官	山内源七郎	今市藏掛	百五拾俵	安房上總	在府	江戶詰十七、	
關東代官	小川達太郎	宇都宮貫目改所	百五拾俵	常陸	陸奥	江戶詰十二、真岡詰十二、 改所一、今市詰一、	
關東代官	多田銚三郎		百五拾俵	常陸	同淺川	江戶詰十三、	
關東代官	黒田節兵衛		百五拾俵	陸奥	桑折	江戶詰九、	
關東代官	森孫三郎		二百俵	陸奥	小名濱	江戶詰七、	
出羽代官	山田佐金二		二百俵	出羽	柴橋	江戶詰八、	
信濃代官	松本直一郎	追分貫目改所	百五拾俵	信濃	中野	御影詰七、中野詰五、 追分貫目改所一、	山林掛地役人頭取九、同地役人二十 四、同地役人見習十三、
飛騨代官	新見内膳		四百俵	飛騨	越前	高山詰九、	
越後代官	大草太郎左衛門		百五拾俵	越後	加賀	本保詰八、出雲崎詰八、 川浦詰二、	

グンタ

郡代	代官	兼役	職	支配地	役所所在地	支配役人数	地役人
越後代官	篠本信之助		百五拾俵	越後	水原町	江戶詰五、水原詰十、 鷹野町詰二、	
丹後代官	宮崎達次郎		百五拾俵	丹後	丹後久美濱	江戶詰七、	
備前代官	櫻井久之助		百五拾俵	備前	備前倉敷	江戶詰八、倉敷詰九、 笠岡詰二、	
但馬代官	横田新之丞		百五拾俵	但馬	但馬生野	生野詰六、	
石見代官	鍋田三郎右衛門		二百一拾八俵	備前	石見大森	江戶詰六、 大森詰三、	運上藏役五、口、奥藏役六、直入役五、 見廻役二十、口役十六、地方見習五、 銀山附役人組頭五、同役人二十八、同 同心木屋頭三、同同心二十八、同小間 頭二、同中問二十一、
西國郡代	窪田治郎右衛門		四百俵	豐前	豐前日田	江戶詰十、 日田詰二、	
長崎代官	高木作右衛門		百五拾俵	肥前	肥前日向	日向詰四、 日向高市	

郡制及職員
充備し、弓馬を講習し、陣列を簡便す【編制及職員】
其兵士は管内の男子二十歳以上六十歳以下を正丁と
なし、其三分の一を徴發して、一軍團を組織す、故
に毎團の兵數同じからず、栗田博士の軍團考に、大
概四郡に一軍團を置きしが如しと云へり、平時にあ
りては五人を以て伍と稱し、二伍を火と稱し、火毎
に軍器を備へ、駄馬六頭を蓄ひ、行軍の用に供ふ、五
火毎に隊正一人、百人毎に旅帥一人、二百人毎に校
尉一人あり、千人以上を大軍團とし、大毅一人少毅
二人、六百人以上を中軍團と稱し、大毅少毅各一人、
五百以下を小軍團と稱し、大毅一人にて之を統率す、團
毎に主帳一人を置く、大毅少毅は部内の散位勲位若は
庶人の武藝稱すべき者を取り、校尉以下は庶人の弓
馬に便なるもの、主帳は書算に工なるものを取る、一
隊毎に騎兵、歩兵あり、又強壯の者二人を定めて弩
手とす、軍團中より京に上りて皇城を宿衛する者を
衛士、邊防の處に行きて戌となる者を防人と云ふ、團
毎に鼓二面(軍鼓司る)、大角二口(校尉司る)、小角四
口(旅帥司る)を置く、戦時には大中小團を合せて一

軍となし、軍毎に將軍、副將軍、軍監、軍曹、錄事を置
き、三軍を總ぶる毎に大將軍一人あり、大將軍出征し
て、軍に臨み寇に對する時、大毅以下軍令に従はざる
か、稽留の事あらば、死罪以下其專決を聽るす、選る
日狀を具へて官に申す、大將軍出征には必ず節刀を
授く、軍畢らば直に官に收めて家に宿するを得ず、
此の一切諸兵を教練徴發する政を兵部省にて掌る、
今左に其編制及び配置の表を擧げて參考に供す、但
し配置は栗田博士軍團考によりたるものにして、舊
記に其名の見えたるもののみなれば、もとより悉皆
にあらざるべし、

第一表(編制)
【平時】

人員	大毅	少毅	校尉	旅帥	隊正	主帳
大團	一人	二人	五人	十人	二十人	一人
中團	一人	一人	三人	六人	十二人	一人
小團	一人	一人	二人	五人	十人	一人

グンタ

グンタ

グンタ 軍團 王朝時代、諸國に配
置したる軍營、今の師團に似て規模の更に小なるも
の關東非常の防禦に備へたるものにして、戎具を

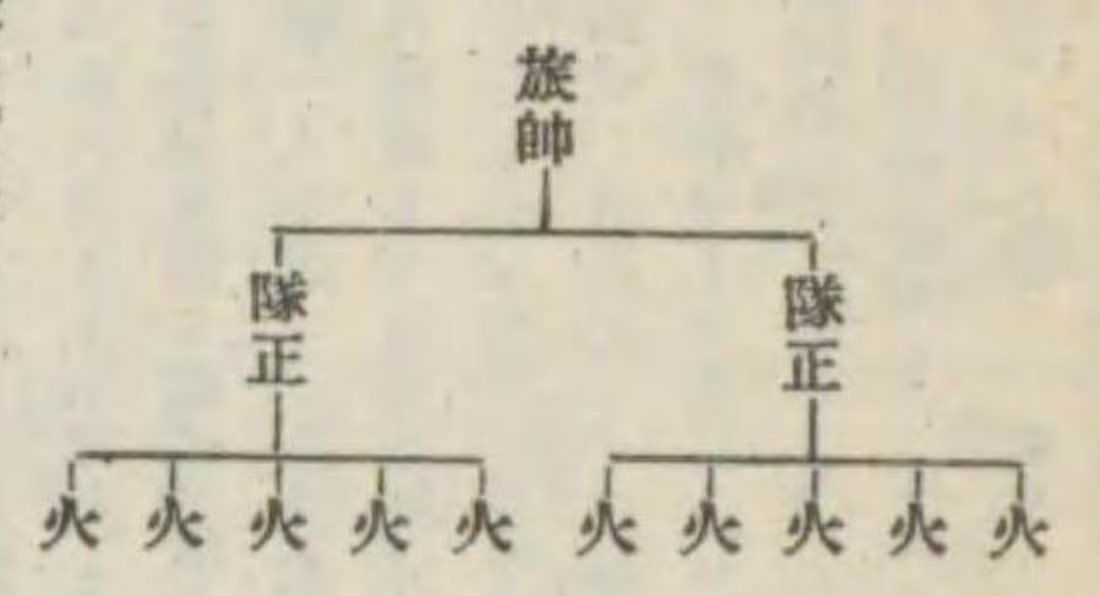
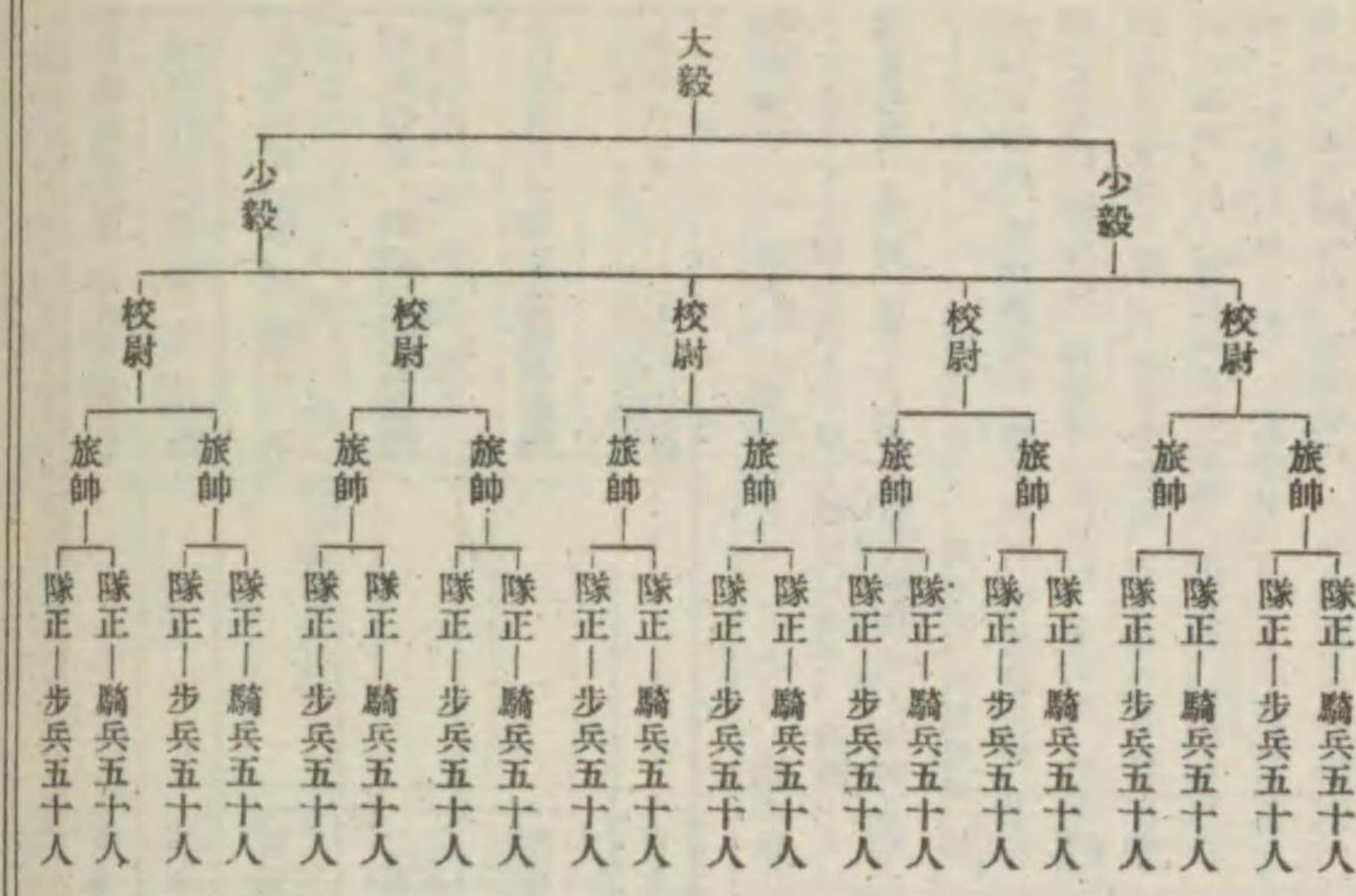
グンタ 充備し、弓馬を講習し、陣列を簡便す【編制及職員】
其兵士は管内の男子二十歳以上六十歳以下を正丁と
なし、其三分の一を徴發して、一軍團を組織す、故
に毎團の兵數同じからず、栗田博士の軍團考に、大
概四郡に一軍團を置きしが如しと云へり、平時にあ
りては五人を以て伍と稱し、二伍を火と稱し、火毎
に軍器を備へ、駄馬六頭を蓄ひ、行軍の用に供ふ、五
火毎に隊正一人、百人毎に旅帥一人、二百人毎に校
尉一人あり、千人以上を大軍團とし、大毅一人少毅
二人、六百人以上を中軍團と稱し、大毅少毅各一人、
五百以下を小軍團と稱し、大毅一人にて之を統率す、團
毎に主帳一人を置く、大毅少毅は部内の散位勲位若は
庶人の武藝稱すべき者を取り、校尉以下は庶人の弓
馬に便なるもの、主帳は書算に工なるものを取る、一
隊毎に騎兵、歩兵あり、又強壯の者二人を定めて弩
手とす、軍團中より京に上りて皇城を宿衛する者を
衛士、邊防の處に行きて戌となる者を防人と云ふ、團
毎に鼓二面(軍鼓司る)、大角二口(校尉司る)、小角四
口(旅帥司る)を置く、戦時には大中小團を合せて一

グンダ

【戦時】

大軍	一人	將軍	一人	副將軍	二人	軍監	二人	軍曹	四人	錄事	四人
中軍	一人	將軍	一人	副將軍	一人	軍監	一人	軍曹	四人	錄事	二人
小軍	一人	將軍	一人	副將軍	一人	軍監	一人	軍曹	二人	錄事	二人

大軍一萬人以上、中軍五千人以上九千人以下、小軍三千人以上四千人以下、



第二表(配置)

國名	團名	團名	團名	團名
【畿内】	山城	乙訓	河内	志紀
大和	高市	攝津	西成	伊賀
【東海道】	伊勢	鈴鹿	駿河	安房
尾張	中島	甲斐	八代	上総
三河	寶飯	相模	大住	下総
遠江	豊田	武藏	多磨	常陸
【中山道】	近江	栗本	宮城	玉造
美濃	不破	安積	白河	小田
信濃	筑摩	名取	平鹿	
上野	群馬	陸奥	出羽	
下野	都賀	行方	越後	頸城
【北陸道】	越前	丹生	能登	越中
加賀	能美	能登	能登	越後
【山陰道】				

丹波	桑田	伯耆	久米	隱岐	周吉
丹後	加佐	出雲	熊谷		
但馬	氣多	石見	那賀		
因幡	法美				
【山陽道】					
播磨	飾磨	備中	賀夜	周防	佐波
美作	苦東	備後	基田	長門	豊浦
備前	御野	安藝	佐伯		
【南海道】					
紀伊	名草	讃岐	阿野	土佐	長岡
阿波	名方	伊豫	越智		
【四海道】					
筑前	御笠	肥後	益城	日向	兒湯
筑後	御井	豊前	京都	大隅	桑原
肥前	小城	豊後	大分		

【起原】源朝孝徳天皇紀天化元年、於閑曠之所起造兵庫、收聚國郡刀甲弓矢、邊國近與蝦夷接境處者、可盡數集兵而備、本主とあるに起り、文武天皇大寶元年始めて其制を定め、後ち奈良朝の末に至りては、國司、軍殺等軍兵を便役し、徒に公費を耗するの弊を生ぜしかば、桓武天皇の延暦十一年敕して陸奥、出羽、佐渡及び太宰府等邊要の地を除く外は、悉く諸國の軍團を停廢し、更に健兒の制を設け、これをして府庫、兵庫を守衛せしむ、爾來諸國の兵士、衛府官等何れも冠弱にして用不足るに至り、其權檢非違使に移れり、貞觀以後武備益々弛ぶ、次で武家興起し守護地頭勢力を得るに至り、此制も全く廢せられたり(令義解、三代格、類聚國史、職原抄、兵志、軍團考)

【起原】源朝孝徳天皇紀天化元年、於閑曠之所起造兵庫、收聚國郡刀甲弓矢、邊國近與蝦夷接境處者、可盡數集兵而備、本主とあるに起り、文武天皇大寶元年始めて其制を定め、後ち奈良朝の末に至りては、國司、軍殺等軍兵を便役し、徒に公費を耗するの弊を生ぜしかば、桓武天皇の延暦十一年敕して陸奥、出羽、佐渡及び太宰府等邊要の地を除く外は、悉く諸國の軍團を停廢し、更に健兒の制を設け、これをして府庫、兵庫を守衛せしむ、爾來諸國の兵士、衛府官等何れも冠弱にして用不足るに至り、其權檢非違使に移れり、貞觀以後武備益々弛ぶ、次で武家興起し守護地頭勢力を得るに至り、此制も全く廢せられたり(令義解、三代格、類聚國史、職原抄、兵志、軍團考)

グンダ

グンチ



グンチユウジヤウ 軍忠狀 軍功を朝廷幕府もしくは首將等に注進言上する文書をいふ、大抵奉行又は大將檢閲せし記に、其首に一見の三字及び花押あり、故に「見狀」とも云ふ、文例左の如し、後醍醐天皇元弘三年播磨大山寺衆徒軍忠狀 (播磨大山寺所藏)

一見了(花押)

注進 依賜大塔二品親王 令旨、播磨國大山寺衆徒等自去潤二月十五日致合戰忠、抽御祈禱實事、

一當寺長日不斷藥師如來供養法、

一攝州小野兵庫島合戰、三月十五日御應、

一同廿三日尼崎合戰手負、時(大將)

一同廿四日同國坂部村合戰打死、刑部次郎、實名、

一摩耶山合戰、三月、打死兵衛三郎、實名、

一京都合戰同十二日打死大夫房、實名、肥後、實名、

同日手負民部、兵部、少輔、丹後、實名、

一摩耶山城、今警固

右今年二月廿一日恭賜、令旨、之間、自赤松城始、於所々致二度々合戰、仍注進如件、

怒相を表はし、一切阿修羅諸惡鬼を摧伏す、本地は虚空藏菩薩なり、或は觀音と云ふ、梵語に阿密哩多軍荼利と云ふ(尊容抄、佛教いろは辭典)

グンチ

元弘三年五月十日 差上御奉行所

グンチ 訓點 漢文を翻譯して讀む便宜上、其文字の傍につくる「カヘッテン」及び振り假名を云ふ、王仁來朝して始めて漢籍を我國人に教へし時にあるべしとの説あれども、當時王仁は如何にして教へたりしや明かならず、後世和讀と稱し、文字を顛倒して讀むこと古備置備に始ると云へども、之れ又確かならず、其助詞の符號を録せる物を點圖と云ふ(テンツを見よ)點は古昔甚だ貴重せしが、遂に通じ難く、讀書の際甚だ不便なるを以て、後には直に二三上下等と記する事起りて、點圖漸く廢せらる、從來經書の點には明經家等の點を用ひたりしが、後世朱學の傳來するに及びて、桂庵文之等先づ其點に依て之を點し、次で藤原惟高(嘉點と云ふ)林道春(道春點)等相繼いで之を改訂せしより、群籍の點本漸く多く出で、遂に上木の漢籍には殆ど無點のものなきに至れり(訓點復古、授業編、文教温故)

グンバイウチハ 軍配團扇 大將の持ちて、軍配をするに用ふる團扇、軍用記に、團扇は形丸し、徑りかれの尺にて八寸二分なり、中の所は上下共に五分丸みを内へ入る、薄きため革二枚にて合せ、まはり縫ひ、柄をさしたる所の兩方をも縫ふべし、細き革にて縫ふなり、柄は鐵なり、長さ一尺三寸、厚さ一分五厘、廣さ七分、柄の末は羽の外へ五分出づ、先を丸くする、本の方は徑一寸半丸くして、其内に穴をあけ、緒を通し、柄は黒漆にてぬる、柄末羽の先へ出づる所、羽の付きは三分ほど藤をまく、羽の下五分計藤をまく、柄の本丸き際も五分計藤をまく、緒は細き組緒、長さ一尺二寸ふさあり、一尺五分緒に手をぬき入れ、よきほどにして

グンバ

かなふ結にするなり、羽の表は來うるしにわり、金泥にて九曜星をかき、中に梵字をかき、うらの方は金にてたみてまん字をかくなり云々、又曰く、軍配團扇と云ふもの太平記以上の古き軍物かたりの書に曾て見え、甲陽軍鑑には見えたり、然れば信玄謙信の頃より始まりしなるべし云々、といへり、軍扇(グンセン)を參看、

グンバウジムキヨク 軍防事務局 軍務官(グンムクワン)を見よ、

グンムクワン 軍務官 明治初年の職名、行政官の中に在りて、陸軍、海軍、純兵、守衛、軍務等のことを掌る、源朝治元年正月海陸軍事務局を置き、二月に之を廢して軍防事務局を置き、閏四月又事務局を廢して軍務官を置き、海陸軍の二局及び築造、兵船、兵器、馬政の四司を管す、二年七月之を廢して兵部省を置き、「ヒヤウバシヤウ」の條參看(法令全書)

グンヤク 軍役 戦時にその用途を窺て課する所役をいふ、鎌倉及び室町幕府の時には、その時に臨みて課し、一定の方法なかりしが、江戸幕府に至り、慶長二十年、諸侯の石高に應じて人數騎馬及び兵器を出さしむ、其數左の如し(青標榜)

石	高	人數	騎馬	旗	鐵炮
千	百	石	一	一	一
千	二百	石	一	一	一
千	三百	石	一	一	一
千	四百	石	一	一	一
千	五百	石	一	一	一
千	六百	石	一	一	一
千	七百	石	一	一	一

クモノークモキ

に仍り以後之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)
クモノコホリ 久米郡 伊豫國

クメノミコト 久米命 天津久米命(アマツ
クメノミコト)を見よ。
クメノワクコケケノイハスワケノスメラ
ミコト 來目稚子袁部石集別天皇

クメマヒ 久米部 久米氏の率ゆる部属をいふ、
「クメマヒ」を參看。
クモ井 雲居(雲井) 内裡を天上に比した
る名、又清涼殿の殿上をいふ、

クモ井ノゴシヨ 雲井御所 松山御所をい
ふ、マツヤマノゴシヨを見よ、
クモキリ 蜘蛛切 名銀の名、源平盛衰記銀
巻には源氏重代寶銀の膝丸の改名とせり、武家名目
抄に之を辨じて、膝丸は六條判官爲義の時、猶膝丸
と云ひて嫡子左馬頭義朝に譲りし事は、保元物語に
見えたり、蜘蛛切は即蜘蛛威にや、若然らば自ら別
の太刀にて、曾我物語に木曾義仲三代相傳の寶と云
ひたれば、六條判官より帶刀先生義賢に傳へしなる

クモクークモン

べし」と云へり、然れども曾我物語も後世のものに
て信じ難ければ同じく傳説に従ふべし、
クモクセシ 口目錢 武家時代、高地より徴
收する租の名、江戸時代の小口錢と稱するものに似
たり、榮山寺文書に、左の如く見えたり、

宇智郡夏季御段錢之事
段別六拾文宛目錢口目錢將如前々相加、來二
十日以前に可く有普濟候、無沙汰候者、御使可入
候也
明應九年庚申六月十四日 花押

クモスケ 雲助 江戸時代、宿驛渡場などに
居て、駕籠など昇ぐことを業とせる者、雲の定なき
者と云ふ義、一説に蜘蛛の子の散るが如く處を定め
ざるの意なりと、其の名を呼ぶに、皆生國の名を以
てすと云ふ、官中要録に、其の宿々の百姓町人共に、
身持不持か、不仕合にて身代潰れ、宿なしになりたる
者を、其宿に憐み置き、往還旅人の荷物を持たせ、夜
は問屋場などへ寢せ置きたるより始まりたるものと
云ふ、風來の雲助は、宿によりて一夜も差置かぬと
云ふ、風來をば「問雲」と云ふよしといへり、

クモノウヘヒト 雲上人 殿上人を云ふ、
禁中を雲の上又は雲居と云ふより名づく、今殿たま
つさ巻に、誰にかありけん、殿上人まゐりて、殿上
に昇りてゐたりければ、雲の上に雲の上人のほりゐ
ぬ云々と見えたり、

クモン 公文 諸國より京都に出す大計帳、
正税帳、朝集帳、調庸帳等を云ふ、是を四度使にて定
時に上る故に四度公文とも云ふ、之に附帶して上る
ものを支文と云ふ、これを合せ稱して雜公文と云ふ、
大計帳には隱首括出帳、雜戸帳、陸戸帳、出舉帳、準入
計帳、買調使原名帳、雜戸課丁帳等、正税帳には、神

クモン

税帳、國分寺定額寺公文義倉官田地子等帳、營田收納
帳、品位田帳、諸寺燈油帳、調庸帳には租帳、朝集帳に
は會帳、郡司名簿、雜色人死亡帳、軍國屋名簿、防人在
防所々收苗子帳、健兒屋名簿、器仗帳、官私船泊帳、官
牧帳、官私馬牛帳、勸種大小麥專當人名簿、諸神祝部
氏人帳、國分寺公文等を附帶す、朝廷にては此の公
文を左右文殿に收め置く、黃白問答に、國解二寮一
使讀文を公文と云へるは、未だ盡さざるが如し(延喜
式、朝野群載、黃白問答)○増補の部參看、

クモンジヨ 公文所 王朝時代諸國にて公
文を結解する役所を云ふ、朝野群載に、美濃公文所、
山城公文所見えたり、院廳、攝政、關白家、寺家、庄園
等之に徴ひ、所領に關する文書を納め置く所を文殿、
又は公文所と稱し、此所にて所領年貢等の事を處理
す、眞丈雜記に、公儀にて取行ふ所領等の政事の文
書を納め置く所なり、此の所へ役人集りて事を評議
決断するなり、源平盛衰記十三に、官廳は凡人に取
りては公文所なりとあり、禁裏官廳(官廳とは太政官
の役所を云ふ)常の人の家にては、公文所と同じ事な
りと云ふなり、と云へるは當れるが如し、源朝朝勢
を得るに及び、又これ等に徴ひ公文所を置き政を執
らしめたり、命は次の條參看、

クモンジヨ 公文所 鎌倉幕府の時
政務を掌る所 別當一人、寄人二人、雜仕二十三
人 起原治部 元暦元年八月源賴朝公文所を置き、大
江廣元を別當に、中原親能藤原行政を寄人とし、政
務を行はしむ、蓋し、國衛及び諸家の公文所に徴ひし
者なり、十二月雜仕二十三人を置き、建久二年賴朝右
近衛大將に任ぜらるゝに及び、公稱の式に准じ、公
文所を改めて政所と稱し、更に政所内に一部の公
文所を建てらるゝ、是より賞罰裁令の大事は政所に

クモンークラ

移り、公文所に文書に關する者のみを沙汰す、故に
有司を稱せず、政所より兼れ沙汰す(香妻鏡、武家名
目抄)
クモンフギヤウ 公文奉行 室町幕府の職
名、禪徒移轉の時、官より下す文書を掌る(齋藤親基
記)
クヤウシユ 供養主 化主(ケシユ)を見よ、
クヤク 公役(工役) 官より課せらるゝ夫
役、軍役等をいふ、課役(クラヤク)の條を見よ、
クヤクコマ 公役小間 江戸時代、江戸町
民に當てし課役の一、町々地形の廣狹尖斜を平均し、
二十坪を一と小間と定めて徴收するものを云ふ、即
ち表口一間に奥行二十間の積りなり、これに三等の
差別あり、日本橋邊、飯田町、麴町、市谷田町邊、中橋
邊、湯島大通、本郷大通、京橋邊、芝口橋邊、神田邊は
上等にて、京間五間口一人役なり、淺草邊、芝金杉
邊、芝松本町邊、西久保葺手町邊、赤坂邊、八町堀邊、
兩國橋内近邊、筋違橋外近邊は、中等にて、京間七間
口一人役なり、深川邊、本所邊、小日向邊、關口邊、小
石川邊、金杉邊、菊坂邊、駒込邊、下谷邊、巢鴨邊、谷中
邊、青山邊、牛込邊、麻布邊、四谷邊は下等にて、京間
十間口一人役なり、又拜領地、組屋敷の町家は、上等
十間口、中等十五間口、下等二十間口を一人役とす、
此の兩地は、もと公役を課せざりしに、享保以降は、
之を課すること、他の町々に同じ、總計して公役小
間、凡そ十三萬五千四百四十二間餘あり(江戸課役)

クラ 倉(藏、庫) 名義 財寶穀物等を
納め置く所を云ふ、物を置く所を總てクラと云ふ、
置の義なり、座も位も皆同義なり、令義解に、穀
藏を倉と云ひ、米藏を廩と云へり、處名抄には、倉
廩の二字をヨナクラとも、イナクラ もよめり、又唐

今、の諸軍器在庫、皆造、棚架、安置、とあるを引きて、
庫を「ツモノクラ」とよめど、四庫文庫とも云へば、
必ずしも武器に限るべからず、又神社にて、寶物或
は奉納の神物などを納置する所を神庫と云ふ、之を
ミカラクラともいふ、またホカラともいふ、平常の
家居より高く秀でたればホの語を負せしなり
起原治部 天照大神親ら寶物を庫中に藏むることあ
れば大古より之あり、庫内には必ず棚を造る、これを
庫棚といふ、多くは木造にして、後世の「アセクラ」は
蓋し其遺風なり、神武天皇即位前三年(戊午の歲)紀
伊熊野にて、毒氣の爲めに天皇等心神恍惚として困
臥す、時に熊野の人高倉下といふ者靈氣を己が庫中
に獲てこれを天皇に獻す、茲に於て毒氣皆散じ、心神
奮に復す、高倉下は庫の高峻なるものを有つが故に、
高倉下といふなり、神武天皇元年、大和橿原の宮成
る、而して宮中に齋藏を造り、神物寶物を藏む、齋部
氏其職に任ず、この際石上の神宮を備前より大和に
遷し建て、其傍に神庫を起て以て寶藏數口を藏む、神
庫を造ること茲に始まる、垂仁天皇二十七年始めて
屯倉を大和の來目邑に興し、これをミヤケといふ、
稻穀等を收む「屯倉を造ること茲に始まる」三十九
年、五十瓊敷皇子太刀一千口を作り、庫を大和の忍
坂邑に起してこれを藏む、(後に石上の神庫に合併
す)、當時の庫は甚だ高く梯を以て庫に登る、この
他寶物を藏するものは皆これを造る、(後世に至ては
庫漸く低し)、八十八年、先に新羅の王子天日槍の持
來りし寶物數種を曾孫清彦に詔して獻せしめ、内裡
の寶庫に納む、(齋藏をいふ)、景行天皇五十七年、諸
國に屯倉を建てしむ、屯倉を諸國に造ること茲に始
まる、神功皇后攝政の時、内裏の齋藏の傍に更に内
藏を建て寶物を分ち收む、内藏を建てること茲に始

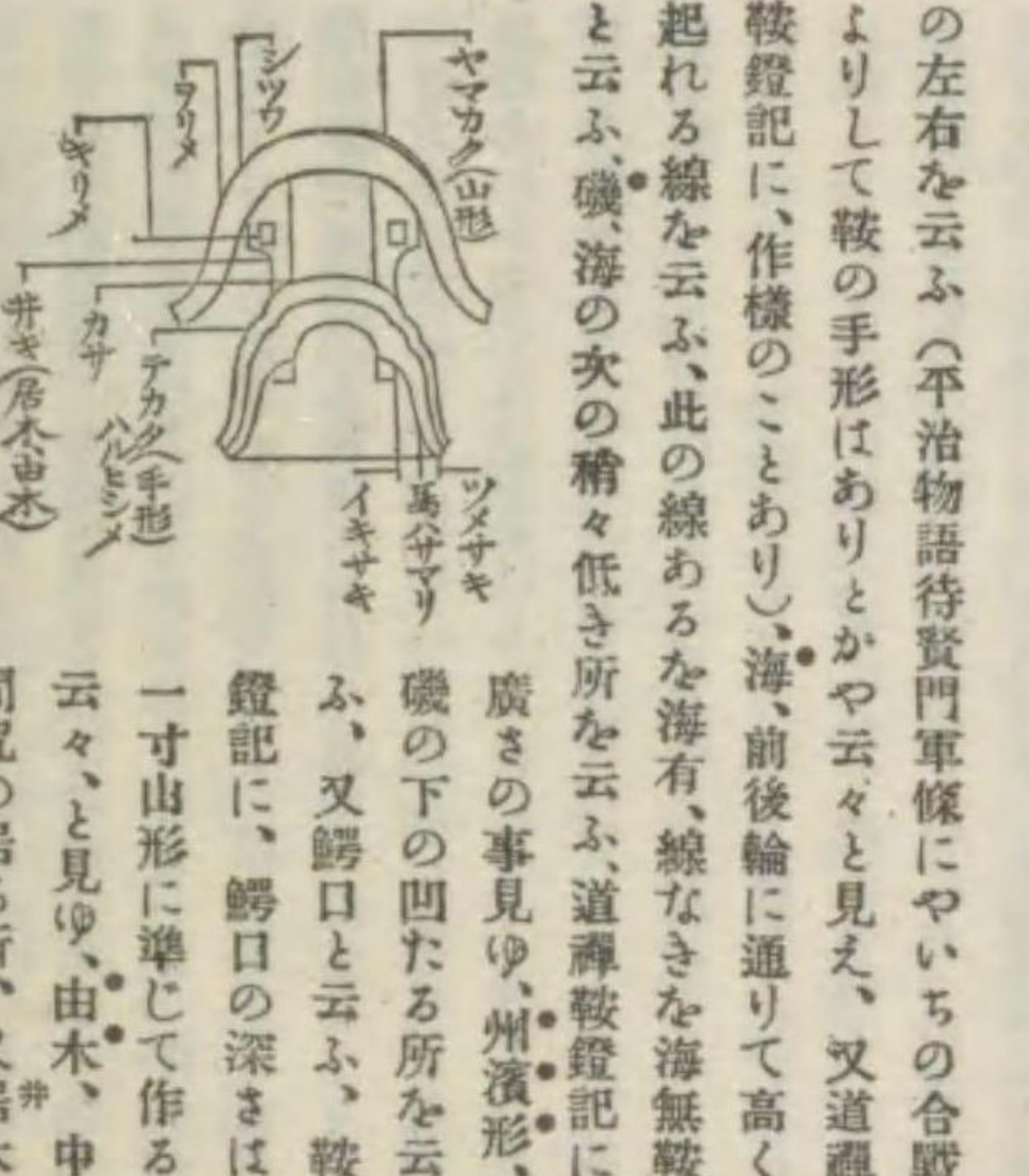
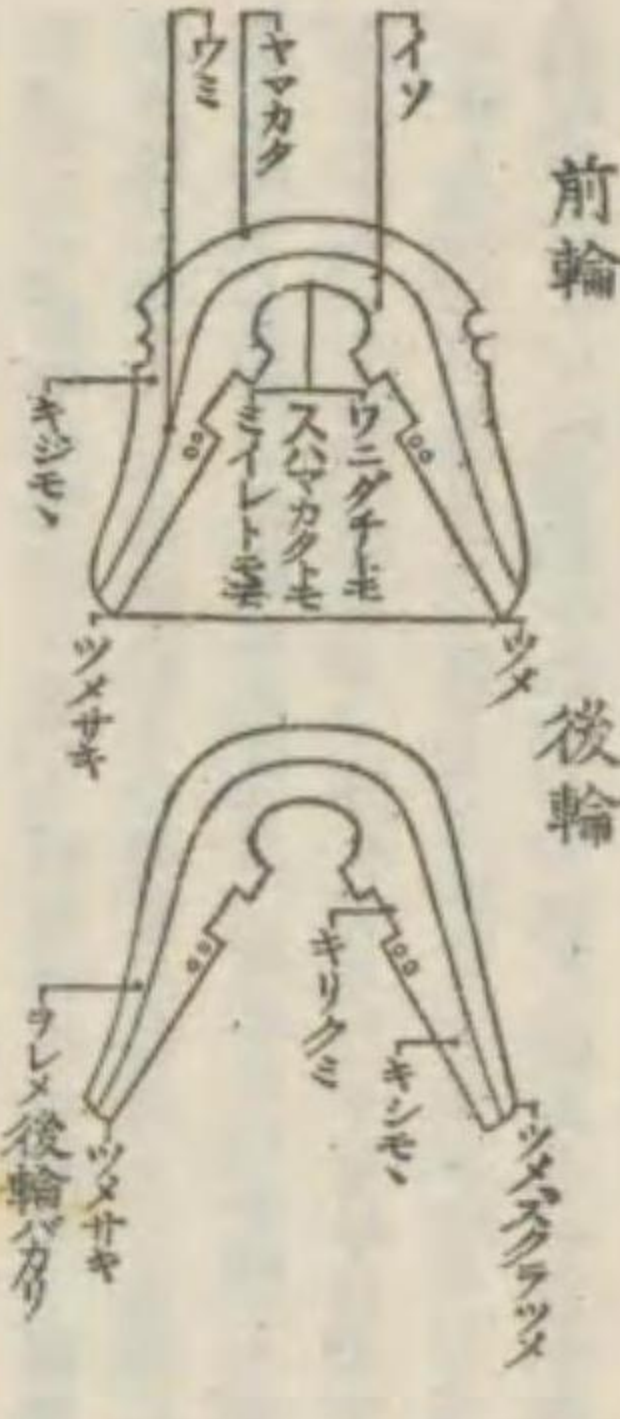
クラ

まる、履中天皇六年始めて齋藏を建つ、(藏を掌る官
人の役所)、雄略天皇の時(十五年以後なり)、諸國の
調買毎年盈溢するを以て、更に大藏を起す、朝廷に
於て大藏を起つること茲に始まる、これより後臣下
亦多く倉を造る、皇極天皇三年、大臣蘇我蝦夷子入
鹿、井に家を大和の甘樞岡に起し、家門の傍に庫を造
り、以て兵器を收む、本邦に於て兵器庫を造ること茲
に始まる、既にして朝廷も亦兵器庫を大和の小墾田に
造る、齊明天皇の時、盛に大藏職の倉庫を宮中に起
つ、茲に於て倉を別つに始めて第一第二の號を以て
す、大化元年孝德天皇大藏官を大藏省と改め、倉庫
若干を省中に起つ、これを難波の大藏といふ、以て
諸國調買の諸物を藏む、又齋藏内藏を合併して内藏
寮と爲す、朝廷倉庫の制茲に於て備はる、爾後攝神
家及び寺院に於ても、亦必ず文庫倉庫を建て、以て
寶物及び絹布米穀を收む、(上古以來倉庫を稱するも
のば、皆木又は板を又へて造る、これを伊多久良とい
ふ)、延暦十三年、桓武天皇諸國に詔して、郡毎に倉
院を建てしむ、是れを郡倉と云ふ(朝廷毎郡の稻穀
等を藏めんが爲めに造る所の倉)、仁明天皇の時、京
師の人或は土屋倉を造り以て諸物を收む(其製詳か
ならず、按るに板屋の梁上を覆ふに土を以てし、其
上に石灰を塗りて雨を待つものあり、これを「アケッ
チ」といふ、土屋倉も亦この造法ならんか)、建久三年
源賴朝始めて幕府を開く際武人及び商賈邸宅を鎌倉
に營み、其山の巨石を横に穿ちて倉と爲す、これを
「アナクラ」といふ、(此の制上古より邊土諸國に於て
は罕にありしもの歟)、後堀河天皇の時、京師の商賈
始めて土倉を造り以て寶物を收む、土倉は泥を以て
倉の屋上及び四面を塗り、以て火災に備ふるものな
り、古語に「メリゴメ」といふ、本邦に於て土倉を造る

クラ

こと茲に始まる、伏見天皇の朝に及びては土倉建築
法相密となり、多く火災を免る、因て増補及び武人其
他民庶富有の者并にこれを造る、往古の倉庫は皆木
を又へてこれを造り、床を高くし以て濕氣を拒ぐ、火
災に至てはこれを防ぐこと能はず、故に居宅を離れ
て之を造る、土倉の發明以後都府の地に於ては富
有の者皆これを造るに至る、降りて天正四年、織田
信長近江の安土山に城き、城内に高樓を起し、臺跡
に石を以て疊む、高さ十二間、臺上の廣さ南北二十
間、東西十七間なり、其内を倉と爲す、是れを安土
の石倉と云ふ、本邦に於て石倉の巨大なるものは、
安土の石倉を以て第一とす、寛永年間、下野の都賀
郡の石工石を疊て倉庫を造り、以て土倉に代ふ、而
れども、此の製他國に傳播せず、(下野に於ては今仍
此の制を傳ふ)、元和三年、徳川秀忠、家康の靈を下野
の日光山に祀り、その廟傍に寶庫を造り(寶庫の建
築は則ち又倉なり)、銅を以て之を包む、これを銅倉と
いふ本邦に於て銅倉を造ること茲に始まる、此の際
京師江戸大阪等の商賈多く土倉を造る、其建築法甚
だ昔日より進歩し、兩層(觀音開といふ)の制此の
際が始まる、是より先、土倉は屏を用ひず、唯だ戸
面に泥を塗るのみ、(俗に大阪戸といふ)茲に至て始
めて屏を用ふ、既にして又穴藏の制あり(昔日の「ア
ナクラ」の制と異なり)、都下の人居宅の下地の穿
ち、其の内の四方上下を板にて巨槽の如くに構へて
之を崩壊せざらしめ、火災に備ふ(凡穴藏の始詳な
らず、恐らくは明暦年間に起るもの歟、但し農民の
造る所の穴藏は其由来久し、都下の人の造る穴藏は
其制農民の穴藏より出づる歟)、穴藏を造るの工人は
穴藏大工と云ふ、土倉を造るの工人はこれを造ること
能はず、近世に至ては、土倉及び穴藏を造ること

益々多し、而して又倉を造ること殆ど廢す、又倉は
今に至りて唯神社佛寺に稀に存するものあるのみ、ア
セクラ(參看(東雅、侯訓業、工藝志料))
クラ 鞍 名義馬の背に置く具の名、人を乘
せ、荷を安す、鞍は座の義、座は物を載せ安置するを
云ふ、(有(クラ)參看(前輪、鞍の前方に在る鐵形
の部分全體、後輪、踏輪、同上後方に在る部分、後輪ハ
シツラと訓じ、またシリワ、シリツワ、シンワ、ホチツ
ワともいふ、山形、前後輪の上部を云ふ、手形、前後輪
の左右を云ふ(平治物語待賢門軍條にやいの合戦
よりして鞍の手形ありとかや云々)と見え、又道輝
鞍燈記に、作像のことあり)、海、前後輪に通りて高く
起れる線を云ふ、此の線あるを海有、線なきを海無鞍
と云ふ、磯、海の次の稍々低き所を云ふ、道輝鞍燈記に
廣さの事見ゆ、州渡形、
磯の下の凹たる所を云
ふ、又馬口と云ふ、鞍
燈記に、馬口の深さは
一寸山形に準じて作る
云々、と見ゆ、由木、中
間尻の居る所、又居木
とも、コウとも云ふ、鞍橋、前後輪と由木とを云ふ、
猶委しくは前圖にて知るべし(思原治蘭古事記に、故



其日子連神和備、自出雲將上座後國、而東裝立
時、片御手者擊御馬之鞍ことあるを初見とす、以て
其以前早く既に是れありしことを知るべし、下りて
王朝時代の初期に際して
は、鞍部、鞍作等の部族あ
り、いづれも朝廷に奉仕し
て鞍を作ることを職と爲し
たる部族なりき、而して當
時における鞍の製形形状の
如きは、舊記の徴す、(きも
のなしと雖も、武藏國埼玉郡中條村の古墳より出で
たる埴輪土馬によりて、其大體を窺ふに足る、更
下りては、仁明天皇承和九年五月に勅して、五月五
日の供節に、五位以上走馬
の鞍、并馬筒、新古を論ぜ
ず薄泥の外、金銀を用ふる
ことを聽したること、讀日
本後紀に見え、清和天皇の
七年四月には、石清水八幡
宮に鞍を獻備し給へること、三代實錄に見え、また
延喜式西宮記等には唐鞍、江次第、空種物語、源氏物
語、大鏡等には鞍鞍、源氏物
語、今昔物語、飾抄には
結鞍の、こと散見せり、而し
て志貴山緣起、年中行事繪
卷、石山緣起、後三年合戦
記繪卷、春日驗記等の繪を
按ずるに、戰場に用ひたる
ものは、手形ありて、常用
のものにはなし、蓋し手形を作るは軍用の爲めにし
て、平用のものには之なかりしものならんか、然るを



クラ

武家にては軍用を宗としたれば、常用の鞍にも手形
を附することになりしより、轉じて公家にては之に
似ひたるものに似たり、室町幕府の時、大坪道輝とい
ふものあり、新たに鞍の製度を考へて自からこれを
作り、其法途に伊勢家に傳はりて、貞繼は伊勢鞍を作
り、専ら武門の用ふる處となりしなり、(伊勢鞍橋により
て名づくる物、金鞍、金覆鞍、黃地鞍、黃覆鞍、銀
鞍、白鞍、白覆鞍、具鞍、梨地鞍、蠟細鞍、黒地鞍、青
輪鞍、鐵地鞍、水精地鞍、龜甲地鞍、沃懸地鞍、張鞍、鉢鞍
等、馬筋にて名づくる物、唐鞍、和鞍、移鞍、水干鞍、
結鞍等、名所によりて名づくる物、海の有を海有鞍、
海の無きを海無鞍と云ふ類なり(和名抄、同邊注、馬
長寸法記、諸鞍日記、大坪道輝鞍燈記、岡本記、馬呂
記、本朝軍器考、軍用記、真丈雜記、古今要覽稿)
クラ井 位 座居と云ふ義、座はクラとよむ、
禁中にて座に居る次第の法なり、又位階とも位山と
も云ふ、詳しき事は位階(ヒカキ)の條を見よ(東雅、
侯訓業、真丈雜記)
クラ井ツケ 位付 江戸幕府の時田畑の品位
の定めをいふ、貞享三年檢地條例に、田畑の位付は
率れ上中下の三等となす、地の善所は上々を一等と
し、地の惡所は、下々の一等を立て、下々の内一二
の位を定め、上々、上、中、下、下々の五等と爲す、元祿
七年の同條例に、田畑の位付は上中下の三等とし、
善所は上々田、又は間田麻田等を一等と爲し、其石
盛は上より一斗許を加へて之を定め、惡き所は下々
田、或は山田砂田谷田等の等級を立て、下々一斗上
は二斗三斗とし、石盛を下げ之を定むべし、畑は又
上畑麻畑茶等適宜等級を立て、石盛は地に應じ耐耐
あるべしと見ゆ、享保十一年には、新田畑の位付、
其村本田畑の位付に基き、上々の下、中々の下、下々

の下、皆一斗考に定めしむ、
クラウドコロ 藏人所 名義(前)大
内裡校書殿内に在り、其母屋を文殿とも納殿ともい
ひて、累代の書籍を納む御倉なり、初めは侍臣に令
して、書籍を校合せしめ、之を藏め置きしが、後には
服御の器物及び錢貨等を納め置きたり、此藏を掌る
人を藏人、其所を藏人所と云ふ、藏人の居る所を藏人所
町屋と云ふ(天曆の時之を造る、廣さ九間四面、北廂に
藏人頭、四廂に六位藏人、南廂に五位藏人の宿舎を設
く)(藏人所の始は機械の文書及び訴訟を掌りしが、後
には天皇の御衣御膳より總ての御起居に供奉し、傳
宣進奏及び除目諸節會の儀式を掌り、駆使殿上の料
彈、召籠、侍臣名調、籠口の問籍等、總て殿上に於ける
一切の事を掌るに至れり(藏人所別當一人、藏人所の
長官、詔勅を傳宣する事を掌る、宇多天皇寬平九年大
納言藤原時平を始て補す、後左大臣を以て補す、左大
臣攝關たる時は右大臣之に代る)、藏人、クラウドと
云ふ、クラウドともいふ、クラウドの轉語、又俗
に「クラウド」といへり、唐名侍中と云ふ、朝廷の藏
人所に藏人頭、五位藏人、六位藏人、非藏人あり、
又院にも攝關家にも藏人あり(「ケンノクラウド」を
見よ)、頭二人、トウと訓むは故實訓也、殿上大小
の公事を奉行す、四位殿上人より授任す、一人は辨
官、一人は近衛より補す、多くは中辨、中將より兼ね、
故に之を頭辨、頭中將と云ふ、最も重職にて殿上の
席次は、位階に依らず、頭は諸侍臣の上に列す、參
議閣ある時には必ず頭より任す、また仙籍を掌る、
故に仙籍と云ひ、公卿の昇殿するもの、皆其指揮を
受く、故に實主とも云ふ、弘仁元年三月巨勢野足藤原
冬嗣を補せしを始めとす、五位藏人、三人、五位殿
上人中、名家譜第中殊に材器あるものを授任す、凡そ

クラウ

クラウ

藏人は八省輔、由次官、衛門佐を歴て五位藏人と
なり、辨官に進み、藏人頭となる類なるが、五位藏人
となりし後も勅解由次官衛門佐を兼ね、辨官を兼
るを、三事兼帯と稱し、尤も榮譽となす、仁和四年
十一月左中将源満、左少將藤原敏行二人を補せしを
始めとす、後三人を定員とす、三事は天慶九年四月
月右少辨正五位下源俊を補せしを始とす、頭、五位
藏人を職事と云ふ、職務ある者を職事官と稱するよ
り轉せし名、唐名仙郎又夕拜郎と云ふ、六位藏人、
四人、宮中の些細の公事を勤め、朝夕の御膳の給仕
を勤む、之をヒラカと云ふ、四人日を分て奉行す、
年の老少によらず就職の順序にて席次を定む、第一
は藤原、第二は藤原、第三は藤原、(舊に藤原氏なれ
ば藤原、源氏なれば、源藏人と云ふが如し)第四は
藏人、母儀藏人、六位、所雜色、成業體、所々藏人判官
代より補す、共に在任六年の後輪次に五位に叙す、之
を巡階と云ふ、但し、五位藏人は定員ある故に階員な
き時は五位藏人となることを得ざる場合あり、此の
時には藏人を去り、殿上を辭せざるを得ず、故を以て
多くは極職を辭して新藏人に降りて出仕す、之を鶴
退(逆退)と云ふ、又藏人大夫と云ふ、而して親爵の後
特に昇殿を許さる、を還昇と云ふ、弘仁元年三月八
人を置き、仁和四年二人を減じ、後五人或は四人とな
る、頭、五位六位藏人共に禁色を離され、六位の極職
は麴塵御袍(天皇著御の服)を賜はり着ず、非藏
人、四人、五人又は六人の時もあり、職原抄には定員
なしと云へり、其家の子息六位の中より撰補す昇殿
を許す、殿上驅使の役を務めて、公事を奉行せず、又
禁色を着せず、藏人の如く昇殿を許さる、故に非藏
人と云ひ、又非藏の者と云ふ、江戸時代には諸社の

クラウ

社司等藏人の袍を着して宮中に伺候し、古の女嬬代を勤む、之を非藏人と稱し、後には其數二百人にも及び、困窮を訴へて、屢々朝廷を煩はしたりき○頭以下正官にあらざるを以て内侍宣を以て輔す、頭を補すには内侍勅を奉て出納に召仰せ、出納又小舎人を召て宣を告げ、小舎人自ら其人の家に行き之を告げ知らさしむ、又頭以下位置の時、其名を書き加ふ、候人、殿上に在りて、藏人と同じく結番し、御膳に侍し、宿直す、或は位階頭の上に出づるものあり、或は醫師、陰陽師の類に殿上の祇候を聽さるゝも亦候人ならん、雑色、八人、公卿の子孫、諸大夫多く之に補す、後世には其家の子、若くは僧の子も任ずることとなり、六位藏人に轉するを得、又所雑色とも云ふ、舊は上卿之を任ぜしが、後には頭藏人に下知し、藏人出納に仰せて補す、所衆、二十人、藏人所衆の略なり、六位の侍より撰補す、煤拂日月蝕の時席を引く役、又御裝束奉仕の時昇殿す、佛名の時御壺に候す、又所々の公役、即ち關白直藏關難大の世話等を勤む、十九人は無官にして、一人は有官なり、頭出納に仰せて名簿を下し、藏人所に付て簡に名簿を入る、瀧口、二十人、大略所衆に同じ、禁内警衛を掌る、清涼殿の長の御流水の落聚する所を瀧口と云ふ、其所に候する故に名づ、天皇の御船に供奉し、遠所の勅使を奉仕し、又草木を栽植する等の雜役を勤む、無官或は内舍人、將曹志等より武藝に長じたる者を撰補す、院宮親王公卿侍臣等擧し申す、頭藏人に下知し、出納に仰せて簡に付けしむ、宇多天皇寛平中、射藝に長ぜし武士を補せしを始めて、堀河天皇の時より瀧口を分て院武者所に候せしむ、是を下北面と云ふ、始めは十人なりしが、白河天皇の世三十人となし、尋で二十人と定む、此の中

クラウ

一萬二萬三萬を上賜とし、四萬を事行と云ふ、上賜三人、禁内に勤番宿直して警衛し、宿直したるものは、姓名を名のり、藏人取次奏す、是を宿直申とも間籍とも名對面とも云ふ、後には源平重代の武士之を勤番す、鷹飼、鷹を飼養して鳥を取る役、鷹を藏人所に飼ひし事侍中群要に見えたり、出納、三人、シチュツナウと訓む、校書殿に候して納殿の出納を掌り、藏人所一切の事を掌る、故に名づく、始めは内親王大藏等家司を擧し申す、藏人下知して名簿を下す、又明法等學生諸國の目等を補す、藏原抄大全に四人にて、一藏二藏三藏、四藏と云ひ、四藏を新出納と云へり、小舎人、六人、又殿上重とも云ふ、高倉天皇の時増して十二人とす、出納の出納せし御物を持運ぶ事を掌る、又雜役を勤む、史生を以て之に補す、公用ありて殿上に舍人を召すには藏人、鈴の綱を引く、初めは馬寮の指綱を用ひし故に鈴綱と云ふ、後世小舎人華美を好み、六位藏人解意せし故に、出納小舎人等專斷に公事を行ひし事秘抄に見えたり、起原出納續古事談に、嵯峨天皇遊幸を好み、聽政を厭ひ、弘仁元年三月藤原冬嗣及び巨勢野足の二人を始めて置き、側に居せしめ、代て群議を聽き以て奏せしむるに起るとなせど、此時平城上皇仙洞に在り、藥子仲成等の奸臣あり、政を專にし民を苦しめしを以て、遊幸すへき時機にあらず、且つ天皇と不和を生じたるを以て、朝廷にて心を上皇に寄するものあり、兩黨分立の勢ありしを以て藏人所を置き、野足冬嗣の二人を頭となし、殿上に侍して機密の文書、訴訟を掌らしめたるに起りしなるべし、蓋一時の權宜なるべきに、其後常に禁中に侍して勅令を宣傳せしを以て、威權最も重く、後に五位藏人以下の職を指設し、終に少納言侍從等の傳宣を掌るもの皆其職を失ひ、終

クラウ

喜天曆以降、政事藤原氏に歸し、禁内に在りては藏人、外に在りては檢非違使權勢最も盛にして、大寶の制全く一變するに至れり(禁秘抄、同階梯、職事補任、藤原抄、拾芥抄、職原抄、増註職原抄、職官志)○攝政關白家、及び北政所に於ては、朝廷にならひて、その家の納殿の事を掌らしむ、別當一人、その下に職事二人、若くは三人あり、其下に所司三人、または四人ありしが如し(玉葉、拾芥抄、職原抄後附)

クラウハウグワン 九郎判官 源義經(マナモトノヨシツネ)を見よ、

クラウヤキ 九郎焼 文化年間尾張國主徳川齊朝の臣、平澤九郎の製出せる陶器を云ふ、九郎尾張國各所の古陶を模造することに巧なり、勤務の餘暇に好みて之を製造す、故に雅致あり、歿後其技傳はらず(古今陶器攷、工藝志料)

クラオホヒ 鞍覆(鞍褌) 名義鞍の上に覆ひかくるものを云ふ、又馬褌とも云ふ、備用延喜の制、行幸の時には深紫を用ふ、故に臣下には深紫を禁す、大臣以上は淺紫、參議以上は深緋、諸王五位以上は綠色、諸臣は黃色、又は浮絲綾を用ひ、後には打鞍覆、虎皮覆等を用ふるものあるに至れり、六位以下は用ふるを禁じたり、武家は、室町時代には、將軍は赤毛氈(火氈とも云ふ)を用ひ、他の人には殿



(載所事行中年)圖一第

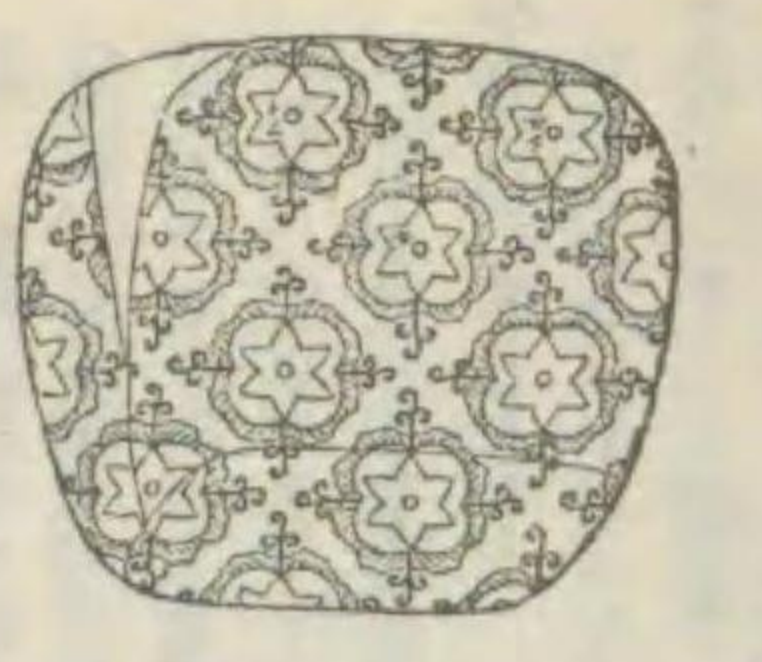
クラカ

禁す、引馬には豹皮を用ふ、大名は毛氈又は鹿皮の春毛、夏毛、秋毛を用ひ、關東の足利氏は段子金龜の類にて、幅三尺許、長さ鞍に打かけて證のかくくびに至る程とし、力革にて下の處を結び寄するなり、第一圖の如し、武家の用ふるは三圖のものなり

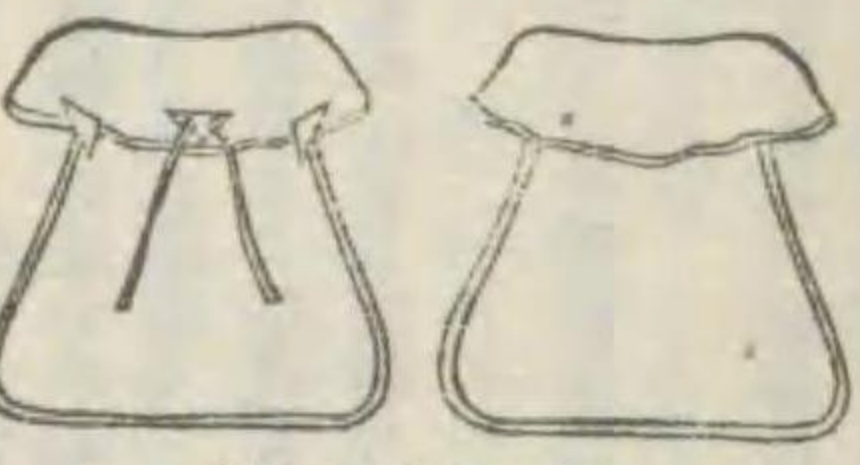
クラカ 倉賀野 所在 上野國群馬郡倉賀野町(起原詳かならず、武藏七黨の一なる)



(載所本繪古)



(物寶宮神大勢伊)圖二第



(氈毛花)圖三第

見玉黨に倉賀野氏あること、武藏七黨系圖及び吾妻鏡などに見え、この地に住せり、戦國の時兩上杉、北條武田等の争奪の地となり、倉賀野氏終に北條氏に屬す、天文十五年河越の役に戦死し、金井、福母、富田等倉賀野城を守る、永祿二年金井氏武田氏に屬し、倉賀野淡路守と改名して仕ふ、織田氏武田氏を亡ぼし後瀧川一益に屬す、北條氏邦來り争ひ、一益これと戦ひて敗れ小田原北條の有となる、天正十八年の小田原役以後城廢す、この地江戸時代には中山道の一驛たり、四遊行護抄に、八幡宮續の間に舊壘あり、堅固の要害の地也と見えたり(上野志、上野名跡誌)

クラキノコホリ 久良郡 所在 武藏國

起原 孝謙天皇の御宇新羅郡を建つるに及んで始めて二十一郡あり、久良郡も亦其一郡なりとす、續紀に神護景雲二年飛鳥部吉志五百國於て武藏國久良郡、獲白雉一獻焉、と見えたり、諸國續紀久良に作り、延喜式又同じ、和名抄に、結眼(ワクラ)大井(オホキ)服田(ハトタ)星川(ホシカハ)郡家(ケウケ)諸岡(モロカカ)洲名(スナ)長崎(ヨシハシ)等の郷あり、吾妻鏡海月、古園、元祿帳久良岐に作る、郡名考以後久良岐に從ふ、今は郡北の地大牛橋郡に入れり(諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

クラキ

クラシ

表領は兜羅綿毛氈等を用ひたり、中古のは綾こめ織の類にて、幅三尺許、長さ鞍に打かけて證のかくくびに至る程とし、力革にて下の處を結び寄するなり、第一圖の如し、武家の用ふるは三圖のものなり

クラシ 倉代 倉をかりて物を入る、代をいふ、即ち倉敷料なり、倭訓栞に、倉は座の義、代は實の義也といへり、貞觀儀式大嘗祭の條に、倉代十輿、續後紀に倉代物五十荷など見えたり、

クラツカヒ 内藏使 賀茂祭の時、内藏頭或は内藏助などの勅使となることいふ(江次第)

クラツボ 鞍壺 鞍の上の人の乗る部分を云ふ、保元物語白河殿攻落の條に、主もなきはなれ馬、源氏の陣へ懸入たり、鎌田次郎是を取らせて見るに、鞍壺に血たまり、前輪は破れて、尻輪に鑿の如なる矢尻留れり云々、と見えたり、鞍(クラ)參看、

クラテノコホリ 鞍手郡 所在 筑前國

起原 續紀聖武天皇天智十二年十月の條に見えたり、沿津延喜式以來鞍手に作る、和名抄に金生(カナフ)二田(フタタ)生見(イムミ)十市(トフチ)新分(ニヒキタ)朝田(カッタ)等の郷あり、續風土記を見るに此郡に上下あり、若宮吉川を上鞍手と云ひ、富田より下を下鞍手とせり(諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

クラノスケリウ 内藏助流 船津八郎兵衛の創めたる槍術の流派、また船津流ともいふ○八郎兵衛は、渡邊内藏助に從つて槍法の妙旨を研む、初め豊臣秀頼に仕へ、後松平信綱に仕ふ、船津の門人清水新助、其技術を繼ぎ、船津流又は内藏助流と稱す(武術流祖錄)

クラノツカサ 藏司 後宮の職名、マサシ

クラノ クラバ

クラノツカサ 主藏監 「シユザウカシ」を見よ、

クラハシウチ

倉橋氏 姓は安倍氏、土御門三位隆房安倍久備の二男泰吉より出づ、慶長十七年十二月十三日元服し藏人に補せらる、後水尾天皇勅して別家せしめ、從三位民部卿に任じ堂上に列す、後從二位に進む、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系圖、華族譜)

○泰吉 泰房 泰貞 泰章 泰孝 有儀

クラハシノツカノヘノミササキ

倉梯 岡上陵 崇峻天皇の御陵、大和國磯城郡多武峰村大字倉梯に在り(陵墓一覽)○延喜式に、在り市郡無(陸地)といへり、山陵志に、多武峰、其東北之麓是爲倉梯、按崇峻爲賊臣所虜、即日葬之、意其陸不(照)比也、而今檢之頗高壯、蓋非一朝所治、治壽藏當時已成俗、崇峻亦然歟、地傍陸間甚險、不(覆)兆城、或曰無(陸地)其此之謂歟といへり、

クラハシノシバガキノミヤ

倉梯柴垣宮 名義崇峻天皇の皇居(所在)大和國十市郡倉梯村(現磯城郡)用明天皇二年四月、天皇崩御す、この八月、次弟崇峻天皇倉梯に宮を作らる、柴垣宮、これなり、天皇の五年十一月天皇崩御に至る迄即ち六年間の皇居たり(首府沿革論)

クラハシノミヤ

倉橋宮 倉橋柴垣宮(クラハシノシバガキノミヤ)を見よ、
クラパン 藏番 江戸幕府の職名、藏奉行の下に屬して米廩の事務を掌る、江戸淺草及び京都二條、大坂等に在り、役科は淺草藏番十俵二人扶持、二

クラビ クラフ

條藏番現米三石五斗一人扶持、大阪藏番二十俵二人扶持等とす(吏徴)

クラビトメ

倉人女 上古の職名、藏の事を掌る女をいふ、後世の女藏人に同じ○古事記高津宮の條に、天皇者皆婚入田若郎女而、晚夜戲遊若大后不(聞)看此事乎、靜遊幸行、爾其倉人女聞此語言云々古事記傳に、此名稱此より外に古書に見あたらず、後に女藏人と云者ならむか、但し其は後の事とおぼしければ、藏司の内なる女なるべきか、後宮の職員令に、藏司尙藏一人、掌神靈關契供御衣服巾櫛服靴及珍寶綵帛賞賜之事、典藏二人掌同尙藏、掌藏四人掌出納綵帛賞賜之事、女藏十人、とあり、此司上代よりありけるなるべし(萬葉十五目錄に、中臣朝臣宅守妻藏部女云々)と見えたり、

クラフギヤウ

倉奉行 諸國より貢する所の錢穀を掌る(國原)建保元年、豐前前司尙友、二千尙光、能尙等を具して、京都より鎌倉に參る、これ西國御領乃貢納下奉行として、在洛せしめたる者なり、又建治三年に、六波羅にて甲斐三郎左衛門尉を以て、御倉の事を奉行せしめたることあれば、既に京師に此職を置きたる事明かなり、されば鎌倉にも亦、此職有りし事知るべし、(國原)至町幕府の時には、諸國貢賦物を掌り、兼て倉中の器財を知り、御倉納錢方と共に政所に屬す、正長二年三月、將軍義教元服の儀を行ふや、禁色宣下ありしを以て、親井民部に命じ、太刀十三口、鞍鞍各二具を上らしむ、(此は禁裡へ奉獻、又は諸士に引出物の料なるべし)親井氏は、倉庫の事を職として、常に倉本倉方など稱す、即ち倉奉行にして、出納の長たり、永享十一年、高麗米獻に、答禮の聘物を上り、寶徳元年、茂加祭に、費用を社

クラフ クラハ

司に給し、延徳元年、法會を東寺に修する時、七千匹を丹波に課して納めしめ、永正十四年、朝廷即位の時、禮服費三百匹を官吏に給せし事、季禮日録、康富記、宣胤記等に見えたり(武家名目抄、官制沿革略史)

クラフギヤウ

藏奉行 江戸幕府の職名、淺草に在る倉廩の米穀出納を監し、諸役に切米を附與する事を掌る、初は城米廩奉行とも、淺草米廩奉行とも、淺草米奉行とも城米藏奉行とも云ふ、役料二百俵にて勘定奉行に屬し、七人あり、内勘定役より轉するものあり、又大御番より出動するものあり、燒火問詰とす(國原)組頭二人、四百俵高或は二百俵と云ふ、手代組頭七人、給金五兩四人扶持、手代七十五人、給金十兩三人扶持、助手代十九人、五人扶持、手代見習六人、一人扶持、門番同心頭取三人、二十俵二人扶持、門番同心十五人、十五俵一人扶持、御藏番三十五人、十俵二人扶持、小揚頭十八人、五兩二人扶持、小揚二百四十四人、三兩一人扶持、親挽小揚七十人、其他杖突、平小揚等あり、親も給金三兩、二人半扶持、(但し小揚頭は、十俵二人扶持、名字帯刀なく人足小者なり)(國原)組頭寛永十三年五月、始めて三人を置く、十九年五月奉行六人を置く、同年八月大番小十八人より十二人を擯て、この職に充つ、寛文五年二月定員八人と爲し、延寶二年二人を増して總計十八人と爲す、貞享四年十月大番、勘定兩職より各五人を擯してこの職に充つ、後七人と爲し、爾後屢々増減あり、組頭は享保十六年に置き、元文四年に廢す(明頁帶錄、吏徴、徳川禁令考、古事類苑官位部)

クラヘウマ

競馬(角走、走馬) クレイ

クラベノツカサ

藏部司 齊宮寮十二司

クラホ クラマ

クラホツシ 倉法師 室町幕府の職名、藏をあづかる法師を云ふ、貞丈雜記に、京都將軍の御代御倉を預かる入道あり、正實坊定泉坊と云ふ兩人也、是れを御倉法師と云ふ、東山殿年中行事に見えたり、年中恒例記正月朔日の條に、御は供御の御儀式(中略)御倉より下行に候に、又十二月二十七日の條に御すはきの道具雜煮も、御倉より御下行在之云々、然らば米穀雜物(米穀雜物のみに限らず)を入る、御倉を預かる役人也、昔は入道にてありし故、今は俗體の役人なれども倉法師と云ふ也、昔の詞の残りたるなりと見えたり、

クラホネ

鞍橋(鞍瓦) 鞍の前輪後輪の由本を云ふ、(クラ)と參看(本朝軍器考、軍用記)

クラマイ

廩米 江戸幕府の時、倉廩に貯藏して諸士に供給する米をいふ、

クラマイニフヨウキン

藏米入用金 江戸時代に、徵收せし三役の一、サンヤクを見よ、

クラマデラ

鞍馬寺 所屬山城國愛宕郡鞍馬村○松尾止と號す(國原)天台宗、延暦寺末○本尊毘沙門天(國原)寶龜元年鑑眞の開基、延暦年間藤原伊勢人堂宇を建立す、十五年勅して定額寺となす、寛平中東寺の僧徒延再興せしが、天永年間延暦寺の忠孝此に住せしり天台宗となれり、大治長祿中二度火災に罹り、降りて文化十一年亦再興し、元治元年僧光秀再興を企て、明治五年に至りて燒る、塔中支院もと十八九坊ありしが、漸次燒亡荒廢し、現今存せるものなし○仁王門、當寺の入口に在り、雄門なり、明治二十四年四脚門と共に燒失す○由木神社、仁王門の北に在り、社殿は慶長中豐臣秀頼の建立○地藏堂、同所の東に在り、地藏は源義經の持佛なりしと云

クラマ

倉役 江戸時代、質屋の課税、土倉役の省略せられしものなり、

クラヤク

倉屋敷 江戸時代、諸侯の米を納むる所をいふ、各自の便宜に従ひ、大阪或は江戸深川等に之を設け、總て幕府の倉廩に異ならず、

クラヤド

藏宿 札差(ワダシ)を見よ、

クラヤドシ

藏宿師 今云ふ詐欺師に類したるもの、淺草藏宿より金を出させ、もとの借金を濟まして取換の一助となし、其中次をして禮金を食り以て家業としたるものなり、田沼主殿頭の執政時代行はれ、寛政改革の時廢す(蔵の小田巻)

クラヤミバン

闇夜番 江戸幕府の時、御藏所番の俗稱、これ則、藏所の善悪を辨へ知る役にて

クラマ

蔵部司 齊宮寮十二司

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラマハリ 藏廻り 江戸時代、古手買、古道具屋の知きものを云ふ、職人歌合藏廻の歌に、ながれものとも云ふ詞あり、これ不用物を拂ふの義なり、七十一番歌合に「戀衣袖をかへばや藏まわり、絶えず涙のながれ物とて、後世之を取賣と云ふ、貞徳が油槽に「是非ともにも又も来らば打やせむ、ちの道具を望む取賣」と見えたり(遊遊笑覽、但言集覽)

クラマリウ

鞍馬流 將監鞍馬流(シヤウマシヤウ)を見よ、

クラランド

藏人 「クラランドコロ」を見よ、

クラモト

藏元 江戸時代、諸侯が藏米を掘當として、金銭を金御用進町人より借る時、其用途のものないふ、

クラヤク

倉役 江戸時代、質屋の課税、土倉役の省略せられしものなり、

クラヤシキ

藏屋敷 江戸時代、諸侯の米を納むる所をいふ、各自の便宜に従ひ、大阪或は江戸深川等に之を設け、總て幕府の倉廩に異ならず、

クラヤド

藏宿 札差(ワダシ)を見よ、

クラヤドシ

藏宿師 今云ふ詐欺師に類したるもの、淺草藏宿より金を出させ、もとの借金を濟まして取換の一助となし、其中次をして禮金を食り以て家業としたるものなり、田沼主殿頭の執政時代行はれ、寛政改革の時廢す(蔵の小田巻)

クラヤミバン

闇夜番 江戸幕府の時、御藏所番の俗稱、これ則、藏所の善悪を辨へ知る役にて

クラマ

蔵部司 齊宮寮十二司

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレウ 内藏寮 名義内蔵寮の字をよまぬは故實なり、又、ウチノクラノツカサといふ、大藏に對する稱(國原)堀川の四、近衛の南、修理職の東、(國原)中務省の被管、御座所近き藏を掌る、金銀、珠玉、寶器、錦綵、雜貨、雜器、諸番の貢賦する奇珍の物、年料供進の御服及び別勅の用物の事を取扱ふ(國原)頭一人從五位下、四位五位殿上人を撰補す、禁中の重職にて妻の身分輕き者任ぜられず、助一人從六位上、後世醫陰二道のものを任ず、賀茂祭内藏使勤仕、尤一人從七位上、後世六位侍等を任ず、大藏一人從八位下、少藏一人從八位上、大主簿二人從七位上、少主簿二人從八位下、史生四人、寮掌二人、藏部四十人、儀長二人、典藏二人、正八位上、百濟手部、十人、典掌、一人、拍部六人、織綵羅手、二十人、使部、二十人、直丁二人、百濟手、若干人(國原)堀川中天皇の御代、内藏を大藏の側に建て、官物を蓄ふ、阿知使主、王仁二人をして其出納を録せしむ、因て藏部を定む、持統天皇の朝已に内藏寮の名あり、文武天皇大寶元年制定し、前名を變ひて、右の職員を置き中務省の被管となし、以て皇室の經濟を掌らしむ、元明天皇和銅元年史生二人を置き、桓武天皇延暦十八年主簿四人を廢し、少藏一人を加ふ、平城天皇大同元年大藏所管の典藏、百濟手、典掌の諸職を本省に屬す、大同三年、供御繁劇により、少藏一人を加へ、典藏一人を減す、四年史生二人を加ふ、陽成天皇の元慶四年寮掌二人を置く、延喜式の制史生を十人とす、後世頭助並に權官を置く(古語拾遺、書紀、續紀、延喜式、職原抄、官職私抄、職官志)後世山科家高倉家代々頭となり、御裝束調進の事を掌るに至る、

クラレウ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クラレ

栗梅 染色の名、くろく赤はみた

クリカ—クリゲ

る色をいふ、

クリカラタニノタカヒ

俱利伽羅谷

加賀國河北郡津幡驛の東、越中國福波郡の堺、福波山中に在り、源平盛衰記に、黒坂峠馬場の東に在りといへり、今、竹橋、原、越中坂、俱利伽羅九折等十二村を合せて俱利伽羅村と稱す、もと俱利伽羅不動明王を祀りし祠堂ありし故に名づく、源平盛衰記に、谷深くして山高く、峻険にして道細し、馬も人も通ふ事難からず」とあり、源治承四年源義仲以仁王の令旨を奉じて、義兵を信濃に起し、平氏を討つ、終に一國を従へ、明年越後に攻め入りて城食長等を討破し、進て平通盛を越前に破り、兵勢日に益々盛にして、北陸道の諸豪多く來り屬す、是より先き、平氏は源頼朝の兵を伊豆に、木曾義仲信濃に兵を擧ぐるを聞き、諸將を分け遣はして之を討平せしむ、北陸道には平維盛之に將たり、壽永二年五月來り討つ、越中前司盛俊は五千餘騎を率ゐて福波山を越え、中黒坂の嶺馬場に陣せり、義仲は福波山黒坂の北垣生社八幡森より松永柳原を後にして陣せり、十一月一日夜中樋口兼光三千餘騎を以て背後に廻り、義仲は追手より數百の牛角に大炬を縛し、全軍鼓譟して平家の陣を狹撃す、平氏の軍大に狼狽爲す所を知らず、兵を交へずして全軍擾亂し、逃る所なきを以て、谷に陥りて死するもの一萬八千餘、維盛逃れて京都に還る、茲に於て北陸道は悉く義仲に從ひたり(玉葉、源平盛衰記、越中志、加越能三州志、實用地名辭典)

クリゲ

栗色初實諸言、而傳稱則蓋久也、驗字乃黑赤馬之名則謂之栗色、亦近しといへり、保元物語白河殿攻落の條に、紫軍腹巻者栗毛なる馬に乗、高間四郎と名乗云云、吾妻鏡壽永元年正月二十八日、元暦元年八月八日の條にも見え、建治三年記、梅松論、太平記等にも見えたり、此外黒栗毛、白栗毛、赤栗毛等あり、馬(ウマ)參看、

クリゲフチ

栗毛駁 馬の毛色の名、栗毛にて駁あるものを云ふ、吾妻鏡に、元久元年九月二日丁卯、將軍家以御馬二疋(河原毛、栗毛駁)被奉、伊勢内外兩宮云々、義貞記に、兵具事、馬は小からんことを思、下乗易からん爲也、亦當家には栗毛駁を不乗、上野國一宮の御神馬なれば也」と見えたり、

クリハラノコホリ

栗原郡 所在 陸前國 起 陸前國神護景雲元年十月玉造郡北方の地を收め伊治城を築き、十一月始めて此郡を建つ、續日本紀、上治に作り、延喜式栗原に作る、以後之に従ふ、和名抄に栗原(クリハラ)清水(シミヅ)仲村(ナカムラ)會津(アヅ)等の郷あり、戰國の際、新田全部及び長岡郡一郷を併す、寛光集、元祿帳、之に仍る、明治十一年九月二十五日北方南方(古の讚馬郡の地)新田三村を登米郡に屬す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

クリヤ

繰矢 遺矢に用ふる矢、貞丈雜記に、「遠く飛ぶ矢は、飛ぶ時遠く行くに、ふくらみをとりに行くなり、ふくらみをとるをくりやと云ふ也、えやる心也、繰矢の拵(様)繰矢同前、鴨の第一の羽を以てはぐと云ふ、根も木なり、是れ又近代の物なり、古は陣中にて遺矢を射たる人も有りし事、古書にあれども、かれて差矢繰矢など、云ふ物を拵(置)置きて用ひたるにあらず、かぶら矢雁またなどを取りて射し

クリヤメ

厨女 厨の、ことを掌る女をいふ、みづしをんなの義(後)訓栗桃草紙に、くりやめのいとさよげなるが、さしいで、云々と見えたり、

クルシマウチ

久留島氏(豊後森) 姓は越智氏、河野四郎通信十三世河野左京大夫通信より出づ、通信の次男河野伊豫守通定、天正中興臣秀吉に從ひ伊豫を賜ひ、福島正則に屬せしむ、通定嗣なし、姉婿村上通康に側折數族系圖等を讓附し、祖宗の祀を承けしむ、其男助右衛門通康、黒田長政に就て豊臣秀吉に仕へ、伊豫國來島に居す、故に氏を來島と稱す、筑紫の陣、小田原の役戦功あり、朝鮮の役船軍の先鋒となり、渡海し、文祿四年二月從五位下に叙し、出羽守に任じ、伊豫國早郡に於て一萬四千石を領す、慶長二年再朝鮮を伐つ時兵船司となり、明の援兵と戦て首四百六十七級を得、同九年水營浦に於て討死す、千原親家康に從ひ、慶長六年豐後國日高郡以下三郡に移封、森城に治す、元和二年氏を久留島と改む、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し子爵を授かる(藩翰譜、系圖、徳川加除封録、華族譜)

クリゲ—クリヤ

クリヤ—クルマ

なり、繰矢古書に沙汰なし云々と見えたり、

クルマ

代の非人頭、初め車野丹波、關ヶ原の役石田に黨したる故を以て繰矢、其子善七郎、父の讎を報ぜんとし、江戸幕府の應男となり、徳川家康を窺ふ、と久し、未だ志を得ずして捕はる、然れど、其孝心を賞し、之を助く、善七郎感激し、我は人界を辭し、乞兒病者の群に入りて年を送らんと乞ひ、遂に非人頭となる、子孫相襲きて明治維新に至る(ヒコシ)參看(非人由緒書)

クルマゾヒ

車副 牛車の左右に供奉せる會人を云ふ、其服装は車の種類に依て變ず、糸毛車鹿車の時は冠、袴、襦袢、袴、腰巾着を用ひ、如木の時は平履、白紙、下袴、亂緒を用ひ、常の時は烏帽子(コウヘイ)白紙、蓑衣を用ひ、人の数は乗人の資格によりて差異あり(物具裝束抄)西宮記に太上天皇八人、親王六人、攝政關白六人、太政大臣六人、大臣四人、納言二人、參議(散)二位散三位、王同格一人云々と見えたり、

クルマナガモチ

車長持 車を附し地を牽きゆくべく造りたる長持、古くよりありしことなれども元祿頃廢れしが如し、一説に、明暦大火の時不便にて夥しく燒たると云へども、天和元年十一月の町觸に、火事出來の節兩國橋、かり橋、長持并に車長持通し候へば、往還の妨に成候間通し申間敷候云々とあれば、此當時未だ使用せる者少なからざりしならん、然るにかゝる令の發布を見る且つ又人々も其不便を感じ之を厭ふに至り、何日となく廢れしものならんか(麗の花、嬉遊笑覽)

クルマノコホリ

群馬郡 所在 上野國 起 光仁紀實龜八年八月の條に始めて見えたり、沿革 延喜式又群馬に作る、以後變りなし、和名抄に長野(ナカ)井出(キヤ)小野(チノ)八木(ヤギ)上野(カマサト)時切(アギリ)島名(シマナ)群馬(クルマ)桃井(モ、ノキ)有馬(アリマ)利別(トカリ)藤家(フジヤ)衣等の郷あり、分て東西二郡となし後之を廢す、郡名考「クルマ」と稱し、地誌提要「クルマ」とクルマ(兩)機に訓す、明治十三年五月又分て東群馬、西群馬の兩郡とせり、同二十九年三月東群馬を廢し南勢多と合せて勢多の一郡を設け、又西群馬の一區域(他の一區域は吾妻郡に編入)と片岡郡とを合せて群馬郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

クルマモノ

車紋 紋所の名、車の輪の形したる紋を云ふ、知久氏之用ふ、家傳に、祐起室町將軍の君達之義より、錦の母衣并に旗を賜はる書狀これあり、彼旗の紋車輪、これによりて家の紋とする由、諸家系圖傳に見えたり、佐藤氏片輪車の紋を用ふ、後世上野館林の秋元氏、越後高田の榊原氏等之用ふ、又出羽矢島の生駒氏は割車紋(車輪を半分に割りたるもの)を用ふ(寛永諸家系圖傳、武鑑)

クルマヤカタ

車屋形 牛車の名所、車蓋即ち、車の屋根を云ふ、延喜内匠式、牛車一具屋形(八尺、高三尺四寸、横三尺二寸)、同彈正式曰、市人不復得、以白綾夾額等爲車屋形裏云々と見えたり、牛車(ギツシヤ)を見よ(西宮記)

クルマヤク

車役 江戸時代、車の課税、大日本租稅志に、車の類一ならず、而して當時營業の用に供ふる者は、大八、大七、大六等の數種に過ぎず、之に税を賦するは元祿に於り江戸市中に限れるなりと、元祿十三年八月、市中の大八車は三傳馬町の名主をして極印を爲し、所有の者より其料として一輛に一箇月銀一匁を三傳馬町中へ出さしむべしと令せり、と見えたり、

クルマヤドリ

車舎(車宿) 中古貴族の邸

クルマ

クルマゼンシチ

車善七 名 觀善七郎

源 義仲を車野丹波守、佐竹義宣の臣、事關江戶時

クルマ

名目)

クルマサキ

車裂 戰國時代に行はれたる刑名、罪人の左右の足を二輛の車に縛付けて引き裂く罪をいふ(摩訶薩婆經)

クルマシヤクキン

車借金 江戸時代數人交名の證書にて起債し、毎月輪番に償還するものなりと云ふ、雇人の證人に、相受金輪受といふあり、車借金も蓋しこれに類するものなるべし(舊幕府法令目)

クルマサウシ

車草子 草子的一種、今云ふ手習雙紙なり、一に角紙とも稱す、其綴様は調度口傳に、一折の事は子細無是、車雙紙と云て表紙を包み様にしたるもあり、又小口付とて粘にて付たるもあり、外題は中に張るべしと見ゆ(右筆用心抄、好古日録)

クルマガカリ

車懸 兵法にいふ詞、先手、二番手、三番手と代る代る續きて攻めかゝることをいふ、籠城義經一の谷軍はこの車懸なりと云ふ(古今兵革異論、倭訓栞)

クルマカタノニシキ

車形錦 黒地に黄糸もて車の文を織り出したる錦を云ふ、又黄地に黒糸もて車を織出したるもあり、小車の錦に同じ、書紀孝德天皇三年十二月の條に、黒冠有大小二階、其大黒冠以車形、裁、其小黒冠以菱形、錦、裁冠之縁云々、尙ほ夫木集雜部に「小車の錦のひものときん時君も忘れよ我もたのまじ」又續古今七に「小車の錦たむくる神路山又めぐり逢ふ年も來にけり」など見えたり、

クルマガタノニシキ

車形錦 黒地に黄糸もて車の文を織り出したる錦を云ふ、又黄地に黒糸もて車を織出したるもあり、小車の錦に同じ、書紀孝德天皇三年十二月の條に、黒冠有大小二階、其大黒冠以車形、裁、其小黒冠以菱形、錦、裁冠之縁云々、尙ほ夫木集雜部に「小車の錦のひものときん時君も忘れよ我もたのまじ」又續古今七に「小車の錦たむくる神路山又めぐり逢ふ年も來にけり」など見えたり、

クルマガタノニシキ

車形錦 黒地に黄糸もて車の文を織り出したる錦を云ふ、又黄地に黒糸もて車を織出したるもあり、小車の錦に同じ、書紀孝德天皇三年十二月の條に、黒冠有大小二階、其大黒冠以車形、裁、其小黒冠以菱形、錦、裁冠之縁云々、尙ほ夫木集雜部に「小車の錦のひものときん時君も忘れよ我もたのまじ」又續古今七に「小車の錦たむくる神路山又めぐり逢ふ年も來にけり」など見えたり、

クルマガタノニシキ

車形錦 黒地に黄糸もて車の文を織り出したる錦を云ふ、又黄地に黒糸もて車を織出したるもあり、小車の錦に同じ、書紀孝德天皇三年十二月の條に、黒冠有大小二階、其大黒冠以車形、裁、其小黒冠以菱形、錦、裁冠之縁云々、尙ほ夫木集雜部に「小車の錦のひものときん時君も忘れよ我もたのまじ」又續古今七に「小車の錦たむくる神路山又めぐり逢ふ年も來にけり」など見えたり、

クルマー—クルメ

宅門内に、輿車を納れ置く爲めに設けたる建物をいふ、中門の外に在り、車にて来る客人あれば、牛をばづして、車を引き入れ置く所なり、又自らの車をも、常にひきいれ置く所なりと云ふ、海人蓬芥に、大臣家には車宿あり、丸柱なるべし、親王家同じ、名家以下月宿客の亭の車宿は四方なるべし」と見ゆ(家屋雜考、倭訓栞)

クルマヨセ

車寄 殿舎に牛車を蓋して昇降するもの、爲めに甬の屋根を張出だして、其下を敷石にて疊みたる所を云ふ、今云ふ支那の敷石の無きもの、類なり、高貴の人の車をよせらるゝ爲めに、設け置くものとす、上古は天皇の外會てあらざりしが、中古は公卿等の家にも設け、尋で武家も之に倣へり(家屋雜考、倭訓栞)

クルマリシヤウ

車龍膽 紋所の名、りんどうの葉五枚に花五箇を其間に挟みて、車輪の状に作りたるものを云ふ、久我氏及び筑後久留米の有馬氏、下野吹山の有馬氏等之を用ふ(華族譜家傳、諸家紋鑑)



クルミイロ

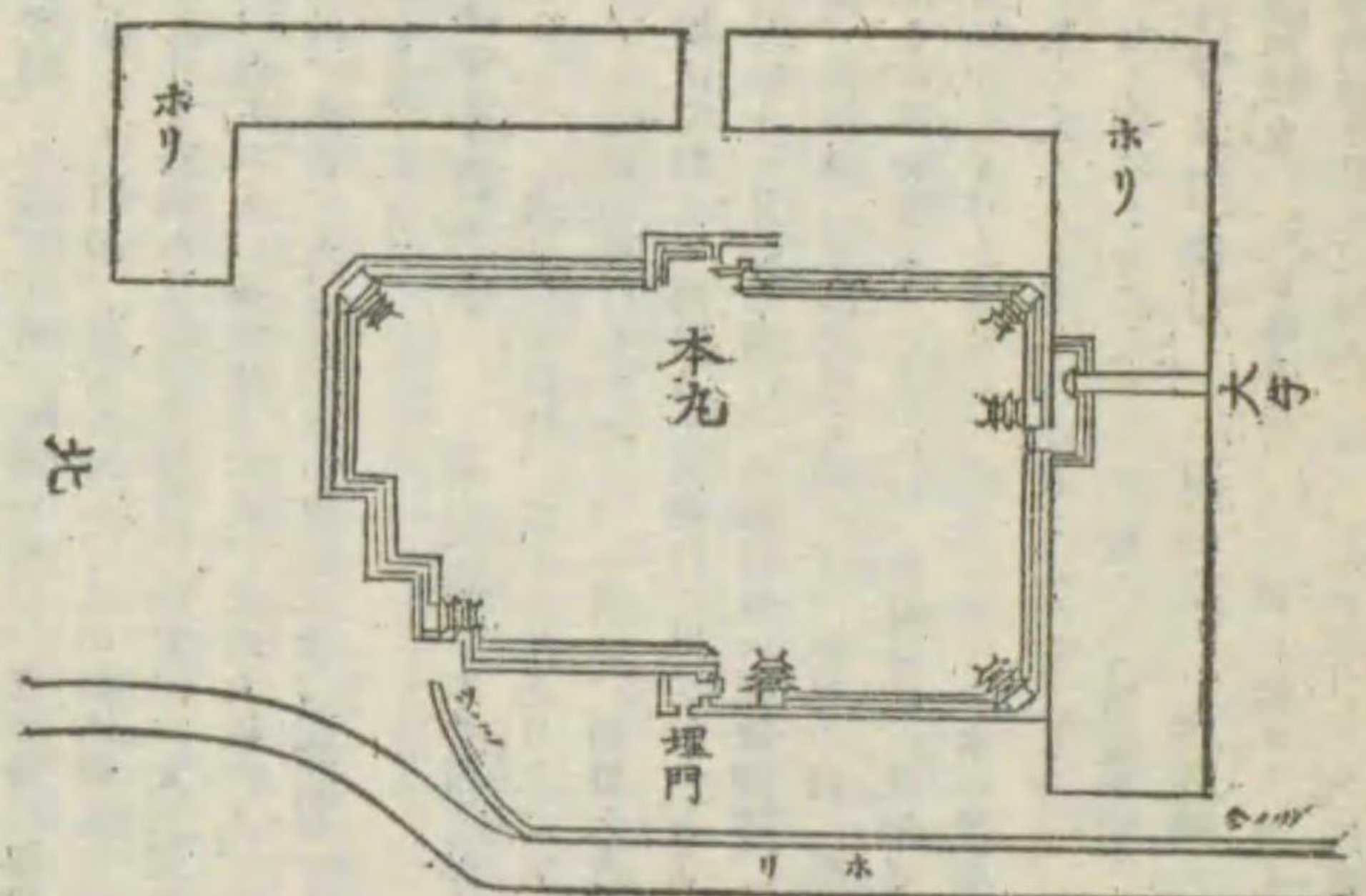
胡桃色 麤の色目の名、表は香色にて、裏の青なるものをいふ(四季色目)○胡桃染といへば胡桃の核の色なるべしと貞丈はいへり、

クルメシヤウ

久留米城 所在筑後國御井郡久留米の北、筑後河野郡原田正十五年、毛利秀包創めて之を築きて居る、慶長五年關ヶ原の亂、秀包西軍に應ず、黒田氏來り論して當城を收む、徳川氏、秀包の封を除き、田中吉政を三十二萬石に封じて治せしむ、元和六年其子忠政死して嗣絶ゆ、有馬豊氏二十一萬石を以て之に代り來る、子孫相繼ぎて明治維新に至る(筑後地誌、主關合誌、徳川相繼)

クルモ—クルリ

封録、久留米小志)



クルモトノコホリ

栗本郡 所在近江國 起原 始めて雄略紀十一年夏五月の條に見えたり 沿革 延喜式栗本に作り、クリモトと唱ふ、和名抄に、物部(モノベ)治田(ハタ)木川(キノカハ)勢多(セタ)梨原(ナシハラ)等の郷あり、古國又栗本に作り、寛知集栗本に復せしを元藤原に至りて栗本となし、爾來栗本に従ふ、郡名考、クリモトと稱し以後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考) 久留米城 所在上總國君津郡久留米町 起原 國郡沿革の年代詳かならず、文安中守護代武田氏之を築きて居るといふ、後ち里見

クルリ—クルワ

實業更に築き移り住す、永正中稻村に移り甥義豐居住し、天正の初め北條氏に屬し、大須賀康高之に居る、十八年徳川氏の領するや、松平忠政之を治す、慶長五年番城と爲り、七年土屋忠直封せられて子孫相繼ぎしも、頼重の時に至りて廢城となる、延寶八年酒井忠舉加封せられてより代々之を領す、寛保二年黒田直統代つて封せられ、再び其城を修築して以來、子孫相繼ぎて明治維新に至る(上總國誌)

クルリヤ

鋤矢 水鳥を射る矢、木にて「ジン」の形の如く作り、軽く水に浮く様にし、其先に小き雁股をすけたる矢を云ふ、クルリの様は目目の如く、内をうづばにくりて軽くなる様に



クルワ

曲輪(郭) 城の周圍に繞らし築ける境界の土石をいふ、凡そ城に丸といひ、曲輪といふは近世のことにて、古書に所見なし、續紀實錄五年七月の條に、陸奥國言、海道蝦夷忽發、徒衆、築橋、道、既經往來、陸奥、桃生城、敗其四郭、云々と見えたり、字鏡集に、壘、ホリキ、ツヒヤ云々とあり、且つ庭訓下學節用等の書にも載せざれば、クルワとは訓まざりしなり、戰國時代、城を丸く廻りたる形に築きたるより、丸といひ曲輪といふ名稱出でしものなるべし、甲陽軍鑑越後軍記などに、多く曲輪の文字見えたり、又二曲輪、三曲輪、内曲輪、外曲輪、外張曲輪、横曲輪、腰曲輪、帶曲輪、旗曲輪、出曲輪、捨曲輪、水曲輪、前曲輪、町曲輪等の名稱あり、孰もその構造の形状及び位置に依て名づく(武家名目抄、古今城制考)

クレガク

吳樂 雅樂の一、英國より傳はりたる樂なるを以て、此名あり、伎樂とも書き、「ゴガク」ともいふ(起原)推古天皇二十年百濟人味摩之歸化す、吳に學びて伎樂舞に通ず、朝廷地を櫻井に賜ひ、少年を集め習はしむ、眞野首弟子、新漢文の二人、就て之を習ひ、其舞を傳ふ、是れ史に見えたる始めなるべし、其後天武天皇朱鳥元年三月、新羅の客を饗せんが爲め、川原寺の伎樂を筑紫に運ぶことあり、令制定の時、雅樂寮に伎樂師一人ありて伎樂生を教ゆることを掌る、延喜雅樂式に、四月八日、七月十五日齋會に、伎樂人を東西二寺に分ち奉て、會の三日前大和國城下郡杜屋村の樂月につきて其人を選り充つること見えたり、爾後南部の狛氏に此業傳はりたれども、現今之を用ひず(歌曲に關于舞、吳公、迦樓羅、波羅門、眞宿、力士、大孤、醉胡、武德樂等あり、雅樂(かかく)參看(樂家錄、歌舞品目、歌舞音樂略史、芝草盛氏說)

クレタケノダイ

吳竹臺 大内理仁壽殿四向の右方に、吳竹を植みたる處をいふ、是れ鳥を宿せしめ夜の明るを待つがため、朝政の設なりといへり(大内理仁壽殿、倭訓栞)

クレナ井

紅 染色の名、赤き色なり、裝束色類は、紅、中紅、退紅の三色を通稱しての名なりといへり、袍、袴、直垂、下裳、袴、單衣、大袴、袴、大口、袴、袴、袴等をば此色にて染め、袍は、五位以上着用(衣服令に見ゆ、然れども、延喜十八年以後は深紅を禁ず)袴衣は、室町時代足利義政大納言の時に着用せしことあり、直衣は、近衛家着用し、下裳は、晴の時に宿老の人用ひ、袍は、天皇四季通じて着用、單は、成長の人常用し、大袴は、赤と同一物にして、正月最勝講の時講師着用、衣は、天皇及び中宮の着用、

クレナ井ニホヒ

紅句 麤の色目の名、女官飾抄には、表紅にて、裏の薄紅なるものといひ、雅樂裝束抄には、女房の衣は、上は紅にて、下は薄紅にほはしてかさねといへり、四時共に祝賀の時に着用す、句とは、今云ふはかしなり、何の句いと云ふも凡て上の方を濃くして次第に薄くばかすを云ふ、服色にては、上の方を濃き紅とし、下の方を次第に薄くして重なるを云ふ、崩黃の袴衣着る時に用ふるをいふ、

クレナ井ノウスヤウ

紅薄様 麤の色目の名、表紅にて裏白なるものをいふ、四時共に祝賀の時に着用す(女官飾抄)

クレナ井ノサウツク

紅裝束 壯年以後の常の束帯の色目、表袴の裏及び大口赤く、袖、單紅なるに依てかく名づくるか、後稱念院裝束抄に、中臂、下裳、流裝束時無相違、紅打袴、萌木相二(若ハ一ツ或薄色)紅單衣、表袴裏赤、赤大口、袖薄云々と見えたり(裝束色類)

クレナ井ノハカマ

紅袴 女官の服、晴裝の別なく着用する紅色の袴を云ふ、俗に袴の袴とも云ふ、此の袴をコハク振りたるを紅袴と云ふ、女官飾抄に袴は紅のほり袴、祝の時は濃きほり袴、冬夏同じ、襲の時、生の紅の袴、冬は御衣入領、或は六領、あるは五領以下、此上に袴をきるなり、夏はひとへかきの上の袴を着す、近代は小袖を着用す云々と見えたり(女官裝束圖式、安齋隨筆)

クレノツツミ

細腰鼓(腰鼓) 樂器の一種、もと英國の樂器なり、一鼓、二鼓、三鼓の三あり、只其節に應じて其名を附するのみ、一鼓は古樂の鼓にて胡國の樂器、胡國の天子神社に參詣の時、俗人此曲を奏して一曲を打ち天下の和平を諷すといふ、我邦大嘗の時、左右に一鼓を懸け此鼓を用ふ、二鼓は一鼓より小にして舞人の姿も、舞行法も一鼓の如し、一鼓の次に列立して打つ、一鼓一曲打ち終りて其次此鼓一曲を打つなり、興福寺常樂會に之を用ふ、三鼓は和名、クレノツツミ、俗に「サンノツツミ」と稱し、樂樂の鼓なり、此鼓は右樂の拍子の鼓となす、手にて之を打つ(今に袍にて打なり)和名抄に、腰鼓、唐令云、高麗伎一部、横笛、腰鼓各一(腰鼓俗云三乃豆々美)と見えたり、然れども、強なる事は樂家錄に、風按新唐書禮樂志曰、革有鼓、第二鼓、第三鼓、腰鼓、大鼓、然和名類聚抄に腰鼓、爲三鼓、源順傳古、定有鼓也、今不能考其說也」と云ひ、美注

クレノ—クロイ

に亦辨せられたり。一鼓は、面徑八寸、胴長さ一尺二寸、口徑五寸三分、朱漆にて花卓を繪がき、紅絲繩を以て革を約む、木桴の長さ一尺許、黒漆なり、三鼓は、徑一尺四寸、胴の長さ一尺五寸、口徑七寸二分、黄絲繩を以て革を約む、桴は白木にて、餘は一鼓に同じ、文獻通考に、腰鼓之制、大者瓦、小者木、皆廣首織服、と見えたり、雅樂(カカク)の挿圖、及び鼓(ツマミ)の條參看すべし(教訓抄、禮源抄、歌舞品目、禮樂志)

クレノツツミノシ

腰鼓師 雅樂寮の役人、腰鼓生を教授す、カクレヲ見よ、

クレハトリ

吳織 吳國より來りし織工、及び其法によりて織り出せる布帛を云ふ、クレハトリの約言、本居宣長は、漢織に同じと云へり、書紀に、應神天皇の三十七年春二月、阿知使主をして織工女を求めしむ、吳王吳織穴織等の四女を貢す、四十一年二月、阿知使主等婦女を率ゐる攝津武庫港に着す、時女の後、吳の衣縫紋屋衣縫なり、漢織(アヤハトリ)參看(書紀、書紀集解、古事記傳)

クローアシゲ

黒葦毛(烏嚙) 馬の毛色の名、葦毛に黒みあるを云ふ、明月記吾妻鏡安土日記等に、黒葦毛馬と見えたり、韻會小補曰、鶴、補抱切、爾雅曰、騶白雜毛、郭璞云、今烏嚙、疏云、毛色黒白而復有雜毛相錯者、名曰烏嚙、アシゲ、ウマ、參看、

クローイトラドシ

黒絲威 黒絲にて威したる籠を云ふ、保元物語白河殿攻落の條に、大將は赤地の錦の直垂に黒系威の籠に、紫打たる籠を着云々と見え、此他平治、平家物語、源平盛衰記、吾妻鏡等にも散見す、又是を黒絲籠とも云ふ、太平記山門攻條に、杉本の山神大夫定記と云ける悪僧、黒絲の籠に籠

クローカハノコホリ

黒川郡 所在陸前國 聖德太子十四年正月に見えたり、蓋し建國の初之を置きしものなるべし、沿邊 日本後紀黒河に作り、延喜式黒川に作る、和名抄に、新田(ニフタ)白川(シラカハ)縣家等の郷あり、爾後遷遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

クローカハラゲ

黒河原毛(沙駱) 馬の毛色の名、河原毛の黒みあるを云ふ、太平記京軍條に、緋糸の籠に紫の母衣懸て黒毛なる馬に厚懸懸て乗たる武者云々と見えたり、

クローキ

黒酒 神前に供する酒の名、常山の根を黒焼にして酒にまぜたる物なり、中古黒胡麻の粉を用ひられしこともありしが、本義にあらず、大嘗會或は新嘗會の時、白酒と此品と二つを神酒に奉る、延喜造酒式に、新嘗會、白酒二酒料云々、又云、造酒者米一石、以二斗八升六合、爲麴、七斗一升四合爲飯、合水五斗、各等分爲三、麴得酒一斗七升八合五勺、然後以久佐木灰三升、和合一壺口、方稱黒貴、其一壺不和、是稱白貴、と見えたり、其製造法を知るべし(延喜式、貞丈雜記)

クローキノゴシヨ

黒木御所 黒木屋(タロギノヤ)を見よ、

クローキノヤ

黒木屋 丸木即ち皮を削らぬ木材にて作りし屋を云ふ、黒木とは皮を削らぬ木を云ふなり、仁徳天皇の宮殿を黒木御所と稱せらる、飾らす黒木のまゝにて作れる故にしか云ふならん、又萬葉集に、はたすき尾花遊遊黒木もて、造れる家

クローカ—クローキ

クローエ—クローカ

頭の甲の緒を縮め云々と見えたり、又籠の總體を黒絲にて威し、袖草摺を上の方を黒絲に威し、下二段を濃紅にして端を匂かせたるを黒系威帯紅端匂籠と云ふ、長門本平家物語水島合戦條に、船軍はやうあるものなれとて、唐巻染の小袖に精好の大口に、黒絲威の籠のすそ紅に端匂はしたるを着て云々と見えたり、ナドシ參看、

クローエヌリ

黒江塗 名義 紀伊國名草郡 黒江村に於て製する漆器をいふ、聖德太子天智年間漆工某(按するに、天正十三年同國根來寺廢滅し、僧徒等四方に解散せし中に、漆髹に巧なるものこの地に來て起業せしならん)といふ者、始めて漆地桶を製し、續て折敷及び日用の家什を造り販賣す、其土人も亦これに倣ひてこれを造る、歲月を経て漸く盛なり、天保十年紀伊國主徳川齊順、其臣仁井田好古等をして黒江村戸口の概略を檢せしめしに、戸數千三百餘、人口四千五百餘なり、其他諸國より來りて賃備するもの二千餘人なりと云ふ、寛永年間この地の戸口を檢せしに甚だ鮮少なりしに、漆工の業起りてより以來、歲月に増殖して、人口殆ど七千の多きに至り、安政五年徳川家定、海外各國に通商を許す、爾來黒江の漆工等従來製出する所の器物の外に、時に適する漆器の漆器を製す、其業益盛なり(工藝志料)

クローカゲ

黒鹿毛(烏嚙) 馬の毛色の名、鹿毛の黒みあるものを云ふ、篇海類編に、馬の赤く黒き毛をいふと見えたり、源平盛衰記波山戰條に、三河守知度は赤地の錦の直垂に、紫すその背に黒鹿毛なる馬に乗て、西の山の麓を北に向て、五十騎を相具して云々、吾妻鏡、文治元年正月一日乙酉卯、武衛(御水干)御參進宮、被奉神馬二疋(黒鹿毛)云々と見えたり、カカゲ、ウマ、參看、

クローケゼニ

九六錢 名義 明治維新前、錢を通用するとき、九十六文を以て百文とすること、奥羽等三數國を除き一般の定となせしが、其を九六錢といふ、また省錢、省百ともいふ、聖德太子武式目追加永正五年の條に、百文の三分一を三十二文とせることあれば、既に當時九十六文を百文とせしことありしなるべし、然れども、其由來に就き數説ありて定まらず(一)上杉憲政の家士等後關して代官を勤むるもの永樂錢を、百姓より長百文にとり取め、其内三文を省き九十七文を百文にして藏に納めしに始まるといひ(二)和事始には、省百文は上杉の老臣長尾意玄に始るといひ(ゆたかなる世には盈虧あること、長久の政なれば、代物を九十六文にして四文づゝかけみち然るべし、其上三十二文づゝ三分に分け、又三十二文を四に分れば八文になる也、かくては錢の使用もよとして、九十六文を百文とし、九百六十文を一貫文と定めたり、と見えたり(三)奥州會津四家合考に、白河は奥州の大關なれば、往還の旅商より役錢をとる、百文を四文省き九十六文を以て百文の數に用ゐる、中頃永樂錢の異朝より渡り帝都へ獻上する時、門司赤間の關にて百文の内四錢を役錢に押取り、九十六文を以て帝都の百文に用ひたる例にて、斯の如し)と見え(四)田園類説に、九十六文を以て百文とすることを始めしは、鎌倉上杉の家臣領分へ他國の商人入込みて、領分の錢を他國へ持行とて百文の所へ四文づゝ省いて渡せしより始りたりとあり、又或書に、甲州信玄の家臣不算の人の爲めに始めしなどいへど、元は世俗にいふ、仕か

クローケ

クローカ

黒糟毛 馬の毛色の名、糟毛の黒みあるを云ふ、小右記長和二年九月二十七日の條に、黒糟毛と見え、源平盛衰記高綱渡宇治川條に、油馬の太く速に金覆輪の鞍置て乗りたりけるが云々、吾妻鏡建保元年九月十二日條にも見えたり、カカゲ、ウマ、參看、

クローガネモン

鐵門 江戸時代門扉へ鐵の筋鐵を渡し、角鐵具などして造りたるものないふ(家屋雜考)

クローカハ

黒川 所在 越後國蒲原郡黒川村 聖德太子鎌倉時代、和田義盛の六男義信の子豊前守義治、黒川郷の地頭に補せられ、此地に住す、子孫黒川と稱す、爾後相繼ぎて郷士たり、降りて江戸幕府享保八年柳澤吉保の二男時經、甲斐より轉じ、一萬石を領す、此に陣屋を置き治す、子孫相繼ぎて明治に至る(越後國略風土記、北越軍記、武鑑)

クローカハヲドシ

黒革威 黒革にて威したる籠を云ふ、保元物語白河殿攻落條に、黒革威の籠に角打たる兜を着云々と見え、其他平家物語、吾妻鏡、承久記、室町殿日記等にも見ゆ、又黒革籠とも云ふ、梅松論に、慶庭が子黒皮の籠を着て云々、太平記山門攻條に、長八尺許なる男一荒々たるが鏢の上、黒皮の籠を着云々、胴丸、腹巻、具足にもあり、

クローカハジャウ

黒川城 若松城(ツカマツジャウ)を見よ、

クローカハノクツ

烏皮鳥 雀の一種、和名抄に烏皮鳥、胡雁也と見え、箋注に、釋名復其下、曰烏、烏、腊也、行禮久立、地或泥溼、故復其下、使乾腊也云々と見え、表皮を赤く朱塗となし、裏に赤地の錦を張り重ねたる履にて、結構は赤の組絲なり、

クロークハモノ

黒鐵者 江戸幕府の職名、將軍の遊獵に駆使し、平常は諸國邊に使役せらる、こととを務む、其數四百七十人あり、其を支配する者、黒鐵頭といふ、三人あり、高百俵を食む、御諸席にて、御座所前廊下に詰め、目附の所管たり、武田上杉の頃よりありしと見え、見聞雜錄に、武田上杉の弓矢は古今無類と□□する事、軍果て猶以て揚焉は、雙方より郡村奉行夫あり、これを支配する小人頭、道造のクロー鉄の頭組を引連云々と見え、御陣中御供の大工七十人を以て不限、晝夜、御普請、此人足には黒鐵の本組千人、道造の新組五百人云々とあり(明良帶錄、武家名目抄、官制沿革略史)

クロークリゲ

黒栗毛(紫駱) 馬の毛色の名、栗毛に黒みあるものを云ふ、和名抄に、紫駱、黒栗毛也とあり、箋注に、紫駱は赤栗毛、烏駱は黒栗毛と訓むべしといへり、平家物語宇治川先陣條に、佐佐木四郎の給はれたりける御馬は、黒栗毛なる馬の極めて太くたくましが云々、吾妻鏡文治五年五月十九日鶴岡塔供養の條に、源藏人大夫進一疋(黒栗毛)云々、竹崎五郎繪詞に、黒栗毛なるむまに、こともしのくらなきて云々と見えたり、クローケ參看、

クローケルマ

黒車 黒莖車(クロムシロノク)

クローケ

クローカ—クローキ

クローケ

クローケ

クログゲ—クロセ

ルマ)を見よ、

クログゲ 黒毛(驪) 馬の毛色の名、純黒なるを云ふ、又「スミノクログ」といふ、和名抄に、驪馬、毛詩注云、驪(音離、漢語抄云、驪馬、黒毛馬也、純黒馬也)とあり、續紀天平實字七年五月奉幣して丹生河上社に黒毛馬を獻じ、寶龜二年六月同く黒毛馬を同社に獻す、保元物語義朝出陣の條に、くる馬のふとくたくまききに、いかげ地のきんふくりんのくらをひて云々、平家物語富士川條に、副將軍薩摩守忠度は、着地錦の直垂に、黒糸威の鎧着て、黒馬の太くたくまききに、鑄懸地の鞍を置て乗給へり」と見え、此外吾妻鏡、源平盛衰記、著聞集、義貞記等にも多く見えたり、ウマ)を參看、

クロサウツク

黒装束 凶服の一、凶服の様に同じ、素服勅物に、是は心喪の由なり、(國大層)商賈の凶服に於ては、五旬以後、宣下にて除くと雖も、御一同中絶志の舊臣、尙黒染を着て、是心喪通用の義の由など記せり、又(心記)素服は宣下によりて素服を除けども、一周の間舊院に參の時、黒装束を着くるの由記せり、之を舊院の御服など稱し、又は服衣など申候、是も公卿は直衣、非參議は黒の布衣、殿上人も黒の布衣など、注し申し候、と見えたり、

クロジヨ井

黒書院 江戸城居間の名、江戸城表の西隅に在り、北は大奥に接す、上段下段の二間あり、また黒木書院ともいふ、

クロスミケウ

黒住教 神道(シンダウ)を以て、

クロスミシタウ

黒住神道 神道(シンダウ)を以て、

クロセドノ

黒瀬殿 西園寺實光をいふ、伊

クログタ

豫松葉の黒瀬城に住せしを以て名づく、

クログタウチ

黒田氏(筑前福岡) 姓は宇多源氏、佐々木源三秀義の五代京極佐渡守滿信二男四郎左衛門尉宗清、近江國伊香郡黒田邑に住す、因て氏となす、六世黒田右近大夫高政、近江の守護佐々木大膳大夫高頼及び其子近江守氏綱に屬す、永正八年山城舟岡山の戦に當り軍令を犯して、將軍足利義隆の怒を得たりしが、佐々木氏の保護によりてその禍を免る、是に於て備前國邑久郡の内を賜ひ福岡に移住す、其孫美濃守職隆初めて小寺氏を稱す、男小寺官兵衛孝高初め織田信長に屬し、後に羽柴秀吉に従ふ、天正十年明智光秀を討て功あり、十二年攝津大阪城を預り、十四年小寺氏を改め黒田氏に復す、十五年筑紫の陣に功あり、豊前國六郡を賜ふ、十六年五月勅解由次官に任す、其四男黒田松千代、後に吉兵衛長政と號す、十七年封を襲ぎ、同年六月從五位下に叙し、甲斐守に任じ、秀吉薨去の後徳川家康に仕へ大功あり、家康女婿とす、關ヶ原の役功あり、慶長五年十月筑前國を賜ひ、五十二萬三千石餘を領し、福岡城に住す、八年三月從四位下筑前守となる、十七年十二月嫡子萬徳に偏諱を賜はり忠之と改む、爾後子孫偏諱を賜はるを恒式となす、十八年正月家康松平を賜はり叙爵せられ、右衛門佐と稱す、子孫相襲きて明治に至り侯爵を授けらる(系圖、藩翰傳、徳川加除封録、華族譜)

クログタウチ

黒田氏(筑前秋月) 黒田筑前守長政三男黒田大元和九年十月父の遺領筑前國夜

クログタ

須下座嘉麻三郎の内にて五萬石を分知す、初め孝政と名づけ、後長興と云ふ、寛永三年八月從五位下に叙し甲斐守に任す、秋月を本居とす、子孫世々相繼ぎ、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系圖、華族譜)

○長興—長重—長軌—長貞—長邦—長憲—長堅—長舒—長詔—長元—長義—長徳—長政

クログタウチ

黒田氏(上總久留里) 武藏七黨、丹治の族頭加治刑部左衛門季仲より出づ、季仲の男勅解由左衛門家勝、武藏高麗郡中山に住し、中山を家號とす、其子家範北條氏輝に仕ふ、其子照守北條氏亡びしを以て徳川家康に仕ふ、其子直治關ヶ原の功を以て慶長七年二月百石を賜はる、元和元年七年大阪の役の功を以て目付に補せられ、六百石加賜、十年四月七日給奉行に補せられ貳千石加賜、寛永十一年正月邑百石田四百石併せて五百石を次子帶刀直道に分封す、元祿十三年十二月朔日豐前守直邦七千石加賜、館林右馬頭の傳相に補せらる、十六年正月五千石を常陸國に加賜せられ下館城を治む、寶永四年正月五千石加賜、享保十七年三月朔日五千石加賜、上野國に移封沼田城を治む、七月老中職たるの累勲を以て五千石加賜、前封を併せて三萬石、直邦黒田直相の女婿なるを以て姓を冒して始めて黒田と稱す、寛保二年七月大和守直純封を上總國久留里に移され、城を築きて之を治む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列して子爵を授けらる(系圖、徳川加除封録、華族譜)

クログタウチ

○丹治家勝—家範—照守—直定—直治

クログタ

直邦—直純—直享—直英—直温—直方—直候—直静—直和—直養—直志
クログタヨス井 黒田如水 黒田孝高(クログタヨシカ)を見よ、
クログタナ 黒棚 厨子の類をいふ、クリヤダナの轉せしなるべし、室町時代以後諸家の婚禮に用ふるものなり(倭訓栞)○嫁入記に、くらだなとは、ちがへだなのことなり、以上三重なり、上下は板をひきわたしにあるべし、中は高く低くちがへてこしらへ候ふ、何にてもてぐさの物をおく也と見えたり、
クログタナガマサ 黒田長政 幼字松壽丸、後ち吉兵衛と稱す、法名興運院古心道、
孝高の子 二十歳の時、質として京師に往く、織田信長、豊臣秀吉をして監護せしめ、之を近江長濱に置く、天正五年十三歳にして三木の役に從ひ、始めて首級を得たり、十二年父に從ひて中村一氏を岸和田城に接ひ、雜賀根來の兵と戦つて首を獲る事二級、十五年筑紫の役に當り、財部、日隈、切山、觀音寺の諸戦皆與からざるはなく、更にまた賀來、福島、犬山等の城を拔く、秀吉馬を贈りて之を賞す、十七年父の封を承け、豊前中津城を領し、六月從五位下甲斐守に叙任す、文祿元年征韓の役起るに及び、小西行長、加藤清正等と共に先發して海を航し、金海昌原を破り、王城平安に戦ひ、白川の城を守る、前後凡そ七年の間各地に轉戦して頗る功あり、既にして秀吉薨じたるを以て、諸將と共に兵を收めて歸りしが、小西行長、寺澤廣高等と軍功を争ひて訴訟を起し、軍監等罪に服す、慶長四年豊臣家の奉行等私に徳川家康を圍り、伏見大阪の附近騷擾を極む、長政父と共に款を家康に通じ、且つ列侯を諭して之が備を爲



(押花政長)

す、家康其志を嘉みし、保科正直の女を養ひて長政に配す、翌年東西難を構へて兵起るに及び、また東軍に與みして海道より西上し、道すがら諸城を拔き、遂に關ヶ原の戦に會し、大に三成等を破る、功により筑前國五十二萬石を賜ひ、福岡城に治す、八年從四位下に叙し、筑前守と改む、大阪冬陣の時長政關東に在りて軍に從はず、夏陣に當りては、徳川秀忠に從ひて師に陪し亦功あり、元和九年八月卒す、年五十六、長政幼にして雄偉常ならず、少壯の時好で馬を馳せ競を試み射を習ひ銃を放ち、皆その術に達す、常に士を撫し民を惠み、諫を納る、問あれば友と會し花卉を愛す、曾て林道春に請うて諸經中より資治すべき者を抄寫し坐右に置く、長政また勇を好み毎に後藤正次と功を争ふ(野史)

クログタニダウ

黒谷堂 金戒光明寺(キンカイクワツミヤウ)を見よ、

クログタノイホトノミヤ

黒田廬戸宮 孝靈天皇の皇居、大和國城下郡宮古黒田二村の間今に都社と稱す、
天皇の元年十二月、都を此地に遷つ、孝元天皇の四年に至り、其間七十九年(首府沿革論)

クログタヨシタカ

黒田孝高 幼字萬吉、後ち官兵衛と稱す、名は祐隆、後ち孝隆、孝高と改め、致仕入道して如水と號す、法名龍光院圓清、父の時よりして一時小寺氏を曾せしが、後ち黒田氏に復す、
織田信長の子 播磨姫路の城主たり、もと赤松家の被官なりしが、織田の時織田信長に款を通じ、爾來其幕下に歸す、天正五年中國の役



(署自水如)

起るに及び、豊臣秀吉に從ひて佐用城を攻め、同十一月また竹中重治と共に備前國鞆岡城を攻め、翌六年毛利氏の軍上月城を圍む、其後卷として高倉山に屯す、此年荒木村重叛せしかば、孝高之を訪うて諫むる所ありしと雖も聽かず、却て孝高を捕ふ、既にして孝高間を得て脱し、村重亦尋で亡ぶ、八年秀吉三木城を陥るに當り之に住せんとする意あり、孝高説いて曰く、我住せる姫路城は當國第一の要衝にして、且つ海運の便あり、請ふ足下に呈せんと、秀吉大に喜びて姫路に從り、栗栗郡山崎城を以て孝高に與ふ、これより後ち深く秀吉の信任を蒙り、其腹臣たり、山陰山陽の諸戦をばじめとして、山崎、賤ヶ嶽、小牧、筑紫の役に至るまで、常に其帷幄に參與して畫策の功頗る多く、世人今張良と稱す、十五年七月豊前國六郡を賜ひて、十二萬石を領し、中津城に居る、十七年家を子長政に譲り、致仕入道して如水と號す、時に年四十四、蓋し秀吉心算かに其宏度を慮忌し、建て、巨藩と爲すを欲せず、孝高之を掃り、殃を取るを恐れて茲に及べざるなり、然れども秀吉深く其才を惜み、致仕の後も左右に付せしめて顧問に當つる事元の如くなりしといへり、十八年小田原征討の師起るや、孝高また之に從ひて軍議に與る、文祿征韓役に際しては、淺野長政と共に、命を奉じて海に航し、慶長再征の軍には、元帥小早川秀秋を佐けて再び渡海し、蔚山の急を救へる等其功尠ならず、慶長五年石田三成等徳川家康と難を構へて兵を起すに及び、孝高時に中津に在り、志を家康に通じ、長政をして軍に從はしめ、自ら西國に於て三成の與黨竹中重信、大友義統等を降し、類に諸城を

クログタ

クロツ—クロ

抜き、又加藤清正と謀を通じて島津氏に備へ、進んで宇土城を陥れる、既にして關ヶ原戦事、長政功により大封を受くるや、東上して捷を賀し、且つ家康に謁す、家康懇款する事備さし、且つ爵を進め、湯沐邑を上國におき大政を查詢せんとす、辭して受けず、即ち本國に歸りて静に老を養ひ、慶長九年三月卒す、年五十九(藩翰譜、野史)

クロツキゲ

黒月毛 月毛(ツギギ)を見よ、烏装横刀(黒装、黒作、黒造) 柄は絞皮にて黒くし、目貫は家の紋を焼付、鞘は黒漆、鍔金具、皆赤銅にて作りたるを云ふ、故に赤銅作太刀とも云ふ、又黒太刀とも云ふ(禮業考、貞丈雜記)御供故實に、黒作と申は、鍔も塗、柄は常の如く絞にて候、又鍔金具にても鞘も塗、柄は常の如く絞にて候、帯取は葛蒲草をたみ候て、仕候、糸にても皮にても巻申て候、是を黒太刀と云ふ也云々)と見ゆ、大寶令の制衛府の志以上之を帶せしむ、又神社にも收めしと見え、木工寮式に、供神料烏装太刀とあり、室町幕府の時、將軍出御の折、中間に黒太刀を持たしめ、又進物等にも用ひたり、

クロトクサ

黒木賊 襲の色目の名、雁衣抄には表背のくろばみたるにて、裏は白なりといひ、雜事抄には裏白にて、表黄色のくろばみたるなりといへり、

クロヌリノタチ

黒漆劔 諺聞の時用ふる劔をいふ、柄鞘の金物を各々黒く塗りたるものなり、飾抄に、黒漆、諺聞帶之、金具等、披替吉服劔具也、裝束無文紫、或草草云々、劔柄白佐女如常、重服同黒鞘、金物黒漆、白革裝束、柄黒佐女云々とあり、但し六位以下は平日黒漆劔を帶す、金物常の如し、諺聞の劔は全く別物なり、まがう可らず(飾抄、裝束圖式)

クロノハウ

黒袍 黒染の袍を云ふ、四位以上之を着す、も一位は深紫、四位は深緋の袍を着す、紫も緋も深く染むれば黒となる、一條天皇正暦の頃より延喜殿殿式の染式廢れ、深紫深緋をも本式に染めず、鐵葉に五倍子を交せて、似せ色を染初めしより、深紫も深緋も差別なく、一位四位の袍の色同じく黒染になりしなり、其後何時よりか四位も一位の袍を着るが如くなりしより、二位も三位も共に黒袍を服する事となり、續世繼(ら)の御子の巻にて、或る人申されけるは、つるの衣は王の四位の色にて、たの四位と王五位とは、くるあけなき、唯の五位あけの衣にて、うはしく有るべきを、今の人心をよすけて四位は王の衣になり、五位は四位の衣をきるなるべし、檢非違使上官などは猶あけをあらためざるべしとぞ、べりけるし見えたり(安齋隨筆)

クロフネ

黒船 馬の毛色の名、黒にて疵あるを云ふ、源平盛衰記東使戦木曾條に、黒駿馬に金伏輪の鞍置て乗たりける、吾妻鏡文治五年八月十日の條に、金剛別當子息下須房太郎秀方(年十三)殘留防戦、駕黒駿馬額白鬃、其氣色掲揚也と見え、此外梅松論等にも屢々見えたり、ウマ)參看、

クロフネ

黒船 伊達正宗の作りし船の名、江戸時代の三大船の一と稱せらる、詳かならず、船材は仙臺封内に伐り、幅五間半、長十八間、高十四間一尺五寸、帆柱松十六間三尺、帆帆柱松九間一尺五寸なりといへり、以其大さを察すべし(船)參看、慶長十八年伊達正宗江戸に在り、三月南蠻國へ船を渡さんと欲し、向井將監忠勝と議して船を造る、將監より幕府の工與十郎及び水手頭鹿之助、城之助を下し其事に與からしめて作らしむ、同九月支倉常

クロミドリノウマ

青驪馬 青毛(アチゲ)を見よ、

クロムシロノケルマ

黒莖車 車の一、公卿表中に用ふるもの、黒車ともいふ、莖とは、張莖とて兩降の時、車を覆ふ莖なり、其莖を疊にて黒く塗りたるものなり、又塗らざるも宜しとす、重服の時は、兩降らぬ時之を覆ふといふ、西宮記に、或記云、天祿四年十一月八日、女御實子於(東河)有(除服、其儀御(檳榔)車、其上張莖、純色麻並下(藤)鞆等、御蔽之後、取(張莖)懸(菅)簾等、即以歸御云々)と見えたり(小右記、裝束色葉)

クロンバウ

黒坊 印度、亞弗利加等の黒色人種をいふ語、倭訓栞に、蠻人に云ふは、カフリ國の産即(崑崙)奴也、朱或可談に、廣中富人多畜(鬼)奴云云、有二種近(海)者、水眼不(乾)、謂之(崑崙)奴、と見えたり、崑崙國の産、色至て黒しといへり、又昔書に李大后形長而色黒、宮人皆謂之(崑崙)と見えたり

クロノハウ

黒袍 黒染の袍を云ふ、四位以上之を着す、も一位は深紫、四位は深緋の袍を着す、紫も緋も深く染むれば黒となる、一條天皇正暦の頃より延喜殿殿式の染式廢れ、深紫深緋をも本式に染めず、鐵葉に五倍子を交せて、似せ色を染初めしより、深紫も深緋も差別なく、一位四位の袍の色同じく黒染になりしなり、其後何時よりか四位も一位の袍を着るが如くなりしより、二位も三位も共に黒袍を服する事となり、續世繼(ら)の御子の巻にて、或る人申されけるは、つるの衣は王の四位の色にて、たの四位と王五位とは、くるあけなき、唯の五位あけの衣にて、うはしく有るべきを、今の人心をよすけて四位は王の衣になり、五位は四位の衣をきるなるべし、檢非違使上官などは猶あけをあらためざるべしとぞ、べりけるし見えたり(安齋隨筆)

クロフネ

黒船 江戸時代歐式の船をいふ、船體多く黒く塗れるを以て名づく、太閤記に、南蠻國云々、好み侍るやうに黒船を修理しとらせよと仰せつけられしかばと見えたり、

クロマス

黒樹 伊勢外宮子良館にて用ふる樹の名、古今要覽稿に、子良館に黒樹といふもの二あり、その大き長五寸二分半、廣さもおなじ、深三寸、この積八十二寸六分八厘七五あり、今の京樹にて一升二合八勺零九有奇にあたる、一は長五寸一分半、廣さもおなじ、深二寸六分、この積六十七寸九分一八五あり、今の京樹にて、一升零五勺二一八有奇をいふとあり、

クロミドリノウマ

青驪馬 青毛(アチゲ)を見よ、

クロムシロノケルマ

黒莖車 車の一、公卿表中に用ふるもの、黒車ともいふ、莖とは、張莖とて兩降の時、車を覆ふ莖なり、其莖を疊にて黒く塗りたるものなり、又塗らざるも宜しとす、重服の時は、兩降らぬ時之を覆ふといふ、西宮記に、或記云、天祿四年十一月八日、女御實子於(東河)有(除服、其儀御(檳榔)車、其上張莖、純色麻並下(藤)鞆等、御蔽之後、取(張莖)懸(菅)簾等、即以歸御云々)と見えたり(小右記、裝束色葉)

クロンバウ

黒坊 印度、亞弗利加等の黒色人種をいふ語、倭訓栞に、蠻人に云ふは、カフリ國の産即(崑崙)奴也、朱或可談に、廣中富人多畜(鬼)奴云云、有二種近(海)者、水眼不(乾)、謂之(崑崙)奴、と見えたり、崑崙國の産、色至て黒しといへり、又昔書に李大后形長而色黒、宮人皆謂之(崑崙)と見えたり

クワイ

和蘭人コロンゴと呼べり、云々)と見えたり、

クワイエ

外衛 左右兵衛、左右衛門の四府を云ふ、一に四衛とも稱す、近衛は内衛と稱するに對しての名、兵衛府(ヒヤウエフ)、衛門府(エモン)參看、

クワイエ

外衛府 王朝時代の官衛、禁衛衛府の事を掌る、關原大將一人從四位上、中將一人正五位上、少將一人從五位上、將監四人從六位上、將曹四人從七位下(起原治平)天平神護景雲元年二月外衛府の官員を定む、光仁天皇寶龜三年二月之を廢し、所屬の舍人を、近衛、中衛、在右兵衛府に分配す(中古職官考、職官志)

クワイエ

繪畫 起原治平(上代)に於ける繪畫は極めて幼稚にして見るに足るものなかりしが、三韓の我國に内附するに及びて、其文物を傳へしのみならず、更に英國とも交通するに至りしかば、繪畫の上にも妙なからざる影響を加へたり、雄略天皇の朝には、百濟より畫部因斯羅我を貢し、直接に彼國の法を我國に傳授し、其子孫は世々朝廷に仕へて、後畫師、河内畫師となれり、下りて欽明天皇以來佛法大に行はれしかば、從ひて朝鮮より、佛畫並に佛寺の裝飾を施すもの來朝せしと、推古天皇の朝遣隋使ありしより引きつゞきて、遣唐使の派遣ありしとによりて、我繪畫もまた面目を新めたること甚だ多かりき、崇峻天皇の元年には百濟の畫工白加來朝し、推古天皇の五年には百濟王子阿佐來朝し、聖德太子の肖像を畫きしものなほ今日に存せり、此時また黃文畫師、黃泰畫師、河内畫師、檀畫師等を定められしが、これ蓋し諸寺を經營する爲め、畫工を定むるの必要ありしものなるべし、同二十九年聖德太子の薨するや、其妃橘太良女哀悼の念に堪へず、諸の采女に命じて天壽國曼陀羅の圖二張を作らしむ、

クワイア

和蘭人コロンゴと呼べり、云々)と見えたり、

クワイエ

外衛 左右兵衛、左右衛門の四府を云ふ、一に四衛とも稱す、近衛は内衛と稱するに對しての名、兵衛府(ヒヤウエフ)、衛門府(エモン)參看、

クワイエ

外衛府 王朝時代の官衛、禁衛衛府の事を掌る、關原大將一人從四位上、中將一人正五位上、少將一人從五位上、將監四人從六位上、將曹四人從七位下(起原治平)天平神護景雲元年二月外衛府の官員を定む、光仁天皇寶龜三年二月之を廢し、所屬の舍人を、近衛、中衛、在右兵衛府に分配す(中古職官考、職官志)

クワイエ

繪畫 起原治平(上代)に於ける繪畫は極めて幼稚にして見るに足るものなかりしが、三韓の我國に内附するに及びて、其文物を傳へしのみならず、更に英國とも交通するに至りしかば、繪畫の上にも妙なからざる影響を加へたり、雄略天皇の朝には、百濟より畫部因斯羅我を貢し、直接に彼國の法を我國に傳授し、其子孫は世々朝廷に仕へて、後畫師、河内畫師となれり、下りて欽明天皇以來佛法大に行はれしかば、從ひて朝鮮より、佛畫並に佛寺の裝飾を施すもの來朝せしと、推古天皇の朝遣隋使ありしより引きつゞきて、遣唐使の派遣ありしとによりて、我繪畫もまた面目を新めたること甚だ多かりき、崇峻天皇の元年には百濟の畫工白加來朝し、推古天皇の五年には百濟王子阿佐來朝し、聖德太子の肖像を畫きしものなほ今日に存せり、此時また黃文畫師、黃泰畫師、河内畫師、檀畫師等を定められしが、これ蓋し諸寺を經營する爲め、畫工を定むるの必要ありしものなるべし、同二十九年聖德太子の薨するや、其妃橘太良女哀悼の念に堪へず、諸の采女に命じて天壽國曼陀羅の圖二張を作らしむ、

クワイエ

和蘭人コロンゴと呼べり、云々)と見えたり、

クワイエ

外衛 左右兵衛、左右衛門の四府を云ふ、一に四衛とも稱す、近衛は内衛と稱するに對しての名、兵衛府(ヒヤウエフ)、衛門府(エモン)參看、

クワイエ

外衛府 王朝時代の官衛、禁衛衛府の事を掌る、關原大將一人從四位上、中將一人正五位上、少將一人從五位上、將監四人從六位上、將曹四人從七位下(起原治平)天平神護景雲元年二月外衛府の官員を定む、光仁天皇寶龜三年二月之を廢し、所屬の舍人を、近衛、中衛、在右兵衛府に分配す(中古職官考、職官志)

クワイエ

繪畫 起原治平(上代)に於ける繪畫は極めて幼稚にして見るに足るものなかりしが、三韓の我國に内附するに及びて、其文物を傳へしのみならず、更に英國とも交通するに至りしかば、繪畫の上にも妙なからざる影響を加へたり、雄略天皇の朝には、百濟より畫部因斯羅我を貢し、直接に彼國の法を我國に傳授し、其子孫は世々朝廷に仕へて、後畫師、河内畫師となれり、下りて欽明天皇以來佛法大に行はれしかば、從ひて朝鮮より、佛畫並に佛寺の裝飾を施すもの來朝せしと、推古天皇の朝遣隋使ありしより引きつゞきて、遣唐使の派遣ありしとによりて、我繪畫もまた面目を新めたること甚だ多かりき、崇峻天皇の元年には百濟の畫工白加來朝し、推古天皇の五年には百濟王子阿佐來朝し、聖德太子の肖像を畫きしものなほ今日に存せり、此時また黃文畫師、黃泰畫師、河内畫師、檀畫師等を定められしが、これ蓋し諸寺を經營する爲め、畫工を定むるの必要ありしものなるべし、同二十九年聖德太子の薨するや、其妃橘太良女哀悼の念に堪へず、諸の采女に命じて天壽國曼陀羅の圖二張を作らしむ、

クワイ

派の始祖とする所の、藤原基光、藤原隆能、隆能は繪所預にして、佛畫の外、別に一種華麗なる倭繪をばじめ、所謂歴史畫と稱するもの、起因を作れり、此外僧畫あり、鳥羽僧正と世に稱するものにして、偶意の繪に得意なりき、鎌倉時代には、なほ前時代の餘風を受けて佛法盛んなりしかば、春日の繪所をばじめ、有名なる巨利には皆それらの繪所ありて、佛像佛畫を寫し、繪師の業盛んなりき、然れども繪畫の進歩は佛像佛畫の外、或は神佛の靈驗を示し、或は高僧の偉蹟を顯し、或は當時の風俗を寫生するものを生じたり、現に村上一條天皇の際より、繪合、物語繪、日記繪等行はれしが、殊に僧畫、鎌倉時代に至り、この風の繪畫一層盛に行はるゝこととなり、これらの繪卷物類は、大むね土佐派の人によりて大成せられたり、土佐派の人々は世々朝廷の繪所預となりて、名人多かりしが故なり、土佐と稱することは、隆能の孫隆隆が、從五位下土佐權守なりしかば、これまで春日と稱せしを土佐と改め稱せしより、土佐と稱する一派で來れりといひ傳ふ、隆能の一派のみは、子隆能に傳へ、それより其子隆隆、邦隆に傳へしが、其他土佐と稱する人々は、更に其系統分明ならず、思ふに土佐と稱するものは數流ありしなるべく、また土佐の中絶せし折々、繪所を預りし人々もありしならん、而して土佐派よりは、光長をばじめ、吉光隆隆等の名工出でたりしが、此外藤原信實、住吉慶恩等も出でたり、慶恩は實に住吉派の始祖なれども、其傳は詳かならず、なほまた此時代には、宋との交通盛にして、彼國より歸化せし高僧も、少なからざれば、多少宋畫を齎し來りしならん、一般に土佐、宅磨、住吉の繪畫行は

クワイ

れしを以て、いまだ宋繪を容るゝの餘地なかりしため、純然たる日本畫は發達し、曾て支那畫の風を受けざりしは、此時代の特色なりといふべし、(室町時代)の繪畫は、全く禪僧の徒が宗教の餘暇翰墨を弄せし結果たりしを以て、其宗とする所は、大概宋元名家の淡墨瀟灑たる筆法の繪畫なりき、蓋し前代の時、既に關溪禪師以下諸名僧投化して宋風の繪畫を傳へしも、時運いまだ到らずして、只僅に、禪僧間に行はるゝに過ぎず、其後僧可翁文保のはじめ、入宋して彼地に留まる事十年、歸朝して建仁寺に住し、牧溪風の繪を描きたれども、なほ世に用ひらるゝに至らざりしが、兆殿司の出づるに及びてはじめて一勢力を得たり、兆殿司専ら李龍眠の跡を慕ひ没色の佛畫多かりき、これに次ぎて如拙、周文出で、周文の門より小栗宗丹、狩野正信の徒を出だし、宗丹の門より更に狩野元信を出したり、元信は正信の子にして世に古法眼と稱す、實に狩野派の始祖なり、而してまた別に、啓書記、雪舟あり、共に當代の名手として知られ、殊に雪舟の如きは、大家として世に許さる、雪舟はじめ入明して繪畫を學ばんと欲したりしが、意に適する師なかりしを以て、明國名勝の地、山川草木をもて、我師となし、激勵感らさず、圖畫大に進むことを得たり、これを雲谷派の始祖と爲す、其門より秋月、宗淵、周辨、揚月、周徳、揚門、雪洞の徒出づ、皆桑門に志して俗人にあざりき、土佐派は是より先南北朝の際よりして衰頹しつゝありしが、光信の出づるに及びて、朝廷の繪所となり、狩野父子、雪舟啓書記等の間に介して、能く其面目を保ちたり、(桃山時代)には狩野派獨り、豐太閤の用ひる所となりて其盛大を專らにし、永徳、山樂等の名手出づれば、狩野一門の畫風天下を風靡したりしが、只長谷

クワイ

川等伯ありて、別に一幟を立て、之と席を争へり、然れども其途に敵すべからざるを知り、故らに雪舟の風を學びて雪舟五世と稱し狩野派に抗したり、後世これを長谷川派といふ、(江戸時代)に入りては、幕府の繪所は狩野派の司る所なりしかば、諸大名の繪師等も多くは其流を汲みたりしが、獨り山樂の一派のみは京師に留りて幕府に仕へざりき、之を京狩野と稱す、また此時代のはじめに當り、後西院天皇の御旨によりて、家を起したる住吉如慶の如きも、最初は京師に在りて禁裡に仕へしが、後には江戸に召されて柳營の繪師となり、茲に於て、天下の畫局は分れて二つとなり、一は土佐派にして禁裡の繪所を勤め、一は狩野住吉の兩派にして柳營の畫局を司ることとなりしが、以上三派の如きも、其業を世世にするに至りては、名工出づるもの漸く少く、技術また衰へたり、故に當代にありて名手と稱せらるゝものは皆町繪師の中より出でたるものなりき、其重なるものを擧ぐれば、光琳派をばじめたる尾形光琳あり、一蝶派をばじめたる英一蝶あり、圓山派をばじめたる圓山應舉あり、岸派をばじめたる岸駒あり、四條派をばじめたる英春あり、文晁派をばじめたる谷文晁あり、また別に南嶽派あり、享保中清人沈南嶽來朝して之を傳へ、其門に熊代熊嬰出づ、また南嶽と共に來朝したる清人伊予九は南嶽を導き、柳澤里恭、池大雅、謝蕪村等其風を傳へたり、而して當代にありてなほ注意すべきは、社會の時勢を寫すを目的としたる浮世繪の興起これなり、岩佐又兵衛は其始祖と稱せらる、爾來益々世に行はれ、殊に庶民間における勢力は非常に大なるものあり、從うて其流派もまた多く、菱川師宣の創めたる菱川派、宮川長春の創めたる宮川派、鳥居清信の創めたる鳥居

クワイ

派、藤川春章の創めたる藤川派、葛飾北齋の創めたる北齋派、喜多川歌麿の創めたる歌麿派、歌川豊春の創めたる歌川派、歌川廣重の創めたる廣重派等は、其重なるものなり、西洋畫は元龜天正の際、葡西兩國人の傳來と共に其法を傳へたれども、其後鎖國の令あるに及びて一時跡を絶ちたれども、文化文政の際司馬江漢出で、再び之を興したりしが、猶明治維新後に至るまでは極めて微々たるものなり、以上を我國における繪畫變遷の概要と爲す、詳しくは各流派、並に各名手の傳を參看すべし(日本繪畫史)

クワイケイクワン 會計官 明治初年の職名、行政官の中に在りて、戸口、賦税、金穀、用度、貢賦、倉庫、營繕、秩祿、商法等の事を掌る

クワイケイ 懷劍 尤も短小なる刀を云ふ、懷中に入る、故に名づく、書紀景行天皇二十七年十二月の條に、於是日本武尊抽三和中之劍、刺三川上巢帥之胸云々、古事記に、故臨三其酣時、自懷出劍取三熊曾之衣袴、以劍自三其胸、刺通之時云々、とあるは、後世懷劍の起なり、脇差(ワキザシ)參看、

グワイコククワン 外國官 明治初年の職名、行政官の中に在りて、萬國交際條約貿易等の事を掌る、明治元年正月外國事務科を置く、二月改めて事務局と爲す、閏四月二十一日、局

クワイ

を廢して之を創置す、二年七月廢して外務省を置く、(グワイムシヤウ)參看(明治史要、法令全書)

クワイコクジュンレイ 廻國順禮 「ジュンレイ」を見よ、

グワイコクソウアキヤウ 外國總奉行 江戶幕府の職名、専ら海外各國と應接接待すること、其下に組頭、(三百俵高、役祿二百俵、焼火問詰)調役、(五百五十俵高、三十人扶持、焼火問詰)調役並、(百俵扶持、役料七人扶持)御用出役(外國人の警固)等に屬す、(安政五年七月始めて置く、田安家老水野筑後守忠徳、勘定奉行永井支善頭尙志、目付岩瀬肥後守忠實、箱館奉行堀越部正利照、下田奉行井上信濃守清直等をして兼掌せしむ、嘉永六年、亞米利加合衆國の使渡來してより、安政五年、遂に五國と條約を結び、依りて此職の設あり、安政六年六月、神奈川奉行より兼掌せしむ、萬延元年九月、神

クワイ

奈川奉行の兼職を解きて、濱口讓成守直清、堀越部正利照、竹本圖書頭正雅、鳥居越前守忠善等、外國奉行に專補す、後十人となる(嘉永明治年間録、外交志稿、徳川禁令考、官制沿革略史)

クワイシ 懷紙 和歌、詩、又は連歌を正式に録進するに用ふる紙を云ふ、初めフドロ紙を用ひし故に名づく、之を納るゝ具を懷紙箱といふ、凡長七寸五分、幅六寸七分、深二寸五分といふ、懷紙又は杉原紙を用ふ、天皇は大高懷紙全紙にて一尺四寸餘、攝關大臣公卿は一尺三寸餘、殿上人は一尺二寸餘を用ひ、公卿等の普通には小高懷紙一尺二寸を用ひ、武士は一尺三四分を用ひ、歌の書様は八雲御抄に、一首歌は三行三字墨墨に可書、但三行も吉程歟、五首以下は一枚、及十首一ば可綴、皆可高懷紙、女歌薄様若懷紙一重五首以上は、面の方へ引返して可書、之、二水記に高懷紙二枚を重ねて書し、高一尺三寸二分、端作のはし三寸五分許也、高懷紙聊廣き間、一寸餘端也云々と見えたり(下學集、作歌故實、和歌深秘抄、懷紙夜鶴抄、倭訓栞)

グワイシ 外史 禪宗にて書記を云ふ、釋林象器箋)

クワイシヤウ 懷狎 名 孤雲と號す、姓は藤原、九條爲通の裔孫、幼にして台山圓能法師に依りて落飾す、二十一にして菩薩大戒を受け、顯密の教を學び、兼れて淨土の法門を修す、又多武峰覺愛禪師に參す、後ち道元禪師宋より歸りて建仁に寓するを聞き、特に往きて參扣す、元、永平寺を開くや并又從ふ、建長五年七月、元、疾を以て退き、并に命じて住持せしむ、文永四年東堂に退き、弟子義介を立て、其位を紹がしむ、弘安四年八月二十四日寂す、世壽八十三、法臘六十三(本朝高僧傳、

クワイ

扶桑神林傳(傳) 廻状 廻文(クワイファン)を

クワイシヤウモン 會昌門 大内裡

八省院二十五門の一、南内門ともいふ、延喜式に、大

クワイシヨ 會所 衆人の寄合に用ふる場所

をいふ、王朝時代貴族の邸宅にては、主殿對屋等

クワイ

参る、又云く、式三獻あり候て、式の御成の時、主

クワイセキ 外戚 母方の親類を云ふ、

「グサク」又は「ゲシヤク」とも云ふ、天皇の外戚

クワイバイラク 廻杯樂 唐樂壹越

調、二十五曲中の一、新樂にて中曲なり、

クワイ

を文武天皇に入れ、聖武天皇は實に外孫たり、天皇

クワイイセ 快川 紹喜(セウキ)を見よ、

クワイイテラク 廻庭樂 蘇志摩利(ソシ

クワイイモ 槐門 大臣の異名、三公を三槐

クワイイライシ 傀儡子 人形遣ひをいふ、傀

官衙(官衙) 明治二年七月始めて、これを置き、

クワイ

クワイファン 廻文 多數の人に對し、各人間

順次に廻送して披見すべく作りたる文書をいふ、宛

クワイフウマル 快風丸 水戸家に

作りし軍艦の名、江戸時代三大船の一と稱せらる

クワイ

依(仰)所(通)知(件)と見えたり、廻状の請書には、主

クワイマイカタ 廻米方 江戸幕府の職

名、下勘定所の分科にて、米穀の増減出入に關する

クワイベン 外辨 「ザベン」といふ、同條を

依(仰)所(通)知(件)と見えたり、廻状の請書には、主

クワイ

クワイエツリウ 光悅流 本阿彌光悅が創

クワイウクワン 廣運館 翰林館(カン)

クワイイモ 槐門 大臣の異名、三公を三槐

官衙(官衙) 明治二年七月始めて、これを置き、

クワウ

し、遂に一家を爲す、當時近衛龍山公、狸々翁と共
に三筆の一と稱せらる、又書を善くし狩野永徳に學
び、後ち新意をあらはして一家の畫格を立つ、その
風逸氣ありて清雅なり、且つ古田織部正に就て茶道
を學ぶ、并に茶器を好む、又刀劍の鑑定を能くし、之
を家業と爲す、寛永十四年二月三日歿す、年八十二
(或は八十、八十一、八十六と云ふ)、法號了寂院(書畫
便覽、鑒定便覽、扶桑名畫傳)

クワウオン井ンジユンダイジン

院准大臣

光恩

クワウカウテンワウ

光孝天皇

御名は時康、小松の帝とも稱す、系譜仁明天皇の第
三皇子、母は藤原總繼の女澤子、第五十八代の天皇
天長七年御降誕、承和の初親王となる、十三
年四品に叙し、嘉祥元年正月常陸太守となり、累進
して一品式部卿に至る、元慶八年二月陽成天皇の位
を遷れ給ふや、太政大臣藤原基経を定めて天皇を
迎へ、同二十三日大極殿に即位す、六月詔して曰く、
百官の事を奏する、先づ太政大臣基経に諮問して而
して後ち奏聞せよと、我國に開白の生じたる、實に
茲に原因せり、在位三年、仁和三年八月二十六日崩
す、壽五十八、葛野郡花園村大字多野に葬る、是
を後田邑陵と稱す、一に小松山陵といふ、天皇幼に
して聰明、經史を好讀し、容止閑雅、謙恭寛仁、最人
事に長じ給ふ、また頗る廢儀聖典を復興するの志あ
り、即位後屢々事を外廷に視給ひ、御體下、及び芹川
野遊獵、郡司餘疑の典禮を復し給へり(皇胤紹運錄、
大日本史)

クワウカウヘイシ

光孝平氏 皇別、光孝
天皇の長皇子是忠親王より出づ、親王貞觀十二年源

クワウ

氏の姓を賜はり、寛平三年中納言檢非違使別當とな
り、尋で親王三品を授らる、尋で式部卿一品に叙す、
皇子數多あり、第二皇子式部王の子季明天曆二年中
平姓を賜はり、第三皇子與我王の子篤行、階行、光方
正并に平姓を授らる、篤行の子兼盛を以て著け
る(皇胤紹運錄)

クワウカクテンワウ

光格天皇

御名は兼仁、祐宮と稱す、系譜東山天皇の曾孫、開
院宮典仁親王の第六王子、母は成子内親王、第百十
九代の天皇、明和八年三月十五日降誕、安永八
年十一月後桃園天皇大漸に際し、儲位にまだ定まら
ず、或は命を賜めて擁立する所あらんとす、崩する
に及びて關白九條尙實遺詔を奉じて天皇を迎へ立
て、超えて二十五日降誕、明年十二月四日即位し給
ふ、時に年十歳、天明八年正月内親火あり、天皇聖
護院に遷御し、以て假皇居と爲す、寛政二年新内親
の造營成り、十一月二十二日還幸し給へり、時に將
軍徳川家齊、尊王の志あり、老中松平定信を以て造
營の總督となし、殿堂門廡の制悉く古式に據る、觀
感斜ならず、宸筆の御製を家齊に賜うて之を賞す曰
く、造意周文圃、不羨漢武臺、舊章一是率、新築本
非催、百工忽告竣、雙駕自東向、拭目九重裏、九
重實美哉、兩殿應規矩、四門總崔嵬、燕雀繞梁棲、櫻
橋挾階階、豈其爲逸豫、講禮共徘徊、委佩翠條
會、將幣九州來、素心既已足、起臥感福海、欣然
歌思動、乙夜薄言義、在位三十七年、年號を立つる

クワウカクテンワウ

光孝天皇

式部王 平季明
興我王 平篤行
平階行
平光
平方正

クワウ

事五、文化十四年三月位を仁孝天皇に譲り、櫻町殿
に遷御あり、天保十一年十一月崩す、聖壽七十、泉涌
寺に葬る、後月輪陵と稱す(皇胤紹運錄、野史、續徳
川實紀)

クワウカモン

皇嘉門

十二門の一、雅樂寮門とも號す、所屬宮城南面の門
にて二條大路に通ずる西端第一門となす、朱雀門の
西に位す、恒武天皇延暦十三年、宮城を經
營せられし時、若犬甘氏之を造る、大さ五間、月三
間、二間なり、嵯峨天皇弘仁九年、額を新にし、弘法大
師の筆額を掲ぐ、門衛には、右衛門府之を衛る、永
祚元年八月、長元七年八月孰も大風に因て顛倒す、
(紀略、拾芥抄、大内裡圖考證)

クワウカモン井ン

皇嘉門院

原聖子、法名清淨惠、法性寺關白の一女、母は
大納言宗通の女藤原宗子、崇徳天皇の皇后、近
衛天皇の准母なり、大治三年十一月九日從三位に叙
せられ、翌年正月女御と爲り、同五年二月二十一日
中宮と爲り、永治元年十二月二十七日皇太后と爲り、
久安六年二月二十七日院號、長寛元年十二月二十六
日尼と爲り、養和元年十二月五日薨す、御年六十六(女
院小傳)

クワウギモン

廣義門

宮城八倉院二十五
門の一、拾芥抄に、謂之光範門西南通門、白虎樓四、
北面と見ゆ、北面の門にて、西廊を以て白虎樓に接
す、

クワウギモン井ン

廣義門院

原聖子、左大臣公衡の一女、母は從一位藤原千
原、後伏見天皇の女御、花園天皇の准母、嘉元四
年四月十五日上皇宮に入り、延慶二年正月九日從三
位に叙せられ、同十三日准三宮、同日院號、建武三

クワウ

年二月二十五日尼と爲る、年四十五(女院小傳)
クワウキヨ 皇居 皇居、天皇の住し給ふ御
邸宅をいふ、宮城、内裡、皇宮、禁裏、禁中、禁廷、九禁、
王城、帝城、鳳閣、北闕、龍閣、紫廷、大内、内、九重、雲
上、百敷、御垣、玉階、宸居等の稱あり、皇居、天孫
瓊々杵尊の西陲の地に降臨し給ふや、始めて笠沙の
御崎に宮居し、尋で高千穂宮に在り、事七年、神武天
皇の時に至り、東征復興の業を成就して、倭の權原
宮に移り給へり、爾來御宇の代る毎に、皇居も是に從
うて移轉し、一定の皇居あらざりき、これ當時の習
俗として、父子別居せるが故に、歴代の天皇もまた、
從來住居せる場所を以て、其ま、皇居に充て給へる
によるなり、然れども斯くの如きは、一面にありて
は、都府の住民が僅少にして、政府の組織もまた頗
る簡易なりしかば、皇宮の移轉、即ち首府の移轉が
輒く行はれたるものにして、世運の進歩するに及び
て、また之を許さざるの事情を生じ、遂に都を一定
すると共に、大規模の皇居を経營するに至り、孝
徳天皇、中央集權の制を布くや、夙に道殿の敷設あ
りて、難波長柄の都は、數年を経て定りし趣なれど、
天智天皇近江に遷り、文武天皇飛鳥に遷り、持統天
皇に至りて藤原宮に在り、文武天皇も同じく此に住
し給へり、されど其地不便の事ありしと見え、他に
遷らんの御意志ありしも、未だ果たさずして崩御あ
りしかば、元明天皇、其志を紹ぎ、始めて平城宮を
營みて之に遷り給ふ、即ち今の奈良の地なり(ナラシ
參看)之より光仁天皇まで、七代の間、平城の皇居に
居給ひしが、其地猶未だ列聖の意に適せざりしが如
く、聖武天皇は難波宮を修め、山背に恭仁宮を造り、
近江に紫香樂宮を造り、稱徳天皇は又河内に由義宮
を造られし等の事ありしと雖も、遷宮の決行はなか

クワウ

りしが、桓武天皇の時新京を平安に經營し、壯大な
の皇居始めて成る(キヤウシ)參看)所謂大内裡と稱
し、宮城と稱するもの即ち是なり、官省寮司を始め、
大極殿、豐樂院、中和院、武德殿、眞言院等皆其内に
在り、今其の大要を擧ぐれば左の如し(按ずるに平
安城の皇居は、廣き意味に於て指す場合と、狭き意
味に於て指す場合との二つあり、廣き意味に於ては、
大内裡全體即ち大極殿、豐樂院以下の諸殿舎及び官
省寮司の總べてと、天皇御住居の御殿とを併せ含み
たる一廓をいひ、狭き場合には、諸殿舎と諸官省を
除き、單に天皇の御住居のみをいふ、便宜上古來の學
者は、大内裡若くは宮城の稱呼を以て前者に、内裏
若くは皇居の稱呼を以て後者に充てたり、(大内裡圖
考證の如き)然れども上述の廣狭の二意義を生じた
るは、皇城壯大を極むるが故に、獨立して天皇御住
居のみの名を唱ふる必要あるに起因したるものにし
て、元より制度上の稱呼にあらず、而して之が爲め
に、却て大内裡及び宮城と、内裏及び皇居とは、全く
別物なりと考ふる者あるに至りたれども誤謬に過ぎ
ず、皇居の中に便宜上諸官衛と諸殿舎を建設せられ
しものなり、猶大内裡と云ふも、内裏といふも意義
を異にせるにあらず、只美稱として大字を附したる
ものなり、然れども、中古以後内裡に御住居なさ
るゝに及びては、大内裡は大内と稱し、單に内と云
へば、現在御住居なさるる内裏を指すの區別を生じ
たり)北は一條より起り、南は二條に至り、東は東
大宮より、西は西大宮に至る、南北四百六十丈、東西
三百八十四丈、凡そ今の四十九萬六千二百餘坪に及
べり、繞りに瓦垣を以てし、溝水其外に流る、四方
に朱雀、美福、皇嘉、陽明、符賢、郁芳、殷富、藻壁、談
天、儼壁、達智、安嘉の十二門を開く、之を宮門といふ

クワウ

(此外陽明門の北に上東門あり、又土御門と稱す、脫
宮門の北に上西門あり、又西土御門とも稱す、並に
正門と爲さず)其構内に官省寮司を始め東宮坊、梨本
院、職御曹子、朝堂院、昌福堂、含章堂、承光堂、明禮
堂、延休堂、含嘉堂、顯章堂、延祿堂、暉章堂、康樂堂、
修式堂、永寧堂、朝集堂、龍尾道、豐樂院、武德殿等あ
り、御住居は其中央より、東北に位す、拾芥抄に
所謂内裏なり、南北百丈、東西七十丈にして、中和院
を通すれば百十丈に及び、内外二重の廓あり、外廓の
諸門は、南面に建禮、春華、脩明の三門あり、東面に
建春門あり、西面に宜秋門あり、北面に朔平、式乾の
二門あり、内廓の諸門は、南面に承明、長樂、永安の三
門あり、東面に宣陽、嘉陽、延政の三門あり、西面に遊
義、陰明、武德の三門あり、北面に安喜、支暉、徽安
の三門あり(以上の諸門を皇門といふ)内に紫宸殿、
仁壽殿、承香殿、清涼殿、後涼殿、繞綺殿、溫明殿、安福
殿、校書殿、春興殿、宣陽殿、貞觀殿、常寧殿、弘徽殿、
麗景殿、宣耀殿、登華殿、昭陽殿、淑景殿、飛香殿、凝香
舍、麗芳舍、進物所、蘭林坊、桂芳坊等數多の殿舎あり
て、顯る莊殿を極む、爾來安徳天皇が一時福原に宮居
し給ひしを除き、三十六天皇四百三十四年間の皇居
たり、其間十數回の火災に罹り、度々再營の事あり、
然れども概ね舊によりて造營し變更する所尠し、故
に概して省略に従ひ、表を作りて其大要を示す、
皇居焼亡の年月日 新造遷幸の年月日
天徳四年九月二十三日 同 五年十一月二十日
貞元元年五月十一日 同 二年七月二十九日
天元三年十一月二十二日 同 四年十月二十七日
天元五年十一月十七日 同 永觀二年八月二十七日
長保元年六月十四日 同 二年十月十一日
長保三年十一月十八日 同 五年十月八日

クワウ

寛弘二年十一月十五日 同 八年六月十一日
長和三年二月九日 同 四年九月二十日
長和四年十一月十七日 同 二年四月二十八日
長久三年六月二十七日 長久二年十二月十九日
長久三年十二月八日 永承元年十月八日
永承三年十一月三日 天喜二年造替始、數年
後成る未造替に及ばず
延久三年八月二十八日
康平元年二月二十六日 延久三年八月二十八日
永保二年七月二十九日 康和二年六月十九日
此時の建築たる粗造にして完全ならざりしかば、天皇は多く里内裏に住し、皇居漸次破壊に歸す、因りて保元の造替あり、

治承四年福原遷都 保元二年十月八日
文治五年十二月 同二年造替始、尋で承
久の亂あり工事中絶す
以後造替なく尋で荒廢
安貞元年四月廿三日 以後造替なく尋で荒廢
右を以て其大要を知るべし、而して白河天皇以後、皇
居は概れ里内裏(サトダイリ)參看)又は其他に在り
て、事ある時は大内に臨幸ありし事多し、尋で安徳
天皇の時平清盛の政策により、治承四年六月都を攝
津福原に移し、假に皇居を造替して里内裏と稱す、
幾干もなくして、天下の輿論を喜ばざるにより、
六月に至りてまた閑院内裏に遷幸あり、而して繼ぐ
に兵亂を以てし、大内益々荒廢せりと雖も、時々臨
御の事は絶えず行はれたり、鎌倉時代に及び、源
賴朝文治五年三月三日奏して大内を修造す、これ武
家にて皇居造進のはじめなるべし、十二月功成り、閑
院内裏より大内新宮に遷御ありたれども、而も其常
の皇居は大概閑院にして、時々大内に臨御あるに過
ぎず、順徳天皇の承久元年七月火あり、造替いた
中にして、所謂承久の大亂あり、造替の事また中止
の勢となりしが、後堀河天皇安貞元年造替半なる宮

クワウ

殿再び烏有に歸し、爾來久しく造替のことなかりし
が、建武中興の時、後醍醐天皇其事を計畫し給ひし
も、工を載しむるに及ばずして延元の亂に會し、其
功を果さず、平安宮遂に荒廢に歸せり、上述し來れ
るがごとく、平安宮次第に廢損し、里内裏即ち假皇
居を以て御住居に宛てらるゝ事となり、土御門殿、閑
院殿、大炊殿、富小路殿等の殿舎御在所となりて、間
々平安宮に擬し、紫宸清涼の諸殿を造替ありて、公
事儀式もこゝにて行はるゝ事となれり、而して以上
の里内裏たる決して一所に一定せるにあらず、時々
移轉したりしが、南北朝の初め、東洞院土御門の内
裏を以て、皇居に宛てられしより後、自から内裏
の場所並に定まりて江戸時代に及べり、これ蓋し假
皇居たる内裏たるには相違なきも、積年の皇居たる
に至りて、やゝ正皇居たる姿を呈したり、此地は、も
と藤原氏の傳領にして大納言邦朝の家たり、高倉天
皇讓位の後、暫く此に遷幸の事あり、其後年を経て
里内裏となり、元弘元年後醍醐天皇笠置へ遷幸の時
に當り、北條高時光嚴院を此に奉じ、また幾年なら
ずして光嚴院は廢せられ、延元元年足利尊氏が北朝
を立てしより、遂に皇居と定まり、南朝は京都を出で
て吉野、賀名生等の行宮を營みて、これに移りしが、南
北合一し、後小松天皇、後龜山天皇の禪讓を受くる
に及び、はじめて正統天皇の皇居となる、然るに幕
府の調業振はず、權豪跋扈し、遂に應仁の大亂とな
り、皇居また敗壞に歸し、天文大永の際に至りて、皇
室幕府共に衰へ、悲慘の状況殆ど語るべからず、三
條橋上より内侍所の火を認めたりといへるは實に此
時の事に係る、正親町天皇の御宇、立入宗繼の議によ
り、永祿七年、密勅を織田信長に賜ひ、中興の大計を
托せられしかば、信長感激して上洛の策を構へ、十

クワウ

一年途に足利義昭を奉じて入京し、首として皇居を
修理し、供御を附し、轉退の公卿を復し、稍々再造
の運に會ひ、豐臣秀吉、信長に代るに及び、地域を
廣め皇居を造替し、殿舎を増し、宮闈の體を備ふる
を得たり、尋で江戸時代に入りては、慶長十七年に、
皇居造替の事あり、豐臣氏の規模を廣め、舊殿を撤
して更に之を經營す、其後皇居の火災に罹りし事數
回なれども、常に幕府より造進せり、光格天皇の御
宇天明八年正月京都大火あり、延いて皇居に及ぶ、時
に將軍徳川家齊尊王の志厚かりしかば、其造替に當
りては、多く古制に則り、老中松平定信をして其役
を董せしめ、また柴野栗山等に命じ、有職家と故實
舊例を考證し、紫宸殿、清涼殿、宜陽殿等より、南廷、
承明、日華、月華の諸門、陣座、軒廊など、平安宮の規
制に基きて造替し、なほ皇居の外廷に關する部分は、
古代の正式に復し、寛政中に至りて成る、尋で孝明
天皇の御宇嘉永七年四月、大宮御所より出火し、皇
居また災上す、時に外患はじめて萌し、國家多事の
時なりしを以て、再營の舉も從うて規模を大にする
能はず、唯西南の角を取廣げて正方形と爲したるの
みにて、其他は大凡寛政造替の舊式により、安政三
年新造の内裏に遷幸し給へり、これ今日なほ存する
所の京都皇居にして、其地域は南面東西四百三十七間
半、東面南北二百四十六間餘、西面南北二百四十六
間餘、北面東西四百三十三間、初めは方四十丈の區域
なりしが、豐臣氏の時、更に之を廣め、徳川氏三百
年の間漸々擴張し、今日の形を爲す、其正門は、南
を建禮門、東を建春門、西を宜秋門、北を朔平門とい
ふ、南部を皇居とし、北部を皇后宮御所とす、建禮
門内に承明門あり、同廊ありて之に屬し、其東に日
華門、西に月華門あり、承明門内に紫宸殿あり、其

クワウ

乾に清涼殿、其坤位に公卿の間あり、諸大夫間の南
に神嘉殿、また北に御車寄あり、此より宜秋門に出
づ、宜陽殿は紫宸殿の東に在り、其間に軒廊左近衛
陣、東北廊あり、御堂内侍所は宜陽殿の東に在り、
小御所は紫宸殿の北に、御學問所は小御所の北に、
三ノ間御殿は御學問所の北に、御獻ノ間之に隣し、常
御殿は三ノ間御殿の北に在り、其他迎春殿、花御
殿、參内殿、長橋局、麴香間、錦雞間、議奏詰所、傳奏部
屋等相屬し、櫓軒連亘す、皆通するに長廊を以てす、既
にして徳川氏亡び、王政復古するに及び、明治二年
今上天皇都を江戸に移して東京と改稱し、江戸城を
以て皇居と定めらるゝ、而して京都の舊皇居は、不用
の建物は悉く取毀たれしが、紫宸清涼の諸殿、常御
殿、小御所等は皆修繕せられたり、六年皇居災上す、
因りて赤坂離宮を假皇居となし、更に築造ありて、同
二十二年一月功成りて遷幸あり、宮城とす、是より先
明治十年京都御駐蹕の時、千年の舊宮を重んじ給ひ
て、即位の禮、大嘗の式は、京都の舊宮にて行ふべき
勅定あらせ給ひしより、同二十二年皇室典範を定め
らるゝに及び、其第二章第十條に於て、同じく此事を
規定せられたり、(有職袖中抄、平安通志、京華要誌、
大日本通史)猶ほ平安城以前の皇居は、都の條及び各
條を看るべし、此外各殿舎宮門、及び官省寮司等は
各其條あり、參看すべし、

皇極天皇
御名は寶皇女、天叢財重日足姬天皇とも稱す、
重祚して齊明天皇といふ、(天叢財重日足姬天皇の曾孫にし
て、茅渟王の王女、母は吉備女王、第三十五代の天皇
(皇極)はじめ用明天皇の孫高向王に適き、漢皇子を
生む、後舒明天皇の皇后となる、天皇崩すに及
び、中大兄(天智)大海人(天武)の二皇子は幼なる
を以て即位し給ひ、小墾田宮にまし、後飛鳥
板蓋宮に遷り給へり、時に大臣蘇我蝦夷及び其子入
鹿政柄を専らにし、威權朝野を傾く、中臣鎌足之を
慨し、三年六月十二日中大兄皇子と共に、殿中に於
て入鹿を殺し、蝦夷亦尋で誅に伏す、四年六月十四日
位を孝德天皇に讓る、我國讓位の事ある、實に之を
以てはじめと爲す、孝德天皇の崩御の後再び即位し
給ふ、此時に際し、三韓の地は、百濟高麗共に徴々
として振はず、新羅獨り盛んなりしが、遂に唐と連
合して百濟を滅さん事を圖る、即ち百濟を援ひ、且
つ新羅の不逞を討たんが爲め、七年正月天皇自ら舟
師を率ゐて西征し、三月筑前國那津に至り、磐瀬
行宮に在り、改めて長津と號す、五月同國上座郡朝
倉の檜廣庭宮に遷り給ひしが、幾干もなくして病を
得、七月二十四日崩す、壽六十八、飛鳥川原に殞し、尋
で大和國高市郡越智岡村字車木、越智岡上陵に葬る、
後ち前朝に遷謚して皇極天皇といひ、後朝を齊明天
皇といふ(大日本史、陸奥一覽)

クワウ

皇居六門 内裏
の建春門、建禮門、宜秋門、朔平門(以上四方の正門)、
清所御門、皇后宮御門の六門を云ふ、
クワウケフクワン 廣業館 舊三日月藩の
學校(附)播磨國在野郡乃井野村(起原)本校創
立は寛政七年の頃、舊藩主森快温、地を藩邸内舊大
夫可兒正喜の坊間に卜し、匠作監久保昭信等をし
て本校建築に従事せしめ、九年四月に至り、祠堂講
堂射的場練武場學寮書庫に至るまで全く落成す、明
治維新後に至り廢す(附)學校地坪、數四百五十坪、
建物總坪數百三十二坪、内聖廟一棟三坪、覆道一棟
五坪、講道一棟三十八坪、練武場一棟三十六坪、正門
一棟四坪、小門六棟、總て六坪、文庫一棟六坪、學寮三

クワウ

棟總て二十五坪、物置一棟三坪、湯殿等三棟、總て
六坪、右稱造悉皆平屋にて木造(日本教育史資料)
クワウケン 光元 私年號、推古天皇十三年
に相當し、凡六年間繼續す(逸年號考)
クワウケン井 光源院 足利義輝(アシ
カガヨシテ)を見よ、
クワウケンジ 廣嚴寺 豐浦寺(トウラテ
ラ)を見よ、
クワウゴウ 皇后 名義天皇の嫡妻をい
ふ、キサキとも訓す、また秋宮(アキノミヤ)參看)
長秋宮、椒房、掖庭、椒掖、椒風等の稱あり、中宮
とも稱す、職員令の義解に、中宮即皇后也とあり、委
しくは「チユウカク」を見よ、皇太后、太皇太后と合せ
て、三宮、又は三后といふ、後には皇后と中宮と別と
なり、皇后は一の資格の如くなりて准母を皇后と稱
するに至る(起原)上古は天皇の御寢に侍するも
のを汎くキサキと稱し、其中にて嫡妻一人のみを大
后即ちオホキサキと唱へしが、漢土の制を換するに
及び、専ら皇后の稱を用ふる、ことなれり、皇后は皇
族より冊立する事、太古よりの慣例にして、大寶令
にもまたこれを規定せりと雖も、聖武天皇が、藤原
不比等の女安宿媛を納れて皇后となし給ふに及び此
制遂に壞れ、爾來は人臣より冊立すること、なれ
り、然れども多くは大臣の女にして、納言以下の女
なるは異例なり、また執柄の人が他人の女を養ひて
入内せしめ、或は天皇讓位の後に冊立し、或は十歳未
満のものを冊立するがごとくまた異例に屬す、其甚
しきは、夫婦關係なくしてなほ皇后と稱せるものに
して、堀河天皇が寛治元年に、皇姉堀子内親王を以
て准母となし、同五年正月に及びて皇后と稱せしな
初見とす、これ實に嫡妻ならざるに皇后と稱して一

クワウ

の資格となすの起因にして、正確なる意味に於ての皇后とは、非常の相違あるものとす、爾來嫡妻にあらず准母として皇后となりしもの少からず(第二表を見よ)而して皇后は同時に二人以上並び立つを得ざるの制なりしが、一條天皇の時に至り、藤原道長の女影子を立て、中宮とし、中宮藤原定子を改めて、皇后と爲すに及び、一帝に兩后あるの奇觀を呈し、爾來此例を逐ひし事ありて、中宮の勢力は却て、皇后の上に出づるに至る、中宮は蓋し事實に於て皇后と同じかりしなり、然れども、皇后もしくは中宮なる同一名目の下に、二人以上並び立ちたる事

【皇后略譜表 第一】

御名	天皇	御父	御母	立后(中宮)の時	崩御の時
媛蹈鞰五十鈴媛命	神武	三輪大物主神	勢夜陀多長比賣	神武天皇元、正、朔、皇后	
五十鈴依媛命	綏靖	事代主神	玉櫛媛命	綏靖天皇二、正、皇后	
淳名底仲媛命	安寧	鴨玉命		安寧天皇三、正、皇后	
天豐津媛命	懿德	息石耳命		懿德天皇二、二、十一、皇后	
世襲足媛命	孝昭	天忍男命		孝昭天皇二十九、正、三、皇后	
押媛命	孝安	天足彦國押人命		孝安天皇二十六、二、十四、皇后	
細媛命	孝靈	磯城縣主大目		孝靈天皇二、二、十一、皇后	
醇色謎命	孝元	大水口宿禰命		孝元天皇七、二、二、皇后	
伊香色謎命	開化	大綜麻杵命		開化天皇六、正、十四、皇后	
御間城姫命	崇神	大彥命		崇神天皇元、二、十六、皇后	
狹穗姫命	垂仁	彥坐命	沙本之大淵見戸賣	垂仁天皇二、二、九、皇后	
日葉酢媛命	垂仁	丹波道主王	丹波之河上之摩須耶女	垂仁天皇十五、八、朔、皇后	
稻日太郎姫命	景行	稚武彥命		景行天皇一、三、三、皇后	垂仁天皇三十二、七、六、 四、

(皇后略譜表第一は故勢多章甫氏の編したるものに田邊勝哉氏増補訂正を加へ第二表及び贈皇后表は田邊勝哉氏新に之を編成す)

クワウ

はあらざりき、なほ立后には必ず冊命を以てし、その儀極めて嚴なりしが、南北朝の時よりして、立后の儀を擧げ給ふこと殆ど廢絶し、唯後水尾天皇が徳川秀忠の女和子を、光格天皇が欣子内親王を立て、皇后と爲し給へるを除きては、歴代の天皇皆皇后を冊立し給へることなく、中宮、女御、准三宮等が後宮に備はる而已なりき、明治元年に至り、今上天皇が一條美子を皇后に定め給ふに及び立后の儀再び興れり、按ずるに、皇后は内政を處理し給ふものにして、中宮職ありて、これに屬し、元日等の朝儀には、天皇と共に、皇太子以下の賀を受け、其禮遇殆ど天皇と等し

クワウ

きこと多く、又山陵國忌を設くる等のことあり、上代は其物故を薨といひしが、後には崩と稱せり、而して他所に行き給ふを行啓といひ、臣庶より皇后に白すを啓といひ、敬稱には殿下と稱するが如き、一に皇太子の例に同じ、明治に至り、皇后は、皇族若くは特に定むる華族の女子満十五歳以上の者に限り、大婚は賢所の前に於て行ふことに定め、且其敬稱を改めて陛下と稱し、又別に宮内省の内に皇后宮職を置きて一切の事を處理する事となれり(皇室典範、皇室婚嫁令、古事類苑帝王部)

クワウ

八坂入媛命	景行	八坂入彥命	八坂入彥命	景行天皇五十二、七、七、皇后	
氣長足姫尊(神功皇后)	仲哀	氣長宿禰王	葛城高顯姫	仲哀天皇二、正、十一、皇后	攝政六十九、四十七
仲姫命	應神	品陀眞若王	金田屋野媛命	應神天皇二、四、三、皇后	
磐之媛命	仁德	葛城襲津彥	宮主宅媛	仁德天皇二、三、八、皇后	仁德天皇三十五、六、
八田皇女	仁德	應神天皇	日向泉長姫	仁德天皇三十八、正、六、皇后	
草香幡媛皇女	履中	應神天皇	日向泉長媛	履中天皇六、正、六、皇后	
忍坂大中姫命	允恭	稚浮毛二派皇子	百御木伊呂禰	允恭天皇二、二、十四、皇后	
中蒂姫命	安寧	履中天皇	皇后草香幡媛皇女	安寧天皇二、正、十七、皇后	
草香幡媛皇女	雄略	仁德天皇	日向泉長媛	雄略天皇元、三、三、皇后	
難波小野女王	顯宗	磐城皇子	磐城王孫丘稚子王	顯宗天皇元、正、皇后	仁賢天皇二、九、
春日大媛皇女	仁賢	雄略天皇	和珥童女君	仁賢天皇元、二、二、皇后	
春日大媛皇女	武烈	雄略天皇	皇后春日大媛皇女	武烈天皇元、三、二、皇后	
手白香皇女	繼體	仁賢天皇	皇后春日大媛皇女	繼體天皇元、三、五、皇后	
春日山田皇女	安閑	仁賢天皇	糠君媛	安閑天皇元、三、六、皇后	
橘姫神皇女	宣化	仁賢天皇	皇后春日大媛皇女	宣化天皇元、三、八、皇后	
石姫皇女	欽明	宣化天皇	皇后橘仲姫皇女	欽明天皇元、正、十五、皇后	
廣姫	敏達	息長眞手王		敏達天皇四、正、九、皇后	
豐御食炊屋姫尊	敏達	欽明天皇	蘇我堅鹽媛	敏達天皇五、三、十、皇后	
額田部皇女(推古)	敏達	欽明天皇	蘇我小姊君	用明天皇元、正、朔、皇后	推古天皇三十六、三、七、
穴穗部間人皇女	舒明	欽明天皇	吉備姫王	舒明天皇二、正、十二、皇后	推古天皇二十九、十二、二、
天豐財重日足姫尊	舒明	茅渟王	皇后寶皇女	舒明天皇七、七、二十、	
寶皇女(皇極、齊明)	舒明	舒明天皇第一皇女		齊明天皇七、七、二十、	
間人皇女	孝德	舒明天皇第一皇女		天智天皇四、二、廿五、	
倭姫王	天智	古人大兄皇子		天智天皇七、二、二十三、皇后	
高天原廣野姫尊	天智	天智天皇第二皇女	蘇我邊智媛	天武天皇元、二、二十七、皇后	大寶二、十二、二十二、
菟野皇女(持統天皇)	天智	天智天皇第二皇女	贈正一位蘇我大蓋橘三千代	天武天皇元、二、二十七、皇后	天寶二、十二、二十二、
藤原宿媛(光明皇后)	聖武	贈太政大臣正一位藤原不比等		天平元、八、十、皇后	天平寶字四、六、七、

クワウ

御名	天皇	御	父	御	母	立后(中宮)の時日	崩御の時日
新室町院珣子内親王	後醍醐	後伏見天皇第一皇女	女御廣義門院藤原寧子	元弘三、十二、七、中宮	延元二、五、十二		
某氏(或云源信子)	後龜山	未詳(或云右大臣從一位北畠顯信)	贈從一位淺井德子	中宮			
東福門院源和子	後水尾	太政大臣贈正一位德川秀忠第五女	藤原氏(權大納信正三位冷泉爲滿女)	寬永元、十一、二十八、中宮	延寶六、六、十五		
新上西門院藤原房子	靈元	前左大臣從一位藤原教平第二女	家女房某	天和三、二十四、中宮	正徳二、四、十四		
承秋門院幸子女王	東山	一品式部卿有栖川幸仁親王第一王女	女御盛化門院藤原維子	寶永五、二、二十七、中宮	享保五、二、十		
新清和院欣子内親王	光格	後桃園天皇第一皇女	女御息所順子女王、(御所生家女房新烟民子)	寬政六、三、七、中宮	弘化三、六、二十		
昭憲皇太后(美子)	明治	左大臣從一位一條忠香第三女	御生母女房野間幾家	明治元、十二、二十八、皇后	大正三、四、十一		
皇后宮(御名節子)	今上	從一位大勳位公爵九條道孝第四女		大正元、七、三十、皇后			
【皇略譜表】							
藤原帶子	御資格	御	父	御	母	薨去の時日	贈皇后の時日
高志内親王	平城天皇	贈太政大臣正一位藤原百川第二女	贈正一位藤原諸姉	延暦十三、五、四	大同元、六、九		
新皇嘉門院藤原駿子	仁孝天皇	桓武天皇	皇后藤原乙牟漏	大同四、五、五	弘仁十四、六、六		
新皇嘉門院藤原駿子	女御	關白左大臣從一位准三后宮司政照第七女	藤原斐子	文政六、四、三	文政七、七、十		
【皇略譜表 第二】							
御名	御	父	御	母	時日	立后の時日	崩御の時日
郁芳門院媞子内親王	白河天皇第一皇女	皇后藤原賢子	寬治元、堀河天皇准母	嘉承二、十二、一	寬治五、正、二十二	永長元、八、七	
令子内親王	白河天皇第三皇女	皇后藤原賢子	嘉承二、十二、一、鳥羽天皇准母	嘉承二、十二、一	天養元、四、二十一		
上四門院統子内親王	鳥羽天皇第二皇女	中宮待賢門院藤原璋子	後白河天皇准母	保元三、二、三	文治五、七、二十		
殷富門院亮子内親王	後白河天皇第一皇女	從三位藤原成子	壽永元、八、十四、安徳天皇准母	壽永元、八、十四	建保四、四、二		
坊門院範子内親王	高倉天皇第二皇女	藤原氏(權中納言正二位成範一女)	建久九、三、三、土御門天皇准母	建久九、三、三	承元四、四、十二		
安嘉門院邦子内親王	後高倉太上天皇第一皇女	准三后北白河院藤原陳子	天福元、六、二十、四條天皇准母	天福元、六、二十	建長三、正、二		
春華門院昇子内親王	後鳥羽天皇第一皇女	中宮宣武門院藤原原在子	順徳天皇准母	承久三、十二、一、後堀河天皇	承久三、十二、一	弘安、六、九、四	

クワウ

御名	天皇	御	父	御	母	時日	立后の時日	崩御の時日
仙華門院暎子内親王	土御門天皇第四皇女	源氏(權中納言正二位有雅女)	後嵯峨天皇准母	寶治二、八、八	弘長二、八、二十一			
達智門院并子内親王	後宇多天皇第一皇女	談天門院藤原忠子		元應元、三、二十七	正平三(貞和四)十			
皇后宮職 中宮職								
クワウゴウケウシキ	光嚴天皇	中宮職						
クワウコウテンワウ	光嚴天皇	中宮職						
クワウシツコリヤウ	皇室御領	【上代】						

御名は量仁、法名勝光智、無範と號す。後伏見天皇の第三皇女、母は廣義門院、北朝初代の天皇。後醍醐天皇の太子となる。元弘二年後醍醐天皇南狩し給ふや、北條高時天皇を立つ、在位二年、三年五月後醍醐天皇京に入り給ふに及びて、皇位を譲りて、太上天皇と號す、後、禪學を修め丹波の山中に入りて常勝寺を創め、僧侶と共に修行し給ふ、貞治三年(南朝正平十九年)七月七日崩す、壽五十二、丹波國北桑田郡山國村大字井戸山國院に葬る(大日本史、陵墓一覽)。

光佐 顯如(ケンニヨ)を見よ、クワウシツコリヤウ 皇室御領 【上代】 太古天祖高天原に在るや、天孫を以て御田となし、天邑君をして治めしむ、これ皇室御領の書に見えたる始めなり、尋で垂仁天皇の時屯田を置き、屯田司、屯倉首を置きて御領の事を司らしめ(ミヤケノ参看)景行天皇の時には磐鹿六雁命を以て膳職長とし、膳大伴部を諸國に置き、山海珍羞の物を進めしむ、子孫世々高橋氏を稱し内膳の事を掌る、成務天皇の時小長田命を以て御田職とし、大炊の政を掌らしむ、又御名代御子代あり、並に御領なり、御子代は垂仁天皇の朝、伊登志和氣王の爲めに伊登志部を置き、御名代は景行天皇の朝、日本武尊の爲めに、武部を置きしを始めてす(然れども其起りは遠く神代に在り、委しくは「ミナシロ」ミコシロを見るべし)爾來代々御名代

御子代を置きしを以て皇室御領極めて多し、中大兄皇子の有したる御子代入部等五百廿四、屯倉百八十一箇所ありしを以て其一般を知るべし、從て皇子皇女等にも分配せしを以て皇族の勢盛大なりき、然るに此等御領並に臣連伴造國造等皆己が民を置き、互に田圃池澤を割き自領とし、己が財となし、争戦已まず、弊害多かりしを以て、大化改革の時第一に此等子代の民處々の屯倉、別、臣、連、伴造、國造、村首所有の部曲の民、處々の田庄を罷めて、皇室御領は、先に別に大和國高市、葛木、十市、志貴、山邊、曾布六縣を公邑と定めたりしものを、茲に至りて其田畝戸口を檢校し官田となし、田領を置て、之を掌らしめたり、大寶令制定の時、官田、園池、御厨を置き、宮内省の被官園池司にて管す、後、内膳司に合併す、其官田は減じて、大和攝津兩國に在るもの各三十町、河内山背に在るもの各二十町とし、田領を併めて、管内雜任を差發して田司とし、毎二町に牛一頭を配し、中中月以上をして、各一頭を養はしむ、志摩は上代より大寶を買せしが、大寶以後は、高橋氏管す、之を御食國と稱す、又別に二千戸を寄せて、中宮湯沐邑となし、神護景雲二年官田を管種せしめ、町別に五百束を出さしむ(平安朝時代)桓武天皇の時御厨を山城國に置き、平城天皇の時勅旨田を置き、嵯峨天皇の時又始めて後院を置き、之に後院領を設けたり、淳和天皇天長八年河内内所外赤江、堤内赤江二處を停め竹門江、賀沼絶間江、大治江三處を定め、攝津供御江四處を停む、天皇亦勅旨田を諸國に置き、書物に見えしもの、一みにても三千三百餘町の多きに及び又官稻を廢して、攝津備前等の田を開墾せしめ、又太上天皇に一千五百戸、皇太后に一千戸の封戸を奉獻したりき、仁明天皇の時天長故事によりて、封二千戸を後太上天皇(淳和)に、一千戸を皇太后に奉る、若し損田あらば公租にて補進せしむ、又勅旨田を諸國に置くこと一千七十四町、後院領一百七十四町を置く、(後院領勅旨田は共に、後世皇室御領の重なるものとなり、「ゴキョウ」チヨクシデンノ参看、別に荒廢田空間田地を先後太上天皇(淳和)及び太皇太后、皇太后に一千五十二町を奉る、然るに地方の制亂るに及びて、御領の年貢を納めざる者漸く多し、故を以て文徳天皇齊衡二年制して、志摩國司をして、御費を檢校せしめ、若し稽緩するものは罪科に處せしむ、天安元年御稻期に後、之を以て、一月を期して貢上せしめ、若し闕怠する者あらば之を罪したり、貞觀二年重訂て制し、官田の長官等常に御稻貢進を怠り、供御を闕くを以て、長官を勅責すれば、長官郡司百姓を責め、私稻を收む、御供は最も清潔を要すべきに、疎略此の如し、法禁輕からずと雖も、特に前過を宥して、長官自ら檢察し、清潔にし期内に進納せしむ、四年更に御稻貢進の期限稻數を定む、此の御代山田三十八町七段餘を淳和院に、荒田一百八町六段を冷泉院に、三十七町五段を中宮職に寄せ給へり、陽成光孝宇多天皇共に勅旨田御厨を置くこと愈々多きを以て、隨て院宮王臣毎國に御厨を立て、民業を侵し奪ふを以て、醍醐天皇二年勅して内膳司所管の御厨、祭河、池沼を除く外、公私を論ぜず停止し、當代以後勅旨田を禁じ、後院を停めたり、尋で式を撰し、官田は山城二十町、

クワウ

大和十六町、河内十八町、和泉二町、攝津三十町とし、
 園地山城大和に七箇所を置き、其他供御貢進の條規
 を定む、此の後後院は復せられたれども、これより
 皇室御領は増加すること少くして、減退するに至れ
 り、加ふるに藤原氏清和天皇以來外戚を以て勢を得
 て、天下の權を左右し、諸國諸庄園を兼併し、諸人
 皆庄園を攝關に寄せ、其勢を頼みたり、故に權力に於
 て、財力に於ても、皇室を凌ぐに至り、英邁なる後
 三條天皇位に即くに及び、藤原氏の專權を惡み、兼ね
 て諸庄園の弊害多きを認め、大に改革する所あらん
 とし給へり、されば即位の日には關白賴通宇治に屏
 居し、其弟左大臣教通は關白たりしと雖も、唯員に備
 はるのみ、延久元年二月勅して寛德二年以後の庄園
 を停め、二年以前と雖も、券契不明なるもの、國務
 を妨ぐるものは停止せしめ、且つ記録庄園券契所を
 置き、上卿辨寄人を定め、親ら政を聽斷し給ふ、か
 く庄園を停め、記録所を置き、券契を糾さしめて私
 領を減じ、公領を増加せしむと共に、皇室御領を増加
 する事に務められ、醍醐天皇以來廢れし勅旨田を再
 興し給へり、之を新勅旨田と云ふ、蓋し當時所領は土
 地民人を併有するを以て御領の廣大なるは、皇室の
 勢の旺盛なる所以を悟らしめ給へるものなるべし、
 備前備中播磨近江等に後世に至る迄、新勅旨田、又
 は後三條院勅旨田とあるもの即ち是なり、既にして
 藤氏の衰へしより、諸人又庄園を皇室に寄するも
 の多くなり、眞孝高は、其庄を陽明門院に獻じ
 て後三條院勅旨田としたるが如き一例なり、讓位
 の後三條院院中に行ひ、廣く庄園を置きて自ら奉ず、
 鳥羽天皇又之に數ひ庄園を盛に置き、更に又寵妃美
 福門院の爲めに數百箇庄の所領を立て、美福門院其
 皇女八條門院に傳へ給へり、之を八條院領とす、其數

クワウ

二百三十餘箇庄園の多きに及べり(委しくは八條院
 御領を見よ)是より院宮亦競て庄園を置き、或は傳
 領して自ら賣し、朝廷も亦庄園を點定し、御領とな
 し給へり、後白河天皇の立つに及び、後三條天皇に
 倣ひ、記録所を置きて、諸庄園を減じて公領とし、兼
 れて皇室御領を増し給ふ、即位の始め、左大臣賴長
 等の沒收地四十餘箇庄園を後院御領とし、此の外新
 熊野、新吉社領、熱田社領、城興寺領、長講堂領
 等を併有し、數百箇所を有し給へり(鎌倉時代)後白
 河法皇建久三年三月崩するに臨み、後院領以下城興
 寺領迄後鳥羽天皇に、長講堂領を宣陽門院に讓り
 給へり、後鳥羽天皇は春華門院崩御の後八條院
 御領を傳領し給ひしが、承久の役により此等總ての
 御領は沒收せられ、幕府より堀河天皇に獻じ給へり、後
 院御領は、後高倉院(堀河天皇御父)に獻じ給へり、後
 嵯峨天皇の後深草草壁山兩天皇兄弟相繼ぐ、蓋し
 龜山の後を以て永く皇統を繼がしめんが爲めなり、
 然るに文永十一年後嵯峨御の後、後深草龜
 山互に反目し、皇位を争うに至り、此時に當り、諸
 院宮皆御領を多く所有し、後深草院は熱田社領播磨
 國新等、龜山院は後院領等、四辻親王は七條院領を
 備前院領より傳領し、安嘉門院は八條院御領を北白河
 院より傳領し、鷹司院は長講堂領を宣陽門院より傳
 領し、正親町院、室町院、大宮院、神戶門院等皆多くの
 庄園を有し給へり、故を以て互に此等御領を傳承せ
 んと欲し、互に女院の歡心を得んとすること、務め、
 諸臣等亦此等の所領の領家又は預所となりて、家を
 富まさんこと、務め、利により自ら兩派に分れたり、
 蓋し兩統並立は表面は皇位の争ひ政治的争ひなる
 も、裏面より觀察せば、財産の争奪に過ぎざるなり、
 故を以て後深草院は、鷹司院より長講堂領を傳領し、

クワウ

又神戶門院領を併有し、龜山院は八條院御領及び大
 宮院室町院領等を傳領したりき、これより後深草院
 の統持明院流は長講堂領、熱田社領、播磨國衛、龜
 山院の統大覺寺流は八條院御領、大宮院領、室町院
 領等を傳領して、互に皇位を争ひたりき(此の後
 後宇多天皇七條院領の半を四辻親王より傳領せし
 も、東寺に寄せしを以て、皇位に關係せざりき)而
 して持明院は後伏見花園の二派に、大覺寺は後二
 條院醍醐兩派に分れしが、後醍醐天皇英邁の資を以
 て、終に關東を亡ぼし、天下を親らし給ふ、南北兩統
 に分れしより、南朝御領は多く武人の領有する所と
 なれり、然れども猶乃實を納るもの少からず、北朝
 は後伏見天皇より光嚴天皇、光明天皇より崇光天皇
 に傳へしが、崇光天皇の皇弟後光嚴天皇立つに及び
 て所領兩派に分れ、其大半は崇光天皇の子榮仁親王
 に傳はり、故を以て兩派互に相惡みしが、崇光天皇崩
 御の後、後小松天皇悉く其所領を併せ、更に之を
 稱光天皇に傳ふ、稱光天皇嗣なきを以て、榮仁親王
 の孫なる後花園天皇を立てたり、茲に於て、長講堂
 領、熱田社領、播磨國衛皆皇室の御色となる、委し
 くは長講堂(チヤウカウダウ)參看(室町時代)に
 は、禁裏御料所と稱し、廣狹の二義に用ひられ、廣く
 諸司領をも含み、狹義には皇室御領のみを云ひたり
 き、而して其多くは武人に押領せられしと雖も、猶皇
 室の據りて以て頼む所は、此の三所領の一部分、即
 ち山城の山科、播磨の揖保庄、越前の坂北庄、尾張
 の井戸田庄、美濃の一色、多藝庄等を重なるものと
 し、新熊野領、上總國時森、及び丹波の山國庄、備前
 鳥取庄、及び居部上村庄、伊勢の粟眞庄、若狹の小
 濱、稻積庄、近江の舟木庄、丹後の上村庄、出雲横
 田庄、加賀輕海等のみなりき、然かも此等年貢を滯

クワウ

りなく納むるものは稀なりき、故を以て皇室の哀願
 甚しく、朝廷の諸儀式類廢し、宮門築垣破れ、三條
 橋上より御燒火を認められし程なりき、織田信長起
 るに及びて、正親町天皇元龜二年、金銀を洛中商人
 に委託し、毎月の利子を收めて供御の御料となす、
 天正三年舊御領山國庄(先是土豪の爲めに押領せら
 れたりき)を以て先規の如く御料所と定む、十一年
 豐臣秀吉舊御領十二箇郷吉祥院北條二瀬等を以て先
 規の如く御領と定め、また下白川伏見郷中西方寺分
 一、喜分を以て、伏見宮御領と定め、十二年山階郷千
 石を以て院の御領と定め、同十六年洛中の銀地千五
 千五百三十兩、米地千八百石、外に諸門跡公家衆領
 八千石と爲し、御領を七千石と定めたり(江戸時代)
 慶長六年徳川家康、所々に散在する御領を便宜の地
 に集め、凡一萬石の御領を充つ、十六年四月後陽成上
 皇へ御領の公田三千石を附す、元和七年東福門院入
 内の節、化粧料として一萬石を持參し、九年八月、洛
 外の田園一萬石を禁裏に附し三萬石と爲す、門院崩
 御の後、二萬石に復せられしも、寶曆二年に一萬石増
 して爾後三萬石と定まる、然れど僅少なる御領は、未
 だ皇室の供御に不足するあるを以て、金銀若干を補
 足す、仙洞御料はもと三千石なりしが、寛永十一年に
 七千石を加へて一萬石とせられし事あれども、後に
 は七千石の時もあり、享保二十年より、院御料一萬
 石、御二の院は七千石と定められたり、其餘復金銀若
 干を補足す、女院、東宮、中宮、女御等、其時々應じ、
 別々に御料并に補足金あり、御料地は、關東より代
 官を附け置き、其他の事務は、禁裏附、仙洞附等の
 職及び其屬員を置き、洛中は町奉行を治め、其全
 體は、所司代之を總括す、是等の費途は、御料の外
 なり、皇族攝家以下公家衆の家祿女中の俸祿も此外

クワウ

なり、種々のものを合算せば、高數十萬石に及ぶべ
 し、御大禮并に御造營の如き臨時の用度亦一切別途
 に屬するなり、家度の時に至り、文久三年より四斗
 俵十五萬俵を貢獻し、其翌年より、又十五萬俵を増
 獻し、合せて三十萬俵となす、慶應三年より、是等を
 停め、山城全國の徳川領地及び武家の領分知行を悉
 く貢獻す、其高二十餘萬石なりといふ、明治二十二
 年憲法制定の時、世傳御料、土地物件の世傳御料と
 定めたるものは、分割讓與することを得ず、世傳御
 料に編入する土地物件は、樞密顧問に諮詢し、勅書
 を以て之を定め、宮内大臣之を公告す」と定めたり
 (吹塵録、御領考、帝國憲法、皇室御領考)

クワウシツテンパン 皇室典範 明治二
 十二年二月十一日、憲法と共に欽定發布せられたる、
 皇室の制度にして、十二章よりなる、即ち左の如し、

第一章 皇位繼承

第一條、大日本國皇位は、祖宗の皇統にして男系の
 男子之を繼承す、第二條、皇位は皇長子に傳ふ、第
 三條、皇長子に在らざる時は皇長孫に傳ふ、皇長子
 及び其子孫皆在らざる時は、皇次子及び其子孫に傳
 ふ、次下皆之に例す、第四條、皇子孫の皇位を繼承
 するは、嫡出を先にし、皇庶子孫の皇位を繼承するは
 皇嫡子孫皆在らざる時に限る、第五條、皇子孫皆
 在らざる時は、皇兄弟及び其子孫に傳ふ、第六條、
 皇兄弟及び其子孫在らざる時は、皇伯叔父及び其
 子孫に傳ふ、第七條、皇伯叔父及び其子孫皆在らざ
 るときは、其以上に於て最近親の皇族に傳ふ、第八
 條、皇兄弟以上は同等内に於て嫡を先にし、庶を後
 にし、長を先にし、幼を後にし、第九條、皇嗣精神
 若しくは、身體の不治の重患あり、又は重大の事故
 あるときは、皇族會議及び樞密顧問に諮詢し、前數條

クワウ

に依り繼承の順位を換ふることを得、

第二章 踐祚即位

第十條、天皇崩するときは、皇嗣即ち踐祚し祖宗の
 神器を承く、第十一條、即位の禮及び大嘗祭は京都
 に於て之を行ふ、第十二條、踐祚の後元號を建て、一
 世の間に再び改めざることを、明治元年の定制に従ふ、

第三章 成年、立后、立太子

第十三條、天皇及び皇太子、皇太孫は滿十八年を以
 て成年とす、第十四條、前條の外の皇族は滿二十年
 を以て成年とす、第十五條、諸國たる皇子を皇太子
 とす、皇太子に在らざる時は諸國たる皇孫を皇太子
 とす、第十六條、皇后、皇太子、皇太孫を立つると
 きは、詔書を以て之を公布す、

第四章 敬稱

第十七條、天皇、太皇太后、皇太后、皇后の敬稱は陛
 下とす、第十八條、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫
 妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女中の敬稱は殿下
 とす、

第五章 攝政

第十九條、天皇未だ成年に達せざるときは、攝政を
 置く、天皇久しきに亘るの故障に由り、大政を親ら
 すること能ざる時は、皇族會議及び樞密顧問の議
 を經て、攝政を置く、第二十條、攝政は成年に達し
 たる皇太子又は皇太孫之に任ず、第二十一條、皇太
 子、皇太孫に在らざるか、又は未だ成年に達せざるとき
 は、左の順序に依り攝政に任ず、第一、親王、及び王、
 第二、皇后、第三、皇太后、第四、太皇太后、第五、内親
 王、及女王、第六、皇族男子の攝政に任ずるは、皇位繼承
 の順序に従ふ、其女子に於けるも亦之
 に準ず、第二十三條、皇族女子の攝政に任ずるは、其
 配偶者あらざる者に限る、第二十四條、最近親の皇

クワウ

族未だ成年に達せざるか、又は其他の事故に由り、他の皇族攝政に任じたるときは、後來最近親の皇族成年に達し、又は其事故既に除くとも雖も、皇太子及び皇太子孫に對するの外、其任を讓ることなし、第二十條、攝政又は攝政たるべき者、精神若しくは、身體の重患あり、又は重大の事故あるときは、皇族會議及び樞密顧問の議を経て、其順序を換ふることを得、

第六章 太傅

第二十六條、天皇未だ成年に達せざるときは、太傅を置き保育を掌らしむ、第二十七條、先帝遺命を以て太傅を任ぜざりし時は、攝政より皇族會議及び樞密顧問に諮詢し、之を選任す、第二十八條、太傅は攝政及び其子孫之に任ずることを得ず、第二十九條、攝政は皇族會議及び樞密顧問に諮詢したる後に非ざれば、太傅を退職せしむることを得ず、

第七章 皇族

第三十條、皇族と稱ふるは、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王を謂ふ、第三十一條、皇子より皇太子孫に至るまでは、男を親王、女を内親王とし、五世以下は男を王、女を女王とし、第三十二條、天皇支系より入て大統を承くるときは、皇兄弟姉妹の王、女王たる者に、特に親王内親王の號を宣賜す、第三十三條、皇族の誕生、命名、婚嫁、薨去は宮内大臣之を公告す、第三十四條、皇統譜及前條に關する記録は圖書寮に於て尙藏す、第三十五條、皇族は天皇之を監督す、第三十六條、攝政在任の時、前條の事を攝行す、第三十七條、皇族男女幼年にして父なき者は、宮内の官寮に命じ、保育を掌らしむ、事宜に依り、天皇其の父母の選舉せる後見人を認可し、又は之を勅選すべし、第三十八條、皇族の後見人は成年以上の

クワウ

皇族に限る、第三十九條、皇族の婚嫁は、同族又は勅旨に依り特に認許せられたる華族に限る、第四十條、皇族の婚嫁は勅許に由る、第四十一條、皇族の婚嫁を許可するの勅書は宮内大臣之に副署す、第四十二條、皇族は養子を爲すことを得ず、第四十三條、皇族國體の外に旅行せむとするときは、勅許を請ふべし、第四十四條、皇族女子の臣籍に嫁したる者は、皇族の列に在らず、但し特旨に依り仍内親王、女王の稱を有せしむることあるべし、

第八章 世傳御料

第四十五條、土地物件の世傳御料と定めたるものは、分割譲與することを得ず、第四十六條、世傳御料に編入する土地物件は、樞密顧問に諮詢し、勅書を以て之れを定め、宮内大臣之を公告す、

第九章 皇室經費

第四十七條、皇室諸般の經費は特に常額を定め、國庫より支出せしむ、第四十八條、皇室經費の豫算決算検査及其他の規則は皇室會計法の定むる所に依る、

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條、皇族相互の民事の訴訟は、勅旨に依り、宮内省に於て裁判員を命じ裁判せしめ、勅裁を経て之を執行す、第五十條、人民より皇族に對する民事の訴訟は、東京控訴院に於て之を裁判す、但し皇族は代人を以て訴訟に當らしめ、自ら訟廷に出るを要せず、第五十一條、皇族は勅許を得るに非ざれば拘引し、又は裁判所に召喚することを得ず、第五十二條、皇族其品位を辱むるの所行あり、又は皇室に對し忠順を缺くときは、勅旨を以て之を懲戒し、其重き者は皇族特權の一部、又は全部を停止し、若しくは剝奪すべし、第五十三條、皇族遺產の所行ある

クワウ

ときは、勅旨を以て治産の禁を宣告し、其の管財者を任ずべし、第五十四條、前二條は、皇族會議に諮詢したる後之を勅裁す、

第十一章 皇族會議

第五十五條、皇族會議は成年以上の皇族男子を以て組織し、内大臣、樞密院議長、宮内大臣、司法大臣、大審院長を以て參列せしむ、第五十六條、天皇は皇族會議に親臨し、又は皇族中の一員に命じて議長たりしむ、

第十二章 補則

第五十七條、現在の皇族、五世以下親王の號を宣賜したるものは舊による、第五十八條、皇位繼承の順序は總て實系による、現在皇養子皇猶子又は他の繼承たるの故を以て之を混する、となし、第五十九條、親王、内親王、王、女王の品位は之を廢す、第六十條、親王の資格及其他此範圍に抵觸する例規は總て之を廢す、第六十一條、皇族の財産歳費及諸規則は別に之を定むべし、第六十二條、將來此範圍の條項を改正し、又は増補すべし必要あるに當ては、皇族會議及び樞密顧問に諮詢して、之を勅定すべし、

クワウシ

皇親 天皇の親屬をいふ、親王、内親王、女王等、これなり、現今には皇族と云ふ、皇親の書を按ずるに、上古は、皇親の男子は、皆某尊又は某命と書し、女子は、某姬又は某媛と記せり、某皇子某皇女之稱は、始めて垂仁紀、景行紀に見え、某王之稱は推古紀に見えたり、爾來天皇の御子に、多くは某皇子某皇女といひ、或は某王某女王とも稱せり、降りて文武天皇の時に至り、親王諸王之別あり、又文武天皇の大寶令に於て、始めて其制を規定し、皇親を親王と諸王とに別し、皇兄弟姉妹及び皇子皇女(一世)を親王とし、皇孫(二世)

クワウ

世)皇曾孫(三世)皇玄孫(四世)までを諸王とす、玄孫の子即ち五世王以下は、王と稱するを得れども、皇親の限にあらざり、古事記、日本書紀には、皇子を稱するに、某王を以てしたれども、續日本紀以後の國史には、皇孫以下諸王にあらざれば、某王と記さず、從うて之を訓するにも、親王は「ミコ」、王は「オホキミ」と差別せり、後ち皇親繁榮するに及び、費用多端なるを以て、姓を賜ひて人臣に列すること起れり、聖武天皇天平八年に、敏達天皇の玄孫葛城王等に、橘宿禰の姓を賜ふ、これを皇親賜姓の始めとす、下りて桓武天皇延暦六年、諸勝、岡成の二皇子に廣根朝臣、長岡朝臣の姓を賜ひしより、皇子賜姓のこ起る、爾來親王諸王にして、臣籍に列せるもの頗る多く、彼の源平の如き大氏族も亦皇胤より出たり、明治に及び、皇親の稱を改めて皇族とし、且つ其範圍を廣くし、太皇太后、皇太后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王を以て皇族とし、皇子より皇太子孫に至るまでは、男は親王、女は内親王とし、六世以下は男を王、女を女王とし、且つ皇族女子の臣籍に嫁したるものは、皇族の列を除き、且つ訴訟に關しては、皇族相互の民事訴訟は、勅旨により、宮内省に於て裁判員を命じ裁判せしめ、勅裁を経て之を執行し、人民より皇室に對する民事訴訟は、東京控訴院に於て裁判し、勅許を得るにあらざれば、拘引し、又は裁判所に召喚するを得ずと規定し、懲戒に關しては、皇族其品位を辱め、又は皇室に對し忠順を缺くる所行ある時は、勅旨を以て之を懲戒し、其重きものは、皇族特權の一部、又は全部を停止し、若しくは剝奪すべしと規定せり、猶親王(シンワウ)王(ワウ)の條を參看すべし(古事類苑帝王部、皇室典範)

クワウシ

荒神 三寶荒神(サンバククラウシ)を見よ、

クワウシ

光壽 教如(ケウシヨ)を見よ、

クワウシ

光充 私年號、推古天皇十三年に相當し、凡三年間繼續す、合運國光充に作る(運歩色葉集、逸年號考)

クワウシ

廣壽院前右大臣 西園寺實永(サイエンシヨナガ)を見よ、

クワウシ

廣壽院左大臣 日野重光(ヒノシゲミツ)を見よ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウシ

廣壽院 廣壽院をいふ、

クワウ

荒損田 不吉天災地變等により荒廢して耕す能はざる田地を云ふ、不堪佃田、不熟田、損田、荒廢田皆是なり(古事類苑文武天皇)

クワウ

大寶令に、凡公私の田荒廢して三年以上なるを能く借て佃る者あらば、官司の列を経て之を借さしめ、私田は三年に、公田は六年にて還さしむ、又田に水旱蟲霜不熟の處あらば、國司實を檢し具に具申すべしと云、爾後廢水旱蟲霜あらば官に具申すべし由の勅あり、文德天皇齊衡元年十月、損田荒田言上の期承前の程限事促近となす、宜く不堪佃は、八月の内に申し、損田は損田を十月の内に申すべし、其遠國は、九月風水の損行程を通計して一に前格に依れとの官符を發す、醍醐天皇延喜の制、水旱災蝗に遭ふて熟せざるの田、一處に五十戸以上は馳驛して申上し、諸國損田を申すに、縱へば、國內の田一萬町あり、稻五十萬束を出畧すれば、使を遣はして損田を勘定し、千町に雜稻米納五萬束已下を申さしめ、自外は此數に準して定准とす、鎌倉幕府以來海内騷擾、民其堪に安んぜず、田園の荒廢所在往々これあり、後醍醐天皇再祚の時に至りて、不堪佃法を執り、此法遂に廢す、爾後騷亂打續き田園の荒蕪此に極る、徳川氏に至り、起返の法を設け、享保以來、其法大に備はり、年々農吏を督促して田園の荒損を勘査し、其回復を期せしめ、屢之を告諭すること甚だ多し(田制篇、大日本租稅志)

クワウ

皇太后 天皇の御母の尊稱なり、長樂宮とも云ふ、「オホミヤ」と訓じ、また皇后を「キサキ」といふに對して「オホキサキ」といふ、(起原)皇太后といふ稱號は、日本書紀(安寧天皇の條)に、母五十鈴依媛命(綏靖天皇)を尊びて、皇太后といふとあるを初見とす、然れどもこれは、書紀編纂の時、支那風を學びて書したるものにして、當時決して此の稱ありしにあらざり、其

クワウ

起原は遙か後世にあるべしと雖も詳かならず、大寶令撰定の時に及び、始めて明文に載せられたり、抑も皇太后は、天皇の御母にして、后位に上り給ひしを稱すること正式なれども、中には女御より進み、准后より進み、剃髮後女院となりて進み給ひしもありて、必ずしも一定せず、平城天皇大同元年桓武天皇皇后(平城太后)を尊びて皇太后となし、は令制以後皇后を皇太后となし給ひし始めとす、中宮を尊びしは三條天皇長和元年二月(一條后)を、皇太后夫人は文德天皇齊衡元年皇太后藤原順子を、女御は一條天皇寛和二年七月母儀女御藤原詮子を、准后は櫻町天皇延享四年准后二條舍子を、剃髮後は後冷泉天皇永承六年二月禰子内親王(後朱雀の后)後三條母儀寛德二年(尼)を、院號の後は元弘三年七月後京極院(後醍醐)の後正慶元年院號を皇太后と爲し給ひしを始めとす、然して中宮職ありてこれに屬し、他に行き給ふを行啓といひ、臣庶より皇太后に白すを啓といひ、敬稱には殿下と稱す、明治に至り、宮内省の内に、皇太皇宮職を置き、且つ敬稱を改めて陛下と唱ふること、なれり、國母(コクハハ)參看(古事類苑帝王部、皇室典範)

クワウタイゴウケウシキ

皇太后宮職

天子の御母后、皇太后宮の宮中一切の事を執行する役所なり、中宮職(チユウカウシキ)を見よ、

クワウタイシ

皇太子

皇位を繼承し給ふべき皇子、若くは皇女の稱號、略稱して太子ともいふ、又「ヒツギノミコト」「ヒツギノミヤ」と稱し、春宮、東宮、儲君と書し「ウケノキミ」とも云ふ、又「ハルノミヤ」、青宮「ミコノミヤ」坊、春宮、青宮、昭陽、儲君、參事、龍樓、鶴禁、前星とも云ふ、皇太子は、太子を「ヒツギノミコト」と稱し、必ずしも一人に限らず、多きは三人に及び、神武天皇の太子は、綾靖天皇と神八井耳尊、崇神天皇の太子は、垂仁天皇と豐城命、應神天皇の太子は、仁德天皇、太山守命、宇理稚郎子の三人なりしが如し、然れども是が爲め往々相續權に關して、紛擾争亂を生ぜしこと亦尠なからず、後に定めて一人と爲せり、通常皇子を立つるを例としたれども、皇子なき場合には、皇女を太子とす、孝謙天皇が聖武天皇の太子たりしが如き是なり、皇弟にして太子となれる時は、同じく皇太子と稱し、又皇太子とも併稱せしが、後には皇弟にても皇太子と皇太弟の稱と區別して用ふるに至れり、此外皇兄、後兄弟、再從兄弟、三從兄弟、皇姪、三從兄弟の子を皇太子とせるもの、叔父、叔祖父、伯祖父を皇太子とせるの異例あるに至れり、太子又通稱して儲君ともいふ、近世に至り、まづ皇嗣を定めて之を儲君と稱し、然る後立太子の禮あるを例とするに及び、儲君と太子とは、意義を異することなれり、立太子の詔は、早く繼體天皇の朝に見え、爾來其儀式漸く整頓せしが、南北朝以後、後西院天皇の朝に至る十五代二百餘年間は全く中絶し、靈元天皇の朝に和三年に再興せられたり、又立太子の時、山陵に告げらるること、後世廢たれて、寺社の祈禱と變じられたれども、靈切御劍の相傳、及び拜觀、節會等の儀式は、曾て絶えたることなし、然して東宮に關する一切のこと、春宮坊ありて之を司り、大夫以下の職員あり、又別に傳、學士を附して輔導の任に當る、其命は令といひ、群臣の上白には啓といひ、敬稱は殿下と稱し、他に赴き給ふを行啓といひ、後世これ等の制悉く行はれざりしと雖も、なほ其待遇は自餘の親王皇子に超出し、而して其妃は中世以後、多くは女御又は御息所と稱したり、明治に至り、宮内省に

クワウ

ちす、多きは三人に及び、神武天皇の太子は、綾靖天皇と神八井耳尊、崇神天皇の太子は、垂仁天皇と豐城命、應神天皇の太子は、仁德天皇、太山守命、宇理稚郎子の三人なりしが如し、然れども是が爲め往々相續權に關して、紛擾争亂を生ぜしこと亦尠なからず、後に定めて一人と爲せり、通常皇子を立つるを例としたれども、皇子なき場合には、皇女を太子とす、孝謙天皇が聖武天皇の太子たりしが如き是なり、皇弟にして太子となれる時は、同じく皇太子と稱し、又皇太子とも併稱せしが、後には皇弟にても皇太子と皇太弟の稱と區別して用ふるに至れり、此外皇兄、後兄弟、再從兄弟、三從兄弟、皇姪、三從兄弟の子を皇太子とせるもの、叔父、叔祖父、伯祖父を皇太子とせるの異例あるに至れり、太子又通稱して儲君ともいふ、近世に至り、まづ皇嗣を定めて之を儲君と稱し、然る後立太子の禮あるを例とするに及び、儲君と太子とは、意義を異することなれり、立太子の詔は、早く繼體天皇の朝に見え、爾來其儀式漸く整頓せしが、南北朝以後、後西院天皇の朝に至る十五代二百餘年間は全く中絶し、靈元天皇の朝に和三年に再興せられたり、又立太子の時、山陵に告げらるること、後世廢たれて、寺社の祈禱と變じられたれども、靈切御劍の相傳、及び拜觀、節會等の儀式は、曾て絶えたることなし、然して東宮に關する一切のこと、春宮坊ありて之を司り、大夫以下の職員あり、又別に傳、學士を附して輔導の任に當る、其命は令といひ、群臣の上白には啓といひ、敬稱は殿下と稱し、他に赴き給ふを行啓といひ、後世これ等の制悉く行はれざりしと雖も、なほ其待遇は自餘の親王皇子に超出し、而して其妃は中世以後、多くは女御又は御息所と稱したり、明治に至り、宮内省に

クワウ

東宮職を置きて萬事を處理し、大夫以下の職員之に屬す、又別に東宮武官、東宮侍講を置きて輔導せしめ、且皇位は必ず男子に限ること、なりしを以て、太子も亦皇子より立て、配偶は妃と稱し、皇族又は特に勅許を得たる華族より撰び、敬稱は舊に從うて殿下と唱ふること、なれり(皇室典範、皇室婚嫁令、古事類苑帝王部)

クワウタイジンケウ

皇大神宮

伊勢國度會郡宇治(今宇治山田市)五十鈴河上(古)度會宮、磯宮、宇治宮など稱す、また、折劔五十鈴宮とも號し、また伊勢大神宮とも單に大神宮ともいふ、後世は、豐受大神宮を外宮と稱するに對して、専ら内宮と呼ぶ、朝廷にては宗廟と稱せらる、豐受大神宮と併せて二所大神宮と稱す(天照大神(御靈代)八咫鏡、相殿神二座、左方を天兒屋根命(御靈代)右方を天太玉命(御靈代)天照大神(御靈代)降臨の時、大神親ら八咫鏡を授け給ひしより後、世世同林共殿に奉安せしめ給ふ、崇神天皇の六年に至り、皇女豐饌入媛命に命じて、始めて倭笠經邑に移し奉り、更に八十餘年を経て、垂仁天皇二十五年、皇女倭姫命に命じて鎮座の地を求めしむ、因て神宮を此地に定めて建つ、是を創めとなす、初め定めらるる時、八尋磯殿を建て大神の神衣を織奉り、又有爾島墓村に神痔を造り神政を行はしむ、孝德天皇の御宇、神痔を改めて御厨とし、神郡を置きて度會山田原と竹村に屯倉を置く、天智天皇の御宇、また屯倉を置く、凡神界の四至、東は石井朝熊尾垂尊寺を山界とし、北は比奈多島、志遠崎、阿婆良岐島、都久毛島小島等を海界とし、南は志摩の鶴原、錦山坂を界とし、西は飯高、下樋小河を神の邊界とし、飯野郡磯部河を神の近界とす、文武天皇大寶八年神月の

クワウ

調を大神宮服料に充しめ、元正天皇養老五年九月、天皇内安殿に御して使を遣し幣帛を奉らしむ、九月奉幣茲に始る、此後十一日を例日とす、光仁天皇寶龜十一年五月、神封一千二百三戸を舊に復し、桓武天皇延暦十年八月、神宮正殿及び財殿等盜の爲めに燒る、を以て、奉幣其事を謝さしめ、神宮を修造せしむ、十八年五月、正殿を改作す、平城天皇大同元年大和伊賀等の地、一千百三十戸を神封に充つ、仁明天皇嘉祥二年、二十年一度の神寶を奉る、即ち定例なり、光孝天皇和元年大神宮を造らしめ、醍醐天皇延喜の制、大神宮及び相殿神二座並に大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預り、度會多氣飯野を神三郡とし、其他諸國に於て神封三百五十餘戸、神田四十餘町を充奉り、其後朝廷歴々神封奉幣等のこと絶えず、凡歴世天皇大神宮を齋み祭り給ふ時は、敬誠を盡し給ひ、踐祚、大嘗、即位及び國の大事、潦旱疾疫ある毎に、必ず大極殿に御して幣使を發遣し、其神宮に至るまで日毎に御拜を行ひ給ふ、王臣以下職は錦綾、豐受宮には緋緋黃白帛を用ふ、王臣以下職は幣を供ふる事を得ず、皇太子と雖も、朝廷に奏して後ち之を獻る、往時は皇女を以て齋宮(サイアウ)と爲し、祭祀に奉侍せしむ、而して古來品位の階なく、一宮の稱なく、名神の祭に預り給はざるが故なり、凡神宮に入るもの、兵仗を帶ぶる事を許さず、また僧徒は神境に入る事を得ず(還宮、預め宮地二處を定め置き、二十年毎に正殿寶殿及び外幣殿皆新材を採て造營し、更に遷し奉る、之を式年と云ふ、九月十五日を以て正遷宮の式日と定む、後世に至るまで之を改むることなし、猶委しくは古事類苑神祇部を見るべし)祭祀は、二月十二日を祈年といひ、四月

クワウ

九月の十四日を神衣といひ、六月十七日を月次といひ、九月十七日を神嘗といひ之を行ふ、其他正月元日、十五日、三月三日、五月五日も、また祭を行ふ(神職に、祭主、宮司、大神主、禰宜、大内人、大物忌、父、小内人等あり、各條に就て見るべし)別宮に荒祭宮、伊佐奈岐宮、月讀宮、瀧原宮、瀧原地宮、伊雜宮、風日祈宮等あり、各條に述べたり、就て見るべし、攝社四十箇所あり(神宮雜例集、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)増補の部參看、

クワウタイテイ

皇太弟

天皇の皇弟にて、皇太子と爲り給ひしをいふ、クワウタイシ參看、

クワウタイフジン

皇太夫人

皇の生母たる夫人、女御の尊稱、清寧天皇元年、妃葛城韓媛を尊びて皇太夫人と稱せるを初とす、後世皇太后の尊稱を用ふることは及ぶ、其稱亡びて聞えざるに至れり、待選始と皇太后と同じ「クワウタイコウ」、國母(コクハハ)參看(令義解、續紀、三代實錄、古事類苑帝王部)

クワウテイ

皇帝

天皇の稱號、令に、皇帝華夷所稱、義解に謂華、華夏也、夷、夷狄也、言王者詔誥於華夷、稱皇帝、即華夷之所稱亦依之也、唐六典

クワウ

凡華夷之通稱、天子曰皇帝こと見え、續紀天平勝寶八年十二月の詔の中に、皇帝敬白、天平寶字元年十一月の勅に、皇帝皇太后如日月之照臨、并治萬國こと見えたり(○泰始皇天下を併吞し、自ら以らく徳は三皇五帝を兼ねたりとし、皇帝と稱すと史記本紀に見えたり、これより此の稱起る、

クワウトククワン

廣徳館

舊富山藩の學校(富山越中國富山城三ノ丸四ノ升形内)創立安永二年前田利興學館を創立し、三浦衛貞を學頭とし子弟を教育す、寛政三年利幹の時學則を改む、天保六年利保學事を興起し、博物館を設け産物も稱す、慶應元年利同學則を更正し、文武の業を修めしめ、師範家には家塾を設けしむ、明治元年九月火災に罹り、更に民舎を假り塾舎を設く、二年十月變則學校を設け英學を教ふ、此時藩學校と改め、富山二番町に移し漢學を專修せしむ、又其支校を同總曲輪の民舎に設け徳業堂と稱し皇漢洋數學の四課を教ふ、又別に演武場を同山王町民舎に移し擊劍を專修せしむ、茲に於て廣徳館の學規及び院内の武伎悉く廢棄し、四年七月廢藩に據り全く廢絶す、五年有志者共立義塾を富山御指町に興す、是より先き變則中學を同梅澤町に設置す、後ち兩校合併す、同年七月學制頒布に際し閉鎖す(日本教育史資料)

クワウトククワン

廣徳館

舊富山藩の學校(富山越中國富山城三ノ丸四ノ升形内)創立の年代詳かならねど、藩主五代松平信庸の時代なるべしといふ、其後盛衰ありと雖も廢絶に至らず、始め文學のみなりしが、十一代信豪の時文武を合して諸生を教育す、維新後に至り廢す(日本教育史資料)

クワウニンテンクワン

光仁天皇

名

クワウ

御名は白壁、天智高祖天皇とも稱す。天智天皇の孫にして施基皇子の第六王子、母は紀諸人の女...

クワウ

三十二年七月三宮に准じ、光範門院の號を受く、永享五年十月薨逝、年五十。尊号分派、歴代皇紀、大日本史、陵墓一覽。

クワウ

いまや定説として史家に許るるに至れり、史論は載せて當年の史海にあり、就きて見るべし。大日本史、陵墓一覽。

クワウ

尊号空藏菩薩。天智元年三月僧行基の創建なりといひ傳ふ、天智九年九月笠峰の靈驗に因り、聖武天皇勅して勅願所と爲し給ふ...

クワウ

三浦郡南北の内、一向宗門徒は悉く當寺檀越たるべきの下知あり、天正十九年徳川氏門前永十貫文の地を賜ひ、延寶三年六月三浦郡柏原百石の朱印を賜ふ...

クワウ

雑語と譯す、能く種々の語を爲す故なり、又非好報とも惡報とも譯す、西方の主にて西方を守護す、故に西方天と云ふ、須彌山の半第四層西白銀埵に住す...



釋語と譯す、能く種々の語を爲す故なり、又非好報とも惡報とも譯す、西方の主にて西方を守護す、故に西方天と云ふ...

クワウ

も其詳細を知るに由なし、開基以降殆ど一千三百年の星霜を閲し、今尚ほ微妙莊嚴の諸佛と、高雅雄偉の堂宇とを存するは、世に稀なる古名刹といふべし、峰岡は今猶ほ地名に存し、八角堂の邊に在り、樓門、當寺の總門にして、嵯峨街道の北側に在り、南面す、左右金剛力士は鳥佛師の作なりと傳ふ、講堂、樓門の北に在り、南面す、本尊丈六の阿彌陀、保元中藤原信賴勅命により起工し、永萬元年竣功す、爾後大に修繕を加へたれども、其構造一種の規制を存し、猶ほ舊觀を更めず、今特別保護に屬す、大森殿、講堂の北に在り、泰川勝、漢織女、吳織女を合祀す、○太子堂、大森殿の北に在り、南面、一に上宮王院といふ、聖徳太子手刻の肖像を安じ、當初太子在世の時用ひ給ひし古製の冠、黄袍、單衣、下襲、袴を著すといふ、○石燈籠、太子堂の前に立つ、世にこれを大森形と稱し、石工等の模倣する所なり、○假金堂、樓門の西北に在り、東面、元は祖師堂なりしが、天正中金堂焼失の後再建して、藥師佛を移し假金堂と稱す、文明中の建築なり、○地藏堂、同所の北に在り、假金堂と同時の再建にして、地藏尊を安ず、世に埋木の地藏と稱し、空海の作と傳ふ、○桂宮院、太子堂より一町許西に在り、東面、八稜形なるを以て世に八角堂と稱し、又奥の院ともよぶ、推古天皇十二年、太子此勝地を相し宮舎を起し、楓野別宮と命け、其後率めて精舎となす、此堂は當初の建築にして、今に于二百九十餘年の久しきを經て平安第一の古堂なり、中央に上宮太子(十六歳の肖像自作と傳ふ)、左右に如意輪觀音(太子自作)、阿彌陀(隋の煬帝の獻するところといふ)を安ず、正面の欄間に桂宮院三字の匾を掲ぐ、前に禮殿一字あり、○什寶は、十二天像(宅前軍)聖徳太子繪傳(兼政眞筆)羅說明王、愛染

クワウ

像、準師佛母像、能惠法師繪卷(土佐行長畫、寂蓮法師詞)南山大師畫像、其他古文記録も多し、資財帳の如きは最も重要な物といふべし、就中如意輪觀音(木造、傳百濟貢獻)能惠法師繪卷物、廣隆等緣起資財帳(貞觀十五年記)、資財物交實録(寛平二年記)、彌勒菩薩座像(聖徳十二年神將立像、木造)、藥師如來立像、阿彌陀如來座像、地藏菩薩不空罽索觀音、增長廣目持國三天王、阿彌陀如來、毘沙門天、吉祥天(以上木造立像)等は皆優秀のものにして國寶に屬す、○當寺の大森の牛祭は古來京都の一名物なりしが、維新後一時中絶し、後ち再興し、毎年十月十二日夜(舊九月十二日)行ふと云ふ、ウシマツリ參看(平安通志、京華要誌、京都名勝志)を見よ、
クワウリヨウジ 荒陵寺 四天王寺(シテウツツシ)を見よ、
クワウレイサイ 皇靈祭 明治時
代、歷代天皇の皇靈を祭らるゝを云、春秋二季(春分秋分の時にあたれる日)に之を行はる、故に祭日一定せず、而して春季に行ふを春季皇靈祭、秋季に行ふを秋季皇靈祭といふ、此二季に祭を行はるは、春分秋分は一年の中にて晝夜平分の時なればなり、この皇靈祭は二の禮典を含有す、一は即ち皇靈祭にして、一は神祭祭なり、神祭祭は八神と天神地祇との二祭典を行ふ者なりとす、
クワウクヨク 鶴翼 軍陣の備へ立の一、鶴が翼を左右に張りたる如くに立てたる備にして、敵勢の中に取籠めんとする形勢を保つものとす、魚鱗と反する備立なり、太平記補出張天王寺出軍の條に、一手は住吉の松の陰より懸出鶴翼に立て開き合す、六波羅の勢を見合すれば、對揚すべき迄もなき大勢なりけれ共、陣の張様しどるにて、却て小勢に圍れぬべくぞ見へたりける」と見えたり、其形は右圖の如し、

クワウ

クワウロゼン 黄櫨染 染色の名、海松茶のほげたること、色なり、延喜經殿式に綾一匹に櫨十四斤と蘇芳十一斤、酢二升、灰三石、薪八荷とてそめる由見えたり、天皇御の御袍の染色なり、次の條參看すべし、
クワウロゼンノコハウ 黄櫨染御袍 御儀式の時、天皇常に著御の御袍、黄櫨染に染めたる袍なり、因て名づく、紋は桐、竹、鳳凰、麒麟、縫様は縫肢に同じ、夏は生、裏なし、冬は練、裏は平絹、色は表に同じ、もと天皇は帛の御袍なりしが、弘仁十一年二月詔して服色は朝日受朝賀日廳政及び蕃國使表を受る時、奉幣大小諸會には黄櫨染を用ひらる、其後代々用ひ給ふ、鎌倉時代には常に著御し給はざりしと見え、禁裏抄に、主上尋常著御、近代、無其沙汰と云へり(延喜式、北山抄、裝束圖式、裝束集成)
クワウエイサンダイキ 花營三代記 寫本三冊、刊本一卷、詳書類從四百五十九、經濟雜誌社本十九輯に收む、足利義隆將軍の貞治六年より、義隆將軍の應永三十二年迄三代の日記なり、又武家日記とも云ふ、書體粗略なる上に、缺けたる年多ければ、恐くは抄略したる本を傳へたる者なるべし、(花營三代記、國史學業)
クワウエキ 課役、ウケヤクを見よ、

クワウ

クワウエイロノシタガサネ 花葉色下襲 下襲の經黄色、繡款冬色の表に、青打の裏を附けたるものを云ふ、三月の頃之を用ふ(飾抄、西三條裝束抄)
クワウエン 臥烟(臥筵、瓦烟) 江戸幕府の時(一)火消の中間處ノ者及び(二)江戸城見附の警固に附屬せる奴僕の稱、其名の起り臥烟の音にて、火消の稱に起るといひ、また寒暑とも筵席に起臥する故に臥筵と名づくとも云ふ、江戸職人歌合臥烟の條に「ふり廻す纏の露にかけみえて、ひのこまじりに月ぞちりかふ」と見えたり(官中要録)
クワウカイ井 華開院 山城國京都上京區行衛町、浄土宗、清淨華院末に屬す、○本尊阿彌陀如來、
クワウカカウ 藿香 藿香の一種、和漢通名、類聚雜要抄に藿香云々、已上香薰衣香用之、香靈莖乙莖納銀蜜四口、一口藿香、大内問答に、老若とも、くわくかう丁子をば四季共に用ひらるべきなり、華夷草木考に、須藤園出、藿香、挿枝便生、葉如都梁、其花燥更芬馥、亦木爲粉以傅身、と見えたり、
クワウケネ井ニフダウサキノナイダイジン 廓然院入道前内大臣 正親町三條

クワウ

クワウクワンブ 火浣布 石綿を以て織れる布を云ふ、和蘭語「アミヤントンス」といふ、石綿は輝石、角閃石、蛇紋石等の纖維状となりて多少屈曲し得べきもの、稱、紋白くして綿の如き故に名づく、武藏上野信濃越後等に産す、明和元年二月、平賀鳩溪創めて火浣布を製し香敷に作る、銀葉雲母に勝り、質和かにして火氣漸く通る、故に香氣程かなりしかば、外人之を見て賞讃せりといへり、後ち其香敷を幕府に奉りたりと傳ふ、然れども大抵三四寸に限りしと云ふ、倭訓栞には、火浣の毛にて織りたる物と云へり、また支那にては、書隱叢書、述異記に、南方火山の木皮にて織るとし、又火雞毛或は火光獸毛或は火浣草にて織ると云へり(和名抄、傍廂、續昆陽漫錄、武江年表、倭訓栞)
クワウケイ 火刑 火烙(ヒアアリ)を見よ、
クワウコ 課戸 戸内に調庸を輸す男、即ち課口一人以上ある戸を云ふ(令義解)
クワウコウ 課口 大寶令の制、課役に服すべき

クワウ

クワウコウシ 書工司 書工司、エダクミノツカサ」と訓む、
クワウサ 過差 分限に過ぎたる義にて、奢靡のさまをいへる時代語、過誤の意にあらず、大鏡に、左大臣時平延喜の世間の作法した、めさせ給ひしかど、くわさをえしづめさせ給はざりしに、明月記に、嘉祿二年四月六日入夜中將來云、殿下仰云、入内御屏風和歌事云々、古今過差、必然不被用(舊物)歟、云々と見えたり、

クワサ

クワサイ

冠者「クワンシヤ」を見よ、
火罪 火焙(ヒアブリ)を見よ、
火葬 名佛葬の一、死體を火

して、其遺骨を葬るをいふ、また茶毘とも稱す、釋
氏要覽に、闍維、或云茶毘、或耶維闍毗、正梵云闍維多
比、此云焚燒と見ゆ、時代または其人の身分
により相違あるは、いふまでもなし、今其一例を擧ぐ
れば、類聚雜例に後一條天皇の御葬禮の事を述べて
「長元九年五月十五日丙申、山作所行事等供、筵道、
(長延)次御輿長等昇御棺(中略)兼房朝臣、經輔朝
臣、章任朝臣、定經朝臣、義通朝臣等、以生絹結
冠額、御棺蓋、挿、次經輔朝臣取合資通、經長
朝臣等所持之火、挿付御棺、奉茶毘(中略)事畢先
破、却貴所板敷等、以酒滅火、慶命、尋光、延壽、真
圓、濟祇等咒土砂、散御葬所上、其後權大納言、新大
納言、前大僧正慶命、權少僧部濟祇等給御骨、經輔
兼房朝臣等、採折敷、祇候、以御骨(一升許)奉納
茶院壺、加納咒砂、以眞言書一卷(梵本)結付壺
上(中略)左中辨經輔朝臣奉懸之、奉渡淨土寺、
(中略)次式部大輔資業朝臣、美作守定經朝臣等向
御葬所、採、掘覆土、其後人夫等從、此役、御墓上立
石卒都婆、藏院羅尼、其週立釘貫、又右衛門尉季任、
令、人夫掘、塘其週、令、殖樹云々(下略)と見え、ま
た後光嚴院崩御記に、東山泉涌寺御葬禮、(中略)火
屋には、まばりに假がきを立て、其中に幔を引く、
火屋は、うす檜皮なり、御前に鳥居を立、御棚あり、御
位牌を立、兩の腋に大香爐に沈をたく、すぐ、御棺
を入奉て、御輿をばとりのけ、長老よりて又燒香し
て、薪に火をたい松にてつけられ給、又其間傍殿
咒一卷をばりて、光明眞言、さて供奉の人々、火の
もゆる程に、なく、かへられけるにや」と見え、

クワサ

るにて其大概を何ふに足るべし、尙又鎌倉時代には、
燃料に薪を以てせずして藁を用ひし事、玉葉、吾妻
鏡等に見えたり、起原詳かならず、續紀文
武天皇の四年三月の條に、道昭和尙物化(中略)弟子
等奉遺教、火葬於栗原、天下火葬從此而始也」と見
ゆ、火葬の事實の史に見えたるは蓋しこれを以ては
じめと爲す、而して異本鎌倉傳には、鎌倉を火葬せ
しこと見え、多武峯縁起鎌倉改葬の條に掘取遺骨
とも奉瘞御骨ともあり、いまだ其是非を詳かにせ
ず、暫く記して疑を存す、今按ずるに、賦役令に、凡
丁匠、役に赴いて其身死すれば棺を賜ひ、道に在り
て死すれば、所在の國司官物を以て作給し、並びに
路次に埋殯し、碑を立て、本貫に告げ、もし家人の
來り取る者なくば、これを燒くと見え、軍防令にも、凡
行軍、兵士以上、病にて死する者あらば、其屍は當
所に埋殯すと見えたり、是によりて考ふれば、令
撰定の時、既に火葬の風が、社會の一部に行はれし
なるべく、然らざれば突如として此新例を開かるべ
くもおもはれず、令の發布は、大寶元年にして道昭
逝去の翌年なれば、撰定は其已前たるや論なく、なほ
近江令にも此規定存せしやも論なく、なほ
近江令には、これなくして大寶の新令撰定の時、はじ
めて此規定ありしとせんにも、道昭火葬の迹に鑿み
てこれを設けたりと考ふるは、頗る不合理なり、道
昭以前、既に早く火葬の風吾國に行はれたりと認め
らるべし、なほ佛教一度渡來して忽ち上下の信仰を
得たる事蹟に徴しても、道昭の時に及ぶまで、火葬の
風を傳へざりしとするは疑ふべきなり、蓋し道昭以
前は社會の下層のみに行はれ、貴族間には行はれざ
りしな、昭の時に至り始めて上流にも其風を及ぼし
たるより、續紀の著者「天下火葬從此而始也」と記

クワサ

したるものなるべし、要するに六國史をばじめとし
て吾國の歴史は悉く貴族間の出來事蹟を記したるに
過ぎざるが故に、下民の習俗の如きは措て問はざり
しならん、また續後紀承和五年五月、藤原吉野奏言
の條に、菟道稚郎子、遺教して散骨せしめ給ひし
こと見ゆ、もし信なりとせば、或はこれ火葬なりし
にあらざるか、天皇の火葬は、持統天皇に始まる(大
寶二年)爾來火葬の風上下を通じて行はれ、平安朝以
後に及びては佛教の隆盛と共に益々其流行を來し、
殊に上流社會にありては、殆ど火葬ならざるはなき
の有様を呈したり、降りて江戸時代に及びてもまた
一般の國俗は火葬を營みし、將軍並に諸大名の如
きは、多くは土葬なりき、而してまた一面にありて
は儒學の勃興に伴ひて、火葬を非とする說漸く行は
れ、土佐の野中兼山、會津の保科正之の如き、皆火葬
の禁を藩中に布き、水戸藩また儒葬の式上下に行は
れ、土葬の風漸く勢を得たれども、こは只或地方ま
たは或階級の人に留りて一般は多く火葬なりき、天
皇の火葬は持統天皇以來積習となりたりしが、後光
明天皇深くこれを厭はせ給ひしかば、其崩御に當り
土葬の儀を行はんとしたれども、積年の餘習改め難
く、遂に其式を火葬に藉りて、其實を土葬にするの
折衷策を採り、其後も數代此例によられしが、孝明
天皇の葬に際しては、全く土葬の式に復されたり、
葬式(サウシキ)參看(古事類苑禮式部)

クワサン

花山院 山城國京都近衛の
南、東洞院の東一町、今の下立賣の北高倉の西に當
る所に在り、貞保式部卿の宮家にて、藤原忠平之
傳領す、時人、東宮と號す、師輔また傳領す、冷泉天皇
皇太子の時、東宮御在所と爲る、一名東一條と云、師
實の時、大内春宮に據して造るといふ、花山院と稱

クワサ

○家忠—忠宗—忠雅—兼雅—忠經—定雅(同日)

せしは、四面の築垣の上に、羅紗を植ゑたるを以て、
花の時色々の様にて、錦を山におほへるに似たり、因
て名づく、吉部祕訓抄に、元是彼法皇御所爲、板棟門、
四角植、萩、築垣土棟上植、羅紗、四條宮令、傳給、京
極大殿康平之比令、作此宮屋、給、當爲在所、稱、近
衛殿云々、屋大殿御領也、地四條宮御領也、仍予彼宮
造遣、宇治法定院爲、其替、給、件地、畢、當世無、同祿
之難、所只此亭也」と見え、又南方紀傳に、延元元年二
月二日山門より還御、花山院に入せたまひ、此より夜
にまぎれて吉野へ御幸ありしと見えたり(平安通志)

クワサン井ノイヘサダ 花山院家定
名 金光院入道と號す、法名理圓、文保二年
八月右大臣に累進し、元應元年四月辭す、元亨三年
八月出家、康永元年四月二十八日薨す、年六十六(公卿
補任、大臣補任)

クワサン井ノイヘスケ 花山院家輔
名 法雲院と號す、弘治三年三月内大臣と爲
り、同年九月右大臣に轉す、天正二年二月辭し、六
年三月出家、八年十月二十七日薨す、年六十二(公卿
補任、大臣補任)

クワサン井ノウチ 花山院氏「クワサン」
キシともいふ、姓は藤原、御堂關白道長の孫、宇治關
白師實の二男、從一位左大臣家忠、始めて花山院と號
す、當家は昭宣公基經の居第にして、其殿後世まで
存せりと云ふ、世々大臣大將を先途とし、筆を家の
業とす、七清華の一、子孫相繼ぎ、明治に至り華族
に列し、侯爵を授けらる、家忠の一族に大炊御門、中
山、難波、飛鳥井、野宮、今城諸氏あり、是を花山院家
と稱す(尊卑分脈、家譜、右職中抄)

通雅 家教 家定 長定 兼定 通定
忠定 持忠 政長 忠輔 家輔 定熙
定好 定誠 持實 常雅 長熙 愛徳
家厚 家威 忠遠 親家
クワサン井ノカネマサ 花山院兼雅
名 從花山院と號す、兼雅の子、文治五
年七月内大臣に進み、建久元年七月右大臣に轉す、九
年十一月左大臣と爲る、正治元年六月辭す、二年七
月出家、同月十八日薨す、年五十三(公卿補任、大臣
補任)

クワサン井ノウダイジン 花山
院前右大臣 花山院忠經(クワサン)キ
ンタダマシを見よ、
クワサン井ノサキノナイダイジン 花
山院前内大臣 花山院愛徳(クワサン)キ
ンタダマシを見よ、
クワサン井ノサダトモ 花山院定誠
名 文恭院入道と號す、貞享元年内大臣と爲
り、三年三月辭す、元祿五年二月剃髮、寶永元年十
月二十一日薨す、年六十五(公卿補任、大臣補任)
クワサン井ノサダヒコ 花山院定熙
名 霜松院と號す、元和五年二月内大臣と爲
り、同年十二月辭し、七年正月右大臣に轉じ、同月
薨む、寛永九年十二月左大臣に任じ、また直に罷
む、十一年十月十二日薨す、年七十七(公卿補任、大
臣補任)

クワサ

クワサン井ノサダマサ 花山院定雅
名 粟田口入道、また後花山院と號す、建長
四年七月内大臣に任じ、同年十一月右大臣に轉す、六
年十一月辭す、康永元年十二月出家、永仁二年二月
三十日薨す、年七十七(公卿補任、大臣補任)

クワサン井ノサダヨシ 花山院定好
名 淨真院と號す、慶安二年二月内大臣と爲
り、承應二年十一月右大臣に轉す、三年六
月薨む、四年五月左大臣に任ず、寛文三年正月また
辭す、十三年七月四日薨す、年七十五(公卿補任、大
臣補任)

クワサン井ノタツネ 花山院忠經
名 花山院前右大臣と稱す、建永元年三月内
大臣と爲り、承元元年二月右大臣に轉じ、二年五月
辭す、建保元年十二月出家、寛喜元年八月五日薨す、
年五十七(公卿補任、大臣補任)

クワサン井ノタナカ 花山院忠長
名 削髮して淨屋と號す、法名紅雲院了淵、
左大臣定熙の二男、野宮家の祖、官左近衛少將
に至り、從四位上に叙す、忠長年少にして容貌美麗
なり、慶長十三年の春、飛鳥井雅賢、鳥丸光廣、大炊御
門頼國、難波宗勝、松木宗信、徳大寺實久等と伴を結
びて遊蕩し、又宮女と醜聲あり、事覺はれ、翌年十
一月蝦夷に流竄せらる、寛永十三年赦に遇うて武藏
に居り、髪を削りて淨屋と號す、慶安五年京師に歸
り、寛文二年九月二十六日卒す、年七十五(諸家知譜
拙記、野史)

クワサン井ノタダマサ 花山院忠雅
名 花山院前太政大臣と號す、仁安二年二月
内大臣に任じ、三年八月太政大臣に轉す、嘉應二年
六月太政大臣を辭す、元暦二年二月出家、建久四年

クワサ

八月二十六日薨す、年七十(公卿補任、大臣補任)
クワサン井ノツネマサ 花山院常雅

クワサン井ノサダイジン 花山院左大臣
クワサン井ノマサナガ 花山院政長

クワサン井ノミチサダ 花山院通定
クワサン井ノモロカク 花山院師賢

クワサン井ノモロカク 花山院師賢
クワサン井ノモロカク 花山院師賢

クワサン井ノモロカク 花山院師賢
クワサン井ノモロカク 花山院師賢

クワサ

となり、左大辨を兼ね、超えて攝中納言に拜す、後醍醐天皇の御代に及びては中宮権大夫、右衛門督、彈正尹等を兼任し、正二位大納言に陞る、天皇の北條高時を誅して、皇政の復古を圖るや、師賢實に其主謀者の一人たり、既にして謀洩る、師賢避けて北山に屏居す、尋で高時天皇を捕へて配流せんことを謀るに及び、藤原藤房等と共に夜陰私に天皇を奉じて禁中を出で、三條河原に到り、天皇は變裝して笠置に

クワサン井ノモロツク 花山院師賢
クワサン井ノヨシノリ 花山院愛徳

クワサン井ノヨシノリ 花山院愛徳
クワサン井ノヨシノリ 花山院愛徳

クワサ

す、尋で辭し、十二年三月十六日薨す、年七十五(公卿補任、大臣補任)
クワサンゲンジ 華山源氏 華山天皇の皇子清仁親王より出づ、清仁、延信を生む、後一條天皇萬壽二年源姓を賜はる、神祇伯となる、子康資王を生む、祖父清仁の養子となる、安藝權守顯康を生む、顯康の子顯廣王神祇伯となる、是より子孫相承けて神祇伯に任す、伯となるに及びて皆王氏に復す、後世白川氏と稱す、明治に至り、華族に列せられ、伯爵を授けらる(皇胤昭運録、帝王編年録、尊卑分脈、華族譜)

クワサンジ 花山寺 元慶寺(クワンギヤウ)
クワサンテンワウ 華山天皇

クワサンテンワウ 華山天皇
クワサンテンワウ 華山天皇

クワサ

所なるを以て、伊尹の子義懐外戚として天皇の信任を蒙り、漸く權勢を得るを見、天皇を脱履せしめて太子を擁立せんことを企てしが、今や概乎卒して悲哀に沈み給へるに乗じ、子道兼及び僧嚴久等に意を含め、人生の無常なるを説き、出家して概乎の冥福を祈るべきを勧め奉る、天皇之が爲めに意々出家入道の念を發し、旨を道兼に傳ふ、道兼贊して曰く、陛下の志大だ佳なり、臣不肖と雖も幸に厚恩を辱す、願くは隨從して共に道に入らんと、即ち夜天皇を勸めて、密に禁門を出で、花山寺に向ふ、道にして道兼を順みて曰く、讓位は大事なり、なほ思慮を致さん、道兼曰く、願置既に太子に渡る、再び宮中に還幸あるも、また如何ともなしがたし、茲に於て天皇遂に意を決して花山寺に入り出家し給ふ、道兼奏して曰く、臣頃日兼家を見ざる、こと久し、願くはいまだ形を變ぜざる前に家に歸り、父の意を安せん、願くは暫くの暇を賜へと、即ち坐を起ちて去る、天皇はじめて道兼に欺かれたるを知りて、悔ひ給ひしも、身已に出家入道の後なりしを以て策の施すべきなし、時に年僅に十九、在位二年、年號を立つること一、花山法皇と稱し奉る、出家の後常に律を持する事精嚴なり、また常に名山古刹を遍歴し、其熊野に幸するや、徒歩持杖備に艱苦を嘗め、病て海濱に臥するに至る、數年の後入京し外祖母の家に居り稍々婦女を近け志操遂に變ず、性好思あり、宮室器玩の類創所にかゝるもの多し、また和歌を好み給ひ、其親撰する處拾遺集あり、寛弘五年二月八日崩す、壽四十一、山城國葛野郡衣笠村紙原上陵に葬る(本朝通鑑、大日本史、陵墓一覽)

クワシ

クワシ 課試 王朝時代における官吏登庸試験をいふ、大寶令に於てはじめて其規定あり、一は所謂實験(ゴッコ)の條參看にて今日の高等文官試験に相當す、一は國司の推舉によるものにして、今日の普通文官試験に相當す、而して前者は其資格、大學國學の出身者を限ると雖も、後者は白丁即ち庶人より出づるを得、京官にしては實人、坊令、里長、外官にては郡司、國博士、醫師等に任ぜらる、又算生、算得業生にも課試あり、算道(サンダウ)の條を見るべし(令義解、古事類苑文學部)

クワシ

クワシヤウソク 火事装束 江戸時代出火の際武門にて用ふる装束を云ふ、火事の防備は、獨り火を消すの用にあらす、殊に非常の變に備ふる者なり、故に時に依りては武具を備へ、鉢、小手、鍬、帷子など、用ひしことあり、然れども今はたゞ火事の防ぎにあづかる装具に就きては、頭巾、鉢、火事の如く、吹返、肩庇、八幡座、總角の鉢など眞に鐵整に異ならず、ただ張貫、又は木製なるのみ、中には軍陣のかぶとを用ひたるもあり、昔は素襦なりしが、次第に華美となりて、龍頭、白星など金銀を以て打て付けたるもあり、鍬は羅紗を用ひ、長さ凡三尺餘あり、紋所或は龍虎、鳳凰、又は水車など種々の繡物をなす(羽織)羅紗又は革あり、明暦の比より士以上の者は必ず羅紗を用ひ、下賤の者のみ革を用ふ、革羽織にも種々の紋模様等あり、白羅紗、紫羅紗、黄羅紗は、陪臣の用ふることを許さず(袴)野袴踏込を用ふ、地は純子の羅子類、常の野袴の如く之を縫ふ、芝スリビロード又は羅子など、黒色多し、厚さ一寸五六分、又は二寸位、下賤はせまく貫入はひるきを例とす、踏込を用ふる人は、地は紗綾琥珀又は棧留などを用ひ、縁は一寸より一寸五分位、立附は下賤の人

クワシ

クワシヤウ 和尙 「オシヤウ」の條を見よ、
クワシヤウ 官掌 「クワンシヤウ」といふを故實なりと云ふ、唐名は左は掌同、右は尙同(備前太政官辨官の下に在りて、訴人を通傳す、使

クワシ

部を檢校し、官府に守當し、廳井に禁中の舖設を掌る。關西左右官掌各二人、大辨以下之を判補す、職原抄に、太政官長官行節會一任之、納言以下主典以上者除目任之、史生官掌者判授之官、而太政官者、其寄異他、仍史生官掌尙爲重職とあり。關西武天皇の大寶元年制定す、後世世襲となり、左は小野氏岩崎氏(共に紀氏)右は庭田氏、峰氏掌り、江戸時代には左は家領三石、右は家領二石を授けられたり(令義解、職原抄、地下職官志)

クワシヨ

過所(過書) 關西路次の煩なきため、朝廷及び幕府より出したる證狀をいふ、其所を過るは官の處分なる故にまか云ふ、王朝時代の制、凡そ關を通過せんとする者は、各本部(本貫)本司(警は大舍人にて右京の人、關を越えんとする時先づ大舍寮に申し、寮より右京職に送り、職、判して給ひ、地方にては本部なる郡を経て、郡亦國に申すの類なり)を経て官省に請うて過所を得證となす、有功期限は三十日なり、船舶も長門攝津等を過ぐる者、同じく過所を得ざれば通行を許されず、過所を得し船を過所船と云ふ、過所式左の如し、

其事云々度其關一往其國
其官位姓(三位以上稱卿)資人位姓名、年若干、(年若干庶人稱本屬)從人其國其郡其里人姓名、年若干(年、奴名年婢名年)其物若干、其毛牝牡馬牛若干疋頭
年月日 主典位 姓名 (關市令)
次官位姓名
後世關所にのみ限りて過書を用ひ、關所手形とも云ふに至る、路次過書は吾妻鏡文治元年三月十三日源賴朝の發したる過書に

クワシ

下 四海山陽道諸國御家人
可令早無事煩、勸過對馬前司上道事
右彼對馬前司自任國所上道也、諸國路次之間、無事煩、無狼藉、可令勸過之狀、所仰如件以下、
元曆二年三月十三日
前右兵衛佐源朝臣
と見えたり、後世のは、朽木文書に、
佐々木木村木村五郎被官人五百人(荷物有り之)馬五拾疋(荷物有り之)毎年自江州連々可上落、諸關渡上下無其煩、以彼印、可勸過、候由、所被仰下也、仍下知如件、
延徳二年十月五日
散位三善朝臣兼備前守源朝臣兼

クワシヨクノシタガサネ

火色下襲 赤色の下襲、臨時客、賭博、試樂等の晴の日、貴人之著用す、火色とは赤色なり、表裏共に赤色の打物にて中階を入たるもの、皆練と其制同じ、只皆練には紅の張裏をつけ、中階を省きたるものなり、火色皆練に就ては、古來諸説ありて、其區別判然せず、此下襲を著する時は必ず、黒牛臂、紺地の平緒を用ふる由なり、飾抄頭書に、嘉禎三年正月三日、臨時客、左大臣、被著火色下襲、後日、案内人曰、面裏可共打、中階強張、文面浮線綾圓、裏遠菱如常云々、黒牛臂、紺地孔雀唐草平緒云々、と見えたり(飾抄、西三條裝束抄、助無智秘抄、世俗淺深秘抄)

クワシヨサ 過所座 江戸時代淀川過所船抄、助無智秘抄、世俗淺深秘抄)の事を司る所をいふ、慶長八年十月河村興三兵衛木

クワシ

村總左衛門を知行代として之を司らしむ、
クワシヨフキヤウ 過書奉行 宿次過書奉行(シクツギクワシヨフキヤウ)を見よ、
クワシヨフネ 過所船 過所(關の切手)を持ちたる船をいふ、また江戸時代平田船に似たる大船にて、山城の淀川を通航するものをいふ、太平策に、過所船なるものは、居恒過書を以て、其過越する所の關津に出し、自在に之を度越する船をいふ、後世終に一種の船名となる云々と見え、和漢三才圖會に、按、過所船、從西國、京師運送之貨、通淀川、似、綿而大、凡可載三百斛餘也、字彙云、狹而長、可載三百斛者、名艇者即過所船之類乎といへり、
クワセンノクラオホヒ 火既鞍覆 赤き毛氈の鞍覆を云ふ、足利將軍専ら之を用ふ、貞丈雜記に、赤き毛氈の鞍覆の事、又火既の鞍覆とも云ふ、京都將軍の御物なる故、其の時代禁制なり、赤からず外の色をも限に不用なり、此の毛氈と云ふは今世のものせんにあらず、今世雜紗と云ふ物なり、異國より渡る物ゆゑ平人は用ふる事をゆるされず、御免あれば用之となり、御内書引付に云く、
就白傘袋赤氈毛鞍覆御免之儀、太刀一腰(家助)馬一疋(葦毛印雀目結)青銅五千疋到来日出候也
八月十一日(大永二年ナリ)
三雲源内左衛門どの、
爲白傘袋赤氈毛鞍覆御免之儀、太刀一腰(貞守)馬一疋(河原毛印)兩目結、青銅五千疋到来日出候也
六月十三日
浦上掃部助どの、

クワソク

族叟 宗叟(ソウドン)を見よ、
クワソク 華族 清華を云ふ、また華胄とも見えたり、クラオホヒ參看、

は三十貫文を収め、百姓よりは五貫文を収め、若しくは其分限に隨ひ、橋を修せしむるが如きこれなり、又日數に由りて差を立つるあり、大番に連參し、及び告げずして休眠するがときは是なり、又所領を召し放つべきに、之に代ふるに過意を以てし、或は許僞を以て人の田畠を争ふ者に、贖銀を科するがとき、其多寡並に地の大小に従ふ、又別に官より合して私人に納れしむるあり、辨償ともいふ、刈田の罪により、多く田地を加へて被害者に入れしめ、竊盜の僅に百文二百文に止まれる者をして、一々其錢を以て被害者に納れしめ、借貸返辨の期を愆つものをして、過意分を加へて還さしむるがとき、これなり
○王朝時代には贖銀(ソウトウ) 江戸時代には過料(クラレウ)あり、就きて見るべし(古事類苑法律部)

クワソク

いふ、大臣大將を兼ねて太政大臣に進む家筋を云ふ、文選任彦章の王文憲集序に、公生自華宗と見え、李善の注に、魏志曹植上疏曰、華宗貴族又應此舉とあるより出づ、源平盛衰記に、徳大寺左大將實定は一の大納言にて才學人に勝れ、華族の家に傳はり給へり云々、猶、セイクラの條を見よ、

クワソク

華族 明治時代に於ける臣民の階級の一、皇族の次、士族の上に位す、明治二年六月、公卿及び諸侯の稱を廢して華族と改稱す、蓋し華族の稱は、公卿の家格なりし清華の別稱なりしを此時之に準據して、其號を踏襲したるものなり、四年華族(武家)の輩、總て東京府の實屬となさしめ、十年一月、東西京に華族部長局を置き、十五年十一月之を廢し、宮内省中に華族局を置く、十七年七月華族令を制定せられ、爵を分ちて公、侯、伯、子、男の五等に分ち、華族一般其經歷勳功によりて各叙爵し、又維新前後國家に勳勞ある者、及び其嗣子を録して之に列せしむ、而して士人にて叙爵せられたる者は、黒田清隆、大木喬任、寺島宗則、山縣有朋、伊藤博文、大山巖、佐々木高行、廣澤金次郎、副島種臣、伊地知正治、吉井友實、井上馨、西郷從道、川村純義、山田顯義、松方正義(以上伯爵)福岡孝悌、島尾小彌太、三浦梧樓、中牟田倉之助、谷干城、伊東祐磨、三好重臣、曾我祐華、高島綱之助、榊山資紀、野津道貫、仁禮景範、土方久元、品川彌二郎(以上子爵)等となす、當時左の詔勅あり、
朕惟フニ華族勳賢ハ國ノ瞻望ナリ宜シク授ケルニ榮爵ヲ以テシテ用テ龍光ヲ示スベシ文武諸臣中興ノ偉業ヲ翼賛シ國ニ大勞アル者宜シク均シク優列ニ陞シ用テ殊典ヲ昭ニスベシ茲ニ五爵ヲ設テ其有禮ヲ秩ス卿等益々爾ノ忠貞ヲ篤クシ爾ノ子孫ヲシテ世々其美ヲ濟サシメヨ

同時に華族令を發布す、令に、第一條、凡そ爵を授くるは、勳旨を以てし宮内卿之を奉行す、第二條、爵を分ちて公侯伯子男の五等とす、第三條、爵は男子嫡長の順序に依り、之を襲かしむ、女子は爵を襲ぐことを得ず、但現在女戸主の華族は將來相續の男子を定むるときに於て親戚中同族の者の連署を以て宮内卿を経由し、授爵を請願すべし、第四條、爾今有爵者又は戸主死亡の後男子の相續すべき者なきときは華族の榮典を失ふべし、第五條、有爵者の婦は其の夫に均しき禮遇及び名稱を享く、第六條、華族戸主の戸籍に屬する祖父父母及妻及嫡長子孫及其妻は俱に華族の禮遇を享く、第七條、本人生存中相續人をして爵を襲かしむることを得ず、但刑法又は懲戒の處分に依り爵を奪ひ又は族籍を削られ、更に特旨を以て相續人に授くる者は此の例に在らず、第八條、華族の戸籍及身分は宮内卿之を管掌す、第九條、華族及華族の子弟婚姻し、又は養子せんとする者は先づ宮内卿の許可を受くべし、第十條、華族は其子弟をして相當の教育を受けしむるの義務を負ふべし、と見えたり(法令全書)

クワタイ

過意 録倉室町兩時代における刑名、錢財を収めて罪を償はしむるをいふ、本義は過失の意にして、轉じて刑名となるなり、而して辨償する錢財をば、過意錢、過料、過料錢、過錢、贖銅、贖財、辨償等と稱したり、贖銅は律令の制度の名をとりたるものなり、
方錢貨を収むるを本義とすれど、其他に兵器、布帛、馬匹等を徴することあり、又其錢貨を以て葺屋の用途に充て、神社、佛寺、橋梁、道路の修繕の用に充つるあり、此他貧富の差に由りて、錢數を異にするあり、例令ば、名主より

は三十貫文を収め、百姓よりは五貫文を収め、若しくは其分限に隨ひ、橋を修せしむるが如きこれなり、又日數に由りて差を立つるあり、大番に連參し、及び告げずして休眠するがときは是なり、又所領を召し放つべきに、之に代ふるに過意を以てし、或は許僞を以て人の田畠を争ふ者に、贖銀を科するがとき、其多寡並に地の大小に従ふ、又別に官より合して私人に納れしむるあり、辨償ともいふ、刈田の罪により、多く田地を加へて被害者に入れしめ、竊盜の僅に百文二百文に止まれる者をして、一々其錢を以て被害者に納れしめ、借貸返辨の期を愆つものをして、過意分を加へて還さしむるがとき、これなり
○王朝時代には贖銀(ソウトウ) 江戸時代には過料(クラレウ)あり、就きて見るべし(古事類苑法律部)

クワタイテチャウ

過意手領 江戸幕府の刑名、手領の一、テチャウの條を見よ、

クワタイラウ

過意牢 牢屋(ラウヤ)を見よ、

クワチヤウ

火長 火(クラ)を見よ、
クワチヤウノミヤ 華頂宮 伏見宮邦家親王の第十二王子博經親王より出づ、初め親王知恩院に入りて法親王たりしが、明治元年正月復節を仰付けられて華頂宮と稱せしむ、其御殿の名によられしなり、十六年伏見宮眞愛親王の第一王子博恭王入りて御相續となりしが、三十七年伏見宮に復歸し、第二子博忠王繼承し給へり(法令全書、親王家圖)
○博經親王 博厚親王 博恭王 博忠王
グワツクワウホサツ 月光菩薩 佛教にて菩薩の一、藥師如來の右の脇大師、此界月輪三徳等の徳義超勝したる所を、此薩埵具足し給ふが故に名づく(佛傳圖彙)

クワツジ

活字 活版(クラツパン)を見よ、

クワツ

クワツ

クワツジバン 活字版 活版(クワツバン)を見よ、

クワツジボン 活字本 活版(クワツバン)を見よ、

クワツテンシ 月天子 佛教にて天部の一、梵語蘇摩と云ふ、月神と譯す、即ち月天なり、波

は玉と譯す、月宮天子、名月天子、寶吉祥天子と云ふ、四天王に屬し、天下を照曜し、萬物を養ふこと日天子



有二百五 月天子 林に、珠

百光(向)下照、有二百五光傍行而照、是故月天名三千光明、亦復名爲三涼冷光明と見えたり(釋譯名義集、佛像圖彙、佛教いろは辭典)

クワツパン 活版 一字版または植字版ともいふ(活版)我國にて活字を製し、これにて印刷せる事の起因詳ならず、東大寺に寛治中の活字今に存せりといへば、これら蓋し其最も古きものなるべく、また以て當時此術が極めて狭き範圍には相違なきも、既に行はれたる事を知るべし、また時慶卿記によるに、文祿二年に活字を選擇して古文孝經を出版せること見えたりと傳はらず、今考ふるに、活字の製は古く支那もしくは朝鮮邊より傳はりしなるべく、而してまだ發達せずして中絶の姿に至りしを、豊太閤征韓の時、再び彼の國よりこれを傳へて、活版の術更に興りしもの如し、右に述べたる時慶卿記中の活字版も、恐らく朝鮮製のものか、然らざれば之を學びて作りしものなるべし(紀伊徳川家には、今は、文祿二年に、加藤清正の朝

クワツ

鮮より持ち來れりと傳ふる眞鍮製の活字を藏せりと云ふ、然らば當時朝鮮には、木製活字の外、眞鍮製のものを採用ししと見えたり、而して今日に存する活字版の書籍は、文祿五年の版なる蒙求を以て最も古しと爲す、其後慶長二年勅板活字の錦織段あり、これ當時朝鮮の法を傳へて模造せしものなりといへり、尋で徳川家康も亦この法に倣ひて關ヶ原後足利學校の都講三葉に三十餘萬の活字を與へて、遺書を多く印せしめたり、其活字足利學校に存せり、又三葉比叡山の麓に圓光寺を創立せしが、この寺にも當時の活字を存す、皆かうらい入木製の活字なりき、家康慶長十九年はじめ銅字二十萬をつくり、林道春に命じ大藏一覽を印せしめたり、この後幕府においては、銅字をもて、元祿中四書直解、四書集註、周易本義などを印せしめしが、又享保中六諭衍義、六諭衍義大意、東醫寶鑑、普救類方、増廣太平和劑局方、度量衡考などを印せしめたりき、此頃一時民間に於ても、活字をもて印行するものありしが、いづれも木製の活字のみなりしといふ、西洋の製にならびて、鉛製の活字をつくり出し、長崎の人本木昌造(實名を永久といひ號を悟意、笑三、點林堂などいふ)にはじまる、昌造は和蘭通詞にして、蘭書により或は蘭人に聞き、嘉永四年の頃はじめ流し込活字を作り、自著の和蘭通語の事を記したる一書を印行して、これを和蘭に送りしに、蘭人大に其技術を稱賛せしといへり、昌造曾て萬延の初めより、明治維新にわたりに、長崎製鐵所に仕へしが、明治二年同志者と謀り、長崎新町に私塾を開き、新街私塾と名づけ、讀書、習字、漢學、洋學の四科を授けしが、其入費莫大にして支へ難きより、活字製造をはじめし、其成績充分ならず、偶々米國の宣教師某清國上海に美華書院

クワツ

を建て、自在に活字を鑄造する由を開き、人を上海に遣して視察せしめし、美華書院は深く秘して教へざりしかば、空しく歸朝せしといふ、此頃また薩藩の儒者重野厚之丞(今の文學博士重野安禪氏)上海より活字をとりよせ、印刷を試みたれども、技術未熟の爲め用をなかりしかば、空しく庫中に藏するのみなるを聞き、池原香禪を介して、其機械並に活字を購求せしと雖も、成績未だ充分ならざりき、因りて米國宣教師フルベッキに就いて種々質疑し、この人の紹介にて、上海美華書院活版技師米國人カンパルの滿期歸國の便を以て、長崎に滞在を乞ひ、長崎製鐵所附屬の活版傳習所を、興善町元唐通詞會所跡に置き、活字鑄造及び電氣版の事を研究せしめたり、この傳習生の一部は、本木昌造の設立せし長崎新町活版製造所に入り、一部は製鐵所と共に工部省に屬し、明治五年東京に移され、勸工寮活版所となり、後ち左院中に在りし活版課に合して、太政官印書局となり、其後更に大藏省紙幣寮と合して印刷局となれり、明治三年本木昌造製鐵所を辭し、工場を自宅に設け、専ら活版製造に従事し、舊士族の授産に供するを目的とし、まづ小幡正藏を大阪に遣し、五代友厚に謀り、同地の大手町に始めて活版所を開く、(後北久太郎町二丁目に移す)四年門人平野富二に、新町活版製造所の事を一切委任せしが、同年十一月平野富二は活字を携へて上京し、芝神明前の書肆岡田吉兵衛の手を経て、活字數萬箇を左院に納め、(今の印刷局活字の根源)又横濱毎日新聞社、東京藏田活版所、日就社(小安岐、柴田昌吉編纂の英和字彙)に用ひたる活字、これなり)等に若干箇を賣りて、長崎にかへりしが、翌五年七月平野富二上京して、神田佐久間町書肆堂邸跡に、長崎出張所をおき、六年七月

クワト

築地二丁目に移す(今の東京築地活版製造所)これより國文社、秀英社をはじめ、各地方に於ても、活版業を營むもの續々起り、かく活版業の普及するや、紙製鉛版術次第に行はれ、紙紙及び雁皮紙を用ひて大に進歩せしが、未だ書體改良のことなかりしかば、十二年東京築地活版製造所は、社員曲田成を上海に遣し、明明書體の字母を改良せしめたり、その他廿四年二月佐久間貞一主唱して、印刷雜誌を發行し、二十六年七月曲田成、印刷物見本交換をはじめ、斯道の爲めに少からざる利益を興へたり、印刷機械の如きも、最初は手控印刷器の一種のみなりしが、後圓筒印刷器を輸入して用ひし、二十二年十一月兩院院開會にさきだちて、官報局長高橋健三佛國に赴き、二十三年の夏マリノニーと稱する輪轉印刷機械を携へて歸朝せしより、朝日新聞をはじめ、其他の新聞社印刷會社等にて購求し、今は蒸氣瓦斯を用ひて、この機械を運轉せしむるにいたれり、活版印刷業のかく隆盛に赴けるは、偏に本木昌造の力なりといふべし(明治八年九月三日授す)右文故事、日本工業史

クワトウ 火頭 王朝時代炊爨の事を取扱ふ者をいふ、即ち斯丁に同じ、賦役令義解に、凡役三丁匠、皆十人外給三人、宛火頭(謂火頭者、斯丁也、執炊爨之事、故曰火頭、即給功直與見役者同也)と見えたり、

クワトウシユウ 裘頭衆 東大、興福、延暦、園城諸寺の僧徒即ち僧兵を云ふ、袈裟にて頭を裝む故に裘頭の大衆と云ふ、鑿真和尚聖武天皇の召に應じて、本朝に渡らんとしたりしに、弟子等袈裟もて頭を裝み、顔を隠して之を引留めしに起ると云ふ(源平盛衰記)、常に武器を携帯し亂暴狼藉を極めたり、太刀は多く佩かすして脇に挟みたり、衣服(イフク)

クワトウ

の挿圖參看、クワトウラク 裏頭衆 唐樂平調二十九曲の中の一、一名散手作物と稱す、新樂にて中曲(起原)唐の李德祐の作とも、又漢明帝の作とも傳ふ、樂譜に、大國法城拂之時、以錦羅絹綾等、裏頭拂之、此故に裏頭衆と云ふ、と見えたり、天皇冠禮後宴日、及び皇太子加冠節會に奏するを例とせり、されど其傳來に至りては、今日之を知るによしなし(禮樂志、歌舞音樂略史)

クワトクモ 和徳門 大内裡の門、拾芥抄及び玉葉に化徳、愚昧記及び續教訓抄、類聚雜要抄に花徳に作る、内裡の東なる綾綺殿の北に在り、禁掖秘抄に、公卿のまいる道は、つれに化徳門より入て、陣の座にもつくし又北山抄に、(上略)大臣、或自和徳門退出、一大臣參入時、用數政門、被大臣在陣座時、以一大臣、可入自和徳門、云々と見えたり、

クワノクツ 靴 名、否の一種、朝廷の儀式に用ふ、和名抄に唐令云、烏皮鞋、赤皮鞋(音戈字亦作靴、化乃久豆)胡履也、官職浮沈或問に靴は禮の履、飾、足爲禮也、靴は本字作靴、所以華足、故字從革華、と云へり(義)革にて造る、上に筒あり、蓋蓋錦にて作り、革製の紐にて締む、靴帶と云ふ、兩端に金物あり、裏に氈を附く、是を靴氈(花仙)と云ふ、錦赤地を用ふ(義)朝賀、小朝拜、節會、内宴等に天皇之を著す、諸臣又同じく著す、諸臣は此外即位、行幸、行啓、列見、定考、駒奉、讓位、立后、立太子、任大臣、釋奠等の公事にも用ふ、延喜式に制して、内外諸司把笏、非把笏を論ぜず、公事公會の所には悉く靴を著せしめ、自餘は履を著せしむ、と當代裝束抄に、色は大臣は赤地、大臣以下四位五位までは青地とし、裝束抄に靴氈赤地は左近衛大中少將、青色は右近衛の

クワト

クワト 貨幣 [上代]太古の世はまだ貨幣の制あらず、各其土宜に従ひて、物品を交換せしに過ぎざりき、紀元八百年代以來韓土諸國より金銀を買せしことあれども、當時之を以て通貨としたるにあらず、たゞ僅に裝飾に用ひたるに過ぎず、天武天皇三年對馬國より銀を買す、これ我國に於て銀の出

クワノ

大中小將等用ふとす、又一説に赤は壯年、青は老年のもの多く用ふと云ふ(義)朝廷に靴を用ひられし事の見えたるは、續後紀に、承和三年六月戊戌朔戊午、天皇御衣、紫宸殿、賜侍臣酒、且令(國書)天皇依(炎熱)脱御靴、勅侍臣同亦脱之とあるを初見とす(延喜式、和名抄、飾抄、桃華葉業、西三條裝束抄、裝束圖式、官職浮沈或問)

クワノモン 窠紋 紋所の名、單に窠といふ、木瓜を輪切りにしたる形を寫したるより、瓜の紋といふといひ、或は蜂の巢の如き形したるに因り窠紋とかくを正しきともいふ、續紀に、窠子錦みゆ、又綾にもいへり、本朝式に、小窠錦、一窠二窠五窠錦などいへり、裝束の模様にも之を用ふ、今上に示すものは、女官禮服の下引腰の模様窠紋といふものなり、後世窠紋をモツカウカタと稱す、木瓜紋(モツカウノモン)參看(後訓業、織文圖會)

クワハウバウ 華芳坊 大内裡朝平門内の東方桂芳坊の東に接し、内裡の東北隅に位す、春華門と相對して北面に門あり、西宮記に、天曆八年九月二十日、小一條記云、春宮丈夫、於華芳坊、定(官)廳官考、年來亮以下著座行之、而今年兩亮有障不參、仍可(點)定之、云々とあり(拾芥抄、大内裡圖考證)

クワヘイ 貨幣 [上代]太古の世はまだ貨幣の制あらず、各其土宜に従ひて、物品を交換せしに過ぎざりき、紀元八百年代以來韓土諸國より金銀を買せしことあれども、當時之を以て通貨としたるにあらず、たゞ僅に裝飾に用ひたるに過ぎず、天武天皇三年對馬國より銀を買す、これ我國に於て銀の出



クワノ

クワノ 貨幣 [上代]太古の世はまだ貨幣の制あらず、各其土宜に従ひて、物品を交換せしに過ぎざりき、紀元八百年代以來韓土諸國より金銀を買せしことあれども、當時之を以て通貨としたるにあらず、たゞ僅に裝飾に用ひたるに過ぎず、天武天皇三年對馬國より銀を買す、これ我國に於て銀の出

クワヘ

たる始めなり、(按ずるに、日本書紀額宗天皇二年の條に、冬十月、是時天下安平、民無備役、歲比登稔、稻斛銀錢一文、馬牛被野)と見えたるを以て、當時既に錢貨の行はれし證とするものあり、又これは後漢書によりてかける記者の修飾にて、證とすべからずといふものあり、暫く記して後考を待つ、同十二年詔して自今以後銅錢を用ひて、銀錢を用ふることなからしめ、後また銀錢をも併せ用ふべき旨を諭されたりき、抑々銅は太古より専ら、本邦に産出せるものなれど、之を通貨に用ひたるは、外交稍々起りて、錢の衝開けし後の事なるべし、持統天皇の時、直廣肆大宅麻呂等を鑄錢司に拜せしことあれども、いまだ其制整はざりき、文武天皇の三年に至りて、始めて鑄錢司を置き、直大肆中臣朝臣意味麻呂を以て、長官となしたり、しかれどもいかなる錢を鑄たりしかば詳ならず、尋で(奈良朝時代)元明天皇の時、武藏國より和銅を獻せしかば、元を改めて和銅となす、元年備鑄錢司を置き、備鑄錢司とは、諸方にある、鑄錢を監督す義なり、銀及び銅錢を鑄る、和同開珎錢是なり、爾來錢面には年號を記し、或は美號を命ずるを例とす、また聖武天皇天平二十一年陸奥國より黃金を獻す、天皇大に悦びたまひ、元を改めて天平感寶元年とす、即ちその金を以て東大寺盧舍那佛裝飾の料に充つ、淳仁天皇天平寶字四年、勅して開基勝寶(金錢)太平元寶(銀錢)萬年通寶(銅錢)の三錢を鑄、舊錢と並び行はしむ、これ黃金を以て貨幣とし、及び錢文に通寶といへることの始めなり、依て錢錢一文を以て、銀錢十文に當て、銀錢一文を以て銅錢十文に當つ、稱徳天皇天平神護元年、神功開寶を鑄る、銅錢なり、舊錢と共に世に行はる、光仁天皇寶龜三年、是より先新錢を鑄ること、必ず一を以

クワヘ

て舊錢の十に當つ、此に至り官奏によりて、新舊錢の價を同くす、同十一年勅して、私に錢を鑄るもの罪科を定むること差あり(平安朝時代)桓武天皇延暦元年錢價宜しきを得たるを以て、鑄錢司を廢す、同九年復おく、十五年、隆平永寶の銅錢を鑄る、爾來歴々勅して、更民の擅に錢を鑄るを禁じ、又錢貨の價なることを諭して、普及を計られたり、嵯峨天皇弘仁七年、鑄錢司を廢す、凡山城、河内、備中、豐前等、銅を産する處には、歴々採銅使を置く、其鑄錢司の廢置も、また常ならざりき、九年長門の國司を改めて、鑄錢使とし、富壽神寶の銅錢を鑄る、爾來年々鑄造せり、後ち周防國に移す、仁明天皇承和二年、承和昌寶の銅錢を鑄る、嘉祥元年、長年大寶の銅錢を鑄る、共に一を以て舊錢の十に當つ、清和天皇貞觀元年、饒益神寶の銅錢を鑄る、同十二年貞觀永寶の銅錢を鑄る、宇多天皇寛平二年、寛平大寶の銅錢を鑄る、醍醐天皇延喜七年、延喜通寶の銅錢を鑄る、一を以て舊錢の十に當つ、同延喜五年、延喜式を撰し、鑄錢司及び私鑄者に關する制を定む、村上天皇天徳二年、乾元大寶の銅錢を鑄る、凡、中古錢貨の沿革、大抵右の如し、その私に鑄る者は、八虐と共に大赦にあへども猶赦さるる制なり、王室衰頽してよりは、鑄錢の事も行はれず、銅貨の買も、また次第に下りたり、(鎌倉時代)及びて、錢幣貨貨盛に行はれ、凡納納贈酬等には砂金、南金などいふものを用ひ、民の租調を買するにも、多く錢貨を納む、しかれども終に鑄錢の議に及ばず、而して當時専ら外國錢のみ行はれて其弊多かりしかば、後鳥羽天皇は嚴に之を用ふことを停めたまひしかども、猶やまざりき、後醍醐天皇建武中興の初に、乾通通寶錢を鑄造せられたりしかども、また普れく行はるるに至らざりき、(室町

クワヘ

時代)には應永以來國用缺乏し、足利氏明に通じて、専ら彼國の錢を行ふ、之を永樂錢といふ、こは外國のものなれども、其實善其なるがために、大に國內に流布し、遂に永高永勘定などいふこと起り、金銀田賦とも、是を以て準則として、價直を立るに至れり、此他洪武錢、宣德錢等行はれ、又惡錢の流行盛なりしかば、歴々令して、其實の良否を撰定せしむ、當時これを撰錢といへり、(按ずるに、此時永樂錢は、關東に専ら行はれ、京には宋元の古錢專に行はる、されば遂に永錢、京錢二様の相場あるにいたりしなり)【桃山時代】天正十五年豊臣秀吉、銀及び銅を以て天正通寶錢を鑄る、明年大判金、及び小判金を造る、天正十六年判といふものはなり、茲に至りて始めて兩分、朱の制あり、(按ずるに、是より先、天正十三年に、秀吉金賦として、大名小名に金銀を與へしことあれば、大判、小判、丁銀等の稱は、この時より以前にありしなり)文祿元年、銀及び銅を以て、文祿通寶錢を鑄る、四年又駿河墨小判金、及び武藏墨判小判を鑄造す、同慶長四年初めて一分判金を造る、これは秀吉薨去の後なり、(江戸時代)の初慶長六年、大判金、小判金、一分判金等の制を改正し、更に京、江戸、駿河、佐渡等に於て之を鑄造す、同十一年、慶長通寶の銅錢を鑄る、永樂錢と並び行はれしが、十三年にいたりて、銀及び銅なり、是より先、慶長六年、伏見に銀座を設け、後藤庄右衛門、末吉勘兵衛之を掌る、後京都に移し、又江戸にうつす、かくて鑄錢の事を扱はしめしが、此に至りて始めて諸國金銀奉奉行を設けぬ、又常是座あり、鴻淺作兵衛の掌るところにして、江戸及び京都におく、寛永十三年、寛永通寶の銅錢を鑄る、寛文八年又鑄る、所謂文字錢是なり、この後歴

クワヘ

之を鑄る、元文以來は鐵をも雜へ用ふ、元祿八年更に大判、小判、分判、丁銀、豆板銀等を改鑄す、之を元字金銀といふ、この年令して諸國の鑛山を開かしむ、初め徳川家康關八州の大名たりし時、金見役といふものを設け、京師の人、後藤庄三郎光次を召し、金銀の鑄造等を掌らしむ、後江戸及び駿府に金座を設け、後藤氏の子孫永く幕府の貨幣を掌ることなれり、寶永五年、寶永通寶の大錢を鑄る、通用不便なるを以て明年之を停止す、正徳四年、是よりさき金銀貨惡貨多きを以て、悉く改鑄して慶長の制に復す、享保元年、小判金貨並に壹分判金貨を改鑄す、五年元祿大判金を改鑄す、之を享保判金といふ、元文五年、また金銀貨を改鑄す、之を元文判金といふ、三年銅座を大阪におく、明和五年寛永通寶の眞鍮錢を鑄る、安永九年、南鐸貳朱判を鑄る、九年鐵座眞鍮座を大阪におく、寛政元年丁銀を造る、文政元年二分判金貨を鑄る、後ち歴々改鑄す、天保三年、二朱判金貨を鑄造す、六年當百錢を鑄る、八年五兩判金貨を鑄る、又舊小判、一分判金貨、丁銀、豆板等を改鑄す、嘉永六年南鐸上銀を以て一朱銀貨を鑄る、安政萬延年中屢々改鑄せり、文久二年江戸長崎に銅座出張所を設け、各地産出の銅を採集す、三年文久永寶錢を鑄る、凡貨幣制度の複雑なる江戸時代を以て第一とす、これ當時金銀の産出最増加せると、世事の漸く煩繁なりしに依れるものなるべし、此他、金法馬、甲州金加州金、及び紙幣の制あり、金法馬は慶長中、大阪に於て千枚法馬と稱するものを造りしに始まり、紙幣は後醍醐天皇建武中興の時に始めて造られしが、普く行はれず、慶長元和以來、諸侯皆之をつくり、封内を限りて行ひしものなり、之を藩札といふ、甲州金貨は、甲斐に行はれ、加州金貨は加能越の三國にのみ行はれ

クワン

しものにて、共に天正以後の事なり、(明治時代)維新後金銀貨並に銅貨の價を定め、金銀座を廢し、造幣局をおきて、大藏省の被管とし、新貨幣の鑄造を命ず、又貨幣偽造者の罪を定め、續いて新貨條例を頒布し、遂に舊貨の通用を停む、此に至りて大に其觀を改めたり、紙幣は明治元年太政官札を發行して、金銀貨と共に通用せしむ、紙幣案をおき、新紙幣を發行するに至りて、造幣寮及び諸銀行會社等よりも又之を發行す、明治二十九年三月國立銀行紙幣通用期限を三十二年十二月九日迄として發行を停止し、日本銀行のみ兌換券を發行せしむ、而して紙幣は印刷局にて、金銀銅貨は大阪造幣局にて鑄造す(日本制度通、法令全書)金銀貨(キンギンクラ)紙幣(シヘイ)錢(セニ)並に各貨幣の條參看。

クワン

に攝政關白、檢非違使、藏人の如きを職とし、其外を官と稱せらば、本義を誤れるなり、又後世は官は公にのみ稱すれども、職は私にも用ひたり、武家諸職の如し(官職雜儀、官職知要、令講義)○而して官には必ず之に相當したる位あり、之を官位相當と云ふ、假令ば大臣は正從二位、大納言は正三位を相當とするの類なり、次頁に表示すれば、就て見るべし、猶官制(クワンセイ)職制(シヨクセイ)參看。

クワン

クワン井 官位 官とは朝廷の諸職をいひ、位は朝廷より親王諸臣に賜ふ位階を云ふ、即ち大臣以下書吏以上を官、一品以下初位以上を位と云ふなり、又位官とも稱す、官は又職とも云ふ、共に「ツカサ」の義なり、故に又之を連續して官職とも云ふ、世

クワン

クワン井 官有地 明治時代各所公園地、山林野澤湖沼の類にて、舊來無税にして官簿に記載せる地をいふ、此地は、政府の都合、或は人民の願により之を賣買する等、總て大藏省の成規に従ふべし、但地券を發するに及ばずと雖も、其坪數地方官の帳簿に書載すべしといふ、明治六年三月之を制定す、翌年十一月更に改正し、第四種とす、皇宮地、神地を第一種とし、地券を發せず、地租を課せず、區入費を賦せざるを法とす、第二種は、皇族賜邸、官用地にて、地券を發し地租を課せず、區入費を賦するを法とす、第三種は山岳林藪河海流渠渠道路等(民有地)にあらざるもの、鐵道線路敷地、電信架柱敷地、燈明臺敷地、各所の舊跡名區公園等(民有地)にあらざるもの、人民所有の權利を失せし土地、民有地にあらざる堂宇敷地及墳墓地、行刑場等にて、地券を發せ

クワン

す、地租、區入費を賦課せざるものとす、第四種は、寺院、大中小學校、説教場、病院、貧民院等、民有にあらざるものにて地券を發せず、地租を課せず、區入費を賦するを法とす(大日本租稅志)

クワンエイ

寛永 後水尾天皇御宇の年號、後の十四年は明正天皇に係る、元和十三年二月三十日改元、甲子に依てなり、二十年を経て後水尾天皇正保と改む、開闢毛詩に、考槃在澗、碩人之寬、獨寢寤言水失弗護とあり、其註に、寛廣水長とあるに據る、文章博士菅原長維勸申す(元祕別錄)

クワンエイジ

寛永寺 前在武藏國江戸上野○東叡山圓頓院ともいふ、天台宗、關東の總本山、建長元年(八八一年)地所を撰定し、寛永二年二月土木の功を興し、四年四月に至て竣る、天海僧正を開山と爲す、初め徳川家康武藏國仙波星野山無量寺に天海を招き居らしめ、關東天台宗の總本山とし、東叡山喜多院と改む、後ち天海府下に一寺を新建して居らんことを請ひ、且つ山城國比叡山延曆寺に擬し、江戸城の鬼門忍岡に一寺を建て、國家鎮護天下泰平の祈願所と爲さんと再請す、幕府其説を納れ、四城の舊材及び白銀等を與へ、遂に竣工を見るに至る、因て山城を東叡山、寺號を寛永寺と稱す、元祿十五年後水尾天皇の第三皇子守澄法親王を請じて天海の法嗣と爲し、正保四年入室す、山内根本中堂及び文殊樓雲水塔輪轉藏を初め三十六坊ありて壯嚴を極む、明治戊辰の役兵燹に罹り殆ど烏有に歸せしが、後ち上野國世良田長樂寺の本堂を舊大慈院の跡に移して再建し、今日に及べり、舊時は寺領一萬千七百九十石を有したりき、武藏志科、江戸砂子、江戸名所圖會、殿居(寛)

クワンエイシヨカケイフデン

寛永諸

クワン

家系譜傳 卷三百七十二卷、寫本百八十六冊、内武家諸氏の系譜傳記を記したるもの、類別して松平氏、清和源氏、平氏、藤原氏、諸氏の五種とし、末に醫者同朋茶道の三類を添ふ、寛永十八年三代將軍家光の時幕府より命じて、大名旗下の系圖を上進せしめ、備中守太田資宗監修し、林道春其子春齊總裁となりて撰録す、二十年九月成る、眞名本假名本の二編に作る、原文に據りて之を起草し、繁簡當を得ず、亦深く究めざる者あれど、諸家の世系履歷を總括し、後人をして信據せしむるを得る好著なり(寛永諸家系譜傳)

クワンエイツウハウ

寛永通寶 江戸時代に行はれたる錢貨の一種、寛永の年鑄造し始むるを以てこの名あり、鑄造の年代に因り、或は銅或は鐵或は眞鍮にて造り、形狀圓形孔あり、其徑と重量とは各差あれど、概徑八分内外、重量九分内外とす、其面に寛永通寶の文を上下左右に極印し、裏に文字なし、其貨率も亦不同なり、類例略要集に、始めて鑄造の時は銅十貫目、錫六貫目、鉛四百目の割合といひ、大日本貨幣史に、明和年間鑄造には、百分算にて銅五十分、白味三十五分、鉛十五分なりといふ、銘文の筆者に、東山長嘯子、藤木甲斐守、佐々木志願、鳥丸光廣、南光坊天海などありといへど詳かならず、寛永錢の稱類甚だ多し新寛永錢譜に據れば左の如し、詳しくは各條を見よ、
文字錢 鳥屋錢 萩原錢 丸屋錢
文刮去 耳白錢 正徳佐字 享保佐字
元文佐字 安永佐字 鐵錢佐字 佐無背錢
七條錢 深川錢 雜波錢 享保仙字
元文仙字 十字錢 清水錢 有來錢
鳥羽錢 小字錢 猿江錢 若山錢

クワン

伏見錢 宇津中島錢 寂光寺錢 秋田錢
膳所錢 四當錢 藤澤錢 川字錢
加島錢 押上錢 元字錢 之呂女錢
足字錢 因幡錢 長字錢 伏見鐵錢
一字錢 久字錢 久二錢 千字鐵錢
四年錢 元文龜井戶錢
起原治 寛永十三年六月、銀座役人秋田宗古に命じ、江戸芝濱手及び近江坂本に於て、新に錢座を建て、銅錢を鑄る、是を寛永通寶といふ、爾後屢々諸處に於て鑄造ありと雖も、皆寛永通寶と稱す、凡そ鑄造銅錢の額未詳なれど、安政年間百文錢並に鐵錢を以て交換し、官庫に收めたる額二十一億千四百二十四萬六千二百八拾三枚といふ、又鐵小錢は、元文以來慶應三年に至るまで所鑄の額凡そ六十三億三千二百六十一萬九千四百零四枚なりと云、今貨幣史に據り鑄造の年代及び其性質を示せば左の如し(貨幣秘録、貨幣通考、泉彙、大日本貨幣史)

年代	性質	年代	性質
寛永十三年	銅	寛保元年	銅
明曆二年	銅	寛保二年	銅
寛文八年	銅	明和二年	銅
元祿四年	銅	明和四年	鐵
元祿十二年	銅	明和五年	眞鍮錢、鐵
寶永五年	銅	明和六年	鐵
正徳四年	銅	明和七年	鐵
享保十一年	銅	天明四年	銅、鐵
享保十三年	銅	文政四年	眞鍮錢
元文元年	鐵	天保六年	鐵
元文二年	銅、鐵	安政四年	眞鍮錢、銅、鐵
元文三年	銅、鐵		
元文四年	銅、鐵		

クワン

クワンエイノサンホ 寛永三輔 江戸幕府にて寛永時代、徳川家光を輔佐し能く政事を行ひたる、酒井雅樂頭忠世、土井大炊頭利勝、青山伯耆守忠後の三人を世に稱していふ、

クワンエン

寛延 桃園天皇御宇の年號、延享五年七月十三日改元、三年を経て寶曆と改む、開闢文選に、聖主得賢臣、頌曰、開寛裕之道、以延天下之英俊也とあるに據る、光臺(寛)

クワンオウ

觀應 北朝崇光天皇御宇の年號、貞和六年(南朝の興國五年)二月二十七日改元す、代始に依てなり、二年を経て文和と改む、莊子に、玄古之君天下、無爲也、疏曰、以虛通之理、觀應物之數、而無爲とあるに據る、文章博士兼越中介藤原朝臣行光勸申す(元祕別錄)

クワンオン

觀音 觀世音の略稱、クワンオンを見よ、

クワンオンク

觀音供 仁壽殿に於て、毎年正月十八日に行ふ供養をいふ、同殿には觀音像二體を安置したり、東寺長者之を勤む、里内裡の時には眞言院にて修す、起原詳かならず、延喜十八年正月之行ひし事見えれば、是より先既にありしなるべし、神事の時には之を修せず、天徳四年内裏焼失の時、佛像燒失す、應和二年六月再造之を安置す(年中行事秘抄)

クワンオンジ

觀音寺 前在山城國叡喜郡寶賢寺村字上○初め息長山寶賢教寺と號す、眞言宗新義派○本尊觀世音菩薩、起原詳初め天武天皇勅して除病延命のため一字を建立し、寶賢教寺と號す、其後聖武天皇の勅願に依り、僧眞辨丈六大悲圖像を彫刻し、之を大金堂に安置し、供僧二十口を置き、三論華嚴法相三宗兼學の道場とし、眞辨法法の

高足實忠を第一世とす、後屢々火災に罹り、僧慈覺大衆院實實信等之を再建す、又大檀越藤原基通關白家基大に伽藍を重修す、元亨元年十一月火災の爲め一山燒亡、十一年大小法堂を再造せしむ、漸々荒廢し、今僅に本堂庫裡を存するのみ、寺號觀音寺と改む(山城志、平安通志)

クワンオンジ

觀音寺 前在山城國乙訓郡大山崎町、眞言宗新義派、金剛峰寺の所轄に屬す○本尊千手觀音、昌泰二年創立し、寛平法皇を以て開基とす、其後荒廢し、本尊を同町八幡宮南倉内保に移す、延喜九年僧以空佛開坊舎を再建す、因て之を中興開山となす、又此地開創の時、土中より有銘の石佛を掘出す、是れ聖王の像なり、今尙本寺に存す、寛文二年以空の戒行觀開に達し、貞享二年五月金剛菩薩の號を賜ふ、後水尾法皇堂宇及び徳門を建立し、又妙音山三字の額を賜ひ、勅願寺となる、京華要誌には、雍州府志によりて創建詳かならず、本尊は行基山崎渡の橋を架する時、祈願の爲めに彫刻する所にして、俗に橋懸觀音と稱す、其後大に荒廢し、中世木食上人之を再興すと云へり、元治の兵火に罹り、本堂を除くの外悉く燒失せしが、爾來重修營に復せり○本堂は明治二十七年の新築にかか(平安通志、京華要誌)

クワンオンジ

觀音寺 前在山城國京都府市下京區今熊野、泉涌寺の内北側○今熊野觀音寺とも稱す、眞言宗○本尊等身の千手觀音、或は十一面觀音と云ふ、三十三所の第十五番札所なり、弘法大師當山に草堂を創建し、觀音の像を彫刻して安置す、其後、藤原緒嗣伽藍僧房を造營す、應仁の兵亂に悉く破壞し、今僅に一堂を存するのみ(山城名勝志、京華要誌)

クワンオンジノミササキ 觀音寺陵 觀世音寺(クワンオンジ)を見よ、

クワンオンジヤウ

觀音寺城 前在近江國蒲生郡老蘇村大字清水鼻々木山、起原詳かならず、六角氏世々此に居る、氏頼の時延元元年正月新田義貞之を陥れしが、後ち氏頼歸城し南朝諸將と戦ひて功多し、高頼に至り將軍義尚其暴戾を怒り、長享元年九月自之を攻め奔らす、將軍歸洛後高頼歸城す、將軍義種之を逐ひ歸洛の後復城す、定頼の時永正十七年二月將軍義種三好氏に逐はれ寄寓し、同年五月歸洛、義賢の時永祿十一年九月織田信長義昭を奉じて之を攻め奔らせし城廢す(廢城考)

クワンオンジノニフタウタイシヤウタイ

觀音寺入道太政大臣 西園寺公名(サイオンジキナ)を見よ、

クワンオンジノミササキ

觀音寺陵 後堀河天皇の御陵、山城國京都市下京區今熊野町に在り(陵墓一覽)文曆元年八月二十七日、此地に葬る、山陵志に、後堀河陵、在今熊野觀音寺地、按泉涌寺來迎院北、觀音寺東丘、是陵所據、古圖「當矣」といへり、
クワンオンタウ 觀音堂 前在相模國鎌倉郡二階堂村○大藏觀音、或は杉本觀音とも云ふ、天台宗○本尊十一面觀音、三軀ありて前立は運慶の作にて建久二年源賴朝の收むる所とす、堂杉本寺の額をかく、坂東三十三觀音の第一番の札所、起原詳、天平六年行基の創建、文治五年十一月燒失、建久二年九月賴朝參詣して破壞を憐み、修理料堂料を寄す、四年九月立願の爲め賴朝參詣す、建曆二年九月實朝參詣す、延元二年十二月陸奥國司北島顯家鎌倉を攻めし時、斯波家長相馬重胤堂内に遺れて自殺す、天正十九年堂領五石六斗餘の朱印を賜

クワン

クワン